2015年4月 18日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

国交省の代替地造成が遅れている中事業認定を~~するのは~~
~~やめる~~
すべきでない。

群馬県
27.4.21
監理課
収受

2015年4月 18日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

平成26年秋に川原湯の王湯で開かれたダムの総会の席で私の質問（ダム本体の下流直下 境川の断層は活断層で過去に何回も大きくずれた）についての答えがダム副所長の答弁でありましたが、答えとして断層の調査は十分にありますが資料が手元にありませんので、後日当方に説明に行きますという答えでした。でも平成27年4月18日現在、資料もなく説明もありません。この事はダム下流の住民の安全性に関する重大事案であります。早急に説明を公にして下さい。

群馬県
27.4.21
監理課
収受

2015年4月 18日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

ダム建設は、昭和27年より国が押し進めて来た事業であり、住民は苦渋の選択で町外移転や代替地移転を余儀なくされてきた。

八ッ場ダムで苦しんできた全ての住民が幸せになる権利があり、強制収用が可能となる事業認定の手続きの前に、国はもって声をや県
きく努力をするべきだ。

群馬県
27.4.21
監理課
収受

2015年4月18日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

ダムは中止して下さい。
土地収用しないで下さい。

2015年4月 19日

群馬県知事 殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称 国土交通大臣

事業の種類 一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり提出します。

八ッ場ダム反対
強制収用 反対

2015年4月19日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を~~別~~下記紙のとおり、提出します。

記

今もふる土とを離れられない、代替地がみつからないなどの理由で住み続ける人々がいます。これらの人々のくらしを守るのが県知事の仕事です。国土交通省に強く働きかけて下さい。

2015年4月20日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書

名勝・吾妻渓谷をこれ以上破壊することなく、貴重な動植物の棲家である自然の宝庫をダムに沈めないで下さい。また、八ッ場ダムは利水面においても治水面においても必要性がなくなっており、且つ、災害誘発の危険性を招くダムです。ダムを造れば、私たちの子孫にとって巨大な負の遺産となるダムであり、中止を願いたいものです。

なお、地域の活性化を目指すべき行政が、このような公益性のない八ッ場ダム事業に対して税金を投入することは、相対的に他地域の活性化のために必要な予算を減らすことにつながります。過去の歴史から見ても、ダム建設で潤ってきた例はなく、一時的な特定業者のための利益をもたらすだけで、持続的な地域の繁栄にはつながらないことは自明です。

また、基本的人権を侵す住民を無理やり追い出す土地の強制収用を可能にする事業認定を行うことには賛成できかねます。止めるべきであります。

以下に具体的な問題点を指摘します。

1　首都圏の水需要の縮小で八ッ場ダムの水源開発の必要性は皆無になっている

首都圏の水道の給水量は最近20年間、ほぼ減少の一途を辿っており、最近20年間の減少量は八ッ場ダムの開発水量の1.5倍以上になっています。 首都圏の工業用水も減り続けています。一方で、ダム等の水源開発が次々と完成してきたことにより、首都圏では水余りが年々進行しています。

八ッ場ダムの最大の利水参画者である東京都の水道給水量も、最近20年間に八ッ場ダムの開発水量に匹敵する水量が減っています。ところが、東京都は給水 量が現状の1.3倍まで急増していくという架空予測を行って、八ッ場ダムの水源が必要だという虚構をつくり上げています。八ッ場ダムの利水事業に参画する 他県（埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県）も同様です。

これからは首都圏の人口も減少傾向になりますので、水道用水が縮小の一途を辿っていくことは必至であり、水余りがますます顕著になっていきます。このように水余りが一層進む時代において八ッ場ダムによる水源開発が不要であることは明白です。

2　利根川の河川改修の進捗で治水対策として八ッ場ダムは無意味になっている

八ッ場ダムの構想の始まりは1947年のカスリーン台風洪水にありますが、利根川はカスリーン台風後に河川改修がどんどん進められ、今は十分な流 下能力があります。河川改修の進捗により、利根川では洪水時の越流がなくなり、大きな洪水が来ても、堤防よりはるかに下の方を流れるようになっています。

八ッ場ダムの治水効果は利根川では最も効果がある場合でも十数ｃｍの水位低下しかありませんので、利根川の治水対策として八ッ場ダムは何の意味もありません。

さらに、カスリーン台風時にたとえ八ッ場ダムがあっても、ダム集水域は雨量が少なかったので、その効果がゼロであったことも国土交通省のデータにより明らかになっています。

国の財政事情が悪化している現在、無意味な八ッ場ダムに巨額の河川予算を投じている場合ではありません。利根川の流域住民の安全を確保するために、その予算を利根川の喫緊の治水対策である内水氾濫対策や脆弱な堤防の強化対策に回すべきです。

3　八ッ場ダム予定地は地質が脆弱であるので、地すべり等災害を誘発する危険性が高い

八ッ場ダム貯水池予定地は、上流域に活火山である浅間山と草津白根山がある火山地帯であるので、その影響で脆弱な地層が広く分布しています。そのため、ダム完成後に貯水して水位を上下させると、地すべりを誘

発する危険性が十分にあります。
国交省の10年以上前の調査でもダム貯水池予定地で地すべりの可能性があるところが22か所に及んでいます。しかし、八ッ場ダムの地すべり対策費は現在はたった6億円しかなく、国交省は安全性を犠牲にしてダム建設にまい進しています。

水没予定地住民の移転代替地は八ッ場ダム貯水池の周りに造成されており、地すべりなどの災害はこれまでダム事業の犠牲になってきた住民の生活を脅かすことになります。

試験湛水による水位の上下で地すべりが誘発された場合は地すべり対策工事に追われ、大滝ダム（奈良県）や滝沢ダム（埼玉県）のように、八ッ場ダムの完成が5～10年延びることが予想されます。

4　国の名勝・吾妻渓谷が台無しになり、水没予定地のかけがえのない自然が失われる

名勝・吾妻渓谷は奇岩怪岩が立ち並ぶ3.5ｋｍの渓谷で、その美しさから"関東の耶馬渓"とも称され、大勢の観光客が訪れてきました。

その上流部1/4がダム本体工事の予定地であって、現在進行中の工事で渓谷の様相が大きく変わりつつあります。

ダムができれば、破壊から免れる吾妻渓谷の中下流部も今の美しさを維持することができません。この渓谷の魅力は屹立する岩壁の美しさにあります。それは 時折来る洪水が岩肌の表面を洗い流してくれるからですが、ダムが洪水を貯留するようになれば、その機会が激減し、岩肌をコケが覆い、草が生い茂って魅力が 乏しい渓谷に変ってしまいます。

利根川水系の下久保ダムの直下にある三波石峡はかつては大勢の観光客が訪れる渓谷でしたが、下久保ダム完成後は渓谷の自然美が失われ、観光客が大幅に減ってしまいました。吾妻渓谷も同じ運命を辿ることになります。

吾妻渓谷だけではありません。ダム予定地は国の天然記念物・川原湯岩脈をはじめとする類まれな景観に恵まれた地域であり、鳥類の生態系の頂点に位置する クマタカをはじめとして、絶滅が危惧される貴重な動植物が数多く棲息していますが、これらの動植物を育んできた自然も、ダムができれば失われてしまいま す。

5　水没予定地のかけがえのない歴史遺産が失われます

八ッ場ダム予定地は、縄文時代・草創期から江戸時代・天明期に至る遺跡の宝庫です。豊かな自然と湧き水に恵まれたダム予定地には古来から人々が集落をつ くって住み暮らしてきました。江戸天明三年の浅間山大噴火で流化した泥流は、吾妻川沿いの集落を覆い、その結果、集落全体がタイムカプセルのような良好な 状態で現在に蘇ることになりました。地域振興の核になりうるこれらの遺跡群も、ダムができれば失われてしまいます。

6　八ッ場ダム湖は水質の悪化が必至で、観光資源にはなりません

国交省は八ッ場ダムができれば、満々と水をたたえるダム湖が眼前に広がるから、それが観光資源になると宣伝していますが、八ッ場ダム湖はそのようなダム湖にはなりません。

利根川水系の既設ダムは上流部または最上流部にあるのに対して、八ッ場ダムは吾妻川の中流部に位置するため、その上流には大勢の人が住み、また、草津温 泉など、観光地がいくつもあるため、大勢の観光客が訪れます。さらに、北軽井沢では酪農が営まれているため、沢山の栄養物がダム湖に流れ込んできます。そ のような水を貯めれば、植物プランクトンの異常増殖が進行し、水質がひどく悪化することは必至です。

このダムは、洪水調節容量が大きいため、洪水を貯留できるように観光シーズンの夏季に水位を大きく下げるダムです。

そのため、八ッ場ダム湖は底の方にたまった水が植物プランクトンの異常増殖で異様な色を呈する湖になるに違いありません。とても観光資源にはならず、地元にも恩恵をもたらしません。

7　八ッ場ダム湖は計画よりはるかに堆砂が早く進行して機能が低下していきます

八ッ場ダムの上流域は地層が新しいので、土砂の流出が多く、計画よりはるかに早くダム湖は土砂で埋まり、八ッ場ダムの治水利水機能が早く低下していき、約50年で夏期の利水容量が半減します。八ッ場ダムは無理して造っても未来永劫使えるものではありません。

さらに、ダム湖上流側の堆砂の進行は、流入する吾妻川の河床を上昇させ、ダム湖予定地上流に位置する長野原町中心部で氾濫が起きる危険性を生じさせます。

8　ダム事業費の大幅増額は必至で、流域住民、国民の負担が増すばかりです

八ッ場ダムは今後、事業費の大幅増額が避けられません。2011年度に国交省が行った八ッ場ダムの検証でも事業費の増額が必要であることが示されました。追加的な地すべり対策などで、合わせて183億円です。
実際にはそれだけではすみません。地形条件の悪い中で代替地を無理してつくっているので、その整備費用がきわめて高額になっており、その大半が事業費に上乗せされます。

東京電力への減電補償もあります。現在、東京電力㈱の水力発電所が吾妻川の水の大半を取水しているので、八ッ場ダムで貯水するためには発電所への送水量を大幅に減らさざるを得ず、その発電量の減少に対して東電への減電補償が必要になります

そして、試験湛水中に地すべりが起きれば、大滝ダムのように地すべり対策費が膨張することも予想されます。

これらの要因も合わせると、500億円以上の増額になることが予想されます。

必要性が皆無で、様々な災いをもたらす八ッ場ダムのために流域住民と国民の負担がますます増えていくことは到底許されないことです。八ッ場ダム事業は直ちに中止べきです。

2015年4月20日

群馬県知事殿

[redacted]

ハッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣
事業の種類　一級河川利根川水系
ハッ場ダム建設工事

ハッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を以下のとおり提出します。

地元住民の方々を無理やり追い出し、土地を強制収用することに反対します。また同様に、七素濃度の高い"毒水ダム"ハッ場ダム建設工事の事業認定申請に反対します。2006年学術誌「地下水技術」に発表された論文によると"吾妻川の水質は温泉など入浴する分には問題ないが、七素濃度が高く飲料水としては不適である。"と警告している。よって七素毒水ダムハッ場ダム建設工事の事業認定申請を取り下げ、ダム建設を中止すべきです。

2015年4月 20 日

群馬県知事 殿

名前
住所
電話 [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称 国土交通大臣

事業の種類 一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を~~別~~紙のとおり、提出します。

- 吾妻渓谷をこれ以上破壊するダム事業反対してきました。これからも――。
- ダムを造ってもメリットは大きくはありません。今後の管理、改修保全に多くの費用がかかるでしょデメリットの方が大きい。
- 政治家(推進派)は後で責任をとらに引込んでしまって、そのツケは国民の税金負担―絶対反対!!

群馬県
27.4.21
監理課
収受

2016年4月20日

群馬県知事　殿

名前[redacted]
住所[redacted]
電話[redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

私は[redacted]に[redacted]に生まれ、育って来ました。父、母は10年前に他の町へ移転して行きました。私は今も[redacted]から離れられず、何かと考えざる事が多過ぎて、国交省の人に早く好きな所を見つけて、移転をするように言われているのですが、私には、ふるさと以上の好きな所が見つけられず大変こまっております。やっとの思いで代替地へ移転しようと決心したのですが、すぐ近くの山、道路の歩道の境の所に亀裂あり現在調査中との事です。いつになったら調査の結果を知らせてもらえるのかわかりませんが、他にもスラグがゴロゴロしている状態です。大量のスラグはどこに消えてどこまで回収したかとか状況説明もありません。
その上、土地収用の手続を保留する起業地は、横磯、林、長野原等々であり、[redacted]は対象であるとの説明もなく、納得出来ないです。憤ろしい気持ちでいっぱいです。どうか以上弱い者苛めやめて下さい。
―本当に泣ける話です八ッ場ダムは―

2015年4月20日

群馬県知事　殿

[redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　　国土交通大臣
事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見を下記のとおり述べさせていただきます。

記

当該事業の実施に関しましては、以下の見地から絶対反対いたします。

1．当該工事のために多くの地元住民の土地が強制収用の対象となりますが、これは文明社会における暴挙であり絶対に許されることではありません。
2．良識ある多くの人びとが長年にわたって八ッ場ダム建設工事反対を唱えており、行政はこれらの反対意見に真摯に耳を傾けるべきです。
3．建設費の更なる増加は避けられるべくもなく、国全体で支出を抑制すべき時代に不必要な工事を推進することは論外です。

以上

群馬県
27.4.21
監理課
収受

2015年4月　21日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]

住所

電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

群馬県
27.4.21
監理課
収受

群馬県知事殿

八ッ場ダム建設を推進する皆様は、自分の足で水没予定地を歩いたことがあるでしょうか。道の駅やんば館、王湯、などという誰もが行くところでなく、人々が住んでいた土地、川原畑、上湯原も歩いてみて下さい。ダム観光なんて成り立ちません。

よくダムを推進する人は、60年もかけて、これだけの時と金をかけたのだから止めたらもったいないと言います。

しかし止めたら上湯原も川原畑も吾妻渓谷も残ります。

国交省の10年以上前の調査でも予定地に22ヶ所も地すべりの可能性があると言っています。ダムに水を溜めることで、地すべりが誘発され、莫大なお金がかかるのではありませんか。

30mの盛り土の代替地も危険ではありませんか。

鉄鋼スラグも全て撤去できたのでしょうか。

「水」というのならダムではなく山を森をきちんと管理する方が有効です。海岸の浸食もダムが原因です。

八ッ場ダムが不要であることは明白です。

2015年4月 21 日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

不必要なダム建設、税金の無駄使い、
強制収容、反対です!!
豊かな日本を子供に残して下さい。

2015年4月21日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

不要なダムのために住民を強制収用をちらつかせて追いだすのは反対です。

県土整備部監理課用地対策室用地指導係　担当　川原殿

川原殿、八ッ場ダム建設を中止してください。八ッ場ダム水没区域には、マルバウマノスズクサやカザグルマ、オキナグサ、クマガイソウをはじめとする希少植物が多数自生しています。しかもマルバウマノスズクサやカザグルマは八ッ場ダム水没区域にのみ自生地があります。もしここに八ッ場ダムが建設されたら、これらの希少植物は確実に全滅します。

また、八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に対する意見の提出について、情報を何も発信せず、公告・縦覧についても何も報道しないあなた方国土交通省の行動からみても、八ッ場ダムの必要性が疑われます。

県土整備部監理課用地対策室用地指導係担当川原殿、八ッ場ダムを建設することはやめてください。お願いします。

2015年4月21日 [redacted]

住所 [redacted]

2015年4月21日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

群馬県
27.4.23
監理課
収受

NO.

DATE

ダムは要らない。

八ッ場ダム建設は「今からでも遅くない。すぐに中止せよ」利水にも治水にもならぬ八ッ場ダム、人間の作ることのできない自然な美しさをもった貴重な吾妻渓谷をダムの底に沈めてしまう等という、それも権力者である国そして六都県自治体の方達の精神は大丈夫なのか。吾妻渓谷は自然の宝庫だ。永い年月をかけてさまざまな動植物の命が互いに共存してきて豊かに自然を生み出してきたのに、そういった小さな生物の棲み家を破壊するのは、人間以外にはいない。絶滅危機のツキノワグマが生息し、クマタカ、カモシカ、その他多種の鳥類も生息している。山のてっぺん迄人間は手をつけ、そこで生きる野生動物たちを追い出し、追い出された動物たちは、逃げて里へ来ると、そこで待っているのはやはり人間だ。銃で撃ち殺し、オリでの捕殺は弱い物いじめ、もの言えぬ弱い動物への虐待である。八ッ場ダムは作る必要はない。豊かな自然を人間は勝手に手をつけるな。私たちの祖先はとても立派であった。全ての自然界の生き物と共存したら尊敬の念を持って生きてきた。しかし突然そういう祖先の思いを無視をした現代の権力者たちによって、次々と野、山を破壊をして経済のみの重視でまたたく間に社会がおかしくなった。「このみちしかない」と言い切る安倍晋三総理大臣は、おかしい。いろいろなみちはいくらでもあるのに、考える力がないのか？総理大臣もさることながら、国、自治体、市町村も経済ばかりに目をやっている。「人間中心」「経済第一」「科学過信」これら恐ろしい思想に憑りつかれた人類は地球というものが自らの命を支えてくれてることを忘れ、目先の欲のために自然破壊を続け、自滅へ向かいまっしぐらに突き進んでいる。いつの時代も祖先の歩んだ「森を残し全生物と共存しなければ人間も生き残れない」のである。人間によって荒廃させられた山々をもうこれ以上破壊のみちへ歩むのではなく、大切な自然を修復させる方向へ皆で力合わせて進むしかない。八ッ場ダム事業は毎日胸の痛む思いで、何とか必ずストップさせたい。

KOKUYO

2015年4月 22日

群馬県知事 殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称 国土交通大臣

事業の種類 一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

自然が残る景観を、壊さないで欲しい。

FAX済

2015年4月22日

群馬県知事 殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称 国土交通大臣

事業の種類 一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

FAX済

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別~~紙のとおり、~~提出します。

吾妻渓谷は自然豊かな場所であり、
日本に大変希少な自然が存在する場所です。
手つかずの
ものすごく希少なクレマチスの花畑もあります。
一度失ったものは再び戻すのに何百年とかかります。
~~私達都県~~一都六県の人は水は足りています。
節水の時代で家電や多くのものが進化しています。
水供給のためのダムはもう必要ないです。

2015年4月22日

群馬県知事 殿

名前 [redacted]
住所 [redacted]
電話 [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称 国土交通大臣

事業の種類 一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を~~別紙のとおり~~提出します。

貴重な自然の残る八ッ場を、必要のないダムに
しずめてしまうことはストップしてください。

FAX済

2015年4月 22 日

群馬県知事 殿

名前 [redacted]

住所

電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称 国土交通大臣

事業の種類 一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

- [redacted] にあり、ダム湛水による地すべりがとても心配です。以前テレビであるダムの湛水によって家が傾いてしまった映像を見ました。過去の事例によく学んでほしいと切望します。
- 八ッ場の地は、縄文時代から江戸時代まで貴重な遺跡があると聞きます。沈めてしまうより遺跡公園として後世に残してほしいと思います。世界は脱ダムに舵を取る時代です。知事さんには、正しい舵取りをお願いします。

2015. 4.22 11:50 P. 1

2015年4月22日

群馬県知事殿

名前
住所
電話　[redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣
事業の種類　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

意見書

- 天下の名勝 吾妻渓谷の価値が減少する。
- 水害の心配に関しては50年間 問題なかった。
- 水の確保の必要性に関して、東京、埼玉、千葉県等昔と違って、企業、工場等の需要加減ってきている。
- 電力に関して、現在の吾妻川にある発電所の方がハッ場ダムで発電する量より発電量が多い。
- 現在は日本はもとより、世界中でダム発電を行わない時代になっている。(ダムを造らない。)
- ダムを作っても土砂がダムに溜り、その土砂を掻き出すために数年置きに莫大な費用がかかりずっと継続される。
- 吾妻川の両側の崖はくずれ易く、大雨ですぐ土砂くずれが発生し、交通止めになる。吾妻線も不通になる。

結局 何の理由もなく、唯大規模のダムを造ることにより、大手土木企業にもうけさせ、仕事の場をつくり働く場所を提供することの為に莫大な費用を使うべきでないと思います。

2015年4月22日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣
事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

[redacted]

2015年4月22日

群馬県知事 殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称 国土交通大臣

事業の種類 一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を~~別紙のとおり~~、提出します。

ご自身の住む場所や身内の方が住む場所がダムで
沈むことになった場合、どの様な思いをするのでしょうか！
本当に必要ならば工事であるならば、情報の開示をお願いします。

2015年4月 22 日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣
事業の種類　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別~~紙のとおり~~、提出します。

自然、文化、人、命、それぞれ、この場所にしかない貴重なものです。
それを壊す事はやめてください。

[redacted] 2015年4月22日 17時11分

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出
[redacted] 宛先: kanrika
2015/04/22 16:28

2015年4月22日

群馬県知事　殿

[redacted]
TEL:[redacted] FAX:[redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣
事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を下記のとおり、提出します。

八ッ場ダムの目的は失われています。首都圏の水は足りていますし、八ッ場ダムを作らなくても洪水は防ぐことが出来ます。無駄なダム建設に、巨額の税金を投入することは将来、子孫に多額のツケを残すことになります。絶対、反対です。熊本でも公聴会を開催してください。

以上

2015年4月２２日（水）

群馬県知事　殿

[redacted]

住所：[redacted]

電話：[redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を下記の通り、提出します。

記

２０１２年１０月１９日（金）の東京新聞一面のトップに「４７年洪水の氾濫図「捏造」」とあります。その新聞の、こちら報道部では、「高崎市街地も「水没」/八ツ場推進狙いか、利根川の洪水氾濫図「捏造」/八ツ場ダムの建設をめぐり国土交通省関東地方整備局が高崎市周辺の利根川上流域の浸水状況を説明するために作った氾濫図に、大きな欠点があることが明るみに出た。氾濫地域とされる山間部や高台で、氾濫の形跡は見当たらない。本体着工を急ぎたい国交省の思惑も透けて見える」とあります。

八ツ場ダム問題は計画から６３年経過し、人口減、技術の進歩で水余りがはっきりしている中で、治水、利水面で八ツ場ダムは必要がなくなっています。東京都は未だ利水が増加すると報告しています。不要なダムとしてあらゆる方面で指摘されている八ツ場ダムをどうして作るのでしょうか。国民は無知でありますが、バカではありません。

もう一度原点に立ち帰って八ツ場ダムの建設を中止していただきたいと思います。

八ツ場ダムについては、その自然の美しさ、かけがいのない山河をどうしてダムという水たまりにしてしまうのか。一度壊した自然は永久に戻りません。我々の子孫になんと説明するのでしょうか。不要な八ツ場ダムをやめて予算を利根川流域の治水対策である内水氾濫対策、脆弱な防波堤工事強化に回すべきです。もう予算の大半を使ってしまい、残額を投入してしまえというのは、国民をバカにしていると思います。

私が、八ツ場ダム問題を知ったのは数年前でそれ以前の闘争をTV、新聞で知って初めて平成２０年現地に行ってみました。そこには、本当に日本の美しい自然が有った。心の故郷があった。毎年初夏訪れているが、昨年５月に東宮遺跡を見た。浅間が噴火して３０分でその泥流で平和な村が消滅したと云う。そして悠久の時を経て奇跡として蘇った。裕福な村だった。日本のポンペイだ。浅間は活きている。いつその牙をまた向けるか分かりません。

そんなところに八ツ場ダムを作り絶対に大丈夫と云えるのでしょうか。地質が軟弱で地滑りの誘発が現実にあり危険がこれほど指摘されているダムはありません。堆砂で数年で機能低下が始まりダムによる放水の頻度が増えて下流の氾濫も指摘されます。住人、流域の人々の生活が絶対に脅かすことはないか。またダム建設を推進するために、品木ダムという全く無駄なダムを作って永久に石灰を投入するやり方。市民、国民は殆どこの無駄を知りません。

ダムによる治水の限界、今からでも遅くはありません。自然破壊と危険な八ツ場ダム建設を中止していただき、利根川流域の治水対策（内水氾濫対策、防波堤強化）に方向転換して流域住民を守って欲しいと思います。

（群馬を愛する都民より）

―以上―

群馬県
27.4.23
監理課
収受

2015年4月27日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を~~別紙のとおり~~、提出します。

生きていく為に大事な自然です。直ちに中止して下さい。

群馬県
27.4.23
監理課
収受

2015年4月 22日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

群馬県
27.4.23
監理課
収受

別紙

意見書

[redacted]

- これからの日本は人口減少に向かい、節水意識のたかまりで一人当たり水道使用量も大幅に減少しています。
- かつて大災害をもたらした台風も、緑のダム（森林）の整備などで、以前よりも対応が進んでいます。
- 八ッ場一帯の地質は、浅間山の噴火に伴なう堆積物で崩れやすく、現に造成地では損傷が相次いでいます。
- 酸性水中和のための品木ダムは、砒素を含んだ堆積ヘドロの処分地がじきに限界に達し、原発の核のゴミ同様の問題を背負いこむことになるでしょう。
- 観光面からも、青灰色に濁った八ッ場ダム湖より、もとの吾妻川の渓谷美を保存した方がよいと思います。
- すでに国の負債は1,000兆円を越え、その解消の目途も立たず、この上さらに国費、都県の予算を注ぎこむことは、子孫に巨大な負の遺産を押しつけることになるでしょう。

以上の点から、八ッ場ダム本体工事は中止し、これまで永年にわたって苦しんできた地域住民のための工事だけにとどめて下さい。

2015年4月　　日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

群馬県
27.4.23
監理課
収受

「ハッ場ダムにためられる水に水質の問題はないのか」

私達都民は蛇口から出て来る水により健康に害が与へられるのではないかと長いこと苦労して来ました　今ようやく安心した生活をしています　もしハッ場ダムが出来ためられる水は大丈夫か
上流の生活排水が流れこみ安心出来る水質でないことを心配しています
金町浄水場の様な浄水設備を下流の浄水場に……　なとりと云うことのない様に
ハッ場ダムを作ってほしくない　長いこと苦労をしての経験から　しみじみ願っています

[redacted]

2015年4月 22日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

群馬県
27.4.23
監理課
収受

意見

私の住む[redacted]も、八ツ場ダムの恩恵を受けるということで、近隣の知事と一緒に県知事もかねてより推進の請求をしてきました。

しかし、半世紀以上も昔に発案され、今となっては、本来の目的を果たせなくなり果たす必要性もなくなりました。

地元の知事さんに請求します。

八ツ場ダム事業の是非について、あらゆる問題点を再検討し、工事を中止すべきだと思います。

群馬県
27.4.27
監理課
収受

2015年4月22日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙下記のとおり、提出します。

○ 国の名勝 吾妻渓谷をこれ以上破壊しないで下さい。群馬の美しい自然を残すためにダム建設を中止して下さい。

◎ 八ッ場ダム水没予定地の地元の方々の土地を強制収用することに反対です。

○ ダムの計画は63年前です。治水・利水の面で不要な八ッ場ダムに公共性はありません。

○ これ以上、地元の方々へ犠牲を強いるのは、民主国家と言えません。

○ 有識者会議では、問題を提起した委員が何名もいたのに、納得のいく議論や調査がされないまま、閉会されました。国民を馬鹿にするのもいい加減にして下さい。事業認定は認めません

2015年4月23日

群馬県知事　殿

名前
住所
電話
[redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

記

下

- 名勝・吾妻渓谷を、これ以上破壊するダム事業に反対です。
- 将来世代への負の遺産となる、無駄なダムを造らないでください。
- 治水・利水の両面で不要な八ッ場ダムに公共性はありません。
- 貴重な動植物の棲家である自然豊庫を、ダムに沈めないでください。

2015年4月23日

群馬県知事 殿

名前
住所
電話 [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称 国土交通大臣

事業の種類 一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

記

ダム予定地のかけがえのない土地を
未来に残すために、ダム建設を中止して下さい。

2015年4月23日

群馬県知事 殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称 国土交通大臣

事業の種類 一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

大変危険な土砂地域の為、
ダムを造ると大変な事故が起きます。
利用目的はまったく必要の無い事に
大金をつぎ込んでよいわけない と思います

2015年4月23日

群馬県知事　殿

名前[redacted]

住所[redacted]

電話[redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。 治水対策からしても、水需要からしても全く無用なダム建設で自然をこわし巨額の予算を浪費する事業は納得がいきません。今からでもダム建設は中止して下さい。

2015年4月23日

群馬県知事 殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称 国土交通大臣

事業の種類 一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

下記

八ッ場ダム建設に反対です。
理由は、美しい自然破壊そのものだからです。
且って[redacted]に住んでいた頃「地元では反対です。」と聞きました。一時的な収入場で終ること、なし崩し的な反対をふみつぶし、既成事実を重ね、怨の根を止めるようなやり方に、道理がありません。
長い目でみてリスクこそ大きくなれ、リスクの付けは子孫の負担となるのみです。「公聴会」を開催し、公論を判断できる場を設けて下さい。

2015年4月 23 日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]

住所

電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

水循環基本法では、ダム推進はしていません。

新しい水に関するこの法に基づき、旧来の計画を見習す必要があります。強制収容し、居住可能地を減じ、観光資源、文化歴史遺産、農地、生態系を育くむ森林をつぶし、たかが数100年しかもたない無積な関を成さないダム化にする事は国家的大損失です。将来の何億もの人間に申し訳なく、すぐにやめてもらいたいです。

2015年4月 23 日

群馬県知事 殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称 国土交通大臣

事業の種類 一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

○ 国土交通省が説明する八ッ場ダムの必要性には、科学的な裏付けがありません。国民が納得する説明を求める

○ 治水・利水の両面で不要な八ッ場ダムは公共性はありません

2015年4月 23 日

群馬県知事 殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別~~紙のとおり~~、提出します。

治水、利水の面で不要な八ッ場ダムに公共性はありません。

群馬県
27.4.27
監理課
収受

2015年4月 23 日

群馬県知事 殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称 国土交通大臣

事業の種類 一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を~~別~~下記
~~紙~~のとおり、提出します。

地元の方の土地を強制収用することに反対です

2015年4月 23 日

群馬県知事 殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称 国土交通大臣

事業の種類 一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

国交省は八ッ場ダムができれば、満々と水をたたえるダム湖が眼前に広がるから、それが観光資源になると宣伝していますが、八ッ場ダム湖はそのようなダム湖にはなりません。

利根川水系の既設ダムは上流または最上流部にあるのに対して、八ッ場ダムは吾妻川の中流部に位置するため、その上流には大勢の人が住み、また、草津温泉など、観光地がいくつもあるため、大勢の観光客が訪れます。さらに、北軽井沢では酪農が営まれているため、沢山の栄養物がダム湖に流れこんできます。そのような水を貯めれば、植物プランクトンの異常増殖が進行し、水質がひどく悪化することは必至です。

このダムは、洪水調節容量が大きいため、洪水を貯留できるように観光シーズンの夏季に水位を大きく下げるダムです。

そのため、ダム湖は底の方にたまった水が植物プランクトンの異常増殖で異様な色を呈する湖になり、とても観光資源にはならず、地元にも恩恵をもたらさないと予想されます。

2015年4月23日

群馬県知事　殿

[redacted]

住所 [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

私は[redacted]について研究する中で、遠く離れたハッ場ダムにも同じ問題があることを知りました。利水面においても治水面においても全く必要性のないダムだと思います。必要性のない事業のために莫大な財源を費やして自然を破壊し、住民を無理やり追い出す土地の強制収用に繋がる事業認定は行うべきではありません。

1　首都圏の水需要は減少しており、ハッ場ダムによる水源開発は無駄です

首都圏の給水量はここ20年間明らかに減少を続けており、その上、近年水源開発が次々と完成してきたことにより、水余りが年々進行しているとききます。

しかし、東京都をはじめ、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県なども水需要増加の架空予測を行って、ハッ場ダムの必要性を創りあげていますが、それは都民県民を欺く行為です。

2　利根川の河川改修の進捗で治水対策としてハッ場ダムは無意味になっています

ハッ場ダムの構想の始まりは1947年のカスリーン台風洪水だそうですが、利根川はカスリーン台風後に河川改修がどんどん進められ、今は十分な流下能力があるようです。河川改修の進捗により、利根川では洪水時の越流がなくなり、大きな洪水が来ても、堤防よりはるかに下の方を流れるようになったと聞きます。

国の財政事情が悪化している現在、急務なのはダム建設ではなく、内水氾濫対策や脆弱な堤防の強化対策であり、そちらに財源を充てるべきです。

3　水没予定地のかけがえのない自然を守ってください

吾妻渓谷は“関東の耶馬渓”とも称されるそうですが、私は本家本元の耶馬渓を知っていますので、吾妻渓谷もどんなに素晴らしいか想像がつきます。すでに工事は進行中とのことでたいへん悲しく憂慮されます。

はるか昔から人々を魅了してきた吾妻渓谷の自然美、悠久の時がつくった生態系を一部の人間のエゴで壊してしまうことは決して許されるものではありません。　吾妻渓谷

だけでなく、ダム予定地にはクマタカをはじめとして、絶滅が危惧される貴重な動植物が数多く棲息しているようですが、これらの動植物を育んできた自然も、ダムができれば失われてしまいます。

4　ダム事業費の大幅増額は必至で、流域住民だけでなく国民の負担が増すばかりです

2011 年度に国交省が行った八ッ場ダムの検証では事業費の増額が必要であることが示されました。追加的な地すべり対策などで、合わせて 183 億円とされていましたが、それだけですむのでしょうか？

代替地の整備費用、東京電力への減電補償、地すべり対策費など、これらの要因も合わせると、500 億円以上の増額になることが予想されるのではないでしょうか。

必要性が皆無の八ッ場ダムのために、流域住民と国民の負担がますます増えていくことは他県民としても看過できません。八ッ場ダム事業は直ちに中止べきです。

2015年4月 23 日

群馬県知事 殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称 国土交通大臣

事業の種類 一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

意見書

八ッ場ダムは、利水、治水両面に於て、必要性が無くなっており、かつ、かけがえのない自然を壊し、災害誘発の危険性をつくりだすダムです。八ッ場ダムは私たちの子孫にとって巨大な負の遺産となるダムですから中止すべきです。

このような公益性のない八ッ場ダム事業について、住民を無理やり追い出す土地の強制収用を可能にする事業認定を行うことに反対します。

群馬県
27.4.27
監理課
収受

2015年4月23日

群馬県知事　殿

[redacted]

住所 [redacted]

電話 [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

八つ場ダム建設に反対します。

河川の堰き止めは上下流間の生態系の双方向の循環を完全に遮断するためです。

山の恵みが下流へと注がれるのみならず、海の恵みが遡上魚などによって戻される逆方向の流れも阻止します。

河川を通じた双方向の循環体系は、地球が数億年の歳月をかけて築きあげてきた仕組みです。

浅知恵で生態系を破壊することは、そこに住む生命に対してのみならず、私たち人間の子孫たちにとっても負の遺産を引き渡すことになります。

米国ではダムは撤去の趨勢が増しているように、ダムは時代遅れで無用の賜物との認識が

群馬県
27.4.23
監理課
収受

主流となりつつあります。

ぜひとも先進的で賢明な決定をくださることを望みます。

2015年4月 23 日

群馬県知事 殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を~~別紙のとおり~~、提出します。

無駄なダムは造らないで

2015年4月23日

群馬県知事 殿

[redacted]

名前 [redacted]

住所

電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称 国土交通大臣

事業の種類 一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

八場ダムの建設には色々大きな問題がある
ことを聞いています。十分納得の出来る
説明をして下さる様にお願い致します。

2015年4月24日

群馬県知事殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣
事業の種類　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のように提出いたします。

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定に関する意見書

[redacted]

1　提出者はかねてから八ッ場ダム建設が無用であるばかりか、さまざまな危険性をもつことから、これを建設すべきでないと考えてきた者である。とくに、専門とする行政法学の立場から、この事業認定が土地収用法の要件を満たさないと考えるので、この点を中心に意見を述べる。

2　土地収用法20条の定める要件の解釈について

（1）　土地収用法（以下、「法」という。）は、「公共の利益となる事業に必要な土地の収用又は使用に関し、その要件、手続の効果並びにこれに伴う損失の補償について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適正且つ合理的な利用に寄与すること」を目的としている（法1条）。このために、法は収用をなすことが出来る事業を制限列挙し（法3条＝収用適格事業）、具体的に収用手続の対象とする事業が、私有財産を強制的に取り上げるだけの公共の利益があるかどうかを判断する「事業認定」という手続を設けている。これは、憲法29条に規定された国民の財産権を、公益を理由に奪うことが出来る場合を限定的に容認したものである。従って、財産権を犠牲にすることが出来る公益性については、犠牲になる財産権との均衡ばかりでなく、当該事業により影響を受ける周辺土地の安全性や環境利益など他の公益との適正な比較考量がなされる必要がある。

（2）　この公益性の認定の基準を定めたのが法20条である。ここには4つの要件が示されている。1号は、事業認定に係る事業が法3条に制限列挙された収用適格事業であること、2号は、起業者が当該事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であることを定めている。問題は、3号及び4号である。3号は、「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること」と規定し、4号は「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること」と定めている。この3号と4号の規定は、一体として、土地収用に係る事業が国民生活上客観的に必要不可欠なものであり、また、収用される土地及びその周囲の土地の利用方法として、環境や景観保全など、事業遂行により失われる他の利益をはるかに上回る公益性があることが求められるということである。

また、失われる利益として最も重視しなければならないのは、当該事業遂行途中ないし遂行後の当該土地ないしその周囲の安全性に問題が生じないことである。この安全性という問題は、当然ながら、「土地の適正且つ合理的な利用」という規定の中核に存在していると解すべきであり、ここにいささかでも疑義があれば、事業認定の要件を満たさないものと解すほかない。

3　八ッ場ダム建設工事は法20条の要件を満たすものではない

以上に述べた法20条の解釈からして、八ッ場ダム建設工事は定められた要件を満たすものではないと考える。

（1）　八ッ場ダム建設工事は、完成後の湛水時に地滑りを誘発することが懸念されてい

る。この点は、地質等の専門家の見解が示されるはずであるが、収用という通常は考えられない強制権限で土地を獲得して行われる事業が、周辺に危険を及ぼす可能性があるということは、どう考えても理屈に合わない。このような事業が、「土地の適正且つ合理的な利用に資する」とは到底言えないはずである。この１点をもってして、本件事業認定がなされるべきでないことは明らかである。

（２）　八ッ場ダム建設工事は、周辺の景観や風致を大きく損ない、特に、国指定名勝吾妻渓谷の景観の重要部分を水没させるものであり、失われる公益と建設により実現されるとする公益との適正な均衡を失している。景観利益は、しばしば副次的な価値しか認められてこなかったが、最高裁は平成18年の国立景観訴訟において、「良好な景観の恵沢を享受する利益」が法的保護に値するものであることを認めている。国指定名勝を水没させることは、この景観利益を著しく損なう行為である。

（３）　八ッ場ダム建設工事が必要である理由とされる治水及び利水の検証が極めて不適切であることは専門家の意見から明らかであり、このような杜撰な検証をもとに行われる工事の必要からなされる土地の強制的剥奪は、当事者にとって到底納得できるものではない。生まれながらに享有していた土地への愛着を断ち切るには、よほど明確な理由が示されなければならない。このような工事が「土地を収用し、又は使用する公益上の必要がある」とは言えない。

2015年4月24日

群馬県知事　殿

住所 [redacted]
電話 [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書

起業者の名称　国土交通大臣
事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見です。

★　★　★　★　★　★　★

ダムや堤防で洪水を封じ込め切れるとする治水は人間の思い上がりであり、川をあふれさない河道内制御からむしろ安全にあふれさせて川との共存を目指すべきだとされています。国土交通省もこれまでの治水のありかたを反省してそのように方針転換をしてきたはずですが、現政権の景気浮揚のための大々的な公共事業推進政策により反省前の治水事業に逆戻りしています。ダムも堤防も造られた当初は治水に貢献するものの、次第に土砂で埋められていくことで貢献度が低下するばかりか有害なものへと変化します。埋め尽くされたダムは水を貯められず老朽化とともにいつ崩壊してスーパー土石流が発生するかわからない危険なものとなります。堤防で閉じ込められた川は河道を埋め立てられ、天井川化と堤防のかさ上げの悪循環を繰り返します。海へ土砂が流されないために砂浜が消滅し、むきだしになった海岸は浸食されて国土を減らします。川を人間の都合だけで利用すれば必ずその代償を払わされます。それを払い切れるならばまだしも、修復不能な自然破壊になってしまえば取り返しがつきません。

ダムはつくるまでの対費用効果は論議されますが、それを維持する費用、連鎖的に発生するトラブルを解決する費用、老朽化した際の取り壊す費用、環境を修復する費用などまで含めて考えたときの対費用効果ははたしてプラスになるものでしょうか？そして何よりダムのために住処と生活を奪われ、代わりに延々と耐えがたい苦痛を与えられる人たちにとっては理不尽この上ない事業です。どうしてこのような事業が推進されるのか、全く納得がゆきません。ましてや八ツ場ダムはその治水効果にも大きな疑問があり、ダムを造る場所も変質が激しくて地辷りのおこりやすい脆弱な地質でダム建設地としての適性を欠きます。事業を進めれば進めるほど税金を浪費するだけで傷を深くする愚行です。一刻も早くこの事業を廃止し、今こそ治水の原点に立って、人の暮らしと川との共存を目指す、まともで科学的な治水事業を進めて行くことを心より強く求めるものです。

2015年4月24日

群馬県知事　殿

[redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を下記のとおり、提出します。

事業認定申請に係る事業は、高い公共性を有し、かつ土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであることとされるが、八ッ場ダム建設が高い公共性を有するとは考えられない。国土交通省八ッ場ダム工事事務所によれば、八ッ場ダムの役割について、その1．洪水から暮らしを守る、その2.増え続ける水需要をささえる、とされるが、ダム建設で洪水を防ぐことはできない。また、増え続ける水需要をささえるという、需要に合わせ開発する政策は、水資源にかかわらず限りある資源をどのように持続可能な形で合理的に利用をするかが問われる21世紀の現実からみて合理的な事業とはいえない。国家財政の赤字削減が喫緊の課題となっている現在、八ッ場ダム建設工事費に多額の税金を投入することは、公共の利益に反する。

2015年4月24日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙~~のとおり~~、提出します。

地元の方の土地を強制収用することに反対です。



2015年4月 24日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙~~のとおり~~、提出します。

貴重な動植物の棲家である自然の宝庫を
ダムに沈めないで下さい。

群馬県
27.4.27
監理課
収受

2015年4月24日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

首都圏の給水量は２０年間、ほぼ減少の糸をたどっており、最近２０年間の減少は八ッ場ダムの開発水量の１．５倍以上になっています。首都圏の工業用水も減り続けています。一方で、ダム等の水源開発が次々と完成してきたことにより、首都圏では水余りが年々進行しています。

八ッ場ダムの最大の利水参画者である東京都の水道供給量も、最近２０年間に八ッ場ダムの開発水量に匹敵する水量が減っています。ところが、東京都は給水量が現状の 1.3 倍まで急増していくという架空予測を行って、八ッ場ダムの水源が必要だという虚構をつくり上げています。八ッ場ダムの利水事業に参画する他県議（埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県）も同様です。

これからは首都圏の人口も減少傾向になりますので、水道用水が縮小の一途を辿っていくことは必至であり、水余りがますます顕著になっていきます。このように水余りが一層進む時代において八ッ場ダムによる水源開発が不要であることは明白です。

群馬県　県土整備部監理課用地対策室用地指導係
担当　川原様

八ッ場ダム事業認定に関する意見書ですが、メールではなぜか送信エラーになりますので、FAXで提出します。取り扱いのほど、宜しくお願いします。

２０１５．４．２４

[redacted]

群馬県知事
大澤　正明　様

八ッ場ダム事業認定意見書

２０１５．４．２５

[redacted]

起業者の名称　国土交通大臣
事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

１級河川・利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を下記のとおり、提出します。

１）はじめに

憲法２９条３項は、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」と定めるが、同条を根拠とする土地収用は、財産権（２９条１項）という重要な基本的人権の侵害を認めている。財産権は、各人の経済活動の基盤をなす人権であるが、収用の対象となる土地・家屋は、各人がその地で生活してきた歴史と表裏一体のものであって、それは単なる財産権の意味を超えて、人格権と不可分一体の様相をなす。そうした、人格権と結合した財産権という色彩は、今回の八ッ場ダム予定地のような、山間部では都市部以上にそうした色彩が濃くなる。その点に鑑みれば、土地収用法の対象となる事業認定は、厳格に行われなければならない。

２）本件の利益衡量

ア）土地収用法の事業認定

事業認定を厳格に行うには、手続的にも相当なものが要求される。まずもって必要なのは、公聴会を開催し、オープンな場で、事業の必要性を十分に説明し、計画に疑問をもつ住民に対し、丁寧な説明をなすことは不可欠である。こうした手続きを取ってこそ、事業者と認定者が一致するという、事業認定の利益相反性という「法の弊害・不備」を補い、真に妥当な結論を導き、公共の利益に資することができるのである。

その際に必要なのは、通り一遍の「表面的な公共性」の説明ではなく、事業が真に必要なもの、公共性を有するものであることを説明する必要がある。と

いうのは、本件事業には下記のような疑問があるからで、事業認定の手続きにおいては、こうした疑問に十分にこたえるものでなければならない。

「事業の認定の要件」について、土地収用法第 20 条は、国土交通大臣は、①事業が土地収用法第３条各号に掲げる「公共の利益となる事業」に関するものであること（同条１号）、②起業者が当該事業を遂行する充分な意思を能力を有するものであること（同条２号）、③事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること（同条３号）、④土地を収用し、又は公益上の必要があるものであること（同条４号）を求めており、中でも、重要な要件は、３号・４号で規定する合理性、公益性の要件であり、とりわけ問題になるのは３号要件である。

この点、３号要件（合理性要件）については、土地収用法が「公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適正且つ合理的な利用に寄与する」（１条）ことを目的として規定していることから、本号の「土地の適正且つ合理的な利用」とは、「公共の利益の増進と私有財産との調整」を意味すると解され、具体的には、申請事業の施行（事業認定に係る土地が当該事業の用に供されること）により「得られる公共の利益」と「失われる利益」とを「比較衡量」することにより、総合的に行うことが必要である。この点は、有名な日光太郎杉事件控訴審判決（東京高判Ｓ４８．７．１３、判時７１０号２３頁）で明確にされ、今日では確立した基準である。

イ）本件事業で得られる利益

今回、事業認定が申請されている八ッ場ダム事業は、治水（流水の正常な機能の維持を含む）・利水（特定利水、従属発電）を用途とする多目的ダム事業であるが、利根川の基本高水（計画対象洪水）であり、また基本高水策定の根拠ともなっているカスリーン台風に照らしてみても、八ッ場ダムの治水効果は０であることが国会答弁（滑治真人河川局長、第 162 国会・衆議院予算委員会第８分科会第２号、2005.2.28）および政府答弁書（石関貴史衆議院議員の「八ッ場ダム問題に関する質問主意書」（2008.5.27）に対する政府答弁書（2008.6.6））においても明言されている。

カスリーン台風以外の降雨パターンを考えてみた場合、八ッ場ダムが利根川治水上、大きな意味を持ちうる場合があることも確かだが、その点は過去の主要 12 洪水中、S34 年型洪水が大規模化した場合にすぎない。その場合でも、有益の程度は治水基準点・八斗島の堤防余裕高２ｍの中で、わずか十数センチの水位低減をもたらすにすぎず、有益性の程度は微々たるものでしかない。

他方の開発目的たる利水においても（発電は従属発電であり、独立した開発目的ではない）、首都圏の水道の給水量は最近 20 年間、ほぼ減少の一途を辿っており、この点は節水機器の普及によるものであるから、構造的な変化、時

代のすう勢といえるものである。東京都をはじめ、八ッ場ダム事業に参加する流域1都5県は、こうした「常識」を直視せず、水需要予測の変数設定において考慮していないから、この間の水需要予測はずっと、外れっぱなしである。

もちろん、少雨・渇水も自然現象（渇水については、ダム放流方式の合理性という社会的要因もある）である以上、どんな渇水時にも、首都圏の水源が「一切の取水・給水制限を免れる」というわけにはいかないものの、水余り状況を考えれば、いざ水が必要な時には、申請したダム使用権、水利権量どおりの取水は受けられない以上、極めて効率の悪い投資である。

つまり、本件事業によって得られる利益はなきに等しい。

ウ）本件事業で喪失される利益

a　治水

他方で、失われる利益は多大である。まず、本件事業の開発目的に照らしても、必要性の乏しいダム事業に拘泥することにより、利根川流域の河川改修事業が犠牲になっていることは、この10年余りの予算をみても明らかである。H21年度国土交通白書は、このままでは既存インフラのメンテナンス費用に事業予算が消化されてしまい、2037年ごろには新規投資が不可能になると警告をしたように、公債残高が1,000兆円を超えた今日では、不合理な事業に予算を費やすことは、他の有用な事業に与える財政上の影響がとりわけ大きくなる。本件事業は、合理的な利根川治水という点で、河川改修日の圧迫という負の影響をもたらしている。

b　利水

利水においても、膨大な水余り状況の中で「屋上屋を重ねる」水源開発により、本来ならば優先的に資金をあてなければならないメンテナンス費用を犠牲にする。今日の水道インフラは、高度成長期に整備したものが過半であるため、これからの数十年は、一斉に設備更新を迎える時期にあたっており、その費用を確保するためにも、本件のような「無駄な開発」は有害である。

c　自然環境

こうした政策間競合というマイナスだけではなく、本件事業は水没地という大きなマイナスをもたらし、この点のマイナスは看過しえないものがある。まず第1には、国の名勝・吾妻渓谷が台無しになり、水没予定地のかけがえのない自然が失われることである。

名勝・吾妻渓谷は奇岩怪岩が立ち並ぶ3.5ｋｍの渓谷で、その美しさから“関東の耶馬渓”とも称され、大勢の観光客が訪れてきた。その上流部1/4がダム本体工事の予定地であって、現在進行中の工事で渓谷の様相が大きく変わりつつあり、ダムができれば、破壊から免れる吾妻渓谷の中下流部も今の美しさを維持することができないことは必至であり、地域の貴重な観光

資源を失うことになる。

ダム事業が観光として成り立っているのは、特異な事例のみであって、八ッ場ダムが、関東の耶馬溪と称される吾妻渓谷をしのぐ観光資源になるとは到底考えられず、この点も大きなマイナスである。

d　文化遺産

八ッ場ダム予定地は、縄文時代・草創期から江戸時代・天明期に至る遺跡の宝庫である。天明3（１７８３）年の浅間山大噴火で流化した泥流は、吾妻川沿いの集落を覆い、その結果、集落全体がタイムカプセルのような良好な状態で現在に蘇ることになったが、ダム事業はこうした貴重な文化遺産を喪失させる。上記自然環境の喪失と並び、この点は不可逆的な影響である。

3）結論

以上の通り、本件事業においては、ダム事業がもたらす利益がないかまたは微々たるものであるのに対し、失われる利益は大きく、また不可逆でである。この点に照らせば、両者の利益衡量により、事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの（土地収用法 20 条3号）とは到底言えないのであって、本件事業を事業認定することは、違法な裁量権の行使である。よって、速やかに申請を撤回されたい。

以上

2015年4月29日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

強制収用行しないこと

[redacted] 15-04-25;10:27AM;

２０１５年４月２４日

群馬県知事殿
（群馬県県土整備部監理課用地対策室用地指導係御中）
（担当　川原様）

[redacted]

八ッ場ダムの事業認定申請に対する意見

八ッ場ダムの事業認定申請に対して意見申し上げます。

これまで国交省も含めた行政当局は、八ッ場ダムに関して地元の人々や自然環境の保全を訴える市民、自然景観のよりよい保全、そこに生息する動植物の保護等を訴える市民、吾妻渓谷を愛する人々や、縄文時代から江戸時代に至る遺跡の保存を願う人々の声を聴いてきませんでした。

このようなことでは国民、市民のための行政機関としての役割を果たしているとは到底言えないでしょう。ゼネコン、土建業者などの経済的利益だけを考えて活動する一部のものだけに税金を使うという、とんでもない行政になっています。税金は国民に利益となるように使われなくてはいけないでしょう。

国土交通省、群馬県はよくよくご自分の本来やるべき仕事は何かを考えなくてはいけません。

これまでどれだけ税金が、ゼネコン、土建業者や悪徳政治家や利権と結びついた官僚のために無駄に使われてきたか、考えるだに恐ろしいことです。

ダムもそのような無駄な公共事業の一つとして言わば悪用されてきたのです。本当に税金の助けを必要としている人々に行政は支出しなければいけません。

八ッ場ダムも悪用されてきたダム事業、無駄な公共事業です。国交省はどのように税金を使えば本当に国民、市民のためになるか分かっているはずです。

決してゼネコン、土建業者や悪徳政治家や利権と結びついた官僚に使われて、よりよい国になるとはお思いになっていないでしょう。八ッ場ダムを造るなどという誤った施策は取らないよう強く要請します。こんなことをやっていたら自分自身が恥ずかしいでしょう。行政職員として恥ずかしいでしょう。

以上でございます。

2015年4月24日

群馬県知事　殿

[redacted]

住所 [redacted]

電話 [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を提出します。

意見書

群馬県の宝である吾妻渓谷は本当に素晴らしい渓谷です。ふるさとの自然を守っていくことは私達すべての使命です。群馬の人たちが愛する渓谷をダムに沈めてしまっていいのでしょうか？今からでも遅くはないと思います。本当に良いと思う方向に舵をきってください。

2015年4月24日

群馬県知事　殿

住所 [redacted]

電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

群馬県
27.4.27
監理課
収受

八ツ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書

◇地元の方の土地を強制収用することに反対です。

◇名勝・吾妻渓谷をこれ以上破壊するダム事業に反対です。

◇将来世代への負の遺産となる、無駄なダムを造らないで下さい。

◇貴重な動植物の棲家である自然の宝庫をダムに沈めないで下さい。・治水、利水の両面で

◇不要な八ッ場ダムに公共性はありません。・縄文時代から江戸時代まで、たくさんの遺跡があるダム予定地を沈めることは、貴重な文化遺産をないがしろにするものです。

◇ダム予定地のかけがえのない土地を未来に残すために、ダム建設を中止して下さい。

以上

2015年4月24日

群馬県知事　殿

[redacted]

〒[redacted]

八ツ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣
事業の種類　　一級河川利根川水系八ツ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ツ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり提出します。

メールで送ろうとしましたが、不具合があったようですので郵送します。

群馬県
27.4.27
監理課
収受

〈藤原・別紙〉

・団塊世代の私としては、次世代以降への負の遺産継承がもっとも心配するところです。これまで検討されてきたなかで、文化遺産や自然景観の破壊については、一度破壊すると元へ戻すことは不可能で、身を引き裂かれる思いがします。しかしながら破壊してもあまりある効果があると、納得できればこらえなくてはなりません。人びとの暮らしの安心安全を優先させるためですが、実はこの発想も現代人の思い上がりではないでしょうか。何事も程度問題だと思います。〇〇年に１度という確率の災害から人命を守るというのも程度問題です。私は世代間公平の原則から80年に１度程度が妥当であると思います。そのための河川改修であれば、限られた国家財政から支出するのは、それはそれで意味あるものと思います。極端にいえば、この〇〇年を1000年にすればもっと「安全性」が高まるのかも知れません。そしてその方向を願うグループがあることでしょう。自分たちの世代が潤えば、あとはどうなってもよいとする考え方はどうしても納得できません。専門家からたびたび指摘されている地すべりの危険性も心配のタネです。建設を推進する立場の方々も先刻お気づきのはずですが、それよりも完成後も延々と対策の予算がついて、なかば永遠に「仕事」が保証されるわけですから黙って見守る、そんな図式ではないでしょうか。（あってはいけませんが）のちのちダム建設にともなう災害が発生し、法廷で起業者がその損害賠償を求められたときは、因果関係をあいまいにし、ふたことめには、「想定外でした」「予測不可能でした」と開き直ることでしょう。あの原発事故と同じ構図です。いまから着々とそのときのために準備を怠りなくしておられることは想像に難くはありません。しかし、ご心配はいりません、心ある専門の学者から危険性を指摘されていますから、「予測不可能」では決してありません。因果関係も明らかになることでしょう。

・別な視点からみた決定的な問題点として、そこに住まう皆さんが反対されておられるのにもかかわらず強制収用することです。とりもなおさず、国家権力による生存権の剥奪以外の何物でもありません。しかも治水・利水の両面においてまったく意味のない、まさに「百害あって一利なし」（一部の方にとっては仮りに百害があってもそれは他人事、自分は二利も三利もあって知らん顔をする）のプロジェクトによって先祖代々の土地を強制的に奪われること、いつの世のことかと思うほど許せない暴挙だと思います。そこまでしても頑なに推進しようとするその姿勢には憤りを通り越して滑稽にさえ見えます。

・どうか客観的な立場から、八ツ場ダム建設計画がいかに無意味なプロジェクトであるかということを認識され、ただちに事業を中止するよう求めます。

2015年4月24日

群馬県知事　殿

名前
住所
電話
[redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

地すべり等が心配です。

不安定な地質の上に公がつくられることも反対です。

まだそこに住んでいらっしゃる方々がいるのに強制収用することに反対です。

2015年4月24日

群馬県知事　殿

群馬県 県土整備部監理課用地対策室用地指導係
（川原様）

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

別紙

意　見　書

[redacted]

事業認定申請をする前に以下のことに関する調査報告を公聴会等開催し、公にするよう要望いたします。

1．　品木ダムに関する要望

イ　品木ダムによる中和事業を継続する期間と費用、中和剤確保の将来像を明確にお示しください。

ロ　浚渫物処理継続の場所の確保と安全性の取り組みをお示しください。

ハ　浚渫物の中に現在でもドライベースで５００トン以上という大量のヒ素化合物が含まれていることは専門家の調査で明らかになっておりますが、その危険性に対する対策についてお示しください。

2．　水需要予測と安定水利権と地下水

現在　ダム推進事業で安定水利権を得るために、日本全国豊かな地下水を切り捨てて、不味い水を飲まされ、高い水道料を強いられている地域が沢山あります。ダム事業は本当に水が足りない地域のための事業ではなく、豊かな地下水に育まれた日本の自然の豊かさを破壊する事業であることが明らかになっています。

八ツ場ダムもそれぞれの地域の地下水活用によって必用ないダムであることも明らかになっているのではないでしょうか。安定水利権などという人間が机上で考え出した水需要によって、取り返しのつかない破壊をしない英断はできないのでしょうか。お答えください。

3．　地質の問題

２００３年　烏川に計画されていた「倉渕ダム」について、小寺知事が「本体工事に関する予算を一切凍結する」と発表して、事実上倉渕ダム計画は中止となりましたが、知事がこの判断を発表するに至った経緯は、市民による水源地周辺の幾筋も山崩れを起こ

している空中写真の提供により、知事自ら現地を視察したことが大きな要因とおもわれます。視察の直後に「付け替え道路完成式典」がありましたが、それを呼びかけた知事が欠席したのです。関係者から大変な抗議をうけたことが漏れ伝わりましたが、結果としてその抗議をはねのけたのです。

倉渕を歩くと、「ダムができなくてよかったよ」という声が今でも聞こえています。八ツ場は、倉渕地区より脆い地質のところが多いことは、多くの人が知っています。頭ではなく、体で感じているのです。倉渕地区の人は、「この山の岩は腐っているいるところが沢山あるので気を付けなければならない、木があるのでかろうじて安定しているんだ」と他地区からの者に説明してくれます。八ツ場ダム建設予定の周辺の人びとも倉渕地区の人以上に地区の脆い地質を心配しているはずです。問題が起きる前に引き返す英断をお願い致します。そのためにも、現在まで市民側から提起された多くの地質に関する疑問に真摯にお答えいただきたくお願いいたします。

2015年4月 24 日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

八ッ場ダム代替地整備に使用された高炉スラグは有害物質であり環境基準の5～23倍に達し専門家も「撤去が望ましい」と指摘している。
すみやかな撤去をした後に、八ッ場ダムの工事を進めて行く必要がある。
まずは撤去をお願いしたい!!!
有害物質の使用に関わった[redacted]には、相応の責任と処分を望むものである!!!

群馬県
27.4.28
監理課
収受

2015年4月24日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]

住所

電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

国交省 [redacted] スラグ

有害な鉄鋼スラグ

を撤去せよ!!

群馬県
27.4.28
監理課
収受

2015年4月 24 日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

有害な鉄鋼スラグを撤去せよ

群馬県
27.4.28
監理課
収受

2015年4月23日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

有害な鉄鋼スラグを撤去せよ。

群馬県
27.4.28
監理課
収受

2015年4月 24日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

有害な鉄鋼スラグを撤去してほしいです。

群馬県
27.4.28
監理課
収受

2015年4月24日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

ダム本体工事進める前に
有害スラグを撤去しろ

群馬県
27.4.28
監理課
収受

2015年4月　24日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

・鉄鋼スラグ混入について
地表面以下に混入した有害スラグの撤去状況を確認したい

群馬県
27.4.28
監理課
収受

2015年4月　24日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

有害な鉄鋼スラグを撤去せよ。

群馬県
27.4.28
監理課
収受

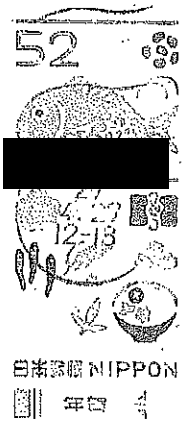

[redacted]

[redacted]

[redacted]

D2437組

郵便はがき

3718570

郡馬県前橋市大手町1の1の1

県土整備部監理課用地対策室用地

指導係(担当川原)郡馬県大事務所

群馬県
27.4.28
監理課

927193

ハッ場ダム、そんなに必要なのでしょうか？

自然のままにくらしている動物、植物を無視して人間はどこまで傲慢になるのでしょう。

どうかもう一度考え直して下さい。

地球は人間だけのものではないはずです!!

お願いします

2015年4月25日

群馬県知事殿

[redacted]

[redacted]

[redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を以下のとおり、提出します。

八ッ場ダムを造るために土地の強制収用を可能にする事業認定に反対します。

八ッ場ダム計画から62年間も造られなかったダムですが、その間、首都圏は八ッ場ダムがないために洪水に困ったり、大変な渇水に陥ったりしたことはありません。それどころか、首都圏の人口は減少傾向にある上、節水型家電も普及し、工業用水も必要なくなっているのですから、水は余っているのです。由緒ある川原湯温泉街を湖の底に沈め、美しい緑の吾妻渓谷の景観を無残に破壊してまで八ッ場ダムを造る必要性は全くありません。

洪水対策のためにも、遠くの山の中に造る八ッ場ダムは役に立ちません。利根川では、河川改修を進んでいるので、近年は洪水のときにも堤防を越えて水があふれることはないですし、近年のゲリラ豪雨による内水氾濫などの対策はダム建設ではうまくいきません。ダムを造る費用を、弱い堤防の強化対策や内水氾濫対策に回すことが急務だと思います。

また、八ッ場ダム貯水予定地は、浅間山や草津白根山の下流に位置する為、脆弱な地層が分布していて、ダム完成後に水を貯めると、地滑りが発生する危険があることが、何人もの専門家から警告されています。水没予定地の住民は、ダム湖の周辺の代替地に移り住んでいるのですから、地滑りが起きれば、長い年月ダム事業に翻弄されてきた地元住民の生活をふたたび脅かすことにもなるのです。地滑り対策は、年月も費用もかかり、ただでさえ膨大な八ッ場ダム事業費をこの上増やすことになる

のは火を見るより明らかなことです。
このような無駄なダム事業により、子孫に大きな負債を残すことは誠に愚かなことではないでしょうか。

この八ッ場ダム事業のために、関東の耶馬渓と称され大勢の観光客が訪れた名勝・吾妻渓谷は、渓谷の様相が変わり、美しさを維持することができなくなります。高台の代替地へ移転してやっと再開した王湯を中心とする川原湯温泉も、一番の観光目的である吾妻渓谷の自然美が破壊されて、周りの貴重な自然林が伐採されてしまえば、訪れる観光客も激減し、生業が脅かされます。喧伝されているダム湖観光など、水位の低い干上がった湖になってしまえば実現するわけもありません。上流に万座や草津温泉などの観光地がある八ッ場ダム予定地では、川にたくさんの栄養物が流れ込んできて、植物プランクトンの異常増殖によりダム湖の水質が著しく悪化することは、以前から多くの専門家に指摘されていることです。

日本の原風景ともいえる吾妻川周辺の自然美を、アンカーボルトだらけの無残な山肌に変えるのは断腸がまぶしく茅吹き、秋は錦の紅葉に彩られる樹木を禿山のように伐採して谷を埋め立て、谷に盛り土をし、長年住んでいた人々を強制的に追い出して、なぜこのようなダムを造らなければならないのか、もう一度立ち止まって考えなおしてほしいと心から願います。

(F) [redacted]

2015年4月25日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

（別紙）

意見書（八ッ場ダム事業が公共の利益に反する事業であることについて）

1　水道用水の必要性は失われています

八ッ場ダムが計画された当時と現在では、社会が大きく変化しています。

計画当時は、人口が増大し水道用水を確保することの公共性が認められやすい時代でした。

しかし、計画から半世紀以上が経過し、現在は、多くの水源が開発される一方で、人口の減少傾向と節水機器の普及で、水道需要も減少傾向にあります。

このような時代に、巨大ダムをつくって水道用水を確保する必要性はもはやありません。

時代の変化から目をそむけて水道需要の増加をみこんで巨大ダムを建設することは、地域の水道事業に過大投資をひきおこし、水道事業経営を悪化させ、将来世代に負の遺産をつけまわすこととなり、まったく公共の利益に反します。

八ッ場ダム事業は公共の利益に反します。

2　治水安全度を低下させます

利根川の治水計画は、ダム以外（堤防整備等の河川改修）の方法で、１６５００立方メートル／秒（基準点）を流下させることとし、それ以上の規模の洪水についてはダムで対応することとされています。

ところが、現在は、１４０００立方メートル／秒の河道すら完成していません（利根川水系利根川・江戸川河川整備計画４５頁）。

このような状況で、八ッ場ダムを建設することは、流域の治水安全度を低下させます。八ッ場ダムの集水域は流域全体の１０％程度しかなく、この範囲以外に大雨が降った場合、流域に洪水被害が発生します。これに対し、流域全体のバランスをとった河川改修であれば、雨が流域のどの場所に降っても対応できるので、確実に治水安全度を向上させられます。

流域の水害を防止・低減して流域住民の生命・財産を守ることを真剣に考えるならば、あらゆる資源を河川改修に集中させるべきであり、「今」八ッ場ダムを建設することは公共の利益に反することは明らかです。

八ッ場ダム事業は公共の利益に反します。

3　「ダム検証」は公共性を適正に検証していません

なお、民主党政権化ではじまった「ダム検証」で、八ッ場ダムは事業継続と判断されましたが、この検証では、代替案との比較検討において、費用のみが比較されただけで、便益が比較されていません。

八ッ場ダムは、八ッ場ダムの集水域に降った雨に対し効果があるだけで、それ以外の地域に降った雨にはまったく効果がありません。八ッ場ダムだけで利根川の水害が防止できるわけではありません。

したがって、八ッ場ダムを継続するかどうかを判断するには、代替案との比較検討においてそれらの便益をも比較されることが不可欠ですが、ダム検証ではこの比較検討がされていない以上、ダム検証手続が八ッ場ダムの公共性を裏付けるものではありません。

4　八ッ場ダムによって土砂災害等が誘発される危険があります

八ッ場ダムによって地すべり等の土砂災害が誘発される危険があります。

この点は、八ッ場ダム住民訴訟で争われましたが、裁判所は、国交省の地すべり対策等が十分かどうかの検証を避けました。

地すべり対策は、場当たり的に追加されてきており、国交省が安全側にたって対策をしていないことは明らかです。

5　八ッ場ダムによって国の名勝吾妻渓谷が失われます

吾妻渓谷は悠久の時がかたちづくった美しい渓谷、日本の財産です。

このような国家的財産を毀損して醜悪なコンクリートダムをつくるなど、歴史的愚行です。この点で八ッ場ダムに一片の公共性もありません。

6　地域社会、生活が失われます

水没予定地に暮らしてきた[redacted]さんは、「ダムに沈む村」という詩を読まれました。末尾に引用します。

水没予定地に暮らす人々からふるさとでの生活を奪う以上、ダムにはそれ相応の高度な公共性がなければならないはずですが、八ッ場ダムはそのような公共性をそなえた事業ではありません。

ダムに沈む村

ダムに沈む村の
田んぼはひからびて
ガマの穂は破裂し
畑は草が生い茂って枯れ
荒れ果てて せつない

ダムに沈む村の
石仏は柔和
お墓は無表情に
西を向いて
高台から
村を見守っている

ダムに沈む村は
誰もいない
太った野良猫が一匹
日向ぼっこをしている
空っぽの電車が通り過ぎ
国道は大型ダンプカーが
忙しく行き交う

私の生まれた
ダムに沈む村は
美しい渓谷と
ひなびた小さな温泉場
六月になると仏法僧は鳴き
山には大好きな山野草が
咲きみだれる

ダムに沈む村の家は

今日は一軒
明日は二軒と
解体されて
基礎石だけが
無言で
すべてを物語っている

ダムに沈む村の夜は
真っ暗闇
昨日までここに住んでいた
人々がまぼろしとなっては
消える

あとには
月の光と
星の輝きの中に
夜を迎える

ダムに沈む村でも
夜は悲しく
美しい

2015年4月25日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を~~別紙のとおり~~、提出します。

未来に残したい、"日本の姿"を想像して下さい。
そこに向って、動きだす勇気を、持って下さい。
あなたが育った日本の風景を、思い出して下さい。
ダムは本当に必要でしょうか。
私には3人の子供がいます。見せたい日本(未来)"
があります。
ダム事業に反対します。

群馬県
27.4.27
監理課
収受

U

2015年4月25日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

群馬県
27.4.27
監理課
収受

意　見　書

下記の理由により八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に反対します。

① 首都圏の水道水の需要は年々減少しており、今や水あまり状態になっている。
② ダムは常に水をためておかなければならず洪水対策にほとんど役立ちません。洪水対策には堤防強化で対処すべきです。
③ 現在水力発電所（東電など１１か所）に使っている水を八ッ場ダム貯水に廻すため大幅に発電量が減少します。
④ 浅間山大噴火や地震、地滑りによるダム決壊、大災害の危険をはらんでいます。また代替え地の地すべりの危険も想定されます。
⑤ 名勝「吾妻渓谷」、国指定天然記念物「河原湯岩脈」などの自然破壊、名湯・河原湯温泉をつぶすなどの地域破壊、生活破壊が甚大です。
⑥ 巨大建造物八ッ場ダムの維持管理費用は、すでに人口減少期に入り、将来世代にとって大きな負の遺産になることは確実です。

2015年4月 26日

群馬県知事 殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称 国土交通大臣

事業の種類 一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

少子高齢化社会に向けて もう これ以上
水は いりません。過去を ひきずらずに、
未来に向けて、認定を やめて、工事を 中止して下さい。
(取りこわす工事を はじめても よい)

群馬県知事　殿

2015年4月26日
氏名：[redacted]
住所：[redacted]
電話番号：[redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出
起業者の名称：国土交通大臣
事業の種類：1級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

1級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を下記の通り提出します。

1．　私は、1人の[redacted]日本国民として、八ッ場ダム検せ鵜工事が、本事業の対象となる下流都県（群馬県・埼玉県・栃木県・茨城県・千葉県・東京都）にとって有害無益であること、日本国にとっても貴重な血税の壮大な浪費であることは、既に過去の差し止め訴訟（現在は最高裁にて審理中）で十二分に証明されたと考えています。

2．　知事もその議論は重々ご高承の通りですから、以下はその要点のみの列挙に止めます。

1）　利水面では全く無用です：

① 首都圏各都県の水需要は1992年ごろから毎年減少しています。利根川流域6都県の一人当り水道用水は、1992年491リットル/日から、2013年366リットル/日まで25%以上も減りました。

② この趨勢は今後も続くと考えられますし、更に今後は人口減少が急速に進むと予測されています。利根川流域の人口は既に減り始めており、この傾向は2020年以降拍車がかかります。水余りはより顕著になります。

2）　治水面での効果も限定的で、遥かに少ない予算でより効果的な対策をすべきです：

① 国交省が試算した治水効果については多くの学者や専門家がその誤りを指摘しており、国交省は有効な反論ができません。

② 過去数十年間、カスリン台風並みの台風でも洪水は発生しておらず、まれに発生する水害は、ダムとは無関係な内水氾濫対策や弱い堤防強化によって、八ッ場ダムの数分の一の経費でより大きい効果が生じます。

3）　水力発電が減ることは周知の事実です：

① 八ッ場ダムによって、吾妻川で発電していた水力発電量が大幅に減少するという明快な事実もご高承の通り、約2億kWh/年から4千万kWhへ大幅ダウンします。

② 国交省ではそれでも「八ッ場ダムで水力発電が増える」と明快なウソをついていますが、いずれ東電から150億円を超える「減電補償」を請求されます。

4）　ダムサイトでの岩盤崩落や代替地区の地滑りは人命にかかわる可能性があります：

① この点についても多くの学者や専門家が強く警告していますし、何よりも国交省（当時の建設省）の見解として、昭和45年の国会で「この場所は危険だからダムサイトとして不適当」と報告されていることからも窺い知れます。

② 最近、国交省もこの点に配慮して、若干の費用を追加して対策をしましたが、全く不充分です。

③ 地崩れによって完成時期が大幅に遅れた前例としては大滝ダム（奈良県：+10年）や滝沢ダム（埼玉県：+5年）などがありますが、本件岩盤の脆弱性や地質の特殊性から見てそれ以上の大災害が発生する可能性さえ無視できません。

④ 不幸にして、学者・専門家の指摘が一部でも的中して、人身事故を含む大惨事が発生しても、国交省からは責任者は出ません。

⑤ 国交省としては「想定外」だったとして責任はとらず、「災害復興」という名目で新たな血税投入の口実ができるわけです。

5） 環境破壊は説明するまでもないでしょう：

① 八ッ場ダムが美しい渓谷美を破壊し、周辺の無数の「砂防ダム」を含めて美しい自然環境を台無しにし、貴重な動植物を失うなど自然環境破壊の宝庫になります。

② ダムは観光資源になるとは逆に、富栄養化による水質悪化で藻が異常発生し、異臭さえ放つ薄汚いスポットになり兼ねません。

③ 群馬・埼玉県境にある下久保ダムなど全国に実例はたくさんあります。

6） 文化遺産の破壊：

① ダムサイトが1万年を超える縄文遺跡の宝庫であり、江戸時代・天明の浅間大噴火当時の生活がタイムカプセルのように残っている「東洋のポンペイ」がムダなダムに永遠に埋まってしまう。

② 八ッ場ダム工事を強行すれば、将来の群馬県人・日本人・世界中の人々に、「当時の群馬県は野蛮な地域だった」と蔑まれるでしょう。

3． 今からでも間に合います：費用対効果がマイナス＝B/C＜0＝B＜Cだからです：

1） 八ッ場ダム建設を今から中止した場合、せっかくの本体工事着手まで進み予算も7割方使ったのだから、残りの予算は使い切って工事を完成させる方が経済的だという、サンクコスト（Sunk cost）論は経済学・経営学上の一般論としては正しいですが、

2） 本事業の場合、そもそもB＜C＝本事業から生まれる便益より弊害の方が大きいのですから、最後の1億円になっても本体工事は中止することが合理的です。

3） 上記のような理由で、八ッ場ダム建設工事の事業認定は行うべきではありません。汚名を歴史に残さないためにも「君子は豹変」して下さい。

以上

2015年4月26日

群馬県知事　殿

名前
住所
電話 [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

負の遺産となることが明らかな
八ッ場ダムは中止すべきです。

2015年4月 26 日

群馬県知事 殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

(1)

<別紙>

意見書

八ッ場ダムは利水、治水両面で必要性がなくなっています。また自然の破壊、災害誘発の危険もあります。また将来にわたって負の遺産となるダムだと思います。建設を中止すべきです。

このような八ッ場ダム事業推進のために、住民を無理やり追い出す土地の強制収用を可能にする事業認定を行うことに反対です。

以上

(3)

送信先：[redacted]

2015年4月26日

群馬県知事　殿

名前：[redacted]
住所：
電話：

八ツ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣
事業の種類　一級河川利根川水系八ツ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ツ場ダム建設工事の事業認定に関する意見書を提出します。

意　見

私は[redacted]で37年勤務して、今は年金生活をしています。

在職中から八ツ場ダムの水利権処理に当たる国の強引な処理に怒りを持っていました。それは暫定水利権という名の押し付けです。

千葉県のここ十数年来の給水量は減少してきています。さらに工業用水の余剰水にも大きなものがあります。人口減少、財源縮小化が進む現状下で将来の子供たちに負担させることになります。目先の利益を追い求めて国を破たんさせないでください。

群馬県知事　殿

2015年4月26日

[redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通省
事業の種類　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を下記のとおり、提出します。

群馬県には、素晴らしいたくさんの自然がありますが、吾妻渓谷は人里が近くにありながら、自然豊かで緑深い渓谷美は、とても素晴らしいと感銘してこれまでに幾度も訪ねました。私の大好きな吾妻渓谷やその周辺の風景が、八ッ場ダム建設により失われてしまうことを知り、とても残念に思っています。
吾妻渓谷を含む一帯は、群馬県の宝物と思っている私は、八ッ場ダム建設の事業認定で失ってしまうことの無いように強くお願いする次第です。

八ッ場ダムはすでに目的の失われたダム計画であり、このダムの役割は、首都圏の住民には全く必要ありません。群馬県における立場は、首都圏の住民の為にダム建設を受け入れたと聞いていますが、水道用水や利根川洪水の治水対策には役に立つことは無く、むしろ群馬県住民にとっても負の遺産となるダムが残るだけです。水没予定地には遺跡が数多く発見されている様子で、この文化遺産はかけがえのないものになるでしょう。今からでも遅くないと思っています。この事業認定が承認されることに反対いたします。

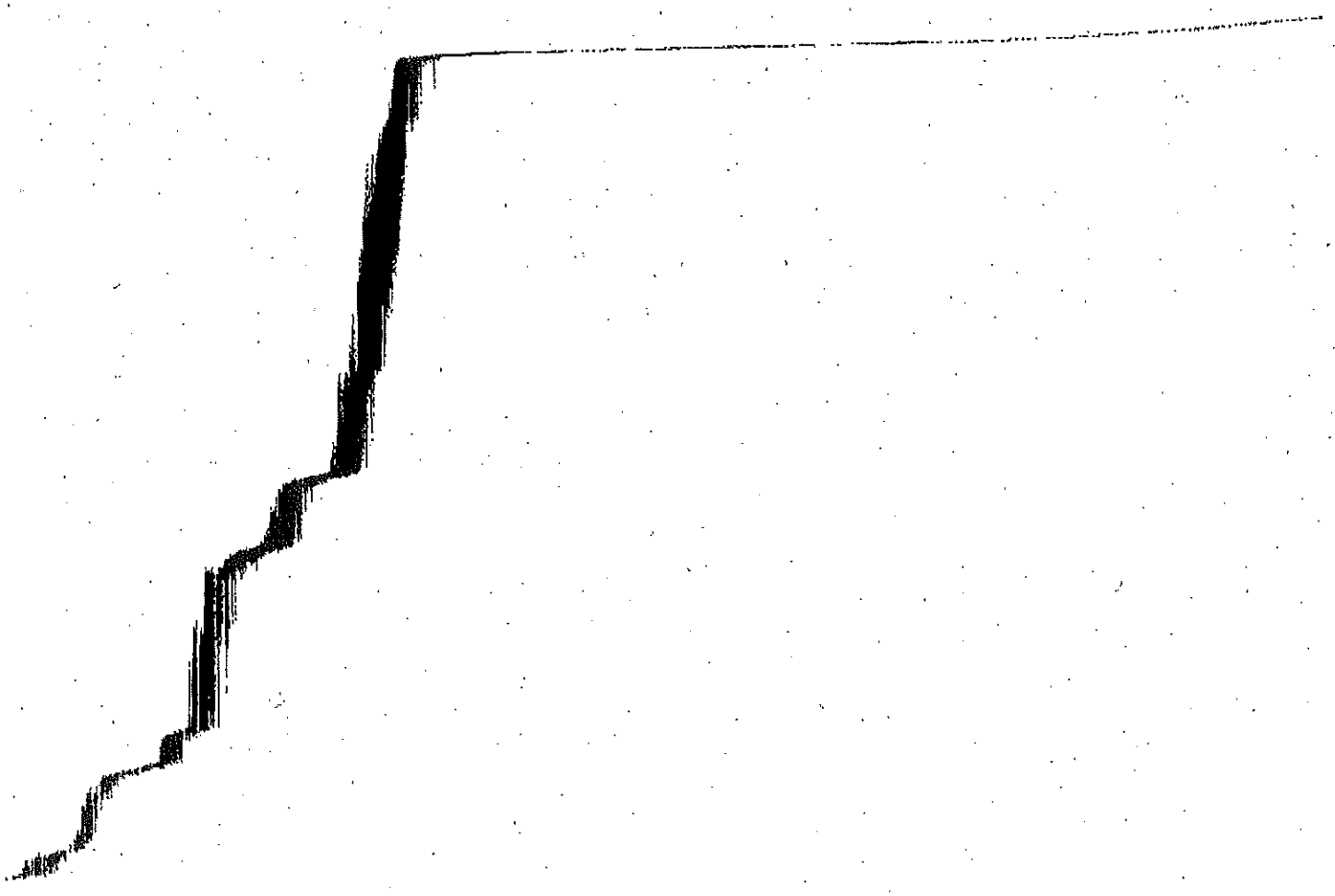

2015年4月26日

群馬県　県土整備部監理課
用地対策室用地指導係　御中

八ツ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書

2015年4月26日

群馬県知事　殿

[redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を下記のとおり、提出します。

私は複数の大学で環境社会学を教えている者です。授業でダムと水没地の地域・住民と行政との関係を考える事例を取り上げ、学生たちに考えてもらいます。彼らの反応の大半は「なぜ国や行政が、そこに住む人たちの土地財産や故郷を奪うことができるのか理解できない」というものです。「その人たちの犠牲以上に『公共の利益』があるとみなが認めるときだけに事業を施行する権限が為政者に与えられている」ことを説明し、データを示してダムの公共性について考えてもらいます。ある学生は「日本では多数者の利益のために力の弱い少数者に我慢してもらう功利主義が採られているとわかった」とコメントしました。まさにこのことが、八ッ場ダム水没予定地の長野原町の地域と居住者に対して行われようとしています。そこに住み続ける意思をもつ人々がいる限り、これまで行われたことのない、八ッ場ダムの公共性に関する議論を今からでも公衆と徹底的に行うべきです。若者のために不正義の事例を増やすべきではない。

1/2

2015年4月 26 日

群馬県知事 殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称 国土交通大臣

事業の種類 一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

[redacted]

2/2

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

将来世代への負の遺産となる無駄かつ危険なダムを造らないでください。しかも代替地の安全性が確認されていない状態で強制収用を可能にして水没予定地から住民を追い出すのは人権侵害であり、憲法違反ともいえる暴挙と言わざるを得ません。

首都圏の水需要の縮小で八ッ場ダムをはじめ新規水源開発の必要性は全くありません。千葉県内で未利用の水利権の状況を調査したところ、5つの水道事業体で合わせて日量10万7千㎥もあり、使われていない水の取得や管理費に520億円以上も支出していることが県議会でも明らかになっています。

八ッ場ダムは今後の事業費の大幅増額は必至であり、500億円以上とも試算されています。地すべり等の災害を誘発する危険性が高いダムにこれ以上の税金を投入することは到底認められず、直ちに中止すべきです。

以 上

2015年4月26日

群馬県知事　殿

住所 [redacted]

電話 [redacted]

[redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を以下のとおり、提出します。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

今、八ッ場ダム周辺では多くの大規模な工事が行われ、自然の名勝と静かな温泉街は面影も無くなっています。もともと脆弱な地質や地滑り等、ダムにとっては不安材料を持った地域のはずですが、すでに国道周辺では地盤の道路側へのせり出し(地滑りなのでは)、温泉地域特有ともいえるであろう酸性の変質帯による水・岩盤の着色・アンカー等の傷みが、素人の目にもはっきり見えてきています。また、代替地は今までに例を見ない厚さの盛り土によりつくられており、湛水の開始後、どのようなことがおこるかと、不安を感ぜずにはいられません。さらに加えて、ここには有毒物質を混入した鉄鋼スラグも使われているというではありませんか。首都圏の水需要はすでに満たされており、また、ダムによる水害対応には多くの意味を見いだせないのも、このダムです。このような中で、ふるさとを

失う人たちにとって、心の奥深くにはどのような思いが沈んでいるでしょうか。代替地の不安などから、今でも水没地域に住んでおいでの方々には、強制収容が課されるという動きが本格化してきています。

人々の思いをていねいに聞くのではなく、自分たちのスケジュール優先の動きとしか思えません。

美しい渓谷と古い歴史を持つ肌にまろやかな温泉という大切な宝を、一部の利益のために投げ捨てたこのようなダム工事は、やるべきではないものです。

莫大な税金が投入されるばかりでなく、将来にわたっても負の財産となる可能性が指摘されています。これだけ多くの問題点をはらんだ、自然を壊すだけのダムについては、再考を求めます。

2015年4月26日

群馬県知事　殿

[redacted]
住所 [redacted]
電話 [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を以下のとおり、提出します。

****

八ッ場ダム建設に伴う土地の強制収容について意見を申し上げます。

八ッ場ダムの建設が予定されている長野原町吾妻川には天然記念物『昇龍岩』『臥龍岩』があり、『関東の耶馬溪』と言われる吾妻渓谷があります。

私は2010年から四季ごとにダム予定地を訪れ、動植物の記録をとっておりますが、毎回何かしら新しい発見があり、行くのを楽しみにしております。

特に吾妻渓谷が北限とされるイワタバコ、ギンバイソウ、ユクノキは株数が少ないのにも関わらずダム予定地に多く生息しており、ダム建設工事とともに生息地が破壊されるのを強く危惧しております。

ユクノキは日本固有種で関東以西の渓谷に稀に生える木とされており、同じように渓谷

に生える同属のフジキが険しい地形なのに対し、比較的緩やかな地形に生えます。そのため戦前からの人工林の植栽で既に絶滅した県(神奈川県では絶滅種です)や絶滅危惧種に指定された地域も多いと聞いています。また、数年に一度しか満開にならないため、花や実を見つけるのは稀です。

2014年はたまたま花の当たり年だったらしく、ダム予定地にあちこちでその名の由来になった『雪の木』のような満開の白い花が見られました。

吾妻渓谷やダム予定地の吾妻川右岸はその険しい地形のためか、人工林の植栽をまぬがれたところが多く、自然林の美しい森です。ユクノキはそんな森だからこそ今まで生き残れたのだと思います。

ダム建設の様子を見ておりますと、森がどんどん刈られていくのが分かります。ダム建設とは単に水を貯めることではなく、森を刈っていくことなのだと実感いたしました。

生物にとっては、子孫を残すために遺伝子の多様性を保つことが重要と考えられています。そのためにも生息地を狭めることは、遺伝子の多様性の広がりを狭め、ひいては絶滅に追いやってしまうことにつながりかねません。

どうか八ッ場ダム建設中止と土地の強制収容をしないように宜しくお願い申し上げます。

以上

2015年4月26日

群馬県知事　殿

[redacted]
住所 [redacted]
電話 [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣
事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

本件八ッ場ダム建設工事は、土地収用法第二十条（事業の認定の要件）の四「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること」を満たす事業ではないので、事業認定を行ってはならない。以下、その理由を詳述する。

１　事業の必要性の喪失

本事業は①水道用水と工業用水の水源開発、②利根川の洪水対策、③吾妻川の流量維持、④発電の四つを目的としているが、いずれも必要性が失われている。

１－１　水余りが一層進行する時代に八ッ場ダムによる新規の水源開発は不要

八ッ場ダムは水道用水及び工業用水の水源を約 143 万㎥/日（通年換算の取水量ベースの水量）を開発して、利根川流域に供給することになっているが、利根川流域の水道用水、工業用水の需要は減り続けている。

利根川流域６都県全体の上水道の一日最大給水量は 1992 年度以降、ほぼ減少の一途を辿り、2012 年度までの 20 年間に約 200 万㎥/日も減少した（**図１**）。この減少量は八ッ場ダムの開発水量の約 1.4 倍にもなる。工業用水も同様で、この 20 年間に約 80 万㎥/日減少した（**図２**）。

最大の利水予定者である東京都水道を例にとれば、一日最大給水量は 1992 年度の 617 万㎥/日から 2014 年度の 465 万㎥/日へと、22 年間に 152 万㎥/日も減少してきた（**図３**）。

ところが、同図のとおり、東京都水道局は 2015 年度以降は 600 万㎥/日近くまで急増するという架空予測を行って、八ッ場ダム等の新規水源が必要だと主張している。

八ッ場ダム事業に参画している群馬、埼玉、千葉、茨城の水道事業者、工業用水道事業者もこのような架空予測によって本来は不要な八ッ場ダムの水源が必要であるかのように装っている。

一日最大給水量の減少傾向は節水型機器の普及等により、一人当たりの水量が減ってきたことによるものである（**図４**）。

2013 年３月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した推計では、一極集中が進む東京都も 2020 年以降は人口が減少傾向となり、その後はかなりのスピードで減っていく（**図５**）。過去約 20 年間続いてきた一日最大給水量の減少傾向は、人口の減少によって拍車がかかり、今後も続いていくことは必至である。

東京都は利根川・荒川水系のダム建設等の水源開発事業に参画してきたことにより、すでに 695 万㎥/日という大量の水源を保有している。その結果、2014 年度の余裕水源量は 695 万㎥/日－465 万㎥/日＝230 万㎥/日に達している（**図６**）。

他の関係県も同様であって、過去の水源開発事業によって十分な水源をすでに保有しており、水需要の減少傾向で水余りがますます進行していく状況になっている。

認定申請書添付書類１号 21 ページに示されている八ッ場ダムの豊水暫定水利権は、八ッ場ダムへの参画を強制するために暫定扱いにされているものであり、実際には渇水時も支障なく取水できるものがほとんどを占めている。

以上のとおり、今後は水需要の一層の減少によって水余りがますます顕著になっていくので、八ッ場ダムによる新規の水源開発は全く無用のものになっている。

図５　東京都水道の人口と給水人口（区部＋多摩地区）

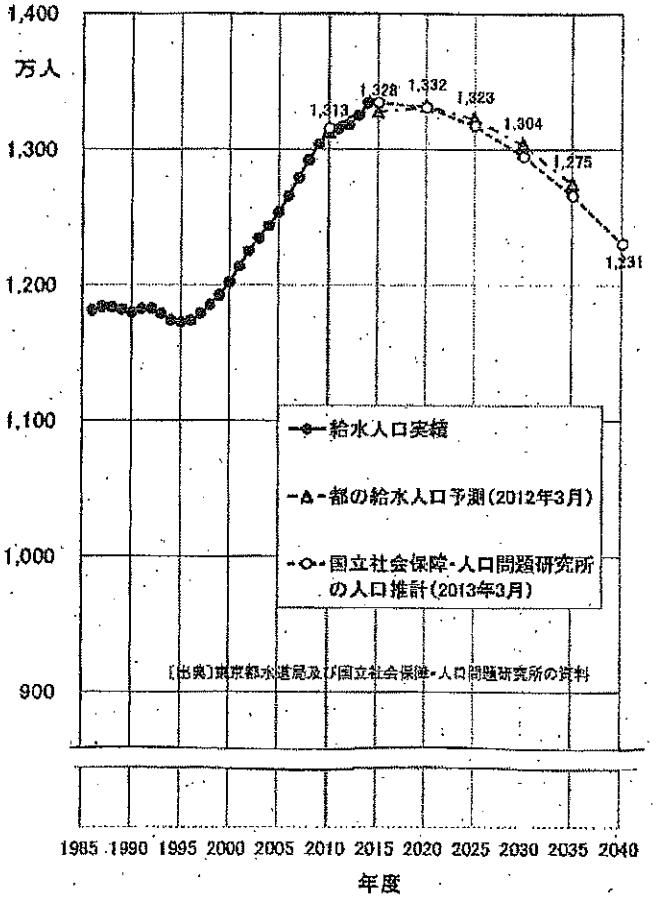

図６　東京都水道の保有水源と一日最大給水量の推移

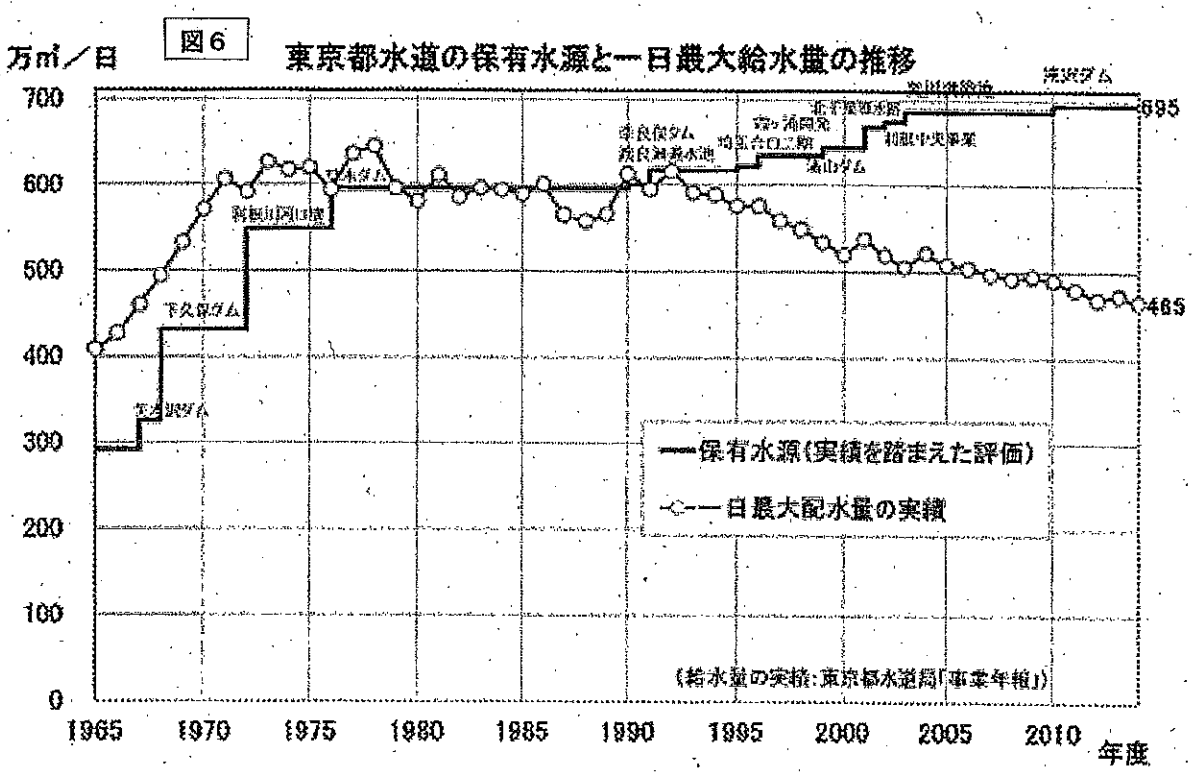

1－2　利根川の治水対策として無意味な八ッ場ダム

八ッ場ダムは吾妻川の洪水調節を行うことにより、利根川流域の浸水被害の防止に寄与することになっているが、この治水目的は無意味なものになっている。

八ッ場ダムの話の始まりは1947年に利根川流域に大きな被害をもたらしたカスリーン台風洪水にある。同洪水の再来に備えるという理由で、利根川上流に洪水調節ダムをいくつか造る計画が策定され、1952年に八ッ場ダムの構想が浮上した。

しかし、利根川はカスリーン台風後に河川改修がどんどん進められ、十分な流下能力を有するようになっている。河川改修の進捗により、利根川の本川（江戸川を含む）では過去65年間、洪水時の越流がなくなっている。

過去65年間で最大の洪水であった1998年洪水でさえ、治水の基準点「八斗島」（群馬県伊勢崎市）で堤防天端より4m以上も下を流れていた（**図7**）。この洪水で八ッ場ダムがあったとしても、同図のとおり、その治水効果はせいぜい十数ｃｍ程度の水位低下であって小さなものであり、利根川の洪水対策として何の意味もなかった。

図7　**利根川・八斗島地点での八ッ場ダムの効果**
（過去65年間で最大の洪水（1998年10月洪水）の場合）

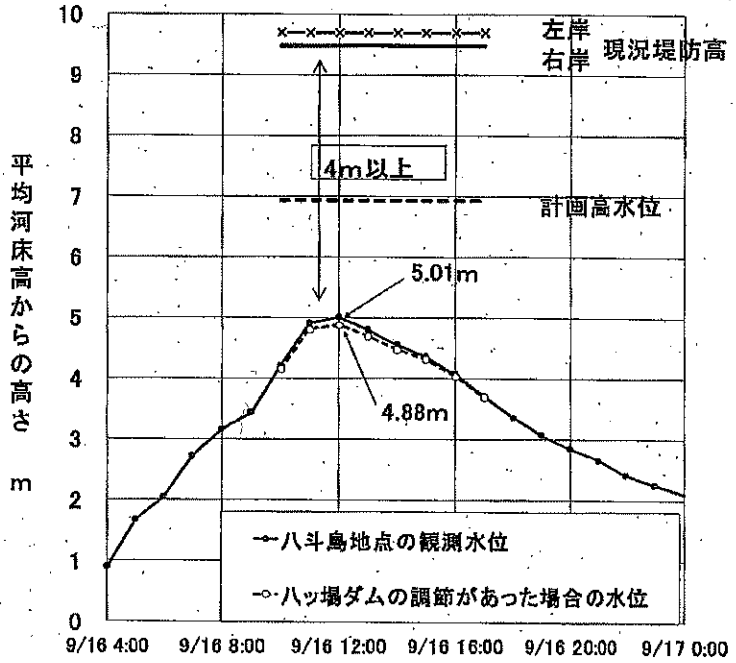

なお、認定申請書添付書類1号20ページに示されている昭和57年9月、平成10年9月、19年9月洪水の浸水被害はいずれも本川からの越流によるものではなく、ほとんど内水氾濫によるものであり、八ッ場ダムがあったとしても、何も軽減できない浸水被害である。そのように八ッ場ダムとは無関係の浸水被害を例示するのは欺瞞である。

さらに、カスリーン台風時にたとえ八ッ場ダムがあっても、ダム集水域は雨量が少なかったので、その効果がゼロであったことも明らかになっている（**朝日新聞2008年6月11日の記事**を参照）。治水ダムとはその集水域に多くの雨が降るケースでしか機能しない、いわばギャンブル的な治水効果しか持たないものなのである。

朝日新聞　2008年(平成20年)6月11日

「カスリーン台風」備えるはずが 八ッ場ダム 効果なし

群馬県長野原町で計画されている「国営八ッ場ダム」について、「カスリーン台風並みの大雨に備えるために必要」と説明してきた国が、実際には、同台風と同じ降水パターンの際には治水効果がないと試算していることが10日分かった。民主党の石関貴史衆院議員の質問主意書に対する政府答弁書で明らかになった。

利根川流域の1都5県が事業参加するはずの八ッ場ダムの総事業費は4600億円で過去最大規模。計画は1952年に示された。その後、水没する住宅地や道路の代替地の造成などは進められてきたが、半世紀以上たった現在も本体の工事は始まっていない。主な目的は利水だが、近年は治水面が強調されるようになっている。

治水の最大の根拠は、利根川のはんらんで約1100人の死者を出した1947年のカスリーン台風による被害とされてきた。しかし、答弁書によると、国土交通省の計算では、再び同規模の台風が襲来したと仮定した時の下流の観測地点のピーク流量は、ダムがある場合もない場合も同じ毎秒2万4271㎥だった。

同省関東地方整備局は「カスリーン台風の時、(八ッ場ダム計画のある)吾妻川流域の降水は少なかった。試算では、吾妻川流域でもっと多くの雨が降った洪水時には効果がある」といっている。



利根川には取り組むべき喫緊の治水対策がある。その一つは、利根川は洪水時に漏水して破堤の可能性がある脆弱な堤防が各所にあり、その堤防強化が急がれていることである。脆弱な堤防は国交省の調査で利根川本川では62%、江戸川では60%に及んでいる。

もう一つは内水氾濫対策である。最近の利根川流域における浸水被害は、利根川からの越流ではなく、降った雨が掃け切れずに溢れる内水氾濫（末端河川の氾濫を含む）であり、その対策が急がれている。

利根川の治水対策として無意味な八ッ場ダムに巨額の河川予算を投じている場合ではない。利根川の流域住民の安全を確保するために、その予算を内水氾濫対策や脆弱な堤防の強化対策に回すべきである。

1－3　東電の発電所の水利権更新で意味を失う吾妻川の流量維持

八ッ場ダムの目的の一つ「流水の正常な機能の維持」とは、吾妻川の流量を毎秒2.4㎥以上に維持するものであるが、この流量維持は東京電力㈱の松谷発電所の水利権更新に伴って不要となるので、この目的そのものが喪失する。

吾妻川の晴天時の流量が現在少ないのは、松谷発電所が流量のほとんどを取水しているからである。2012年3月末で松谷発電所は水利権の更新を迎えた。1988年に発電用水利権の「ガイドライン」（「発電水利権の期間更新時における河川維持流量の確保について」建設省河川局）ができたことにより、近年は水利権更新の際に河川維持流量の放流が義務付けられるようになった。松谷発電所も水利権更新に伴って、吾妻川の晴天時の流量が増加する。

東電は2012年2月24日に関東地方整備局に水利権許可申請書を提出し、さらに2013年4月26日に「松谷発電所水利権更新申請における河川維持流量の再検討について」を提出した。

それを読むと、吾妻川取水ダム（長野原取水堰）から毎秒1.727㎥を放流し、八ッ場ダムまでの残流域からの流入量0.673㎥／秒を合わせて、八ッ場ダム予定地で毎秒2.4㎥を

確保することになっている。

この水利権更新は現時点ではまだ関東地方整備局で審査中となっているため、東電は従前どおりの取水を続けているが、更新の許可が下りれば、吾妻川の流量を維持できるように取水量を減らすので、八ッ場ダム予定地で必要とされている2.4㎥/秒は確保されるようになる。

このように松谷発電所の水利権更新に伴って現在の吾妻川の減水状態は解消されるようになるので、八ッ場ダムの「流水の正常な機能の維持」の目的は喪失する。

それにしても、同じ関東地方整備局が松谷発電所の水利権更新を審査していて、その更新に伴って八ッ場ダムの目的の一つが喪失することを認識しているにもかかわらず、その事実を隠して関東地方整備局は事業認定申請を行っており、その不誠実性は大いに糾弾されるべきである。

1－4　逆に大きく減少する発電量

八ッ場ダムの発電目的は、群馬県が八ッ場発電所をダムに併設して、利水や治水のために放流する水を利用して従属発電を行うもので、年間の計画発電量は4,100万kwhである。

しかし、吾妻川では東電の松谷等の水力発電所で発電が行われており、八ッ場ダムが完成して吾妻川の水を貯留するようになると、水力発電所への送水量が大幅に減り、発電量が減少する。その影響は松谷発電所だけでなく、その下流にある原町・箱島・金井・渋川・佐久発電所にも及ぶ。

1998～2007年の10年間の吾妻川の実績流量を使って発電減少量を現状に合わせて計算すると、年間で17,700～20,500万kwhにもなり、八ッ場発電所の計画発電量の4～5倍になる。そして、この減電に対して高額の補償も必要になる。

このように、八ッ場ダムは電力を新たに生み出すものではない。八ッ場ダムは逆に吾妻川で得られている発電量を大幅に減らすものであり、発電という目的も虚構である。

以上述べたとおり、八ッ場ダム建設事業の四つの目的、①水道用水・工業用水の水源開発、②利根川の洪水対策、③吾妻川の流量維持、④発電はいずれも意味を失っているのである。

2．自然を壊し、災害誘発の危険性をつくり出す事業

八ッ場ダムはかけがえのない自然を壊し、地すべり等の災害を誘発するなど、様々な問題をもたらすダムであるから、その面からも推進してはならない事業である。

2－1　かけがえのない自然の喪失

八ッ場ダム予定地にある国の名勝・吾妻渓谷は奇岩怪岩が立ち並ぶ3.5kmの渓谷で、その美しさから関東の耶馬渓とも称され、大勢の観光客が訪れてきた。その上流部1/4がダム本体工事の予定地であって、そこにはすでに高さ約30mの仮締切ダムがつくられ、渓谷の様相が大きく変わってしまった。

そして、八ッ場ダムができれば、破壊から免れる吾妻渓谷の中下流部も今の美しさを維持することができない。この渓谷の魅力は岩肌の美しさにあり、それは時折来る洪水が岩肌の表面を洗い流してくれるからであるが、ダムが洪水を貯留するようになれば、その機会が激減する。利根川水系の神流川に1968年に完成した下久保ダムの直下に三波石峡がある。三波石峡もかつては大勢の観光客が訪れる美しい渓谷があったが、下久保ダムで洪水の流下が遮られたことによって、岩肌をコケが覆い、草が茂って魅力が乏しい渓谷になり、観光客が大幅に減ってしまった。吾妻渓谷も同じ運命を辿ることになろう。

吾妻渓谷だけではない。ダム予定地は国の天然記念物・川原湯岩脈をはじめとする類まれな景観に恵まれた地域であり、鳥類の生態系の頂点に位置するクマタカをはじめとして、絶滅が危惧される貴重な動植物が数多く生息・生育しているが、これらの動植物を育んできたかけがえのない自然が八ッ場ダムによって失われてしまう。

２－２　水質悪化の原因となる八ッ場ダム湖

八ッ場ダム予定地は吾妻川の中流部に位置するため、植物プランクトンの増殖要因である栄養塩類が多量に流れ込んでいる。利根川水系の既設ダムは上流部または最上流部に位置するため、ダム上流域の居住人口は数千人以下である。ところが、八ッ場ダム予定地の上流には約2.5万人が住み、更に草津温泉など、観光地がいくつもあるため、大勢の観光客が訪れる。さらに、北軽井沢で乳牛約4,200頭の酪農が営まれているため、排出される栄養塩類の量で換算すると、ダム上流域には合わせて約20万人の人が居住しているのに等しい(**図８**)。このように多量の栄養塩類が流れ込む水を貯めれば、植物プランクトンの異常増殖が進行し、水質がひどく悪化することは必至である。

また、八ッ場ダムは、洪水調節容量が大きいため、７～９月の洪水調節期が近づくと、洪水を貯留できるように満水位から28mも水位を下げる。渇水になれば、更に放流するため、満水位から最大47mまでの範囲で湖水位が低下する。そして、洪水調節期が終わっても、よほど雨が降り続かないと、湖水位が下がったままとなる。

図８　利根川水系の既設ダムと八ッ場ダム予定地の流域人口の比較
（観光客数と、飼育牛の汚濁負荷の人口換算値を加算）

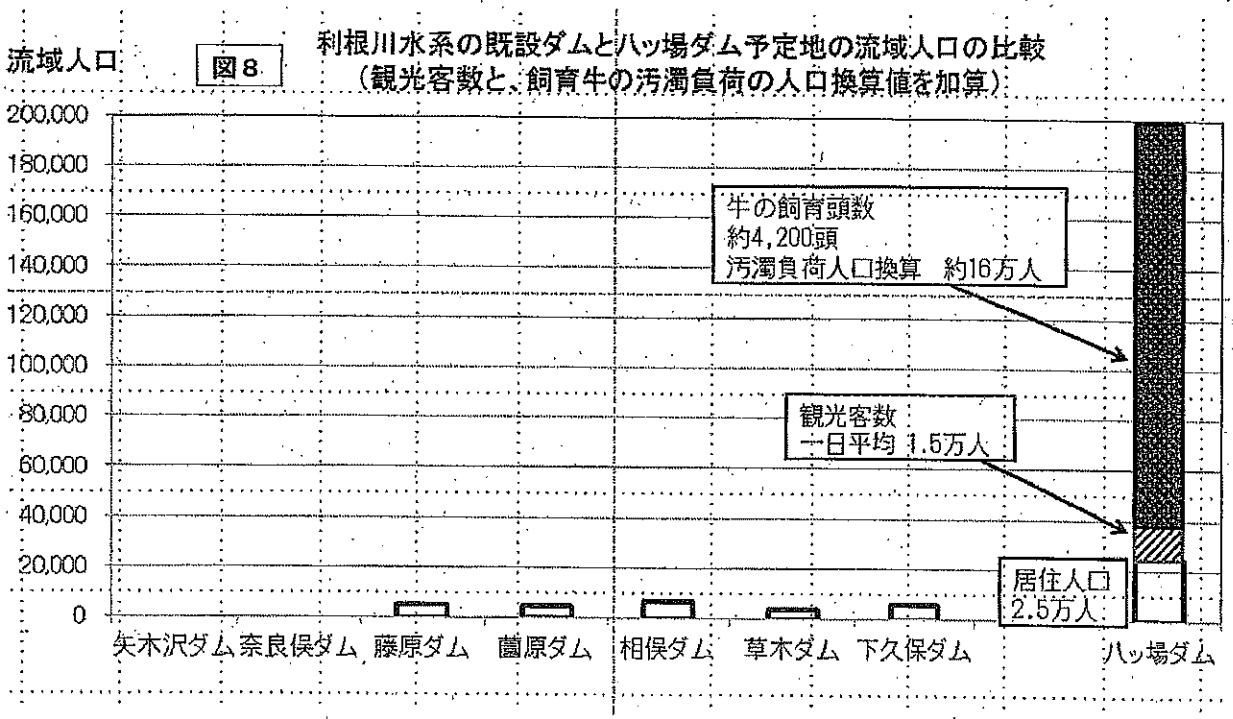

したがって、八ッ場ダム湖は満水位からはるか下の方にたまった水が植物プランクトンの異常増殖で異様な色を呈する湖になるに違いない。とても観光資源になるような代物ではなく、ダム湖観光は幻想であり、地元の人たちに恩恵をもたらすダムではない。上述のような自然破壊の見返りに得られるのはこのようなダム湖なのである。

２－３　地すべり等の災害誘発の危険性

八ッ場ダム予定地は、上流域に活火山である浅間山と草津白根山がある火山地帯であるので、その影響で脆弱な地層が広く分布している。

ダムサイト予定地は熱水変質帯、断層、低角度割れ目が分布していることが判明しており、1972年以前はその場所にダムを造ることは危険であるので、現在の予定地より約600メートル下流にダムを造ることになっていた。ところが、名勝・吾妻渓谷への影響を小さくするため、73年に現予定地に移された。

国交省はその後の地質ボーリングの結果からの推測で、本体工事を進める上で支障はないとしているが、これからの基礎掘削工事により、変質帯、断層、低角度割れ目が推測より大きく広がっていることが明らかになる可能性が十分にある。その場合は本体工事そのものを基本から見直すことが必要になる。

そして、八ッ場ダム貯水池予定地の周辺は熱水変質帯、浅間山噴火に由来する応桑岩屑流堆積物、崖錐堆積物などの脆弱な地層が広く分布しており、ダム完成後に貯水して水位を上下させると、地すべりを誘発する危険性が十分にある。国交省の10年以上前の調査でもダム貯水池予定地で地すべりの可能性があるところが22か所に及んでいる(**図９**))。しかし、八ッ場ダムの地すべり対策費は現在はたった6億円しかなく、国交省は安全性を犠牲にしてダム建設にまい進している。

図９　八ッ場ダム貯水池周辺で地すべりの可能性がある箇所

（出典：国交省の資料）

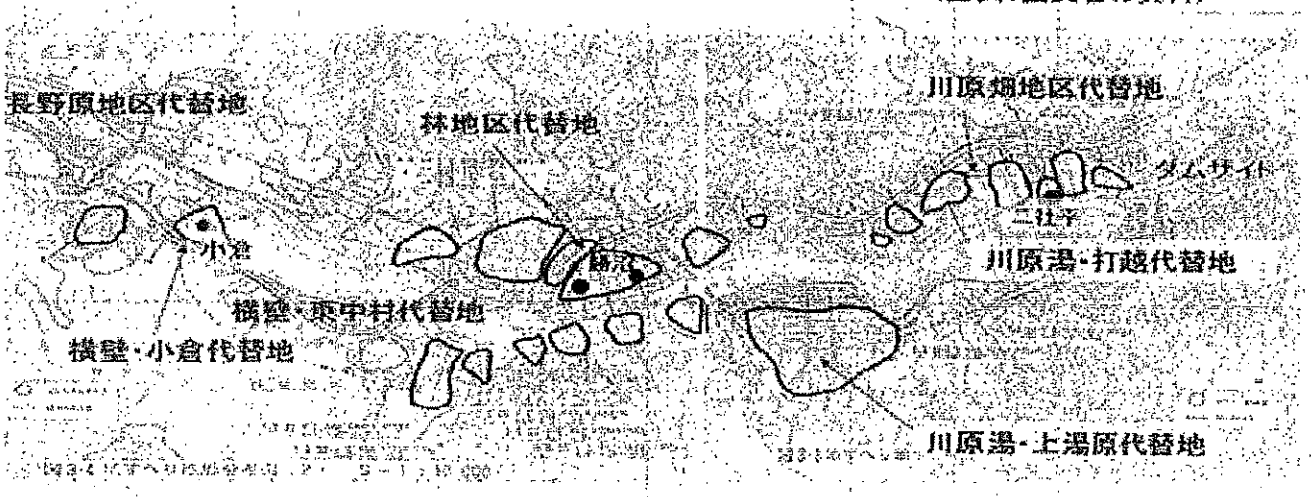

○が地すべりの可能性があるところを示す。

（●は現在の基本計画による地すべり対策箇所）

試験湛水による水位の上下で地すべりが誘発された場合は地すべり対策工事に追われ、大滝ダム（奈良県）や滝沢ダム（埼玉県）のように、八ッ場ダムの完成が9年間、5年間も延びることが予想される。

このように、地質の面で八ッ場ダム事業は前門の虎（ダムサイト）、後門の狼（貯水域周辺）を抱えており、災害誘発の危険性をつくり出す事業なのである。

3　まとめ

以上述べたとおり、八ッ場ダムは利水面においても治水面においても必要性がなくなっており、吾妻川の流量維持、発電という目的も虚構である。一方で、かけがえのない自然を壊し、災害誘発の危険性をつくり出すなど、私たちの子孫にとって巨大な負の遺産となるダムである。

このような公益性のない八ッ場ダム事業について、住民を無理やり追い出す土地の強制収用を可能にする事業認定を行ってはならない。

以上

2015年4月26日

群馬県知事　殿

[redacted]

[redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を下記のとおり、提出します。

日本社会は今人口減少の一途を辿っており、水道の使用水量は節水器具の進化もあいまって、年々減少しています。わざわざダムをつくっても水は余ってしまいます。また地滑りが起きやすい地質なのでダムの湛水が始まると心配です。ダムをつくれば巨額の費用もかかるうえ、地滑り対策に追加で費用がかかり、結局水道代があがってしまいます。これからは無駄な公共工事はやめて、老朽化する道路や橋などのインフラの維持管理費に回さないと大変なことになってしまいます。

治水でも最近の水害は内水氾濫が多いので八ッ場ダムをつくっても効果はありません。それよりも安価に出来る堤防強化を優先するべきです。

今、強制収用で土地を取り上げ、カモシカやオオタカの生息する名勝地を水没させるなどしてはなりません。どうぞ八ッ場ダムの計画を中止して下さい。

2015年4月26日

群馬県知事　殿

[redacted]

住所 [redacted]

電話 [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を、下記のとおり提出します。

八ッ場ダムは利水面においても治水面においても、その必要性に科学的な根拠がない。また、かけがえのない吾妻渓谷の自然を壊し、災害誘発の危険性をつくり出す、我々の子孫にとって巨大な負の遺産となるダムとなるため、事業は中止すべきである。

このような公益性のない八ッ場ダム事業について、住民を無理やり追い出す土地の強制収用を可能にする事業認定を行うことには反対である。

なお、事業認定申請書などの書類や意見提出の宛先、意見受付期間など重要な情報はインターネット上に公開し、国民誰もが見られるようにすべきである。

２０１５年4月２６日

群馬県知事　殿

氏名 [redacted]

住所 [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

別紙

私は、以下の４点から八ッ場ダム建設に反対します。

１．治水

利根川の治水計画（毎秒22000㎥）は、１９４７年のカスリーン台風の大洪水（毎秒17000㎥）を想定してつくられています。しかし、この大洪水は戦時中、山の木の乱伐が元凶と考えられ、今では森林の成長とともに洪水の出方がずいぶんと小さくなっています。しかも、堤防の整備が進んだため、新たにダムをつくらなくても利根川が氾濫することはありません。

２．利水

近年の節水機器の普及、人口増加のピークが過ぎたことにより、ここ１０年以上水需要は横ばいか減少傾向で水余りの状態にあります。これ以上ダムにたよるのではなく、汚れた川をきれいにしたり、地下水の有効活用を考えるべきです。

３．地盤

建設予定地一帯は断層が多く、地質的にも浅間山噴火による泥流が堆積したもので、とてももろく崩れやすくなっています。こうした場所にダムを作り水をためることは、地滑りや崩落を招きとても危険です。

４．建設費（受益者）負担の増大

２００４年９月、国土交通省は基本計画の二度目の変更を行い、事業費は従来の２１１０億円から４６００億円に倍増しました。さらに、２０１３年８月６日発表の第５回八ッ場ダム基本計画変更案では、工期を２０１５年度から２０１９年度に延長し、約１８３億円の事業費増額を明らかにしました。

しかし、代替地の整備費用８０億円程度、東京電力への減電補償額１３０～２００億円以上、地すべり対策工事費の増額、「吾妻川の流量維持」の目的喪失による９７億円の負担問題など、事業費の増額は５００億円に登ることが必至です。これらはすべて国民、受益者（１都５県）の負担となります。

以上のように、八ッ場ダムは治水面においても利水面においても必要性がなくなっており、且つ、かけがえのない自然を壊し、災害誘発の危険性をつくり出すダムです。八ッ場ダムは私たちの子孫にとって巨大な負の遺産となるダムですので、中止すべきです。

このような公益性のない八ッ場ダム事業について、住民を無理やり追い出す土地の強制収用を可能にする事業認定を行うことに反対します。

2015年4月２６日

群馬県知事　殿

[redacted]

住所 [redacted]

電話 [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

本件八ッ場ダム建設工事は、土地収用法第２０条（事業の認定の要件）の４「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること」を満たす事業ではないので、事業認定を行ってはならない。以下、その理由を詳述する。

第１　事業認定申請書の誤り

１　カスリーン台風被害と八ッ場ダムの関係には問題のすり替えがある

事業認定申請書の３頁には、カスリーン台風による「１都５県での死傷者は３，５２０人」である等と書かれ、八ッ場ダムを建設すれば、カスリーン台風が再来しても被害を防げるという印象を与えようとしているが、問題のすり替えがある。

カスリーン台風による被害をまとめた中央防災会議の資料*には、「この洪水による死者は 1,100 人であるが、特に上流域の群馬県、栃木県が多い。その中でも 群馬県の桐生市、栃木県の足利市を流れる渡良瀬川流域では 709 人の犠牲者となった。」（９頁）、赤城山西麓での土石流等により死者・行方不明者が 137 人、赤城山南麓で山津波が発生し、群馬県大胡町 72 人が犠牲と書かれている。

カスリーン台風洪水による死者 1,100 人のうち 918 人（約 83%）は、赤城山周辺での土石流や山津波によるもの及び渡良瀬川の氾濫によるものであり、八ッ場ダムを建設しても救えない犠牲者であった。

カスリーン台風洪水の再来に備えるというのが八ッ場ダム事業の理由とされているが、八ッ場ダムでは赤城山周辺での土石流や山津波や渡良瀬川の氾濫を防げないのであるから、上記理由には、問題のすり替えがある。

八ッ場ダムは、カスリーン台風洪水の再来への備えにならず、八ッ場ダムの大義名分は最初から存在しなかったのである。

(*)http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyokun/kyoukunnokeishou/rep/1947-kathleenTYPHOON/pdf/5_chap1.pdf

2　「近年の浸水被害に対処する」も問題のすり替えである

事業認定申請書３頁に、「近年では平成１０年９月、さらには同１９年９月の洪水によって、堤防の漏水被害や溢水による家屋の浸水被害が発生している。このような水害に対処するためには、河道の整備は勿論のこと、洪水調節施設の整備も行うことにより洪水流量を低減させ、想定される計画高水流量を安全に流下させる必要がある。」と書かれているが誤りである。

事業認定申請書２０頁に「表－４　利根川流域における近年の主な洪水被害状況」が掲載され、上記２洪水に１９８２年９月洪水を加えた３洪水を近年の主な洪水被害として挙げているが、これら３洪水は、東京都で大きな浸水被害をもたらした洪水である。

しかし、東京都のホームページ（下記 URL 参照）によると、「堤防の漏水被害や溢水による家屋の浸水被害」はほとんどなく、浸水被害のほとんどは内水氾濫被害であることが分かる。

http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/suigai_kiroku/s57/0912_shisa.htm

http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/suigai_kiroku/h10/100915_shisa.htm

http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/suigai_kiroku/h19/0906_shisa.htm

支流の溢水氾濫も一部あるが、八ッ場ダムで支流の氾濫を防止できないことはもちろんである。

起業者代理人は、八ッ場ダムで上記洪水被害を防止できると言うが、内水氾濫被害はダムで防止できないことは明らかであるから、事業認定申請書の上記記述は誤りである。

八ッ場ダムで対処すべき洪水被害として内水氾濫被害しか挙げられないことこそが、八ッ場ダムが治水上不要であることの証拠である。

なお、八ッ場ダムの洪水調節効果により利根川・江戸川の水位を下げておくことが内水

氾濫対策として有効だという反論が考えられるが、八ッ場ダムの洪水調節効果は、カスリーン台風が再来した場合にはゼロであることは政府答弁でも認めているところであり、最も洪水調節効果が得られる降雨パターンを想定した場合にも、その水位低減効果は八斗島地点で１３cmにすぎず、下流に行くほど水位低減効果は減衰し、江戸川では数センチメートルしか水位は低減しないと考えられるので、投資額に見合った効果が得られるわけではないことからも、八ッ場ダム事業には公益性が認められない。

３　「渇水の影響が大きい」は事実ではない

事業認定申請書４頁に、「近年においても、（中略）渇水が発生しており、市民生活はもとより、経済活動にも大きな影響を与えている。」と書かれているが、事実に基づかない記述である。

渇水といっても６都県に断水が発生しているわけではない。

国が作成した文書には、「（２０１３年には）愛知県豊橋市、蒲郡市等では減圧給水によりプールの利用停止や公営施設の入浴停止等の影響があり、農業用水では番水及び反復利用の強化による用水不足への対応がとられた。」（「水災害分野における気候変動適応策のあり方について（中間とりまとめ）」５頁）というものがあるが、八ッ場ダムに利水参画する１都４県での影響が記載されておらず、事実の存否が不明である。

少雨の年には多少の不便を強いられるのは当然であり、ダムが環境と財政に与えるダメージを考慮すれば、平年と同じように取水制限なく水を利用しようと考えるべきではない。

また、八ッ場ダムを建設すれば１都４県が取水制限を免れる保証もない。

なお、渇水による稲作農業への被害については、国庫補助の入った農業共済で補償されること（保険というソフトで対応できる）、コメの消費量（１人１年当たりの精米供給量*）が１９６０年代と比較して半減していること、１５０万トン程度の備蓄米があること、想定したくないことだが、今後アメリカからコメの輸入量を増やされるおそれがある、などから、ダムで財政と環境を破壊してまで、ムキになってコメを作る必要はない。

そもそも八ッ場ダムは農業用水を供給するための施設ではないので、同ダムで農業用水の改善を期待することはできない。

(*)http://www.dpj.or.jp/news/files/1shohiseisan.pdf

4　ダムは景観を守らない

事業認定申請書4頁には、吾妻川の景観美を守るために八ッ場ダムが必要だと書かれているが、事実に反する。

ダムを建設すれば、河川流量は減少し、水質が悪化することは常識である。ダムによって景観が守られた例など存在しない。存在しないことは証明不可能なので、景観が守られた事例が存在することを起業者が証明すべきである。

なお、導水ダムではダム下流の流況が改善するかもしれないが、導水される河川の流況はその分悪化するのであるから、導水ダムの事例を挙げるのは不当である。

仮に八ッ場ダムによって下流の景観が改善されることを認めるとしても、ダム湖には上流から多量の栄養塩が流れ込み、アオコが発生し、悪臭を放ちながら醜態をさらすことになるのは必至であるから、下流の景観美は相殺される。

5　水資源開発促進法は八ッ場ダム事業を正当化しない

事業認定申請書4頁には、八ッ場ダム事業は、水資源開発促進法を根拠とする「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」に位置づけられているから、推進することが正当であるかのように書かれている。

しかし、水資源開発促進法は、「産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域に対する水の供給を確保する」（第1条）ことを目的とするが、「都市人口の増加」が見込めないことは、国の人口推計からも明らかである以上、「都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域」が存在しないことも明らかであり、「都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域に対する水の供給を確保する」ことが不要であることも明らかである。

水資源開発促進法の立法事実は消失しているのであるから、同法を適用する余地はない。

また、同法に基づき水源開発を行ったものの、１０年以上経過しても使われないケースが多く見られることからも、「広域的な用水対策を緊急に実施する必要」（同法第３条第１項）がないことも明らかである。

確実に人口減少時代を迎え水余りの時代に入った日本にとって、「水資源の総合的な開発」（同法第１条）を「緊急に実施する必要」がないことは明らかである。

要するにいかなる観点から検討しても、存在意義を失った水資源開発促進法を適用して水資源開発基本計画を策定することは許されない。

したがって、八ッ場ダム事業が水資源開発基本計画に位置づけられていることは、同事業を正当化する根拠にならない。

６　特定多目的ダム法は八ッ場ダム事業を正当化しない

事業認定申請書４頁には、八ッ場ダム事業は、特定多目的ダム法を根拠としているから、推進することが正当であるかのように書かれている。

しかし、特定多目的ダム法は、「国土総合開発法」（１９５０年制定）に起源を持つ河川総合開発を円滑に進めるために制定された法律である。「国土総合開発法」が開発中心主義からの転換を図るため、2005 年に「国土形成計画法」に名称を変更して法律や計画から「開発」の文字を消したことからも明らかなように、河川総合開発及びこれを整合的に実施するための特定多目的ダム法も時代錯誤である。

現在は、国が音頭をとって、特定多目的ダムを建設して河川総合開発を行う時代でないことは、あまりにも明白である。

特定多目的ダム法もまた立法事実が既に消失しているのであり、同法は八ッ場ダム事業を正当化する根拠にならない。

７　目標流量１７，０００m3／秒は大きすぎる

事業認定申請書４頁には、河川整備計画を達成するためには八ッ場ダムが必要であると

書かれている。

しかし、河川整備計画に書かれた目標流量１７，０００m3／秒は過大である。

１９４７年のカスリーン台風でも推測された実績流量はせいぜい１７，０００m3／秒であり、１９４９年のキティ台風以降、６６年間、利根川に１０，０００m3／秒を超える流量は記録されていない。年超過確率 1/70 から 1/80 で１７，０００m3／秒の想定は過大である。おそらく年超過確率1/200での基本高水流量２２，０００m3／秒が正当であるとの前提があると思うが、後記のように、その前提は成り立たない。

８　流水の正常な機能の維持は必要ない

事業認定申請書５頁及び１２頁に、八ッ場ダムにより吾妻川の流水の正常な機能の維持を図ると書かれているが、その必要はなく、誤りである。

八ッ場ダムの目的の一つ「流水の正常な機能の維持」とは、吾妻川の八ッ場ダム下流地点における流量を毎秒 2.4 ㎥ 以上に維持するものであるが、この流量維持は東京電力㈱の松谷発電所の水利権更新に伴 って不要となるので、この目的そのものが喪失する。

1988 年に発電用水利権の「ガイドライン」（「発電水利権の期間更新時における河川維持流量の確保について」建設省河川局）ができたことにより、近年は水利権更新の際に河川維持流量の放流が義務付けられるようになった。

東京電力の計画では、吾妻川取水ダム（長野原取水堰）から毎秒 1.727 ㎥を放流し、八ッ場ダムまでの残流域からの流入量 0.673 ㎥／秒を合わせて、八ッ場ダム予定地で毎秒 2.4 ㎥を確保することになっている。

したがって、東京電力松谷発電所の水利権更新に伴って現在の吾妻川の減水状態は解消されるようになるので、八ッ場ダムの「流水の正常な機能の維持」の目的は喪失する。

９　発電量はかえって減少する

事業認定申請書５頁には、八ッ場ダムにより発電を行うと書かれているが、その目的は虚構である。

八ッ場ダムの発電目的は、群馬県が八ッ場発電所をダムに併設して、利水や治水のために放流する水を利用して従属発電を行うもので、年間の計画発電量は 4,100 万 kwh である。 しかし、吾妻川では東電の松谷等の水力発電所で発電が行われており、八ッ場ダムが完成して吾妻川の水を貯留するようになると、水力発電所への送水量が大幅に減り、発電量が減少する。その影響は松谷発電所だけでなく、その下流にある原町・箱島・金井・渋川・佐久発電所にも及ぶ。 1998～2007 年の 10 年間の吾妻川の実績流量を使って発電減少量を現状に合わせて計算すると、年間で 17,700～20,500 万 kwh にもなり、八ッ場発電所の計画発電量の 4～5 倍になる。そして、この減電に対して高額の補償も必要になる。 このように、八ッ場ダムは電力を新たに生み出すものではない。八ッ場ダムは逆に吾妻川で得られている発電量を大幅に減らすものであり、発電という目的も虚構である。

１０　基本高水流量２２，０００m3／秒は虚構である

事業認定申請書８頁には、利根川の基本高水流量は２２，０００m3／秒であると書かれているが、虚構の数値である。

利根川の基本高水流量の算出方法について、利根川水系河川整備基本方針は、利根川水系工事実施基本計画の考え方を踏襲しており（基本高水等に関する資料２３頁）、その考え方とは、「計画規模として、利根川本川については 1/200 確率流量と観測史上最大流量のいずれか大きい値を採る」（基本高水等に関する資料９頁）というものである。

そして、1/200 確率流量２１，２００m3/秒よりも観測史上最大流量２２，０００m3／秒の方が大きいので後者を基本高水流量としたというものである。

しかし、推定実績流量は１７，０００m3／秒が公式見解である（基本高水等に関する資料８頁)。

八ッ場ダム住民訴訟において、その差５，０００m3／秒についての国土交通省の説明は二転三転したが、最終的には八斗島地点の上流でそれだけの氾濫があったためということになったが、実際にどこで５，０００m3／秒もの氾濫があったかについては、国土交通省

が現地にも行かずに適当な氾濫区域図を作成したが、日本学術会議は資料としての価値を認めず、河道内遊水機能を示唆したものの、結局、定量的に説明できなかったし、東京高裁も理論上の観測史上最大流量と推定実績流量の差に関する説明はなかったという事実認定をした。

「検証」とは、「実際に物事に当たって調べ、仮説などを証明すること。」（大辞泉）であるが、基本高水流量２２，０００m3／秒の正しさについては、国土交通省も日本学術会議も検証を行っておらず、基本高水流量２２，０００m3／秒は机上の空論である。

２０１０年１１月５日の記者会見において、馬淵澄夫国土交通大臣（当時）は、基本高水流量２２，０００m3／秒を定めるに当たって「観測史上最大流量」を計算した時の詳細な資料が存在せず、「結果から見れば、「２２，０００トンありき」の検討を行った」ことを認めたのであるから、２２，０００m3／秒に科学的根拠がないことは明らかである。

また、２２，０００m3／秒にお墨付きを与えた日本学術会議の主張は、利根川で終戦直後のハゲ山状態から、森林で被覆されるに至っても洪水流量に変化は出ていないとする非常識なものであった。委員は、「保水力が全然変わっていないかと思うのかと追及されますと、私どもはお答えすることができません。」（２０１１年９月２８日、公開説明会「河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価」議事録３１頁、谷委員）と発言している。

また、委員が「中規模洪水で計算したときの（パラメータ）ｋ、ｐを使うと、少し洪水流量を過大に評価するという傾向が見えます。」（上記議事録１６頁、立川委員）とか「既存のデータを用いて構築した流出モデルやパラメータの値が、異なる規模の洪水、特にこれまで経験していないような洪水の信頼性をあわせて予測するということは、これは極めて重要な課題です。しかし、冒頭に委員長からもございましたように、データはありません。これは非常に大事な課題ですが、国際的にも未解決の問題です。」（同）と発言している。

日本学術会議が出した河川流出モデル・基本高水の検証に関する学術的な評価（回答）にも「既往最大洪水流量の推定値、およびそれに近い値となる 200 年超過確率洪水流量の推定値と、実際に流れたとされる流量の推定値に大きな差があることを改めて確認したことを受けて、これらの推定値を現実の河川計画、管理の上でどのように用いるか、慎重な検討を要請する。」という意見が付されている。

以上により、日本学術会議も基本高水流量２２，０００m3／秒にお墨付きを与えたものの、科学的な根拠がないことを認めているのであるから、基本高水流量２２，０００m3／秒を根拠とする河川計画に位置づけられた八ッ場ダム事業を進めることは誤りである。

１１　利水目的も虚構である

事業認定申請書１２頁以下には、利水の必要性が書かれているが、１都４県が新規に水源を確保する必要はない。

下図のとおり、利根川流域６都県の上水道の１日最大給水量は、ピーク時から１６％も減少しており、今後の人口減少と節水型機器の普及により、減少傾向は今後も続くので、５都県が八ッ場ダムで水源を確保する必要はない。

下図からも明らかなように、フルプランの誤った需要予測に基づいて八ッ場ダム事業が進められているにすぎない。

図５　利根川流域６都県の上水道の一日最大給水量
実績と国の予測

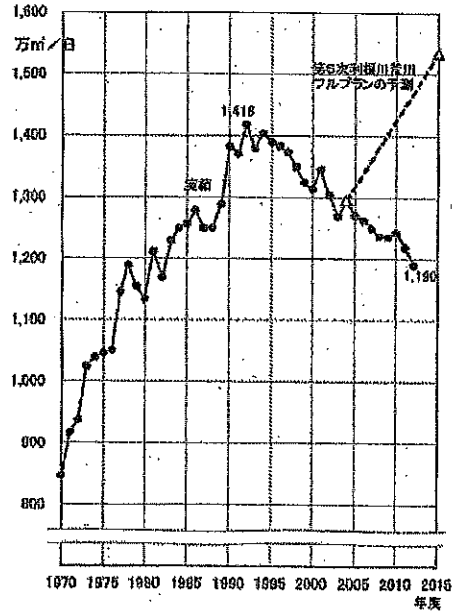

下図（２０１４年１０月６日、東京新聞）のとおり、東京都は、明らかに過大な水需要予測を行うことによって水不足を演出し、八ッ場ダムに参画する理由としている。証拠は挙げないが、八ッ場ダムに参画する４県も過大な架空予測を行っている。



１２　渇水時対応も虚構である

事業認定申請書１３頁には、2/20 渇水対応の考え方が示されている。

この考え方は、2008 年のフルプランに示された考え方で、水源確保を検討する場合には、水源開発施設の計画年ではなく、近年の２０年に２番目の渇水年における供給可能量を基にするというもので、一見もっともな考え方に見えるが、供給が需要を追い越してもダムを造り続けるための理論と言える。

その理由は、当該供給可能量の計算の仕方で架空の水需要を創出できること、八ッ場ダム訴訟の原告らが減少率を求めた計算根拠資料の情報公開請求を行っても国土交通省はその開示をかたくなに拒否していることによる。

利根川水系においては、基準地点を大きな支流の直上流に機械的に設定し、当該支流からの流入量を度外視することによりダムで確保すべき流量を過大に計算したり、上流での還元流量をほぼ無視することにより河川流量を過小評価したりするなどのテクニックが使われている（梶原健嗣著「戦後河川行政とダム開発」2014年、p94～、p137～に詳しい。）。

国土交通省の計算では利根川において、冬期は実際にはかんがい用水の激減で確保すべき流量が格段に小さくなるにもかかわらず、冬期も実際の流量よりかなり大きい確保流量を設定して、それを確保するために上流ダム群から大量の放流を行って、貯水量を急減させている。その結果として、ダムから開発水量どおりの水供給を行ったら、ダム貯水量が1～2か月間も底をついて、開発水量どおりの水供給ができなくなり、供給可能量を開発水量より小さくせざるを得なくなっているのである。つまり、国土交通省は、冬期に不必要に大きい確保流量を設定することによって供給可能量を小さくしているのである。

詳細は不明だが、利根運河を利用して鬼怒川の水を江戸川で利用することが可能であるが、国土交通省は、おそらくはそのような方法は意図的に度外視して供給可能量を小さくするような計算しているものと思われる。

事業認定申請書４頁には、近年の渇水として１９９４年渇水が挙げられているが、上記グラフのとおり、利根川流域６都県の上水道の１日最大給水量を見ると、２０１２年度の値は１９９４年度の値より１５％も小さいのであるから、１９９４年渇水が再来しても、それによって需要者が受ける影響は当時よりずっと小さいはずである。

暫定豊水水利権の問題は、名前は暫定だが、安定的な取水実績を持つものがほとんどであり、暫定のままでも支障はない。

どうしても安定に変えたいのであれば、既得水利権の行使の実態も詳しく調査せずに水源開発施設を建設しなければ新規水利権を認めないというルールの下に執行されてきた不当な水利権行政を改めればすむことである。

栃木県小山市では、渡良瀬遊水池に安定水利権を持っているが、実際の取水地点は上流の思川であり、取水地点が水源開発施設よりも上流にあっても、特に支障は生じていない。

このことの意味は、水源開発施設がなくても、河川からの新規取水は可能であるということである。即ち、水源開発施設を建設しなければ新規水利権を認めないというルールは、机上の計算にすぎないのであり、そのルールを見直すことにより八ッ場ダムのような無駄なダムの建設を防ぐべきである。

１３　費用は４，６００億円ではすまない

事業認定申請書１８頁には、事業費が４，６００億円と書かれているが、それですむはずがなく、誤りである。

以下の費用が増額になると思われる。

- 代替地の整備費用負担で８０億円程度
- 東京電力への減電補償で１３０億～２００億円
- 「吾妻川の流量維持」というダムの目的の一つがなくなることで９７億円
- 安全対策などで１８３億円

即ち、今後５００億円程度の増額は必至である。

真の事業費を隠した事業に公益性は認められない。

１４　治水計画規模は 1/200 ではない

事業認定申請書１９頁には、「河川整備基本方針では、計画する確率規模を 1/200 とし」と書かれているが、誤りである。

前記のとおり、利根川の基本高水流量の算出方法について、利根川水系河川整備基本方針は、利根川水系工事実施基本計画の考え方を踏襲しており（基本高水等に関する資料２

３頁)、その考え方とは、「計画規模として、利根川本川については 1/200 確率流量と観測史上最大流量のいずれか大きい値を採る」（基本高水等に関する資料９頁）というものである。

そして、1/200 確率流量２１，２００m3/秒よりも観測史上最大流量２２，０００m3／秒の方が大きいので後者を基本高水流量としたというものである。

日本学術会議も基本高水流量２２，０００m3／秒を観測史上最大流量であると認識しているからこそ、推測実績流量１７，０００m3／秒との差の説明に苦しんだのである。

１５　治水計画は破綻している

事業認定申請書１９頁には、利根川を洪水調節施設により５，５００m3／秒を調節すると書かれている。

しかし、利根川上流６ダムの洪水調節流量は、全部併せても１，０００m3／秒（八斗島地点）であり、八ッ場ダムの洪水調節流量６００～１２００m3／秒を合わせても、２千数百m3／秒であり、残り約３，３００m3／秒を調節するためのダムを建設する場所はないのであり、利根川の治水計画は永遠に完成することがなく、破綻している。

破綻した治水計画に位置づけられた八ッ場ダム事業に公益性はない。

１６　八ッ場ダムの計画変更手続には瑕疵がある

事業認定申請書２２頁には、特定多目的ダム法第４条に基づく「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」の変更が行われてきたことが書かれているが、その手続には瑕疵がある。

２０１３年１１月には第４回変更がなされた。

しかし、その変更内容には、事業費が入っていない。変更内容は、工期と洪水調節方式の見直しである。６都県の議会には、事業費の増額はないものとして八ッ場ダム事業の第４回変更計画議案の説明がなされている。

八ッ場ダム事業に係る予算執行状況は、約３，８２４億円（２０１２年度末までの執行見込額）である（事業評価監視委員会資料、２０１３年度第９回)。８割以上が執行済みで

ある。残る予算は、約７７６億円。

前記のとおり、今後５００～６００億円の増額が見込まれる。国がどんなに上手にやりくりをしても、残り予算約７７６億円で事業が完成するはずがない。

６都県の議会は、事業費が増額になり、負担が増えるなら、変更計画に賛成しなかったはずである。

国は、事業費の増額については棚上げして、変更計画案を策定し、都県側は、事業費の増額はないものと受け取って変更に同意した。

要するに、都県側は、錯誤に基づいて変更計画案に同意したのであるから、当該同意には瑕疵があり、第４回変更計画は、特定多目的ダム法第４条第４項の規定により、議会の意見をきいて知事が意見を述べたことにならない。

「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」に正当性は認められず、法的正当性のない事業に公益性も認められない。

１７　猛禽に関する環境影響評価の誤り

事業認定申請書２３頁以降には、オオタカ、クマタカ及びハヤブサについて、「本事業実施区域とその周辺での営巣が確認され、主な生息環境の一部が直接改変により消失又は縮小するが、周辺には同様の環境が広く残存するため、ダム供用後は本種の生息は維持されるという予測結果を得ている。」と書かれている。

しかし、このような認識は誤りである。

まず、ヒトの目には「同様の環境」に見えても、生物にとって「同様の環境」かは、容易に判断できるものではない。

また、ダムで消失又は縮小する区域の周辺にオオタカ等の生息に適した環境が広く存在するのであれば、その環境には、ダムで消失又は縮小する区域に生息していたオオタカ等とは別の個体がその環境を縄張りとして生息していたはずである。

そうだとすれば、そこに縄張り争いが起きることになり、勝った個体しか生き延びるこ

とはできない。

したがって、ダムで消失又は縮小する区域に生息していた生物は、周辺に似た環境があれば、そこで生息できる、だから個体は減らないという考え方は誤りである。

八ッ場ダムを建設すれば、希少種の個体は確実に減るのであり、減らないかのように言う事業認定申請書の記述には欺まんがある。

ダムを建設すれば生物多様性を阻害することは確実である。環境へのダメージを超える公益性がダムにあるのかが検討されなければならない。

第２　まとめ

上記のとおり、利水、治水、発電、流水の正常な機能の維持という八ッ場ダムの目的は、すべて虚構であるから、同ダム事業に公益上の必要性は認められない。

下記に掲げる点からも八ッ場ダム事業には公益上の必要性が認められない。

- ダムが景観を改善するという記述は虚偽である。
- 水資源開発促進法も特定多目的ダム法も立法事実が消失しており、適用することは許されない。
- 国土交通省は、５００～６００億円に及ぶ事業費の増額を隠して第４回変更計画についての同意を関係都県から取り付けている。
- 治水計画規模の決め方に関する記述に虚偽がある。
- 環境影響評価についての考え方に誤りがある。
- 地滑り災害を誘発する危険性がある。
- 東宮遺跡、石川原遺跡などの貴重な文化財が失われる。

2015年4月 26 日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

60年を経ても本格着工できない施設が、ほんとうに必要な施設なのか慎重な検討をお願いします。ダム建設により繁栄した地域はきわめて少ないと聞いております。
あらゆる科学の知識、情報を集めた上で検討をお願いします。

群馬県
27.4.27
監理課
収受

別紙のとおり意見書をお届けします。

この上を含め２枚です。

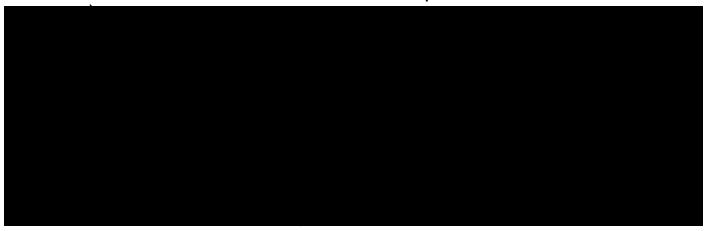

2015年4月26日

群馬県知事　殿

[redacted]

住所：[redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川・利根川水系　八ッ場ダム建設工事

意見

1．必要性について

八ツ場ダムの必要性については、これまでも議論されてきたが、客観的、科学的に立証できていないとの感がぬぐえない。特に、下流域での水需要は、ひっ迫することなく推移しており、今後はむしろ予測されている人口減少（将来、国の人口が7千万人レベルとなるとの見通しすら、国立社会保障・人口問題研究所によって示されている）により水需要は減少していくと見るのが当然である。需要増があるとの主張であるなら、最新のデータに基づき論拠を示すべきである。その上で、公開の場において議論を戦わせたうえで、結論を出すのがあるべき姿である。八ツ場ダムの必要性については、いまからでも遅くはない。再度きっちりとした科学的、民主的手法による見直しをしてほしい。

2．住民参加型の事業推進について

河川行政がこれまで、ダムに偏っており、また、水没する地域の住民に対して過酷な状況を強いてきた。住民の暮らしを押しつぶして実施されるこのような公共事業の進め方は、とても民主的なありようとは言えない。これはダムに限った問題ではなく、道路、港湾などの事業に関しても同様である。事業対象となった地域の住民が参加した形で、複数の選択肢を示した上で十分に議論すること求める。

3．公聴会の開催を求める

上記のように、公共事業とは対象地域の住民参加なくしてはありえない。その意味でも、ぜひ八ツ場ダムの事業に関する公聴会を早急に開催し、様々な住民側の意見を聴取し、事業に反映させることが必要である。

以上

2015年4月26日

群馬県　県土整備部監理課
用地対策室用地指導係　御中

八ツ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書

別紙のとおり意見書をお届けします。

この上を含め2枚です。

[redacted]

[redacted]

2015年4月26日

群馬県知事　殿

[redacted]

住所：[redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川・利根川水系　八ッ場ダム建設工事

意見

1．必要性はありますか？

八ツ場ダムの必要性については、これまでも議論されてきたが、客観的、科学的に立証できていないとの感がぬぐえません。特に、下流域での水需要は、ひっ迫することなく推移しており、今後はむしろ予測される人口減少（将来、国の人口が７千万人レベルとなるとの見通しすら、国立社会保障・人口問題研究所によって示されている）により水需要は減少していくと見るのが当然ではないでしょうか。需要増があるというのなら、最新のデータに基づいてそのことを明らかにしてください。その論拠について、公開の場で議論し、科学的な結論を得るのが当然でしょう。八ツ場ダムの必要性については、いまからでもきっちりとした科学的、民主的手法による見直しをしてください。

2．住民参加型の事業推進を

河川行政がこれまで、ダムに偏っており、また、水没する地域の住民に対して過酷な状況を強いてきています。住民の暮らしを押しつぶすようにして実施されるこのような公共事業の進め方は、とても民主的なありようとは言えません。事業対象となった地域の住民のみなさんが参加した形で、複数の選択肢を示し、専門家も参加した上で、十分に議論する場を作ってください。住民の納得しない公共事業は、進めるべきではありません。

3．公聴会の開催を求めます

上記のように、公共事業とは対象地域の住民参加なくしてはありえません。その意味でも、ぜひ八ツ場ダムの事業に関する公聴会を早急に開催し、様々な住民側の意見を聴取して、事業に反映させてください。

以上

2015年4月27日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を~~別紙のとおり~~、提出します。

人口減少時代に入り、水余りとなっている現状です。東京都にとって八ッ場ダムは治水、利水上から全く不要であり無駄な公共事業です。

地すべりの危険性をはらむダム建設は、直ちに中止を求めます。無駄なダム建設の為に美しい吾妻渓谷を破壊するのを容認するとは出来ません。自然破壊をもたらし、地すべりの危険性のリスク、更に財政負担を後世に負担させることは決して許されるものではありません。

現地住民の居住権と生活権を無視する強制収用はやめて下さい。

2015年4月27日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別~~紙のとおり~~、提出します。

治水、利水の両面で不要な八ッ場ダムに公共性はありません。
将来世代への負の遺産となる、無駄なダムを造らないで下さい。

2015年4月 27日

群馬県知事 殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称 国土交通大臣
事業の種類 一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

ハッ場ダムは無理に作ろうとしている典型的なものと思います。仲縄辺野古への基地建設も住民の反対が多い中、強行しようとしていますが、貴重な自然の保護を全く考えない暴挙という点でも共通性があるといえます。

ハッ場ダムを作ろうとしている吾妻川は貴重な自然、渓谷美が残るもので、未来の人達に対して顔向けができなくなる恐れがあります。取り返しがつかないマイナスになる恐れがあります。

経済的にも、防災上の面からも、無理と重ねていることが指摘されていることは、御承知のことと思います。水需要は意味を持たなくなったこと。防災上もダムの効果はほとんどなく、提防等で十分なこと、川の上流に火山があり、ダム湖へ、さまざまなものが入り込んでしまうこと、地震が起きる可能性やその被害の大きさなど、さまざまな点に私も危惧するものです。

50年もさまざまな理由から引きのばして強行しようとするのは、経済界・官界のエゴであると言えるでしょう。誰りと認めようとしないで、事業の継続・執行をしようとすることは住民の福祉国家の安全とないがしろにするものといえます。

もう一度話し合いを持ってほしいと思います。

2015年4月27日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を~~別紙のとおり~~、提出します。

(1/2)

2015年4月 27 日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣
事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

(2/2)

意見書別紙

群馬県知事殿 [redacted]にて生活している者です。

[redacted]で生れ、[redacted]に出てから40数年が経ちました。

その[redacted]暮しで水不足が起きたことなど思い出せません。

給水車のお世話になったことなども一度もありません。

その[redacted]のためにダムを作る必要はないですよ。

架空の渇水や洪水を作りあげ、治券や利権のために無駄な事業を無理押ししているだけでしょう。

必要の無い物を作るために貴重な自然環境や景観、歴史を水の底に沈めて良いのでしょうか？

初めて訪れた人々がその美しさに必ず上げる感嘆の声。

コンクリートの壁より紅葉の壁を残してください。

渓谷美とは一番目に着く場所を残せば良いものではありません。

その上流から下流までの一体の流れとして美しさがあるのです。

耶馬渓を凌ぐと謳われた「上毛かるた」合わせてこちらも壊れてしまいます。

闇雲に作者の故郷がダムの底になるとか…無念でしょうね。

知事の良心に期待します。

故郷の山々を壊すダムをこれ以上作らないでください。

([redacted])

2015年4月27日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

[redacted]に住んでおりますが、以前川原湯温泉に訪れた事があり、その美しい景観がダム建設によりなくなってしまう事を心から悲しく思っております。

世界的にはダムをなくしていこうという中で、なぜ日本は逆方向に進んでいこうとするのか愚かな選択に思えます。

付近の地盤についての問題も、大きな災害を生みかねません。

その時に問題になっても遅いです。

利権ありき、ではなく、日本の進むべき道と示すものとして、もう一度ダム建設と、中止する決断としていただくよう、強くお願いいたします。

2015年4月27日

群馬県知事　殿

2015年4月27日

住所 [redacted]

氏名 [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を、提出します。

・地元の方の土地を強制収用することに反対です。
・名勝・吾妻渓谷をこれ以上破壊するダム事業に反対です。
・ダム予定地のかけがえのない土地を未来に残すために、ダム建設を中止して下さい。
・将来世代への負の遺産となる、無駄なダムを造らないで下さい。
・貴重な動植物の棲家である自然の宝庫をダムに沈めないで下さい。
・代替地の安全性が確認されていない状態で、強制収用を可能にして住民を水没予定地から追い出すのは、住民の方々への人権蹂躙です。
・治水、利水の両面で不要な八ッ場ダムに公共性はありません。
・ダム湛水による地すべり等が心配です。地質調査を実施しているとのことですが、調査結果や対応策を公表しないまま、ダム本体工事を進めるのはおかしいと思います。
・国土交通省が説明する八ッ場ダムの必要性には、科学的な裏付けがありませんので、国民が納得できる説明を求めます。
・縄文時代から江戸時代まで、たくさんの遺跡があるダム予定地を沈めることは、貴重な文化遺産をないがしろにするものです。
・八ッ場ダム事業については、公表されていない情報が多く、国民はダム事業についてよく知ることができません。情報開示の徹底を求めます。
・事業認定申請書などの書類や意見提出の宛先、意見受付期間など重要な情報はインターネット上に公開し、国民誰もが見られるようにするべきです。

2015年4月27日

意見書

[redacted]

八ッ場ダムは本来の目的であった利水面と治水面とも科学的に検証すれば、その必要性はありません。八ッ場ダム事業は途中で見直しをして、工事を中止すべきですが、日本の大型公共事業はほとんど推進されてきました。
吾妻渓谷の貴重な自然を破壊し、たくさんの遺跡をダムの底に沈めることは容認できません。
八ッ場ダム周辺地は「地すべりのデパート」と言われているのに、道路の法面、代替地やダムサイトの安全対策は極めて不十分です。
公共性、公益性のない八ッ場ダム建設のために水没住民を強制的に追い出すための事業認定を行うことに反対します。

2015年4月27日

群馬県知事　大沢正明　殿

名前 [redacted]
住所 [redacted]
電話 [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を下記のとおり提出します。

土地収用法にもとづく事業認定手続きは、事業の公益性を根拠としているものと理解します。

八ッ場ダム建設の主目的は、都市用水の供給と利根川の洪水調節ですが、都市用水の新たな開発が必要であり、八ッ場ダムによる治水効果が大きな利益をもたらすとする事業者の説明には、科学的、具体的な裏付けがなく、八ッ場ダム建設が公益性ある事業とみなすのは困難です。

一方、収用の対象である長野原町大字川原畑と川原湯の土地や自然、歴史遺産等は、将来の世代に残すべき価値を有しています。名勝・吾妻渓谷から続く水没予定地の自然景観、豊かな生態系は、環境破壊が深刻化する現代にあって、群馬県のみならず国全体にとっても貴重な宝です。また、1783（江戸・天明三）年、浅間山大爆発で吾妻川を流化した泥流が川沿いの集落を覆ったことにより、

川原畑、川原湯両地区には天明浅間災害遺跡が集積しています。先人の苦闘の足跡を留め、災害と復興の歴史を伝えるかけがえのない土地をダムに沈めることは、取り返しのつかない損失となります。

八ッ場ダム計画は構想から62年が経過しています。工期延長と事業費増額による四回の計画変更からも明らかなように、すでにダム計画そのものが破綻していると言わざるをえません。破綻した事業の最大の犠牲者は、水没予定地の住民です。

ダム行政の圧力によって疲弊した地域がやむなくダムを受け入れた際、国と群馬県は、ダムと共に地域が栄えるようにすると約束しました。しかし、本体工事が始まった現在も、生活再建の基盤となる住民の移転代替地は完成せず、雇用を創出するはずだった「水源地域振興公社」の設立も見送られました。

この間、全水没を宣告された川原畑地区と川原湯地区では、四分の三以上の世帯が「代替地での生活再建」をあきらめて転出し、地域は衰退の一途を辿ってきました。今回の事業認定申請は、もはやかつてのようにダム事業にあらがえなくなった両地区を対象としており、ダム行政の惨さを印象づけます。

急峻な地形からなる川原畑、川原湯地区では、水没予定地以外に人が住める土地がほとんどなかったことから、住民の移転代替地は、三十メートル以上の高盛り土を含む大規模な人工造成地を整備するという、一般の宅地造成ではありえない手法が採用されました。国交省は代替地の安全対策と地すべり対策のための調査を実施してきましたが、調査結果や今後の対策は今も明らかにしていません。

昨年発覚した新たな問題—環境基準値を超える有害スラグが代替地の多くの工事で不正使用されてきたことや、酸性熱水変質帯による付替え国道の変形—は、八ッ場ダム事業の杜撰な体制と甘い予測の一端を示しており、代替地の安全性についてこれまで以上に懐疑的にならざるをえません。

こうした状況にあって、何世代にもわたってこの地に暮らしてきた住民を強制的に故郷から追い出すことは、あってはならないことであり、申請のすみやかな撤回を求めます。

今回の意見提出については、群馬県、国土交通省関東地方整備局いずれも、情報をみずから発信しませんでした。事業認定手続きの対象となる水没予定地住民をはじめ、地域住民にすら何の説明もなかったことは、住民を愚弄するものであり、事業者の誠意のなさを改めて露呈したものと認識します。

2015年4月27日

群馬県知事殿

件名：八ッ場ダムの事業認定に対する意見書
名前：[redacted]

内容：八ッ場ダムは東京や首都圏の水がめの地位を占め、大変重要視されて来ましたが、治水事業の技術が格段に上がり、効率よく利水出来ることも含めて、学者の方のお話ではもう水は足りてむしろ，余っているから問題ないと伺っております。
私にはまるでこれが原子力ムラの利権のように土建利権が貪り、一極集中支配型で利益分配を平等になされない，税金の無駄と見えます。
そもそも自然を犠牲にして、なんぼの経済効率が保たれるかを私は知りません。
経済を優先させると言うよりも自然と共存して経済発展をさせる；もしくはもう経済を発展させると人間の愚かな強欲やはかない夢を追うことなく、等しくなんぴともがつましく節約をしながら共に自然を享受し、分かち合いの経済を進めて行くことの方がずっと懸命に思えます。
それが時代の先取りと言うモノであり、負の遺産を子々孫々に残す今のようなやり方では「人々は何と愚かなことをして来たのか」と、後々恨まれるようなことになりかねません。
私はそのような後悔する大事業は、即刻中止すべきと考えます。
どうかこのような時代遅れな土建利権から卒業し、クールジャパンを標榜する民主主義の県・群馬県をめざすよう、くれぐれもお願いします。

2015年4月27日

群馬県知事　大澤　正明　殿

[redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書

起業者の名称　　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見を下記の通り提出します。

記

水没予定地域に未だ住み続ける人達に対する説明・対応が不十分で、具体的な生活再建の構想が描けないなかでの強制収用を含む事業認定は認められない。

以　上

2015年4月27日

群馬県知事　大澤　正明　殿

[redacted]

ハッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書

起業者の名称　　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系ハッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系ハッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見を下記の通り提出します。

記

ハツ場ダム水没地区に住み続ける長野原町住民がおり、その方達が移住する予定の代替地に、あってはならない鉄鋼スラグがばら撒かれている。このことに対する調査状況・撤去状況等を長野原町民全体に広報することもないままでの、強制収用を含む事業認定を行うなど以ての外である。

他地域のダムでは地滑りに対する安全対策が本体工事と同時にされていたところもあるが、ハッ場ダムでは安全対策は全て後手後手で本体工事のみが粛々とはじめられてしまった。

こんな長野原町住民を愚弄する事業は即刻中止すべきと考える。

以　上

ヤンバダム建設反対
[redacted] 宛先: kanrika
送信者: [redacted]
2015/04/27 12:50

自然破壊の巨大開発(ダム)に反対する
[redacted]
ＴＰＰ反対

2015年4月27日

群馬県知事　殿

[redacted]

住所 [redacted]

電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

八ッ場ダムならびに周辺の代替地における工事は適用されるべき法令や技術基準に基づいているので地すべりや崩壊など安全性にかかわる問題はないというのが国交省側の主張である。しかし、八ッ場ダム予定地や代替地の基盤岩は何条もの厚い軟弱な酸性熱水変質帯に貫かれており、変質で生じた黄鉄鉱が地表面近くで水や酸素と反応して硫酸などを生成している。実は、国交省のいう法令、基準・指針はこうした酸性熱水変質帯に働く地質学的なプロセスを考慮して策定されたものではないのである。このため酸性熱水変質帯の存在に対する著しい軽視のもとで工事が進められていると言っても過言ではない。

第1に指摘されなくてはならないのは、ダム周辺で行われている工事現場やそこからの残土、また残土を用いた盛土の現状をみれば容易にわかるように、変質帯や変質した岩石は切り出されて空気に触れ、あるいは水の影響を受けるとその物性が急速に劣化することである。このため調査時の地層や盛土の物性は急速に劣化しつつあり、湛水後はそれが加速する、つまり調査時、数値上、法令や基準をクリアしていたとしてもその根拠が現時点ですでに失われている、あるいは早晩失われるのではないかと懸念される。

第2に、酸性熱水変質帯から生じる強い酸性の地下水が建造物を腐食、劣化、さらには破壊してしまうことである。国交省側の報告書には「熱水変質帯」という表現はあってもそれが「酸性熱水変質帯」との記述はないようであるが、強い酸性水が出ていることは最近、国交省もようやく認めるようになっている。ダム湛水後はこの酸性水による各種建造物・構造物への影響が危惧される。またそれらの弱体化や破壊は地すべりや地盤崩壊へと連動することも警戒する必要がある。

上記の2点は、具体的には、代替地における盛土，鋼管杭工法、地すべり地域における抑え盛土工による工事などへの危険性を生じさせる。しかも、これらの多くは水没し点検や保守・管理が著しく困難となるため、危機の進行把握が遅れ、大規模災害となることも懸念される。

これら安全性への懸念を指摘しているにもかかわらず国交省側は真摯な再調査や検討を行なっていない。こうした現状を考慮するならば、八ッ場ダム建設工事に関する事業認定申請は却下ないし停止されるべきである。その上で、酸性熱水変質帯の存在を前提にした安全性についての全面的な再検討を進めるべきであると考える。

[redacted]（[redacted]、[redacted]）

2015年4月27日

群馬県知事　殿

[redacted]

住所 [redacted]

[redacted]

電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見を以下のとおり提出します。

意　見

八ッ場ダム建設工事を直ちに中止して下さい。

これまで国内でダムが建設によって栄えた地域は皆無です。これ以上川原湯温泉他周辺地域と、貴重な自然を破壊しないで下さい。

また、八ッ場ダム建設は計画から60年以上経ち、当初の建設目的が現在の状況に合っていません。すなわち、目的の無くなったダム建設であり、税金や自治体による負担金の無駄遣いでしかありません。

目的が喪失したダム建設が進むことは日本の恥であり、国家の恥部であり自治体の恥さらしでしかありません。したがって日本国民としてこの事業を認めることはできません。

直ちに八ッ場ダム建設事業を中止することを強く求めます。

平成27年4月27日

群馬県知事　　殿

住所：[redacted]
電話：[redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定に関する意見書の提出

起業者の名称　　国土交通大臣
事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を、別紙のとおり提出します。

(別紙)

「八ッ場ダム建設工事の事業認定に関する意見書」

標記につきましては、以下の理由により事業認定をされないよう求めます。

(理由)

1. 八ッ場ダムの各効果への疑問

① 治水

戦中の大規模な伐採により流域の保水力が失われたが、戦後、植林により回復し、昭和22年のカスリーン台風以降、利根川水系本体の流量過多による水害は起きていない。したがって堤防の外側を整備し、植林を継続していけば、危険はない。

② 利水

首都圏でも人口停滞傾向にあることに加え、水使用量は大幅な低下傾向にあり、新

たに水源を確保する必要はなくなっている。

③ 観光

水質が酸性で魚が生存できないため、観光資源としての魅力がない。今のままの自然の景観を保ち、複合遺跡を残すよう整備されればさらに魅力的な観光地になる。

④ その他

・ダム予定地周辺の土石が流れ込み、中和策とともに捨て場に困るガラの浚渫費用がかかり、ダムの寿命が短くなると想定される。

・コンクリートに錆びがにじみ出ており、弱アルカリで強度を保つべき鉄筋コンクリートがすでに劣化している。無理に造っても、費用対効果的にまったく割の合わないものになると想定される。

・ダムにより水力発電量が大幅に減るため、東京電力に補償しなければならない。原子力や火力発電に問題が多い現在、既存の水力発電を縮小する理由がない。

以上のほか、自然環境や文化財価値を失う未来のない公共工事であると考えられます。さらに地質等から、ダムを作ることの危険性も指摘されております。工事のための工事のような今までの投資は無駄ではありましたが、このまま工事を続行することは、さらなる無駄を重ね、将来に大きな禍根を残すことになります。

ダム本体の工事が中止され、20世紀型公共工事の一面を語り継ぐものとなれば、関係者の面子はともかく有用な文化遺産になることは間違いなく、工事を続行して次世代に大きなツケを押し付けるよりも善政であることは間違いありません。

今後、例えかかる工事費のすべてをつぎ込んでも、それを原資に今までダム計画に翻弄された方々の生活を保障する糧とされるような措置を望みます。これ以上工事が進まないよう、心よりお願いいたします。

(以上)

2015年4月27日

群馬県知事　殿

住所 [redacted]

代　表 [redacted]

事務局長 [redacted]

電話 [redacted]（代表[redacted]）

[redacted]（[redacted]）

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

（別紙）

我々[redacted]の意見の要旨は次のとおりです。

(1) 有毒物質を含む有害スラグが大量に八ッ場ダムの現場に不法投棄されており、これを放置したままダム建設をすることは到底許されません。即時中止願います。
(2) 地元の方の土地を強制収用することは許されません。直ちにやめて下さい。
(3) 名勝・吾妻渓谷をこれ以上破壊するダム事業は、許されません。すぐに中止してください。
(4) ダム予定地のかけがえのない土地を未来に残すために、ダム建設を速やかに中止してください。
(5) 将来世代への負の遺産となり、税金を無駄に使うダム建設工事は、即刻やめるべきです。
(6) 貴重な動植物の棲家である自然の宝庫をダムに沈めるという暴挙は許されません。すぐにやめてください。
(7) 有害スラグや地盤不安定化など代替地の安全性が確認されていない状態で、強制収用を盾に、住民を水没予定地から追い出すのは、住民の方々への人権蹂躙と財産権侵害であり、許されることではありません。強制収容手続きを速やかに撤回してください。
(8) 治水、利水の両面でメリットの見いだせない八ッ場ダムに公共性はありません。すぐに事業を中止してください。
(9) ダム湛水による地すべり等が心配です。地質調査を実施しているとのことですが、調査結果や対応策を公表しないまま、ダム本体工事を進めるのは、行政への不信感を助長する結果となります。行政への信頼回復のために、ダム本体工事を即時中止すべきです。
(10) 国土交通省が説明する八ッ場ダムの必要性には、科学的な裏付けがありません。初めに、国民が十分納得できるまで説明をすることが先決です。それが無い限り、事業の進捗は許されません。
(11) 縄文時代から江戸時代まで、たくさんの遺跡があるダム予定地を沈めることは、貴重な文化遺産をないがしろにするものです。失われた文化遺産は二度とよみがえりません。直ちに、ダム事業を見直してください。
(12) 八ッ場ダム事業については、公表されていない情報が多く、国民はダム事業についてよく知ることができません。情報開示の徹底を実現しない限り、ダム事業を進める資格はありません。
(13) 事業認定申請書などの書類や意見提出の宛先、意見受付期間など重要な情報はインターネット上に公開し、国民誰もが見られるようにしなければなりません。それができなければ、行政への信頼醸成は不可能です。

続いて、我々の意見の詳しい理由は次のとおりです。

1　八ッ場ダムは稀代の巨大な税金の無駄遣いプロジェクトである

八ッ場ダムは利水面においても治水面においても必要性がなくなっており、且つ、かけがえのない自然を壊し、災害誘発の危険性をつくり出すダムです。八ッ場ダムは私たちの子孫にとって巨大な負の遺産となるダムですので、中止すべきです。

このような公益性のない八ッ場ダム事業について、住民を無理やり追い出す土地の強制収用を可能にする事業認定を行うことに反対します。

2　八ッ場ダム工事現場内外で莫大な量の有毒スラグが不法投棄されたままである

貴県土整備部の現・部長の倉嶋貴明が、同部監理課建設政策室長当時に、監第 647-003-1 号平成 22 年 10 月 15 日付で、県土整備部内所属長・土木事務所長様・関係機関の長あて「砕石骨材（クラッシャラン：C-40 及び C-100）にクラッシャラン鉄鋼スラグ（CS-40）をブレンドした骨材の取扱いについて（ 通知）」と題する文書で、“産業廃棄物の有害スラグを混入した土木資材をリサイクル製品と同等に扱うとする”というとんでもない通知を出しました。このことにより、有毒物質（フッ素、六価クロムなど）が八ッ場ダム工事現場にまき散らされてしまいました。

しかし、未だに群馬県は、この偽装 CS-40 を安全だとして、倉嶋敬明を庇っています。これでは、八ッ場ダムやその周辺、下流に住む多数の県民、住民の安全は担保できません。一刻も早く、八ッ場ダムをサンパイ不法投棄場所とした張本人に責任をとらせなければなりません。

3　首都圏の水需要の縮小で八ッ場ダムの水源開発の必要性は皆無になっている

首都圏の水道の給水量は最近 20 年間、ほぼ減少の一途を辿っており、最近 20 年間の減少量は八ッ場ダムの開発水量の 1.5 倍以上になっています。首都圏の工業用水も減り続けています。一方で、ダム等の水源開発が次々と完成してきたことにより、首都圏では水余りが年々進行しています。

八ッ場ダムの最大の利水参画者である東京都の水道給水量も、最近 20 年間に八ッ場ダムの開発水量に匹敵する水量が減っています。ところが、東京都は給水量が現状の 1.3 倍まで急増していくという架空予測を行って、八ッ場ダムの水源が必要だという虚構をつくり上げています。八ッ場ダムの利水事業に参画する他県（埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県）も同様です。

これからは首都圏の人口も減少傾向になりますので、水道用水が縮小の一途を辿っていくことは必至であり、水余りがますます顕著になっていきます。このように水余りが一層進む時代において八ッ場ダムによる水源開発が不要であることは明白です。

4　利根川の河川改修の進捗で治水対策としてハッ場ダムは無意味になっている

ハッ場ダムの構想の始まりは1947年のカスリーン台風洪水にありますが、利根川はカスリーン台風後に河川改修がどんどん進められ、今は十分な流下能力があります。河川改修の進捗により、利根川では洪水時の越流がなくなり、大きな洪水が来ても、堤防よりはるかに下の方を流れるようになっています。

ハッ場ダムの治水効果は利根川では最も効果がある場合でも十数ｃｍの水位低下しかありませんので、利根川の治水対策としてハッ場ダムは何の意味もありません。

さらに、カスリーン台風時にたとえハッ場ダムがあっても、ダム集水域は雨量が少なかったので、その効果がゼロであったことも国土交通省のデータにより明らかになっています。

国の財政事情が悪化している現在、無意味なハッ場ダムに巨額の河川予算を投じている場合ではありません。利根川の流域住民の安全を確保するために、その予算を利根川の喫緊の治水対策である内水氾濫対策や脆弱な堤防の強化対策に回すべきです。

5　ハッ場ダム予定地は地質が脆弱であるので、地すべり等災害を誘発する危険性が高い

ハッ場ダム貯水池予定地は、上流域に活火山である浅間山と草津白根山がある火山地帯であるので、その影響で脆弱な地層が広く分布しています。そのため、ダム完成後に貯水して水位を上下させると、地すべりを誘発する危険性が十分にあります。

国交省の 10 年以上前の調査でもダム貯水池予定地で地すべりの可能性があるところが22か所に及んでいます。しかし、ハッ場ダムの地すべり対策費は、現在は、たった6億円しかなく、国交省は安全性を犠牲にしてダム建設にまい進しています。

水没予定地住民の移転代替地はハッ場ダム貯水池の周りに造成されており、地すべりなどの災害はこれまでダム事業の犠牲になってきた住民の生活を脅かすことになります。

試験湛水による水位の上下で地すべりが誘発された場合は地すべり対策工事に追われ、大滝ダム（奈良県）や滝沢ダム（埼玉県）のように、ハッ場ダムの完成が 5～10 年延びることが予想されます。

6　国の名勝・吾妻渓谷が台無しになり、水没予定地のかけがえのない自然が失われる

名勝・吾妻渓谷は奇岩怪岩が立ち並ぶ3.5ｋｍの渓谷で、その美しさから“関東の耶馬渓”とも称され、大勢の観光客が訪れてきました。

その上流部1/4がダム本体工事の予定地であって、現在進行中の工事で渓谷の様相が大きく変わりつつあります。

ダムができれば、破壊から免れる吾妻渓谷の中下流部も今の美しさを維持することができません。この渓谷の魅力は屹立する岩壁の美しさにあります。それは時折来る洪水が岩肌の表面を洗い流してくれるからですが、ダムが洪水を貯留するようになれば、その機会

が激減し、岩肌をコケが覆い、草が生い茂って魅力が乏しい渓谷に変ってしまいます。

利根川水系の下久保ダムの直下にある三波石峡はかつては大勢の観光客が訪れる渓谷でしたが、下久保ダム完成後は渓谷の自然美が失われ、観光客が大幅に減ってしまいました。吾妻渓谷も同じ運命を辿ることになります。

吾妻渓谷だけではありません。ダム予定地は国の天然記念物・川原湯岩脈をはじめとする類まれな景観に恵まれた地域であり、鳥類の生態系の頂点に位置するクマタカをはじめとして、絶滅が危惧される貴重な動植物が数多く棲息していますが、これらの動植物を育んできた自然も、ダムができれば失われてしまいます。

7　水没予定地のかけがえのない歴史遺産が失われる

八ッ場ダム予定地は、縄文時代・草創期から江戸時代・天明期に至る遺跡の宝庫です。豊かな自然と湧き水に恵まれたダム予定地には、古来から人々が集落をつくって住み、暮らしてきました。江戸天明三年の浅間山大噴火で流化した泥流は、吾妻川沿いの集落を覆い、その結果、集落全体がタイムカプセルのような良好な状態で現在に蘇ることになりました。地域振興の核になりうるこれらの遺跡群も、ダムができれば失われてしまいます。

8　八ッ場ダム湖は水質の悪化が必至で、観光資源にはなり得ない

国交省は「八ッ場ダムができれば、満々と水をたたえるダム湖が眼前に広がるから、それが観光資源になる」と宣伝していますが、八ッ場ダム湖はそのようなダム湖にはなりません。

利根川水系の既設ダムは上流部または最上流部にあるのに対して、八ッ場ダムは吾妻川の中流部に位置するため、その上流には大勢の人が住み、また、草津温泉など、観光地がいくつもあるため、大勢の観光客が訪れます。さらに、北軽井沢では酪農が営まれているため、沢山の栄養物がダム湖に流れ込んできます。そのような水を貯めれば、植物プランクトンの異常増殖が進行し、水質がひどく悪化することは必至です。

このダムは、洪水調節容量が大きいため、洪水を貯留できるように観光シーズンの夏季に水位を大きく下げるダムです。

そのため、八ッ場ダム湖は底の方に溜まった水が植物プランクトンの異常増殖で、異様な色を呈する湖になることは必至です。とうてい観光資源にはならず、地元にも恩恵をもたらしません。

9　八ッ場ダム湖は計画より遥かに堆砂が早く進行して機能が低下してゆく

八ッ場ダムの上流域は地層が新しいので、土砂の流出が多く、計画よりはるかに早くダム湖は土砂で埋まり、八ッ場ダムの治水利水機能が早く低下していき、約50年で夏期の利水容量が半減します。八ッ場ダムは無理して造っても未来永劫使えるものではありません。

さらに、ダム湖上流側の堆砂の進行は、流入する吾妻川の河床を上昇させ、ダム湖予定

地上流に位置する長野原町中心部で、氾濫が起きる危険性を生じさせます。

１０　ダム事業費の大幅増額は必至で、流域住民、国民の負担が増すばかりである

八ッ場ダムは今後、事業費の大幅増額が避けられません。2011 年度に国交省が行った八ッ場ダムの検証でも事業費の増額が必要であることが示されました。追加的な地すべり対策などで、合わせて 183 億円です。

実際にはそれだけでは済みません。地形条件の悪い中で代替地を無理してつくっているので、その整備費用がきわめて高額になっており、その大半が事業費に上乗せされます。

東京電力への減電補償もあります。現在、東京電力㈱の水力発電所が吾妻川の水の大半を取水しているので、八ッ場ダムで貯水するためには発電所への送水量を大幅に減らさざるを得ず、その発電量の減少に対して東電への減電補償が必要になります。

そして、試験湛水中に地すべりが起きれば、大滝ダムのように地すべり対策費が膨張することも予想されます。

これらの要因も合わせると、500 億円以上の増額になることが予想されます。

必要性が皆無で、様々な災いをもたらす八ッ場ダムのために流域住民と国民の負担がますます増えていくことは到底許されないことです。八ッ場ダム事業は直ちに中止すべきです。

水没予定地の川原畑地区から川原湯地区を望む。強制収用を可能とする八ッ場ダムの事業認定は、全水没予定のこの二地区を最初に対象とすることになりました。事業認定手続きを不服として、公聴会開催を求める声、意見を提出する動きが地元からも上がっています。

以　上

電話番号：[redacted]
発信元：[redacted]

2015年4月27日

群馬県知事　殿

住所
電話　[redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣
事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を~~別紙~~下記のとおり、提出します。

意見書

将来世代への負の遺産となる、無駄なダムを造らないで下さい。「結果ありき」の行政は原発推進と同様、国民の未来を暗くするのみです。

2015年4月27日

群馬県知事　殿

住所 [redacted]

電話 [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣
事業の種類　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

1. 前文

以下に事業認定要件を定める土地収用法第20条を示す。

第20条　国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができる。

1. 事業が第3条各号の一に掲げるものに関するものであること。
2. 起業者が当該事業を遂行する充分な意思と能力を有する者であること。
3. 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。
4. 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。

本件八ッ場ダム建設工事は、上記土地収用法第二十条（事業の認定の要件）の 第3項と第4項を満たす事業ではないばかりか、土地収用法を適用する以前の手続きがまったく不当なものであるから、事業認定を行ってはならない。以下、その理由を簡単に記す。詳しくは公聴会開催が決定され応募する際の意見書に記す。

2. 土地収用法を適用する以前の手続きがまったく不当

本事業計画の始まりから現在に至るまでの経過を記し、土地収用法適用以前に中止されるべき事業であることを示す。

① 本事業は1952年に計画が発表されてから現在に至るまで既に63年もの歳月が経過している。この事態こそが、本事業の必要性が希薄であったことの明確な証拠である。

② 本事業は計画策定当初から340世帯もの居住・生活者を排除しなければ遂行できない事業であり、同地域のいわば地域経済基盤を支える上での生命線でもある名勝吾妻渓谷の重要部分と川原湯温泉街を水没させることもあり、地元では地域を挙げての反対運動が展開された。

③ しかし、水没予定地ではどうせいずれはダムの底に沈むところであるからとして地域社会基盤整備が甚だしく遅れるどころか生活基盤の脆弱化施策が取られたため、ダム絡みの生活が長期化するに従い居住民は疲れ果て、当該地域社会のこれ以上の離散・破壊を防ぐことを大前提に同事業に同意を与えるに至った。まさにダム事業計画に同意せざるを得なくするための行政圧迫が功を奏したのである。そこで採用されたのが、現存する家屋・施設等すべてを丸ごと水没線の上に移す、いわゆる「ずり上がり方式」である。

④ このずり上がり方式には元々無理があることを住民たちは指摘していた。八ッ場ダム本体予定地と水没予定地周辺の地盤が極めて脆弱であるからである。

⑤ 事業者である建設省、その名を変えた国土交通省は、住民たちからの本事業遂行にとって致命的と言えるこの指摘を真摯に受け止めることなく、ずるずると同事業を継続してきた。

⑥ この間に八ッ場ダムの治水・利水上の必要性はなくなっていたが、真摯な自然科学的・社会科学的検証は皆無であった。

⑦ 代替え地造成工事は遅れに遅れ、そこへ移転するはずであった水没予定地住民の転出が続いた。川原湯と川原畑地区では1980年代の280世帯の中で代替え地も含め居住されているのは約50世帯に過ぎない。

⑧ 2009年の政権交代で民主党政権へと移行した際に、前原国土交通大臣は就任の記者会見で川辺川ダムと八ッ場ダム中止を明言した。

⑨ これまで同事業推進役を担ってきた受益予定1都5県の知事たちは一斉に反発し、八ッ場ダム事業継続を強く要求した。この段階で八ッ場ダム事業は民主党政権と自公政権の復活を狙う首都圏知事たちとの政争になってしまった。

⑩ 民主党政権はダム事業等検証検討を開始したが、国土交通省官僚の思惑を詰め込んだ手法をそのまま採用したことで、事業の必要性を精査することは皆無で、「従前の事業計画を見直した結果、やはり従前計画が最も有利」を引き出す仕組みになっていた。

⑪ その結果、事業者が当初から事業中止の方針を決めていた事業以外はすべてが「従前事業が最も有利なので継続」と国土交通省に報告された。

⑫ ダム事業者による検証検討結を評価する期間として国土交通大臣の私的諮問機関として、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議有識者会議」が設置されたが、これまでダム依存河川行政を批判してきた者は「公正を期すため」として、その構成員から排除されていた。その上、ま

ったくの非公開とされた。さすがに途中からマスコミには公開となったが、「完全公開」を当時与党の国会議員をはじめ多くの国民が要求したが、聞き入れられることはなかった。

⑬ 秘密裏に行われた「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議有識者会議」は事業者からの報告を数十分で審議し、事業者からの報告を追認するのみであった。

⑭ 国土交通省は有識者会議からの審議結果をそのまま追認している。

⑮ 検証過程では従前のダム事業に不都合なことはすべて軽視・無視されていた。

⑯ 八ッ場ダムの検証検討も上記の手続きで「八ッ場ダム事業が最も有利」との結果になった。

以上の経過から、八ッ場ダム事業は水没予定地の住民を６３年間にわたって苦しみ続けて、ダム反対の声を出せない状況に追いやったことが分かる。同事業の必要性がないことについてはその概略を後で述べるが、「先ずダムありき」ではなく、真摯に自然科学的、社会科学的検証が常に行われていれば、自ずと中止に帰結し、当該地域を限界地域に追い込むことは免れていたはずである。

そもそも、八ッ場ダム事業は必要性について真摯な科学的検証をないがしろにし、地域社会を破壊し尽くすという公共事業として現存している資格のない事業であるから、事業認定申請がなされた時点で却下する、というのが本筋であると考える(現在の土地収用法はそうはなっていないことが問題である)。

3.　２０条第３項の視点から。

２０条第３項を下に記す。

「3. 事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。」

この条項は、事業によって得られる利益と、事業によって失われる利益との比較である。八ッ場ダム事業は既に許し難い不条理を水没予定地住民に押しつけて６３年にもなることは前述の通りであり、必要性の真摯な科学的見直しは一切されてこなかった事実と合わせて、既に計り知れない不利益をばらまいてきた事業であるから、公共事業の資格がなく、事業認定申請など論外のことである。残念ながら土地収用法２０条ではこのような事実について問題にする項目が見当たらない。しかしそれは、土地収用法策定・改訂当時にはこのような状態の事業が継続され、土地収用法が適用されることを想定していなかったからであって、２０条の条件に含まれていないからクリアしている、というのは詭弁である。

ここではその他に、第３項に該当する、八ッ場ダム事業がもたらす負の価値について述べる。

八ッ場ダム事業がもたらす負の価値は、ダム完成後の水位変動が引き起すダム湖周辺の斜面崩壊の危険性、地域経済基盤となっている川原湯温泉街と名勝・吾妻渓谷上流部分の水没、そして湛水後のダム湖貯水池の水質悪化、更には八ッ場ダム下流域の発電量が減少することである。

１)　ダム湖畔周辺の斜面崩落

八ッ場ダム事業の場合は地盤が劣悪なところに立地されるので、ダム本体が完成し、湛水を開始して、水位変動を伴うようになると周囲の斜面崩落が十分に予想される。建設された八ッ場ダム自身が莫大な不利益を引き起こすことになる。代替え地に移転した住民のみならず、以前から居住している住民の生命に危険が及ぶ。斜面崩落の規模の推測が誤り、想定外の大崩壊が起こることも十分考慮しなければならない。認定庁には真摯な科学的調査による判断が求められることになる。浅間山の噴火、直下型大地震も考慮しなければならない。イタリアのバイオントダムでの山腹崩壊による巨大津波大惨事のような想定外の現象も八ッ場ダムでは決して想定外のことではない。この想定外の危機管理が必要なことは福島原発事項の教訓である。しかしそれは事実上不可能に近いのかも知れない。新たな危険誘発物の建設事業に絶対安全の科学的保証がない限り、事業認定を下すことがあってはならない。

とりわけ、やっとの思いで代替え地へ移転した人々を斜面崩壊の危機にさらすことは絶対に防がねばならない。それには八ッ場ダムに水をためないことでしか対応できない。水をためることが許されないのであれば、八ッ場ダムは造る必要がない。事業認定拒否しかないのである。

２)　湖底に沈む名勝吾妻渓谷上流部分・岩脈・遺跡群など

吾妻渓谷の最も渓谷らしい風情を持っている上流部分が学術上の価値が高い岩脈や遺跡群と共に水没する。川原湯温泉街を訪れる人たちへの重要な観光資源重要部分の損失による負の価値は計り知れない。

そして、八ッ場ダムができれば、破壊から免れる吾妻渓谷の中下流部も今の美しさを維持することができない。この渓谷の魅力は岩肌の美しさにあり、それは時折来る洪水が岩肌の表面を洗い流してくれるか

らであるが、ダムが洪水を貯留するようになれば、洪水が表面を洗い流す機会が激減する。利根川水系の神流川にかかる下久保ダムの直下に三波石峡がある。三波石峡はかつては大勢の観光客が訪れる美しい渓谷があったが、下久保ダムで洪水の流下が遮られたことによって、岩肌を洗う洪水が流れる頻度があまりに少なくなり、コケが覆い、草が茂って魅力が乏しい渓谷になり、観光客は大幅に減ってしまった。吾妻渓谷も同じ運命を辿ることになろう。

3)　湛水がもたらすダム湖貯水池の水質悪化

水没予定地上流域には草津温泉・万座温泉など観光地が多く、観光客が多く訪れている。また、酪農が盛んで、北軽井沢地区には乳牛が約4,200頭飼育されている。八ッ場ダム予定地上流域で排出される汚濁負荷総排出量は栄養塩類で換算すると、２０万人が排出する負荷量に等しいといわれている。このように多量の栄養塩類が流れ込む水を貯めれば、植物プランクトンの異常増殖が進行し、水質がひどく悪化することは必至である。

4)　下流域の発電量減少

八ッ場ダムの発電目的は、群馬県が八ッ場発電所をダムに併設して、利水や治水のために放流する水を利用して従属発電を行うもので、年間の計画発電量は 4,100 万 kwh である。

しかし、吾妻川では東京電力の松谷等の水力発電所で発電が行われており、八ッ場ダムが完成して吾妻川の水を貯留するようになると、水力発電所への送水量が大幅に減り、発電量が減少する。その影響は松谷発電所だけでなく、その下流にある原町・箱島・金井・渋川・佐久発電所にも及ぶ。

1998～2007 年の 10 年間の吾妻川の実績流量を使って発電減少量を現状に合わせて計算すると、年間で 17,700～20,500 万 kwh にもなる。八ッ場ダムに持たせる発電量 4,100 万 kwh の４ないし５倍の発電量が失われるのである。

その減電分は東京電力の損失になるので、国はこれに高額の補償金を支払うことになる。

4.　２０条第４項の視点から

２０条第４項を下に記す。

「4. 土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること。」

この条項は八ッ場ダムに持たせている目的の十分な検証を求めている。

前記の「2. 土地収用法を適用する以前の手続きがまったく不当」で述べたように、事業者・国土交通省関東地方整備局は真摯な自然科学的かつ社会科学的検証を一切行っていない。行っていると言うのであれば、それは「先ず八ッ場ダムありき」の検証でしかない。

1）　水余りが一層進行する時代に八ッ場ダムによる新規の水源開発は不要

八ッ場ダムは水道用水及び工業用水の水源を約143万㎥/日（通年換算の取水量ベースの水量）を開発して、利根川流域に供給することになっているが、利根川流域の水道用水、工業用水の需要は減り続けている。

利根川流域６都県全体の上水道の一日最大給水量は1992年度以降、ほぼ減少の一途を辿り、2012年度までの20年間に約200万㎥/日も減少した（図１）。この減少量は八ッ場ダムの開発水量の約1.4倍にもなる。工業用水も同様で、この20年間に約80万㎥/日減少した（図２）。認定申請書添付書類1号21ページに示されている八ッ場ダムの豊水暫定水利権は、八ッ場ダムへの参画を強制するために暫定扱いにされているものであり、実際には渇水時も支障なく取水できるものがほとんどを占めている。正規水利権に付け替えることに何の支障もないのであるから、豊水暫定水利権から正規水利権に変更することで足りる。今後は水需要の一層の減少によって水余りがますます顕著になっていくおともあり、八ッ場ダムによる新規の水源開発は全く不要である。

図１　利根川流域6都県の水道用水の推移

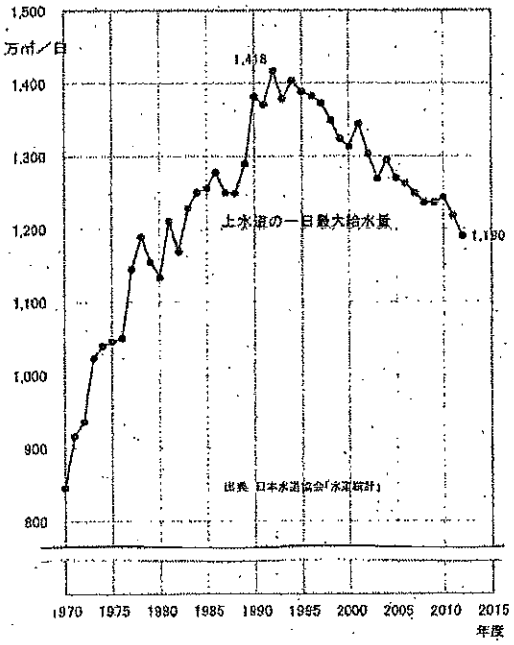

図２　利根川流域6都県の工業用水の動向

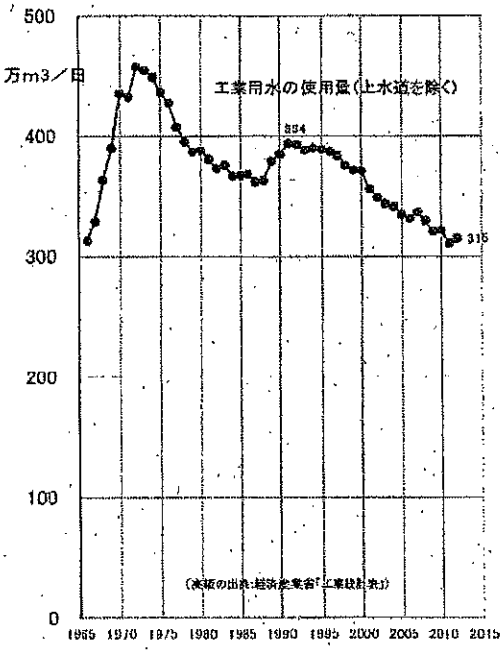

2）　利根川の治水対策として無意味な八ッ場ダム

八ッ場ダムは吾妻川の洪水調節を行うことにより、利根川流域の浸水被害の防止に寄与することになっているが、この治水目的も無意味なものになっている。

八ッ場ダムの話の始まりは1947年に利根川流域に大きな被害をもたらしたカスリーン台風洪水にある。しかし、利根川はカスリーン台風後に河川改修がどんどん進められ、十分な流下能力を有するようになっている。河川改修の進捗により、利根川の本川（江戸川を含む）では過去65年間、洪水時の越流がなくなっている。

過去65年間で最大の洪水であった1998年洪水でさえ、治水の基準点「八斗島」(群馬県 伊勢崎市）で堤防天端より4m以上も下を流れていた（図３）。この洪水で八ッ場ダムがあったとしても、同図のとおり、その治水効果はせいぜい十数ｃｍ程度の水位低下であって小さなものであり、利根川の洪水対策として何

の意味もなかった。

なお認定申請書添付書類1号20ページに示されている昭和57年9月平成10年9月、19年9月洪水の浸水被害はいずれも本川からの越流によるものではなく、ほとんど内水氾濫によるものであり、八ッ場ダムがあったとしても、何も軽減できない浸水被害である。そのように八ッ場ダムとは無関係の浸水被害を例示するのは欺瞞である。

さらに、カスリーン台風時にたとえ八ッ場ダムがあっても、ダム集水域は雨量が少なかったので、その効果がゼロであったことも明らかになっている。治水ダムとはその集水域に想定内の大雨が降るケースでしか機能しない、いわばギャンブル的な治水効果しか持たないのである。

図3　利根川・八斗島地点での八ッ場ダムの効果
（過去65年間で最大の洪水（1998年10月洪水）の場合）

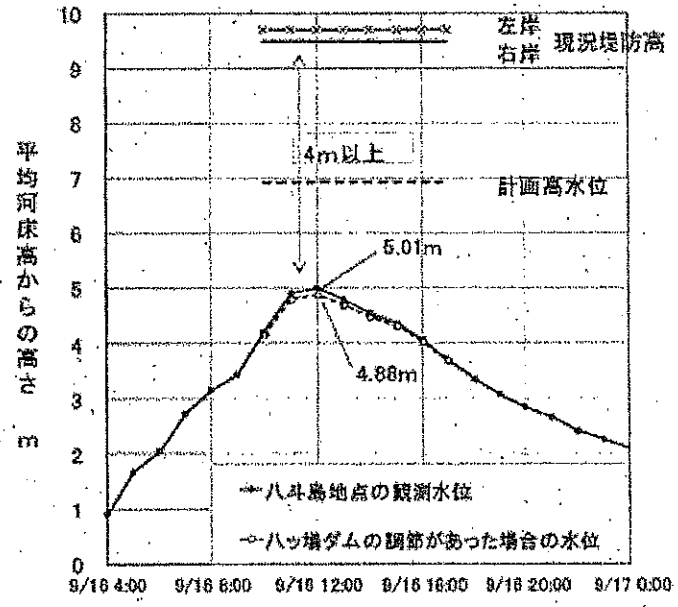

5.　まとめ

以上述べたとおり、八ッ場ダム事業はその手続き経過が明らかにしているように、必要性について真摯な科学的検証をないがしろにし、地域社会を破壊し尽くすという公共事業としての資格を喪失している事業であるから、本来であれば事業認定申請は受け付け段階で却下される筋合いのものである。

八ッ場ダムは利水面においても治水面においても必要性がなくなっている。吾妻川の流量維持、発電という目的も虚構である。一方で、かけがえのない自然環境、名勝吾妻渓谷の上流部、川原湯温泉街を湖底に沈め、ダム湖周辺の斜面崩壊という大規模激甚災害誘発の危険性をつくり出すなど、私たちの子孫にとって巨大な負の遺産となるダムである。

このような公益性がなく、負の利益しかもたらすことのない八ッ場ダム事業について、住民を無理やり追い出すことを目的とした「土地の強制収用」を可能にする事業認定を行ってはならない。

2015年4月27日

群馬県知事　殿

[redacted]

住所 [redacted]

電話 [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を、下記のとおり、提出します。

記

§はじめに

国交省の以下のウエブサイト[http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000620993.pdf]には、標記の事業認定に関わる記者発表資料が掲載されていました。それによると、

＜「土地収用法の事業認定」とは 土地収用法は、憲法第２９条第３項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」との規定に基づき、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は 使用に関し（中略）、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与すること」を目的として定められたものです。 事業認定手続は、この土地収用法の手続の一つであり、国土交通大臣または都道府県知事 （事業認定庁）が、申請に係る事業が『高い公共性を有し、かつ土地の適正かつ合理的な利用 に寄与するものであることを審査し、当該事業のために土地等を収用又は使用する必要があること』について認定する手続きです。＞　と書かれていました。

この土地収用は、２９条１項で保障されている財産権という、重要な基本的人権の侵害を認めていることになる。特に、収用の対象となる土地・家屋は、各人がその地で生活してきた歴史と表裏一体のものであって、それは単なる財産権を超えて、人格権と不可分のものである。従って、この財産権を侵害する土地収用法の対象となる事業の認定は、慎重の上にも慎重を重ね、第三者にも納得させるべく、十分な説明責任を果たした上で、厳密に行わなければならない。

§手続き上の問題

事業認定を厳密に行うには、手続き上にも相当なものが要求される。まずもって、なぜ事業が必要なのかを、公聴会も含むオープンな場で十分に説明し、事業計画に疑問をもつ住民に対し、丁寧な説明をすることが不可欠である。この事に関して、土地収用の申請者と、その申請者に土地収用の法的根拠を与える事業認定者が、同一の機関、国交省の機関であることは、極めて不備で弊害のある制度である。従って、この制度上の基本的な欠陥を、十分に補うだけの説明責任が必要である。今回の八ッ場ダム事業認定に関しては、財産権の侵害を上回るべき「公益性」に対する真摯な説明が完全に欠落している、あるいは、その説明責任が放棄されているように見えることは、許し難いことである。単に、形式的な「文書」による説明では、何の説明にもなっていない。

§事業計画の矛盾と不当性

この事業で問題になる主な項目は、(1)治水、(2)利水という「公益性」と(3)ダムサイトの地盤、(4)環境破壊、(5)文化遺産の破壊　の５項目である。

(1)治水

事業申請書に書かれている治水に関する記述は、もっともらしく大量の記述があるが、整合性を欠いていると同時に、不当なものである。

まず、必ず引き合いに出されるのが、昭和２２年９月のカスリーン台風である。この時の状況を根拠に基本高水を想定しているが、実際にはこの時のデータはないことを国交省も認めている。現在、国交省が根拠としている「基本高水」は、それ以後の実測のある氾濫量から見ても「突出して高い値」であり、全くの恣意的な設定としか考えられない。実測値がないので、推測するしかないのであるが、その推測値に「貯留関数法」という手法が用いられている。この貯留関数法は、過去の実測値を説明するには、それなりに有用であるが、それから実測値のない状況の推測をする場合には、極めて慎重な考察がいる。この方法では、一意的な答えが出ないという構造的な欠陥

を持っているからである。つまり、都合のよいようにパラメータを選択することによって、恣意的な値を出せる手法である。実際、国交省は「貯留関数法」について、適用範囲を超えて利用しているとしか思えない数値を出している。つまり、八ッ場ダムが必要なことに対する、重要な根拠が精査されていない。

また、もし、現在、カスリーン台風と同じ台風が襲ったとしても、八ッ場ダムは、ほとんど役に立たないことを国交省も認めている。これに対する、納得のいく説明はないまま、事業を進めているのは許せないことである。

さらに、事業申請書、p20 に表−4 に、利根川流域における近年の主な洪水被害状況が掲載されている。しかし、この三つはいずれも支川の内水氾濫による被害がほとんどであることが、東京都のウエブサイトに掲載されており、これらの洪水が八ッ場ダムで防げる被害ではないことが明らかであり、八ッ場ダムで期待される治水効果とするのは不適切である。

(2)利水

多目的ダムである八ッ場ダムは、治水と同時に利水についても必要であることが期待されているが、近年は流域における多量の水を消費する工場の移転、節水機器の普及と節水意識の拡がりで、水の使用量は横ばいから下降に転じている。東京都はこの実測データを無視して、これからも水の使用量が増えるという予測を立てることによって、八ッ場ダム事業を正当化している。これも恣意的な操作で明らかに不当なものである。これからは、流域の人工も減る傾向にあるので、水余りの状況は変わらないと考えるのが妥当である。

さらに、八ッ場ダムの上流には、多くの住民と多くの家畜、多くの畑があり、吾妻川にはそれらから排出される有機物が多量に流れて来る。川が常時流れている場合には問題は少ないが、ひとたび、このような養分に富む水をダムで堰き止めると、水質の悪化は避けられない。利水を目的にして溜める水が、飲用に適さないのでは、本来の利水にはならない。

そもそも、利水と治水は相反する機能であり、これをひとつのダムに持たせるのは、原理的に無理である。治水に備えて水を少なくし、利水に備えて水を多くするというが、水を少なくしたときに渇水になり、水を多くしたときに洪水になる危険が十分にあるので、多目的ダムという発想自体が矛盾を抱えている。八ッ場ダムの場合、治水にもあまり役に立たないし、利水にも良好な水を供給できないとなると、何のための公益性か分からなくなる。

最後に、発電にも利用されるとあるが、吾妻川にはすでに水力発電所が複数存在している。この八ッ場ダムが出来ると、吾妻川の水で発電していた水力発電の量はむし

と減少するという試算があり、これは、本末転倒である。事業計画には付録のような形で発電を入れているが、実際には、水力発電にも打撃を与えているのだということも、十分に説明するべきだと思われる。

(3)ダムサイトの地盤

ダムサイトは、これまで２度変更があった。当初、上流案が検討されていたが、この場所が地盤の強度に問題があり、下流案に変更された。強度に問題があるので変更されたことが、国会の答弁にも残っている。ところが、この下流案だと吾妻渓谷を破壊することになるという意見が出て、結局、再び同じ場所の上流案になった。これは、全く不可解なことで、地盤に問題があるといって、変更した場所に再び戻したことになる。常識的には理解しがたい。

このダムサイトに限らず、八ッ場ダムの代替地を含む周辺の土地は、そもそも、地盤が極めて脆弱な場所であることは、地質の専門家からも指摘されている。そのような場所に、敢えて、巨大な水を溜めるダムを建設することは、常軌を逸した計画と言わざるを得ない。

(4)環境破壊

ダムの建設はそれ自体環境破壊を伴う。風光明媚な吾妻渓谷もダムが稼働すると、自然な水の流れを断たれて、無残な姿になることもほぼ間違いない。これらの環境破壊をしても、なお、ダム建設の方に公益性があることの説明が十分になされていない。事業計画者は、国民の疑問に何一つ明確に答えていない、あるいは、答えようとする姿勢が見られないのは、ダムの公益性についての確信がないからだとしか思えない。

(5)文化遺跡の破壊

吾妻川の八ッ場ダム予定地は、縄文時代・草創期から江戸時代・天明期にいたる遺跡の宝庫である。ダム事業はこれらの貴重な文化遺産を不可逆的に喪失される。日本国民全体の大きな損失である。この損失を上回る公益性の説明が十分でない。

§結論

八ッ場ダム事業は、以上述べたような大きな損失を伴うものであるが、この損失を上回るとみんなが納得出来る「公益性」を持っていない。また、事業認定の手続きについても、身内だけの議論しかなされないと言う、大きな疑問が残る。

従って、これらの事業は、即時中止することが妥当であると考える。

最後に、八ッ場ダム事業と合わせて、かつて、近くの烏川には倉渕ダムが建設される計画があった。

ところが、「平成 15 年 12 月 3 日（群馬）県議会本会議における小林義康議員（自

由民主党）の一般質問に対して当時の小寺知事は以下の答弁をした。
（当時、http://www.pref.gunma.jp/chiji/speak/damu.htm に掲載されていた公開文書からの引用）

****

倉渕ダム建設事業については、－ 略 －

財政面から考えますと本体工事に着手することにより今後数年間で２百数十億に及ぶ大きな投資を必要とすることになります。現在の県の厳しい財政状況を考慮すれば、これはなかなか難しい事であります。

また事業の緊急度や県民の事業に対する理解度という点において、カスリーン台風以来大きな被害が出てないことや、ここ数年、水道需要が伸びていないこともあって、治水・利水の両面において、さらに慎重な対応が必要な状況にあると考えております。

これらを総合的に勘案いたしますと、現時点におきましては、倉渕ダムについては、来年度より当分の間、本体工事等残工事への着手を見合わせることとし、

－ 以下略 －

****

その後、倉渕ダムは平成２２年３月２４日に中止になった。この倉渕ダムを八ッ場ダムと読み替えても、十分に意味が通る答弁になっていることに驚く。

倉渕ダムが予定されていた烏川は、八ッ場ダムが計画されている吾妻川と隣接した、同じ利根川流域の川である。従って、八ッ場ダム事業者は、なぜ、烏川にはダムがなくてもよくて、吾妻川にはダムが必要かを、丁寧に説明する義務があると考える。倉渕川は県の予算だけど、八ッ場ダムは国の予算（県も応分の負担をしているはず！）だから、違うのだというような子供だましの説明ではなく、利根川流域全体の治水・利水の全体像の中で納得のいく説明が必要である。

結論として、八ッ場ダム事業の「公益性」について、国民の疑問と批判に耐える説明がまるでなく、反対に八ッ場ダム事業に伴う「不可逆的な損失」は計り知れない。このような事業に、基本的人権である財産権を侵害する土地収用法を適用することは、著しく不当である。

2015年4月27日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所 [redacted]
電話 [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を提出します。

八ッ場ダムは利水面においても治水面においても必要性がなくなっており、且つ、かけがえのない自然を壊し、災害誘発の危険性をつくり出すダムです。八ッ場ダムは私たちの子孫にとって巨大な負の遺産となるダムですので、中止すべきです。

このような公益性のない八ッ場ダム事業について、住民を無理やり追い出す土地の強制収用を可能にする事業認定を行うことに反対します。

首都圏の水需要の縮小で八ッ場ダムの水源開発の必要性は皆無になっています。八ッ場ダムの最大の利水参画者である東京都の水道給水量も、最近20年間に八ッ場ダムの開発水量に匹敵する水量が減っています。ところが、東京都は給水量が現状の1.3倍まで急増していくという架空予測を行って、八ッ場ダムの水源が必要だという虚構をつくり上げています。八ッ場ダムの利水事業に参画する他県（埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県）も同様です。

国土交通省が説明する八ッ場ダムの必要性には、科学的な裏付けがありません。国民が納得できる説明を求めます。

以上

2015年4月27日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所 [redacted]
電話 [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を提出します。

八ッ場ダムは利水面においても治水面においても必要性がなくなっており、且つ、かけがえのない自然を壊し、災害誘発の危険性をつくり出すダムです。八ッ場ダムは私たちの子孫にとって巨大な負の遺産となるダムですので、直ちに中止すべきです。

このような公益性のない八ッ場ダム事業について、住民を無理やり追い出す土地の強制収用を可能にする事業認定を行うことに反対します。

代替地の安全性が確認されていない状態で、強制収用を可能にして住民を水没予定地から追い出すのは、住民の方がたへの人権蹂躙です。

必要性が皆無で、様々な災いをもたらす八ッ場ダムのために流域住民と国民の負担がますます増えて行くことは到底許されないことです。八ッ場ダム事業は直ちに中止すべきです。

以上

2015年４月２７日

群馬県知事　殿

氏名・[redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を下記のとおり、提出します。

記

・名勝・吾妻渓谷をこれ以上破壊するダム事業に反対です。
・ダム予定地のかけがえのない土地を未来に残すために、ダム建設を中止して下さい。
・将来世代への負の遺産となる、無駄なダムを造らないで下さい。
・貴重な動植物の棲家である自然の宝庫をダムに沈めないで下さい。
・代替地の安全性が確認されていない。
・現在は水余りの状態です。治水、利水の両面で八ッ場ダムは不要です。
・ダム湛水による地すべり等が心配です。地質調査を実施しているとのことですが、調査結果や対応策を公表しないまま、ダム本体工事を進めるのはおかしいと思います。
・国土交通省が説明する八ッ場ダムの必要性には、科学的な裏付けがありませんので、国民が納得できる説明を求めます。
・縄文時代から江戸時代まで、たくさんの遺跡があるダム予定地を沈めることは、貴重な文化遺産をないがしろにするものです。
・八ッ場ダム事業については、公表されていない情報が多く、国民はダム事業についてよく知ることができません。情報開示の徹底を求めます。

以上

群馬県
27.4.27
監理課
収受

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書

[redacted] 宛先: kanrika　　2015/04/27 17:21

2015年4月27日

群馬県知事　大澤正明殿

住所 [redacted]
電話 [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣
事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を提出します。

こんにちは。私は[redacted]ですが、ご縁がありまして、
１０年ほど前から八ッ場ダム建設予定地に出かけたり、
地元の住民の皆さまとの交流会に参加したり、また、
八ッ場ダム建設の反対運動に参加したりしております。

乏しい知識ながら、八ッ場ダムは不必要なダムであり、
むしろ、建設してはならないと考えております。

本体工事が始まった今、このようなことを申し上げても
煩わしくお思いになられるばかりかとは存じますが、
いま一度、わが国の将来のことを真剣にお考えいただき、
八ッ場ダム建設中止の英断をなさるよう、願ってやみません。

このたびの八ッ場ダム建設工事の事業認定申請につきましても、
上記の理由により、お取下げ下さいますようお願いする次第です。

2015年4月27日

群馬県知事　殿

氏名 [redacted]

住所 [redacted]

電話 [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を提出します。

記

以下の理由により、八ツ場ダム建設工事の中止を求めます。

1、治水・利水・発電のいずれもメリットがなく、経済的合理性がない。

当ダム事業の利水目的をみると、首都圏の水需要が実際には縮小傾向であるにもかかわらず、過大で非現実的に見積もられており、治水目的をみると、利根川の洪水予防効果がかなり疑問であることが専門家から指摘されている。水力発電目的にいたっては、当ダム建設によってむしろ発電量の減少が予想されている。以上により、巨額な事業費の費用対効果から本ダム事業には経済的合理性がないことは明らかである。

2、吾妻渓谷・川原湯温泉街などの自然・文化・歴史遺産を破壊することは、人類の遺産保存、倫理的観点から許されない。

すでにJR線の付け替え、川原湯温泉駅の移転、新国道の建設と架橋、吾妻川の流路改変などで景観はすっかり変容し、自然と人の暮らしが調和した里山風景は失われてしまった。川原畑地区では遺跡が発掘され、縄文から近世に至る貴重な歴史遺産があるにもかかわらず、ダム計画によ

って沈められてしまう。世界に誇る日本の文化・自然遺産を破壊して広大な流域を水没させ、コンクリート製の人工空間に改変することは、人間と自然の民俗的なつながりを断ち切り、脱ダムの世界的趨勢に逆行する時代錯誤の事業である。

3　ダム水没予定地域の地域再生計画や生活再建の法的枠組みがないままの事業推進や強制収用は、人道に反する。

そもそも住民の大多数が移転を受け入れたのは、計画が中止されると地域振興策がなくなり生活手段を奪われる不安から、反対したくてもできない構造におかれ続けてきたことがある。かつて国会に提出された生活再建支援法案は廃案となり、地域再生の法的枠組みの見通しはない。水没予定地域は存立を脅かされ、住民たちは人生そのものを翻弄されてきた。ダム観光による地域振興案は現実味のない夢想にとどまっており、県知事や地元国会議員による地域再生の口約束は、住民を惑わす表面的慰撫にすぎない。

移転に同意せず住み続ける住民は少数者となったが、その土地を力づくで強制収用することは、人道上重大な問題がある。

4、当事業の情報が国民に十分公開されておらず、起業者は事業の説明責任を果たしていない。

当事業申請も記者発表のみで、事業申請に対する意見提出、受付期間などの情報が政府の意見公募ウェブサイトに掲載されておらず、情報公開が不十分である。

以上4点により、当ダム事業に公益性を認めることは困難であり、事業申請の取り下げと計画中止にむけた諸手続きを開始すべきである。

そのために関係全都県において公聴会を開催すること、開催通知と意見陳述者の募集をウェブサイトで公開することを強く求める。

ハッ場ダムの事業認定申請に対する意見

[redacted]

宛先:
kanrika
2015/04/27 19:04
詳細を非表示
送信元: '[redacted] <[redacted]>

宛先: <kanrika@pref.gunma.lg.jp>

群馬県知事　殿
　窓口／群馬県土地整備部監理課用地対策室用地指導係　ご担当　川原　様

一時は止めることになっていたハッ場ダムの建設再開に下記の理由により反対します。

記

1、人口減少社会にあって過大な需要を前提にしていること。

2、かけがえのない美しい水辺と環境を破壊し、風情ある温泉を失くすことには反対です。

3、コンクリートのダムはせいぜい半世紀か一世紀しか持たない施設。いずれは壊さねばならない無駄なものです。

4、洪水対策はダム以外の方法でも可能なはずです。水に逆らわず、水勢を逸らす手法を執るべきと考えます。

5、国と関連自治体の税金の無駄使いは止めましょう。

以上

2015.4.27 [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出
[redacted]
宛先:
kanrika
2015/04/27 21:30
詳細を非表示
送信元:[redacted]<[redacted]>

宛先: <kanrika@pref.gunma.lg.jp>

群馬県知事　殿

起業者の名称　国土交通大臣
事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を提出します。
内容は以下のとおりです。

八ッ場ダムは水道水源と洪水対策を目的に造られようとしていますが、利水・治水両方の面から必要ないばかりか、環境を壊し災害を引き起こすおそれもあります。まさに、無駄な公共事業の代名詞です。土地の強制収用に進もうとしているとのことですが、必要のない八ッ場ダムに高い公益性があるとは言えません。ぜひとも中止していただきたいと思います。

2015年4月27日

[redacted]

2015年4月27日

群馬県知事　殿

[redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣
事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり提出します。

別紙

2014年4月27日

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書

[redacted]

意見の主旨

八ッ場ダム建設事業は、吾妻川流域や利根川水系の自然環境を破壊し生物多様性を低下させること、また、治水・利水の面でも八ッ場ダムの必要性は認められないことから、事業に高い公益性はなく、土地の適正・合理的な利用に寄与することもないため、事業認定に強く反対する。八ッ場ダム建設事業は中止するべきである。

事業認定に反対する理由

1. 八ッ場ダム建設事業は、自然環境を破壊し生物多様性を低下させる

（1） 八ッ場ダム建設予定地およびその周辺は、吾妻渓谷など自然景観に優れ、渓谷と森林が一体となり、多くの野生生物の生息地として重要な地域である。巨大なダムの建設とダム湖の出現は、吾妻川の上流・下流だけでなく利根川水系の自然環境と生物多様性にも大きな悪影響を与える。

（2） 日本が議長国となって採択した「愛知ターゲット」（生物多様性条約締約国会議 2010年名古屋）では、生物多様性の損失を食い止め回復力のある生態系を確保するため20の目標が設定されている。八ッ場ダム建設は、そのうちの目標2（国や地方は生物多様性保全の計画を作る）、目標5（森林などの生息場所が失われる速度を半減する）、目標11（陸地の17パーセントを保護区にする）、目標12（絶滅危惧種を守る）、目標17（住民参加を促進する）などに反している。

（3） 1985年の「八ッ場ダム環境影響評価書」は、1978年建設省事務次官通知・技術指針案をもとに実施されたが、通知の趣旨、指針案が要求する内容を満たしておらず、調査、影響予測・評価、保全対策ともに不十分であり、制度が始まったばかりという当時の状況を勘案しても環境アセスメントとしての要件を満たしていない。その後、「環境影響評価法」の施行（1999年）などがあったにもかかわらず、30年間、八ッ場ダム建設事業については科学的な

環境アセスメントは行われていない。したがって、環境影響に関する評価はほとんどなされておらず、環境保全対策もまったく不十分で期待できない。

（4） 猛禽類に関する10数年の調査報告書は部分的に公表されたが、絶滅のおそれの強いイヌワシ、クマタカに関しては、墨塗りやページの丸ごと削除によって重要な情報が隠蔽されている。クマタカに関しては、調査地では年ごとの巣立ち率に明らかな減少傾向がみられるが、このような重要な点には触れず、平均の巣立ち率は全国平均の巣立ち率とほぼ同じと記述するだけである。また、イヌワシは繁殖がほとんど失敗しているが、その原因をメスが未成熟であると推定するだけである。この程度の考察では、環境影響を明らかにして保護対策を立てるという目的を実現することは不可能である。

（5） 吾妻川の上流には、約3万人が居住し、温泉観光地や農業地となっている。そのため、ダム湖には、生活排水、農薬、化学肥料、畜産排水などに含まれる多量の栄養塩類（窒素とリン）が流入すると考えられる。そのため、上流から流れ込んだ有機物がダム湖に沈殿し、夏期には水温が上がり、底質の悪化や貧酸素状態をもたらすなど、河川水が停滞するダム湖では水質がかなり悪化することが十分に予想される。また、吾妻川は、上流の支流において強酸性河川に石灰乳を投入し、品木ダムで中和生成物を沈殿させたあと、pH5 以上の中和された河川水が流入している。ダム湖の水質悪化と保全対策について大きな懸念がある。観光地としてのダム湖も期待できない。

2. 治水・利水の面でも八ッ場ダムは必要がない

（1） 八ッ場ダム構想は1952年に立案されたが、その後60年以上経過する間に、利根川では河川改修が進み、流下能力が十分高くなっている。そのため、八ッ場ダムを建設しても洪水の防止効果が高まることは、ほとんどないと考えられている。新たなダムを造るより、弱い堤防の強化により洪水時の漏水や破堤を防ぐことのほうが不可欠かつ効果的であり、優先されるべきである。また、最近の利根川流域での水害は、川からの越流ではなく内水氾濫であり、その対策のほうが重要である。内水氾濫は八ッ場ダム建設では解決されない。もはや八ッ場ダムの建設は治水上の意味を持っていない。

（2） 首都圏では過去20年間、上水道も工業用水も、その使用量が減少傾向にある。節水型機器の普及により一人あたりの上水使用量は減少をたどり、工業用水も節水や排水のリサイクルによって使用量は今後も減少すると見られている。さらに、2020年以降は人口減少により、さらに水使用量は減少すると見込まれている。そのような社会状況の中で、新たに八ッ場ダムを造って貯水しても、その水の必要性はほとんどないと言って良いだろう。八ッ場ダム建設自体が無駄である。

以上

ハッ場ダム事業認定申請についての意見
[redacted]
宛先:
kanrika
2015/04/27 21:50
詳細を非表示
送信元: "[redacted]" <[redacted]>

宛先: <kanrika@pref.gunma.lg.jp>

群馬県　県土整備部監理課用地対策室用地指導係（担当　川原）様
以下の意見を提出します。
＝＝

ハッ場ダム事業認定申請についての意見

１．ハッ場ダム事業は、利水・治水とも、必要性が無い。
２．利根川という大河川の本川中流を塞き止める大規模ダムであるので、土砂を溜めこむことにより、河川環境を著しく悪化させることは間違いない。
３．また、上流に浅間山など大噴火をおこす火山があり、ひとたび噴火が起きれば噴出物の流下によって、ダム機能は短時間のうちに失われる恐れがある。
４．ダムサイト付近は過去の火山噴出物の堆積により、不安定な地盤となっており、ダム建設・貯水によって、また、地震と複合して大規模な地滑りを起こす恐れもある。
５．莫大な国や地方の借金を抱えているにもかかわらず、不要な事業でさらなる借金を重ねることは、将来世代の苦痛を耐えがたいものにする行為である。
以上のような事業について、反対を押し切って進めるため、事業認定手続きに入ることは断じて認めがたい。

以上

[redacted]
Tel : [redacted]
E-mail : [redacted]

ハッ場ダムエ事の事業申請に関する意見書

[redacted]

宛先:
Kanrika
2015/04/27 22:13
詳細を非表示
送信元: '[redacted] <[redacted]>

宛先: <Kanrika@pref.gunma.lg.jp>

群馬県知事 殿

ハッ場ダムの工事に反対致します。

国の名勝、吾妻渓谷のこれ以上の破壊、貴重な動植物の居場所を
奪う、ダム事業に反対です。

私は2009年6月、ハッ場に行きこの現実をみてきました。
まだ、渓谷は水をたたえ、美しい自然が残っていましたが、あちこちで山が
崩され悲しい思いで帰ってきました。

でも、川原湯温泉の素朴なよそおい、静かな夜のやさしさを忘れることは
ありません。 心がとても癒されました。

首都圏のためのダム事業ということですが、半世紀も前の計画を推し進める
国のやり方には疑問です。
今や、水需要も変わり、人口減少、自然破壊による温暖化の危機、もろい
地質、地すべりの危険、ふるさとを失う精神的な苦痛…等、どれをとっても、
時代にあわないことは明白です。

吾妻渓谷を自然遺産にして、過去のダム計画を見直し、ネイチャーツアーを
計画して地元の良さをアピールしたほうが、多くの人を呼べるはずだと思います。

もし、ダム湖ができても、水質悪化、地滑りの危険、将来的な税の負担が続く
等、、次世代に重い課題を残すだけです。

一度失った自然を回復させることは、容易ではないはずです。
カモシカ、イヌワシ、クマタカ、ムササビ等、、行き場をなくしてしまいます。
生物多様性がいかに大切か、人も自然の一部です。
生きものがいなくなれば、人も生きられません。

群馬県の大切な自然を後世に残し、手渡すことは国にとっても大きな意義が
あります。

なによりも吾妻渓谷の水の流れを止めないでください。
奇岩が多いこの特徴を活かし、自然遺産登録に向けて舵をきってほしいと
思います。

もう、ダムの時代は終わりました。 アメリカではダムの撤去がすでに始まっています。
未来をみすえて、この貴重な自然を、どうか残してほしいと思います。

子どもたちの未来を真剣に考えてください。
負の遺産はいりません。

よろしくお願い致します。

2015年4月27日

群馬県知事　殿

[redacted]

住所：[redacted]

電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣
事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を以下のとおり、提出します。

［意見書］

何十年も前に計画された八ッ場ダムは、計画後の時間の経過における日本社会の変遷の実態から、計画当時の役割は無くなっており、公共の利益は無いものになっている。

用地の強制収用には反対する。建設工事を中止すべきである。

理由

① 利水について

・工業用水については、重厚長大産業の衰退と海外移転、水質汚濁防止上からの使用水の再生による利用形態への変化により、工業用水の需要がこれから増加することはありえない。

・市民の生活用水も洗濯機の技術進歩、便器の節水技術進歩により、生活用水は激減しており、生活用水がこれから増加することはありえない。

② 防災について

・八ッ場ダムが調整出来る洪水時の水量調節機能程度では、下流の平野部における洪水時の水量抑制は微々たるものであり雀の涙程度なものであり、多額の資金を投じてまで行うことは反対である。

下流部の弱点部の堤防強化の方がはるかに有意的である。

③ 八ッ場ダムは、日本の人口が戦後の著しい人口増加が続いている時代に計画された

ものであるが、日本は既に著しく人口減少化が始まっている。一億人を下回る時代は直近のことであり、人口減少化に見合った施策に方向転換をしなければならない。首都圏と言えども、これ以上のインフラ整備は不要である。

④ 国、地方自治体の財政は1,000兆円以上となっており、国民一人当たり約900万円となっており、もはや、国、途方自治体とも財政的に破綻状態であり、八ッ場ダム完成後の利水等による工事資金の回収は見込みがなく単に国民及び関東圏の住民には二重の負担を強いることになるだけである。

一つ具体例を示す。

神奈川県においては宮ケ瀬ダムを造ったが、水需要が増える訳でもなく工業・生活環境から何ら水需要は増えていなく、工事資金回収は自治体負担が単に増加しただけの事態となっている。川崎市においては、そのために既存の生田浄水場を閉鎖して浮いた資金を宮ケ瀬ダム分担金に引き当てようとしている。

正に、需要のないところに大規模ダムを造った無駄な典型的例である。

以上から、八ッ場ダムは利用価値は無く、用地の強制収用に反対する。

2015年4月27日

群馬県知事　殿

氏名 [redacted]

住所 [redacted]

電話 [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書。

地元民の同意なき強制収用はすべきではないと考えます。

今現在、水不足や治水が問題になっているとは思えません。

貴重な文化遺産や自然環境をダムと引き換えにするのはあまりに残念であります。

しかもそれらをおこなうのに膨大な税金を投入するのは理解に苦しみます。

以上、再考して頂けると幸いです。

[redacted]

2015年4月27日

群馬県知事　殿

[redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を提出します。

八ッ場ダムの建設計画については、国の名勝吾妻渓谷や、長野原町の美しい風景、貴重な遺跡群を失うことになりますので、吾妻渓谷ファンとして、私は反対です。

それから、八ッ場ダム計画には国や都県による説明が尽くされていません。なし崩しのまま進めることは大変な問題です。

国や都県は、八ッ場ダムを造る必要があるという宣伝にカスリーン台風の被害を利用しながら、一方カスリーン台風が再来しても八ッ場ダムは効果ないといいます。八ッ場ダムを1基造るのに60年以上かかりながら、あと10基ほどダムが必要とする治水計画を立てています。さほど効果のないものに、時間とお金をかけすぎています。

利水においては、報道やダム問題の市民団体からの追求で、首都圏では水あまりの状態が年々進行していることがあきらかとなっております。

埼玉や東京などの下流都県の水のためにダムが計画されたというのですから、それらの地域で需要がなくなったのであれば、見直す必要があります。

これら治水、利水に関しては、有識者会議、学術会議、公聴会等で推進と反対、他様々な意見がありましたが、大きなくい違いが少しも噛み合ないまま、ダムを進めようとする勢力

によって強制的に終了させられました。公聴会では下流都県民から多数の反対意見がありましたが、受益者であり、納税者であるにもかかわらず、一顧だにされませんでした。

反対意見を軽視し、審議会を儀式的にしか行なわないやり方は、民主主義社会にふさわしくないやり方です。

以前、長野原で町長をされていた田村守さんから「日本各地、ダムになった自治体を見学に行ったが、ダムができて良くなったところはほとんどなかった」とうかがいました。

八ッ場ダムの予定地は、小さくて美しい吾妻渓谷があります。交通の便もよく、大変親しみやすいところでした。川原湯温泉街は、良い泉質ながら、山の中の秘湯の雰囲気も併せ持つ温泉街でした。一帯には数多くの石仏、石碑があり、地域の歴史を物語っておりました。

人々の暮らしや浅間山の噴火や吾妻川の浸食、生き物たちの命の営みによって土地に刻まれた時間に価値がありました。これらば長野原、群馬県、そして日本の宝であり、かけがえのないもの、失えば元に戻らないものでした。しかし、ダムの工事で、失われてきました。そして、今また事業認定によって失われようとしています。

八ッ場ダム事業は必要であるという説得性に未だ欠けており年々減る一方です。他方で、八ッ場ダム事業により失われるものは年々増えています。八ッ場ダム事業にはとても公益性があるとは言えず、八ッ場ダム工事は即刻中止されるべきであり、事業認定の申請も取り下げください。

2015年4月27日

群馬県知事　大澤正明殿

氏名 [redacted]

住所 [redacted]

電話 [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を下記のとおり、提出します。

記

持続可能な社会を目指していくために、ぜひとも八ッ場ダム建設はこれ以上進めないことを新たに決断されてほしいと願います。破壊してからでは元に戻すことはできません。お願いします。　以上

八ッ場ダムの事業認定に対する意見
[redacted]
宛先:
kanrika@pref.gunma.lg.jp
2015/04/27 23:20
詳細を非表示
送信元: 山田 岳 <[redacted]>

宛先: "kanrika@pref.gunma.lg.jp" <kanrika@pref.gunma.lg.jp>

このメールの返信先: [redacted] <[redacted]>

履歴: このメールを転送しました。

1 Attachment
八ツ場ダム意見書.doc

2015年4月27日

群馬県知事　殿

[redacted]
住所 [redacted]
[redacted]
電話 [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

2015年4月27日

群馬県知事　殿

○○○○

住所

電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を下記のとおり、提出します。

記

巨大ダム工事は大量の鉄材と大量のセメントを必要とします。
いずれも二酸化炭素を大量に発生させる材料です。
また建設に当たっては多くの重機やダンプカーが使用され、これらも大量に二酸化炭素を発生させます。
したがってダム建設工事は地球温暖化を加速させます。
気候変動によるとみられる集中豪雨や台風の巨大化が頻発している現在、地球温暖化を加速させる事業は子孫のためになりません。
即刻中止をお願いします。

以上

八ッ場ダム土地収用に関する意見書

[redacted] 宛先: kanrika@pref.gunma.lg.jp　　2015/04/27 23:32

群馬県知事宛
八ッ場ダム土地収用に関する意見
2015/4/27
[redacted]
意見は以下の通り
現状では八ッ場ダムを作る正当な理由があるとは到底考えられず、故に土地を収容する必要がない
必要のないダム建設のための不必要な土地収用のために県民の血税を使う事に断固反対する
又、ダム建設予定地は貴重な歴史遺産が残っている可能性が非常に高く、ダム観光などという空想的なものではない貴重な観光資源を潰そうとする事にも抗議する
更に、上毛カルタの札をどうするつもりなのか明らかにしてもらいたい
以上の意見について確認するために公聴会の開催を要求する
以上

2015年4月27日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所 [redacted]
[redacted]
電話　T/F [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

1　八ッ場ダム事業は公益性がなく、かえって地滑りなどの災害、とりかえしのつかない自然破壊・歴史文化の破壊を引き起こす愚行なので、事業の続行そのもの、および水没予定地に住む方々の土地の強制収用に反対します。

2　八ッ場ダムの治水上の必要性を言う時、戦後直後のカスリーン台風が持ち出されますが、この時の実際の洪水被害は、机上の計算で求めた基本高水よりはるかに小さなものでした。基本高水通りだとすれば、高い丘の上まで水に浸かります。河川整備計画の有識者会議で専門家から強い批判を受けたにもかかわらず、国交省は現地調査さえせず、嘘八百で塗り固めた計画をごり押ししました。そんな計画のために先祖代々住み慣れた美しい故郷を強制的に追い出されるいわれはありません。基本高水を定めた河川整備基本方針から作り直すべきです。

3　カスリーン台風で甚大な被害が生じたのは、栗橋で脆弱な部分があった堤防が決壊したからです。八ッ場ダムで１０数センチ程度水位を下げるより、堤防強化を優先すべきことは明らかです。国会で堤防強化についての国交省ヒアリングが行われた時、担当者は「堤防のどこが弱いのか、どこから先に対策すべきなのかわからない、だからスーパー堤防が必要」と言いました。利根川の堤防の安全度調査はなんのために行ったのでしょうか？　この調査で、利根川中上流部ですべり破壊・パイピング破壊の安全度が１を大きく下回って破堤の危険性がある堤防が随所にあることがわかっています。国民の安全を守るために、少しでも危険な堤防から地道に修理していくことではなく、莫大な税金をつぎ込む八ッ場ダムやスーパー堤防のような事業を優先するのは、国家公務員として不誠実であり、いわゆる河川ムラの都合なのだとしか思えません。今後も地滑り対策などで際限なくお金のかかる八ッ場ダム事業を中止し、真に国民の安全を守るための河川改修に貴重な財源を振り向けてください。

4　関係各都県が八ッ場ダムに水源を求める理由はありません。各都県の水使用の実績値（右肩下がり）と水需要予測値（右肩上がり）を記したグラフで、両者の激しい乖離を見れば一目瞭然です。各都県は水需要予測を行うたびに、懲りずに下がった実績値からまた非現実的な右肩上がりの線を引き、ハリネズミのようなグラフが５匹（県）並んでいる有様です。国税を補助金として支出する立場の国は、無駄遣いを招くこのような実態に反した予測はやり直すべきだと、自治体に言う義務があります。節水機器がどんどん普及し、人口は減る、という中で、水の使用量が増えるわけがありません。最近は異常気象で渇水が起こる、と言い出していますが、すでに十分な余裕水源がある中で、それでもとんでもない日照りが起こったとして、それに備えるのにダムではないでしょう。想定を超える災害までハードでカバーすることは財政的に無理であり、起こらないかもしれない災害のために自然破壊して巨大な構造物を作ることはばかげています。緊急の水の確保はストックや地域間の融通で可能で、様々な手段を組み合わせる、そのような柔軟性のあるシステムの構築こそ重要です。八ッ場ダムの水は誰も必要としていません。

5　八ッ場ダムの現地では工事が進み、代替地に移った方の中には、ダム湖観光に期待する方もいらっしゃるようですが、ダム湖に水を溜めた時に、湖岸の地すべり地帯でひとたび災害が起これば、現にそこで生活している人たちの受ける損害は計り知れないものがあります。ダム湖周辺いたるところに地滑り危険地があるにもかかわらず、人家のないところは対策を取らないことになっていますが、何本も道路が通っているので、道路などが崩れれば現地だけではなく、草津なども交通遮断で困窮することでしょう。ダム湖自体の水質も、草津など上流からの排水の影響で悪化することが心配され、ダム湖観光に期待する人たちを二重三重に裏切ることになります。ダム事業を中止し、国会で廃案に

なったダム中止後の生活再建支援法を出し直し、これまで国政に翻弄されてきた現地の方々が、真に故郷の自然環境、文化歴史遺産を生かした観光地を築けるよう支援するべきです。

6　この地域の地質の影響で、堆砂が計画以上に急速に進行し、浚渫に莫大な費用がかかるようになります。またその浚渫土には、中和事業によるヒ素を含んだ中和生成物が含まれます。それはどこに捨てることになるのでしょうか？堆砂は上流部の河床を高くし、長野原町中枢部に洪水の被害をもたらす危険があります。そもそもダムは川に作る血栓のようなもので、自然循環を阻害します。特に堆砂が重大な問題となる八ッ場ダム事業は、中止することが将来の世代にとって最も望ましいことです。造ってしまったら、それは私たちの世代の失敗として、美しいかけがえのない渓谷を無残に破壊した墓碑として、将来の世代に呪詛されることになるでしょう。

国土交通大臣太田昭宏様

八ッ場ダムに関するパブリックコメントです。

私はかつて[redacted]住んだことがあります。八ッ場ダムは私にとって今や第一のふるさとが壊される思いです。退職後、数年前から八ッ場ダムについて学習したり、ビデを見たり、新聞を読んだり、東京の集会に出たり、現地見学や説明会や秩父の同様な地滑りがあるダムを見学したり、バス＆ハイクで利根川の堤防を歩いて洪水を起こした場所の見学もしました。国交省関東地方整備局利根川上流河川事務所八斗島出張所の流量観測所近くで直接聞いた話です。もしカスリン台風級の大雨が降った場合流量の嵩がどれくらいになるのかと質問したところ10数センチとのことでした。洪水が起きるまで数メートルの余裕がありました。重ねて質問しました。では八ッ場ダム級のダムは何基ぐらい必要かの答えは10基ぐらいと答えてくれました。私は群馬県にそれほどのダムを造る場所はないと思います。

カスリン台風で溢水したところはもっと下流の東部日光線の橋脚に流木やごみが引っ掛かり関東各地に水害をもたらしたとのとのことでした。八ッ場ダムは無用なダムです。東京では地下水を捨てている状況だそうです。重要な遺跡も埋没します。

私は次の世代が背負う負担をよく考えてもらいたいのです。すでに日本の借金は1000兆円を超えております。誰がどのように返済するのでしょうか。 負の遺産はこれ以上増やさないでください。また「国交省は奇想天外な前提を提出しています。八ッ場ダムでは発電ができるから、浅間や・草津白根山の爆発の際泥流はダムで止めるとか」(そうすればダムの水があふれて直下の東吾妻町(原町)や中之条町・渋川市にも影響を及ぶでしょう。これが日本の実態です。(仮想ではありません。庶民には解らぬところで我々の税金を消費されているのです。) 既存発電所は八ッ場ダムによって河川水量減り発電量が減り、総じて全体の発電量は減少するという試算もあります。

「金環蝕」という映画と八ッ場ダムは同じ構造です。

自然の動物や樹木・生物にも影響を及ぼすと思います。ダムの建設に従事する会社や労働者は収入が得られると思いますが、 造られるダムの実態を見てほしいのです。そしてダムが壊れて災害が起こってからでは遅いのです。

当初行政側は住民をダム湖の近くに新設する住宅地に移住して欲しかったそうです。ただ坪単価が非常に高いのです。確かに住民は綺麗になって新しい住宅に住めると思った人が多数だったと思います。補償金を受けてそこに土地を買い、家を建てるのなら吾妻郡を離れて前橋・高崎に移ったほうが安いのです。(?)ダムの代替地は価格が高いとのことです。なぜなら造成地を造る費用が高くなり、その売値では買えないそうです。該当地区の7割くらいの人々が転出したそうです。学校や医療機関・文化施設のことを考えると大方の人はそう考えたようです。私の知人は今でもダムに沈む自宅から外へは出たくなく反対し頑張っております。私たちは政府・国交省などにも強制退去させずに円満に対策をしてくださいと要求しています。

ダムそのものが危険なのです。2月8日の東京新聞の記事の見出しだけ紹介しておきます。「ダム想定超える砂　全国の4分の1」「八ッ場は本体着工　大丈夫」「近隣ダム85%埋まった」「国の堆砂見込み疑問」「上流に火山があり土砂が流入しやすい」。

同日の朝日新聞では「八ッ場本体起工式」「知事、生活再建強調」「会場外は不要の声」上毛新聞では「八ッ場本体起工式」「ダム早期完成祈る　長野原町」 読売新聞では「八ッ場先人の決断代表者ら参加」 サンケイ新聞では「地元住民の生活再建に全力」「八ッ場本体起工式」 東京新聞では「計画63年八ッ場」起工式　節目の日、反対住民招かず」記事文中、知人は会場に駆け付けたが国土交通相職員から関係者以外は入れないと退場を求められ、住民が関係者ではないなんてと憤ったと。知人たちの住民が所有する土地の収用問題もある。彼はふるさとから追い出されようとしていると困惑した顔で話したとありました。移転代替地などの工事現場で、環境を超える有害物質が検出された問題が判明した。 同日の毎日新聞の記事では「八ッ場本体起工式・生活再建に期待と不安」「ぐんま創生　点検・15年度予算」同日の「上毛新聞には「道路下の変質原因安全性に問題なし・八ッ場バイパス段差や亀裂」について県は道路下の変質が原因とした。地滑り対策について従来の3か所に加え新たに8か所対策が必要になる可能性がある。同新聞社の読者の声として「風光明媚な八ッ場残して幻のダム計画に怒り」15歳のY君は沼田ダムのことについて沼田市民や群馬県の反対により計画は中止されたというがこの話を聞いたとき、怒りを覚えたそうです。国内最大級だが沼田市街地の一部が、水没地域に含まれていた。

八ッ場ダムは温泉などの観光資源も沈み大打撃を受ける。吾妻郡だけではなく群馬県、日本中の問題ではないだろうか」（要約しました）3月1日の朝日新聞群馬県版では「東京のカフェイで八ッ場を語る　元住民　小学校でも賛否の話」 東京新聞2月13日の記事「県営増田川ダム中止（旧松井田町　（福寿草や蝋梅で有名）計画」「投入事業費29億円　再評価委員　白紙決定遅れを批判」文中記事「市の利水需要が落ちた理由が分からない。水の需要に対する当初からの予測が課題だったのではないか」計画の白紙により、ダムの建設案よりも代替案のほうが治水と利水の両面で300億円以上が削減される。こういう前例もあるのです。

福島の原発事故は当初から不安視されており、何度も学者や知識人や国際機関からも危険性を疑問視されたが、無視して東電や政府の安全神話が罷り通った。事故前2～3年前にも電源の位置など国際機関から忠告されたが対策を立てなかった事実もある。 まさに八ッ場ダム同じ構造だと思います。

八ッ場ダムは今こそ中止すべきです。

ダムに関してはネットを読むと
２０１３年１月１０日
国土交通大臣太田昭宏様
[redacted]
代表世話人[redacted]ほか
八ッ場ダム事業に関して賢明な判断を求める要請
[redacted]は、八ッ場ダムの必要性とその問題点の徹底検証、および犠牲を強いられ続けてきたダム予定地の再生と住民支援こそ、喫緊の政策課題であると訴えてきました。このたび、政権が交代し、八ッ場ダム事業とダム予定地がこれからどのようになっていくのか、私たちは固唾を飲んで見守っております。
貴大臣におかれましては下記の５点の要請を真摯に受け止められ、賢明な判断をされることを心よりお願いいたします。
１　ダム予定地に政治の光をあてて下さい。

八ッ場ダム事業によって、ダム予定地は衰退の一途を辿ってきました。国と群馬県は、地元がダムに反対していた１９７０～８０年代、「現地再建ずり上がり方式」、すなわち、「標高の高い場所に代替地を造成し、そこに各集落をずり上げて地域社会を存続させる方式」を提案しました。１９８５年になって長い反対運動に疲弊した地元はダム計画を容認しました。その後、十数年経ってから、国は山を切り崩し、沢を埋め立てる大規模な造成工事によって各集落ごとに代替地を整備してきましたが、人口の減少に歯止めがかからず、小学校の生徒数に至っては今年度は全校合わせて１６人にまで減り、地域社会を次世代に引き継ぐことさえ困難な状況になっています。仮に八ッ場ダム事業を推進してダム湖ができたとしても、八ッ場ダムはダム操作によって観光シーズンの夏場には水位が最低でも 30 メートル近く下がるダム湖であり、また、上流に多くの人口、観光地、牧場などを抱えていることから水質の悪化も必至です。ダム湖が観光資源として地元を再生させる力になることはありません。こうした事実を踏まえ、多くの識者はこのままダム事業が進めば、ダム予定地の先行きはさらに暗澹たる様相を呈するであろうと指摘しています。さらに、昨年２月に前田武志国交大臣が国会の答弁で明らかにしたように、本体工事着手後にダムが完成するのは、８７カ月、すなわち、７年３カ月先のことですから、どんなに早くても、ダム完成は２０２０年度になります。現計画の予定工期（２０１５年末完成）が大幅に延長されることは必至です。川原湯温泉の観光資源は、名勝・吾妻渓谷をはじめとする周辺の自然景観と自然湧出の温泉でした。ダム湖が観光資源になるかどうかの問題をさておいても、ダムが完成するまでの７ 年間、川原湯温泉街の人たちは一体何を当てにして暮らしていけばよいのでしょうか。

なお、工期が大幅に遅れた原因は、民主党政権によるダム中止宣言によるものだという見解が国交省や関係都県から示されてきましたが、真の遅れの原因は本体工事の前提となる付替鉄道の完成の遅れにあります。ダム予定地を走るＪＲ吾妻線の付替工事は前政権の下でも従前どおり続けられてきましたが、２０１０度末に付け替え完了のはずが用地買収の難航で大幅に遅れ、いまだ完成の時期も明らかにされていません。２００９年のダム中止宣言は地元住民の生活再建を蔑ろにするとの話も流布されましたが、実態は逆であって、八ッ場ダム事業そのものが地元住民を困窮の状況に追い込んできているのです。貴大臣におかれましては、ダム予定地の現状を自らの目で確認され、八ッ場ダム事業が抱える問題を指摘してきた識者の意見にも耳を傾けたうえで、八ッ場ダム事業とは切り離して、地元住民が真の生活再建の道を歩めるように、ダム予定地に政治の光をあてることを要請します。さらに、昨年３月に国会に提出して廃案となっている「ダム中止後の生活再建支援法案（ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案）」を国会に再提出し、その成立を図ることを要請します。

２ 八ッ場ダムがもたらす負の遺産を徹底検証してください。

私たちは、八ッ場ダムがつくられれば、子孫にたいして巨大な負の遺産となることを心底から危惧しています。名勝‘吾妻渓谷’が台無しになるなど、かけがえのない自然が永遠に失われてしまうこと、そして、ダム予定地は地質がきわめて脆弱であるため、水を貯めて水位を上下させれば、地すべりが誘発される可能性が高いこと等々です。最近では奈良県の大滝ダム、埼玉県の滝沢ダムにおいて試験湛水中に深刻な地すべりが発生し、その対策工事のために完成がそれぞれ 10 年、5 年延びたことが大きな問題になりました。八ッ場ダムの場合、ダム予定地周辺に多くの住民の居住地があり、さらにダム計画によって水没予定地住民の移転代替地を周辺に整備してきたため、大滝ダムなどと同様の地すべりが

発生すれば、周辺住民に与える影響は計りしれません。八ッ場ダムの地すべり対策は非常に不十分なものです。八ッ場ダムの現計画ではわずか約６億円の地すべり対策で済ませることになっています。地すべりの危険性が指摘されてきましたので、国交省は２０１１年のダム検証で地すべり対策の見直し案を示し、対策費は代替地対策も含めて約１５０億円と、２５倍に膨れ上がりました。しかし、それとて、短期間に既存データで再検討したものに過ぎず、また、地震の影響も考慮されておらず、きわめて不十分であることを専門家は指摘しています。つきましては、八ッ場ダムがどのような負の遺産をもたらすのか、その徹底検証を指示されることを要請します。

３ 公明党の公開回答に沿って八ッ場ダム事業の再検証をしてください。八ッ場あしたの会は選挙のたびに政党アンケートを行っています。昨年末の総選挙では、公明党は「選挙時期に入り、対応できないため、回答できない」とのことでしたが、２０１０年の参議院議員選挙では公明党から次のとおり、真摯な回答をいただいています。

公明党の回答（２０１０年の参議院選挙）

○八ッ場ダムが真に必要なダムか、前提なく検証すべき。

○ 科学的検証、経済的検証を行った上で、民主主義の手続きによった地元住民や自治体の合意を確立し、判断すべきと考えます。

○ まずは、前提を設けずに、科学的検証や経済的検証を行い、地元住民の合意をしっかりと確立した上で、判断すべきと考えます。

○ 八ッ場ダム事業に関する情報公開を徹底する。２０１１年に八ッ場ダムの検証が国交省により実施され、治水・利水の両面で八ッ場ダムが最有力案とされ、事業推進が妥当との結果となりました。しかし、この検証は、ダム事業者自らによるお手盛りの検証であって、科学性、客観性がなく、公明党の回答が求めた検証とは程遠いものでした。つきましては、公明党の回答に沿って、八ッ場ダムの再検証、すなわち、八ッ場ダムに関するすべての情報を公開し、「前提なく」、「科学的検証、経済的検証」を実施して、八ッ場ダムが治水・利水の両面において本当に必要なダムであるかをあらためて判断されることを要請します。

４ 利根川水系全体の河川整備計画を策定したうえで、八ッ場ダム本体工事の是非の判断をして下さい。現在、八ッ場ダムの上位計画である利根川水系河川整備計画の策定作業が進められています。１９９７年の河川法改正の本旨に照らせば、八ッ場ダム事業を推進するためには、河川整備計画による八ッ場ダムの位置づけが必要です。その位置づけがされるかどうかわからない状況で、八ッ場ダムの本体工事に着手することはあってはならないことです。

また、国交省は利根川・江戸川のみの整備計画を先行して策定しようとしていますが、支川と本川は相互に関係しており、特に支川の状況が本川に影響するので、本川だけを切り離して先に河川整備計画を策定することは科学的な視点からも許されないことです。実際に全国の一級水系を見ても、本川の整備計画を先行して策定した例はありません。つきましては、利根川水系全体の河川整備計画を策定し、そのうえで八ッ場ダム本体工事の是非を判断されることを要請します。

５ 利根川水系河川整備計画の民主的かつ科学的な策定をしてください。利根川水系河川整備計画は、今後２０～３０年間に実施する河川整備の内容を定めるものですから、流域住民の生命と財産を洪水の氾濫から真に守ることができ、なおかつ、利根川水系の環境の改善をも視野に入れた計画が策定されなければなりません。そのためには、利根川流域全

域について必要な調査を行ったうえで、流域のそれぞれの状況について知見を有する住民及び専門家の意見が反映されるよう、流域住民及び専門家を交えた議論を積み重ねていくことが必要であり、それなりの期間をかけて河川整備計画を入念に策定しなければなりません。ところが、昨年９月、１０月に開催された利根川・江戸川有識者会議では、１０日に１回という異常な急ピッチのペースで、委員が事前に資料を十分に検討する間もなく、会議が立て続けに開催されました。しかも、１０月下旬以降は予定された会議が７回続けて中止になりました。中止の理由の説明すらありませんでした。このように国交省の思惑だけで進め、説明責任さえ果たさない国交省の姿勢は、民主的に河川整備計画を策定することを約束した１９９７年河川法改正の国会の政府答弁とはかけ離れたものです。つきましては、流域住民及び専門家の意見が反映されるように民主的な策定作業を進め、流域住民の安全を本当に守ることができ、環境の改善をも視野に入れた利根川水系河川整備計画を科学的な視点から策定することを要請します。以上__

私が数か月前長野原町の旧国道を車で通ったところ、ダムに直接関係してない街中を見たらほとんどの商店はシャッターを閉めておりました。おそらくダム所在地にいた住民の減少で商売ができなくなったのでしょう。バイパスもでき旧道沿いでは人も極端に減ってしまったのでしょう。　八ッ場ダムは該当地区だけでなくこのように長野原町を寂れさせております。これからでも遅くはありません。即刻本体工事を中止してください。無理で無駄なダムは必要ありません。住民たちの生活はきちんと住めるよう対策は立ててください。　[redacted]２０１５年４月２７日

2015年4月 27日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

群馬県
27.4.28
監理課
収受

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書

1. 一度壊したら 環境は戻せません。
   大事にすべきです。

2. 古すぎる計画や 都合に合わせた数値で 工事を
   進めるのは 間違いです。

3. 後年、万一の事があった時 誰も責任を負わない計画は
   認められません。

4. 今後計画を進める為等で 住民や工事関係者の
   生活補償をするのは 自然な事です。

5. 以上の理由から 事業の中止に賛成します。
   ぜひ 認定を取消して欲しいと思います。

[redacted]

[redacted]

2015年4月27日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

群馬県
27.4.28
監理課
収受

私的意見

人間が自然の支配者とは考えない。

共生すべき存在です。

利権や「シガラミ」から離れ

良心に従い後世の財産として

コンクリートの塊では無く何を

残すべきか考える最終時間

です。

2015年4月27日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]

住所

電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

群馬県
27.4.28
監理課
収受

2015年4月　　日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣
事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

群馬県
27.4.28
監理課
収受

ハッ場ダム公聴公開催請求意見書

イヌワシや大ワシが舞う吾妻渓谷の自然美は国の宝です　この地にダムの建設は自然破壊のうえ家族や地域の人間関係をバラバラにして地域共同体を崩壊させた。

[redacted]や[redacted]

[redacted]長く勤めましたが当時の友人たちのすべては苦悩と無念のうちに他界した。

「利水路水」の

ハッ場ダム計画の欺まん性や地すべり

強酸性のキケン性は[redacted]

[redacted]や学者、専門家から学んでダム建設一夕対が正しかったことを強く認識しました。

八〇場ダム計画の欺まん性が地すべり
強酸性のキケン性は[redacted]
[redacted]や学者、専門家から学んでダム建
設一反対が正しかったことを強く認識
しました。
前原元大臣が来町のとき会場に私服
敬言官数名を配置し傍聴に来た
町民を暴力的に引ずり降し翌日は
前橋市までパトカーで尾行するなど
住民や町民を敵視するがごとき行為
は厳につゝしむべきです。
大古の昔からせまい渓谷が上流の雨水を
調整して流していた天然のダムです。
ダム反対六〇年、いま、造っても堆砂
で六〇年はもたない
国民のために負の遺産はつくれない
二〇一五年四月二七日

[redacted]

２０１５年4月２７日

群馬県知事様

[redacted]

電　話：[redacted]
メール：[redacted]

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の
事業認定申請に関しての意見書提出

起　業　者：国土交通大臣
事業の種類：八ッ場ダム建設事業

八ッ場ダムは造ってはいけない、欠陥だらけのダムです。
今般の「土地収用法事業申請」に関しましては、以下の不満がありますので、延べさせて戴きます。

一、「時のアセスメント」の観点から、再度の見直しを求む

そもそも、「何がなんでもダムを造る、造りたい」姿勢のみが先行している姿勢が、如実すぎて不快でなりません。「時のアセスメント」の観点から、再評価すべきです。

その際、単なる通過儀礼的な措置を行わないでください。(今般の意見書についても、取り扱われ方、結果については恐らく全く変わらないものとは想われますが……)　２０１０年時の「中止問題」の際に、一連の会議の場で存分に見聞し、味わさせられたあの形式主義と「最初にダムありき」の論調には辟易しています。もしも再検証が実現可能な、その際には、

具体的には、学識経験者らのメンバーを刷新してください。
形式的な事業評価監視委員会もやめてください。
何よりも、現地の現実を重視してください。ダム建設に適さないことは一目瞭然です。
また、正真正銘の第三機関を使っての検証をお願いします。

(ちなみに、今般の「[redacted]有害スラグ問題」の調査分析もまた、「第三機関」と銘うたれた文書に少なからず期待しましたが、おなじみの「いであ株式会社」でした。「全て基準値以下」といわれても国民は信じきれません)。

下手な検証は、血税のムダにしかなりません。

二、強酸性土壌による地滑り地帯に強行建設すれば大事故につながる

①一帯は２４０００年前の浅間山噴火による極めてもろい地質、「応桑岩屑流れ堆積物」に被われています。とりわけ、新川原湯温泉駅を新設した上湯原地区は危険なため、昔から土地の方たちも住みつかなかった場所だったのでした。よりによって、そこに人命を預かる新駅を造ったのです。

建設にあたりＪＲは有数の地すべり地帯に考慮し、堅固な工事を施したようですが、それでも自然の摂理には計り知れないものがあります。

②次に幾ら近代工法を駆使しても、自然界には逆らえない事実をやや詳細に記させて戴きます。

川原畑地区における、付替え国道１４５号線の法面劣化の実情

一、茂四郎トンネル出口～川原畑石畑地区　５年でこの惨状

国道１４５号線付替え国道沿いの長野原町大字川原畑字石畑～上ノ平に至る山側法面の、強酸性法面の現実をもとに、まさに草津温泉の「五寸釘が１０日間で針金に」を彷彿させる強酸性の山を切り崩してつくった国道法面劣化の惨状と危険性について記します。

右写真は左岸付替え国道を下流方向から走り、出口の川原畑地区の茂四郎トンネル右手の法面です。

土壌から染み出る酸性水により変質し褐色まみれのコンクリート枠は崩れだしています。

枠の中央に打ち込まれたアンカーの鋼鉄も茶褐色となり草も生えずむき出しになっています。法面全体を抑えていた金網は腐食して原型をとどめてません。





しかも、道路と法面の接合部の歩道には約70㍍に亘り、亀裂が生じている上に、崩れた土砂で隆起しているのです。

地質学者は、酸性水による「熱水変質帯」とよばれる土壌変容等によって、土砂が崩れた「円弧地滑り」ではと指摘しています。

また、右写真のような計測器具が設置されていました。地滑り対策のための計測器との由。４月初旬にはボーリング調査もありました。



法面上部のコンクリート部の角のいずれにも亀裂が走り、陥没部に流し込んだコンクリート補修部が見受けられました。

これらの措置は、２０１０年１２月の付替え国道全線開通直前に、管轄が国から移行された群馬県が下記の業者に受注した仕事でした。

「計測器設置/ボーリング調査」など

[redacted]

「亀裂の補修工事」

[redacted]







さらに最上段には、左写真のような見た眼には堅固な防護壁が続いていました。が、地面はえぐられ浮いていて、倒壊の際の危険性が感じられてなりませんでした。

つまり今後、際限なく起きるかも知れない事故の際の全責任と補修工事は群馬県にあり、私たち県民の税金が意味なく投入されるわけなのです。山全体の酸性土壌は幾ら削ってもムダで制御しきれるものではありません。

二、**川原畑三平地区**――法面の強酸性化による、一帯に延々と連なる赤褐色の光景

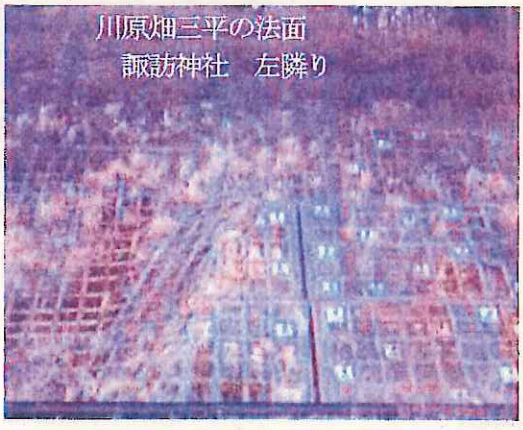

左写真は上流方向に続く擁壁法面の山の頂上近くまでのアンカーボルト群。同じくコンクリート壁は劣化。赤褐色の異様な光景が広がっています。



国道境の直下の水路の水は、ドロドロのオレンジ色で、石垣も川岸の土も赤褐色に染まって、ＰＨ２の強酸性を示しています。

三、川原畑上ノ平の法面亀裂問題――昨年３月、大規模全面補修工事を終え正式開通したばかり

最も草津寄りの「上ノ平」です。

写真右手の縦線は、早くも出現した亀裂です。



よくよく見ればコンクリート壁の厚み約８㌢程の下には、土の部分が見え、歩道との接合部は左右の位置がズレていて、右側の方が約２㌢程前方にせりだしています。素人目にも判る明らかな亀裂と地滑り現象に他なりません。

縦型亀裂左手にも下写真の亀裂が観られます。

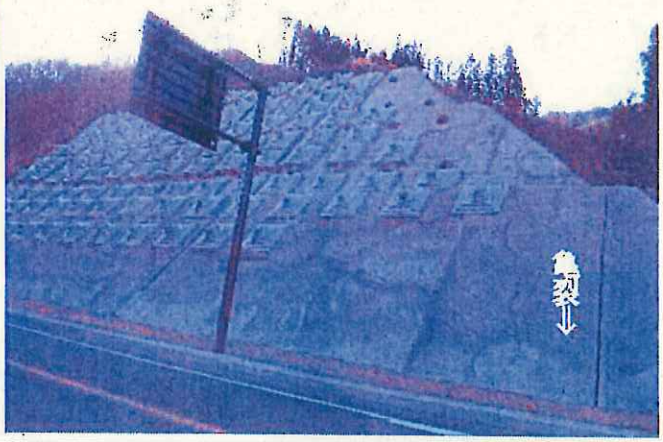

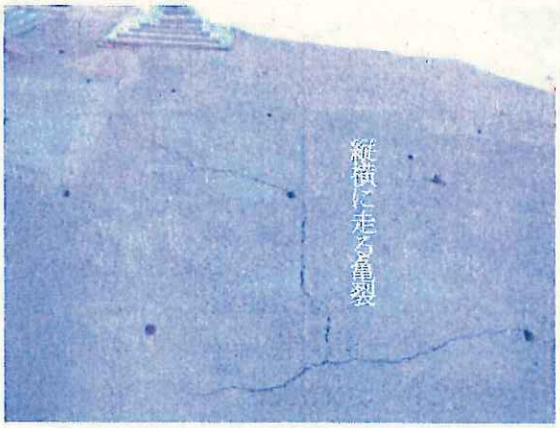

川原畑上ノ平法面の経過、

１９９５年　山を切崩し「付替え国道１４５号線」造成に着手
２００７年　「川原畑上ノ平法面」工事中に、崩壊事故発生
※背後の強酸性土壌の山をえぐり取る新工事法を選択
〃　12月　松谷第二トンネル（当時）内で落盤死亡事故
２０１０年４月　雁ヶ沢ランプ～川原畑二社平まで、暫定開通
〃　８月　川原畑～林・横壁の約３・９㌔開通
➡※難工事の上の平では工事進まず、カーブのまま開通
〃　９月・１１月　高畑法面で、落石事故２回発生
〃　12月　県に管轄移行。２日後全面開通式典（10.8㌔）
２０１４年３月１２日　ようやく開通。国道は直線となった

原因は、地質学者たちの検証によれば、川原畑地区の強酸性の土壌により地滑り発生につながりやすいとされている「熱水変質」が既に起き変容した土壌による地滑りであることが浮上しています。

結論は、こんな地形かつ劣悪な土壌にある現地にダムを造ったら、どうなるのだろうかということに尽きます。しかも地続きの肝心の左岸ダム堤建設予定現場も、同じく強酸性土壌の連なりで異様な赤褐色を示しているのです。試験湛水したらどうなることでしょうか？　ゼネコン企業への仕事供給のために、こんな危険な場所になぜ約４００世帯以上もの水没民を追い出してまで造らなければならなかったのでしょうか？　癒しの山野をことごとく破壊し水底に沈めてまで……　吾妻渓谷のあの渓谷美は再生不可能です。強制収用法の前になすべき事がありはしないでしょうか。再考を願います。

2015年4月27日

群馬県知事　殿

名前 [redacted]
住所 [redacted]
電話 [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

群馬県
27.4.28
監理課
収受

意見書

一、品栗ダムの検証

一、景勝地豊島川の保持

金子の虚構

一、復締切ダムにより

切断されて天然造物

復歸切ダムにより
切断されたる天然造物
豊島川を原宗安に復元
成す心し
六生活再建けダムでなく
豊島溪谷と温泉

吾妻溪谷と塩泉
を核に観光資源の
一てとして発電所は既設
の発電所で賄うべし
公共は人災の兆候
福島原発を教巡とす

福島原発を教巡とする

平成二十七年乙未初月二十七日

[redacted]

ハッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書
[redacted]宛先: kanrika　　2015/04/28 00:01

群馬県　県土整備部監理課用地対策室用地指導係
（担当　川原様）

2015年4月２７日
群馬県知事　殿

[redacted]

ハッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書

起業者の名称　国土交通大臣
事業の種類　　一級河川利根川水系ハッ場ダム建設工事

土地収用法第25日に基づき、一級河川利根川水系ハッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を以下の通り、提出します。

人口減少、水需要が増加していかない状況、財政、事業費のすべての面から、この事業は、「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること」および「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること」の要件を満たしていません。

2015年4月 24日

群馬県知事 殿

名前 [redacted]
住所
電話

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称 国土交通大臣

事業の種類 一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

2015年4月27日

群馬県知事　殿
大沢正明殿

[redacted]

住所 [redacted]

[redacted]

電話 [redacted]

八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書の提出

起業者の名称　国土交通大臣

事業の種類　一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定申請に関する意見書を別紙のとおり、提出します。

流域住民の生命・財産を守るべき、皆様が一部の既得権益者（誤まった資料に基づく公推進）のために、災害を誘発するだけでなく、拡大までさせてしまう日本一まちがった公共事業を進めないでいただきたい。
地方自治、地方分権の本能をまちがえないでいただきたい。 [redacted]
地域研究者としても切に願い、この意見書を提出致します

群馬県 27.4.28 監理課 収受

群馬県 27.4.27 監理課 収受

別紙

下記の事由（関連資料集）により，ダム建設・湛水後に伴う大規模な土砂災害が発生することが確実に想定できること（火山噴火や地震災害が伴った場合，下流域の被害がさらに拡大化する事実などを含む），河川局の示した災害対策が国交省タスクフォースの示した指針に反して，十分な対策が取られないままダム計画が強行実施された裏付け資料を同封します（最新の講演要旨集など）。また国の許可申請にあたり意図的な情報操作やねつ造された資料に基づき，政権交代後もダム推進を前提とする有識者会議座長と長年にわたりダム推進を進めてきた委員が多数を占める委員会にて，客観的審査が行われていなかった事実を傍聴した[redacted]として，公の場で改めて公聴会などの実施を求めます。

なお，[redacted]

■別添【同封資料一覧】[redacted]

A 最近の講演要旨集

B 川原湯温泉新駅建設現場の地盤・土砂災害履歴

C 利根川・江戸川有識者会議委員会の実態を示す資料集

D 当該地域の火山災害・河川地形の専門論文執筆者であること示す資料（日本地質学会）

E 当該地域でダム建設に伴う災害の実態とその仕組（簡易版）

F 当該地域の土砂災害の実態を示す各所の災害裏付け

G 行政（国と群馬県）・JR 東日本上越工事事務所が行っていた情報操作・不正の実態を示す資料集（当時の民主党政権に対して行っていた偽りの資料説明の実態含む）

H 公述人としての意見書（関東地方整備局にて）過去の意見書隠ぺい実態を含む

I 報道関連資料など

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

A

行政災害－八ッ場ダム検証に見る国交省河川部門の不正報告（Ⅲ）

"Administrative disaster" About the fraud report of the Yanba dam verification by the Ministry of Land, Infrastructure and Transport river section, part (Ⅲ)

[redacted]

キーワード：八ッ場ダム検証，情報操作，御用学者，地すべり，捏造資料，JR東日本
Key words: Verification of Yanba dam, information control, Order scholar, landslide, Fabricated material, East Japan Railway

Ⅰ　はじめに

八ッ場ダム建設関連で実施された利根川・江戸川河川整備計画の報告は，建設に不都合な資料を意図的に排除する情報操作に加え，3.11.タスクフォース報告の主旨「複合災害の視点」を無視して短期間で作成・公表された．有識者会議座長及びダム推進の各委員（日本学術会議部門委員・群馬大委員）は，捏造や情報操作した資料まで容認をし，河川官僚（沼　宏氏）らは，行政の裁量権を逸脱し，不正な報告に基づく意見取りまとめを行っていた（[redacted] 2012他）．本発表では，吾妻川流域住民がダム災害の罹災時に生活基盤が完全保障されるよう公正中立・客観的検証を怠った関東地方整備局・有識者会議座長と利用者の安全を軽視したJR東日本の責任を明らかにしておきたい．

Ⅱ　吾妻渓谷のOkDAに見る災害事例と履歴

吾妻渓谷では，連続雨量120㎜を超えるとJR・国道を通行止めにする．これは，応桑岩層なだれ堆積物（OkDA）に伴う土砂災害や土石流の危険が高まるからである．昭和6年西埼玉地震の際にも地震動によって山崩れ200箇所，石垣崩壊50箇所が発生しており，OkDAが凝集力の乏しい地層であることを裏付けている（熊谷測候所，1932）．この土石を水で飽和させ振動を与えれば，住民の生活基盤を直接奪う災害を引き起こし，ダムの埋積が急速に進むことは自明である．現在の吾妻渓谷で地すべりや崩壊が減少したのは，水で飽和すると崩れやすいOkDAの基底よりも深く吾妻川が谷を刻み「水切り状態になったたこと」で地盤が安定したのである．この逆となるダムを造れば，土砂災害が頻発するのは必然である．以下，事例を紹介する．

①八場沢トンネル（98年開通）の変形と原因

OkDA直下に掘削したトンネル天板が酸性の地下水を貯留するダムの役割を果たし，OkDAの一部が飽和状態となった．この結果，側板接合部からは炭酸カルシウムの析出が著しく，度々修復を行なっている．また，工事車両や隣接する吾妻線の振動で，天板や接合面のズレやパネル本体にも縦横に亀裂が生じるなど，OkDAの不安定化によるトンネルの変形が確認できた．

②湖面3号橋脇：付帯施設工事現場の崩壊と「道の駅」の防災

3号橋（林）の基部脇に掘削された工事穴は，一時的に水が貯留された結果，支沢側へOkDAの崩壊が発生し，現在は導水パイプと擁壁を設けて崩落の進行を止めている．隣接する斜面林は，降雨の影響で崩れ落ちた状態にある．また，林地区南の断崖には，OkDAのブロック崩壊痕地が数多く並んでおり，湛水後には同様の被害が想定される．事態が深刻化すれば，最悪の場合，上湯原と同様に，林地区全体で大規模な崩壊が発生するだろう．

湖面2号橋袂に建設された「道の駅」はOkDAの深層崩壊地の崖際にあるため，崩壊を免れた残存部（湖面側）の安全確保は，防災上必要不可欠であるが実施された形跡はない．

③JR川原湯新駅の土砂災害履歴（利用客の安全軽視の実態）

上湯原の応桑層（OkDA）は地すべりで分裂低下し，一部の堆積面は山側へ逆傾斜している．これで生じた凹地には崖錐堆積物や火山灰ブロックが挟まる土石なだれの堆積物，古墳時代以降の土石流堆積物の累重が観察できた．これらは，地すべりが発生し土砂災害が頻発したことを裏付ける証拠であり，国が「地すべりを全面否定した最終見解」が全くの偽りであることを示す証拠である．一方，この情報を伝えたJR東日本上信越工事事務所は，国交省と一体の考えで防災対策工事を十分に考慮せず新駅建設を進めるなど利用者の安全を最優先で考える対応を取っていない．OkDAの地すべりは，吾妻川河道を北側へ押しやり，上位に蓄積された崖錐性土石は地すべりの発生と同時に「山津波となって上湯原全域を襲った」事実を示すものであり，ダム建設がもたらす最悪の被害想定として再度指摘しておきたい．

Ⅲ　ダム堆砂量試算の情報操作と不正実態

ダム堆砂量は，利水・治水・防災上の有効性を左右する重要な要素であるが，八ッ場ダムの場合100年で1750万tと想定し，6千万−1億tが運用可能としている．しかし，運用中に浅間（300−800年），草津白根（1000年）の大噴火が想定で入るにもかかわらず，活動しない前提で試算をしていた．また，堆砂量を左右するウォッシュロード効果の実績では，同一条件下にある霧積ダムの計画比堆砂量は，196 ㎥/㎢/年に対して716.6 ㎥/㎢/年と実績は3倍もの開きが認められた．一方，流域面積が同ダムの33倍もある八ッ場ダムの計画比堆砂量は，土砂供給量が少ない草津側支流2つの砂防ダムの堆砂量を吾妻川全体の基準とし，最大の土砂供給源：浅間側のデータ・過去の中小噴火実績を全て排除するなどして245 ㎥/㎢/年と試算するなど前提条件まで意図的な情報操作で不正な試算を行っていた．

Ⅳ「行政科学」が引き起こす災害と住民のリスク

吾妻渓谷は，適度な土砂流出で長野原町民を守る天然の砂防機能を持っていたが，ダムの存在が噴火の際に高い罹災リスク与える結果となる．湛水すれば，湖面に接するOkDA各所で小規模崩落が発生し，ブロック崩壊や地すべりを誘発すだろう．ダムに蓄積された土砂は，浅間山噴火の際には中之条～渋川～藤岡～埼玉へと洪水や土砂災害を拡大化させるだろう．行政が，最新の研究成果を意図的に捻じ曲げて計画を実行すれば，公的機関が組織的に犯罪行為を実行したことと同じである．計画から60年以上経た八ッ場ダムの建設は，利根川流域の地誌と浅間山の履歴を調査してきた立場から「活断層の真上に原発の炉心を設置する」より高い災害リスクを住民に負わせることになる．国は，防災上も財政上もダムを造らない選択肢しかないことを認識して速やかに住民を救済すべきだろう．

八ッ場ダム建設による土砂災害リスク

Sediment disaster risk by Yanba dam construction

[redacted]

はじめに

吾妻渓谷に57年前に計画された八ッ場ダムは、利根川中・下流域の洪水・氾濫対策として治水・利水上、必要なダムとして推進計画が進められてきた（図1）。今回の発表では、浅間-黒斑火山で約 2.4 万年前に発生した応桑岩屑なだれ堆積物（OkDA）の流下した吾妻川流域の地学現象を記載し、浅間火山を調査・研究する立場からみたダム建設に伴う災害リスクと下流地域への影響について検討したい。

OkDA の流下と分布地の地学現象

約 2.4 万年前に発生した OkDA は、吾妻渓谷へ短時間で流れ下り、渓谷内で最も狭い八ッ場地区から上流では、通過できなかった土砂により谷を埋め尽くしている。流下当時の堆積上面高度は、吾妻川の現河床・段丘・OkDA の縦断面図から標高 650m～630m 付近にある（図2）。吾妻渓谷内の OkDA の層厚は、下流に向かって最大 70mを越える地域があるため、地盤への負荷は渓谷より下流の分布域[redacted]2010）よりさらに大きいと考えるべきだろう。その原因は、次の4つが考えられる。

応桑岩屑なだれ堆積物（OkDA）が瞬時に膨大な土砂として流下堆積したため、その荷重負荷による受身側の地盤に影響が起きたこと（荷重負荷による地層変形や不透水層を形成した事例は、川原畑湖面1号橋の橋脚東側で基盤岩の亀裂破砕と湧水が認められたこと、中之条盆地東部の新巻地区の火砕流堆積面で起きた地すべり事例、渋川市吹屋原では広範囲で不透水層が形成された後、段丘化による離水に伴い不透水層が化石化した事例（[redacted]2010）があげられる）

OkDA が乗り上げた八ッ場地区より上流の谷壁斜面が、荷重負荷に弱い熱水変質地帯であること

OkDA が流下する以前や直前に浅間-黒斑火山起源の室田軽石（MP）、板鼻褐色軽石層群（BP-F）などが谷壁斜面や段丘を広く覆っていること

[redacted](2001) が指摘する OkDA 接地面の多くが、現在の吾妻渓谷に向かって傾斜していることがあげられる。

吾妻渓谷各地の地学現象の記載

中棚地区：この地区では、OkDA の同時異層にあたる支流堆積物で小規模な地すべりが認められた。

林地区：代替地の一つである林地区東では、支流河川に涵養された地下水の豊富な場所で顕著な地すべりが発生している。林地区での OkDA の堆積面は、最高 640mである。活動中の地すべりでずり落ちた OkDA 堆積面との標高差は、最大 40m以上である。

立馬地区：谷壁斜面を構成する基盤岩の林層を不整合に覆って這い降りる BP テフラ（20-80cm+）とこれにアバットした層厚 10m以上の OkDA が観察できた。また、隣接する同層直下には化石化した不透水層中にAT・MP・粘土化した BP テフラが認められた。この地区の OkDA の堆積面は、標高 630 mである。

上湯原地区：国交省によれば、円弧状をした急崖と前縁に発達した緩斜面地形については、地すべり地形ではなく、河川の蛇行跡で、OkDA はこの緩斜面を構成する堆積物の上に乗り上げているとしている。しかし、主体となる斜面を構成する礫質堆積物のテフラ層序は、いずれも OkDA 以降に堆積したもので、同省公表の地質断面図は層序学的には誤りである。この地区の OkDA の堆積面は標高 580m 付近にあり、対岸の立馬で確認された堆積面より 50mも低い。さらに、この堆積面高度は、下流の八ッ場地区に向かって 560m→570m→590m→560m→630m と高度変化が著しい（図2）。

川原畑地区：二社平地すべりの西隣にあたる湖面1号橋の川原畑橋脚の東側では、OkDA の荷重負荷による基盤岩の亀裂破砕と湧水が認められた。OkDA の堆積面は標高 590m、石畑で 565m である。

八ッ場地区：国交省抽出の「地すべり1」の東隣にあたる八ッ場沢トンネル（1998 年）内には、壁面接合部を含めて多量の炭酸カルシウムの析出が認められ、接合部以外の複数個所でも縦横に亀裂が入り湧水が確認できた。

ダムサイトの上位、茂四郎トンネル脇での OkDA の標高は 630m付近である。

吾妻渓谷上流の現河床・段丘・応桑岩屑なだれ（OkDA）の縦断面からみた地すべり問題（図２）

各地で観察されたOkDAにまつわる記載を参考に、現河床・段丘縦断・OkDAの堆積面高度分布は、図2のようにまとめられる。

この堆積面の不連続は、OkDAの流動・堆積機構だけで説明することは難しく、熱水変質地域などの接地面で顕著な変化が観察されたことから、化石化した古い地すべり現象と考えるべきだろう。現在停止している地すべりの多くは、谷の埋積後に急速に進んだ下刻に伴い、流下当時に形成された不透水層が化石化して、現在の位置に留まっていると解釈すべきだろう。このずり落ち現象は、2.4万年前以降で下位段丘の主要形成期（推定1.5万年前）の間で起こったと推定される。

まとめにかえて（図３）

以上の記載から、吾妻渓谷の3万年前以降の地史をモデル地質断面で表すと、図3のようにまとめられる。

AT降灰直前の吾妻川は、現在に等しい急峻な渓谷を形成していた。その後、浅間-黒斑火山でプリニー式噴火がはじまり、谷壁斜面全体にBPテフラが降灰し、BP-4直後に発生したOkDAにより渓谷全体の埋積が進んだ。その結果、地層圧縮・不透水層の形成とその後のずり落ち→谷の開析→OkDAの段丘化による不透水層の化石化と地すべり停止の状態となっている。しかし、ダムを建設した場合、湛水と放水の繰り返しは、OkDA分布域全体の地下水位を上下させ、化石化していた不透水層を復活させることへ繋がり、放水に伴う振動などの影響から接地面や基盤岩との間に挟まれている堆積物が変化して、地すべりを誘発させるリスクが高くなることは否定できないだろう。

八ッ場ダムは、治水・利水・火山砂防という多目的で必要とされて計画されたものであるが、今回の調査からは、ダムを作ることによって湖の埋積が引きおこされてしまう可能性が高いこと、万一、急速な埋積が進んだ場合、砂防上も土石流予備層を吾妻川上流部に蓄積してしまう可能性があることを考慮すべきだろう。また、この状態の中で、浅間火山の噴火が起きた場合は、下流域への土砂災害リスクを高めると共に、流下した土砂は利根川河床を上昇させることとなり、ダム建設が、洪水対策上最も有効な手段の1つとする側面にも大きな影響が出るのではないだろうか。

現在、ダム本体工事は中止されているが、国・県・町の付体工事が同時進行で急速に進んでいるため、渓谷全体で裸地化が進み、吾妻川上流域が雨樋化した状態となっている。さらに、工事に関連して吾妻川の河床勾配が変化した影響で、草津口付近では側方侵食が起こり護岸工事も進められている。急激な地形改変は、様々なリスクを伴うことから、災害リスクの軽減のためにも、流域全体の安全対策を同時に進める必要があるのではないだろうか。

文献：[redacted](2010)[redacted](2001)[redacted]
国交省八ッ場ダム工事事務所，ホームページ．

2010年8月20日～22日 [redacted]

黒斑火山，応桑岩屑なだれの流下とその影響 （Ⅲ）

Impacts of Kurofu -Ohkuwa Debris Avalanche Event to the Landform Development（Part Ⅲ）

[redacted]

キーワード：八ッ場ダム，岩屑なだれ，不透水層，地すべり，斜面災害，リスク
Key words: Yanba dam, debris avalanche, impermeable layer, land slide, slope disaster, risk

1. はじめに

浅間-黒斑火山で約 2.4 万年前に発生した応桑岩屑なだれ（OkDA）は，吾妻川に流入，中之条盆地を通過して利根川に合流した後，短時間で関東平野北西部に到達・堆積している．この堆積物は，流下地域の地史を様々にコントロールしている（[redacted]2008 他）．今回の報告では，OkDA 起源の堆積物が流下した吾妻渓谷（八ッ場ダム）・中之条盆地・吹屋原で認められた地学現象と浅間火山の噴火履歴を整理して，ダム建設に伴う流域地質への影響について検討したい．

2．OkDA 分布地の地学現象

吾妻渓谷　深く刻まれた美しい渓谷は，関東山地脊梁部の東側にあり，道路測線高度の経年的上昇と段丘高度の発散から継続的隆起によって形成されたことが指摘されている（[redacted]1966）．渓谷では，活動中の地すべりと停止した古い地すべり地形が 22 箇所報告されている（[redacted]1993[redacted]2001）．渓谷内で確認された OkDA の層厚は 40-70m あり，代替地の一つである林地区東では，支流河川に涵養された地下水の豊富な場所で顕著な地すべりが発生している．

中之条盆地と下流域　中之条面（Nk）群（ca.５～３万年前）を堆積した OkDA の分布域では，これを開析する支流河川沿いで，地すべりと崩落が起きており，古い地すべり跡も多数確認できる．下流域の新巻・奥田では，3.2 万年前に榛名カルデラから流下した新巻火砕流（ArPmfl 約 20m）に乗り上げた OkDA の荷重負荷による地すべり地形が確認できた．

OkDA と不透水層および相当層の形成

吾妻川下流域の OkDA は最大 40m 前後と推定され，上位の長坂段丘でも層厚 5m で乗り上げている（[redacted]2003）．段丘を覆った OkDA 直下の土壌層には，その荷重で沈下し圧密を受けて，地下水位が上下した痕跡が広い範囲で認められるなど，不透水層を形成していたことが確認できた．

吾妻渓谷における OkDA の層厚は，代替地や谷壁斜面など最大 70m であることが確認されている（[redacted]2001）．このため，OkDA 分布地直下の地層は広範囲で荷重負荷を受けており，不透水層および相当層が形成されている可能性が高い．

3．浅間火山の活動履歴と災害リスク

ダム予定地上流の浅間前掛火山は，およそ１万年間で３ステージ合計 25 回，平均 400-500 年間隔で地層に残る大規模な活動履歴をもち，古墳時代以降は，１回の噴火規模は拡大傾向にある（[redacted]2009）．防災対策は，過去に起きた最悪の事態を基準として被害想定をし，予測される被害を最小限に抑えるための対応に他ならない．この火山については，天仁・天明噴火災害を基準としたハザードマップが公表されている（[redacted]1995；[redacted]2009）．今後，同規模の噴火が数百年以内に起きた場合，ダムサイトが峡谷であるため，土砂が溜まりやすい地形条件と災害リスクは変わらないだろう．

しかし，ダムを造り湛水した場合，吾妻川に流入する支流の浸食基準面は上昇するため側方侵食を起こすこと，代替地を含む段丘面や谷壁斜面などの地下水位は長期にわたり上昇安定させることとなり，年に何回かの放水を繰り返す結果，OkDA の接地面や下位の地層で粘土化が進み，放水時の振動影響などにより，OkDA が乗り上げて形成した化石化していた不透水層を含めて，分布域全体に大きな影響が出ることはほぼ予測される．仮に OkDA 分布地で残存している堆積物で地すべりが誘発され，谷壁斜面の崩落が順次進んだ場合，火山災害に対しての砂防ダムとしての役割もあるとする以前に，ダム湖の埋積が急速に進むことが想定される．このような場合，代替地を含めて吾妻川・利根川下流域では，ダムを作ることによってむしろ洪水や土砂災害リスクを大きく高めてしまうのではないだろうか．

4．まとめと課題

応桑岩屑なだれ（OkDA）の流下は，流域の地史をコントロールしているばかりでなく，段丘や斜面に突発的に乗り上げた結果，その下位の地層を圧縮し，不透水層及び相当層を分布域全体で形成している可能性が高い．このような地域にダムを作ることは，結果として，より大きな地すべりや土砂災害を誘発させ，下流域への災害リスクも高めてしまうのではないだろうか．今後，このような視点で火山を流域に持つ全国の河川で十分な調査を行うことや流域住民の皆さんに全ての情報を公開する基本的な取り組みが必要ではないだろうか．

文献

[redacted](2008) [redacted](2003) [redacted]

(1966) (1993) (2001)
(2009) (1995) (2009)



[redacted]

論文不正と災害の実像

Real image of illegal thesis and disaster

[redacted]

キーワード: 不正報告, 情報操作, 隠蔽, 捏造図,研究災害
Key words: fraud report, information control, concealment, fabrication chart, research disaster

Ⅰ　はじめに

昨今の論文に見られる無断転載・行政審査の根幹に関わる不正問題は，研究現場・行政審査（有識者会議）・報道にまで蔓延し，結果として多くの不利益を発生させているのが現実だろう．本発表では，演者が体験したモラル以前の違反・不正と思われる事例（情報操作）を紹介し，この積み重ねによる不利益と日本最初の報道・研究災害がもたらした悲劇から，私たちが取り組むべきものは何か考えたい．

Ⅱ　論文不正と大学・学会の対応

論文不正　公表論文や著書の内容を使用しながら一切引用せず，自らのオリジナル研究として公表した例
複数の科研費受給を受けた上に（財）国土地理協会の募集規定に抵触する重複申請と獲得研究費の目的外使用
同一科研費受給Gの同一人物による複数雑誌の論文審査例
大学・学会の対応　違反行為を裏付ける資料の送付

東大は外部からの申請に対し，倫理規定に基づいて調査をせず，所属する学術団体の問題として責任転嫁し処理．
東京大学教職員倫理規定第３条（東大規則第27号）H16.4.1.議決
(1)教職員は職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な扱いをしてはならず，常に公正な職務の執行に当たらなければならない．(2)教職員は常に公私の別を明らかにし，いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない．（以下，条文略）

学会理事長・指導教官によるアカデミック・ハラスメント
Ａ氏：（略）火山が平野部の地形発達に及ぼす影響をより適切にかつ量的に評価していくこと【定量化】が課題である．
理事長：（略）崩壊規模・崩壊土砂量・堆積土砂量を含め，その影響を知らしめたもの【定量化した議論である】**偽りの回答で当方の抗議は拒否**．「本案件，いずれ理事会に紹介することになると思いますが，理事会は９月末までありませんので理事長として回答・処理します」【権限の私的乱用】．
⇒ 討論をしなければ今までの研究成果が，院生に私的便宜を図った理事長の対応と東大に潰される事態となる．
討論開始 ⇒Ａ氏は学位論文提出(12/15)前に届いた討論原稿(10月下旬)で指摘を受けた内容を無断で取り込み複数個所を消去/改変したもので学位申請，同時に科研費報告書も改ざん．両報告も当方の討論原稿は一切引用していない．

Ⅲ　独法・行政機関に見る丸投げ体質とその実態

東大と産総研が実施した防災関連報告（須貝ほか，2000他）では，外部発注の報告書に基づき，学術雑誌への投稿が認められた．この数億円をかけた複数のコア分析が数回の観察で根本的誤りを指摘された事態（[redacted] 2014）は深刻である．公的プロジェクトでは，現場を指揮した筆頭著者にその責任を問わざるを得ない場合も必要だろう．

八ッ場ダム問題では，行政に都合の悪いことは意図的に排除する情報操作に加え，3.11.タスクフォース報告の主旨「複合災害の視点」を無視して審査が行われた．その例は「洪水が山を登り，隣接する低地帯で氾濫が起きていない【ねつ造氾濫図】を日本学術会議土木建築部門の委員長や群馬大委員が追認したことである」パブコメでは，埼玉県主導でダム推進の「同一印刷文によるやらせコメント」が５千通を越え，報道を受けても関係者の処分は行われていない．行政官僚らは多くの有識者会議で座長権限を利用して裁量権を逸脱する不正な報告に基づく意見取りまとめを過去に何度も行ってきた（[redacted] 2012他）のが実態である．

磐梯山史料では，内閣府中央防災会議・県・施設担当者が，版権所有者に無断で転載して分析した報告書と書籍を，現在でも頒布・販売を継続している．いずれも，公表論文は引用せず，自らの業績として報告したのが実態である．

Ⅳ　125年間続いた日本最初の報道・研究災害

磐梯山噴火の災害報道で起きた「長坂集落の悲劇」は，不十分な取材に基づく報道がきっかけであった．一方で地域報道に徹した福嶋新聞の記事は，全国紙報道によって埋もれていった．讀賣新聞の記事は，写真師のケガもあり集落全体の裏付を取らない報道であった．その後の報告(郡)も曖昧だったことが誤報を拡大化させた．災害の実像を残すため生存者が1926年に建立した「殉難之精霊」碑文(1989に再刻)をめぐる解釈・改ざんの研究論争はさらに被害者住民に追い打ちをかける事態をまねいた．風化に伴う再刻で起きた「誤記」に対して，米地（2006）は，結果として碑文の改ざんに繋がったとし，北原（1998）が尊重した伝承まで揶揄する報告を行っている．後世の研究者による一次史料の曖昧な検証と論争を繰り返したことが，125年間という永きにわたる風評被害を与え続けたのであった．

地道な報道をした福嶋新聞記者の活躍と犬塚又兵氏の記録絵画の発見がなければ，長坂に纏わる報道・研究災害はこれからもずっと続いていただろう．両者に学ぶべきは，客観的一次情報（史料）をしっかり記録し，論文として公表・発信し続けること，調査・研究に携わるものは，異論があれば常に客観的議論を公表し続けること，公権力を行使する側には，より厳しい眼を向け，情報操作や違反を発見した時は，最も不利益を受けるだろう側に立って情報を発信し続ける努力が大切ではないだろうか．

【文献】犬塚(1888)磐梯山噴火實況．41p．須貝ほか(2000)地調速報2:77-87．[redacted](2012)[redacted](2013)[redacted](2014)[redacted]北原(1998)磐梯山噴火．吉川弘文館．米地(2006)磐梯山爆発．古今書院．

[redacted]

行政災害－八ッ場ダム検証に見る国交省河川部門の不正報告（Ⅱ）

[redacted]

"Administrative disaster" About the fraud report of the Yanba dam verification by the Ministry of Land, infrastructure and Transport river section , part（Ⅱ）

[redacted]

Ⅰ　はじめに

八ッ場ダム建設問題で実施された国交省・関東地方整備局の検証報告には，建設に不都合な資料を意図的に排除する情報操作が行われていた（[redacted] 2011 [redacted] 2011;2012）．河川の有識者会議は，この指摘と事実を知りながら検証もせず放置し，建設推進の意見書を政府に報告した．

本発表では，八ッ場ダム建設に伴う**応桑岩屑なだれ堆積物（OkDA）**が引き起こす災害の想定を述べ，官僚が行政の裁量権を逸脱してダム推進の有識者会議を利用してずさんな検証を行っていたことを明らかにする．また，長野原町民が，罹災時に「想定外」という不利益を被ることなく生活基盤が完全保障されるよう，安全面を軽視してダム推進を導いた河川官僚・有識者会議座長の責任の所在を明らかにしておきたい．

Ⅱ　八ッ場ダムに伴う吾妻渓谷の被害想定

吾妻渓谷のOkDA分布地では，進行中と停止した古い地すべり，ブロック崩壊や深層崩壊の爪痕が各所で確認できた．これは，熱水変質地帯（小倉～八ッ場）へ瞬時に堆積したOkDA（層厚50m以上）の特性・不透水層の形成・地下水など水の挙動が関与した現象である（[redacted] 2011）．

OkDAは，火砕岩・降下物・湖成層など粒度組成が異なるメガブロックの集合体で構成された凝集力の乏しい堆積物であるため，飽和重量も様々に異なるものである．しかし，安全解析の水浸変形実験（20cm立方体を飽和させた変形率を20mブロック換算）では，ほとんど変形しないため安全という結論を導いている．これは，試料採取そのものが恣意的だった可能性が高い．

ダム湖面に接するOkDA分布地（林/上湯原/川原畑/打越/横壁/小倉など）の湛水後の被害進行は，水位を上下することで膨張と収縮・凍結と融解を繰り返し起こし⇒剥落と土砂流亡⇒柱状崩落や谷頭状ブロック崩壊（湖面津波）へとつながるだろう．さらに，OkDAで埋積された旧谷壁斜面（接地面）の間の地下水位を度々上下させることや地震動が伴えば，地すべりや深層崩壊が発生するだろう．事態の深刻化は，町民の生活基盤そのものを奪う可能性が高い．また，新駅裏の金華山（落差300mの断崖）からの落石は，上湯原全域をカバーしており，地すべりと共に駅利用者の安全確保が課題である．しかし国・県・JRは対策をほとんど考慮していない．

Ⅲ　ダム堆砂量の数字操作と運用・報告不正

ダム堆砂量は，ダムの利水・治水・防災上の有効性を左右する重要な要素であるが，八ッ場ダムの場合100年で1750万tと想定し，ダムは6千万～1億tが運用可能としている．しかし，その試算には活火山の浅間・草津白根山が活動しないことを前提に，吾妻川への土砂供給量が少ない草津側支流2つの砂防ダムの堆砂量を流域基準とし，最大の土砂供給源：浅間側のデータ・過去の中小噴火実績を全て排除していた．3.11.を受け，防災面を指摘されると天明の泥流量が約1億tであることを理由に対処可能とする一方で，砂防予算7億円を計上した．しかし，推計1k㎥以上の天明の降下軽石・吾妻渓谷の地すべりと崩壊土石量・押さえ盛土量（＝総計1億t以上）など，運用実績に影響する土砂データも全て排除していた．3.11.タスクフォース報告の主旨「複合災害の視点」を無視して，八ッ場ダムが利水・治水・防災上の全てに役立つと結論付け，聴取した「研究者の権威」を形だけ利用し，関係住民には形式的パブリックコメントセレモニーを行い，前政権のダム推進の方針を情報操作で呑ませたのが実態だろう．

Ⅳ　地すべり偽装の実態と関連学会の役割

上湯原地区は，国と県が3つの地質断面を公表している．いずれもこの地区が過去に地すべりを起こしたことを裏付けるものである．独）防災科研でも指定され，現地調査でも分裂低下したOkDAの堆積面高度は様々に異なる．裂谷内は水に乏しく，尾根状地形の先端崖から多数の湧水が確認できるなどOkDAに伴う巨大地すべりであることが裏付けられた（[redacted] 2011）．しかし，国交省はダムに不都合な地すべり知見を隠蔽するため，蛇行地形⇒崖錐堆積物と見解を変遷させ，新たに指摘された地学的知見まで排除して，住民と利用者の安全を軽視するなど，公僕として公的責任を果たす意思は存在しない．

3.11.を受け，防災計画見直しの必要性が指摘される中，地学関連学会は，各地の大型事業計画に対して地域研究者を総動員し，真摯な検証結果を公表する必要があるのではないだろうか．

[redacted]

群馬県吾妻川において八ッ場ダムのJR線付け替え工事に伴い発生した陥没群—原因を地質学的に検討する—

[redacted]

Swarm of cave-ins caused with replacement construction of a JR line for Yanba Dam in the Agatsuma river, Gunma Prefecture—considering geologically

[redacted]

はじめに 八ッ場ダムは，利根川支流の吾妻川中流域に建設中の堤高 131m，堤頂長 336m の重力式コンクリートダムである．ダム堤体完成後に常時満水位標高 583m のダム湖が出現する．ダム湖底に水没する住宅は，現地再建ずり上がり方式により近接の代替地に移転する．この地の JR 吾妻線も，駅ともども上湯原と呼ばれる代替地に移る．

3 年 4 月，JR 線付け替え工事に伴う埋め土面上に 3 箇所で陥没が発生していた．同月 12 日に偶然通りかかった人が写真撮影をした．その一例を写真 1 として示す．複数の陥没が生じたことから，本旨では陥没群と呼称する．これらの形状は，直径約 1 m，深さ数～20cm で円ないしそれに近い形をとる．

陥没群と地盤 上湯原代替地および周囲の地形・地質の不安定さは[redacted](2011)，[redacted](2013)などによって指摘されている．筆者らは，陥没群の周囲の地質調査を自主的に実施するとともに既存の調査資料を再検討した．その結果，今回発生した陥没群が工事の不備や偶発性に留まることなく，その要因を不安定地盤に求めることが可能となる地形，地質であることを明らかにした．その根拠として，図 1 に示す水平～北傾斜の条線を持つ断層の延長直上に分布，図 2 の温泉街西谷(仮称)の各所で地下水流からの湧水が存在，写真 2 に示す後期更新世の地層が谷側でなく山側への逆傾斜，[redacted](2011)等が指摘した地すべり塊の東端部に分布，さらに，調査地内で写真 3 に確認されるような JR 線建造物の変形，などを列挙する．

おわりに 陥没群の発生原因の考察は，ダム事業に無関係の筆者らが上述のような検討する必然性はなく，国交省ないし JR 当局が対応すべきことである．今後，災害が発生したときに，直接被害を受ける現地の住民に，不安定地盤であることを事前に知らせることを怠り，想定外を口にして逃げられたくなく，また，陥没群の存在を，知らぬ存ぜぬで握りつぶされる前に，あえて地形・地質から検討した．【引用文献】[redacted](2011) [redacted](2013)，[redacted]

図1

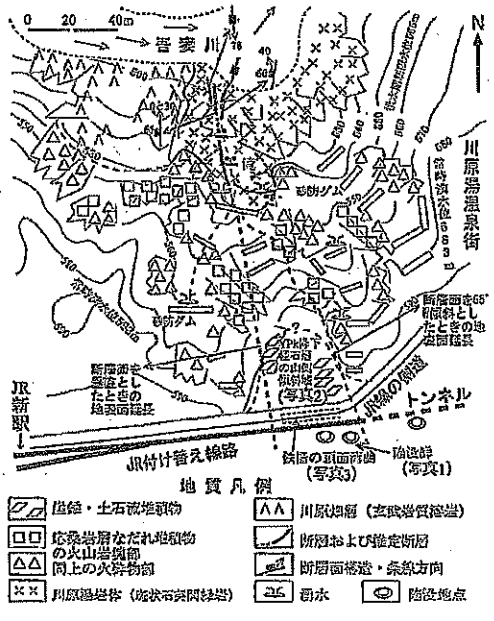

写真1

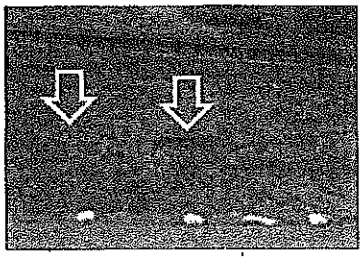

写真2



図2

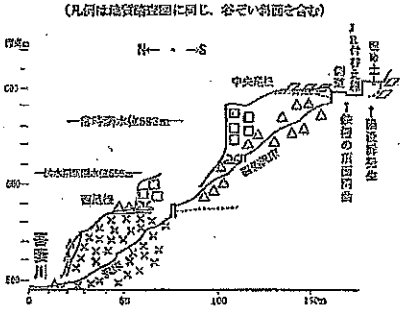

写真3

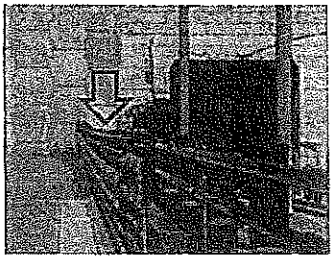

図1(左)上湯原代替地北東の地質踏査図　図2(中央下)地質断面図　写真1(中央上)陥没群(矢印)　写真2(右上)黒線内の降下軽石層の山側傾斜（表土層の傾斜と斜交する）　写真3(右下)鉄柵の頂面湾曲（たわみ）（矢印）

[redacted]

R20-O-4　群馬県北西部八ッ場ダム建設の JR 線付け替え工事に伴い発生した陥没群—原因を地質学的に検討する—

[redacted]

Swarm of cave-ins caused with replacement construction of a JR line for Yanba Dam in the northwestern part of Gunma Prefecture— considering geologically

[redacted]

八ッ場(やんば)ダムは，利根川支流の吾妻(あがつま)川中流域に建設中の堤高 131m，堤頂長 336m の重力式コンクリートダムである．満水位の湖面標高は 583m である．ダム湖に水没する住宅は，現地再建ずり上がり方式により近接の代替地に移転する．この地の JR 吾妻線も，駅ともども上湯原と呼ばれる代替地に移る．2013 年 4 月，JR 線付け替え工事に伴う埋め土面上に 3 箇所で陥没が発生していた．この現象は，同月 12 日に偶然通りかかった人によって撮影された．その一例を写真 1 に示す．少なくとも 3 地点以上の複数の陥没が生じたことから，本旨では陥没群と呼称する．これらの形状は，直径約 1 m，深さ数～20cm で円ないしそれに近い形をとる．

上湯原代替地および周囲の地形・地質の不安定さは[redacted](2011)，[redacted](2011)，[redacted](2011)，[redacted](2013)によって指摘されている．筆者らは，陥没群周囲の地質調査を自主的に実施するとともに既存の調査資料を再検討した．その結果，今回発生した陥没群が工事の不備や偶発性に留まることなく，その要因を不安定地盤に求めることが可能となる地形，地質であることを明らかにした．以下にその根拠を示す．

①断層： 図 1 に露出の良い陥没群の北斜面域の地質踏査図を，図 2 に谷地形と地質との関係を表す地質断面図を示す．図 1 から谷ぞいに断層粘土を伴う南北方向の複数の断層が認められ，断層面には水平～北に 30～40° プランジする条線が観察され，これらの断層の南延長部に陥没群が存在する．

②地すべり： 陥没群発生域は，防災科学技術研究所(2009) が抽出した地すべりと[redacted](2011)が指摘した上湯原の巨大地すべりの東端部に位置する．

③地層の傾斜： 陥没群に近接する北西の一部域は，応桑岩層なだれ堆積物とこれを覆う浅間一草津降下軽石層などのテフラが，北に傾斜する地表面と逆の南傾斜を示す．この場所は②の地すべり塊の東端とほぼ同位置である．さらに，この場所では，すでに JR 線建造物の一部に変形が認められ，これも不安定地盤に起因すると推定している．

④地下水： 図 1・図 2 の谷（温泉街西谷と仮称）は地層境界の標高約 540m から多量に湧水し沢となっているが，その上流では伏流し平常時は涸沢となっている．この谷は，ダム堤体完成後に常時満水位標高 583m のダム湖底に没する．

【文献】(独)防災科学技術研究所(2009)全国地すべりマップ，国交省河川局 HP.
[redacted](2011)[redacted]
[redacted](2011)
[redacted]
(2011)[redacted]
[redacted]
(2013)[redacted]

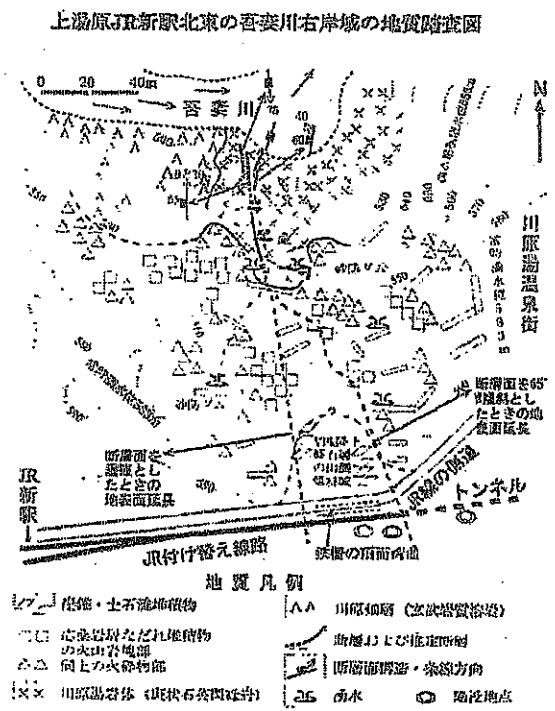

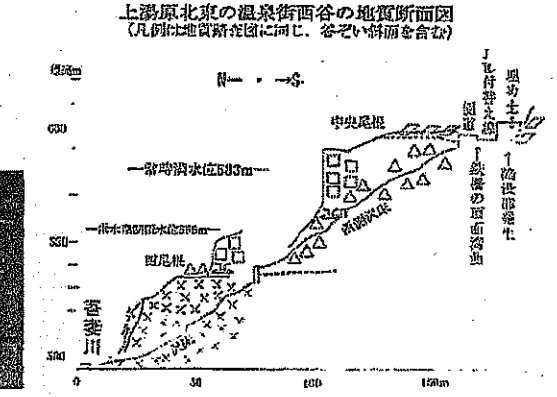

図 1（右上），図 2（右下）．

写真 1（左下，矢印先が陥没）

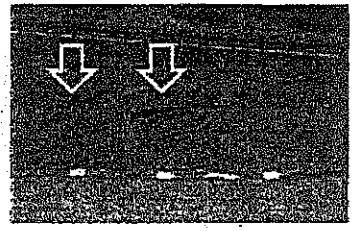

B

上湯原地区の新駅建設現場の土砂災害履歴

前掛テフラ

古墳時代以降の土石流堆積物

前掛山(第二期)テフラ

←アカホヤ層準?

前掛山(第一期)テフラ

第一軽石流の流下直後の土石


上湯原地区の新駅建設現場の土砂災害履歴
（地すべりブロックであることを証明）
As-Pfl-1 流下直後に覆った土石
YPk
(OkP-1,2)
白糸の滝軽石(SP)
(BPu)？
山側へ逆傾斜した応桑岩屑なだれ(OkDA)の堆積面

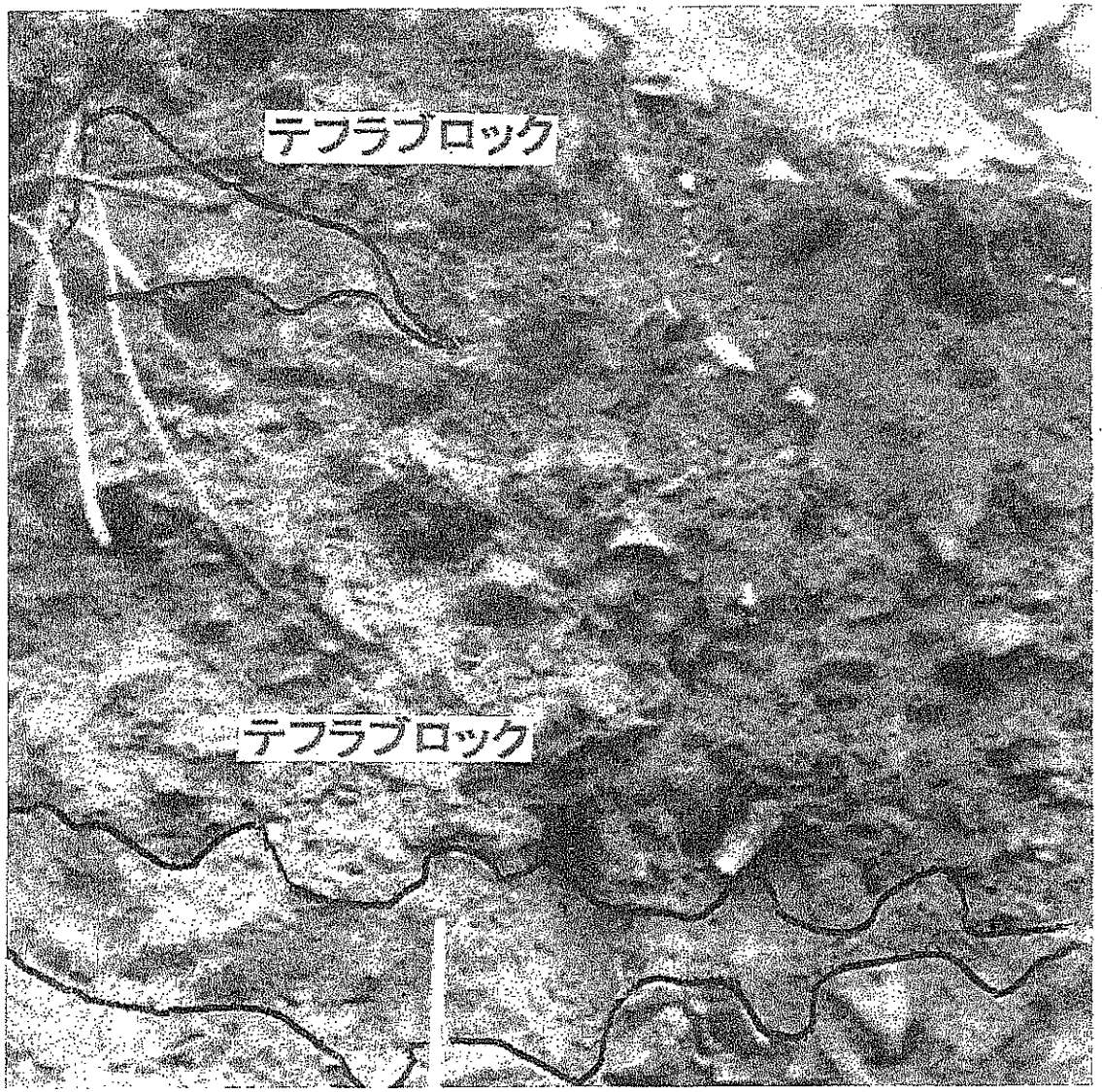
テフラブロック
テフラブロック



地震や湛水により，飽和したOkDAブロックが崩壊

OkDA背後の崖錐土石と火山灰ブロックが

山津波となって襲った証拠

C

[redacted]

2013/01/11 11:37

郵便物個別番号検索結果

照会結果は10件です

お問い合わせ番号	状態発生日	最新状態	最新取扱局郵便番号	県名等
[redacted]	10月12日 10:59	お届け先にお届け済み	[redacted]	[redacted]
	10月12日 10:22	お届け先にお届け済み		
	10月12日 10:53	お届け先にお届け済み		
	10月12日 10:36	お届け先にお届け済み		
	10月12日 12:01	お届け先にお届け済み		
	10月12日 10:06	お届け先にお届け済み		
	11月13日 15:03	お届け先にお届け済み		
	11月13日 10:14	お届け先にお届け済み		
	11月13日 14:55	お届け先にお届け済み		
	11月13日 9:32	お届け先にお届け済み		

お問い合わせ番号	状態発生日	最新状態	最新取扱局郵便番号	県名等
[redacted]	11月13日 10:09	お届け先にお届け済み	[redacted]	[redacted]
	11月13日 13:51	お届け先にお届け済み		
	11月13日 9:54	お届け先にお届け済み		

※ 取扱局名をクリックするとお問い合わせ先が表示されます。

[redacted]


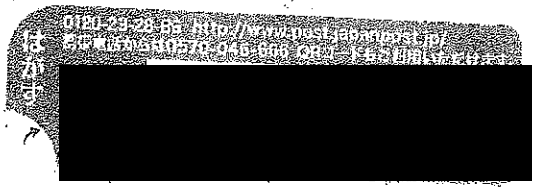
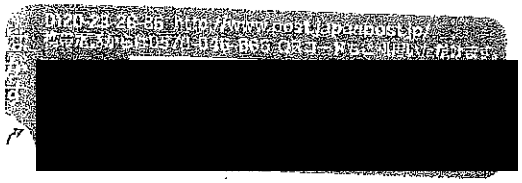
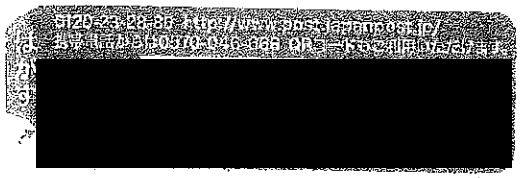
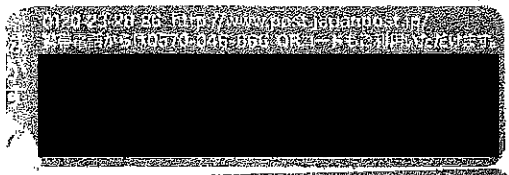
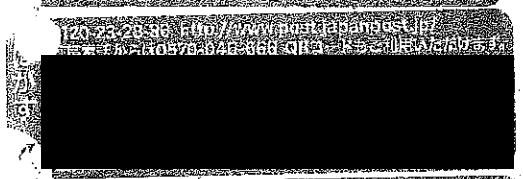
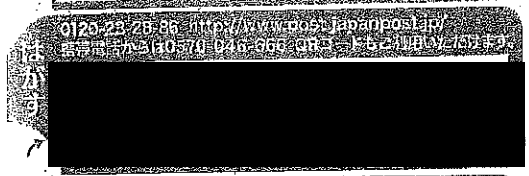
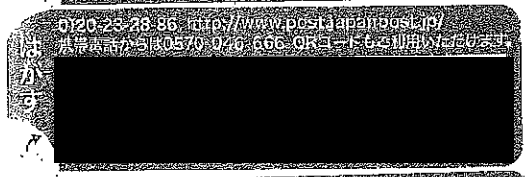

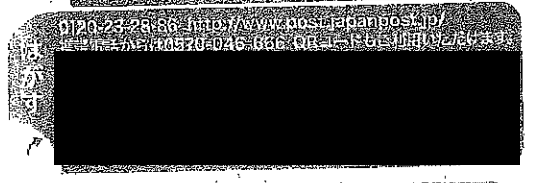
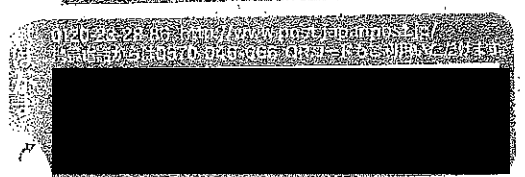
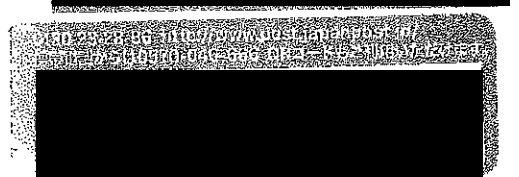
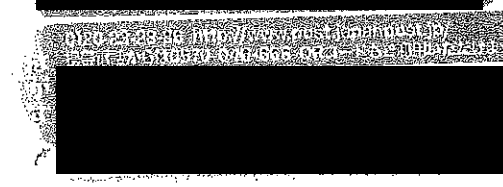

[redacted]の皆様へ

はじめまして、[redacted]と申します。私は、[redacted]ものです（その概要は、[redacted]）。また、大学院生時代以降、[redacted]の依頼で、[redacted]ものです。

今回同封した資料は、利根川流域の河川整備計画をはじめ八ッ場ダム問題などを含めて、この2年間、国交省（本省）や関東地方整備局・日本学術会議に提出された資料などを個人的に検証してきた結果です。この間、従来の方針を変えたくない政治・行政官僚による明白な妨害やズサンな資料（捏造や情報操作されたもの）に基づく検証が行われてきたこともわかりました。現在の政治状況の下、行政側の用意した客観性を欠いた一方的資料で、ご参加されている会議で性急な審議が行われますと利根川流域の住民の皆様にとって最悪の選択をするように思えてなりません。地形・地質（火山活動と災害履歴）などの検証から、八ッ場ダムについては、全く役に立たないだけではなく、人的災害の発生（地すべりや深層崩壊）を誘発する危険性が高いダムであると指摘できます。災害の発生は、長野原町民の生活基盤を奪うことや次世代に地すべりの不安と多大な財政負担をかけることになります。同時に、ダム湖に蓄積された土砂の存在は、いずれ噴火する活火山（浅間山・草津白根山）の活動により、下流の群馬県や埼玉県の流域住民にとって大規模な土石流災害・洪水災害を拡大化させるだけだというのが私の結論です。

八ッ場ダム（6千万～1億トン運用可能）が火山砂防にも役立つというのは明白な誤りですし、大臣にそう判断させた資料でも、天明の降下軽石量（同等の体積を水に置き換えると10億トン分ですから空にしたダムはすぐに埋まります）、さらに、押さえ盛土量、地すべり・崩壊土砂量まで試算から排除しており、これらを加味すれば、この防災論が全く成立しないことは明らかです。ダムの存在は、浅間山の中規模噴火や融雪泥流の流下時に長野原町民にとって大きな被害がでる可能性があります。ダムがなくても吾妻峡谷と八ッ場入口の見晴台岩（パワーポイント画像集　桃色付箋の

被害想定画像）が、天然の砂防ダム機能を持っています。適度な土砂流出は、長野原町民の生活基盤を守る役割を果たしています。

何より、ダムを造りたい方々は、災害を引き起こす浅間山の山体崩壊物である応桑層（OkDA）の特性を全く理解していないため、とられる災害対策が余りにもお粗末なものとなっています。過去の災害履歴の指摘を検証しないだけでなく、大型土木工事だけで止められるという視点を強調するため、ダムの運用と機能を左右する堆砂量の試算まで恣意的で出鱈目なものでした（前述）。

3．11．後のタスクフォース報告書でも情報の隠蔽や操作が行われていました。

八ッ場ダムが引き起こす災害の実態と主旨は、[redacted]。多くの火山研究者の賛同がありました。

平野部の災害問題では、地元の地質研究者の指摘と資料について、国交省は無視や放置したままです。概要は、地質学会編の同封論文（p357 表）や3．11．の際に群馬県内で起きた総延長80kmの活断層（深谷断層）沿いの4つの貯水池被害の実態（同封裏付資料集 4Ⅱ⑤ 黄緑付箋⑤）、昭和6年同じ深谷断層で起きた埼玉県西部地震の際に震央から80kmも離れた八ッ場ダム予定地のある長野原町で石垣50箇所、山崩れ200箇所と突出していますが、これらの評価も全くしていない（同資料集 4Ⅱ④ 黄緑付箋④）実状からわかります。平野部の被害も甚大でした。

榛名山と赤城山周辺の活断層・地震と山体崩壊などの災害履歴も無視できませんが、有識者会議で1度でも俎上にあげられたのでしょうか。治水の面からもダム建設よりも古い堤防の再点検と修復の方が最優先されるべきではないでしょうか。また、この間、翻弄され続けている長野原町民のダムに頼らない生活再建も優先されるべきではないでしょうか。同時に、従来の方針に縛られ、中立な立場で地盤調査のできる大学などの研究機関と自治体が本当に連携・関与したのか疑問でなりません。

なお、同封した資料は、上毛新聞・埼玉新聞・東京新聞・下野新聞・千葉日報・茨城新聞の各社所属の有識者委員の皆様にも、10月12日付けで送付してありましたが、16日の有識者会議に出席され、議論されたのでしょうか。

私は、[redacted]仕事をしています。どうか、皆様には、国の重要政策に係わる研究者として、これからも流域住民の皆様の安全のために、真摯で有意義な会議をよろしくお願い致します。

2012年11月11日 [redacted]

利根川本流と合流する支流(各河川)には、それぞれ集水域の地形、地質学的に見ても、様々な特性があります。洪水に対する抵抗性をはじめ、氾濫に結びつく河原土砂の要因(火山活動では、浅間、草津、榛名、赤城、日光白根などの歴史時代、あるいは先史時代の活動)さらに、四陸地質(歴史時代、過去3万年の履歴)なども考慮の必要があります。

有識者各委員におかれましては、これ以上、大きな変更とならないよう、お願い致します。

現状のまま、八ッ場ダム計画、推進しますと、災害を誘発するだけでなく、下流域への安全(洪水による流出等)拡大にもつながります。

ねつ造、捏造報告された資料で机上の審査をされることは、けして良いことではありません。

日本地方地質誌 3

関東地方

日本地質学会 編集

朝倉書店

(2008年 発行)

※私だけでなく利根川流域に関する河川地形、流域地質研究者にもお送り願います。

・なお、同封の資料は、[redacted]で10/16は
お送りしておりましたが、10/16の委員会でどのような発言をされたか不明です。

※各河川の地形、地質等の特徴と大まかな災害履歴を本文中に□で示してあります。

「関東地方」 編集委員会

編集委員長
佐藤 正 深田地質研究所

副編集委員長
天野一男 茨城大学

竹内圭史 産業技術総合研究所
高橋雅紀 産業技術総合研究所
中里裕臣 農業・食品産業技術総合研究機構
中澤 努 産業技術総合研究所
加藤碩一 産業技術総合研究所
遠藤 毅 基礎地盤コンサルタンツ㈱

執筆者

佐藤 正 深田地質研究所
高橋雅紀 産業技術総合研究所
柳沢幸夫 産業技術総合研究所
竹内圭史 産業技術総合研究所
高木秀雄 早稲田大学
牧本 博 産業技術総合研究所
久田健一郎 筑波大学
一瀬めぐみ 尚学館中学校
上野 光 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
原 英俊 産業技術総合研究所
鎌田祥仁 山口大学
指田勝男 筑波大学
矢内桂三 前 岩手大学
竹之内 耕 糸魚川市教育委員会
滝沢文教 前 応用地質㈱
堀 常東 ㈱志学総合教育研究所
笹田政克 応用地質㈱
宮崎一博 産業技術総合研究所
田切美智雄 茨城大学
廣井美邦 千葉大学
坂野靖行 産業技術総合研究所
久保和也 産業技術総合研究所
高橋直樹 千葉県立中央博物館
入月俊明 島根大学
天野一男 茨城大学
林 広樹 島根大学
吉川敏之 産業技術総合研究所
山元孝広 産業技術総合研究所
中里裕臣 農業・食品産業技術総合研究機構
徳橋秀一 産業技術総合研究所
渡邊真人 産業技術総合研究所
鈴木毅彦 首都大学東京
町田 洋 東京都立大学名誉教授
杉原重夫 明治大学
遠藤 毅 基礎地盤コンサルタンツ㈱
中山俊雄 東京都土木技術センター
中澤 努 産業技術総合研究所
竹本弘幸 日本大学
辻野 匠 産業技術総合研究所
斎藤文紀 産業技術総合研究所
宍倉正展 産業技術総合研究所
中塚 正 産業技術総合研究所
長谷川 功 産業技術総合研究所
笠原敬司 東京大学

棚橋　学　産業技術総合研究所
湯浅真人　産業技術総合研究所
西村　昭　産業技術総合研究所
石塚　治　産業技術総合研究所
加藤碵一　産業技術総合研究所
宇都浩三　産業技術総合研究所
中野　俊　産業技術総合研究所
下司信夫　産業技術総合研究所
伊藤順一　産業技術総合研究所
萬年一剛　神奈川県温泉地学研究所
川辺禎久　産業技術総合研究所
高田　亮　産業技術総合研究所
須藤定久　産業技術総合研究所
小川　好　東京都土木技術センター
香村一夫　早稲田大学
川島眞一　東京都土木技術センター
川合将文　東京都土木技術センター
田口雄作　ハイテック㈱
林　武司　秋田大学

[執筆順]

3.5 足尾山地周辺 …… 232
3.5.1 塩原地域 …… 吉川敏之 …… 232
3.5.2 宇都宮地域 …… 高橋雅紀・吉川敏之 …… 234
3.5.3 鹿沼地域 …… 高橋雅紀 …… 241
3.5.4 太田地域 …… 高橋雅紀 …… 244
3.5.5 奥鬼怒地域 …… 山元孝広 …… 248
3.5.6 みなかみ地域 …… 高橋雅紀 …… 250
3.6 南部フォッサマグナ …… 260
3.6.1 丹沢山地 …… 高橋雅紀 …… 260
3.6.2 足柄地域 …… 高橋雅紀 …… 270

4. 第四系 [中里裕臣]

4.1 概説 …… 277
4.1.1 下部更新統 …… 中里裕臣 …… 277
4.1.2 中部更新統 …… 中里裕臣 …… 279
4.1.3 上部更新統 …… 中里裕臣 …… 280
4.2 上総層群および相当層 …… 281
4.2.1 房総地域の上総層群 …… 徳橋秀一・渡邊真人 …… 281
a. はじめに …… 281
b. 上総層群の分布域と上下の層群との関係 …… 281
c. 上総層群の地質の概要 …… 282
d. 中・東部域における上総層群の岩相層序 …… 283
e. 西部域における上総層群の岩相層序 …… 284
f. 海域の上総層群 …… 285
g. 最近の研究 …… 285
h. まとめ …… 292
4.2.2 多摩地域の上総層群 …… 鈴木毅彦 …… 292
4.3 下総層群および相当層・段丘堆積物・ローム層 …… 299
4.3.1 大磯丘陵から下総台地までの第四系 …… 町田　洋 …… 299
a. 地層と地形の形成に関わるテクトニックな環境 …… 299
b. 層序・編年の基礎 …… 302
c. 約40万年前以降の地形地質の変遷 …… 305
4.3.2 下総台地 …… 315
a. 下総層群 …… 中里裕臣 …… 315
b. 段　丘 …… 杉原重夫 …… 322

4.3.3 常陸台地 ……中里裕臣 ……325
a. 地　形 ……325
b. 地　質 ……325
c. 地質構造 ……331
4.3.4 武蔵野台地 ……杉原重夫 ……331
a. 山手台地の地質 ……332
b. 山手台地の地形面区分 ……335
c. 武蔵野台地西部の段丘と地質 ……335
4.3.5 東京平野部の地下地質 ……遠藤　毅・中山俊雄 ……336
a. 概　説 ……336
b. 武蔵野台地中央部から東京低地 ……337
c. 武蔵野台地西部 ……341
4.3.6 関東平野中央部および北西縁の台地 ……中澤　努 ……342
a. 地　形 ……343
b. 地　質 ……343
4.3.7 鬼怒川・那珂川中-上流域段丘 ……鈴木毅彦 ……347
a. 鬼怒川流域 ……347
b. 喜連川丘陵 ……349
c. 那珂川中-上流域 ……351
4.3.8 利根川中-上流域の段丘 ……竹本弘幸 ……352
a. 地域の概要 ……352
b. 北関東北西部地域の第四紀編年 ……353
c. 利根川中-上流域の湖水準・河床変動から見た古環境変遷 ……355
d. まとめ ……364
4.3.9 秩父盆地 ……鈴木毅彦 ……365
4.3.10 塩原盆地 ……辻野　匠 ……367
a. 地形および地質概説 ……367
b. 塩原層群 ……367
c. 河成段丘 ……368
4.4 沖積層および完新世段丘 ……369
4.4.1 研究史からみた関東平野の沖積層 ……斎藤文紀 ……369
a. 沖積層の研究の萌芽期（～1945年） ……369
b. 研究の進展期（第1期：1945～1960年ごろ） ……370
c. 研究の展開期（第2期：1960～1985年ごろ） ……371
d. 研究の発展期：高分解能化と高精度化（第3期：1985年ごろ～現在） 374
e. 古鬼怒湾（霞ヶ浦，鬼怒川，小貝川，桜川，利根川下流，鹿島低地） 376

火山活動との間に密接な関係があると指摘されている（新井，1962；守屋，1968）．

嬬恋盆地は，吾妻川上流に位置し，東を菅峰・鼻曲山などの前期更新世火山岩類（群馬県，1999）から構成される関東山地の脊梁部，北を草津白根火山，南を浅間火山に囲まれた小盆地である．矢口・田辺（1990）によれば，同盆地を埋積する嬬恋湖成層は堆積物中やこれを覆うテフラから中期更新世中頃から後半にかけて堆積したと考えられ，南流していた古吾妻川が浅間山の成長により東流をするようになった時期が下末吉海進のころと推定されている（守屋，1966）．

中之条盆地は，吾妻川中流にあり，南を榛名火山，東を小野子火山に囲まれた東西20 km，南北16 kmの出入りに富んだ小盆地である．西から東に流れる吾妻川両岸では，盆地を埋積した中期更新世前半の固結した礫層からなる名久田川層（北爪ほか，1994；矢口，1999a）や火山麓扇状地堆積物が観察できる．その上位には大塚層（中之条下部湖成層相当層の一部）や同時期に堆積した小野子火山の噴出物が重なり，これらを不整合に覆って層厚200 mを超える中之条上部湖成層相当層が堆積している．この堆積面は，蕨原面（Mi）と呼ばれる（新井，1962）．湖成層から産出する大型植物遺体群集の特徴とテフラ層位から，大塚層は，南関東の長沼層もしくはそれ以前，上部湖成層は藤沢層から屏風ヶ浦層に対比されると考えられている（新井，1968；竹本，1999a；矢口，1999a；竹本ほか，1987；高橋・早川，1995）．

沼田盆地は，北を武尊火山，西を子持火山，南を赤城火山に囲まれた東西15 km，南北9 kmの逆三角形の形状をもつ小盆地である．層厚150 mを超える盆地構成層の堆積面は，沼田面（Nu）と呼ばれる．湖成層から産出する淡水性貝化石（久保，1995；久保・川端，1995）や植物遺体から冷温帯性の古気候が推定され，下末吉海進頃（新井，1962）もしくはMIS7以降の堆積物（竹本，1999a）と考えられている．

花輪盆地は，赤城火山の活動でせき止められて形成された渡良瀬川中流に発達する小盆地である．層厚100 mの構成層には湖成層をはさみ，その堆積面は宿上面（Sh）と呼ばれる．盆地構成層は，大畑付近の河谷にはいおりる横川第二軽石層（YoP-

図4.3.8　利根川中-上流域の段丘

a. 地域の概要

利根川中-上流域では，本流および支流河川である吾妻川，片品川，烏川，碓氷川，鏑川，神流川，渡良瀬川流域に顕著な河岸段丘が発達する．また本地域には，浅間，四阿，草津白根，榛名，小野子，子持，武尊．赤城，日光白根など第四紀に活動した火山群に囲まれ，嬬恋，中之条，沼田盆地が北東-南西方向に配列している（図4.3.50）．これらの盆地群には，層厚100 mを超える火山性砕屑物，段丘堆積物や湖成堆積物が認められ，各盆地の形成と

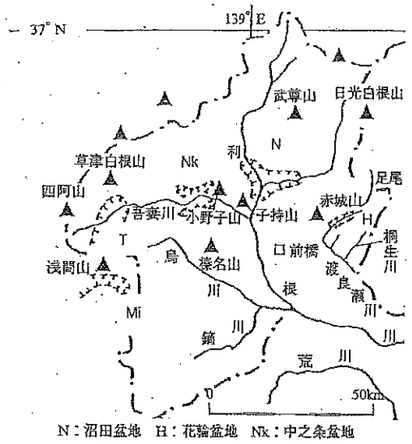

N：沼田盆地　H：花輪盆地　Nk：中之条盆地
T：嬬恋盆地　Mi：南軽井沢（佐久盆地東部）

図 4.3.50　利根川中・上流の盆地分布

Ⅱ）にアバットすることからMIS7以降の堆積物と考えられている（竹本，1999a）．

榛名火山の南には，1Maの出雲崎火山灰（SK030）に対比された火砕流（中村・新井，1994）や第三紀の汽水成層（板鼻層など）から構成される小起伏山地や丘陵内を東流する鳥川・碓氷川・鏑川などが形成した更新世の河岸段丘群が発達している．これらの南に分布する三波川帯を流れる鮎川・神流川中-上流域では，河畔の一部を除けば山腹の高位に小規模な段丘しか残存しておらず，深い峡谷と穿入蛇行が顕著である．

赤城火山の南東山麓には，渡良瀬川が関東平野への出口に形成した大間々扇状地が大規模に発達し，足尾山地を流れ渡良瀬川に合流する小平川・桐生川などの必従谷河川では，山間地に断片的に小規模段丘が分布する．渡良瀬川と利根川に挟まれた群馬県東部では，屏風ヶ浦層相当層堆積以降もくり返された古東京湾の消長を埋積する形で邑楽（舘林）台地などが形成されている（澤口，2003；平社，2008）．

b. 北関東北西部地域の第四紀編年

北関東の北西部地域の第四系は，新井（1968；1986），荒牧（1968；1993），守屋（1986），早川・由井（1989），早川（2007），早田（1990；2000），鈴木（1990b），中村（2003），高橋正樹（1998），竹本（1991；1993；1996a,b;1999a,b；2008），竹本・久保（1995；2003），矢口（1999a,b），吉田（2004）らの調査結果により図4.3.51のようにまとめられる．

約50万年前から30万年前にかけて榛名火山では主成層火山（大島，1986）が，赤城火山では古期成層火山が形成された．そして，榛名火山では約22万年前以降に長い活動静穏期の時代に入り，山体の開析が進んだ．その後，最終間氷期以降の開析谷へは，山頂カルデラの形成に関連して，上宮沢火砕流（KmPfl：新称），白川火砕流（SlPfl），新巻火砕流（ArPfl：新称）などが各山麓へ流下している．1.7万年前以降には，山腹の溶岩円頂丘の成長と岩屑なだれの発生を含む中央火口丘の活動が頻繁に起こり，古墳時代後期の二ッ岳の活動は，大規模なものであった（森山，1971）．

赤城火山では二十数万年前の山体崩壊以降に新期成層火山の成長が断続的にくり返され，10万年前ごろまで火山麓扇状地を拡大させた．これ以降は，山麓の開析谷へ火砕流などが流下する活動や中央火口丘期の活動が起きている．

浅間火山ではおよそ10万年前ごろより古期黒斑期（牙・剣ヶ峰・三尾根G），新期黒斑期（仙人G）の噴火が断続的にくり返され，大型の成層火山（黒斑山）を形成した．新期黒斑末期の2.4～2.3万年前には山体崩壊による岩屑なだれが発生し，その堆積物が吾妻川を流下して利根川流域の河川に大きな影響を与えた．その後，仏岩期の活動（離山・小浅間・仏岩）に伴い1.1万年前まで大規模な火砕流を伴う噴火がくり返され，1万年前以降から現在までは，前掛期の活動（前掛山（まえかけやま）・釜山（かまやま））が続いている．天明3（1783）年の噴火では，吾妻川から利根川へ泥流が流れ下り，各地で大きな洪水被害をもたらした（井上，1995など）．

このように3つの火山の流域河川では，山体崩壊や大規模な火砕流の噴出と引きつづく火山麓扇状地の発達の影響により，各所に層厚100 mを超える湖成層などの堆積物が発達している．これらの堆積は，氷期・間氷期にかかわらずに火山本体の活動に関連して生じた現象によるものである．河川本流に流下した火砕流・岩屑なだれ・ラハール（泥流）は，合流する支流河川の侵食基準面と河床勾配をたびたび変化させ，長期にわたって土砂運搬や排水をコントロールした．

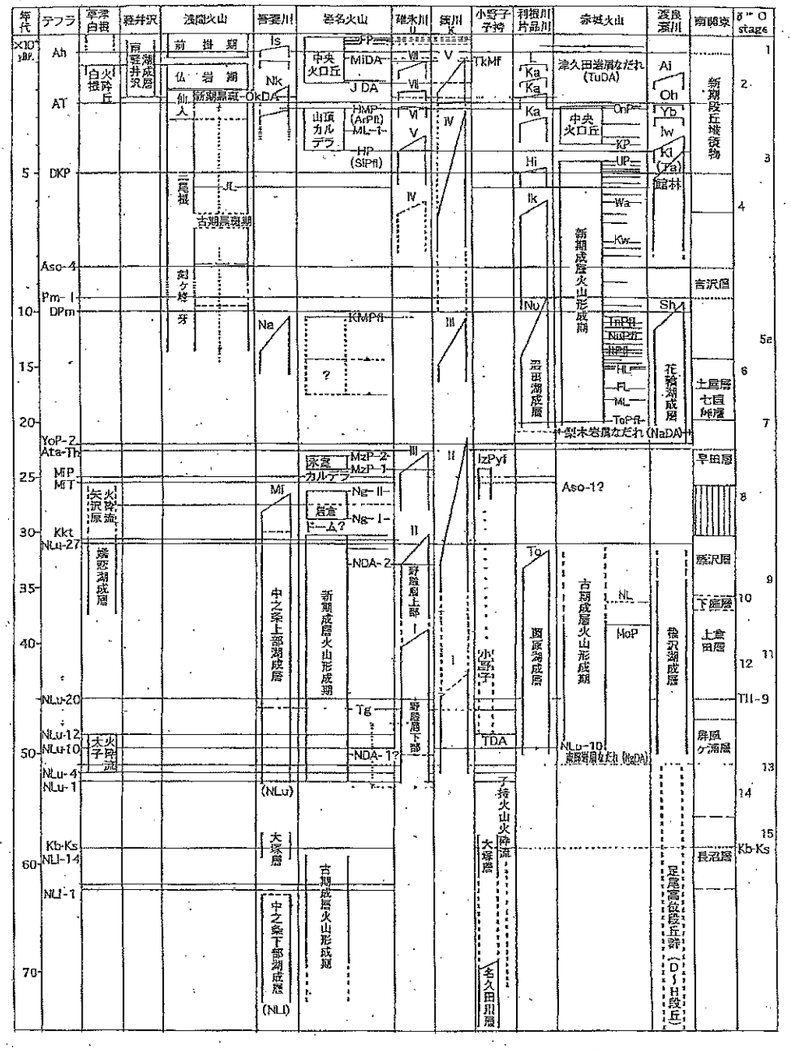

図 4.3.51　北関東北西部地域（利根川中・上流域）の第四紀編年

地形面略号：Mi：裾原面，Na：成田原面，Nk：中之条面，Is：伊勢町，To：愛山面，Nu：沼田面（Ok相当），Ik：伊関面，Hi：平出面，Ka：貝野瀬面群，L：低位面，Sh：宿上面，Ki：桐原面，Iw：岩宿面，Yb：藪塚面，Oh：大間々面，Ai：相生面

岩屑なだれ・テフラ記号：JL：中之条ラビリ，OKDA：応桑岩屑なだれ，NDA-1・2：野反岩屑なだれ1・2，Tg：手子丸軽石，Ng：長野原（火砕流），MzP：宮沢軽石，KMPfl：上宮沢火砕流，SlPfl：白川火砕流，HP：八崎軽石，ML-1：御影火山礫-1，ArPfl：新巻火砕流，HMP：三原田軽石，JDA：障場岩屑なだれ，MIDA：行幸田岩屑なだれ，FP：二ツ岳軽石，TkDA：高崎岩屑なだれ／泥流，TDA：平岩屑なだれ，fzPyf：飯塚火砕流，NgDA：南郷，MoP：真岡軽石，NL：沼尾川溶岩，NaDA：梨木岩屑なだれ，ToPfl：榛名保火砕流，OP：追貝軽石，KP：鹿沼軽石，OnP：大沼軽石，UP：湯の口軽石，Wa：鞍之原火砕流，Kw：川額火砕流，TuDA：津久田岩屑なだれ

DA：岩屑なだれ，Pmfl：火砕流（軽石質），Pyfl：火砕流（石質），Mf：泥流

これに対し，第三紀の砂岩泥岩互層からなる板鼻層などの地域を流れる碓氷川・鏑川などでは，上流の関東山地脊梁部を構成する火山岩分布地を除けば，礫の生産と運搬量が少ないうえ，下流側の火山コントロールがたびたびくり返された影響で，側刻作用が強くはたらき，河川中流域まで自然堤防や氾濫原が発達し，段丘の比高差が小さく流域に対して広い面積をもつ段丘群が形成されている（竹本，1999b）．鏑川では，段丘構成層やこれを覆う土石流堆積物および現河床の礫種構成から南方の三波川帯側の継続的隆起と礫の供給が推定され，鏑川の河道が地殻変動と支流からの礫供給に関連して南から北へシフトしたと考えられている（町田，1948；新井，1962；高橋，2000など）．この南を流れる鮎川・神流川では，河床比高が100～150 mを超える高位面が断片的に分布するのを除けば，穿入曲流した深い峡谷を形成している．これは，板鼻層に比べて堅硬な三波川帯の結晶片岩と御荷鉾緑色岩類から構成された山地を流れていることや流域面積・山地側の隆起量の差異による影響と考えられる．このように，前者の河川流域が侵食に対する抵抗性が反映しているのに対し，後者の流域では，隆起量が大きいうえに異なる地質条件が重なり，同時代の段丘形成に火山コントロールだけではなく構造運動やロックコントロールが反映されていることが明らかである．

火山の上流に標高2000 m内外の山地を配する渡良瀬川や片品川流域では，MIS5.5直前の氷期の段丘が間氷期に下刻されず，火山活動の影響による堆積作用の継続が認められている（竹本，1998a）．その一方で，片品川上流域や利根川本流に合流する赤谷川付近では，最終氷期前半の埋積性堆積段丘（伊開礫層）が分布している．前者の礫層下部には御岳第一軽石層（On-Pm1）・鬼界葛原火山灰（K-Tz）を挟む泥炭が見られ，礫層を大山倉吉軽石層（DKP）が覆っている．後者の同時異相にあたる小川島泥炭層からは，亜寒帯性針葉樹花粉が卓越して産出する（叶内ほか，1985）．上位に向かって広葉樹の花粉が減少して針葉樹花粉が増加する堆積物中には，K-Tz，阿蘇4火山灰（Aso-4）から立山E軽石（Tt-E）が挟まれており，この堆積物の埋積期が立山の室堂平で氷河が拡大した時期（小林，1990）と一致することを示す（竹本，1998a）．堆積物中に冷涼湿潤な古環境を示す埋没樹・大型植物遺体や花粉が多産することから，これらの段丘は最終氷期前半の気候性堆積段丘に相当する．利根川最上流域では，谷川岳東面の豪雪と雪崩涵養型再生氷河による氷食谷やモレーンの存在から，最終氷期後半～末期の気候性段丘が存在する可能性（小疇，2002）が指摘され，三国山脈周辺に広がる同時代の周氷河斜面の形成とあわせて調査が進められている（飯島ほか，1977；1978；高田，1986；小泉，1998など）．

また，流域の山地が氷期に森林限界より低い地域でも最終間氷期前後の谷底を埋める小規模な気候性段丘が認められている（吉永・宮寺，1986；須貝，1992など）．

c. 利根川中-上流域の湖水準・河床変動から見た古環境変遷

(1) 応桑岩屑なだれ：OkDA（中之条・前橋泥流）・陣場岩屑なだれ（JDA）・高崎泥流（TkDA）の流下とその影響

浅間火山の新期黒斑期末の約2.4～2.3万年前に発生した応桑岩屑なだれ堆積物（OkDA）は，荒牧（1993）の仙人グループの活動期でBP4噴火中の一時的静穏期に発生した岩屑なだれである（早田，1995；竹本・久保，1995；2003）．OkDAは，東に崩落した後，関東山地脊梁部を越えられずに南北に分岐して流下し，南へ流れた堆積物は，南軽井沢地域に湖沼性の埋積盆地形成のきっかけを作っている（荒牧，1968；1993；宇野沢・坂本，1974；中村ほか，1997；辻ほか，2004）．

北へ流下したものは応桑地域で大きく広がり，多数の流れ山地形を形成するとともに吾妻川へと流入している（久保ほか，1993）．いったん山麓に広がったOkDAは，下流の吾妻渓谷を通過する際に収束され，中流域の中之条盆地まで到達（給源から45 km）してふたたび大きく広がり，最終間氷期以降に形成された複数の段丘を埋積するとともに，攻撃斜面側を中心に25余りの流れ山を形成している（山口，1975；戸谷，1977；竹本，未発表）．宝田（1991），Takarada *et al.*（1999）によれば，岩屑なだれ堆積物は，山体や地表を作っていた柔らかい構成物を含めて元の岩体の地質構造をある程度残したメガブロックと流れ山地形および岩屑なだれ基質の不均質性を維持した諸特徴を示す．山口（1975）や早田（1990）らの記載によれば，中之条盆地東方の新

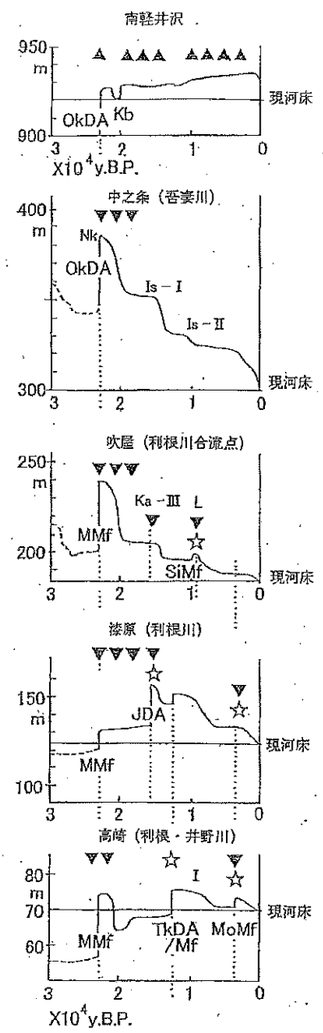

図4.3.52 応桑岩屑なだれ（OkDA・MMf）ほかの流下と河床変動．変動図作成位置は図4.3.50，54参照

巻・奥田付近まではこれらの特徴を保持しており，OkDA起源の堆積物は岩屑なだれとして流下した（竹本・上野，2006）．最下流域の利根川合流点付近では，榛名山麓から利根川にかけて河床勾配は緩くなり谷幅も広がることから，層厚は急激に減少する．堆積物には，部分的に数m前後の礫化ブロックが含まれるものの，基質部分は均質（設楽ほか，2002）となり，流れ山地形は確認できず，岩屑なだれ堆積物の諸特徴は急速に失われている．この堆積物は，合流点付近に発達する貝野瀬I面（Ka-I）上やおよそ6万年前に段丘化した伊開面（Ik：久保，1987の長坂面）を覆うテフラ層中にも層厚5m前後で挟在し，段丘崖をアバットするように被覆している．この堆積物は，現在の利根川合流点付近より上流6 kmにわたって分布（竹本・久保，1995）しており，遡上に伴って侵食基準面を一時的に上昇させるとともに，大量の土砂として前橋・高崎の低地帯を埋積し，大間々扇状地と伊勢崎台地の間に後背湿地を形成する影響を及ぼしている（澤口，1984；新井雅ほか，1993；中村ほか，1994；矢口，1999b）．

OkDAは，渋川以南の利根川本流域では，前橋泥流（MMf：新井，1962），前橋岩なだれ（新井ほか，1993；早川，1995），前橋土石なだれ（早川，2007）と呼ばれている．堆積物の下位には，BP-4/-2が各地で確認できることから，流下による下位層の削剥はわずかであったと考えられる．

榛名火山では，相馬山の成長から発生した障場岩屑なだれ（JDA：約1.7万年前）・水沢山の成長から発生した行幸田岩屑なだれ（Mi DA：約9000年前）・前橋台地の大半を覆う元総社ラハール（MoMf：縄文中期）・二ッ岳溶岩ドームに先駆するFA・FPラハール（古墳時代）の発生と流下が相次いでくり返された（早田，1990；新井・矢口，1994；矢口，2005など）．碓氷川や烏川流域の高崎台地では，前橋泥流や板鼻黄色軽石（As-YP）の上位に地震性崩壊による高崎泥流（TkDA：約1.5万年前）が堆積している（新井ほか，1993；竹本，2008）．これら諸火山の活動と地震が，烏川・碓氷川・鏑川・鮎川・神流川の侵食基準面をたびたび変化させるとともに，数千年から1.5万年間に及ぶ利根川河床の埋積や河床縦断勾配に影響を及ぼしていることは注目すべきである．その結果，藤岡では台

（利根川上流域に影響を与えた主な災害履歴）浅間山の噴出除く
（八幡島より）

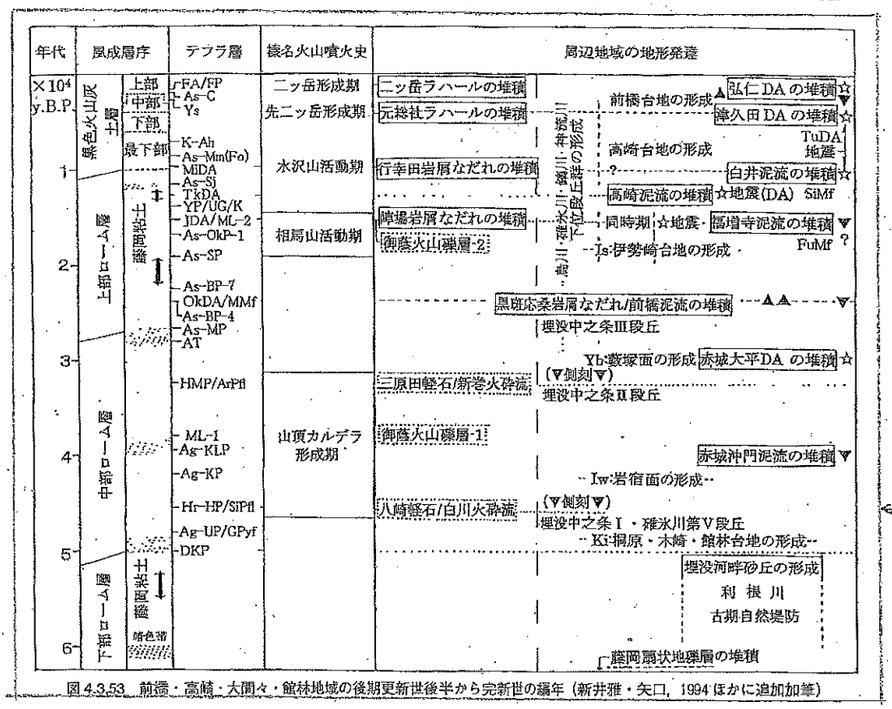

図 4.3.53 前橋・高崎・大間々・館林地域の後期更新世後半から完新世の編年（新井雅・矢口，1994 ほかに追加加筆）

地を構成する扇状地礫層の上位，これを覆う板鼻褐色軽石（As-BP）と As-YP の上位など，複数の層位で屋根瓦用の陶土として採取されている藤岡粘土層（新井，1962）が発達している．また，天明3（1783）年の浅間山噴火の泥流堆積物による被災領域（能登，1986；中村庄，1998）や遺物包含層の褐色土から黒色土層中にも，複数の層準で洪水堆積物が挟まっていることが各地で観察されている（軽部，1994）．このような事実は，利根川本流域が，長期間にわたって火山活動由来の土砂供給と埋積で河床上昇を起こしていたことを示している（図 4.3.52，53）．

(2) 榛名火山の活動と中之条盆地・烏川・碓氷川・鏑川の段丘

榛名火山の活動に関連して形成された中之条湖成層（中之条盆地）と，河川下流で榛名火山の活動の影響を強く受けたと考えられる碓氷川（野殿）および鏑川（藤岡北原）の地形および段丘分布を図 4.3.54 に示し，各地点の湖水準・河床変動を図 4.3.55 に示す．

中之条盆地では，不整合を挟んで少なくとも2回の湖成層の堆積が起こっている（米澤ほか，1984）．このうち，下部湖成層に含まれる大塚層には，南関東の長沼層上部層（横浜サブ団研グループ，1982）による飛石ビンクタフおよび笠森層（杉原ほか，1978）に挟まれる小林笠森テフラ（Kb-Ks）に対比（矢口，1999a）された NLl-14 が認められ，冷温から暖温帯に相当する大型植物遺体が多産する（新井，1968 など）．本層は，テフラの年代や広域対比，植物化石の資料から，MIS15 に相当する間氷期の堆積物である．この時期に少なくとも榛名火山の古期にあたる主成層火山や小野子火山の活動（中村庄，1997）により中之条盆地の埋積が起きている．

次に，中之条上部湖成層の堆積が榛名火山起源の NLu-1 以降から始まっている．この時代には，榛名火山の北・西・南東麓の各地でも中・小規模の湖成層の堆積が認められる（図 4.3.54）．これらの湖

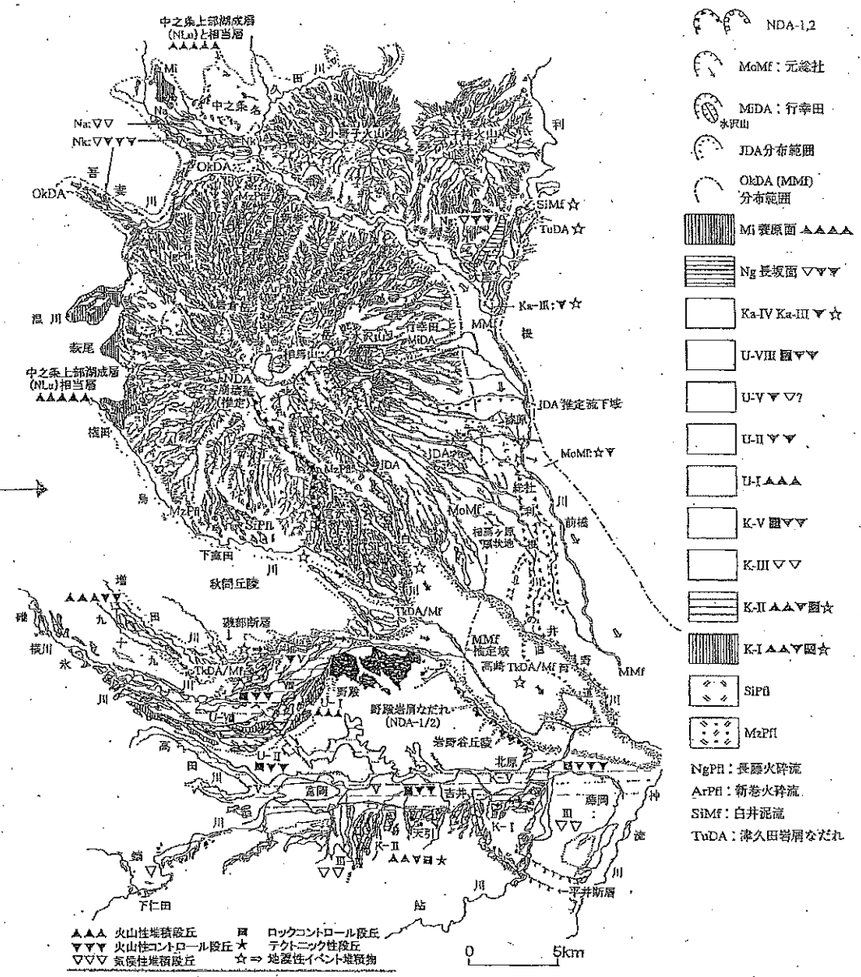

図 4.3.54 榛名火山の地形・地質と中之条盆地・碓氷川・鏑川の火山コントロール段丘の分布（野殿岩屑なだれ：NDA の詳細分布は中村，2003 による）

成層は，その同時性から榛名主成層火山の成長に伴う大規模な火山活動とこれに引きつづいた火山麓扇状地の発達とせき止めにより形成されたものである．碓氷川下流域では，榛名火山起源の野殿岩屑なだれ1（NDA-1）に伴い湖成層の堆積と上流河谷の埋積（中村・高崎地学愛好会，1989）が始まり，約 80 m 以上に及ぶ河床の上昇と埋積が引き起こされている．このころ，鏑川でも約 40 m に及ぶ河床の上昇により上位段丘（I，II）の堆積が始まっている．中之条盆地では，碓氷川下流域と同じ NDA-1 は見つかっていないが，NLu-1（推定年代五十数万年前）以降，NLu-20（フィッショントラック年代 49～43 万年前：竹本ほか，1987；矢口ほか，1993）降下までに，約 200 m に及ぶ盆地構成層の堆積が起きている．NLu-20（萩原ラクガン）は，米澤ほか（1984）により大磯丘陵の Tll-9（ラクガン），横

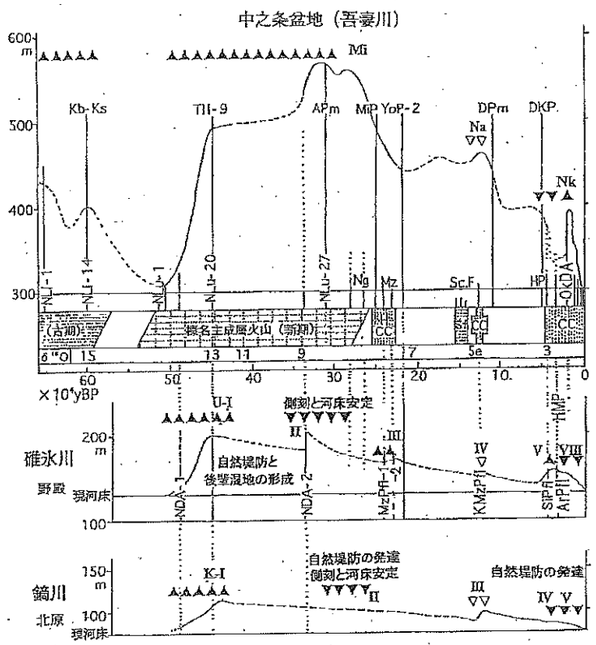

図 4.3.55 中之条盆地・碓氷川・鏑川流域の湖水準・河床変動（記号は図 4.3.54 と同じ）

浜の上倉田層などに挟まる山王台ゴマシオ（横浜サブ団研グループ，1982）や TB-5（町田ほか，1974）に対比され，中之条・野殿のいずれの地点でも上下の地層からは，温暖期を示す植物遺体が産出する（新井，1968；中村・高崎地学愛好会，1989 など）．テフラの年代や広域対比・植物化石の資料から，中之条上部湖成層は MIS13/11/9 に相当する間氷期の堆積物を含んでいることがわかる（図 4.3.55）．NDA-1 発生の詳細な層位は不明であるが，中之条盆地の埋積開始とほぼ同じ時期と推定される．このように，岩屑なだれの発生と流下・火山活動に伴う火砕流・火山麓扇状地の急速な拡大は，本流河川をコントロールするばかりでなく物質供給源としても周辺河川へ著しい影響を与えているものと考えられる．

中之条盆地・碓氷川流域では，NLu-20 の降下以降，湖水準・河床高度の安定が続いていたが，ふたたび上昇に転じている．これは，碓氷川下流域に野殿岩屑なだれ 2（NDA-2）が流下したことから，榛名火山の活動再開によるものと考えられる．この活動に伴う古中之条湖の水位の上昇・湖成層の堆積はおよそ 50 m で，ところどころに泥炭層・砂礫層が多く認められることから湖の水深は浅かったものと推定される．岩屑なだれの流下した碓氷川と鏑川では，段丘堆積物が 5~10 m 前後と薄いことから急激な埋積と河床の上昇は局所的だったと考えられる．しかし，同時期の段丘が著しく広い面積で分布することから，長期間にわたり河床高度の安定と側刻作用がはたらいたものと考えられる．碓氷川では，その後の 23 万年前ごろに氷室カルデラ期の宮沢火砕流群（MzPfl-F），最終間氷期の谷を埋め，立山 D 軽石（Ta-DPm）に覆われる 11 万年前ごろの上宮沢火砕流（KMPfl），^{14}C 年代 4.4 万年前の八崎軽石層（HP）に伴う山頂カルデラ期の白川火砕流（SiPfl），同 3.2 万年前の三原田軽石層（HMP）に伴う新巻火砕流（ArPfl）などが流下し，河床高度の上

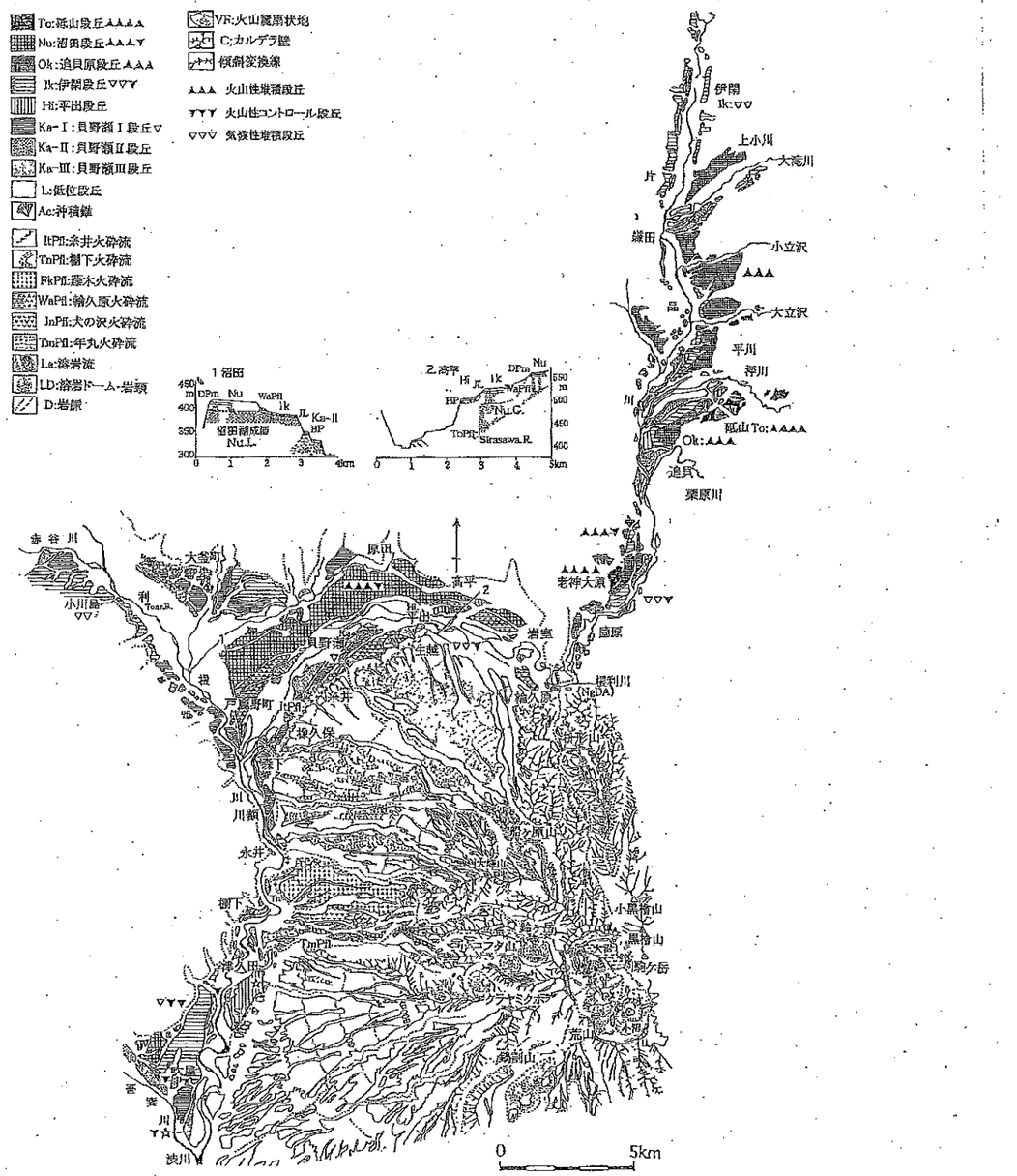

図 4.3.56 片品川および赤城火山北西麓の地形分類と火山コントロール段丘の分布
断面図のテフラ名は本文参照

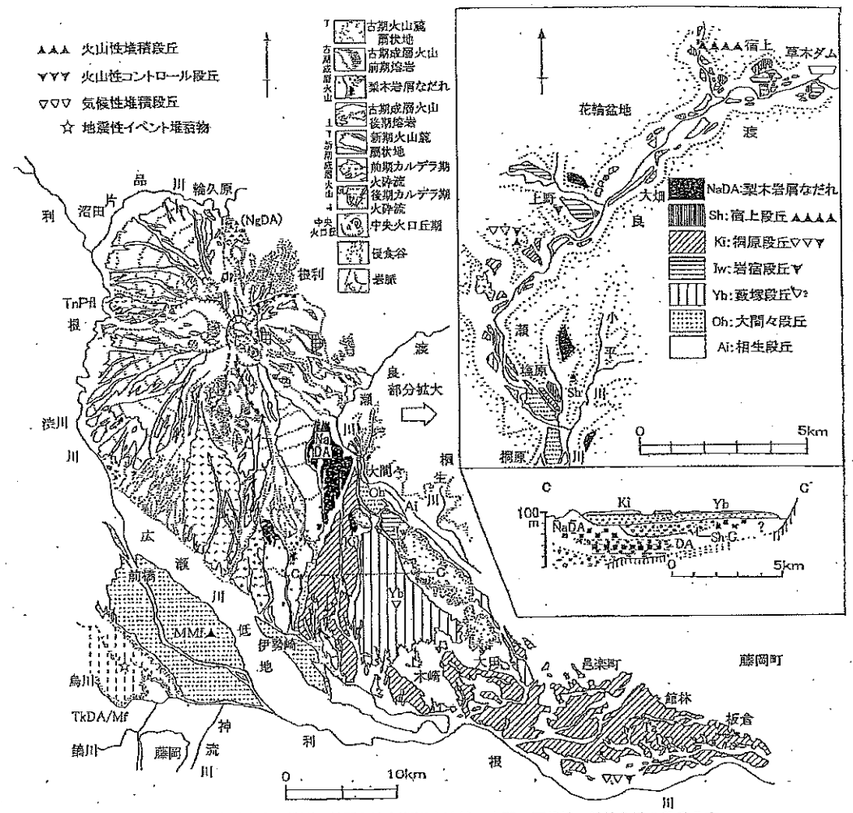

図 4.3.57 赤城火山の地形・地質と渡良瀬川中流域・大間々扇状地・館林台地の段丘分布

昇や河床高度の安定化を引き起こしている（図 4.3.55）.

榛名火山周縁における中之条上部湖成層の堆積面である蓑原面，碓氷川の上位段丘面群（Ⅰ・Ⅱ）および鏑川の上位段丘面群（Ⅰ・Ⅱ）は，主成層火山の形成開始（NLu-1）に伴う火山麓扇状地の形成や NDA-1，2 の流下に始まり，いずれも主成層火山の形成終了とほぼ同時期に段丘化している．下位段丘群は，比高差が小さく流域面積に対して，広い段丘面を形成している．これは，河川下流に相次いで流下した岩屑なだれ・火砕流・泥流が河床の上昇をもたらし，ロックコントロールを含めて側刻作用が反映したためである．長期にわたる動的平衡状態（河床高度の安定）は，地下水位を高く保ち，礫層を覆う洪水堆積物やテフラ層は，各所で凝灰質の重粘土化されている．

(3) 赤城火山の活動と沼田盆地・渡良瀬川の段丘

赤城火山の活動に関連して形成された沼田盆地・利根川・渡良瀬川の段丘分布を図 4.3.56，同 57 に示し，片品川流域の薗原湖成層・沼田湖成層，渡良瀬川流域の花輪湖成層の各地点の湖水準・河床変動を図 4.3.58 に示す．

沼田盆地の利根川・片品川では，約五十数万年前より 30 万年前ごろに古期成層火山の活動と火山麓扇状地の発達に伴い，薗原（そのはら）湖成層と砥山（とやま）礫層（To）が堆積した．赤城火山南東麓では，フィッショントラック年代 22 万年前（矢口ほか，1993）の横川第

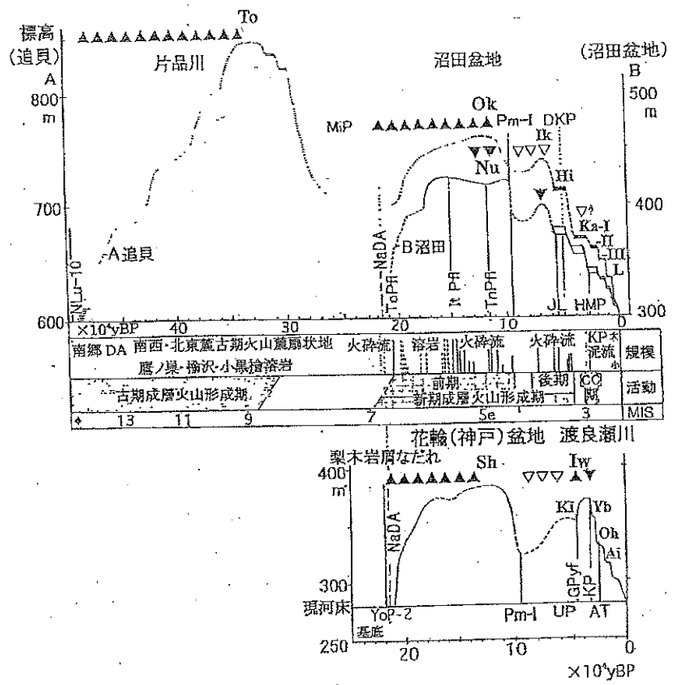

図 4.3.58 片品川・渡良瀬川流域の湖水準・河床変動

二軽石層（YoP-Ⅱ：中山，1978）の降下後の二十数万年前に発生した梨木岩屑なだれ（NaDA）以降，新期成層火山の活動と火山麓扇状地の発達が進んだ．沼田盆地では，同時期に湖成層の堆積が始まり，同層中の乾裂と堆積機構の研究からは，火山活動と複数回の湖の消長が指摘されている（久保，1968；久保・川端，1995）．火山活動としては，北西山麓へ流下した穂久保（ほくぼ）火砕流（ToPfl）・糸井火砕流（ItPfl）・沼田火砕流（NuPfl）などがあり，これに引きつづく土石流が火山麓扇状地の拡大と湖の形成・盆地の埋積をもたらした．沼田面（Nu）を構成する沼田礫層は，部分的に成層凝灰亜角礫層の層相を示し，淘汰が悪い赤城系安山岩礫が 95％を超える．このような堆積物の特徴は，沼田面が赤城火山の火山麓扇状地面・沼田湖成層の堆積面・片品川が形成した扇状地面など複数の性質をもった段丘であると指摘できる．最終間氷期直前ごろには，盆地の埋積は完了へと向かった．しかし，溶結した榛下火砕流（TnPfl）などが，下流の利根川狭窄部へ流下したため，数万年間にわたって河床が安定する動的平衡状態が生じ，沼田面の離水と段丘化は On-Pm1 降下直後まで遅れた（竹本，1998a）．沼田盆地の北西へ流入する赤谷川中流には，層厚 80 m 以上の礫層から構成された須川段丘が発達している．この堆積物は，沼田湖成層とは同時異相の関係にある．渡良瀬川中流域でも NaDA の発生と引きつづく火山麓扇状地の発達で，同時期に花輪湖成層の堆積が始まり，火山性堆積段丘の宿上面（Sh）が形成されている．その後，湯ノ口軽石層（Ag-UP）に伴うガラン石質火砕流（GPyf：守屋，1968）が南東山麓の狭窄部に発達する桐原面（Ki）上に流下した影響で，上流側の花輪盆地でおよそ 1～1.5 万年間堆積作用が継続する現象が起きている（図 4.3.57 の岩宿面：Iw）．また，片品川および渡良瀬川の礫種構成や礫径変化は，赤城火山の活動時期や規模と同調しており（竹本，1998a），両河川が形成した段丘群に

は，気候性段丘よりも火山性堆積段丘・火山性コントロール段丘の側面をもったものが多く含まれている（竹本，1999b）．

(4) 大間々扇状地・邑楽（館林）台地・足尾山地の段丘

渡良瀬川中-下流域に発達する大間々扇状地は，NaDA（二十数万年前）の流下後に発達した火山麓扇状地性の宿上段丘（Sh）と，これを開析した後に主扇状地の概形を形成した桐原段丘（Ki: 約6万年前）・岩宿（Iw）・藪塚（Yb）・大間々（Oh）・相生（Ai）の各段丘群（南関東のオケ戸・立川段丘群相当）から構成される（澤口，1993）．大間々扇状地末端の伊勢崎付近では，前述のNaDAの流れ山とこれを埋積する火山麓扇状地堆積物が認められ（群馬県，1999），扇央部の桐原礫層と藪塚礫層の下には宿上礫層 :Sh-G（図4.3.57c）が，足利市南東付近の渡良瀬川河床では火山麓扇状地堆積物がそれぞれ分布している（竹本，1999a）．このように，現在の利根川以北で渡良瀬川に挟まれた群馬県東部地域では，赤城火山由来の砕屑物の堆積と影響が広範囲にわたって認められる．

また，大間々扇状地の南東端から館林（邑楽）台地には，旧利根川の河道跡の両岸に「埋没河畔砂丘」と呼ばれる帯状の高まりが13 kmにわたって分布している（貝塚，1958）．この地形構成層は，およそ5万年前以降の関東ローム層に覆われ，その主体は古期の自然堤防堆積物と考えられている（堀口・平社，1977など）．館林台地は，大宮台地や稲敷台地と同様に，下末吉海進以降に古東京湾を埋積した当時の沖積低地や後背湿地・三角州などの性質をもった台地と考えられる．この台地の形成時期は，下末吉海進（MIS5.5）以降，海水準がゆるやかに安定維持されるとともに赤城・榛名山麓の開析谷に火砕流が相次いで流下した時代であり，利根川上流域からの土砂供給が著しかったことも「埋没河畔砂丘」の形成と成長に大きく影響していたと考えられる．なお，澤口（1982；2003）は，海抜−100 mから−230mまでに及ぶ多くの深井戸ボーリングデータから，館林台地周辺地下に分布する更新統を不整合や堆積サイクルからA〜Dの4つの地層群に分類している．海抜0 m付近のA層上部には下末吉層相当の貝化石層が分布する．B層中の海抜−60 m付近と−80 m付近には2層の貝化石層が確認されており，上倉田層（地蔵堂層）・藤沢層相当層（MIS11/9）の可能性が考えられる．さらに−130 m付近に分布するC層は，長沼層・屏風ヶ浦層相当層（MIS15/13）の貝化石を含む海成層の可能性が考えられる．

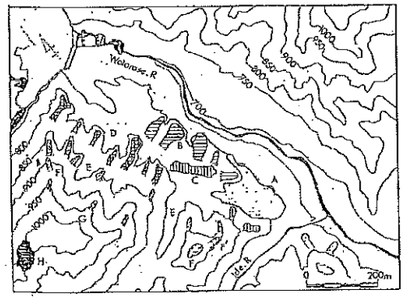

図4.3.59 渡良瀬川源流（足尾町）の前期・中期更新世の段丘分布（H〜A）

足尾山地を南西へ流れ，渡良瀬川に合流する小平川・桐生川などの諸河川では，大規模な段丘地形は認められない．これは，山地全体が関東平野へ傾動沈降し，河川の集水域が狭く土砂生産量が乏しいためである．また，渡良瀬川河床にNaDA堆積物とこれ以降に流下した火山麓扇状地堆積物が露出していることから，下流域の侵食が利根川本流ほど進まず，未だに下刻が波及していないためである．

一方，渡良瀬川源流域では，河谷に直交する定高性をもつ尾根と傾斜変換線が，前期〜中期更新世の開析された段丘面と段丘崖の集合（高位からH〜A段丘：段丘肩）であることが明らかにされている（図4.3.59：竹本，1984）．この地形は，現河床から標高差100〜300 mを超えるものである．このうち河床比高150 m付近のD段丘は，フィッショントラック年代で50万年前のテフラに，比高300 mのH段丘は袈裟丸山起源の褐れん石テフラにそれぞれ覆われ，H段丘の上位にはテフラの流失した「段丘肩」地形が続いている．この前期〜中期更新世段丘群の追跡や関東平野地下の第四紀層との対比は，関東造盆地運動や周辺山地の隆起量・山地の解体過程を検証する手がかりとなる可能性が高い．

(5) 構造運動と活断層

本地域の構造運動については，榛名火山の重力異常や河岸段丘の河床比高の違いと活断層研究によって調査が進められている．碓氷川を北西から南東方向へ横切る磯部断層は，右横ずれの逆断層で，安中台地から中野谷の上位から下位段丘までを変形している（松田ほか，1977）．この走向は，中野谷の上位段丘群を開析する谷の方向とも一致している．その一方で，この周囲の縄文時代以降の遺跡では，磯部断層と直交する共役系の地割れや地すべりの痕跡が多数発見されており，縄文時代から歴史時代の地震活動（縄文中期と弘仁9（818）年の2回）との関連が指摘されている（安中市教育委員会，2001）．深谷断層系の平井断層は，鏑川の上位段丘や藤岡台地（中位・下位段丘）を北西-南東方向に横切る低角逆断層として確認されている（木崎ほか編，1977；杉原，1989）．新井（1962；1968）によれば，烏川の上位段丘の比高は，碓氷川・鏑川の河床比高より低く，段丘の非対称性や重力異常からも榛名火山付近が沈降する運動の反映であることが指摘され，矢口ほか（1992）が報告した最終間氷期直前の段丘面高度が，現在の河床高度とほとんど変わらない事実がこの関係を裏付けている．また，榛名火山西南麓では，最終氷期後半に複数の層位で地震による液状化現象と大規模地すべりの発生（大塚ほか，1997）が報告され，榛名火山南東麓では，縄文中期に上野平付近で山体崩壊が発生し，元総社ラハールが流下して前橋台地全域を覆っている（新井雅・矢口，1994）．赤城火山西麓では榛名火山の陣場岩屑なだれ（JDA）発生と同時期の福増寺泥流，行幸田岩屑なだれ（MiDA）と同時期の白井泥流，元総社ラハール発生ごろの津久田岩屑なだれが流下している（竹本未発表），南東山麓では，818年の地震に伴う弘仁岩屑なだれ（早田，1990）が発生している．このように，利根川上流域の中央構造線や三波川変成帯周辺地域では，現在も火山活動や地殻変動に伴う内陸地震活動が活発である（図4.3.53；54）．

(6) 利根川中-上流域の段丘と火山活動・氷河性海面変動について

本項で述べてきたように，利根川中-上流域に発達する段丘堆積物については，火山活動との密接な関係が図4.3.51のように指摘できる．この地域の火山活動で注目すべき点は，およそ50万年前に草津白根山の活動に関連した太子火砕流群の噴出時期とほぼ層位が近い時期に榛名火山では野殿岩屑なだれ，小野子火山では平岩屑なだれ（矢口，1999a），赤城火山では南郷岩屑なだれ（守屋，1968；竹本，1999a）が発生し，周辺環境に大きな影響を与えていることである．その一方で，下総層群に相当する海成層との関係は，新井（1968），澤口（1982），群馬県（1999）など断片的な指摘にとどまっていた．しかし中村・高崎地学愛好会（1989）・中村（2003）・竹本（1999a）によれば，およそ五十万年前と三十数万年前の榛名火山起源のNDA-1/2と同起源の泥流堆積物は，南関東の屏風ヶ浦層から藤沢層相当時期（MIS13/9）に，YoP-Ⅱ降下直後の二十数万年前に発生した赤城火山のNaDAは，早田層相当時期（MIS7）にそれぞれ流下したものである．両火山の開析谷に流下した二十数万年前以降の火砕流堆積物が関東平野中央部の海成層や河成層のどの層位に挟在するかを具体的に確認することは，氷河性海面変動と利根川流域の地史・造盆地運動との関わりを明らかにするうえで重要である．

d. ま と め

北関東の北西部地域の河岸段丘については，これまで中期更新世以降の気候変動・氷河性海面変動に対応する形で形成された堆積段丘（気候性堆積段丘）の可能性（貝塚，1958；1983；須貝，1992；1996）や段丘面の比高から構造運動が論じられてきた（町田，1948；新井，1962）．しかし，利根川中-上流域で堆積作用が卓越した段丘の形成時期は，流域に分布する火山の主成層火山の成長や山体崩壊をきっかけとして形成された湖沼性堆積物の埋積終了期と一致しており，堆積物中のテフラの年代と対比・植物化石からも，氷期・間氷期にかかわらずに堆積作用が継続した火山性の堆積段丘の性質をもっていることは明らかである．また，火山活動により局所的侵食基準面の変化や長期間河床の安定をもたらした火山性のコントロールを受けた段丘など，気候変動や氷河性海面変動に同調しない段丘が数多く確認できる．これは，流域に火山をもつ河川では普遍的に「火山が河川をコントロールする現象」であり，物質供給源としての火山の役割は，気候変動に劣らず大きいものと考えるべきである．また，この地域の地震や構造運動は，火山活動とともに地震に伴う山体崩壊（岩屑なだれ）発生の引き金や地形地質の変形など段丘形成に少なからず寄与していると考えられる．その一方で，利根川上流域の礫生産地域では，河川の集水域の水理環境から気候性段丘の

性質を反映したものも数多く確認できる．

このように，利根川中-上流域においては，流域の地形・地質を反映した火山コントロール段丘やロックコントロール段丘・気候性段丘など多彩な性質をもった河岸段丘が数多く認められる．今後，山地源流部に確認できる前期～中期更新世段丘の編年と主要火山の火山性砕屑物や関東平野地下の堆積物との層位関係の解明と評価が，利根川流域の地史・造盆地運動の解明をするうえで重要な決め手となるだろう．

[竹本弘幸]

参考・引用文献

安中市教育委員会，2001，安中市史 資料編，原始・古代・中世 1128p.

新井房夫，1962，関東盆地北西部地域の第四紀編年．群馬大学教育学部紀要，自然科学編，10，1-79.

新井房夫，1968，北関東の第四系．「日本の第四系」日本地質学会編，161-171.

新井房夫，1986，関東平野北部の更新統．日本の地質3「関東地方」共立出版，177-182.

新井雅之・矢口裕之，1994，榛名火山の後期更新世末から完新世の噴火．日本第四紀学会講演要旨集，24，174-175.

新井雅之・矢口裕之・中村正芳・早川由紀夫・高崎地学愛好会，1993，およそ一万年前に発生した高崎泥流の分布と起源（演旨），日本地質学会第100年学術大会講演要旨，296-296.

荒牧重雄，1968，浅間火山の地質．地団研専報，14，45.

荒牧重雄，1993，火山地質図 6「浅間火山地質図」．地質調査所．8p.

壇原 徹・藤原 治，1996，南九州の広域テフラ給源試料の高精度FT年代測定．日本第四紀学会講演要旨集，26，184-185.

Emiliani, C. and Shackleton, N. J., 1974, The Brunhes epoch: isotopic paleotemperatures and geochronorogy. Science, 183, 511-514.

群馬県，1999，群馬県10万分の1地質図・解説書．群馬県地質図作成委員会．114p．内外地図株式会社．

早川由紀夫，1995，浅間火山の地質見学案内．地学雑誌，104，561-571.

早川由紀夫，2007，浅間火山北麓の 25000 分の1の地質図．本の六四館．

早川由紀夫・由井将雄，1989，草津白根火山の噴火史．第四紀研究，28，1-17.

平社定夫，2008，関東平野中央部における中・上部更新統の層序および構造運動．地球科学，62-1，43-55.

堀口万吉・平社定夫，1977，関東平野北部館林台地の古砂丘の検討．埼玉大学紀要（自然科学編）13，99-110.（埼玉大学教養部）

飯島静男・小林二三男・須藤定久，1977，奥利根地域学術調査報告書（II）奥利根地域の地形・地質．5-43．群馬県．

飯島静男・小林二三男・須藤定久，1978，奥利根地域学術調査報告書（III）奥利根地域の地形・地質．5-51．群馬県．

井上公夫，1995，浅間山天明噴火時の鎌原火砕流から泥流に変化した土砂移動の実態，こうえいフォーラム，4号，25-46.

貝塚爽平，1958，関東平野の地形発達史．地理評，31，59-85.

貝塚爽平，1983，海面変動・気候変動と河岸段丘．昭和57年度科学研究費補助金（総合研究A）研究成果報告書（研究代表者：貝塚爽平）．

軽部達也，1994，関東地方における岩宿時代編年と古環境復元の方向性について－関信地域の編年の接点と遺跡の古環境調査について－．名古屋大学加速器質量分析計業績報告書（V），81-93.

叶内敦子・新井房夫・竹本弘幸，1985，沼田盆地北西部小川島泥炭層と周辺の古環境．第四紀学会講演要旨集，15，138-139.

木崎喜雄・野村 哲・中島啓治編，1977，群馬のおいたちをたずねて（上）238p．上毛新聞社．

北爪智啓・高橋 誠・磯田喜義・榛名団体研究59-62グループ，1994，中之条盆地の中部更新統の層序と植物化石．日本第四紀学会講演要旨集，24，176-177.

小嶋 尚，2002，越後山地の氷河作用に関する研究．明治大学人文科学研究所紀要，第50冊，163-175.

小林武彦，1990，立山火山とその周辺の第四系．日本地質学会第97年大会1990年見学旅行案内書－第5班，111-142.

小泉武栄，1998，山の自然学．岩波新書．232p.

久保誠二，1968，群馬県沼田盆地に分布する礫層および湖成層とその堆積構造．地質雑，74，499-509.

久保誠二，1987，子持村誌．上巻．自然，1-130.

久保誠二，1995，群馬県沼田湖成層の堆積サイクルと形成機構．日本地質学会第102年学術大会講演要旨集：107.

久保誠二・川端経男，1995，沼田市史「自然編」I 地形・地質．1-158.

久保誠二・中村庄八・小山和久・高橋陽一，1993，長野原町の自然．地形・地質．八ッ場ダムダム湖予定地及び関連地域文化財調査報告書，1-89.

町田 洋・新井房夫・村田明美・袴田和夫，1974，南関東における第四紀中期のテフラの対比とそれに基づく編年．地学雑誌，83-5，302-338.

町田 貞，1948，段丘面形成の地形学的研究．地理評，22，289-293.

松田博幸・羽田野誠一・星埜由尚，1977，関東平野とその周辺の活断層と主要な構造性線状地形について．地学雑誌，86，92-109.

守屋以智雄，1966，吾妻川流域の地形発達．地理評，39，59-62.

守屋以智雄，1968，赤城火山の地形および地質．前橋営林局，65p.

守屋以智雄，1986，日本の地質『関東地方』編集委員会編「赤城火山」．日本の地質3 関東地方．225-227．共立出版．

森山昭雄，1971，榛名火山東・南山麓の地形―と

くに軽石流の地形―．愛知教育大紀要，107-116.
中村正芳，2003，新編高崎市史（通史編1）原始古代．一．歴史の舞台としての高崎の自然．三．高崎の自然史．1-38；55-101.
中村正芳・新井房夫，1994，群馬県中央部で発見された前期更新世の藍青石テフラについて．地球科学，52，153-157.
中村正芳・高崎地学愛好会，1989，群馬県西部碓氷川下流域の第四系-野殿集塊岩の再検討．日本地質学会第96年学術大会講演要旨集，276.
中村正芳・矢口裕之・早川由紀夫・新井雅之・東宮英文，1994，更新世末から完新世の榛名火山の噴火史，地学団体研究会第48回総会巡検案内書，135-139.
中村庄八，1998，吾妻川流域から失われつつある浅間石の記載保存．群馬県立中之条高等学校紀要，16，15-25.
中村庄八，1997，小野子火山の地質とその基盤の構造．地球科学，51，346-360.
中村俊夫・辻 誠一郎・竹本弘幸・池田晃子，1997，長野県，南軽井沢周辺の後期更新世最末期の浅間テフラ層の加速器 14C 年代測定．地質雑，98，990-993.
中山茂樹，1978，碓氷川流域の河岸段丘．駒澤地理，14，245-252.
能登 健，1993，考古遺跡にみる上州の火山災害．54-82．新井房夫編「火山灰考古学」古今書院.
大島 治，1986，榛名火山．日本の地質「関東地方」編集委員会編「日本の地質関東地方」，共立出版，222-224.
大塚富男・高浜信行・中里裕臣・野村 哲，1997，群馬県烏川中流域のテフラ層中に見られる液状化現象とその意義．第四紀研究，36，123-136.
澤口 宏，1982，板倉町の地形環境．板倉町史，別巻七，1-28.
澤口 宏，1984，伊勢崎市の自然環境「地形・地質」．伊勢崎市史，自然編，21-108.
澤口 宏，1993，大間々町の地形・地質．大間々町誌「基礎資料Ⅷ」，1-32.
澤口 宏，2003，藤岡町の自然環境．藤岡町史 通史編 前編，1-38.
設楽信昭・樋口邦弘・武井上巳・廣井由美・鵜飼恵三，2002，前橋泥流堆積物からなる地盤の液状化強度．（社）地盤工学会題47回シンポジウム，165-172.
早田 勉，1990，群馬県史．通史編1，群馬県の自然と風土．39-129.
早田 勉，1995，テフラからさぐる浅間山の活動史．御代田町誌編纂委員会「御代田町誌 自然編」22-46．御代田町誌刊行会.
早田 勉，2000，火山活動の影響受けた利根川扇状地の地形．貝塚爽平・小池一之・遠藤邦彦・山崎晴雄・鈴木毅彦編『日本の地形4 関東・伊豆小笠原』191-194．東京大学出版会.
須貝俊彦，1992，利根川支流，碓氷川流域における中期更新世以降の河成段丘発達史．地理評．65A，339-353.
須貝俊彦，1996，関東山地北部，鏑川における河成段丘発達史．日本第四紀学会講演要旨集，26，102-103.
杉原重夫，1989，群馬県吉井町中原で発見された鬼上断層の露頭と平井断層の変位．活断層研究，6，30-36.
杉原重夫・新井房夫・町田 洋，1978，房総半島北部の中・上部更新統のテフロクロノロジー，地質雑，84，583-600.
鈴木毅彦，1990，テフロクロノロジーからみた赤城火山の最近20万年間の噴火史．地学雑誌，99-2，182-197.
高田将志，1986，三国山脈主稜線周辺の化石周氷河性平滑斜面・化石雪食凹地．地理評，Ser.A，59-12，729-749.
高橋 誠・早川由紀夫，1995，群馬県中之条湖成層に産する植物遺体．群馬大学教育学部紀要，43，71-86.
高橋正樹，1998，浅間火山．高橋正樹・小林哲夫編『フィールドガイド／日本の火山①，関東・甲信越の火山Ⅰ』93-118．築地書館.
高橋武夫，2000，鏑川の石．地団研前橋支部機関紙「からっ風」，2-6.
宝田晋治，1991，岩屑流の流動・堆積機構―田代岳火山起源の岩瀬川岩屑流の研究―．火山，36，11-23.
Takarada,S・Ui,T・Yamamoto,Y，1999，Depositional features and transportation mechanism of valley-filling Iwasegawa and Kaida debris avalanches，Japan. *Bull.volcanol*,60，508-522.
竹本弘幸，1984，足尾町周辺のテフラ．関東平野，1，31-34.
竹本弘幸，1991，大山倉吉軽石層とこれにまつわる諸問題．駒澤地理，27，131-150.
竹本弘幸，1993，テフラから見た中部日本の後期更新世編年の諸問題．「加速器質量分析法による3万年前より古い地層の正確なC-14年代測定の研究」平成3-4年度文部省科学研究費補助金一般研究（C）研究成果報告書．39-67.
竹本弘幸，1996a，浅間火山応桑岩屑なだれ堆積物とこれを覆う仏岩・前掛期のテフラ．「第四紀露頭集-日本のテフラ」日本第四紀学会40周年特別企画．182.
竹本弘幸，1996b，浅間火山黒斑末期以降のテフラ層-応桑岩屑なだれ堆積物の層位と仏岩・前掛期のテフラ-「第四紀露頭集-日本のテフラ」日本第四紀学会40周年特別企画．228.
竹本弘幸，1998，利根川水系片品川流域の地形発達史-赤城山の活動とその影響について．地理評，71A，783-804.
竹本弘幸，1999a，北関東北西部地域における第四紀古環境変遷と火山活動．茨城大学大学院理工学研究科宇宙地球システム科学専攻 博士論文，130p.
竹本弘幸，1999b，気候性段丘と火山性堆積段丘・火山コントロール段丘について．地理予，55，94-95.
竹本弘幸，2008，吉田論文（2004a）「浅間火山を起源とする泥流堆積物とその関東平野北西部の地形発達に与えた影響」の問題点．地理評，81-6，印刷中.
竹本弘幸・久保誠二，1995，群馬の火山灰．みやま文庫，前橋，180p.
竹本弘幸・久保誠二，2003，浅間火山，応桑岩屑なだれ堆積物のテフラ層序．日本大学文理学部自然科学研究所「研究紀要」38，55-64.
竹本弘幸・上野龍之，2006，浅間火山，応桑岩屑なだれ堆積物の流動・堆積機構．地理予69：99.
竹本弘幸・米澤 宏・由井将雄・小池一之，1987，中之条湖成層の層序とフィッション・トラック年代．駒澤地理，23，93-107.
戸谷啓一郎，1977，中之条町誌 第一巻，地質，中之条町の地史．849-889.
辻 誠一郎・宮地直道・新井房夫，2004，南軽井沢地域の浅間火山テフラ層序と編年―環境・災害史研究の基礎として―，国立歴史民俗博物館研究報告！日本歴史における災害と開発2，118，165-192，国立歴史民俗博物館
宇野沢 昭・坂本 亨，1972，長野県，南軽井沢周辺の最近の地史．地質学雑誌，78，489-494.
矢口裕之，1999a，群馬県北西部のテフラとローム層の層序．群馬県埋蔵文化財調査事業団研究紀要，16，61-90.
矢口裕之，1999b，群馬県徳丸仲田遺跡の縄文時代草創期遺物包含層の層序と古環境．群馬県埋蔵文化財事業団研究紀要，17，13-24.
矢口裕之，2005，発掘された群馬の地震．遺跡に学ぶ，26，4-5.
矢口裕之・田辺智隆，1990，群馬県北部に分布する中期更新世の火山灰層．日本第四紀学会講演要旨集，20，110-111.
矢口裕之・榛名団体研究グループ・高崎地学愛好会，1992，榛名火山周辺の中部更新統．第四紀，25，57-62.
矢口裕之・野村 哲・壇原 徹・高崎地学愛好会，1993，榛名火山南東部に分布する中部更新統の層序．日本地質学会第100年学術大会講演要旨集，297.
山口一俊，1975，中之条盆地とその周辺の地形．駒澤大学大学院地理学研究，5，28-39.
横浜サブ団研グループ，1982，横浜付近の第四系（その5）―上倉田町・舞岡町付近の長沼層・屏風ヶ浦層・上倉田層―．関東の四紀，9，11-20.
米澤 宏・竹本弘幸・岡田武幸・由井将雄・丸山三美，1984，中之条盆地周辺のテフラ-とくに中之条湖成層の時代について．関東平野，1，2-5.
吉田英嗣，2004，浅間火山を起源とする泥流堆積物とその関東平野北西部の地形発達に与えた影響．地理評，77，544-562.
吉永秀一郎・宮寺正美，1986，荒川中流域における下位段丘の形成過程．第四紀研究，25，187-201.

図の説明とキャプション

図1 利根川中・上流の盆地分布
図2 北関東北西部地域（利根川中・上流域）の第四紀編年
図3 応桑岩屑なだれ（OkDA）他の流下と河床変動
図4 前橋・高崎・大間々・館林地域の後期更新世後半から完新世の編年（新井房夫・矢口，1994他に追加加筆）
図5 榛名火山の地形・地質と中之条盆地・碓氷川・鏑川の火山コントロール段丘の分布（野殿岩屑なだれ：NDAの詳細分布は中村，2003による）
図6 中之条盆地・碓氷川・鏑川流域の湖水準・河床変動
図7 片品川および赤城火山北西麓の地形分類と火山コントロール段丘の分布
図8 赤城火山の地形・地質と渡良瀬川中流域・大間々扇状地・館林台地の段丘分布
図9 片品川・渡良瀬川流域の湖水準・河床変動
図10 渡良瀬川源流（足尾町）の前期・中期更新世の段丘分布（H～A）

1. 吾妻渓谷の地すべり・崩壊・土石流など土砂災害の仕組みとリスク

[redacted]

I. 吾妻渓谷全体(約3～2.4万年前 OkDA 流下直前)

現在の渓谷と変わらない深い谷を形成し，吾妻川本流の侵食(谷の更新)が速いため，合流する支流河川では，いくつもの滝が存在していました(図1)．

この間，浅間黒斑火山の噴火活動に伴うBP軽石層群が，谷壁斜面や谷底などへ広く堆積しました．

II. 応桑岩屑なだれ堆積物(OkDA)

BP-4 軽石噴火直後に大崩壊が発生し，OkDA は瞬時に吾妻渓谷を流れくだり，およそ数時間以内に埼玉県北部まで到達しています．OkDA の一部は，八ッ場地区の下流側が峡谷のため流れ下ることが出来ずに，これより上流にあたる長野原草津口付近一帯を埋め尽くしました(図2)．★荷重負荷と沈下による不透水層の形成★

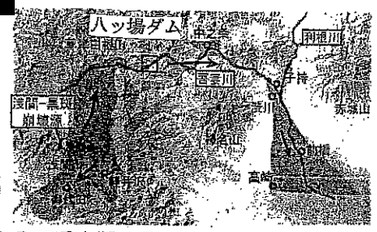

(2.4万年前までの古吾妻渓谷モデルの様子)

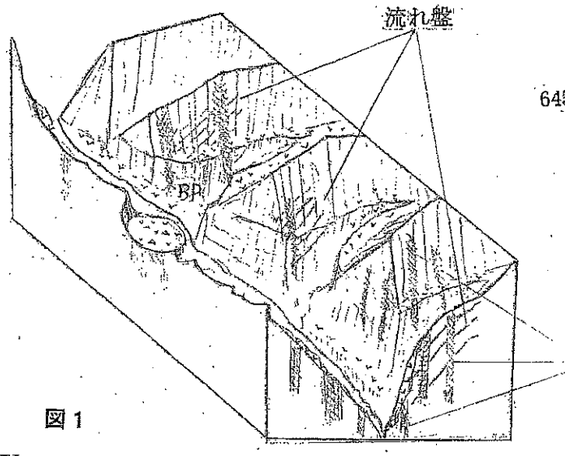

図1

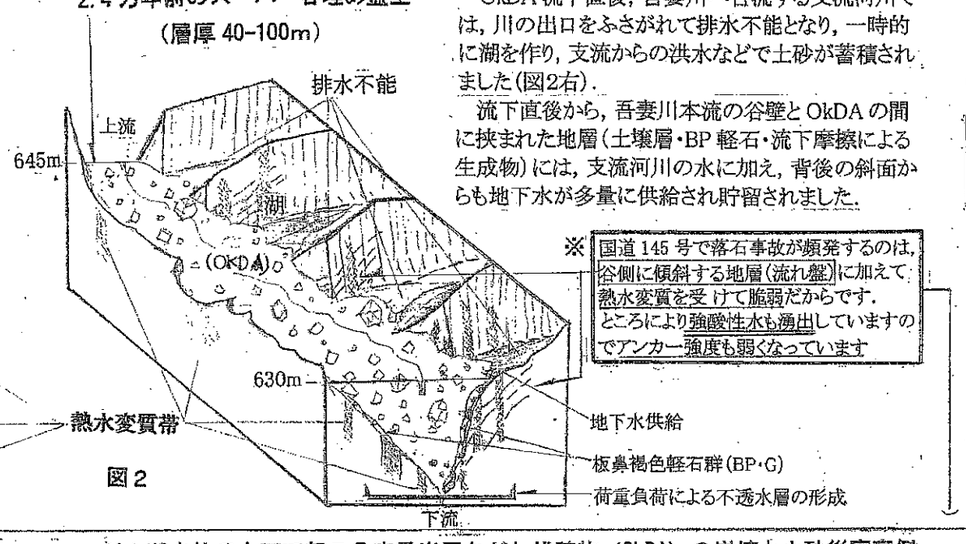

図2

III.

OkDA 流下直後，吾妻川へ合流する支流河川では，川の出口をふさがれて排水不能となり，一時的に湖を作り，支流からの洪水などで土砂が蓄積されました(図2右)．

流下直後から，吾妻川本流の谷壁と OkDA の間に挟まれた地層(土壌層・BP 軽石・流下摩擦による生成物)には，支流河川の水に加え，背後の斜面からも地下水が多量に供給され貯留されました．

※ 国道145号で落石事故が頻発するのは，谷側に傾斜する地層(流れ盤)に加えて熱水変質を受けて脆弱だからです．ところにより強酸性水も湧出していますのでアンカー強度も弱くなっています

IV.

その後，吾妻川本流で谷を掘りはじめると，河岸に露出する OkDA で崩壊が起こりました．前縁で崩壊が進み，元の谷壁との間に挟まれた地層へ多量の地下水が供給されると，背後の不透水層がすべり面となり，地すべりが頻発しました(**図3a, b と同じ状況を想定ください**)．

このため，吾妻渓谷を埋めつくしていた OkDA の半分近くが吾妻川と支流河川の浸食により下流へ運ばれました．

OkDA 流下後の1万年間の間に，吾妻川は浸食を続け，OkDA の基底付近まで谷を掘り下げました．このため，支流では滝が復活し，支流や背後からの OkDA 接地面への水供給が減少しました．これにより，地すべりを引き起こす原因でもあった不透水層が化石化したことで，大きな地すべり被害の危険から脱却しました(図4)．

しかし，今も残存している OkDA の接地面直下からは，夏季に湧水，冬季に巨大な氷柱ができる状況です(図5 ③)．このため，今もわずかに地すべりが進行している可能性が考えられます．不動大滝から横壁地区で認められた部分(抽出地すべり9-14)や八ッ場沢トンネル(抽出地すべり1)が歪んで変形し，亀裂から水の染み出している状態がその事例です．このような残存した状態の場所にダムを作り，谷壁などにある化石化した不透水層や止まったすべり面へ新たに水を強制的に供給する事態が起きれば，OkDA の接地面下が地すべりを引き起こす可能性が非常に高くなります．

ダム湖水位の上下で起こる応桑岩屑なだれ堆積物 (OkDA) の崩壊と土砂災害事例

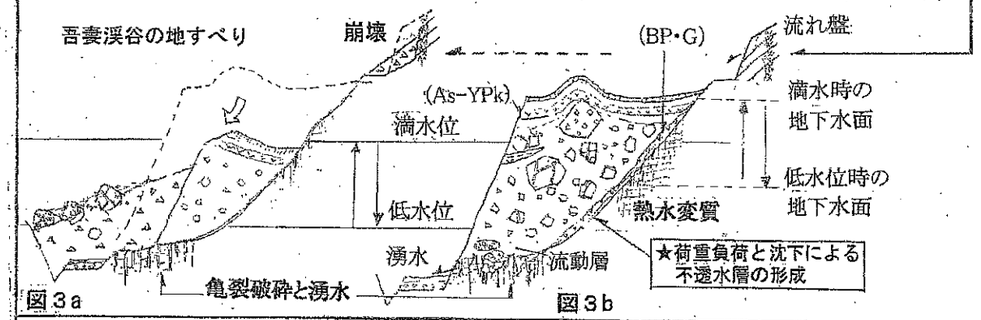

図3a　図3b

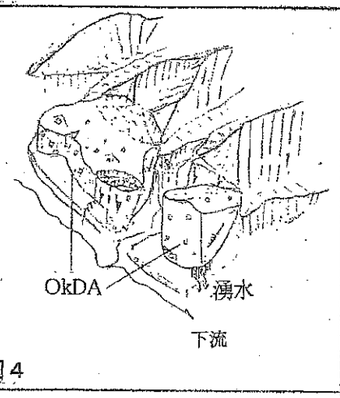

図4

VIII. 支流河川・沢の埋め立て工法による問題点とリスク

(図2/図3a,b と同じ状態に近づけること)

現在進められている支流河川前縁にコンクリート擁壁を設け，谷を埋めて平坦地を造成する工法では，次の点が問題となります．

水抜きが不十分で排水が滞る場合は，ダムを造らなくても化石化していた不透水層にゆっくりと水を貯留することとなり，中・長期的にも地すべりや崩壊を引き起こす可能性が生じます．

V. 不動大滝と横壁地区モデル

図5

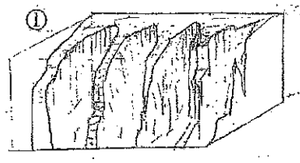

① 岩脈からなる屏風状の岩壁と急峻な尖峰が分布

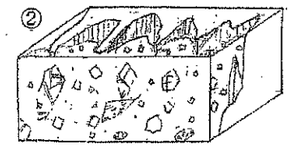

② OkDA による壁面や急峻な谷をわずかな時間で埋積

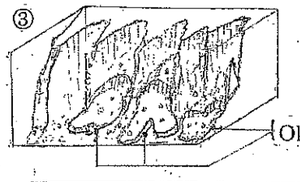

③ 本流の浸食による斜面の不安定化と地すべり・崩壊
荷重沈下で形成された不透水層に僅かずつ地下水が貯留され，OkDA ブロックが下方へゆっくり移動
(OkDA の接地面では夏は湧水，冬は巨大な氷柱が発達する)

VI. OkDA・崖錐が流失し尖峰が湖面に倒壊した場合

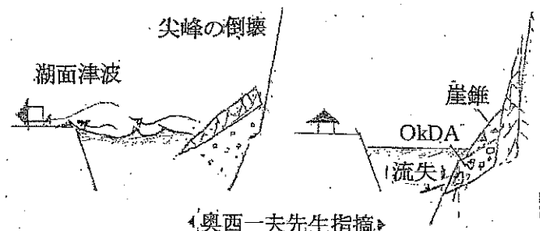

奥西一夫先生指摘

図6 湖面津波による住宅・観光客への被害リスク想定

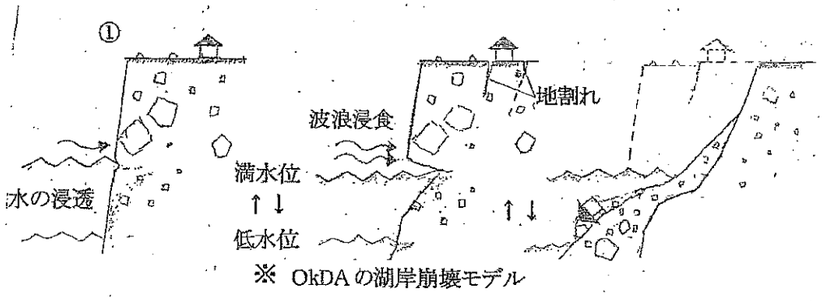

※ OkDA の湖岸崩壊モデル

図7 ダム湖岸崩壊の仕組みとリスク

VII.

① 固結度が低く粒度組成も細粒な部分がある場合
水の浸透と OkDA の細粒部が僅かずつ流失
これにより湖水位より下部で浸食がはじまる

② ダム湖で起こる小さな波浪でも，浸食が進むと上方部分が不安定となり，地表に亀裂が発生

③ ダム湖の急速な水位低下や上昇，地震の振動が起こると亀裂が拡大し，一気に湖岸が崩壊
道路の崩壊・家屋の傾きや倒壊，流失へ

2. 国交省により川の蛇行地形に偽装された上湯原の巨大地すべりとその実態

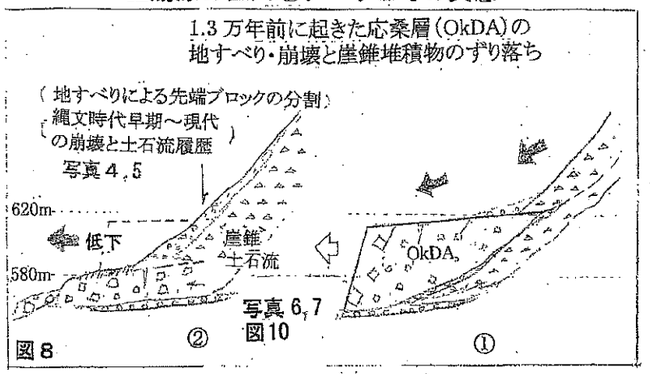

立馬(対岸)のOkDA堆積面(630m)から見た上湯原の巨大地すべり土塊の実態

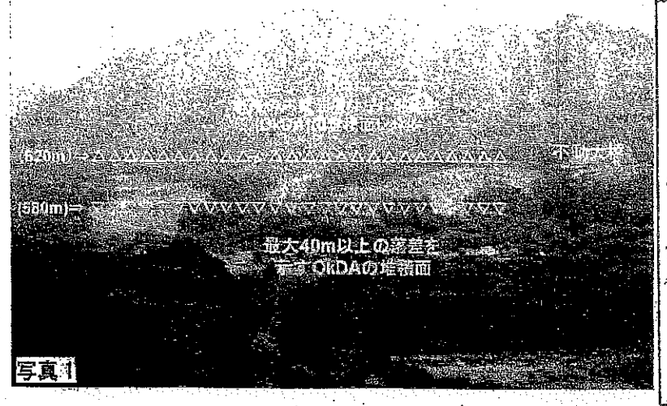



縄文時代早期～現代の崩壊と土石流履歴
崖錐堆積物を覆う土石流の発生層位





写真 1-8 の撮影地点は,
配布資料③の図 13 (地形図参照)

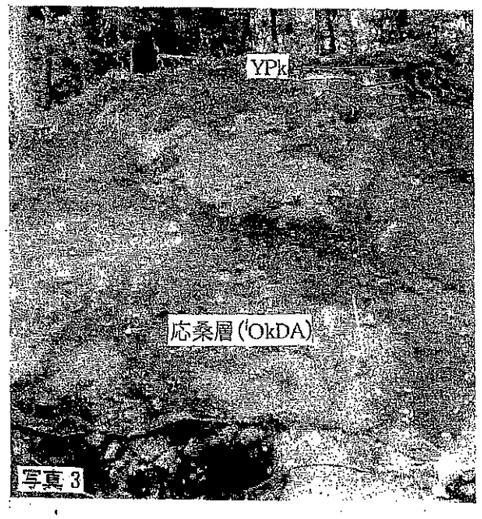

◎ 新川原湯温泉駅は, 川原湯再生の要であると同時に, 川原湯地区の代替地です. この地区は過去を含めて地すべりと土石流に度々襲われた場所ですが, その災害履歴さえ十分に調べられておりません. このような極めてずさんな地質調査結果のまま土木工事を続けることは, ダム事業に協力した多くの住民の方々や観光地として整備され訪れる観光客の安全確保に全くなっていません.

※国土交通省の八ッ場ダム工事事務所の設計課長にも尋ねましたが, 全く認識はありませんでした.

◎ 仮にダムを造った場合, 駅本体は地盤強度が高い深部に基礎を置くため, 応桑層(=OkDA:応桑岩屑なだれ堆積物)の接地面直下で地すべりが発生した場合でも安全性の確保は可能です. しかし, 代替地住民をはじめ付帯施設では基礎を深部におけないため, 大きな被害が発生する可能性が高くなります.

また, 背後の円弧状斜面(急崖)からの土石の崩落と土石流発生対策は, 沢筋しか行っておらず, 同時に進められている造成工事が逆に土砂災害を誘発する可能性さえありあます.

★ 応桑岩屑なだれ堆積物(OkDA)が乗り上げた崖錐堆積物の層位と年代 ★

1. 3万年前の崖錐堆積物の上に2. 4万年前の応桑層(OkDA)が重なっていることは, 新旧の地層が上下逆転したことを意味します.
この地質断面図が正しいとすれば, 620m 前後の標高にあった応桑層(OkDA)が現在の 580m 付近に地すべり土塊として滑り落ちたことを証明したことになります. 国交省が上湯原の巨大地すべりを否定した地質公表断面図が, 逆に巨大地すべりを認定したことになります.

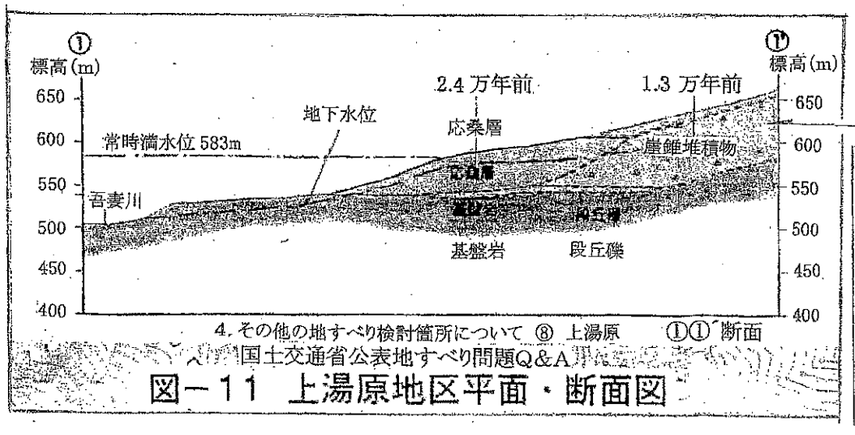

図－11 上湯原地区平面・断面図

土石流堆積物
縄文時代中期から古墳時代の土壌層
土石流堆積物
縄文時代草創期から縄文早期の土壌層





1. 3万年前の厚い崖錐堆積物を覆う浅間山起源の火山灰は, およそ1. 3万年前 以降のもの

実際の地質断面は, 応桑層(OkDA)の上に崖錐堆積物が覆っています.
同じ関係は, [redacted](2001)でも地質断面図として表記されています.

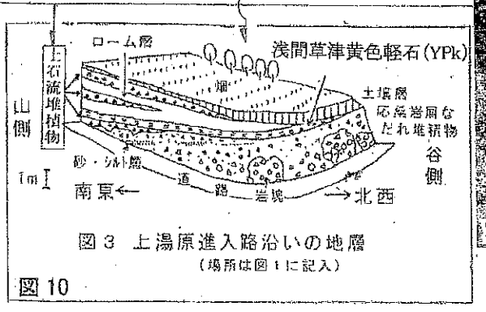



崖錐・土石流堆積物

3．熱水変質帯の地すべり地形実態と現状

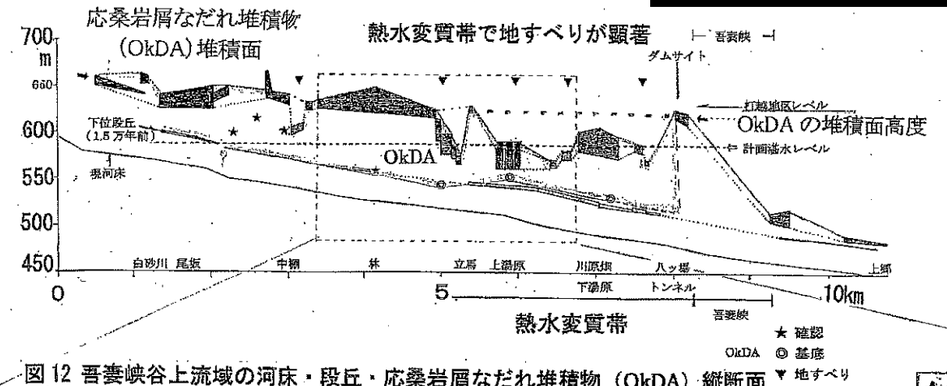

図 12 吾妻峡谷上流域の河床・段丘・応桑岩屑なだれ堆積物（OkDA）縦断面



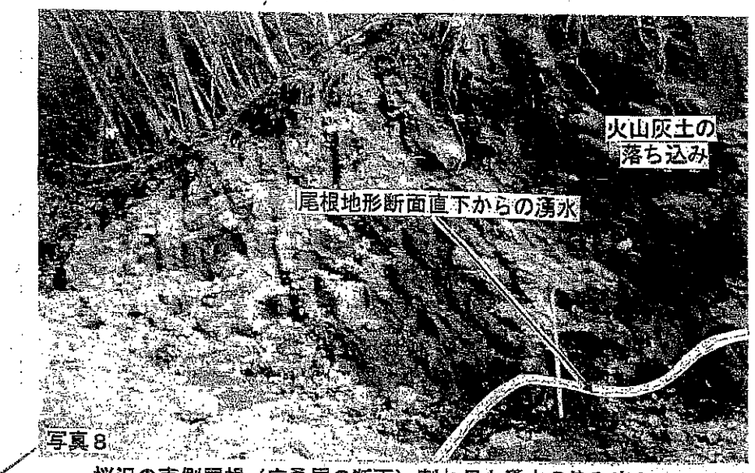

桜沢の東側尾根（応桑層の断面）割れ目と湧水の染み出し



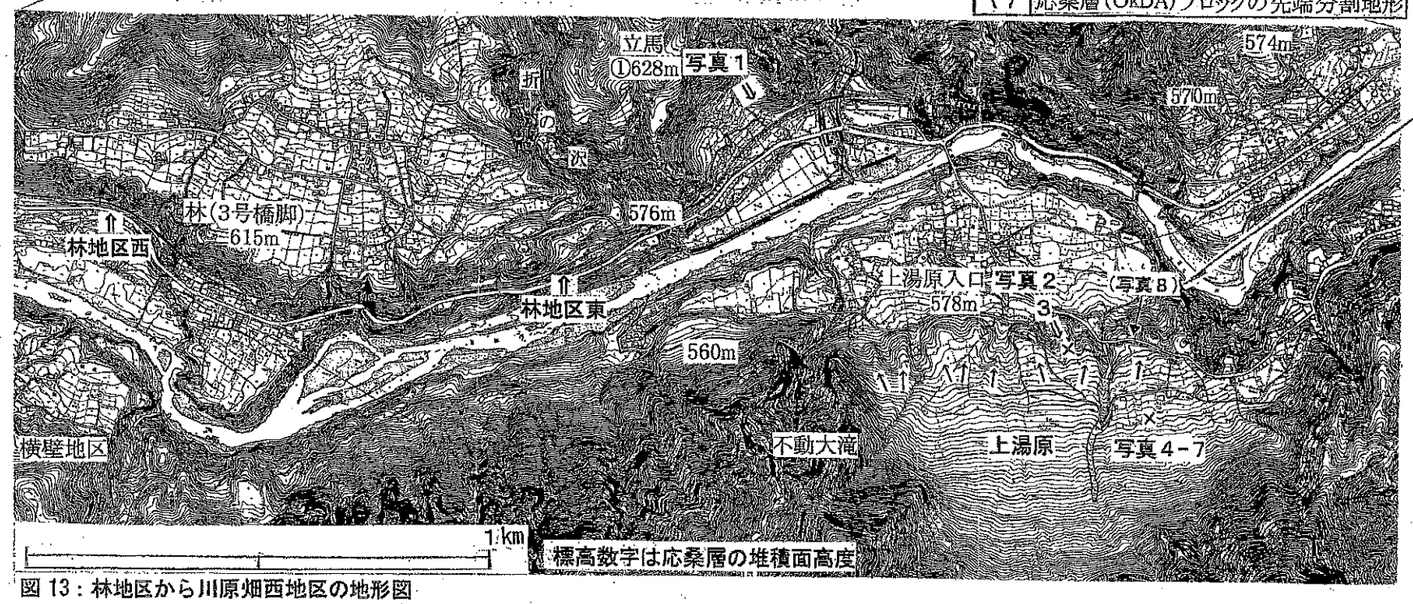

図 13：林地区から川原畑西地区の地形図

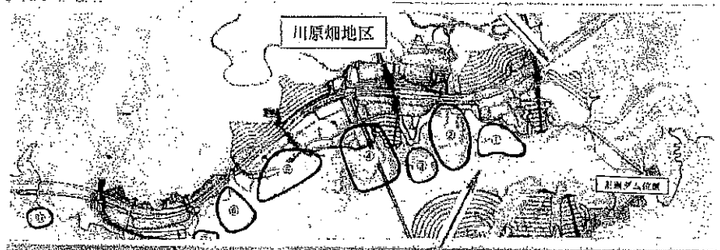

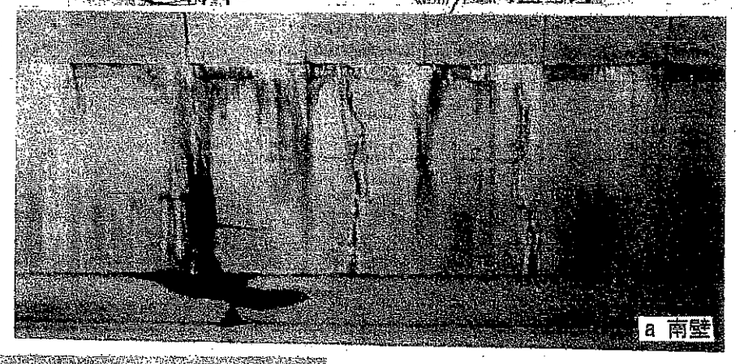

OkDA 地すべりブロックの実態

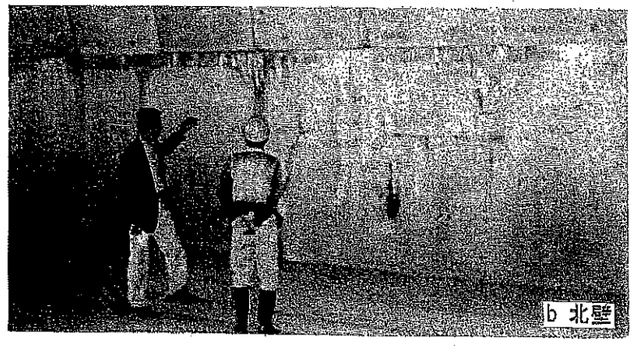

抽出地すべり①
八ッ場沢トンネルの変形亀裂
と湧水の実態（12 年）

林地区（仮想被害）

林地区は，折の沢に隣接する東側で現在も地すべりが進行しています．この原因は，この地区が熱水変成作用を受け，地殻変動に伴った断層（弱線）が発達していること，さらに応桑岩屑なだれ堆積物（OkDA）が乗り上げたことが原因で，岩盤クリープが発生しています．

この地すべりを進行させている地下水を強制的に集めるために数多くの集水井が作られています．

今回の工事では，建設中の国道145号線の建設に伴い，折の沢の埋め立てと盛土が実施されました．万一，この工事により地下水脈で異変が起きて，地下水の貯留に伴い林地区東部へより多くの水が供給される事態となれば，連鎖崩壊を引き起こす可能性が出てきます．

林地区は，背後の山麓から供給される地下水と折の沢起源の地下水の挙動が地すべりの拡大，または停止を左右する状態にあるということです．そして，ダムを造った場合には，このことが現実に起こってしまう可能性も否定できません．

林地区の南の崖には，OkDA が露出しています．この堆積物が徐々に崩落する危険性は少なくありませんが，防止のためコンクリートの吹き付けを全面に施した場合，水抜きが不十分ですと吹き付け物が地下水の動向まで左右してしまう可能性があります．露出した状態でダム湖に水を入れれば，波浪などで崩れやすくなり，吹き付けれは水を貯留してしまうため，どちらにしても取り扱いが難しい堆積物であることがわかります．

OkDA 中の嬬恋湖成層ブロックによる崩壊の可能性について

OkDA の中には，かつて浅間山麓に分布していた嬬恋湖成層の巨大ブロックも含まれています．このため，OkDA 全体が粘土化したりすることはありませんが，このブロック部分では，局所的に地下水が集積します．台地の地下で認められる「宙水」のような状態を作っている可能性があります．このような場所が OkDA を浸食している支沢や吾妻川の河岸にある場合は，部分的にブロックすべりを引き起こす危険性があります．

今のところこのようなものが露出している場所は確認されていませんが，崖地全体の検証は必要です．万一，このような場所に住宅や道路の付帯施設など作った場合は土砂ブロックごと崩壊する被害が出る可能性があるからです．

ジャーナリスト・報道機関の皆様へ （八ッ場ダムの安全性と地質検証を問う）

八ッ場ダムは，戦後の利水・治水対策として計画され，構想からおよそ60年を経た2011年12月20日，前田前大臣により建設推進の表明が行われました．ダム建設地は，浅間山・草津白根山という世界でも有数の活動的火山の下流18kmに位置します．火山噴火に伴う大規模火砕流や泥流・土石流が流れ下ることが繰り返され，今後も火山活動が想定でき，ダム周辺予定地が熱水変質帯に加え，ヒ素の流入と地すべりが起こっている場所に，利水・治水目的のダムを計画すること自体が世界的に例を見ないものでしょう（良識ある地形・地質・火山研究者は，このような場所にダムをつくることは誤りだと指摘し，良識ある河川工学者もつくろうとは絶対しないでしょう）．

私は，[redacted]として，国土交通省・水資源開発機構・今後の治水のありかたに関する有識者会議・日本学術会議（土木工学建築部門）が，ダム建設を承認した一連の地形・地質資料について，独立した立場でその妥当性について検証をしてきました．その結果，建設地の災害リスクや地盤問題について，国交省が安全とした裏付けに，数多くの基礎的誤謬や情報操作が行われていたことが確認できたことから，繰り返し関連学会で発表をしてまいりました（[redacted]2011a，b ； 2012）．

また，3．11．東日本大震災を受けて検討されたタスクフォース報告においても，わずか2時間の会議で，推薦された構成委員に八ッ場ダムをテーマにしたものではないことを事前に釘を刺したうえで，参加者に発言を求めています．その一方で，タスクフォース報告書には，八ッ場ダムは全ての安全対策につながるとして，都合の悪いデータを排除した資料をまとめて公表したことも判っています．国交省は，現地の災害履歴や地質地盤に詳しい人物を意図的に排除し，有識者会議という「形だけの権威主義」を利用しつつ，何一つ改善する姿勢は見られません．一方，民主党国土交通部門会議や超党派の公共事業チェック議員の会に提示された国交省側の説明書に至ってはさらにいい加減なものでした．災害リスクの資料は，計画に協力してきた流域住民に対して，安全確保を最優先ですすめている詳細な資料提示が必要ですが，これらを十分に果たしているとはいいがたい内容でした．「原子力村の雛形」とされる河川・ダム村は，原発問題よりひどいのが実状です．私は，政権交替直後からダム推進という立場の旧長期政権側の官僚が中心として選任した有識者会議座長が主導し，詳細な専門知識を持たない国会議員の方や超党派の公共事業チェック議員の会と民主党側が練り上げてきたマニフェストの「潰し」が行われてきたとみています．政権交代目前となった時に，八ッ場ダム関連の工事発注が国交省によっていっせいに行われたこともその裏付けでしょう．予算執行を止められたのは，ダム本体部分のみでした．

しかし，「ここまでできているのに中止するのはおかしい」などと，安全問題を棚上げしてダムを推進する議員らにより，住民の感情論に火を付けるアリバイ作りに報道が利用されていたことが気になっていました．税金の無駄遣いと省益拡大を繰り返す河川官僚の暴走を放置しないでください．

3．11．以降の計画停電中，吾妻線が全面ストップしていた時でも，工事は1度も中断することなく続けられていた事実の報道はほとんどありませんでした．工事の遅れは，地盤の非常に悪い難工事によるもので，現在の政権側の責任にすることは推進側の無責任な主張でしょう．同時に，地元の推進派の支持者の皆様が，次世代を含め将来にわたって背負わされるリスク情報を共有できないままに想定される被害が発生した場合，生活基盤まで奪われる可能性があります．このような指摘を受けても，ダム建設推進を訴えている群馬県選出の自公議員の皆様が耳を傾けることを怠り，大切な支持者の皆様の安全を守るためにも，独自に検証をしようともしない姿勢は本当に疑問でなりません．巨大な地すべりブロック上に，川原湯新駅建設中の JR 東日本の対応も不可解です．

ジャーナリストの皆様には，ダム計画地の地盤災害（火山災害・地すべり・深層崩壊・土石流災害）の問題点を指摘し，研究成果を公表している各分野の専門研究者による真の再検証の必要性を報道いただき，改革の志を失い既得権益側のいうことしか聞かない霞ヶ関官僚と天下先の特殊法人に対しても，しっかりした調査報道をお願いしたいおもいです．

以下に，資料検証と現地調査で判明した国土交通省・有識者会議によるダム検証の具体的問題点を列記しておきます（詳細は，私の講演要旨とその裏付け資料集の検証と合わせてご検討ください．取材については，時間の許す限りいつでも応じさせていただきます．

1．有識者会議や同構成委員には，当該地域の地形地質，2つの火山噴火災害の履歴，土石流・地すべり・深層崩壊について調査を実施し，最新の知見を持つ研究者の参加が皆無だっただけではなく，意見聴取も一切行っていません（利水・治水部門と地質・砂防部門も縦割りのまま）

2．有識者会議の場に提出された国交省のダム建設推進判断を裏付ける資料には，捏造や偽装・情報操作が疑われる資料が複数存在すること，安全性の確保とダム運用に直接影響する地質記載に数多くの基礎的誤謬が認められたこと

3．国交省は，ダム建設に伴う大規模災害（地すべり・崩壊・土石流など）のリスクを左右する応桑岩屑なだれ堆積物（応桑層）の特性と認識について，根本的に誤っていること，誤った認識を前提として実施される4つの災害対策の効果は十分に期待できないこと，ダムの運用年数が想定より短いだけでなく，罹災した場合，住民の生活基盤そのものまで奪う可能性あること

4．レーザープロファイラーマップ（赤色立体地図）の情報で 20 箇所以上指摘された対策地を，経費節減対応で 3 箇所とし，問題を指摘されると地すべり対策地が，3．11タスクフォース報告書では6箇所，民主党国土交通部門会議への報告では，8箇所とわずか数週間という短期間で急変し，追加対策が必要として110億円もの予算請求をするなど場当たり的検証をしています．その一方で，協力住民の生活基盤や来訪者の安全に直接係わる詳細な資料と画像情報を一切公表していないこと

5. 防災対策の基本は，災害が複合的に起こることを前提に，最悪のシナリオに基づいて被害の減災を計ることにあります．しかし，国交省が示した八ッ場ダムの有効性は，利水・治水・防災（火山災害・地震災害・地すべりや深層崩壊などの大規模土砂災害・洪水災害）の全てにおいて効果があるとしています．3．11．のタスクフォース報告書において，災害は複合災害として起こると指摘まで受けながら，このようなずさんな検証が「予断なき検証」と本当にいえるのでしょうか．科学的にも客観性の欠落したものと言わざるを得ませんし，この検証を追認した有識者会議・日本学術会議土木・建設部門会議の研究者の方々の姿勢と責任は重いと思います．

この問題に関心をお持ちいただけるジャーナリスト・報道機関の皆様には，ご迷惑でなければ，取材及び調査報道を重ねてお願い申し上げます．　　2012/07

[redacted]
自宅連絡先 [redacted]
電話 [redacted]
（朝９時まで，夜８時～深夜1時まで可　携帯電話はありません）
（確実な連絡手段）　メールアドレス：[redacted]

同封資料

付箋の色は，講演要旨のⅠ～Ⅴ・①～⑥の項目と一致するようにしてあります

１　2012年3月29日　日本地理学会（首都大学東京）講演要旨集

「行政災害」－八ッ場ダム検証に見る国交省河川部門の不正報告について

Ⅰ　はじめに（ダム建設を意図した官僚と御用有識者による検証）　**橙色**

Ⅱ　情報操作と災害履歴の隠蔽・排除などの６つの問題　**黄緑色**

Ⅲ　日本学術会議によるずさんな検証　**黄色**

Ⅳ　八ッ場ダムに伴う吾妻渓谷の被害想定　**桃色**

Ⅴ　八ッ場ダムは災害を誘発し，砂防機能を低下させるダム　**水色**

パワーポイント　現地調査画像（地すべり・深層崩壊の仕組みと実態）と国・県・町の資料検証画像

２　裏付け資料集（文献・パブリックコメント・配布資料・調査報道記事）

この要旨集のカラーマーカーと画像集、裏付け資料集の色付せんは統一してあります（I～V）

（未視的に裏付け資料編を検討いただき、お役に立てば調査報道をよろしくお願い致します。有識者会議を利用した官僚支配体制が根深く これからも税の無駄使いと住民の皆様の安全までおかがやかされます）

ISSN 1345-8329

収つ造と格差実態

情報操作

日本地理学会発表要旨集

収つ造と裏付資料

Proceedings of the General Meeting of the Association of Japanese Geographers

被害規定

被害の仕組、不正分析、過去の被害

No.81

2012年日本地理学会春季学術大会

3月28日～3月30日

首都大学東京

社団法人日本地理学会

2012

[redacted]

「行政災害」—八ッ場ダム検証に見る国交省河川部門の不正報告について

"Administrative disaster" About the fraud report of the Yanba dam verification by the Ministry of Land, Infrastructure and Transport river section

[redacted]

キーワード: 八ッ場ダム検証, 情報操作, 隠蔽, 捏造図, 地すべり, 不正報告

Key words: Verification of Yanba dam, information control, concealment, fabrication chart, landslide, fraud report

Ⅰ はじめに

八ッ場ダム建設問題で実施された国交省(本省)・関東地方整備局(河川計画課)がまとめた検証報告書のうち, ダムの有効性と災害対策の視点から, 裏付けとなる地形地質の基礎資料解析の妥当性の検討を行った. その結果, **ダム建設に不都合な資料(堆砂量問題・災害履歴)の隠蔽・排除など情報操作と思われる内容が数多く確認できた.** また, 捏造が疑われる氾濫図の存在(大熊,2011)や応桑岩屑なだれ堆積物(OkDA)に伴う地すべりを河川の蛇行地形と偽装した[redacted]2011)とする指摘に対しても, 日本学術会議土木建築部門と有識者会議は, 十分な検証をしないまま問題なしとして, この報告を追認していたことが判明した. 本発表では, 八ッ場ダム検証そのものが, ダム建設を意図とした不正報告に基づくものであったことを明らかにする.

Ⅱ 情報操作と災害履歴の隠蔽・排除など6つの問題点

① 想定されるダム堆砂量(1750 万 t)の基礎データは, ダム運用中に活火山の浅間山・草津白根山が噴火しないことを大前提とし, 草津白根山東縁の二河川(1つは二次支川)の堰堤堆砂量を運用解析に使用していること.

② 八ッ場ダムへの最大土砂供給源:浅間山麓の河川・砂防データや過去の土砂災害履歴を運用解析で排除していること.

③ 八ッ場ダムの堆砂報告では, 近傍類似ダムであまり確認できない【火山性黒ボク土】が流れ込むが, これは放水で流れるので, 堆砂量評価は過大としている. しかし, 浅間山南東の霧積ダム流域でも同じ【火山性黒ボク土】は分布しており,この記述は偽りである. ダムは想定の3倍以上で堆砂が進行している.

④ 国交省の報告では, 昭和6年の西埼玉地震に関する資料掲載をしているが, ダム予定地に活断層は存在しないので地震の影響が少ないとしている. しかし, この地震では, 震源から遠い長野原町でも**石垣の崩壊 50 箇所, 山崩れ 200 箇所と突出して大きな被害を記録している**(前橋測候所,1931). これは, 同町が急峻な吾妻渓谷にあり, 脆弱な熱水変質帯と凝集力の乏しい山体崩壊物の OkDA が分布しているためである. 3. 11. 後の検証でこの事例を勘案すると, 堆砂量の想定を大きく上回るため, 意図的に隠蔽されたと考えられる.

⑤ 国交省タスクフォースは, **3. 11. の際, 群馬県内の平井断層(総延長 80km の深谷断層の一部)上に並ぶ4つの貯水池被害(中村, 2011)や堤防被害の報告を受けているが**, 西埼玉地震同様この災害の詳細について言及はしていない.

⑥ 同タスクフォースは, 草津白根山の噴火災害・ヒ素汚泥で満杯の品木ダムへ泥流が流下した場合や野積状態の土捨場の安全性確保についても, 十分な議論を行っていない. 5月末に, 火山性地震の増加や熱変化の継続を考慮すれば, 火山活動の監視とヒ素対策がダム建設より急務のはずである.

Ⅲ 日本学術会議土木工学建築部門によるずさんな検証

大熊(2011)は,国交省河川局がダムの必要性を示す資料として同部門会議に提出した八斗島上流での氾濫図(1970 年利根川統合管理事務所作成を参照)が捏造だった可能性を指摘している. そこで, この可能性について地形図の点検・分類図の作成など独自の再検証を実施した結果, 次の4点でも大熊氏の指摘したとおり, **捏造が疑われる図であることが判明した.**

① カスリーン台風で氾濫・水没したとされた高崎台地に挟まれた深さ7m,幅2km の井野川低地帯が全く氾濫していないこと.

② 渋川市長坂では, 河床から 35m高い右岸が水没, 河床から 10mの左岸で氾濫していない図が示されていたこと.

③ 安中駅及び精錬所敷地の半分が水没した図について, 関係機関に問い合わせた結果, そのような事実はないとの回答.

④ 上信電鉄福島駅や線路・周辺各所が広く水没した記録について問い合わせた結果, 上信電鉄 100 年史にもそのような記録は存在しないとの回答. このような事実は, **検証そのものが信頼性の確保された真摯なものとは言いがたい内容**である.

Ⅳ 八ッ場ダムに伴う吾妻渓谷の被害想定

吾妻渓谷の OkDA 分布地には, 進行中の地すべりと停止している古い地すべり, ブロック崩壊や深層崩壊の爪跡か各所で確認できる. これは, 熱水変質帯地域の上に, 瞬時に堆積した OkDA の特性と地下水など水の挙動が関与した現象である. 約 1.3 万年前の浅間第一軽石流の流下に伴う土砂ダムの解消直後には, 上湯原地区の OkDA 堆積面が地すべりに伴い対岸の立馬に比べ最大で 50m 低下するとともに厚さ 15m を越える山津波が襲ったことが確認されている[redacted]2011). また, 直線的に流れていた吾妻川は, この土砂移動に伴い河道が北へ押しやられており, やんば館裏や横壁地区には高さ60mを越える深層崩壊の爪痕と考えられる円弧状の崩壊地形が分布している. そして,林地区南側には, ブロック崩壊痕地が数多く並んでいる.

国交省河川部門では, 応桑層(OkDA)について, 土壌層・砂礫層・溶岩・火砕流・湖成層ブロックなど, 粒度組成が全く異なる様々なメガブロックの集合体で構成された凝集力の乏しい堆積物という認識がないため, 地区ごとの飽和重量を同一基準で計算する誤謬をおかしている. このため, 採用する2つの地すべり対策(排土工法・押さえ盛土工法)の効果は乏しく疑問である.

ダム湛水後に想定される土砂災害の進行は, 水位を上下することで, OkDA は膨張と収縮・凍結と融解の繰り返しによる表層剥離と**土砂流亡⇒柱状崩落⇒谷頭状ブロック崩壊・湖面津波**へとつながり OkDA で埋積された旧谷壁斜面(基盤岩)との間の地下水位を度々上下させれば⇒深層崩壊が発生するだろう.

OkDA の分布地では, 湛水で問題が起これば, 協力住民の生活や観光客へも影響し, 事態の深刻化は生活基盤そのものまで奪う可能性がある. ダムを造らないことが最良の防災対策である.

Ⅴ 八ッ場ダムは災害を誘発し, 砂防機能を低下させるダム

国交省によれば, 八ッ場ダムは砂防機能まで持つとされた. しかし, OkDA が脆いため, 地すべりと崩壊によりダム湖の埋積は急速に進むと考えられる. これは, **下流域にとって大規模土石流の準備層を蓄えるだけでなく, 火山噴火が起これば, その被害はさらに拡大化させるダム**と考えるべきだろう.

文献:大熊(2011)利根川の洪水について.日本学術会議.17p.竹本 (2011) 日本地理学会 79.242.中村 (2011) 地団研前橋支部総会資料.前橋測候所 (1931) 昭和 6 年 9 月 22 日北関東地震報告.21-29.

ハッ場ダム建設継続判断で考慮した事項と不正報告の実態:行政犯罪

① 利根川流域の平野部はかつて氾濫原であり、人口・資産の集積により災害ポテンシャルが高いという特性←*自治体:国土基本図を生かさず,無秩序開発した結果*

カスリーン台風時の降雨・洪水抑止効果ゼロ(国交省試算)利水⇒治水⇒防災?

② ハッ場ダムは、遊水池等の代替案と比較して、短期間で、大きな効果が得られる対策であると検証において確認されている⇒偽りの試算(費用・運用年数ほか)

治水:震災後も最優先の堤防補強をせず. 堆砂問題・運用年数試算が出鱈目
利水:水需要減でも⇒静岡県富士川からの導水案(1兆円以上)と比較

③ *浅間山噴火時,ハツ場ダムが泥流等への安全装置として機能する*

応桑層の特性や堆積機構など基礎認識×⇒湛水による地すべり・深層崩壊を誘発⇒生活基盤を奪い天然の砂防機能まで低下⇒噴火災害時は下流域に被害を拡大化させる可能性大(吾妻町・中之条伊勢町・渋川・高崎・藤岡 ⇒埼玉県)

④ 地域に対して重い責任を担う1都5県知事の意見(霞ヶ関出向組の土木整備部長と御用学者の意見)を重く受け止める. また、ダム事業に関する60年来の経緯を踏まえ、下流域の受益のために犠牲を強いた水没地区及び住民の生活再建に取り組むことは当然である←*レーザー調査による詳細な危険箇所を公表せず*

ダム問題で生活基盤を奪い、今後も生活再建名の土木工事が7年以上続く
真の生活再建と観光資源を奪われ、ダム堤完成後の住民は、人的土砂災害の不安を多世代にわたり継続 ⇒ 起債を含め1兆円を超える*賽の河原事業*へ

1.パワーポイント原案

行政災害 - ハッ場ダム検証に見る
国交省河川部門の不正報告について

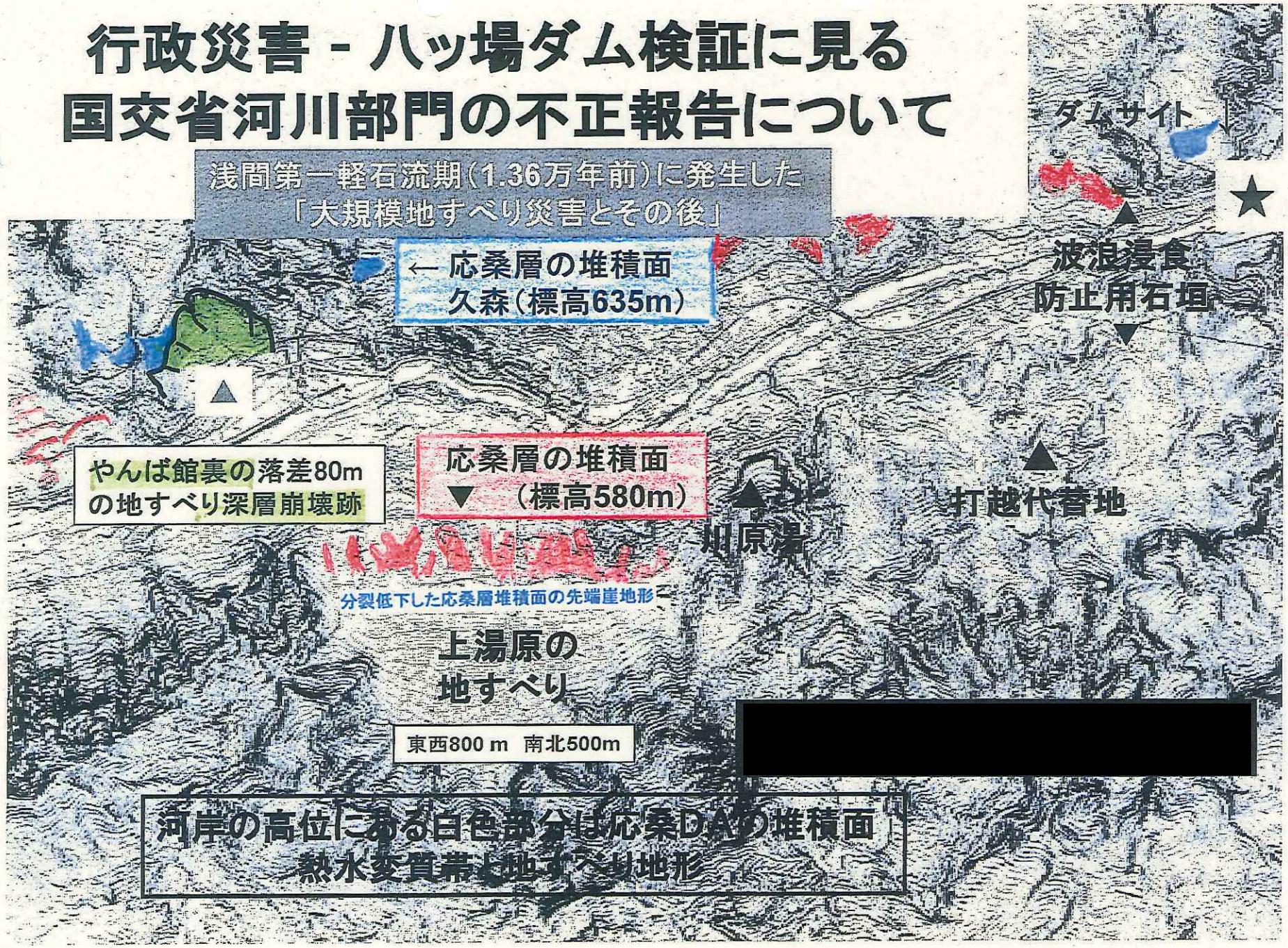

3．11．タスクフォースのハッ場ダム関連の虚偽報告例

1．過去の大規模な土砂移動による被災の状況（p28）

1）ハッ場ダム周辺における大規模な土砂移動の記録

ハッ場ダム周辺で、過去に大規模な土砂移動が発生したことが文献として残されているのは、1783（天明3）年の浅間山の噴火に伴う火山泥流があるが、これについては、「C.大規模噴火に関する知見・情報の整理」で述べたとおりである。

また、古い時代に発生した大規模な土砂移動は地形から推定することが可能であり、「地すべり地形分布図」（独）防災科学技術研究所）によれば、1,000万m3を超える大規模な地すべり地形として川原湯地区1箇所が記載されている。

ただし、当該箇所については、現地踏査、ボーリング調査等を実施した結果、地すべりではなく崖錐堆積物であること(偽り)が判明しており、表層崩壊対策として砂防堰堤等の対策が実施されている。

応桑岩屑なだれ堆積物（OkDA）の特性・流動堆積機構・地すべり・深層崩壊の認識ゼロの実態

山体崩壊による谷埋・平坦化と浅間黒斑火山応桑岩屑なだれ堆積物(OkDA)の堆積頂面高度の経年変化(地すべり・深層崩壊・土石流)



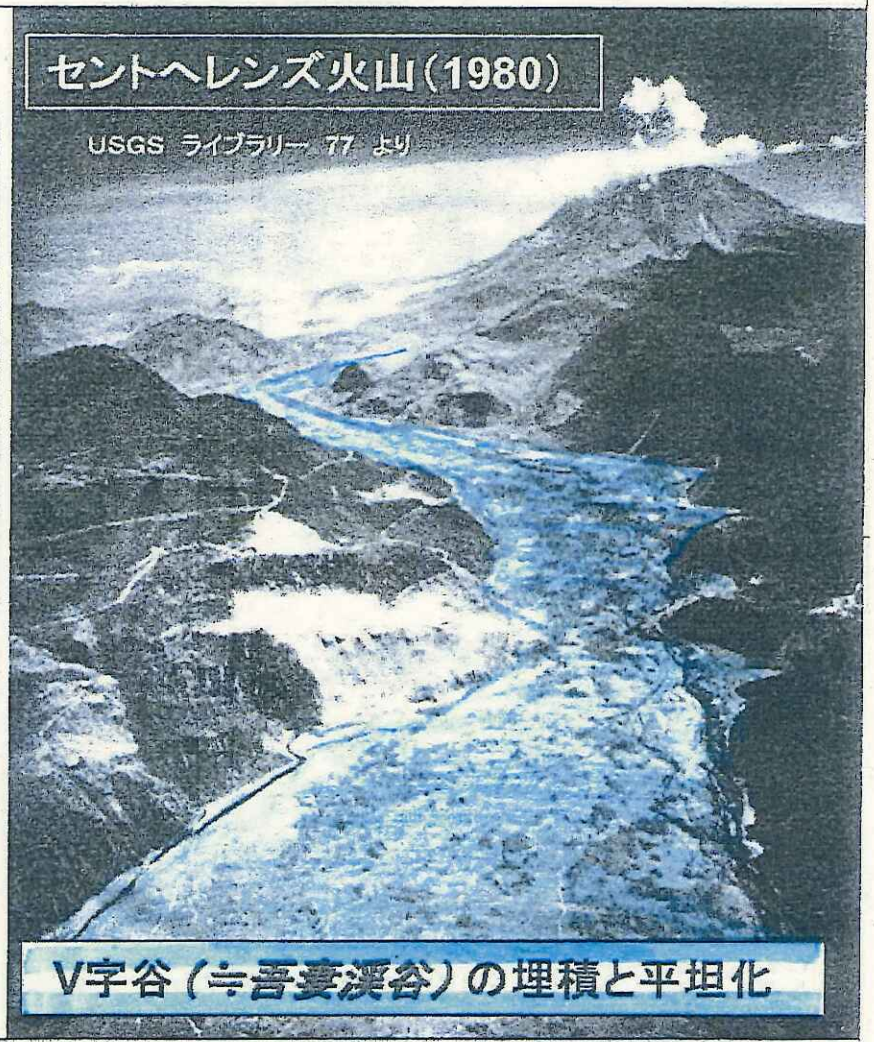

②□←立馬地区 (630-635m)⇒対岸の★
上湯原のOkDAは,50-30mずり落ちている!

支流の一時的閉塞 ⇒湖を形成(旧谷壁斜面と岩屑なだれの間に地下水供給)⇒深層崩壊

応桑岩屑なだれ堆積物（OkDA）の加重負荷に伴う古い地すべり（▼）と活動中の地すべり（▽）・段丘面高度の変化

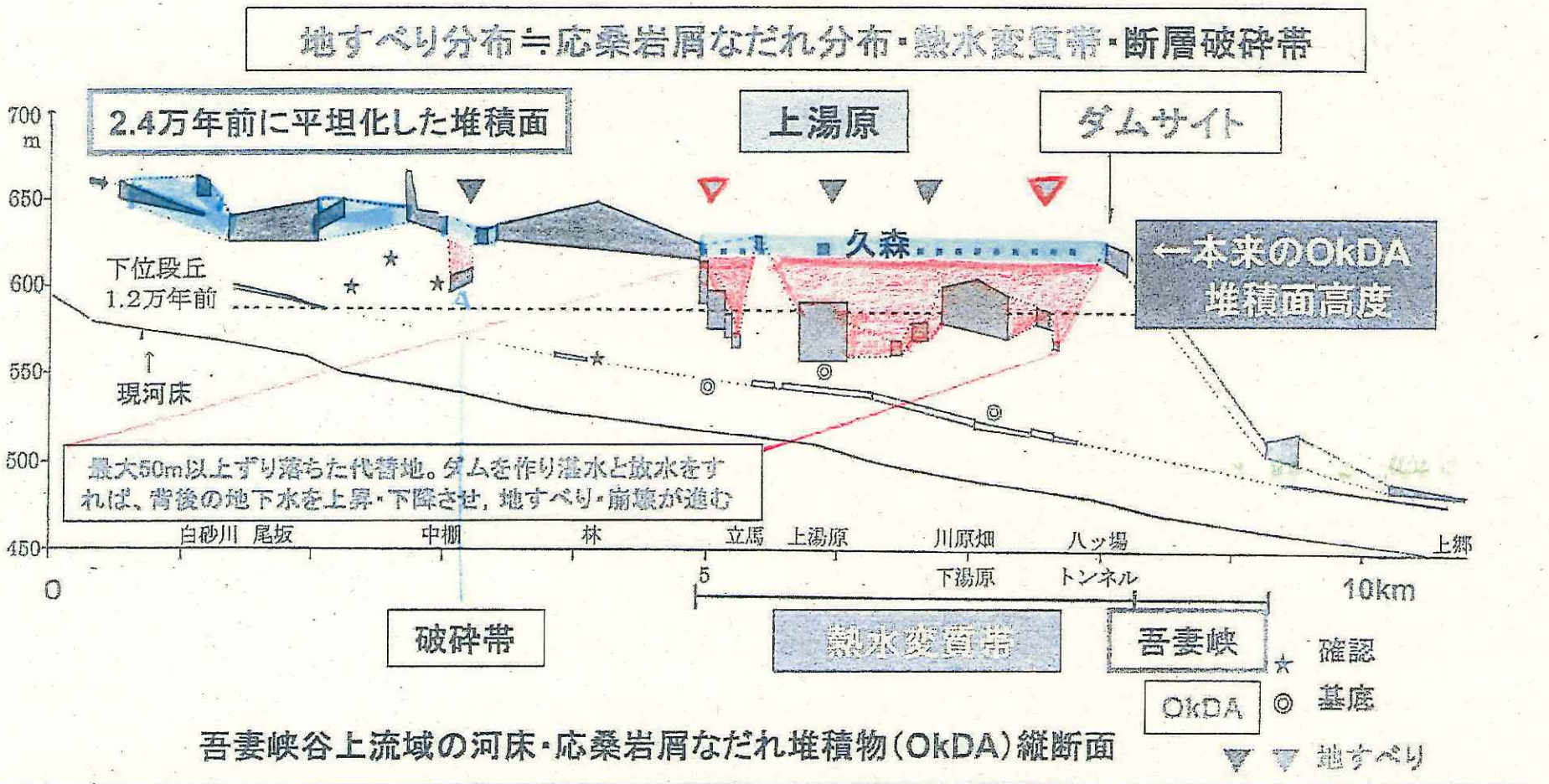

吾妻峡谷上流域の河床・応桑岩屑なだれ堆積物（OkDA）縦断面

熱水変質帯地域に乗り上げ，数10mすべり落ち，現在の位置に留まったOkDAの堆積面と本来の堆積面高度分布

河川局による地すべり検討で欠落した「致命的欠陥」と想定被害事例

応桑岩屑なだれ堆積物（OkDA）流下直前

2.4万年前のスーパー谷埋盛土 ▼

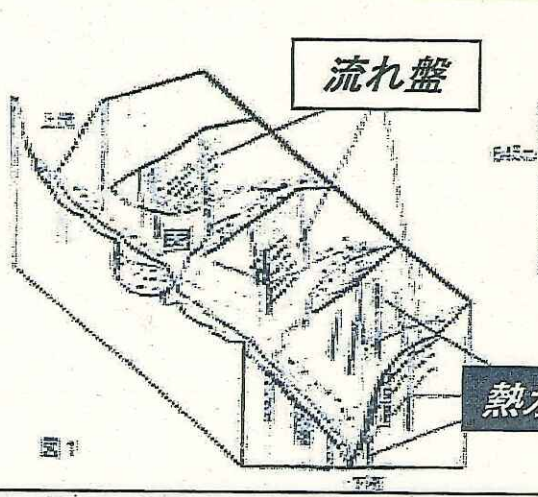



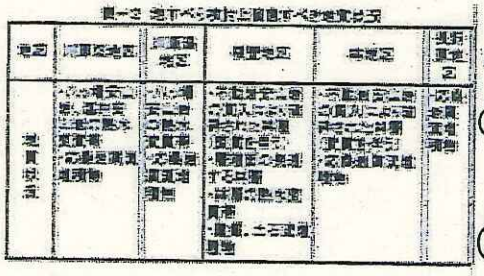

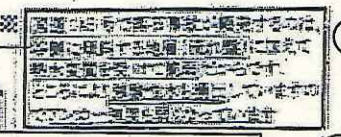

■欠落した留意点■

①応桑DAの加重負荷不透水層形成と湧水

②応桑DA以前の土壌と浅間BP軽石層群

③応桑DA流下時の接地面と生成物

④応桑DAの特徴・性質

⑤過去の大災害事例

⑤過去の大災害例（やんば館裏80m崩壊）



⑥ 流れ盤と熱水変質帯による法面崩壊

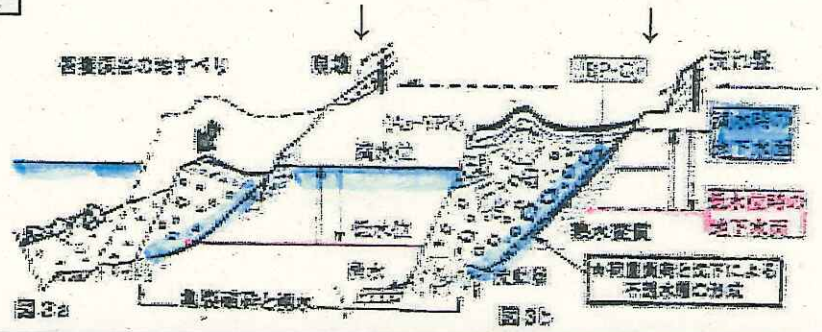

ダム湖水位の上下で起きるOkDAの深層崩壊被害

▼立馬南（OkDA~軽石流期）← 過去▼（やんば館裏の地すべり・深層崩壊80m規模）

▼林地区東（現成地すべり）← 現在▼（林地区東）進行中の地すべり・久森は可能性

ダム建設の為，蛇行地形に偽装された上湯原の巨大地すべり土塊

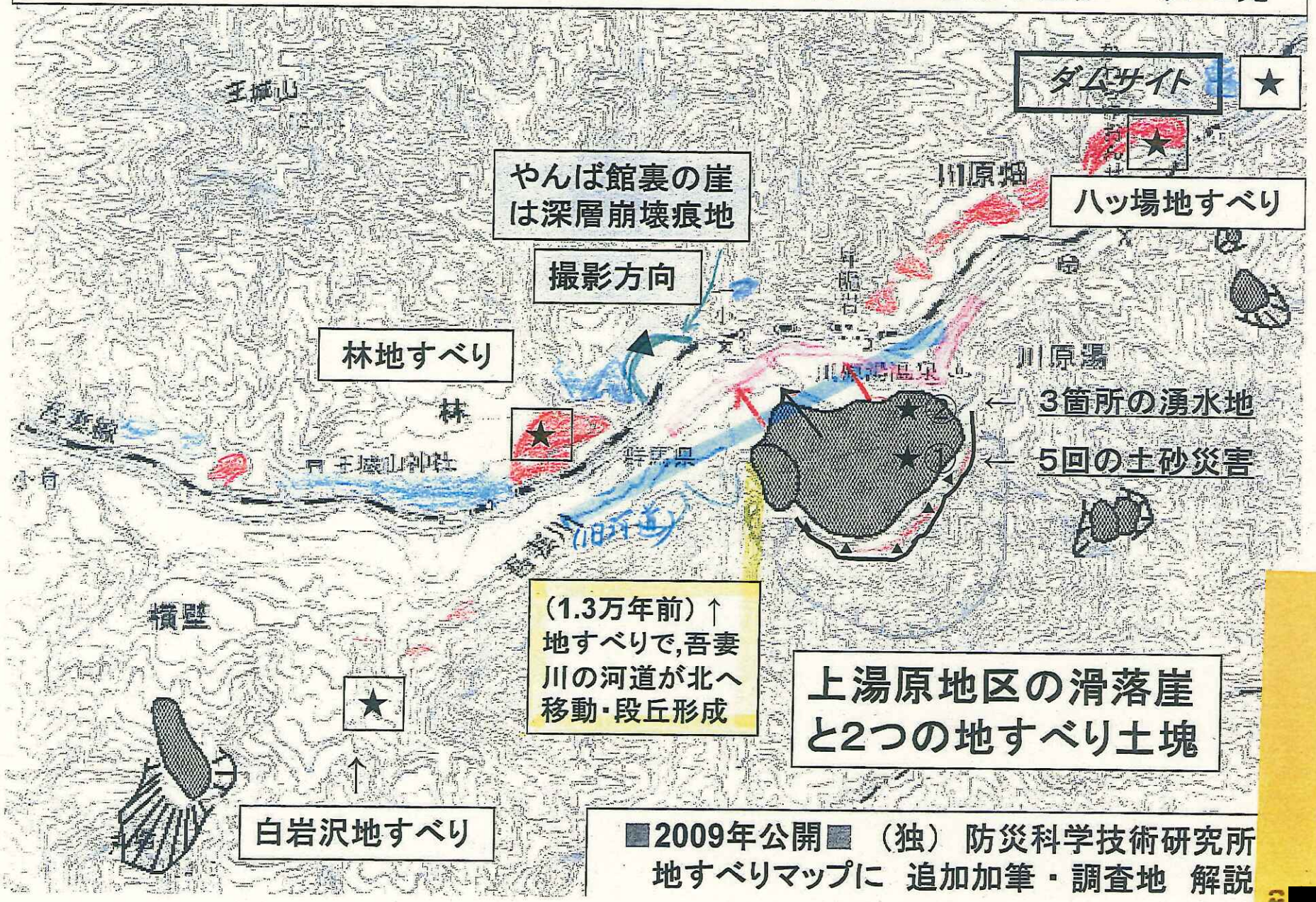

■2009年公開■ （独） 防災科学技術研究所
地すべりマップに 追加加筆・調査地 解説

(c01)

ハッ場ダム堆砂量試算1750万tの不正操作実態

ウォシュロード評価記述（吾妻川に流れ込む火山性黒ボク土だけが特殊ではない）

流域最大の土砂供給源（浅間山）データの排除⇒堆砂計画試算量を減らした手法

火山噴火は起きない条件、土砂供給量が少ない草津白砂川第一堰堤と根広（尻焼）堰堤群のデータを使用して試算したもの

Ⅱ 情報操作 ①～③

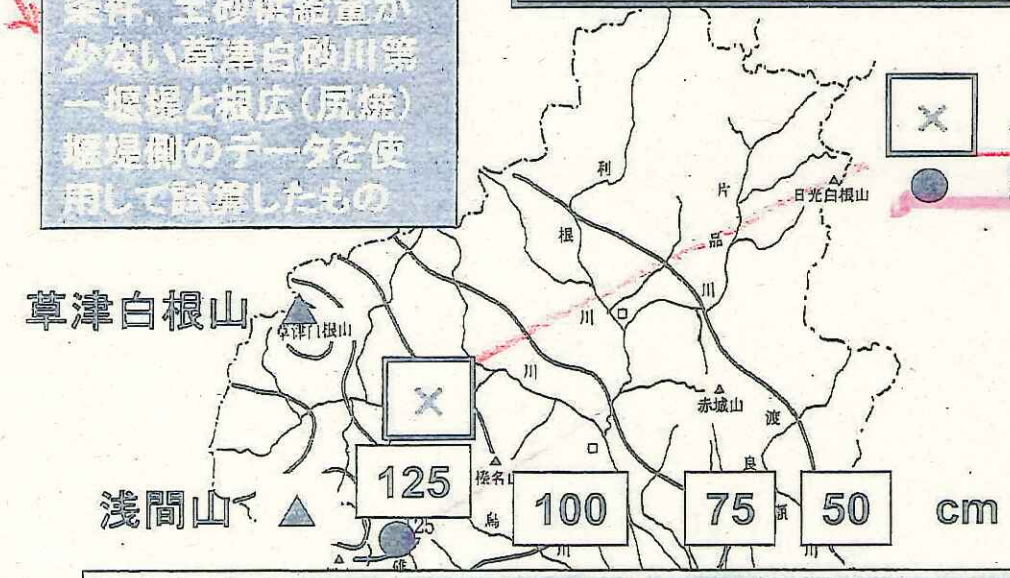

× ハッ場ダム

● 霧 積ダム

7億円計上へ

意図的不正対応と予算浪費の証拠

群馬県内の火山性黒ボク土の等層厚線分布図

[redacted] (1995) [redacted]

検証報告書素案の問題

① 活火山2つを流域に持つハッ場ダムと地質条件が共通する近傍類似ダムなど存在しない

② 霧積ダムは，ハッ場ダムと同じ火山性黒ボク土が流れ込む場所でも別扱い

③ 流域最大の土砂供給源浅間山麓の砂防データと噴火実績を排除

（結論）

堆砂量を試算上減らし，運用年数を延ばす為の意図的操作記述がある報告書素案は正当に評価ができるものではない

国交省タスクフォースのズサンな検証例

Ⅱ　情報操作
④　⑤

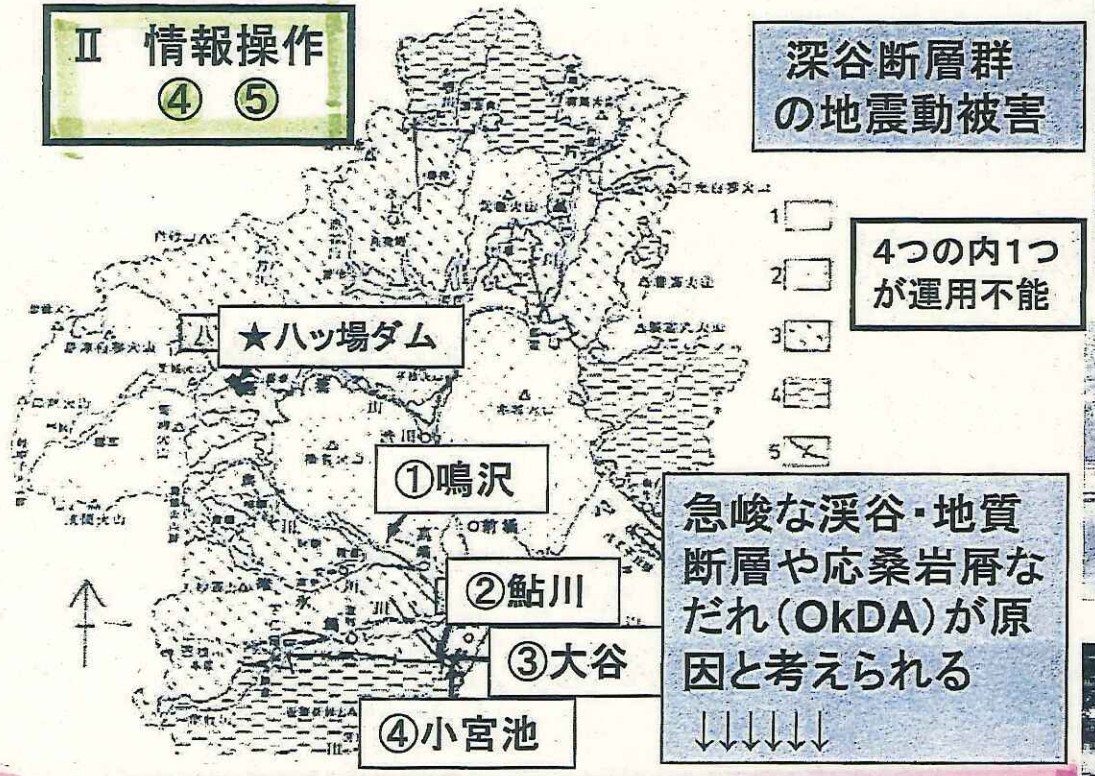

④　昭和6年西埼玉地震による長野原町の被害実態
震央から80km　前橋測候所（1931）
石垣　50箇所　山崩れ　200箇所

八ッ場ダム領域に活断層はなく，地震動の影響は
少ないとする資料を国交省は提示（隠蔽体質）

検証した地震学者：入倉孝次郎氏▼福島原発事故の
原因は地震動ではなく，津波被害と主張している人

（ズサンな検証事例）

⑤　東日本大震災群馬県内の
貯水池被害（中村，2011）

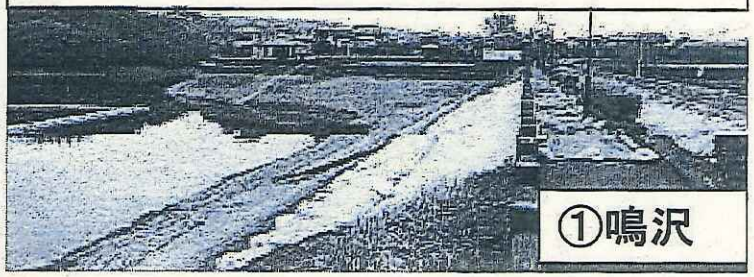

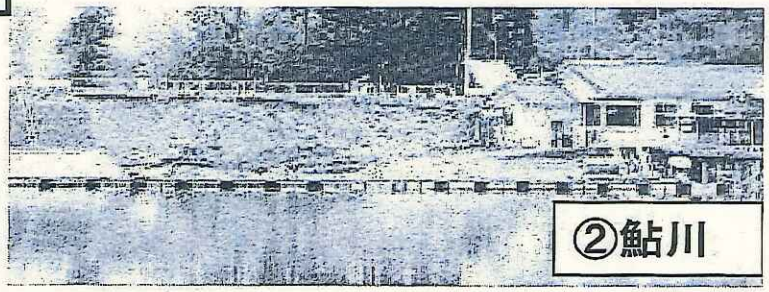



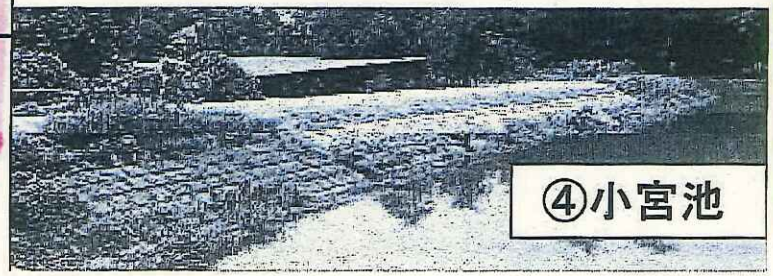

Ⅲ①国交省河川局が八斗島上流の氾濫流量1億㌧を操作するため捏造した氾濫図

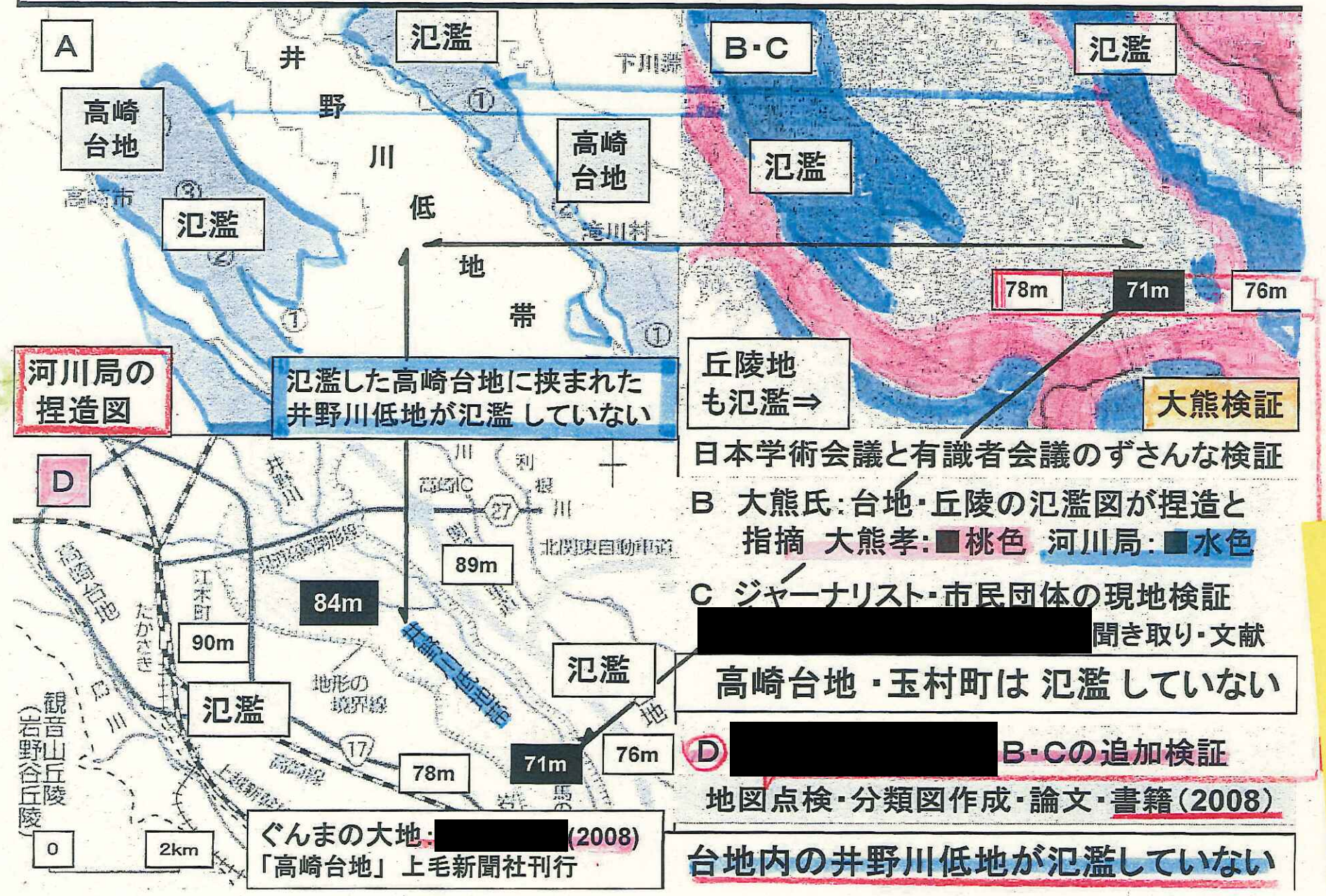

日本学術会議と有識者会議のずさんな検証

B 大熊氏：台地・丘陵の氾濫図が捏造と指摘 大熊孝：■桃色 河川局：■水色

C ジャーナリスト・市民団体の現地検証

[redacted]聞き取り・文献

高崎台地・玉村町は 氾濫 していない

D [redacted] B・Cの追加検証

地図点検・分類図作成・論文・書籍（2008）

台地内の井野川低地が氾濫していない

大熊検証の追加検証

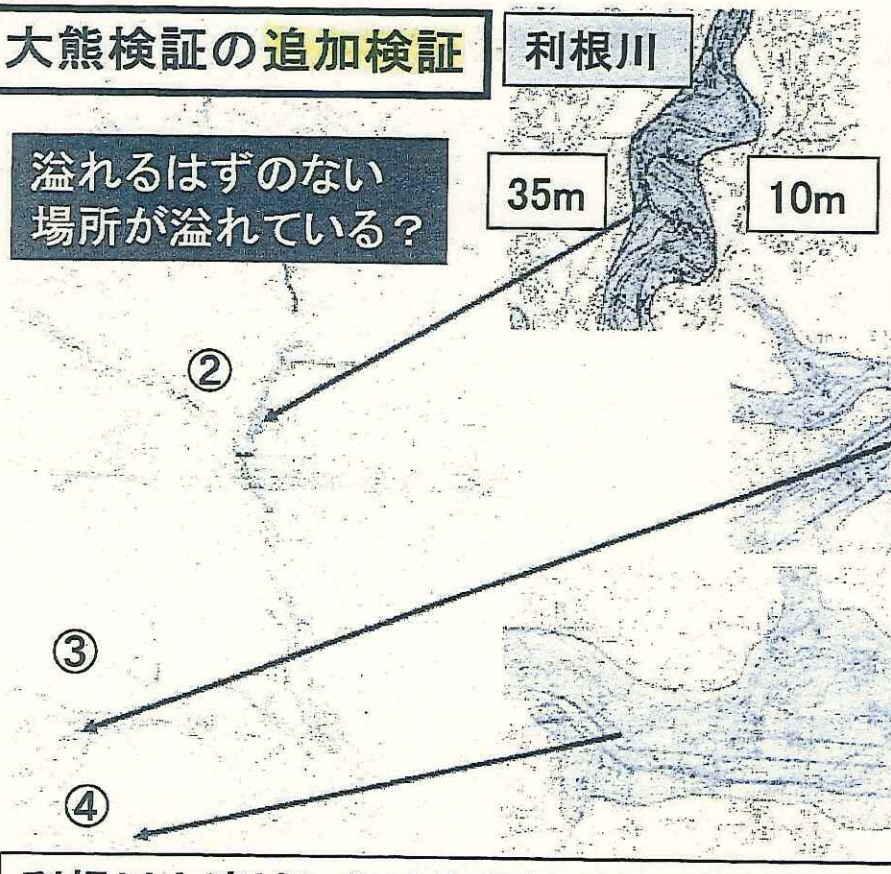

溢れるはずのない場所が溢れている？

渋川北

右岸：河床から35 m水没

左岸：河床から5-10m水没

Ⅲ-②
左右両岸で洪水水位が異なる氾濫図

安中駅周辺

Ⅲ-③
安中駅と精錬所敷地が水没したとする事実と異なる氾濫図

上信電鉄　福島駅周辺

Ⅲ-④
上信電鉄線福島駅や線路が水没したとする（上電100年史にも存在しない）氾濫図

利根川上流域における昭和22年9月洪水（カスリーン台風）の実態と解析（1970.4.）

河川計画課は，地形図や記録の点検・関係機関への問い合わせや確認もしないで作成

日本学術会議（土木・建築部門会議）は，大熊検証を知りながら河川局を正さず，有識者会議は，これを追認したズサンな検証委員会だった

1時間余で再検証可能

Ⅲ ②-④ 国交省河川局が八斗島上流の氾濫流量1億㌧を操作するため捏造した?氾濫図

Ⅳ　八ッ場ダムに伴う吾妻渓谷の被害想定

川原湯温泉駅より吾妻峡を写す

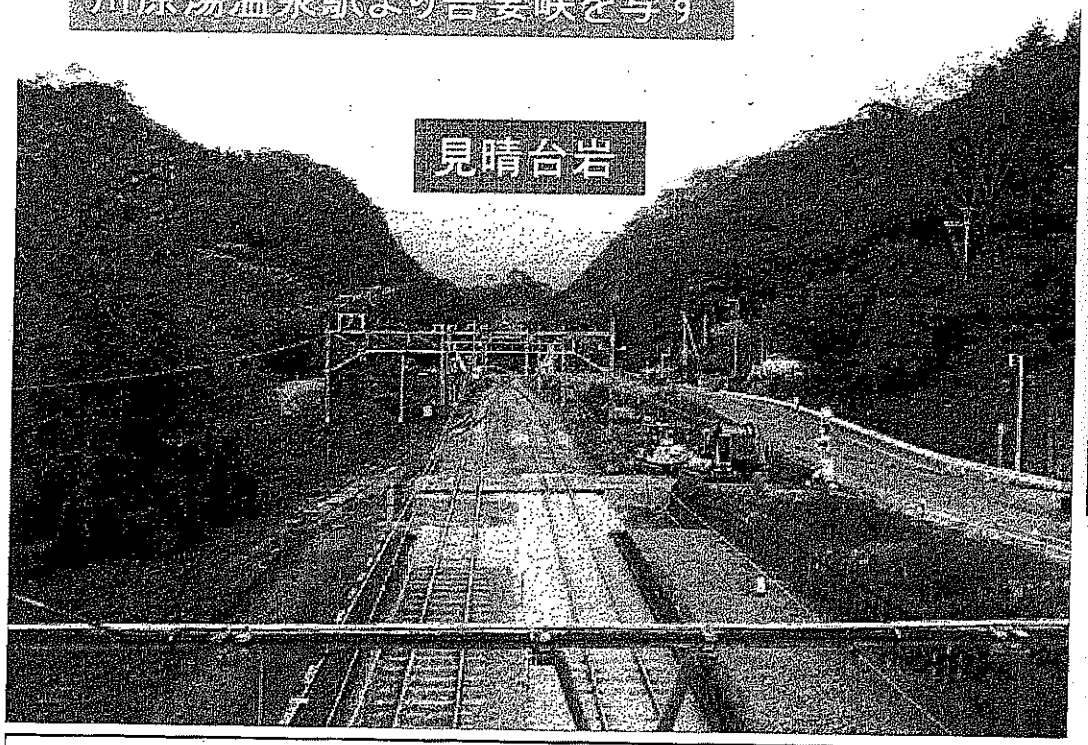

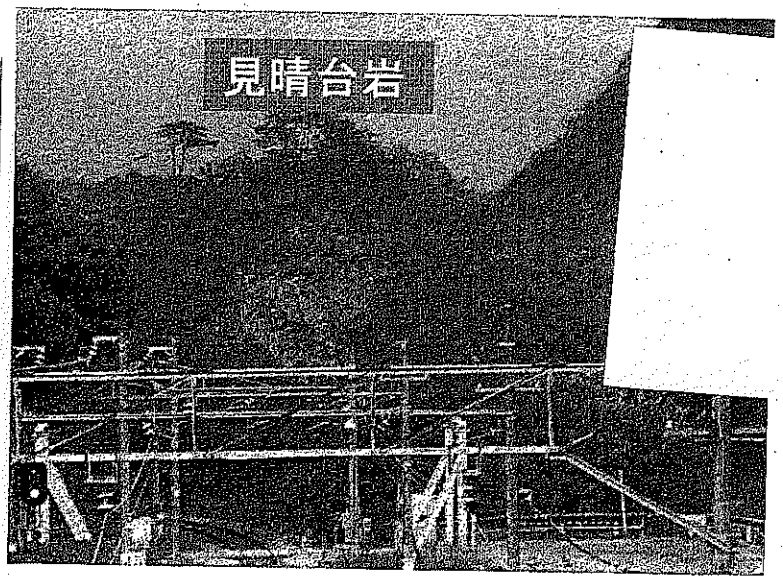

吾妻峡入口（八ッ場）と見晴台岩は砂防機能をもった天然の防災ダム

適度な土砂流出は，長野原町民の生活基盤と安全を守る大切な機能です。この見晴台岩の手前に400億円以上をかけてダム提をつくる誤った選択をすると，どんな 被害が発生するのでしょうか？

地すべりや深層崩壊に伴うせき止めと河道移動の例

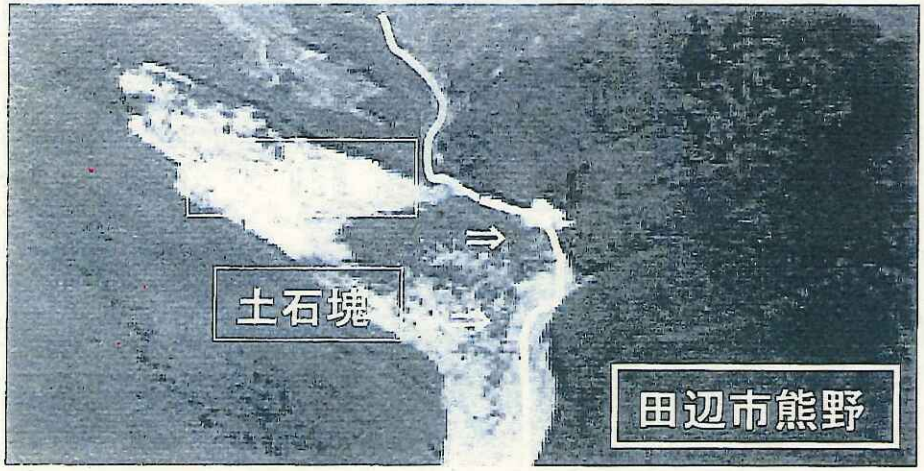

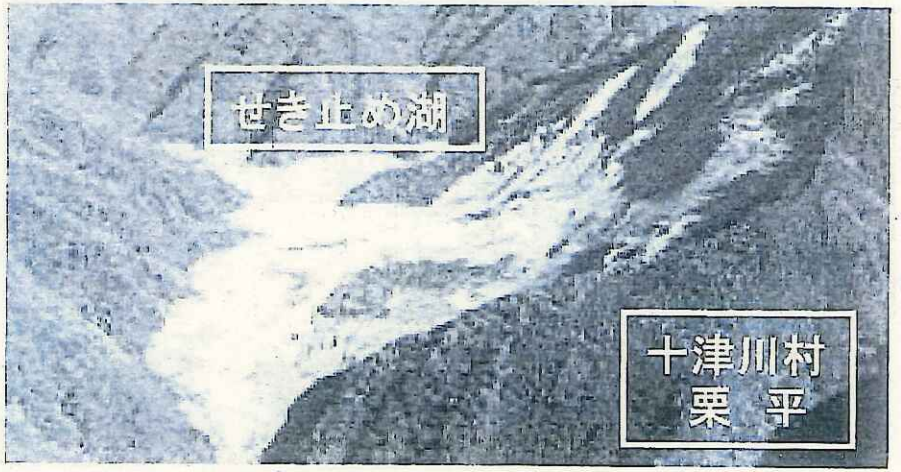

2011年の豪雨災害で出現した土砂ダム群（近畿地方整備局）

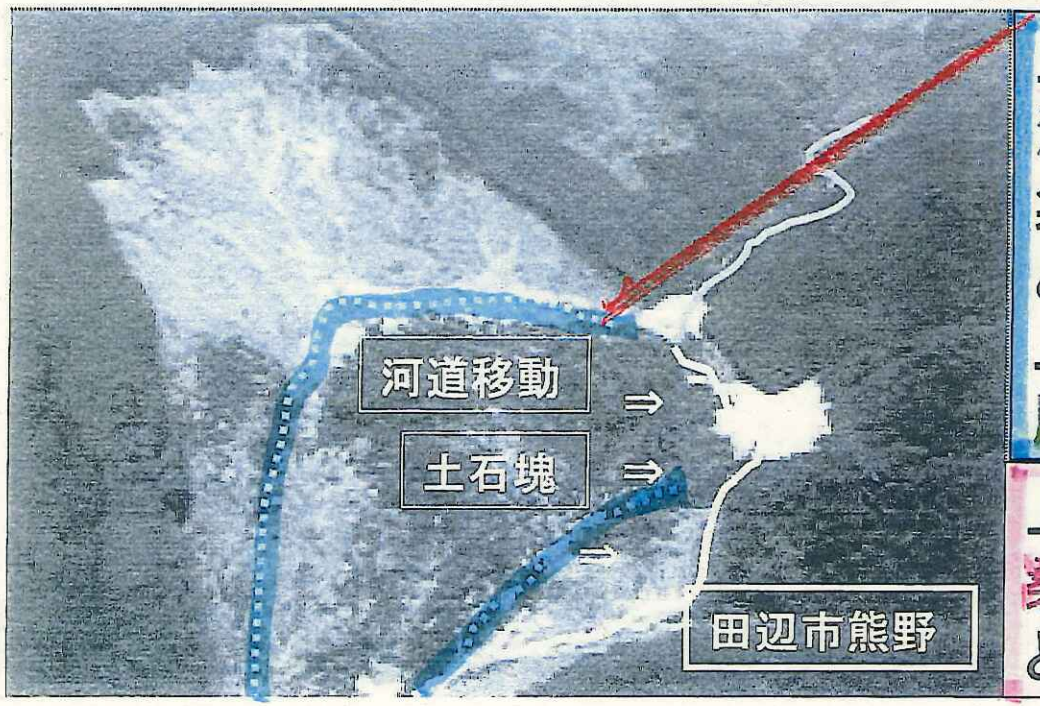

土石塊の下流にダム堤を作り湛水と放水を繰り返せば，凝集力が乏しいせき止め土石塊と山地斜面の間の地下水位を上下し，地すべり再活動や深層崩壊が起きることは明らか

上湯原の巨大地すべり塊や応桑岩屑なだれ堆積物の分布地とハッ場ダム建設も同じ事象

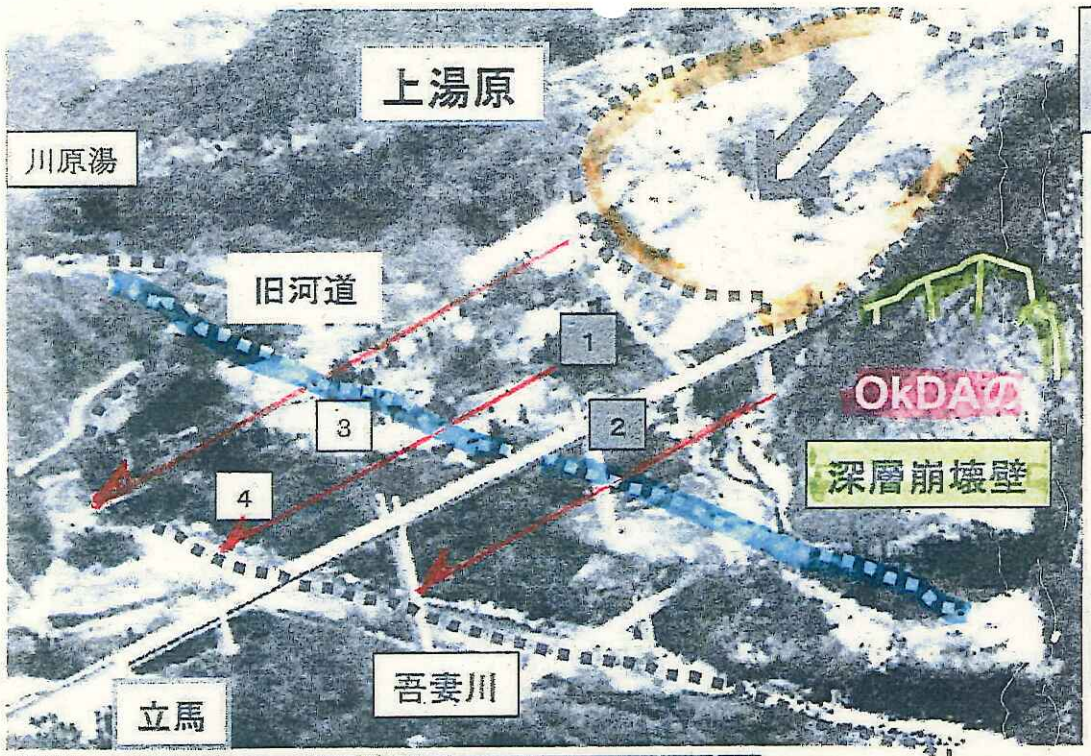

1.3万年前のOkDA地すべりや深層崩壊に伴う山津波と吾妻河道の屈曲

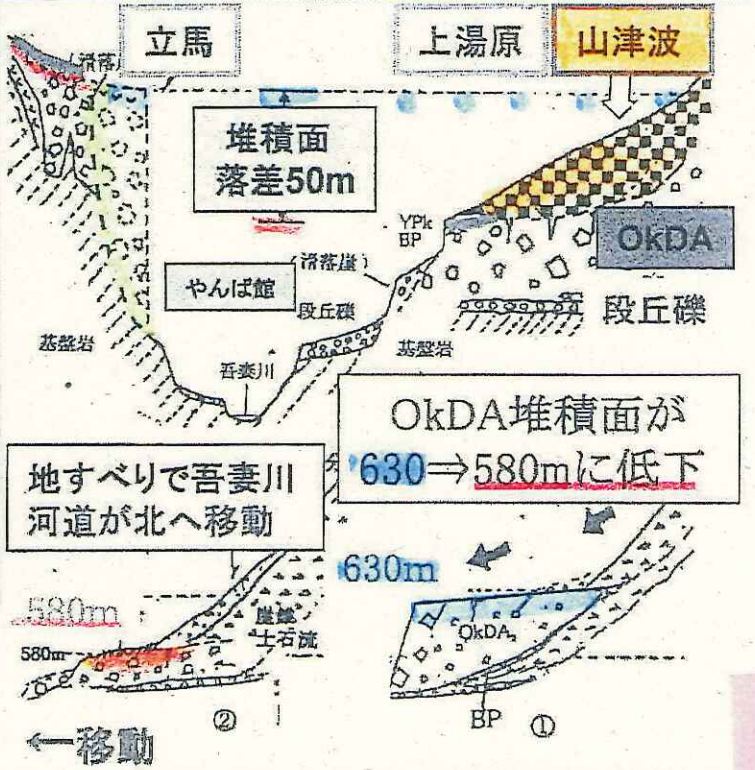



1-2は，地すべり後に造られた緩斜面と3-4は，低位段丘群



OkDAの堆積面

←標高：630-620m

やんば館裏の深層崩壊跡

落差60m＋

◁ 応報による 過去の被害 実態 ▷

①

②上湯原地すべり先端崖の湧水現状（崩壊前の氷の城壁）

（地滑り・崩壊を裏付ける露頭と湧水画像集）

建設中の川原湯新駅敷地と尾根直下の湧水

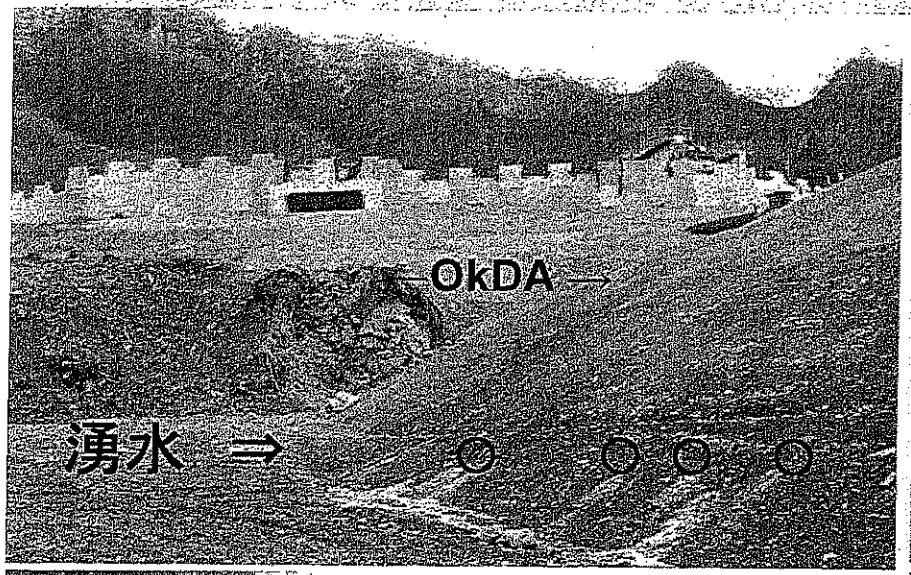

尾根法面下の湧水が川となり凍結した状態

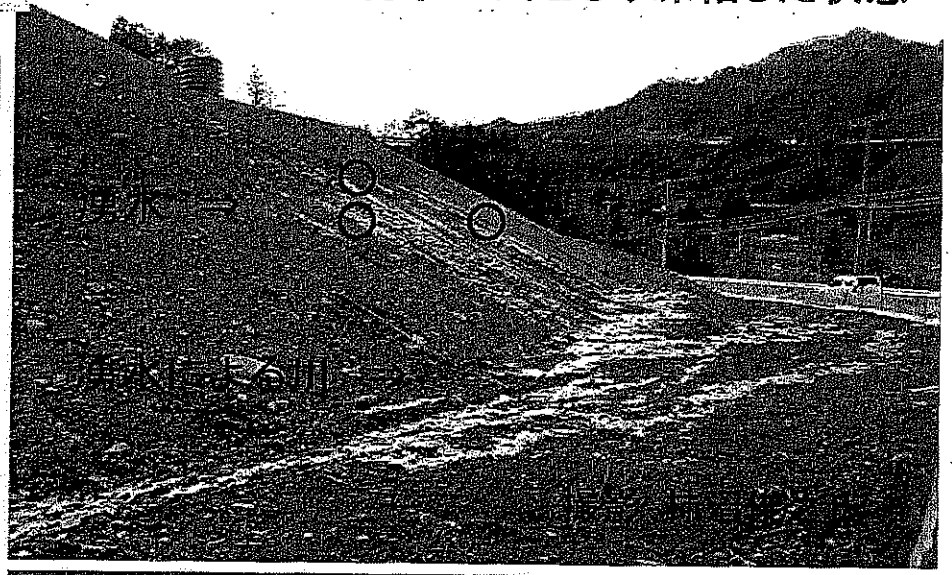

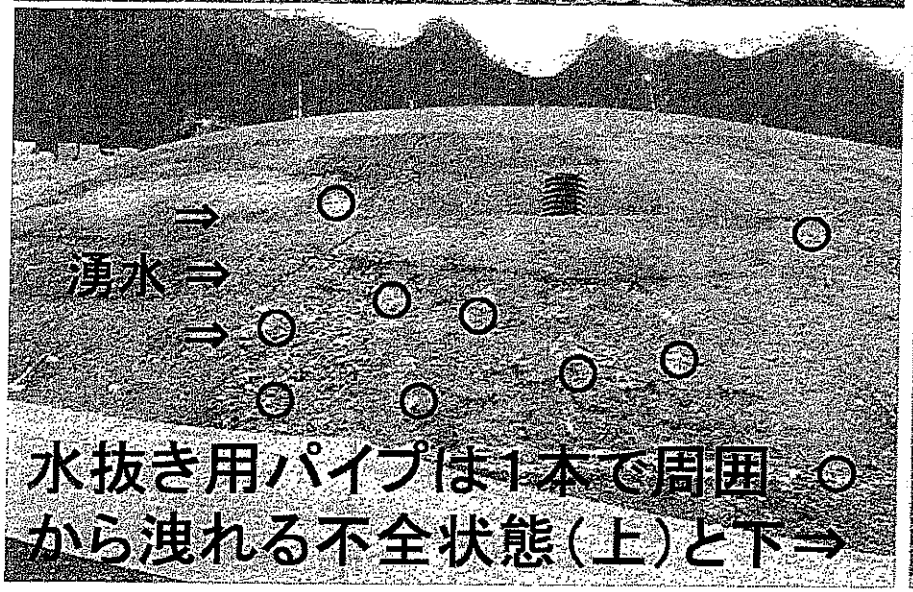



上湯原地区全域を襲った大規模土砂災害（代替地・新駅周辺の土砂災害履歴を調査していない実態）

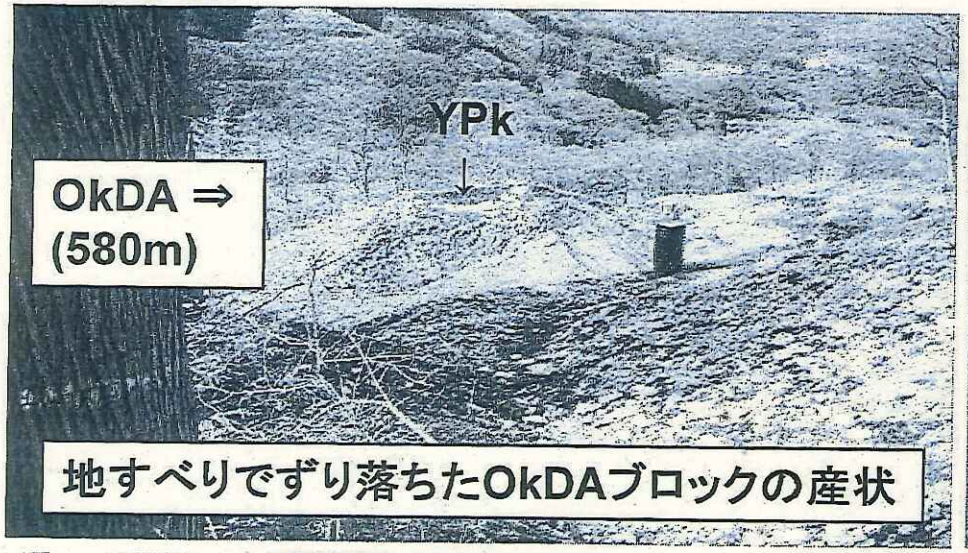

地すべりでずり落ちたOkDAブロックの産状



縄文時代以降の土砂災害履歴

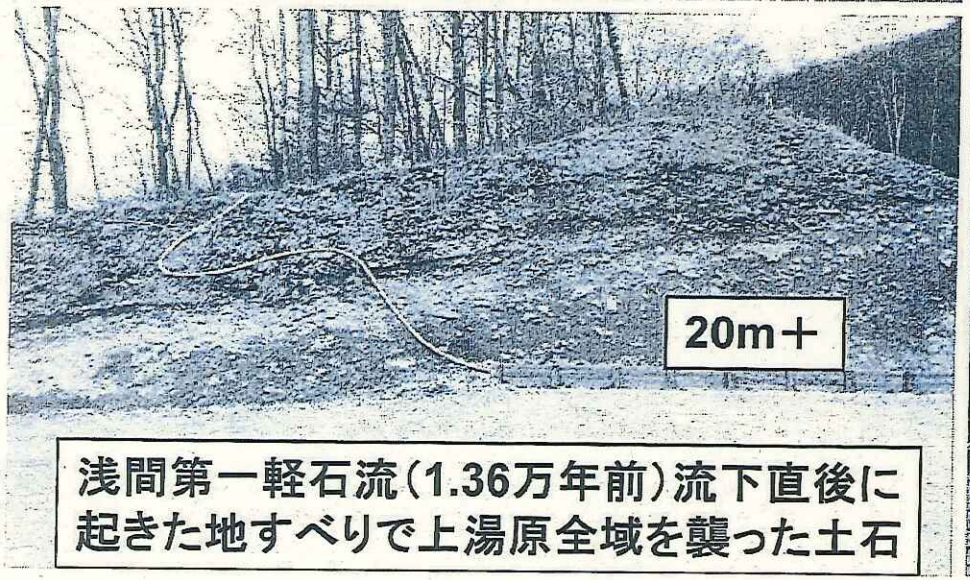

浅間第一軽石流（1.36万年前）流下直後に起きた地すべりで上湯原全域を襲った土石



▲ 崖錐堆積物を覆う火山灰土壌層
（約1.35万年前）

誤　国交省河川局の最終見解

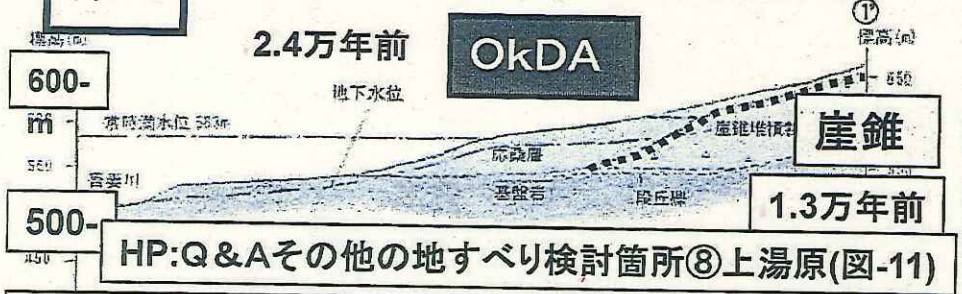

HP:Q＆Aその他の地すべり検討箇所⑧上湯原(図-11)

河川局が蛇行地形を証明したとする地質断面(1.3万年前の崖錐上に2.4万年前のOkDAが堆積)⇒*地すべり否定の図がOkDAの地すべりを証明している地質断面図*(年代は筆者加筆)

正

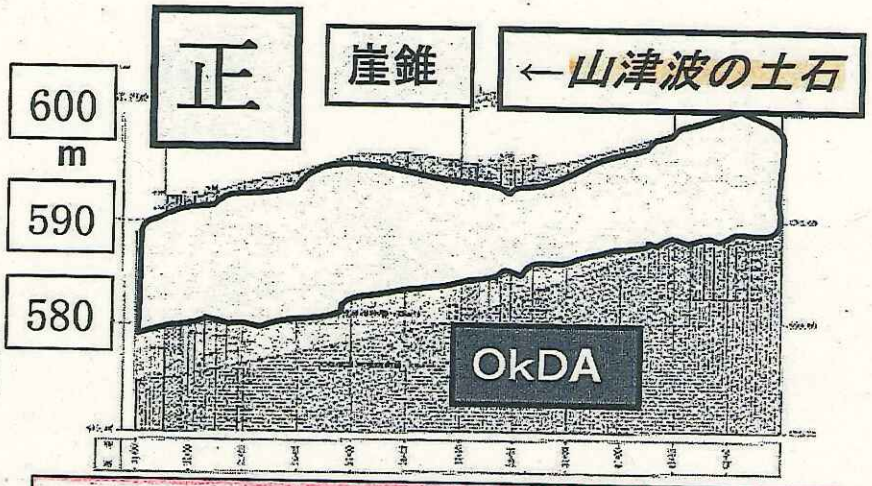

1.3万年前の地すべり直後，崩壊土砂(*山津波*)に覆われた応桑層(OkDA)

川原湯地区まちづくり計画報告書(2008)図-5.2.2

群馬県は，応桑層(OkDA)に7mの崖錐土石を挟むことを確認済

群馬県企画部(1991)



群馬県：上湯原が「巨大地すべり」とする証拠を持ちながら，ダム建設を推進

地質認定の基礎的誤りを認めず，地すべりを蛇行地形と偽装し，ダム建設目的のため，流域住民・政治家を騙し続ける国交省河川局・関東地方整備局の悪質な不正を追認した群馬県・有識者・JR東日本の責任は重い

★官僚の不正や誤謬を追認した御用有識者
芥川眞知委員長(元応用地質学会会長)
渡　正亮委員(日本地すべり学会顧問)
綱木亮介委員(元建設省地すべり研究室長)

(2014)

吾妻渓谷（3万年前以降）のモデル地質断面から見た地史

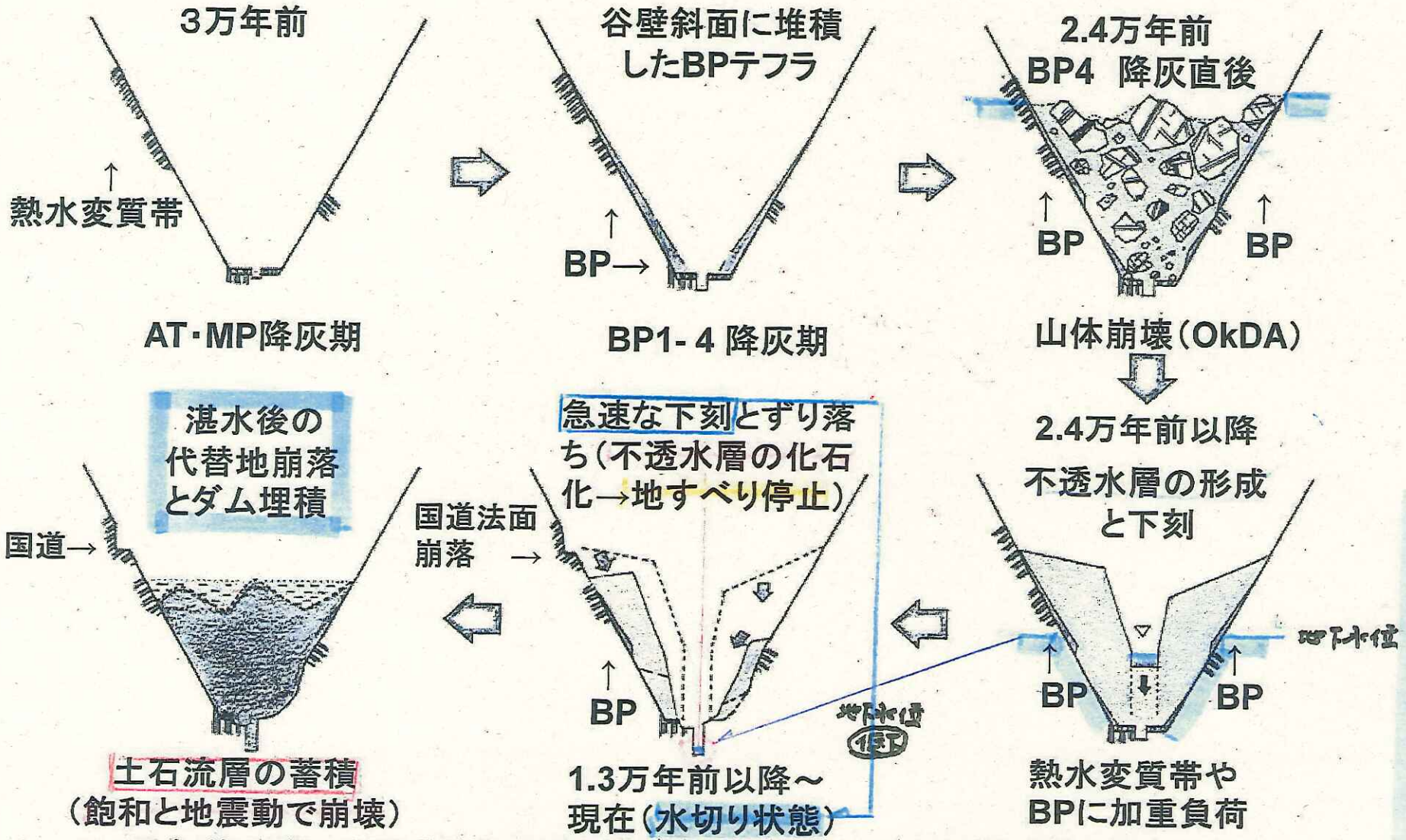

2.4万年前以降に化石化した不透水層が復活→地すべり・崩壊を誘発する可能性大

国道145号（やんば館上）から見た上湯原の巨大地すべり地全景

崖崩れの土砂到達距離
高さ：距離　は　1：3
300×3＝900mまで
全域をカバーし吾妻川へ
落石の被害域 ⇒ ほぼ全域

秋～春の凍結・融解による
落石岩魂の生産現場
落差300mの断崖（金鶏山下）
↓↓↓↓↓↓

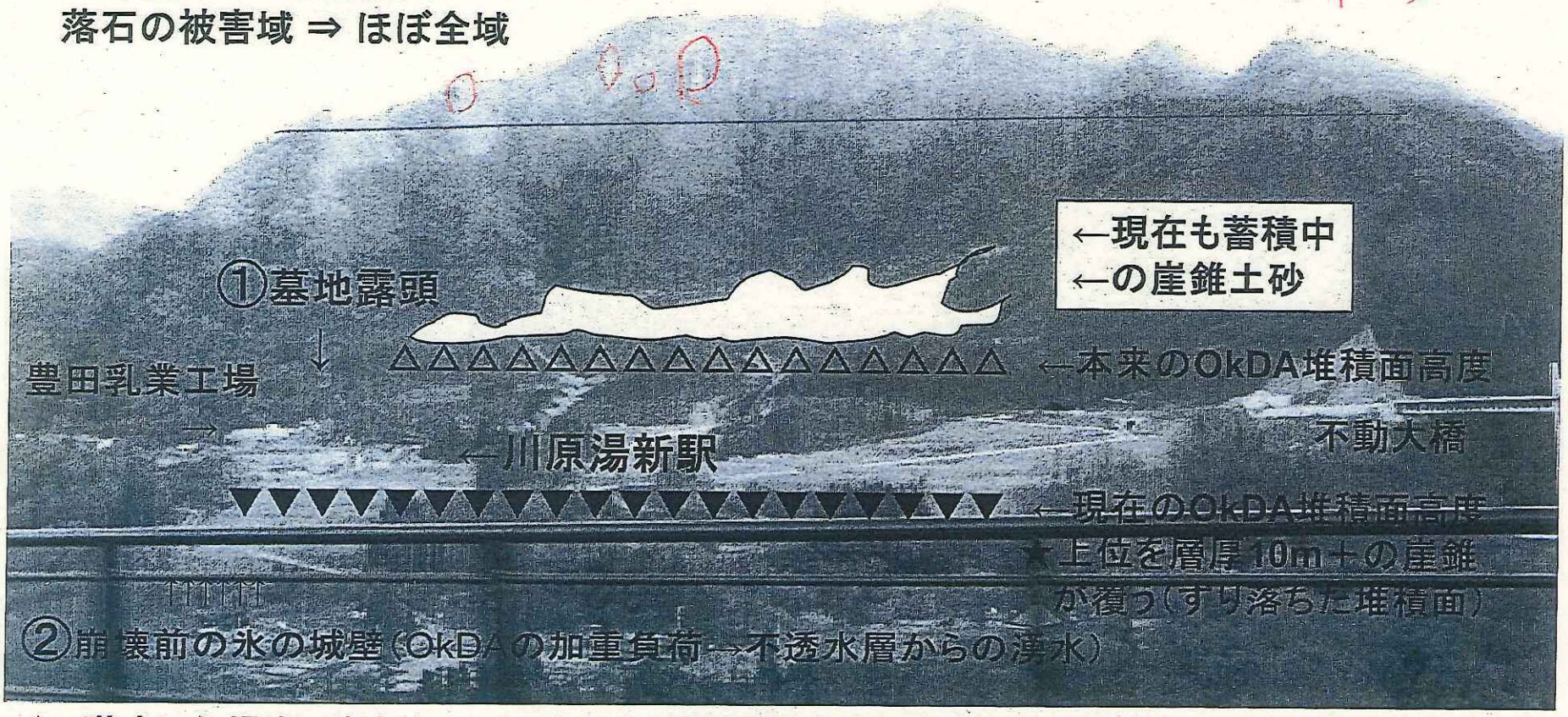

★ 湛水した場合，崩れたり，地すべりが再活動する可能性が高い ⇒ 川原湯住民および県道・駅利用者（観光客）などが背後の崖錐土砂などで罹災する可能性が極めて高い

表－3 応桑岩屑流堆積物の粒度試験結果

試料名		川原畑地区(水浸平板載荷試験面 KH-1)	川原畑地区(水浸平板載荷試験面 KH-2)	川原畑地区(水浸平板載荷試験面 KH-3)	川原畑地区現場粒度試料	林地区現場粒度試料
粒度特性	礫分2～75mm(%)	36	71	36	62	70
	砂分75μm～2mm(%)	39	25	49	34	21
	シルト分5～75μm(%)	13	2	14	8	5
	粘土分5μm未満(%)	10	2	10	7	4

※ 粒度特性はΦ75mm以下試料の室内粒度試験による値である。

表－4 応桑岩屑流堆積物の粒度試験結果

試料名		川原畑地区現場粒度試料	林地区現場粒度試料
粒度特性	礫分2～300mm(%)	57	78
	砂分75μm～2mm(%)	30	15
	シルト分5～75μm(%)	7	4
	粘土分5μm未満(%)	6	3

※粒度特性はΦ300mm以下試料の現場粒度試験とΦ75mm以下試料の室内粒度試験による値である。

④

▼

表-5 水浸平板載荷試験結果と水浸沈下量の算出

水浸平板載荷試験番号	水浸平板載荷試験による実測水浸沈下量(mm)	水浸平板載荷試験による変形係数(未水浸時)(kgf/cm²)	水浸平板載荷試験による変形係数(水浸時)(kgf/cm²)	水浸沈下率(%)	対象層圧20mとした場合の水浸沈下量(mm)
KH-1	0.05	1030	1059	0.024	4.8
KH-2	0.09	1110	1268	0.042	8.4
KH-3	0.05	1330	1540	0.024	4.8

<変形係数算出式>

変形係数 $= I_p \cdot B(1-\nu^2) \cdot \Delta p / \Delta S$

I_p：加圧版の形状と剛性によって決まる係数(0.79を使用)

B：載荷板の直径(30cmを使用)

ν：地盤のポアソン比(0.3を使用)

Δp：単位面積当たりの荷重強さの変化量

ΔS：Δpに対応する沈下量

※$\Delta p / \Delta S$(kgf/m²)：KH-1は75.4、KH-2は51.4、KH-3は61.0

<水浸沈下率算出式>

水浸沈下率$(S_w) = \Delta w / I_p \cdot B(1-\nu^2)$

Δw：水浸平板載荷試験による実測水浸沈下量

■水浸変形率乏しいのは当然の結果(恣意的)

④応桑DAの特徴や性質を反映していない粒度分析上の欠陥・不備

国交省と地スベリ専門家の誤謬と誤認識

▼

土壌層・火山灰・火砕流・火山砕屑岩・湖成層など各種ブロック認識が欠落

▲

水浸変形と沈下量調査の不備と問題点

▼

崩壊 ⇒湖面津波とブロック崩壊の認識欠如

湛水に伴うブロック崩壊の仕組み ①～③ ⇒

膨張と収縮の繰り返し乾燥でも崩壊する

林地区西側で起きたブロック崩壊を示す吾妻川左岸の段丘崖と凹凸に富んだ急崖

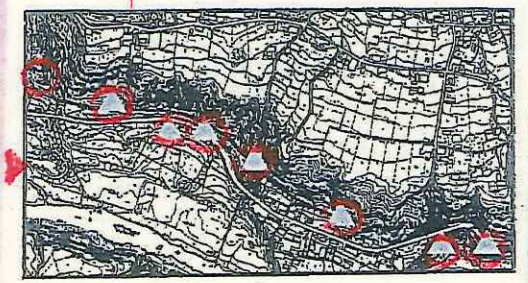

VI. OkDA・崖錐が流失し尖峰が湖面に倒壊した場合



[redacted]指摘▷

尖峰倒壊と湖面津波発生

図6 湖面津波による住宅・観光客への被害リスク想定

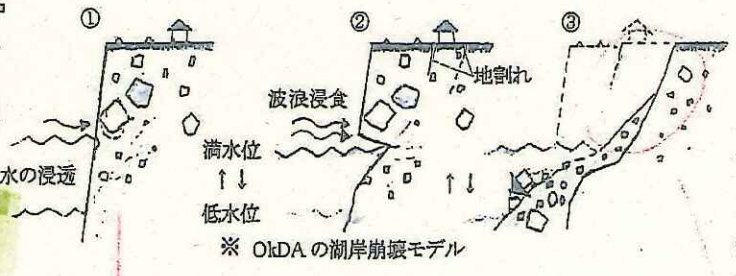

※ OkDAの湖岸崩壊モデル

図7 ダム湖岸崩壊の仕組みとリスク

VII. ① 固結度が低く粒度組成も細粒な部分がある場合
水の浸透とOkDAの細粒部が僅かずつ流失
これにより湖水位より下部で浸食がはじまる

② ダム湖で起こる小さな波浪でも，浸食が進むと上方部分が不安定となり，地表に亀裂が発生

③ ダム湖の急速な水位低下や上昇，地震の振動が起こると亀裂が拡大し，一気に湖岸が崩壊
道路の崩壊・家屋の傾きや倒壊，流失へ

過去に起きたブロック崩壊の爪痕

JR吾妻線を苦しめた崩壊源

不動大橋・下田・応桑の応桑岩屑なだれ（OkDA）の粒度が異なる産状





水浸すればブロック崩壊の可能性が高い



流れ山の断面　湖に堆積した地層が曲げられている。応桑北部の国道145号沿

火砕岩ブロック→が亜円礫化した流動層の産状

←湖成層ブロックで構成されたOkDAの流れ山

応桑DAの基底付近（流動層）



川原畑と林（湖面3号橋脇）のOkDAの様々な産状（メガブロック）と粒度分析用サンプル採取と分析結果への疑問と矛盾

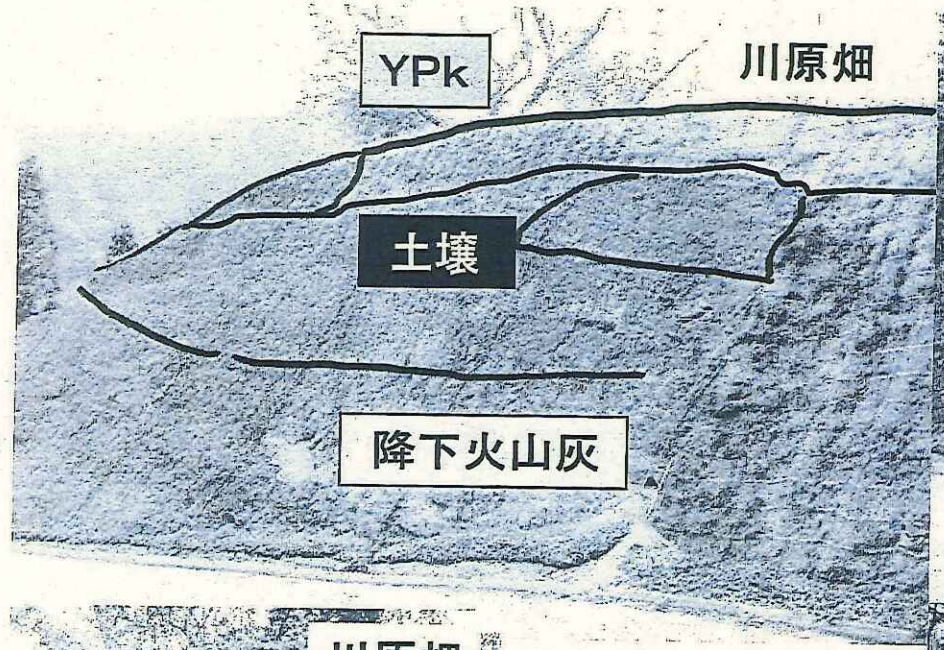





粒度分析結果と
水浸変形率は，
様々に異なるはず
公表データは、全て
類似しており不可解

流動層やブロック間
のマトリクス分析なし

OkDAの特性を全く
把握していない証拠

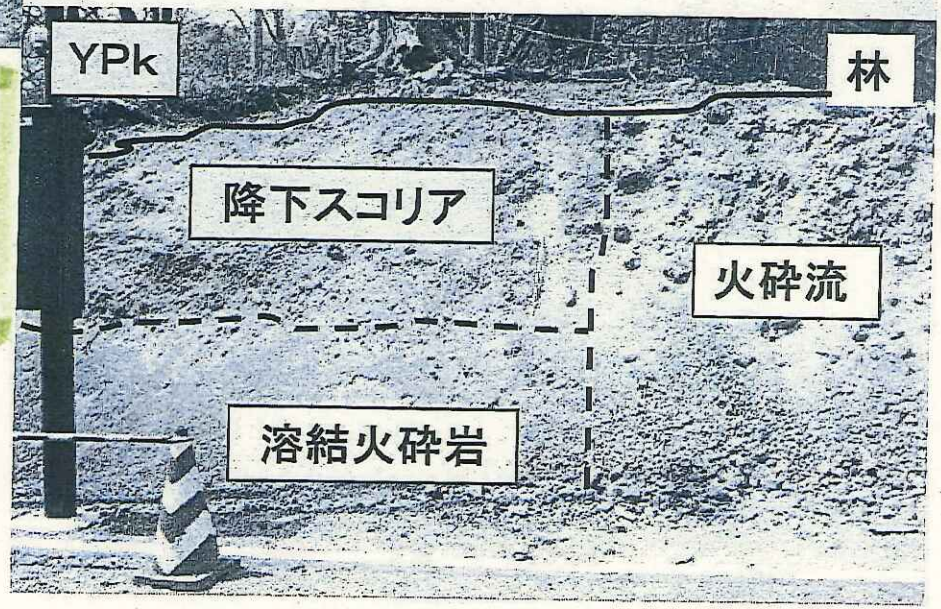

湖面1号橋川原畑（三平）代替地の法面崩壊と地すべり無対策の実態

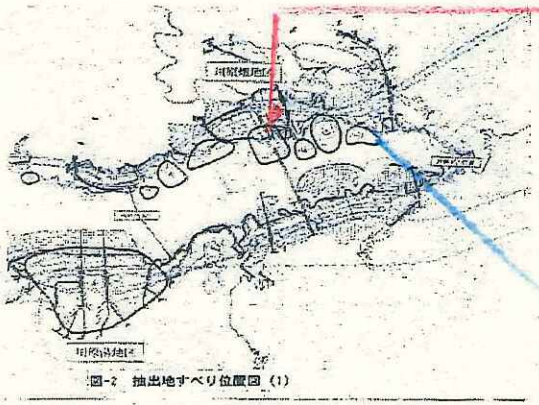

④地すべりと湖面1号橋の関係

③二社平地すべり対策あり

①ハッ場沢トンネル脇の地すべり無対策（次頁の画像）

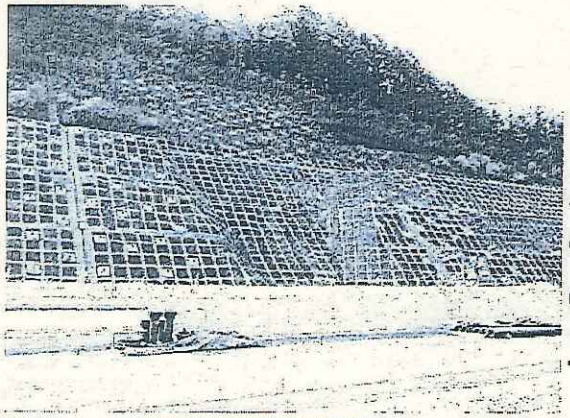

川原畑熱水変質帯の法面崩壊の修復の実態（国道145号工事の被害が深刻）

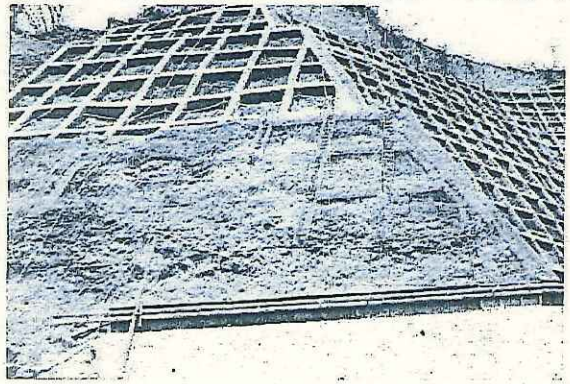

川原畑の3リスク

（前縁）地すべり
（背後）法面崩壊と温井・穴山沢の土石流災害

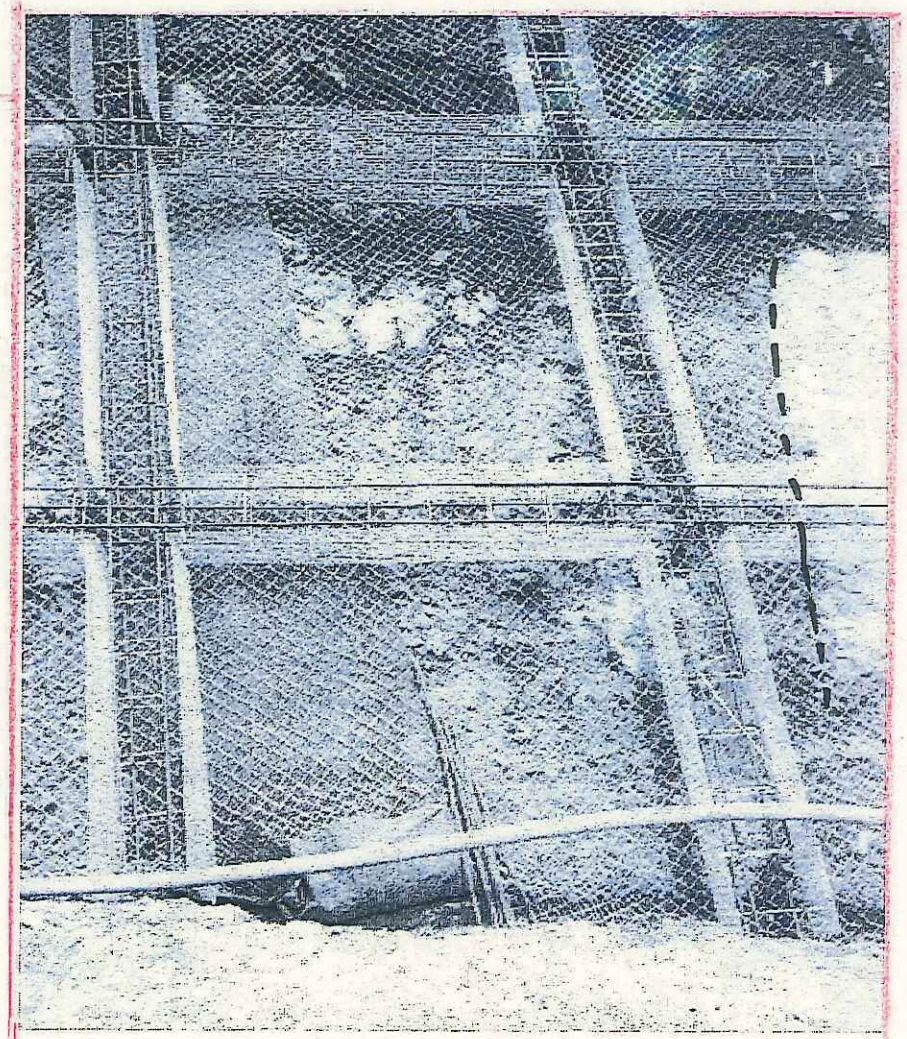

クラインガルテンの崩壊リスク ⇒ 高い

OkDAの荷重負荷による基盤岩の亀裂破砕と湧水．　無対策の ④ 地すべり の実態

八ッ場沢トンネル(98年)の亀裂と抽出①地すべりの進行実態

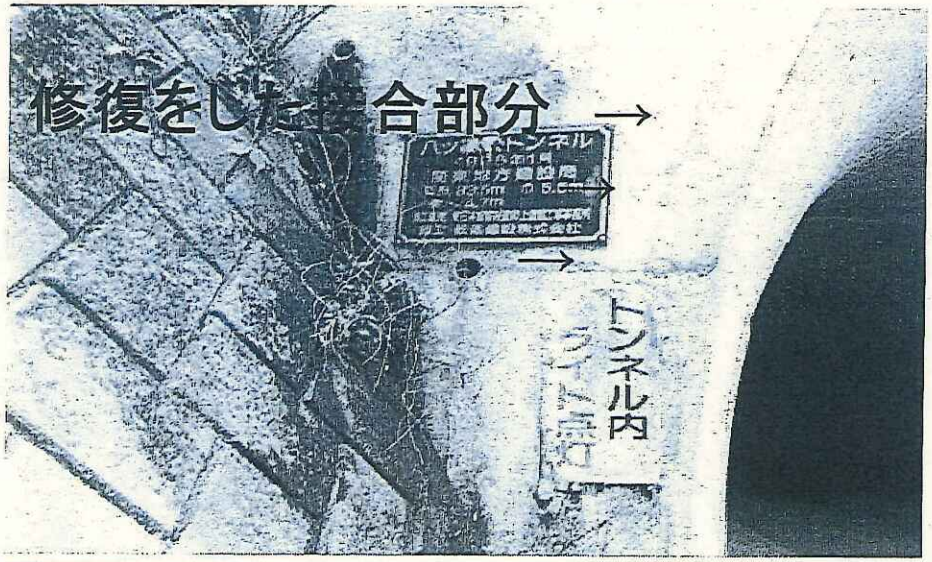

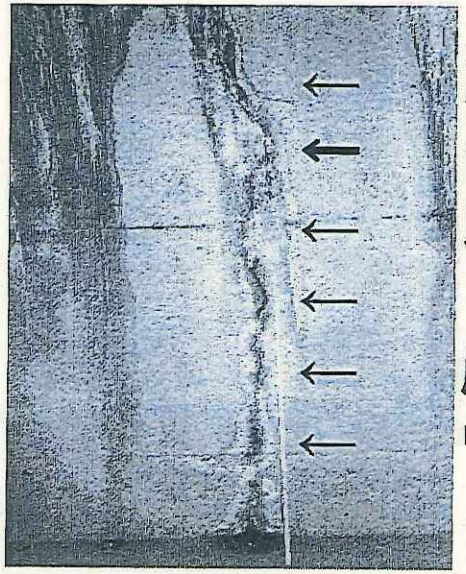

加重負荷に伴う接合部以外の亀裂・水漏れと炭酸カルシウムの析出

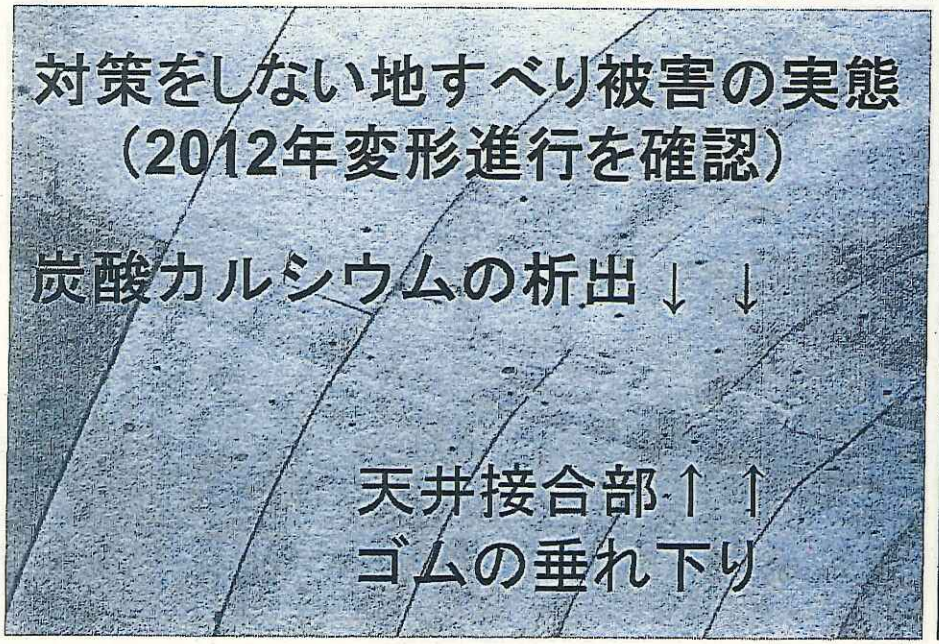

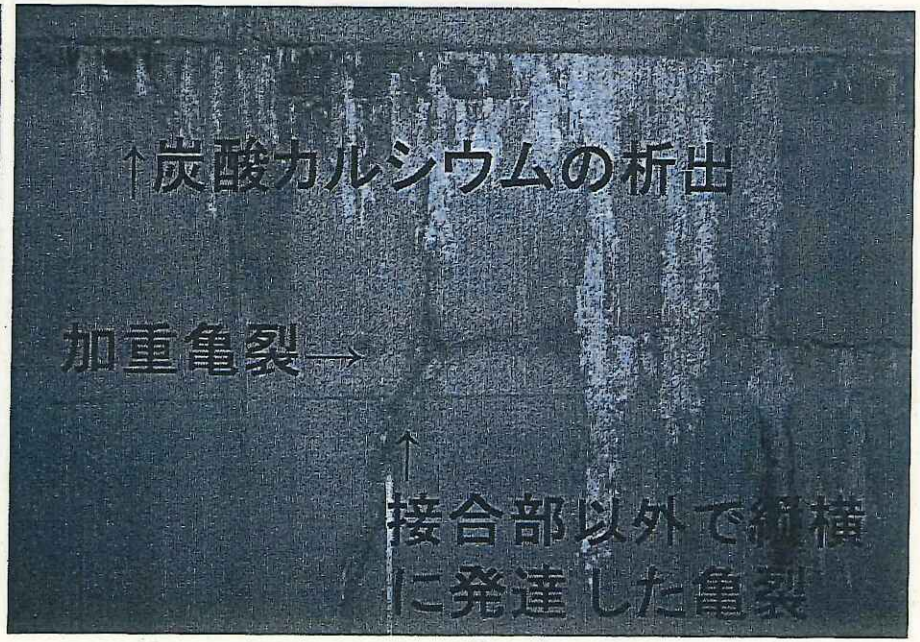

御用有識者の皆様

河川工学と土木でコントロールできると考え地質学や地学現象を軽視する対応を繰り返した研究者の皆様

国土交通省「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」

（地質・火山活動・地すべりリスクを十分理解していないか地盤問題を考慮しない研究者群）

★座長　中川　博次様　ダム利権を擁護・守る研究者
委員　宇野　尚雄様
委員　三本木健治様
◎委員　*鈴木　雅一様*　*森林保水力の向上を認定（唯一，良識ある研究者）*
委員　田中　淳様
委員　辻本　哲郎様
委員　道上　正規様
委員　森田　朗様
委員　山田　正様

関東地方整備局　有識者会議（第四紀の地形・地質認識が乏しい研究者）

★座長　宮村　忠様　★委員　虫明功臣様

3．11．東日本大震災　国交省タスクフォース（権威だけ利用された研究者）

入倉孝次郎様（地震）　丸井英明様（地すべり）

（地域地質の研究者・最新の火山・地震研究に詳しい人物から聴取をせず，ハッ場ダム建設を容認・追認した方々）　★は，河川部門の「斑目委員長」に相当

吾妻渓谷と八ッ場ダムの土砂災害防止工法の有効性

応桑岩屑なだれ(OkDA)のケース　　◎有効　○やや有効　△低い　×乏しい

対策工法	OkDA 地すべり	OkDA 深層崩壊	OkDA 熱水変質	盛土・崖錐
アンカー 工法	△×	△×	××	×△
杭工法	△×	△×	××	○○
押え盛土 工法	△×	△×	××	△△
排土工法	△ ×	△×	××	＝＝

ハッ場ダム建設(起債1兆円)で想定される最悪のシナリオ
浅間山噴火で後世に土砂災害と借金を残す土砂ダム

湛水による被害想定(代替地住民の罹災と下流域の災害リスク⇒増大)

①侵食基準面の上昇⇒上流地域で側方侵食の進行

②熱水変質した基盤岩・応桑岩屑なだれ(OkDA)の間で地下水の上昇と下降の繰り返し→地すべり・深層崩壊・土石流誘発⇒新駅・代替地住民が罹災

③崩壊に伴う湖面津波⇒湖畔住民・観光客が罹災

④ダム湖の埋積⇒砂防機能低下(土石流準備層の蓄積)

⑤集中豪雨・火山噴火⇒吾妻川下流域の土砂災害拡大

⑥利根川河床の上昇⇒洪水被害の拡大・破堤など

⑦水質の悪化・湖底にリン・砒素などを蓄積

空ダムによる被害想定⇒中・小噴火でも住民が罹災

吾妻渓谷と八ッ場ダムの災害リスクと下流への影響

◎非常に高い　○高い　△やや高い　×低い

リスク	地すべり 深層崩壊	火山災害	土石流	下流へ の影響
工事以前	× △	○	×	×
ダム建設	◎	◎	◎	◎
ダム中止 （代替地再建）	○	○ △	◎	○ ◎
現地再建 （緑化工事）	△ ×	○	△	△ ×

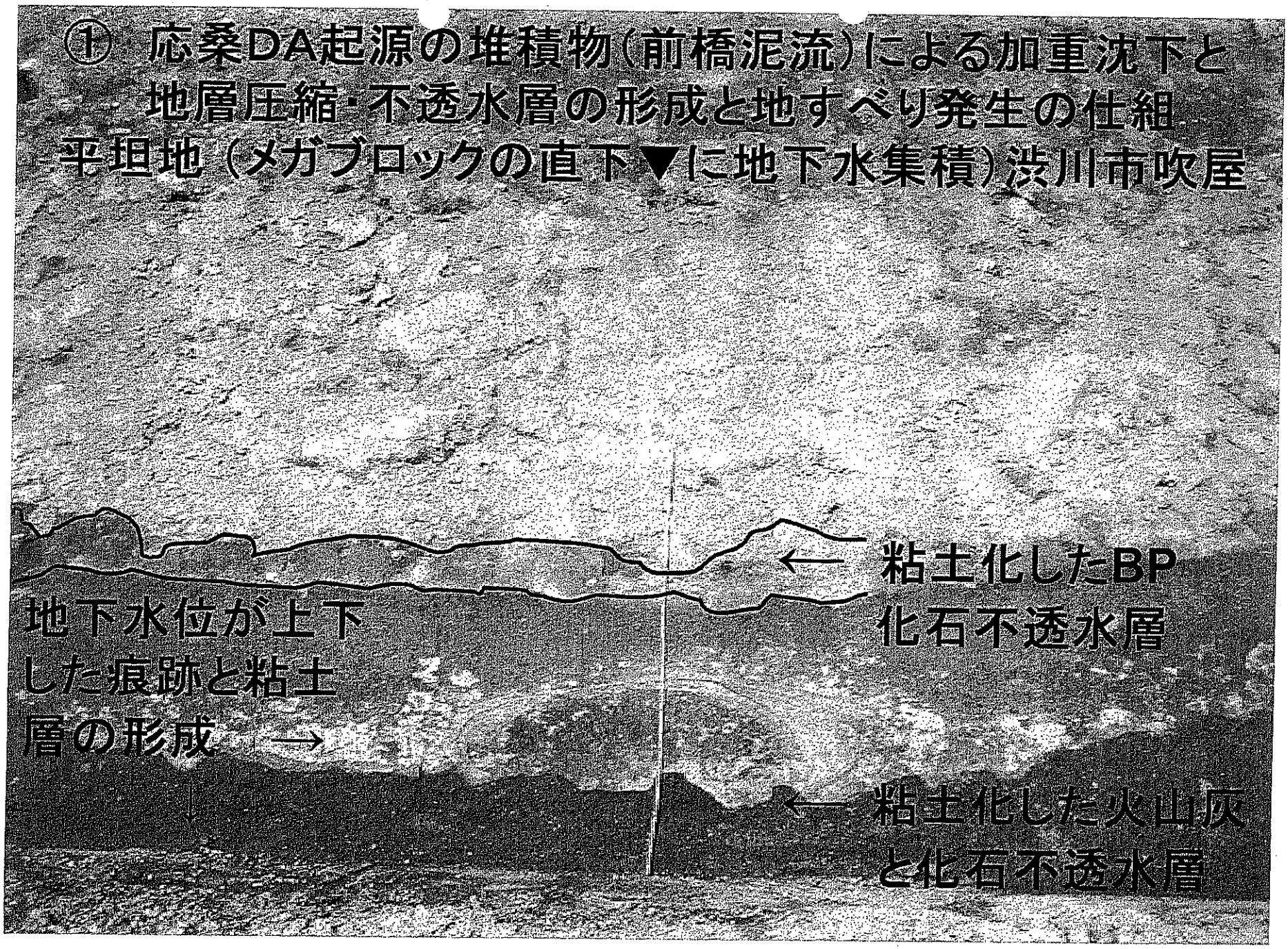
① 応桑DA起源の堆積物(前橋泥流)による加重沈下と
地層圧縮・不透水層の形成と地すべり発生の仕組
平坦地(メガブロックの直下▼に地下水集積)渋川市吹屋
粘土化したBP
化石不透水層
地下水位が上下
した痕跡と粘土
層の形成 →
粘土化した火山灰
と化石不透水層

4つの地すべり対策は有効に機能しない

①熱水変成帯（pH1～3）の法面崩壊・落石例

②亀裂破砕と湧水対策が不十分な例⇒崩壊へ

③応桑層直下のトンネル変形例（地下水を貯留し上昇させたために地すべりが発生）

④湛水・放水後の地すべり・深層崩壊の危険性

⑤熱水変質岩を使った土砂崩壊被害（2011.8.）

⑥応桑岩屑なだれ堆積物（OkDA）の特性を理解していない対策工事

八ッ場ダム堤上（国道145号茂四郎トンネル南）の応桑層（OkDA）堆積面と熱水変質岩の産状Ⅱ（河川局説明：火花が出るほど硬い岩石⇒偽りの実態）

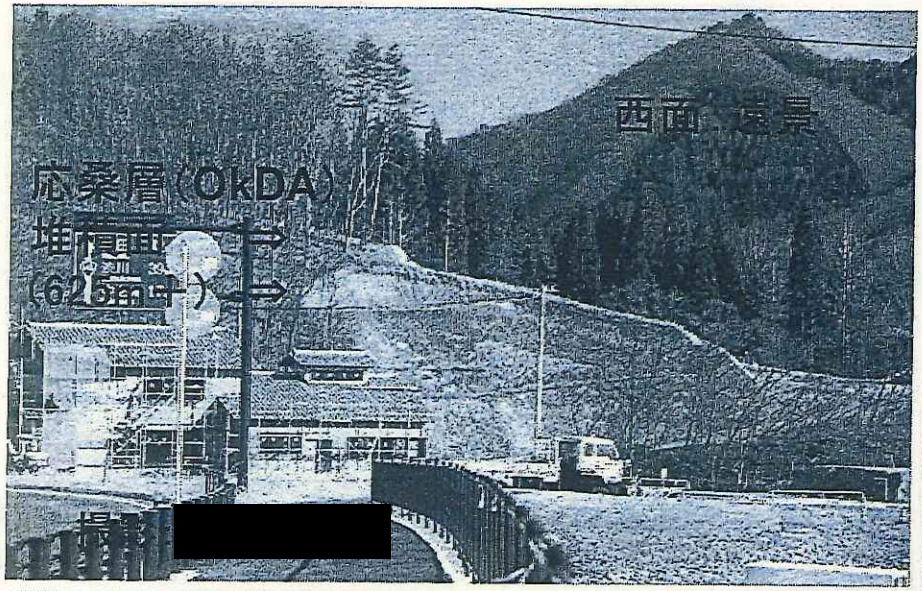



応桑層（OkDA）堆積面と熱水変質岩の関係を示す露頭全景



pH測定した熱水変質岩全景



熱水変質岩（鎌で削れる状態）

国道145号崩落前の上ノ平法面と熱水変質岩（pH2）・谷地形の関係



国道145号線（上平）
pH2の熱水変質岩と
土砂崩れ前の現場画像

地質地盤の脆弱性を軽視
して起きた地質災害（河川局のズサンな計画と道路管理による人的災害）

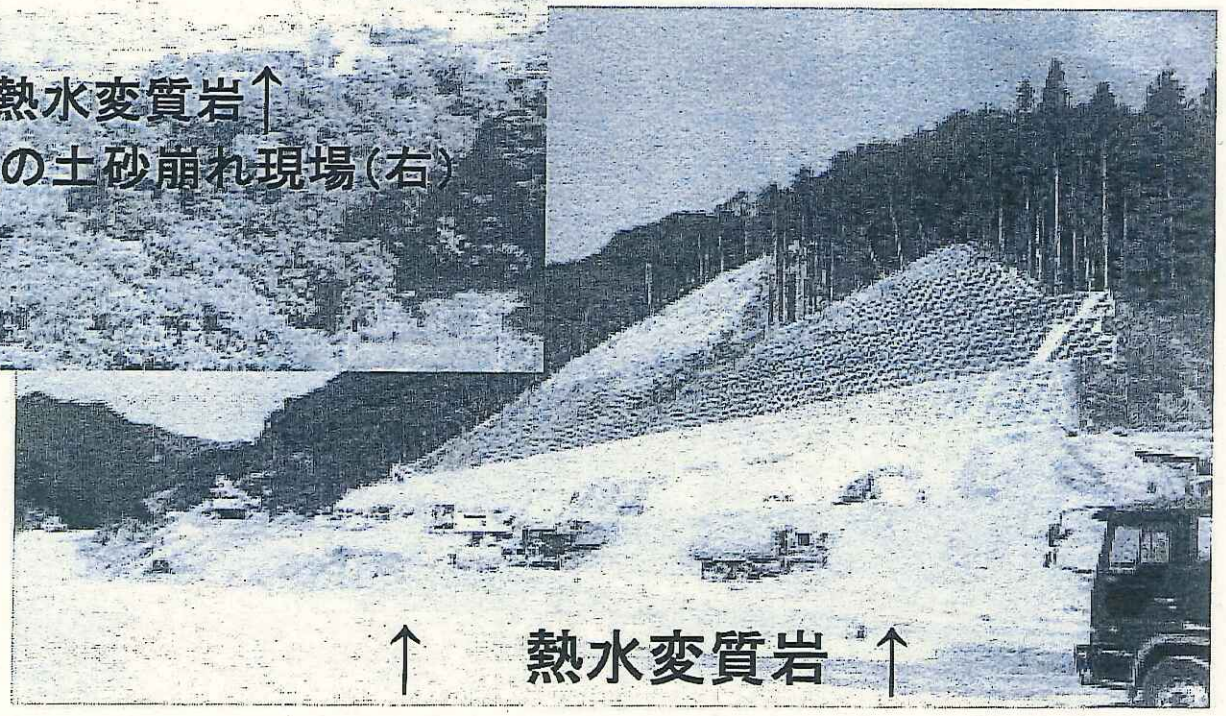

国交省河川局八ッ場ダム工事
事務所ホームページより
（転載・文字加筆）
右側は土砂崩れで道路 ⇒
をS字屈曲させて運用中 ⇒

ダム湖岸の波浪侵食防止用石垣→風化して砂礫化した状態（現在）

完成直後，代替地の安全対策はこれで万全と説明（5年前）．
昨年は代替地景観に配慮した「エコ石垣」です．水は張りません，斜面は安全ですと説明を受けました．
山を削って出た熱水変質した火山砕屑岩を使用した結果，
湛水すれば波浪侵食と地下水上昇で崩れる可能性が高い



（現在）→

↓

砂礫と土砂化中

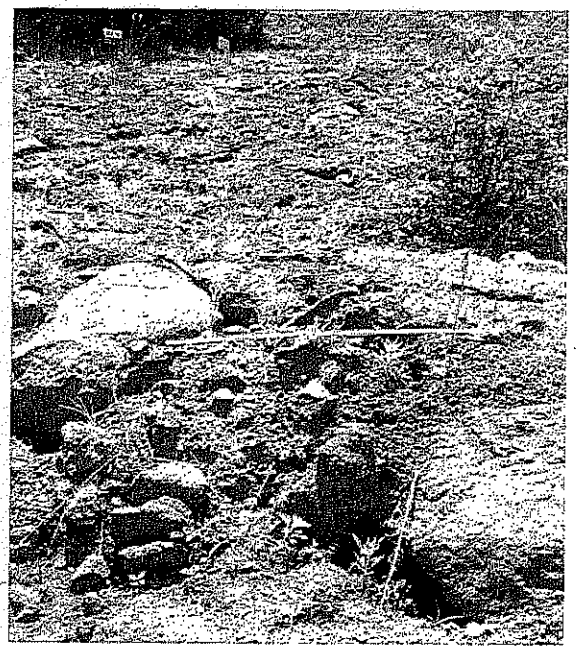

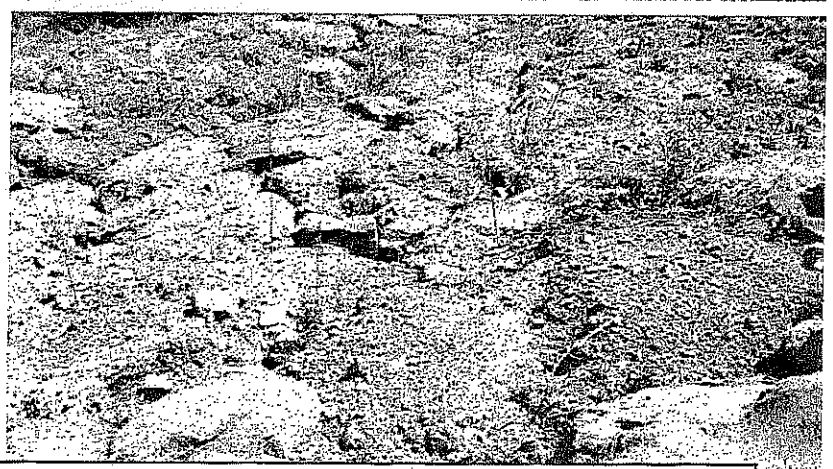

波浪浸食防止のため，整然と
積んだ石垣と説明したもの
■八ッ場あしたの会HPから転載・引用■

代替地と住民の安全を軽視した現場の実態（飽和重量非開示）

史上最悪のダム工事(八ッ場ダム)の諸問題:責任の所在

★国交(旧建設)省歴代河川局長★

■森林や地質条件を軽視し続けた河川工学・関連土木・建設分野の研究者

★基本高水の水増しを知りながら,今も八ッ場ダムやスーパー堤防が必要といい続けている研究者★

■同一河川を扱いながら砂防と利水の連携もなく犬猿の中の縦割行政(水利権保持者)

■各都県土木部出向の国交省職員
地質コンサルタント報告を捻じ曲げ
パブリックコメントを握りつぶした
河川局と歴代工事事務所幹部

■関係財団・企業への天下り職員

■政策立案関与の全ての公僕・議員

■各県は,国交省(旧建設省)出向組の土木整備部長に依存しすぎたこと

■公金支出にあたり,その妥当性を検証してこなかった各都県関連部局
★検証できる研究機関・大学あり★

■検証指示を怠り,用意された視察しかしない歴代の下流各都県知事・議員の皆さん(一方聞いて沙汰?)

■国土基本図を行政(都市計画)に反映させたり,生かしてこなかった各流域自治体

★速報業績主義⇒探究心喪失の弊害

■関連地域調査者:見過ごした私自身

■丁寧な調査報道に時間と予算がつけられない現在の取材環境

2　裏付け資料編

目　　次

1. 過去に水資源開発公団から私が受けた協力依頼状（片品川支流：平川・栗原川ダム関連）
2. 今後の治水のあり方に関する有識者会議　委員名簿
   （3．11．を受けた各委員の意見は，東京新聞　浅間山の噴火リスクの記事⇒13．参照）☆b
3. Ⅰc：大熊　孝氏による日本学術会議意見聴取資料集の一部（河川局の浸水図が捏造と指摘）
   Ⅰb：[redacted]（2011）の講演要旨（国交省へ提出済）　国交省が「地すべり地」を河川の蛇行地形と偽装していたことを裏付ける資料
4. Ⅱ：① 草津白根火山（[redacted] 1989）と浅間火山（[redacted]，1995など）の活動履歴
   ② 国交省関東地方整備局による八ッ場ダム検証報告書（つじつまあわせの報告実態）
   ③ 国交省関東地方整備局によるダム堆砂量の不正検証実態（以下に証拠資料）
   a☆ 火山性黒ボク土の実態を裏付ける資料：[redacted] 1995）．p 6
   b☆ 浅間山の火山災害履歴（日本大学地球システム科学科＋筑波大学位論文）
   c☆ 3．11．国交省タスクフォース報告書の不正記述（p27-28）
   ④ 昭和六年北関東地震報告（前橋測候所）にみる長野原町の被害（石垣・山崩れ）記述
   ⑤ 3．11．による群馬県内の4つの貯水池・地盤・家屋被害の実態（国交省送付済）
   ⑥ 3．11．タスクフォース報告会議の実態を調査報道した新聞記事
5. Ⅲ　国交省河川局が氾濫水量のつじつまあわせで作成した浸水図（捏造）の実態と報道
   ① 追加検証の裏付け文献資料（氾濫図が捏造もしくはズサンな資料である証拠）
6. 国交省八ッ場ダム工事事務所の安全軽視の対応と支持者の災害リスクを検証しようともしない参議院：山本一太議員ら自民党群馬県連の対応
7. 2011.9.26.付 前田大臣（[redacted]宛）へのメール・提案・提供添付資料
8. 3．11．国交省タスクフォース報告書の不正記述（p32-34．対策地が二転三転した実態）
9. 平成23年12月12日 民主党「八ッ場ダム問題に関する部門意見」に対する
   国土交通省の考え方（p 4-5 の不正報告とズサンな記述部分）
10. 国交省河川局（国土保全局）の不正報告・ズサン対応をした実態を示す検証資料集
11. JR東日本・上信越工事事務所への提供資料リストとその後のJR東日本，[redacted]の対応
12. a河川計画課に握りつぶされていた第一回パブリックコメントと「八ッ場ダム建設事業の検証に係わる検討報告書（素案）に対する意見と配布資料」b「誤字脱字だらけの文字お越し」資料
    ※（関東地方整備局に地域地質の基礎知識のある人物がいない証拠）
    「パブリックコメント」が単なるアリバイ作りに利用されている実態
13. 御用有識者と河川官僚・天下り法人によるずさんな検証・マニフェストつぶしの実態を報道した一部の新聞と雑誌記事

以　上

a 東京新聞（火山災害，土石なだれ，災害など）
b 東京新聞（河川工学者の意見 ～3，11，後）
c 東京新聞（災害リスク，土石なだれ，深層崩壊
d AERA　取材記事

（官僚と御用有識者による情報操作の実態を表わす資料）

（同上）

国民の代表である国会議員をだまし続ける資料集

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

潤いを未来に

水資源開発公団
栗原川ダム調査所
〒378－0051　群馬県沼田市上原町1619番地
電　話（0278）22－1521（代表）
FAX（0278）24－9619

1

１４栗総第２４０号
平成１５年　２月　７日

[redacted]　殿

水資源開発公団
栗原川ダム調査所長　杉村　潔

地質に関するご指導、ご協力の依頼について

拝啓、立春とはいいながらまだまだ寒い日が続いている折、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、突然の依頼につき失礼とは存じますが、利根村教育委員会において準備作業中である「利根村自然史資料館」について、当公団では事業との関係上、微力ながら協力を行う所存でおります。

つきましては、ご専門である地質に関して貴殿のご指導、ご協力を賜りたくお願い申しあげます。誠に厚かましいお願いで恐縮ですが、ご理解を賜り下記のとおりご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

１．期　　間　　平成１５年２月１７日

２．場　　所　　群馬県沼田市上原町１６１９番地
水資源開発公団栗原川ダム調査所

３．費用負担　　旅費等については、当公団にて負担

４．連　絡　先　　水資源開発公団栗原川ダム調査所
総務課　石田
℡　０２７８－２２－１５２１

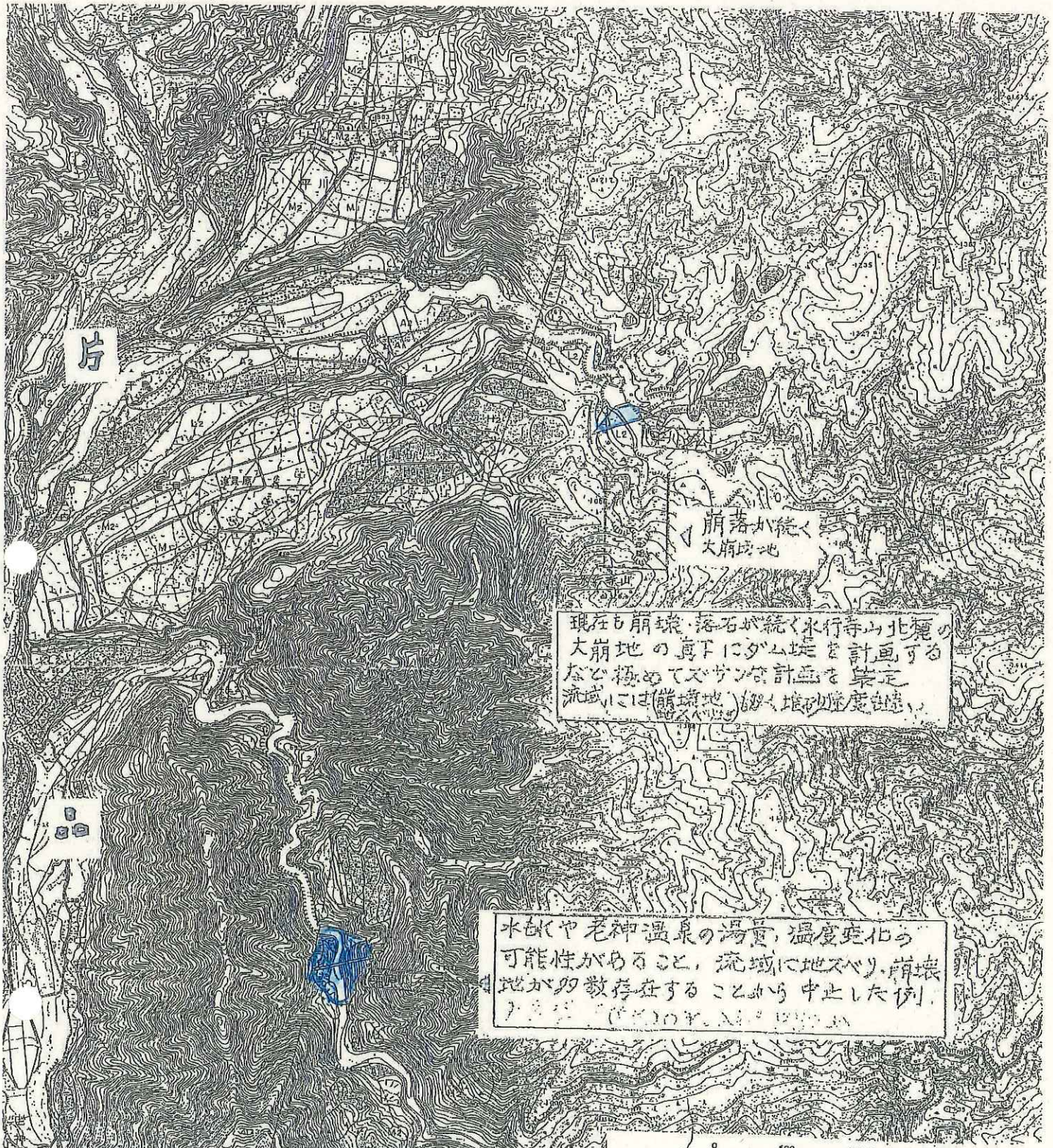

登録番号		整理番号	25
工事名	(平川ダム) 地質解析(その3) (宮原川ダム)		
図面名称	空中写真判読図		
承認		審査	
設計		写図	
作成年月日	平成4年3月20日	縮尺	1/25,500

水資源開発公団平川ダム調査所

2

第19回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議

議 事 次 第

日時：平成２３年１１月９日（水）

１８：００～２０：００

場所：中央合同庁舎３号館１１階特別会議室

１．開会

２．前田国土交通大臣　挨拶

３．議事

（１）ダム事業の検証の検討結果について

（２）その他

４．閉会

今後の治水対策のあり方に関する有識者会議
委員名簿

座長

中川博次　京都大学名誉教授

委員

宇野尚雄　岐阜大学名誉教授

三本木健治　明海大学名誉教授

鈴木雅一　東京大学大学院農学生命科学研究科教授

田中淳　東京大学大学院
情報学環総合防災情報研究センター長・教授

辻本哲郎　名古屋大学大学院工学研究科教授

道上正規　鳥取大学名誉教授

森田朗　東京大学大学院法学政治学研究科教授

山田正　中央大学理工学部教授

（敬称略、五十音順）

2011・3・29(火)

河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会

利根川の洪水について

大熊　孝

新潟大学名誉教授
NPO法人新潟水辺の会代表

資料1-3

現在のカスリーン台風による基本高水22000m3 /sと17000m3 /sの差はどこに？

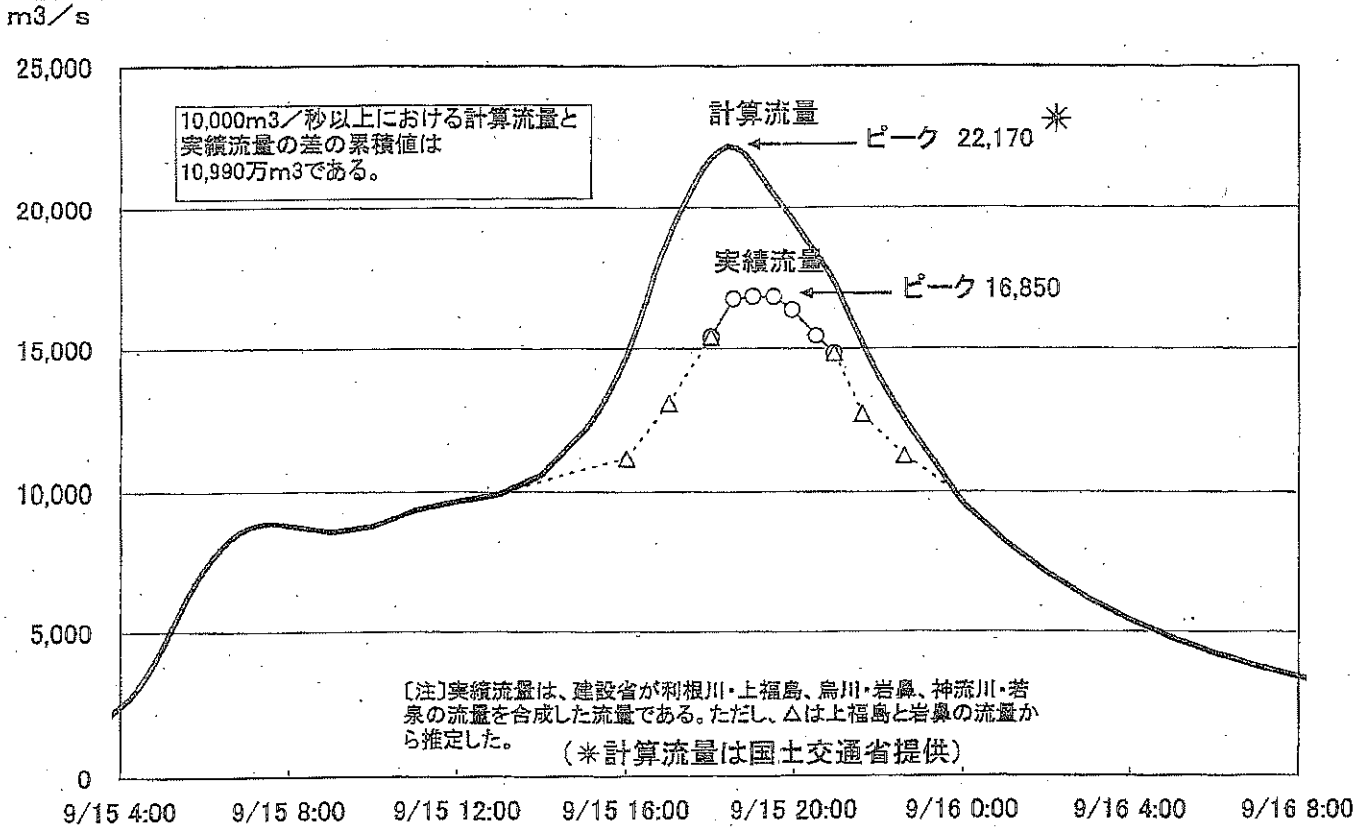

計算と実績の差の約1億m^3が氾濫する場所はない。
（氾濫水深1mとして1万haの氾濫面積が必要？）

上福島付近の破堤はピーク流量が過ぎた後での破堤であり、岩鼻下流や高崎市の氾濫を差し引くと、氾濫量は1500万m3から3000万m3程度になる。

21,100m3／sと17,000m3／sとのハイドログラフの差は約1億m3であり、八斗島上流にはそれだけ氾濫するところがない。

今回の流出解析にも誤謬があるとしか言いようがない。

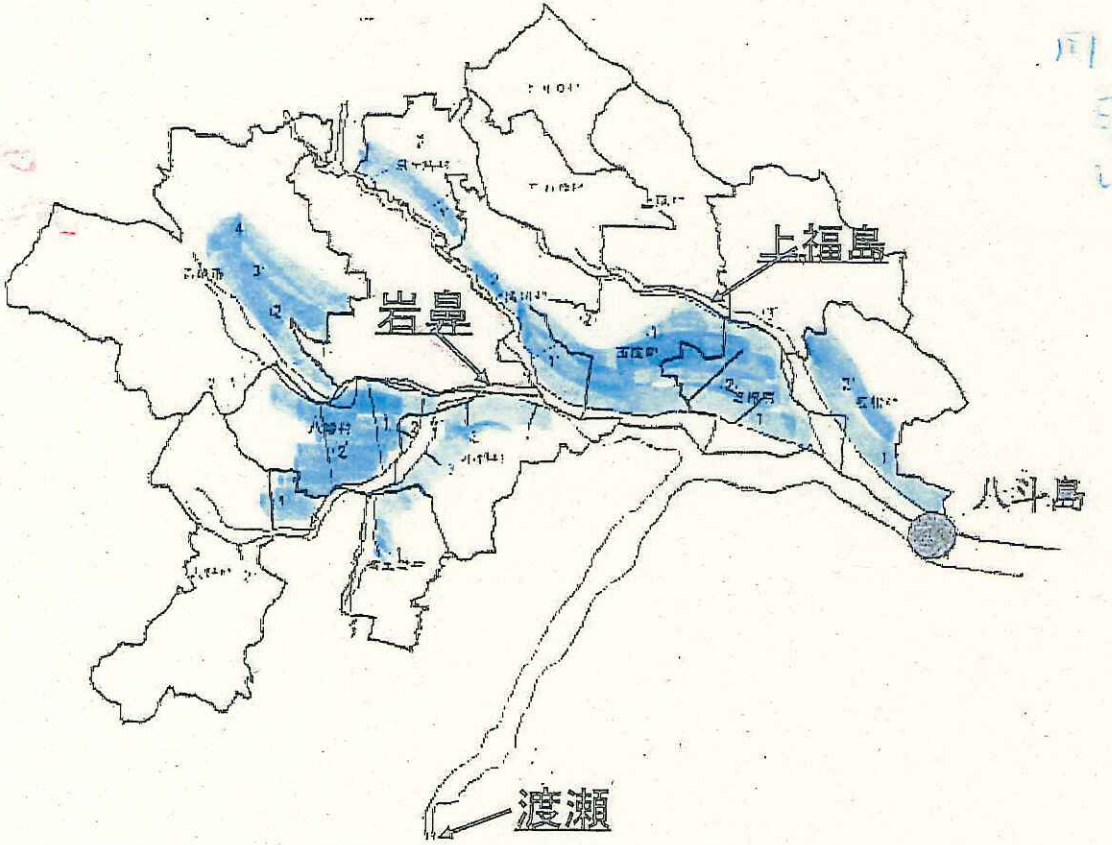

図4　測線の設定図

昭和22年9月洪水氾濫推定図

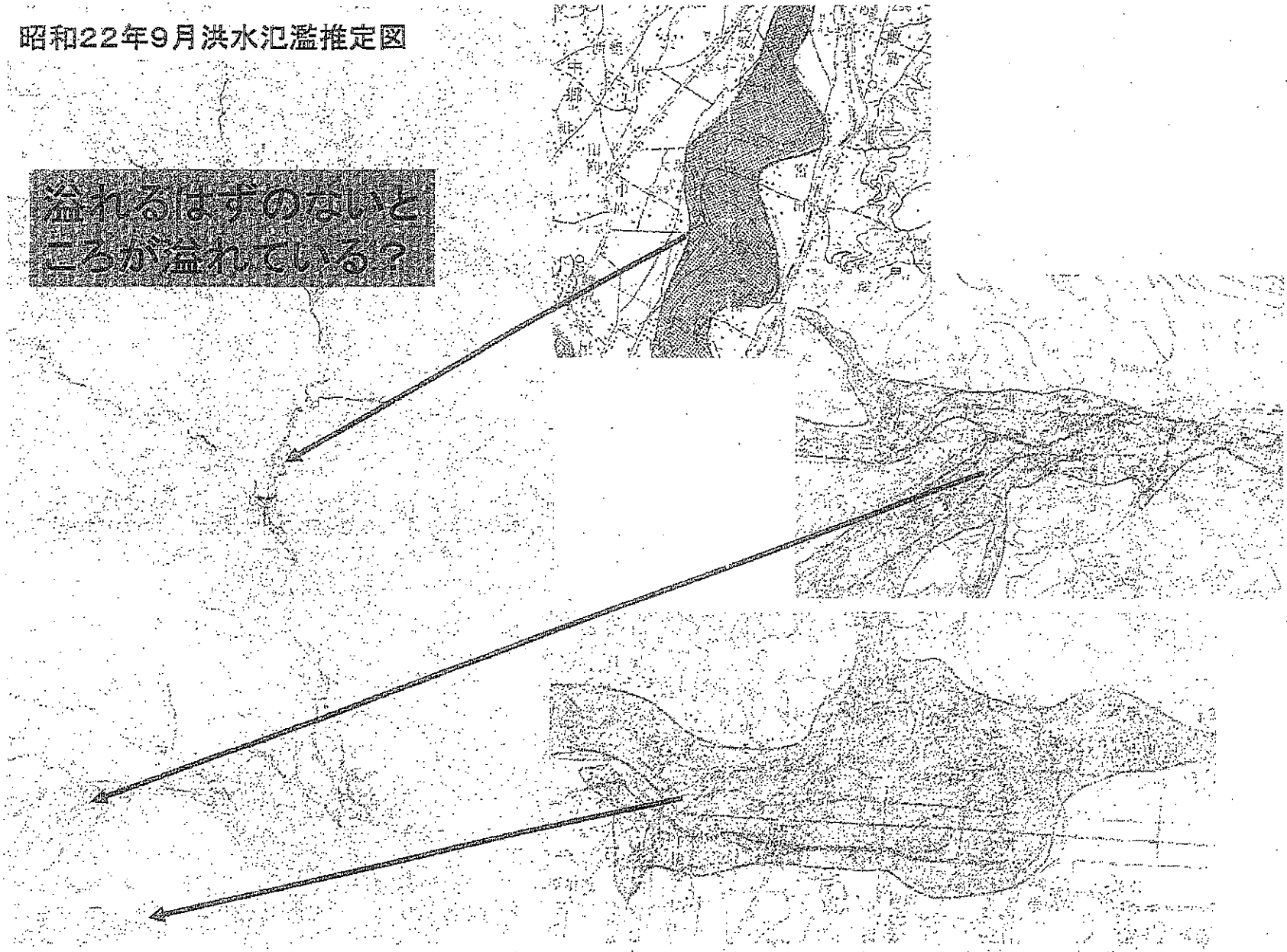

出典：利根川ダム統合管理事務所「利根川上流域における昭和22年9月洪水（カスリーン台風）の実態と解析（昭和45年4月）

3Eb

ISSN 1345-8329

日本地理学会発表要旨集

Proceedings of the General Meeting of the Association of Japanese Geographers

2011年日本地理学会春季学術大会

3月29日～4月1日

明治大学

社団法人日本地理学会

2011

八ッ場ダム建設のため蛇行地形に偽装された上湯原の巨大地すべり

100237 Huge landslide of Kamiyubara camouflaged to meander geographical features because of Yanbadam construct [redacted] (2011)

[redacted]

キーワード: 八ッ場ダム建設・偽装, 地すべり, 岩屑なだれ・土砂災害履歴
Key words: Yanba dam construction, camouflaged, landslide, debris avalanche, sediment disaster history

I はじめに

八ッ場ダム建設に伴う川原湯代替地:上湯原地区は,川原湯温泉再生の要として重要な移転先である.この地区の地形は,やや開析を受けた円弧状の急崖と前縁に広い堆積面を有する緩斜面である(図1).中村(2001)によれば,吾妻渓谷で貴重な土地ながら土砂崩れと落石が頻発することから,畑地利用が出来ず雑木林になっているという.この地を所有する豊田氏らの証言でも,過去に何度か土砂災害を体験・目撃しているとのことである.

この地区は,国から地すべり調査の委託を受けた会社の報告でも,地すべり危険地帯22箇所の内の一つに挙げられている.

一方,国交省では上湯原地区は地すべり地形ではなく河川の蛇行地形で,裏付けとして地質断面図を公開していた(図2).

本発表では,上記の全く異なる見解について,代替地の安全確保と防災上の観点から実施した資料検証と現地調査の結果を報告する.

II 長野原町・群馬県・研究機関ほかの資料検証

久保他(1996)は,上湯原地区を吾妻川の最高位段丘とし,応桑岩屑なだれ堆積物(OkDA)を崖錐堆積物が厚く覆うこと,中村(2001)は,同地区全体を覆う複数の崖錐堆積物の存在と昭和の土石流災害を報告している.倉沢(1992)「川原湯新温泉源の開発」の地質断面図では,OkDA が7mの崖錐堆積物を挟んで上下2層(群馬県,1991)に分かれていることを図示している(図3).

2009 年公開(独)防災科学技術研究所の全国地すべりマップによれば,上湯原地区は背後の円弧状急崖を滑落崖とし,2つの地すべり斜面移動体で構成されていることを明らかにしている(図1). [redacted](2010)は,OkDA の堆積面高度が対岸の立馬に比べ 30m 以上低下した地すべり塊であることや河川局が公開した地質断面(図2)の誤りを指摘している.いずれの報告も OkDA が流下後,時間を置いて再移動した事実と上湯原地区の全体を覆う大規模な土砂災害が起きていたことを指摘している.

III 国交省の蛇行地形と(独)防災研の地すべり移動体の検証

次に,上湯原の災害履歴の検証結果を図4に示す.地点1(新駅建設地上)では,OkDA 以降5回の大規模災害が発生した.地点2では,尾根地形直下から複数の地点で湧水が観察でき,群馬県(1991),倉沢(1992)の報告も同じである.上湯原で OkDA の堆積面高度が大きく低下し,層厚 10m 以上の崖錐堆積物が全域を覆った事実は,防災対策を考える上で重要課題の1つである.この大災害は,浅間テフラから約 1.3 万年前直後に発生していたことが確認できた.**以上は,住民の安全を第一に地すべり危険地帯を指摘した良識ある地質調査会社と防災科学研究所の地すべり見解を支持するものである.このような場所にダムを造り湛水した場合,活動中の移動体(林・白岩沢・八ッ場沢トンネル)と同様,地すべりが再活動する可能性が高く,代替地では深刻な事態を招くことに繋がるだろう.現状は,国交省河川局がダム建設のため,意図的に検証を怠ってきたとしか考えようがない.万一,地すべりが発生した場合,ダム推進を訴える一方で,住民の為の安全検証を怠った側に大きな責任が生ずるのではないだろうか.**

IV まとめにかえて

国交省・群馬県などの資料検証と現地調査から,上湯原地区は OkDA 流下後,地すべりと土砂崩れを繰り返して形成された場所であることは明らかである.**河川局は,多くの調査者と国の研究機関が災害リスクを指摘した上湯原の巨大地すべり地を『八ッ場ダム建設のため,河川の蛇行地形であると偽装公表して工事を進めてきた』と言わざるを得ない.既に,利根川流域の治水・利水計画の中で基本高水を操作していた事実を含め,河川局の環境アセスメントが,ダム建設に協力した住民の災害リスクまで軽視し,ダム建設だけを目的化していたことと同じである.**

国は,川原湯温泉街の再建を最優先で実施し,従来型の河川行政の誤りを認め,全面的見直しと情報公開を通じて真の環境アセスメントを実施することが急務ではないだろうか.

文献:中村(2001)群馬評論,87,77-82.久保他(1993)長野原町の自然.1-89.群馬県(1991)川原湯新温泉源の開発.77p.倉沢(1992)地熱29,33-50.防災科学技術研究所(2009)全国地すべりマップ.草津.国交省河川局 HP:地すべりについて.[redacted](2010)[redacted]



図1 全国地すべりマップ 草津図幅より転載
(独)防災科学技術研究所 一部加筆



図2 上湯原地区断面図
国交省 HP より転載 (地質・年代が上下逆転)

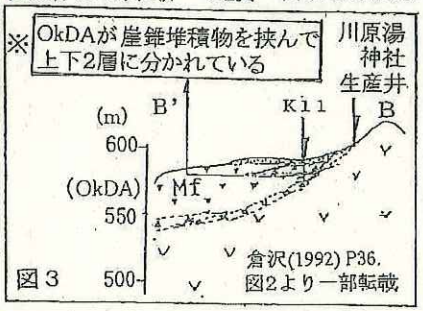

図3 倉沢(1992) P36. 図2より一部転載

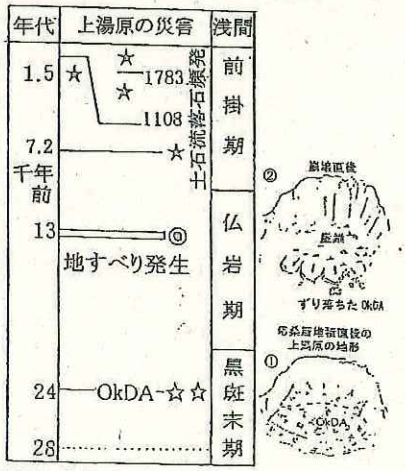

図4 上湯原の災害履歴

・1.3万年前の地すべりに伴い,吾妻川の河道が北へ移動→その後,新期の堆積物
・OkDA 背後に堆積していた崖錐性土石が扇状地の上を「土石流」となって上湯原地区全域を覆ったこと.—242—
・応桑層(OkDA)は,礫・巨礫を含む脆弱な凝灰岩質火山灰土(粘土)で構成され,地下水の浸透と融解を繰り返すため強度が極端に低い.ダムが出来れば"永切状態"で安定している現状が危険.

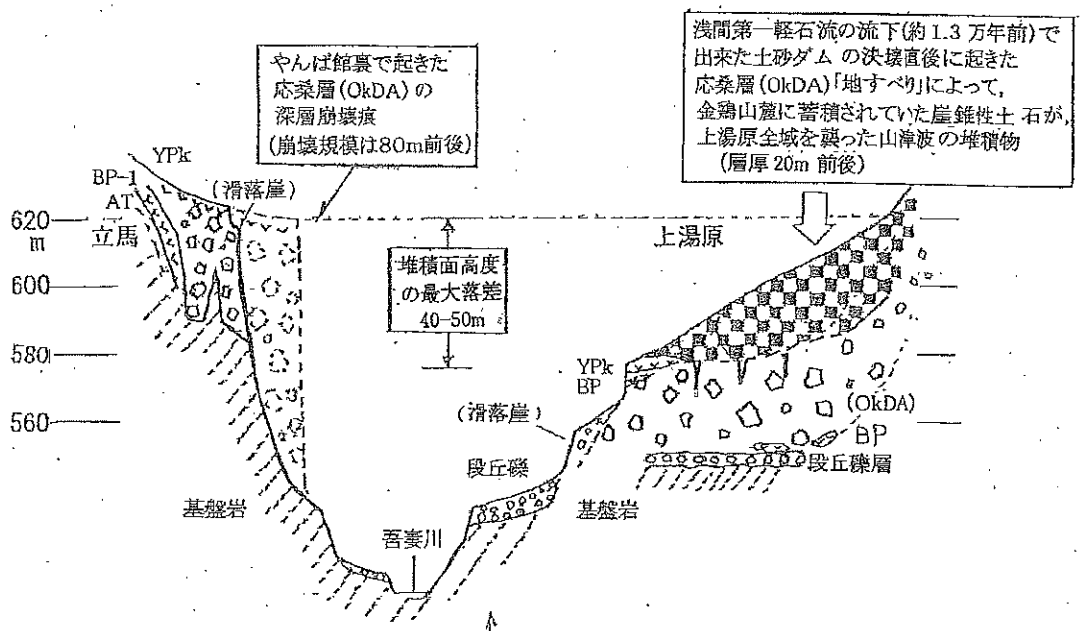

国交省により川の蛇行地形に偽装された
上湯原の巨大地すべりとその実態

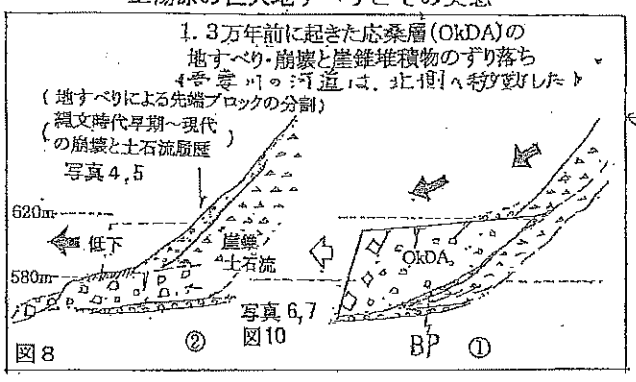

図8



図9 ずり落ちたOkDA

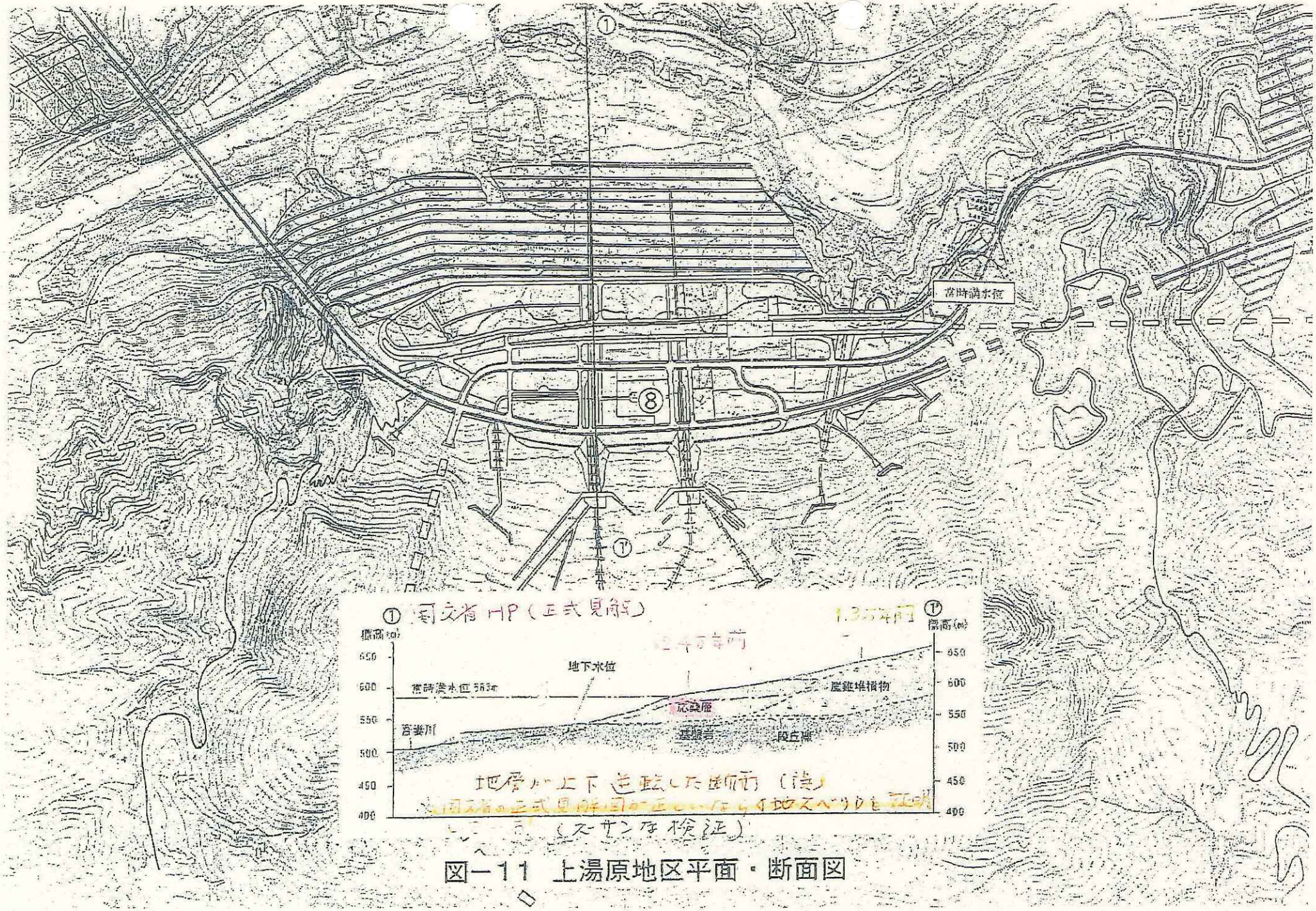

図－11　上湯原地区平面・断面図

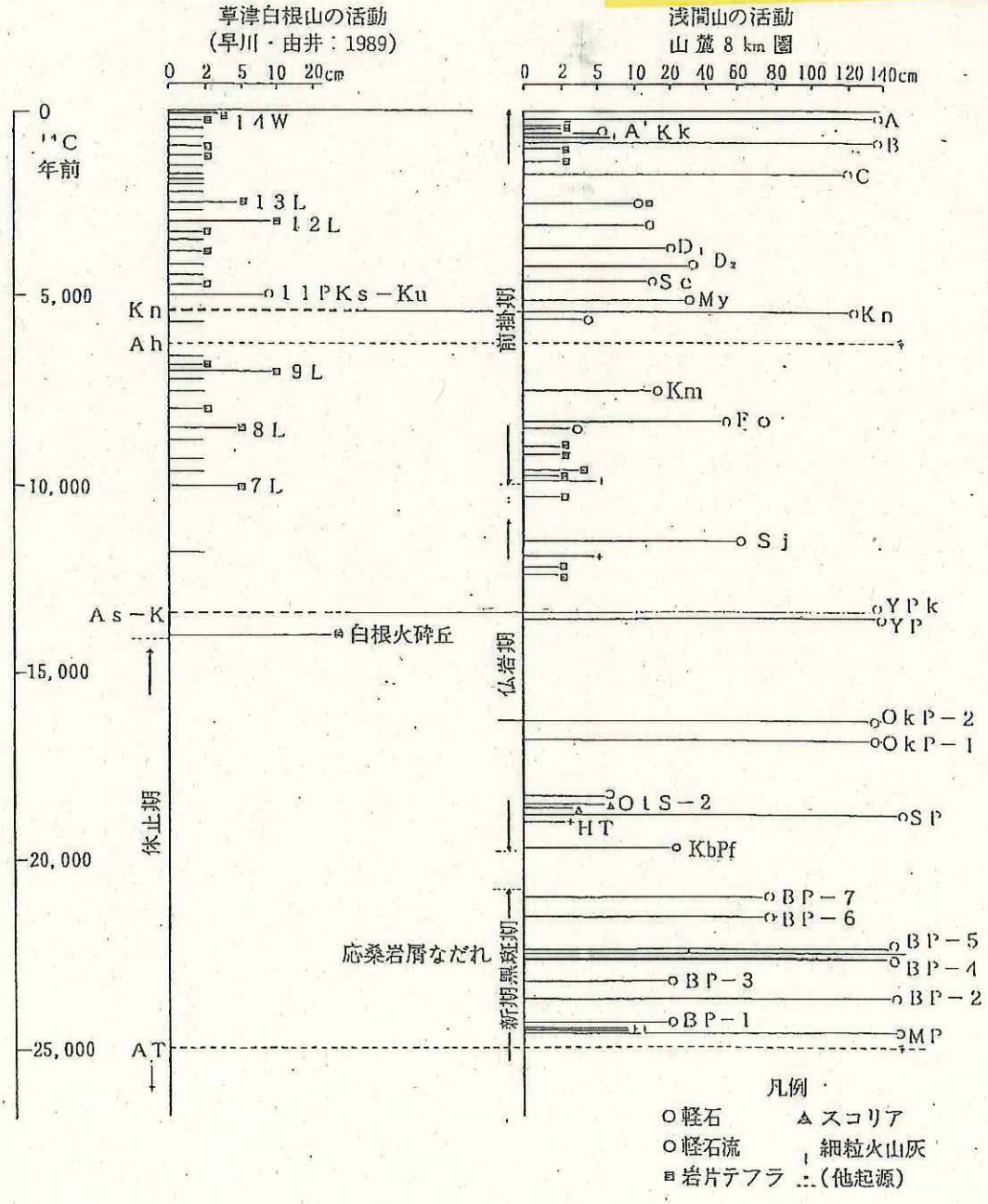

図６－２　浅間火山・草津白根火山の活動(実線はテフラの厚さを表す)

[redacted] (1995)

[redacted]

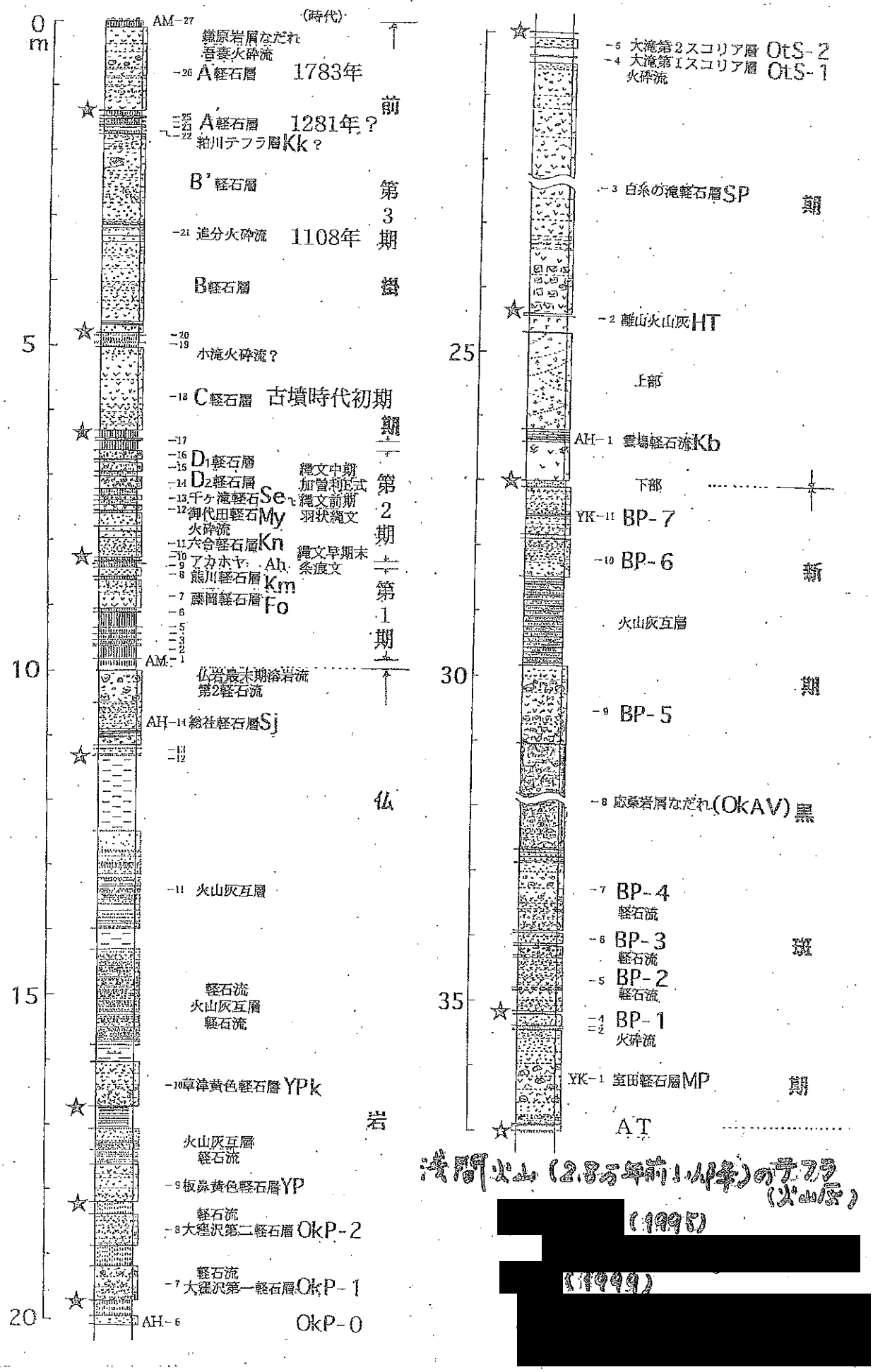

浅間火山(2.8万年前~1.4万年)のテフラ
(火山灰)

[redacted] (1995)

[redacted] (1999)

[redacted]

4. 八ッ場ダム検証に係る検討の内容

4.1 検証対象ダム事業等の点検

検証要領細目に基づき、八ッ場ダム建設事業等の点検を行った。

4.1.1 総事業費及び工期

現在保有している最新のデータや技術的知見等の範囲で、「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）で定められている総事業費及び工期を点検した※1。

※1 今回算定した経費には、さらなるコスト縮減や工期短縮などの期待的要素は含まれていない。また、検証の結論に沿って、いずれの対策を実施する場合においても、実際の施工にあたっては、さらなるコスト縮減や工期短縮に対して最大限の努力をする。

(1) 総事業費

1) 点検の概要

【基本計画の内容の点検】

基本計画に示された総事業費を対象に、平成19年度（基本計画の直近の変更年）以降現時点までに得られている本体工事の実施設計等の新たな情報も踏まえ、平成22年度以降の残事業費の点検を以下の観点から行った。

- 平成21年度迄実施済み額については、契約実績額とした。
- 平成22年度以降残額としては、調査の進展による設計数量の精度の向上を反映させた（地質条件、工法変更に伴うものを含む）。
- 平成19年度以降の物価の変動を反映させた。

【事業検証に伴う要素】

検証による工事の中断に伴い必要となる費用の点検を行い、本体関連工事現場へ立ち入り防止柵の新設等及び工期遅延により必要となった経費を算定した。

【新たな指針の作成等に伴う事業費の点検】

新たな指針の作成等により地すべり等及び代替地地区の対策工の必要性の点検を実施した。

総事業費の点検結果を示せば、表4-1-1のとおりである。

なお、今回の検証に用いる残事業費は、平成23年度以降を想定し、表4-1-1「八ッ場ダム建設事業　総事業費の点検結果（案）」に示した「H22以降残額」より平成22年度予算額（約154億円）を差し引き、「事業検証に伴う要素」「新たな指針の作成に伴う要素」を加えた額、約1,300億円とした。

2)地すべり対策の必要性の点検の概要

- 「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）」（平成21年作成）に基づき、地すべり等の対策工の必要性の点検を行った。
- 同指針では、地すべり等の対策工の検討にあたっては、一定の精度をもった調査結果を前提としているが、今回の検討では、現時点で得られている最新のデータ及び技術的知見をもとに、地すべり等の対策工を必要とする可能性がある地区について、現時点で考えられる最大限の地すべり等の範囲を想定した。

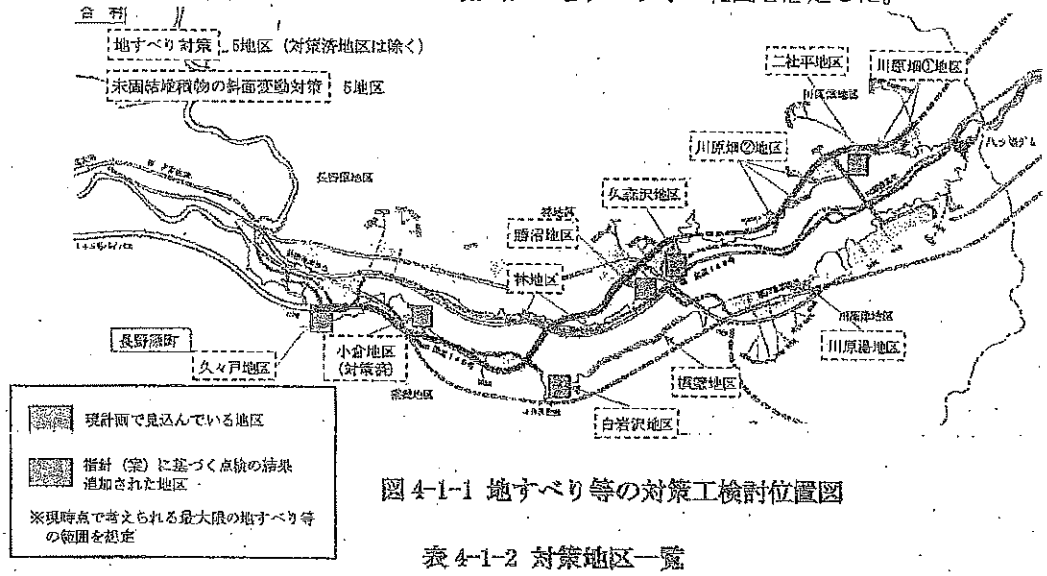

図 4-1-1 地すべり等の対策工検討位置図

表 4-1-2 対策地区一覧

	要因別	種別	地区名	対策工法（案）	備考
地すべり等対策		地すべり	二社平（川原畑）	排土工、押さえ盛土工	
		地すべり	勝沼（林）	排土工、押さえ盛土工	
		地すべり	小倉（横壁）	排土工、押さえ盛土工、鋼管杭工	H21迄に実施済
		地すべり	白岩沢（横壁）	排土工、押さえ盛土工	
		地すべり	久森沢（林）	押さえ盛土工	
		地すべり	久々戸（長野原）	押さえ盛土工	
		未固結堆積物	川原畑①	押さえ盛土工	
		未固結堆積物	川原畑②	押さえ盛土工	
		未固結堆積物	川原湯	押さえ盛土工	
		未固結堆積物	横壁	押さえ盛土工	
		未固結堆積物	林	押さえ盛土工	

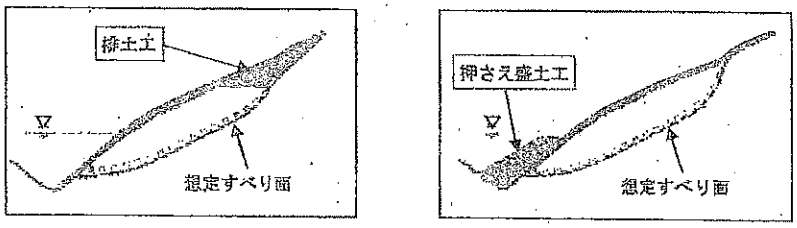

排 土 工　　押さえ盛土工

※この図は検討対策工法のイメージ図であり、実際に施工する場合には、周辺の状況を踏まえ施工する。

図 4-1-2 検討対策工法の概要

3) 代替地地区の安全対策の必要性の点検の概要

- 代替地地区（宅地及び付替道路等の公共施設から構成）の安全対策については、河川砂防技術基準等の設計基準に基づき、設計・整備してきた。
- 平成 18 年の「宅地造成等規制法」の改正により新たに規定された既存の造成宅地の安全性の確保の考え方に沿って、湛水を前提とした条件で、全ての代替地地区の盛土に対し安定計算を実施し、対策工の必要性の点検を行った。
- 対策工の検討にあたっては、現時点で得られている最新のデータ及び技術的知見をもとに、安定計算に必要な盛土材の物性値として、すべりに対する抵抗力が小さく計算されるような値を前提とした。

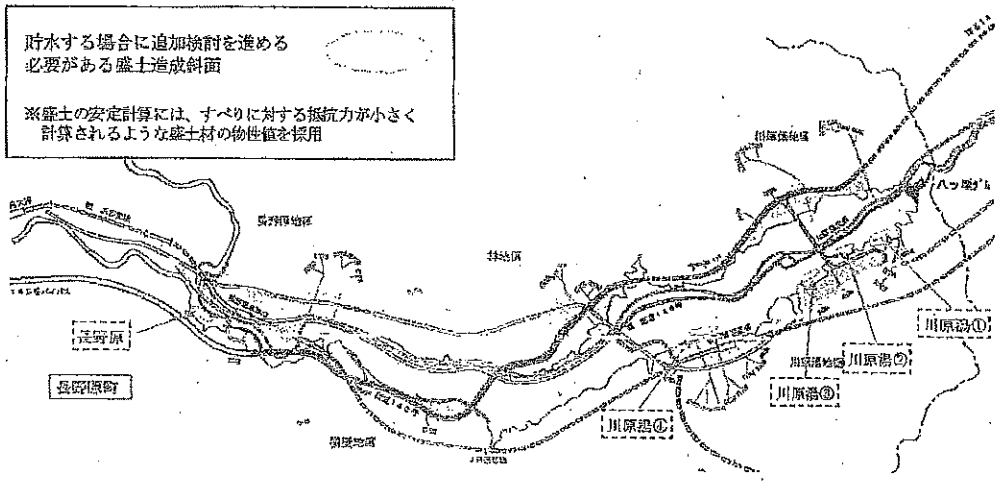

図 4-1-3 代替地地区の安全対策工検討位置図

表 4-1-3 対策地区一覧

	地区名		対策工法（案）	備考
	現計画	点検後		
代替地地区の安全対策工	—	川原湯①	杭工	
	—	川原湯②	杭工	
	—	川原湯③	杭工	
	—	川原湯④	杭工	
	—	長野原	アンカー工	

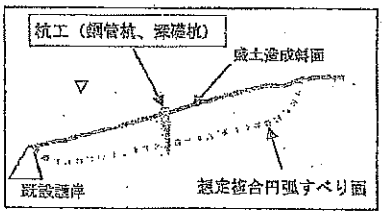

杭 工

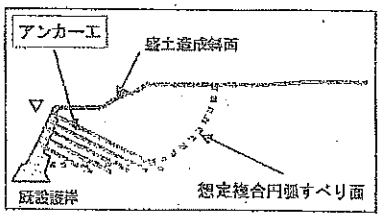

アンカー工

※この図は検討対策工法のイメージ図であり、実際に施工する場合には、周辺の状況を踏まえ施工する。

図 4-1-4 検討対策工法の概要

(国交省 河川局による) 八ッ場ダム建設のための情報操作例(意図的)

4II ① ②

4.1.2 堆砂計画

八ッ場ダムの堆砂容量（1,750 万 m³）について、最新の堆砂量の推定方法を用いて点検を行った。

①
②

1）堆砂容量の考え方

八ッ場ダムの堆砂容量については、次に示す手法により設定されている。

- 既往の経験式（江崎式、吉良式、石外式）及び吾妻川の既設砂防ダム（2ヶ所）の実績堆砂量から得られる比堆砂量※1 の平均値を計画比堆砂量として設定した。
- この計画比堆砂量と八ッ場ダムの流域面積を乗じ、100 年分の堆砂量を推定し、八ッ場ダムの堆砂容量として設定した。

※1　実績の堆砂量を流域面積と運用年数で除した値（m³/km²/年）。流域からの土砂の流入により、どの程度貯水池内に堆砂するかを示す指標

八ッ場ダムの堆砂容量 ＝ 245m³/km²/年 × 707.9km² × 100 年
（計画比堆砂量）（流域面積）（年数）
≒ 1,750 万 m³

表 4-1-5 各手法による比堆砂量一覧

検討方法		結果 (m³/km²/年)	備考
経験式	江崎式	244	
	吉良式	243	
	石外式	214	
吾妻川の既設砂防ダムの実績	根広第一堰堤	150	測量期間(S40～47年)
	白砂川第一堰堤	360	測量期間(S48～55年)
平均値		242≒245	採用値

吾妻川の本流ではない偽りの記述表現

(二次支川) 支流のさらに上流の支川

(支流)

1. 日本でも有数の活動的火山を上流20km圏に2つ持つ八ッ場ダムと地質条件が共通する近傍類似ダムは存在しない
2. 流域最大の土砂供給源浅間火山麓河川の砂防データと過去の噴火実績（大・中・小噴火時の土砂供給量）を排除していること「意図的」
3. 平時の土砂供給量の少ない草津白根山側（白砂川第一堰堤と二次支川である根広第一堰堤は硫黄温泉の堆砂量を吾妻川上流域の堆砂量基準として計算するなど堆砂試算を少なく見せる意図的情報選択や操作をしていること
4. 運用期間中、浅間・草津白根火山は噴火しない前提で試算

4.Ⅱ③

③

2) 堆砂量の推定手法

・近年になって、完成後、長期の年数を経た大規模なダムが増加し、堆砂実績データが蓄積されてきたことから、堆砂量を検討するダムの近傍にあり、気象、地質状況等が類似するダム（以下「近傍類似ダム」という。）の堆砂実績データをもとに、微細粒子の捕捉状況を補正した上で堆砂量を推定する方法が普及してきている。

・さらに、堆砂量を算定する方法としては、数値シミュレーション（一次元河床変動計算）を実施して求める方法がある。近年の技術的知見の蓄積により、粒径の比較的大きな掃流砂を対象とした計算手法が改良され、これまで計算手法が確立していなかった粒径の細かい浮遊砂、ウォッシュロードについても、計算が可能となってきている。

日本でも有数の活動的火山2つを上流20km圏に持ち、利水・治水目的で作られたダムなど存在しない

☆ **3) ハッ場ダムの堆砂量の点検**

（存在しない偽りの前提）

・ハッ場ダムと類似した流域条件を有する近傍類似ダムを選定し、この近傍類似ダムの堆砂実績データからハッ場ダムへの流入土砂量の元となる比流砂量（期待値）を推定する。（図 4-1-5 参照）

・ハッ場ダムの流入水には、これまでの水質調査結果から微細粒子（SS）が多く混入していることが分かっている。この中には、近傍類似ダムの流域にはあまり含まれていない黒ボク土という火山灰由来の微細粒子が多く含まれていると考えられる。これらの微細粒子は、ハッ場ダム貯水池からの放流により流出し、貯水池内に堆積しにくいため、微細粒子の挙動を考慮しない手法で堆砂量を計算した場合、堆砂量を過大に見積もる可能性がある。従って、このようなハッ場ダムの特性をより適切に反映するためには、一次元河床変動計算を行う必要がある。

・一次元河床変動計算は、昭和 33 年（1958）から平成 19 年（2007）の 50 年間の実績流量データを 2 回繰り返して 100 年間分の堆砂量を計算した。

・また、大規模な洪水を別途設定する必要があり、50 年目に年超過確率 1/50 相当の洪水を、100 年目にダム地点の計画高水流量相当の洪水を挿入した。

堆砂量を少なく見せる意図的記述＋偽りの表現

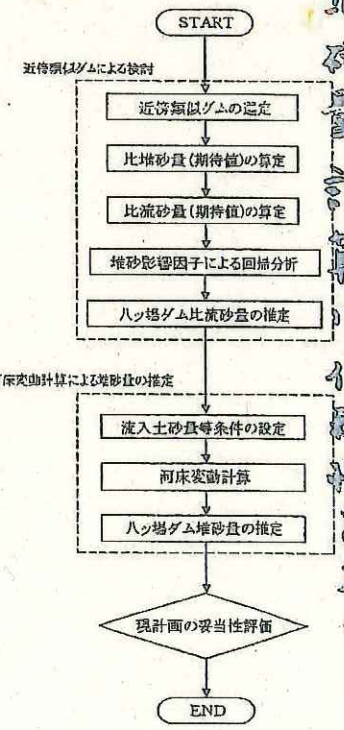

図 4-1-5 堆砂量検討フロー

偽りの記述だらけの上、前提条件が成立しないフロ・チャートによる堆砂量計算は、信頼性を欠く

裏付資料

パワ・ポイント集Ⅱ①～③を参照下さい

黒ボク土に関する論文（群馬の火山灰）

[redacted]（1995）[redacted]

4) 点検結果及び評価

・計算の結果、100 年間分の堆砂量は、約 1,790 万 m³ となった。

・これは現計画における堆砂容量（1,750 万 m³）と大きく変わるものではなく、ハッ場ダムの堆砂計画は妥当と判断する。

ウォッシュロード効果の過大評価

同じ条件下の蓄積ダムは、想定の3倍のスピードで埋積している。

4.1.3 過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等についての点検の結果

過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等として雨量データ及び流量データについて詳細に点検を行った。

(1) 雨量データ及び流量データの点検

1) 雨量データ

点検対象は、八斗島地点上流域の流域平均3日雨量が年最大又は100mm以上となる洪水とし、雨量観測所のデータが収集できる大正15年から平成19年の雨量データを収集・整理し、点検を行った。

また、必要に応じて、洪水期間（3日間）の前後期間の雨量データも収集・整理し、点検を行った。

なお、今回の八ッ場ダム検証に係る検討は、点検の結果、必要な修正を反映した雨量データを用いて実施している。

2) 流量データ

点検対象は、昭和55年度工事実施基本計画策定時に用いた昭和22年9月洪水、昭和33年9月洪水及び昭和34年8月洪水に、近年30年間（昭和53年～平成19年）の流量データの中から、基準地点八斗島の流量が比較的大きい洪水（3,500m³/sを上回る洪水）の15洪水を加えた18洪水とし、流量データを収集・整理し、点検を行った。

また、基準地点八斗島については、昭和16年から平成19年までの年最大流量についても収集・整理し、点検を行った。

なお、今回の八ッ場ダム検証に係る検討は、点検の結果、必要な修正を反映した流量データを用いて実施している。

(2) 点検結果の公表

雨量データ及び流量データの点検結果については、別途、インターネット等により公表する予定。

群馬の火山灰

竹本弘幸 著
久保誠二



みやま文庫　1995年発行

浅間山や草津白根山に近づくにつれて、厚さを増している様子がわかる。火山の噴出物は、少なからず土づくりに影響を及ぼしている。土が黒いのは、枯れた植物が分解してできた腐食が、重要な役割をはたしている。

イ．赤土　赤土は昔から、関東ローム層といわれてきた。ロームというのは、砂と泥が混じり合った土壌のことである。関東ローム

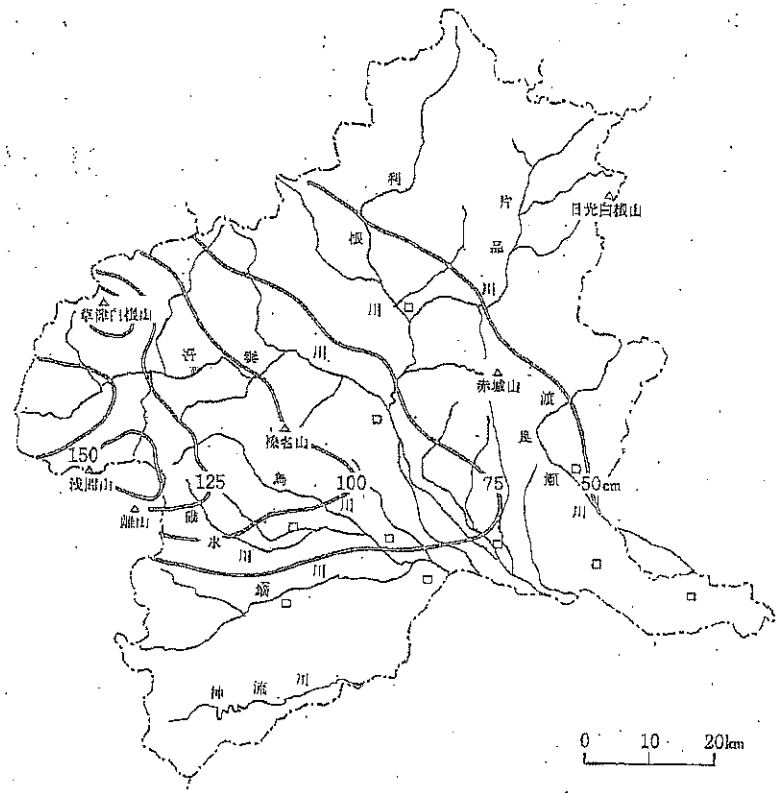

図２－１　黒土の等層厚線図（黒土は新しい火山に近いほど厚くなる）

413.34

3.11. タスクフォース報告書の記述
・ダム運用期間、堆砂量が偽りであること、災害対策（抑えべり、浅層崩壊防止）が不十分であることを示す資料

③★6

火山災害のページ

2. 浅間前掛火山の噴火様式と噴火史

Eruption Style and Eruptive History of Asama-Maekake Volcano

[redacted]

目　次

浅間
2009年噴火速報
2004年噴火速報
1982年噴火
浅間前掛火山の地質と噴火史
はじめに
1. 浅間前掛火山とは
2. 噴火様式と噴火史
3. 古墳時代の大規模噴火
4. 天仁大規模噴火
5. 天明大規模噴火
6. 中規模噴火
7. 噴出物の全岩化学組成
8. マグマ供給システム
火山灰トラップについて
浅間火山噴煙画像
富士
伊豆大島
三宅
雲仙
ハワイ

2-1　噴火規模・様式と降下火砕堆積物
2-2　プリニー式噴火とは
2-3　ブルカノ式噴火とは
2-4　大規模噴火史
2-5　まとめ

2-1　噴火規模・噴火様式と降下火砕堆積物

図2-1は浅間前掛火山の東麓にみられる降下軽石層である．白っぽい色の降下軽石層は上位から天明大規模噴火(18世紀)，天仁大規模噴火(12世紀)，古墳時代大規模噴火（4世紀）、そしてそれ以前のプリニー式大規模噴火時のものである．間に挟まる黒色の火山性土壌層は土壌および火山砂からなる．黒色火山性土壌層は噴火の静穏期あるいは噴火は生じていても大規模噴火がみられなかった時期を代表している．プリニー式大規模噴火時には、噴煙から大量の軽石が降下するとともに火砕流が発生し、火口付近には溶結火砕丘が形成されて，その一部は火砕成溶岩として流下する．浅間前掛火山の山体はこうした大規模噴火のたびに成長を繰り返してきた．

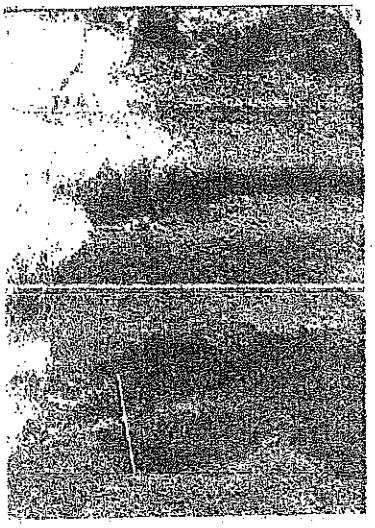

図2-1　浅間前掛火山東麓にみられる降下軽石層と挟在する黒色火山性土壌層（土壌および火山砂）．

最上部の黒色火山性土壌層の上位に植生に隠れて18世紀の天明降下軽石層（As-A）がある．最上部の黒色火山性土壌層の下位が12世紀の天仁降下軽石層（As-B），その下の黒色火山性土壌層の下位が古墳時代（四世紀）の降下軽石層（As-C）である．その下位には黒色火山性土壌層を挟んで3枚の降下軽石層がみられ，上位より順にD降下軽石(As-D)，六合降下軽石，藤岡降下軽石に対比される．スケールは1m．

図2-2は浅間前掛火山北東麓における12世紀の天仁大規模噴火および18世紀の天明大規模噴火の噴出物の重なりを示した写真である．大部分を占めるのは天仁大規模噴火の噴出物である．最下位の岩片を含む層が追分火砕流堆積物で、その上位に成層した赤色および淡桃色火山砂層がのる．火山砂層の上位は侵食されて凹凸面が形成されている．これらを覆って黒色および灰色火山砂層，厚さ20cm程度の降下軽石層（B'-1），厚さ40cm程度の淡褐色火山砂層（B'-2），厚さ1m以上の降下軽石層（B'-3）が堆積している．最下部の火砕流の堆積には数日程度，その上位の火山砂層の堆積には数年以内程度，その上位の侵食面の形成には1年以内程度，さらに上位の降下軽石・火山砂・降下軽石層の堆積には数ヶ月以内程度の時間を要しているものと推定され，すべてを合わせても数年以内程度の比較的短期間での断続的な噴火活動の産物であると考えられる．

この上位には，降下軽石層を侵食した面に土壌および火山砂を含む黒色火山性土壌層が堆積している．この黒色火山性土壌層には薄い降下軽石層（As-A'）が含まれている．この黒色火山性土壌層の上位に天明大噴火時（西暦1783年）の降下軽石堆積物が載り，それをさらに土壌と火山砂からなる黒色火山灰性土壌層が覆っている．天明と天仁の噴出物の間にある厚さ30cm程度の黒色火山性土壌層は670年程度の比較的噴火活動が静穏な時期に堆積したものである．厚さの厚い大規模噴火堆積物と比べると厚さは薄いが，形成時間ははるかに長いことになる．こうした静穏期にも浅間前掛火山は活発なブルカノ式噴火を行っていたとする古記録が残されているが，その噴出物である火山砂は，この厚さの薄い黒色火山性土壌層中に含まれている．浅間前掛火山の場合，ブルカノ式噴火の堆積物は，地層としてはほとんど残されない程度のものであることがわかる．

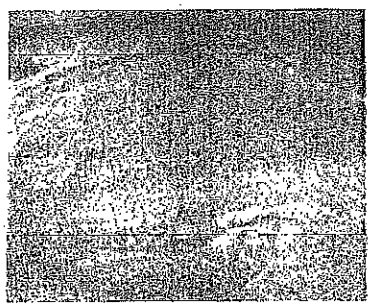

図2-2　浅間前掛火山北東麓における天仁(12世紀)および天明(18世紀)噴出物．

下から追分火砕流堆積物，赤色～淡桃色火山砂層，軽微な不整合，黒色～灰色火山砂層，降下軽石層（As-B'-1），淡褐色火山砂層（As-B'-2），降下軽石層（As-B'-3），不整合，土壌と火山砂からなる黒色火山性土壌層（薄いAs-A'降下軽石層を挟む），天明降下軽石層，土壌と火山砂からなる黒色火山性土壌層の順に重なる．スケールは1m．

2-2　プリニー式（準プリニー式）噴火とは

プリニー式噴火とは，噴煙柱が20kmから30kmにまで達する大規模な激しい噴火である．プリニー式噴火では、しば

しば噴煙柱が崩れて規模の大きい火砕流が発生する．たなびいた噴煙の下には大量の軽石や火山灰が降下する．火砕流は10km以遠にまで到達することも珍しくない．噴煙の噴出が連続して数時間におよぶこともある．図2-3は1980年のアメリカ合衆国西部セントヘレンズ火山の噴火時の写真である．噴煙の最大高度は26kmを越えており，8時間余りにわたって10km以上の高度を持続した．浅間前掛火山天明大規模噴火時には，噴煙高度は最大で18kmを越えていたものと推定されている．プリニー式噴火は広範囲に大きな火山災害をもたらす．降下軽石・火山灰，火砕流，溶岩流などによる災害が主なものであるが，冬季積雪時に高温の噴出物で雪が融けて発生する融雪泥流や大量に堆積した火山灰や軽石に由来する火山泥流（ラハール）などの2次的な災害にも注意が必要である．

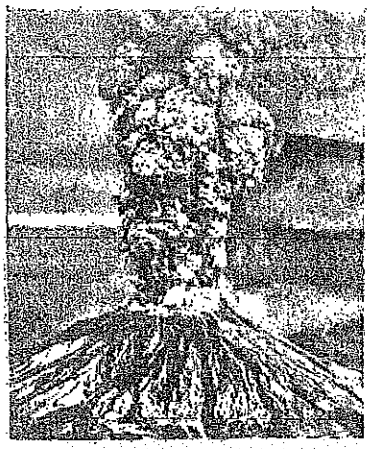

図2-3 アメリカ合衆国西部セントヘレンズ火山1980年噴火時の噴煙柱．
撮影：アメリカ合衆国地質調査所

2-3 ブルカノ式噴火とは

ブルカノ式噴火は爆発的な噴火で，1回の噴火の持続時間は数分以内と短い場合が多い．噴煙柱の高度もプリニー式噴火には及ばない．また，噴出物の量も多くはない．図2-4はブルカノ式噴火を繰り返す活動的な火山である桜島火山の噴火例である．夜間に撮影されたもので，ブルカノ式噴火の特徴がよく現れている．高く上昇した噴煙からは火山灰が降下する．噴煙は勢いのよい上昇流なので，雷雲と同様雷（火山雷）が発生する．一方火口からは爆発によって火山岩塊（噴石）が放物線を描くようにして放出される．ブルカノ式噴火の火山災害としては，噴煙から降る降下火山灰（火山砂），小規模な火砕流，火口から放出される火山岩塊（噴石），爆発的噴火に伴う空振，また冬季の積雪時には融雪泥流などがある．噴火が連続し大量の火山灰等が山腹に堆積した場合には，雨季に土石流が発生することが多い．浅間前掛火山の場合，小規模な火砕流や大型の噴石は，火口から5km程度以内に近づかなければまず心配はない．最も警戒すべきは冬季の融雪泥流であろう．

ブルカノ式噴火は，桜島火山でよく研究されており，その特性はかなりの程度明らかにされている．噴火活動が活発になると火口底が上昇し，不活発になると下降する．噴火にともなって，火口底にはしばしば溶岩塊が形成されるが，噴火によって破壊されその成長を繰り返す．噴火が活発化し火口底が上昇すると，噴火にともなって大型の噴石が遠くまで到達するようになる．浅間前掛火山のブルカノ式噴火もほぼ同様の噴火であり，研究の進んでいる桜島火山から学ぶべきことは多いものと思われる．

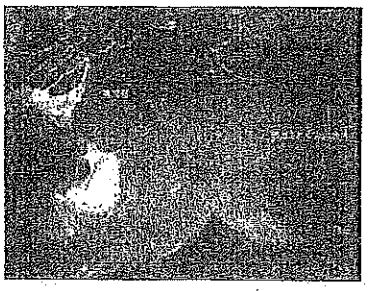

図2-4 桜島火山のブルカノ式噴火．
「空から見る日本の火山」より．撮影：西井上明彦

2-4 浅間前掛火山の大規模噴火史

浅間前掛火山の活動が開始されたと考えられる1万年前以降，少なくとも13枚の降下軽石層が確認されている．これは，大規模噴火が13回起きたことを示しており，1万年間で考えるとおよそ770年に一回の割合で大規模噴火が生じたことを意味する．最初の1500年間はブルカノ式噴火が卓越する比較的静穏期で少なくとも5枚の火山砂・火山礫層が認められる．およそ8500年前頃に最初の大規模噴火が生じて降下軽石層が形成された．その後7000年前頃までの間に，藤岡降下軽石(Fo)と熊川降下軽石(Km)が噴出し，さらに1500年程度の静穏期があった．この静穏期を示す暗色火山性土壌層中には約6300年前の南九州起源のアカホヤ火山灰(Ah)が含まれる．この藤岡降下軽石と熊川降下軽石の噴出した時期を第1期の大規模噴火活動期とする．静穏期の後，およそ1500年間に5回（300年に1回の割合）の大規模噴火があった．この時期を第2期の大規模噴火活動期とする．第2期で最も大きな噴火は5500年前の六合降下軽石(Kn)の噴出である．六合降下軽石の上部は主に北北東方向に堆積している．第2期最後の噴火は約4000年前頃のD降下軽石の噴出である．

その後ブルカノ式噴火が卓越する2500年近い比較的静穏期の後，4世紀古墳時代の大規模噴火（C降下軽石：As-C）があった．さらにブルカノ式噴火が断続する700～800年ほどの静穏期を経て12世紀の天仁大規模噴火(B降下軽石：As-B)が，続いてブルカノ式噴火が断続する780年近い静穏期を経て18世紀の天明大規模噴火(A降下軽石：As-A)が生じ，その後ブルカノ式噴火を繰り返しながら現在に至っている．これを第3期大規模噴火期とよぶことにする．図2-5に示されるように，噴火の規模は第3噴火期が最も大きい．その中でも12世紀の天仁噴火は浅間前掛火山史上最大規模の噴火であった．

*画像をクリックすると，新しいウィンドウで大きくしてご覧になれます．
:最新情報
:新しいウィンドウが開きます．
:外部にリンクしています．新しいウィンドウで開きます．

浅間前掛火山の山体は大規模噴火のたびに成長してきたが，とりわけ大量の火砕物を噴出した第3期に大きく成長したものと考えられる．第3期が現在まで続いているとすると大規模噴火の噴火間隔は700～800年余りにも及ぶことになり，天明噴火以来まだ223年ほどしか経過していないことを考えれば，次の大規模噴火（西暦2630年頃かな？）までにはかなりの時間的余裕があることになる．

5km³

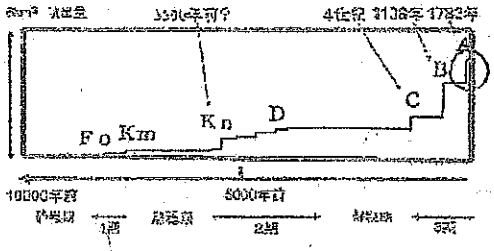

図2-5 浅間前掛火山における大規模噴火の噴火史．
縦軸は降下火砕堆積物の推定噴出量（体積km³）．（[redacted]1999を改変）

天明三年（1783）噴火の
泥流（1億トン）に加え，
降下物も1km³あることを
タスクフォース報告で排除
していることは意図的
情報操作である．

2-5 まとめ

(1)浅間前掛火山は1万年前以降に噴火を開始した若い火山である。

(2)浅間前掛火山の噴火は，300～800年間隔の大規模な火砕噴火（プリニー式噴火）と，その間の比較的静穏期に断続的に生ずる中規模～小規模の火砕噴火（ブルカノ式噴火）とからなる．浅間前掛火山では，ここ1万年間に少なくとも13回の大規模火砕噴火が生じている．

(3)最後の大規模噴火は西暦1783年の天明噴火であり，現在は比較的静穏期のブルカノ式噴火が卓越する時期にあたる．

(4)大規模噴火の間隔は300～800年なので，当分の間は大規模噴火が起こる可能性は低いものと思われる．

ダム運用中に起きる可能性あり

目 次

はじめに
浅間前掛火山とは
浅間前掛火山の噴火様式と噴火史
古墳時代（4世紀）の大規模噴火
天仁大規模噴火（西暦1108年）
天明大規模噴火（西暦1783年）
浅間前掛火山の中規模噴火
浅間前掛火山噴出物の全岩化学組成
浅間前掛火山のマグマ供給システム
準備中続編：「浅間黒斑火山の地質と形成史」
準備中続編：「浅間仏岩火山の地質と形成史」

前の頁へ 次の頁へ
↑このページの最初へ

[redacted]

3.11.を受けた国交省タスクフォース報告に見る意図的情報操作（八ッ場ダム検証で推進判断をさせるための）記述

③c★

2）八ッ場ダムへの影響

浅間山報告書によれば、天明泥流の際の八ッ場地点の波高は50m程度と読み取れることから、八ッ場ダムの堤高116mに対して5割程度の高さをもつ泥流が八ッ場ダムに到達すると推測される。

また、八ッ場ダムから10km程度の距離の原町地点における天明泥流の総流量は約1億m^3規模と推計されており、八ッ場ダム地点でも概ね同規模の泥流が流下したものと推測される。

八ッ場ダムの総貯水容量は1億750万m^3であるが、さらに常時満水位からダム天端まで約1000万m^3の容量があることから、天端までの容量は約1億1750万m^3程度となる。

したがって、天明泥流規模の泥流（総流量約1億m^3程度）の場合、貯水位を事前に下げておくことによって、泥流の大半は八ッ場ダムの貯水池内で捕捉されると考えられる。

なお、天明泥流規模の泥流の流入に対する八ッ場ダムの安定性について検討を行った報告書では、八ッ場ダムが破壊することには結びつかないという結論に達している。

天明泥流を上回る規模の泥流が発生した場合には、泥流規模が大きくなるに従い、ダムに捕捉されずに下流に流出する泥流量は増加することになる。

しかしながら、前橋台地を形成したような黒斑火山の噴火や、天仁の噴火のような桁違いの噴火が発生した場合は、下流へ流出する泥流量のダムの有無による差はほとんどなくなり、下流の被害はほぼ同程度になる。

なお、火山噴火については、噴火の規模が大きいほど前兆も明確であると言われている。

（降下物だけでダムは満杯になることを知りながら想定データから排除して記述）

天明噴火の降下物量（軽石：1立方キロ以上）⇒ これらを数値上排除して算定

地すべり・崩壊土石流量・押さえ盛土量 ⇒ 辻褄合わせの机上計算と詭弁

悪質な情報操作をした事例

（群馬県民・長野原町民をはじめ流域住民の安全を軽視したもの）

3.11.タスクフォース報告まで悪用してハッ場ダム推進のための偽りの報告と見解を記述
(★) 専門家のコメントではない Ⓐ～Ⓒ参照
(理由)

D. 大規模な土砂移動に関する知見・情報の整理

ここでは、地震、豪雨、火山噴火等が引き金となって発生する大規模な斜面の変動現象を「大規模な土砂移動」として扱うものとする。なお、「地すべり」と表記する場合は、斜面において移動領域と不動領域との間にすべり面となる物質があり、重力によって比較的大規模にゆっくりと変動する現象[23]を指すものとする。

[redacted] (2011)

1. 過去の大規模な土砂移動による被災の状況

1) 八ッ場ダム周辺における大規模な土砂移動の記録

八ッ場ダム周辺で、過去に大規模な土砂移動が発生したことが文献として残されているのは、1783(天明 3)年の浅間山の噴火に伴う火山泥流があるが、これについては、「C. 大規模噴火に関する知見・情報の整理」で述べたとおりである。

また、古い時代に発生した大規模な土砂移動は地形から推定することが可能であり、「地すべり地形分布図」((独) 防災科学技術研究所) によれば、1,000 万 m^3 を超える大規模な地すべり地形として川原湯地区 1 箇所が記載されている。

国と県の調査データが地スベリを証明している

ただし、当該箇所については、現地踏査、ボーリング調査等を実施した結果、地すべりではなく崖錐堆積物であることが判明しており、表層崩壊対策として砂防堰堤等の対策が実施されている。 ← 明白な偽りの記述

(パワーポイント集) ([redacted] 2011) 確認付せん

(独) 防災科学技術研究所や国交省・群馬県の実施したボーリングデータと地質断面からも地スベリを裏付けながらも、否定する悪質・組織的な不正記述 (非科学的報告)

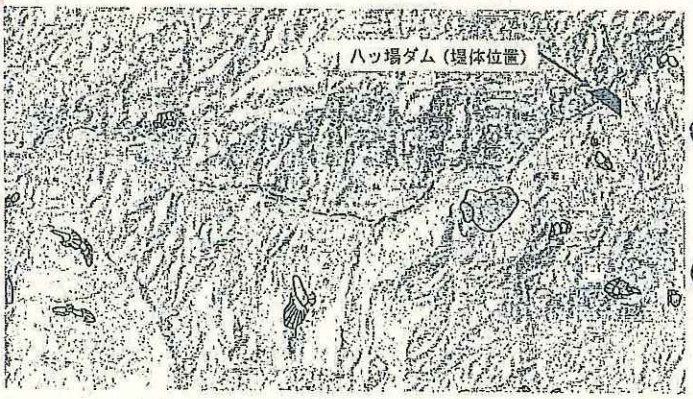

図－9 八ッ場ダム周辺の地すべり地形

Ⓐ 応桑岩屑なだれ(OKDA)の特性を全く理解していないこと
Ⓑ OKDAによる地スベリの認識もできていないこと
Ⓒ 第四紀地質・層序(上下関係)の判定もできない専門家?のいい加減なコメント

地すべりを起こしている応桑層(OKDA)の認識もなく、国・県の調査結果を偽装した不正記述

[23] 「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)・同解説」、国土交通省河川局治水課、平成 21 年 7 月

(岩屑なだれ堆積地では全く適用できないいい加減な指針)

4Ⅱ④

香妻溪谷が降雨
（六合層（OkDA）が湛水による飽和）
や地震に弱いことを示す記録

④

北関東地震報告正誤表				
頁	行	段	誤	正
二	一〇	一	粘・	粘。
五	八	一	無・	無。
一〇	七	一	微・	微。
四	一〇	三	一・	[illegible]
四	一八	六	一・	三。
一三	一五	一	山・	十。
一六	五	一	が・	が。
二四	六	四	三〇三・	三〇三。
四	一三	一七	府・	府。
三九	一	一	破・	破。
四	九	一	功・	功。
四	一三	一	掘・	掘。
四	四	一	所・	所。

（八ッ場ダム建設のため、検証した地震学者
がいい加減な対応をした可能性と
河川官僚が研究者の権威を形だけ利用
して、国民、住民、議員をだましたことを
裏付ける文献）

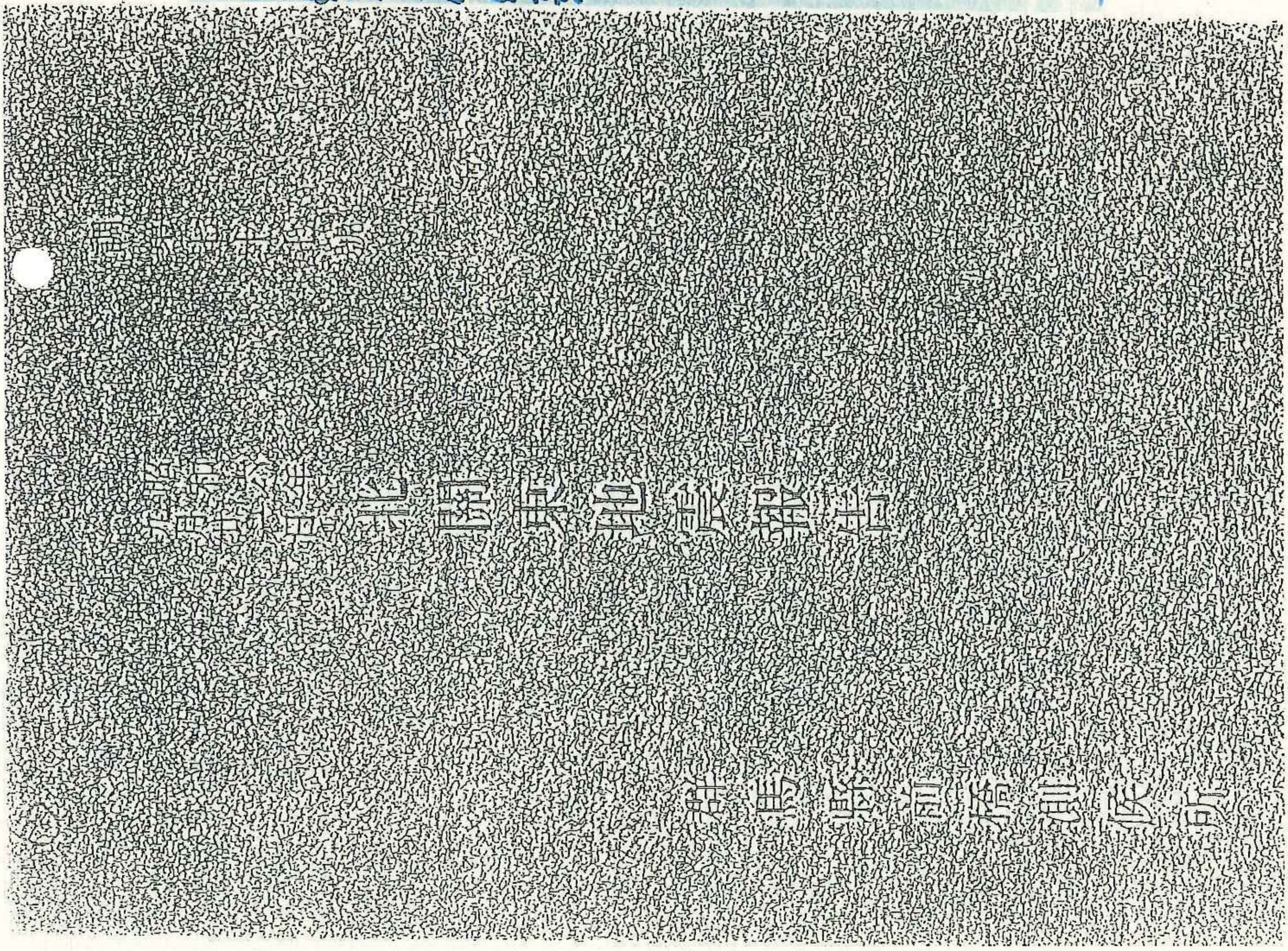

水し且つ濁り全く涸渇せし井戸二三ありしと云ふ。（九、二六　神村技手）

群馬郡大類村關計衛方養蠶室間口四間奥行二間高さ一丈六尺の瓦葺木造建一棟北方に倒壞、同村中大類木村柳三郎方物置藁葺間口三間奥行二間は北方に倒壞、同村に於ては石垣の崩壞所々に見受けたり又土藏の壁の脱落は殆んど全部に亘り滿足のものなし。

碓氷郡八幡村は可成りの被害にして土藏の被害は大類村と同じく井水の濁りしは全村の半數に上り地割又所々に生じたり此地割の方向は南東より北西に走る、同村大字藤崎浦風他五郎夫妻（豆腐製造業）は地震突發の際油鍋を持ち出さんとして火傷せり、同村大字劍崎櫻井瀧二郎方乾燥場間口二間奥行一間一棟は東方に倒壞す。

群馬郡六郷村大字小塙靜野三津五郎方及岡田茂方土藏間口三間奥行二間高さ一丈三尺は地震と同時に北西に倒壞、同字金井國太郎妻女は二階に於て給桑中地震より逃れんとして階段の中途より墜落負傷す、同村大字小島諏訪神社の御神燈二個高さ一丈三尺のもの東方に倒壞其他土藏の壁、瓦の脱落等頗る多し。（九、二九　戸所書記）

五、被害統計：所員を交代實地踏査に當らしめたが、僅少の時日を以てしては詳細を知ることは不可能であるから、翌廿二日直に各郡市町村に其被害統計を照會した。時恰も縣議總選擧前で各町村は多忙なりし爲めか其回答が仲々纏らず現に（十月九日）兩三ヶ所は未着であるが、被害は無ささうな所と認め之を締め切り合計して見た。勿論被害皆無の町村は此統計表には載せてない。

此震災に於て本縣は死者五名、負傷者五十五名、全壞家屋百六十六、半壞家屋千七百六十九、煙突の倒壞百五十五、家畜の死二十八、石垣の崩壞七千三百八十九間、同土塀七百四十六間、同煉瓦塀二百十間、同板塀七百四十三間、橋梁の破損五十五間、土地の龜裂五千五十六間、山崩三萬一千五百坪、井戸水の增減千九百十三本、同濁れるもの二千百五十一本、堤防の缺壞二十三間等で、壁の脱落、瓦の墜落、石碑石燈籠の倒れたもの丶如きは無數である。

今回の倒壞及半壞統計の内には土藏及煉瓦造りのもの多く、高崎市の半壞家屋が比較的多いのは壁の脱落したのもをも含めたからである。又死者の内には避難せんとして落下物により即死したものもあるし又驚怖の爲め心臟麻痺を起したものも一名含んで居る。詳細は次表の通り

昭和六年九月廿一日震災調査表

郡市	町村	倒壞家屋	半壞家屋	煙突ノ倒壞	即死者	負傷者	家畜死	石垣ノ崩壞	土塀崩壞	煉瓦塀崩壞	板塀破損	堤防橋梁破損	土地龜裂	山崩	井戸水增減	同上濁
前橋市		〇	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
高崎市		六四	八四〇	九六	〇	八	〇	九〇	〇	一〇〇	〇	〇	六	二〇	〇	〇
桐生市		〇	二	二	〇	〇	〇	四二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	濁 〇

| | | |

4Ⅱ⑤

東北地方太平洋沖地震による群馬県内の貯水池堰堤の破損状況と八ッ場ダム

[redacted] 20111126

去る 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震による被害状況を，群馬県内の地質に関心あるメンバーが中心となって，地質の観点から調査しております．県内では，家屋の全壊や人的被害がほとんどないか，あってもほんの一部でした．しかし，屋根瓦破損，物品・物体の落下，墓石の転倒等の被害はかなりの数に及びます．その中で，干害用貯水池の堰堤（ダム堤体）破損が以下に示す 4 箇所にありました．烏川水系に含まれる群馬県南西部の藤岡市から高崎市に集中しています（図 1）．

藤岡市南西の牛蒡<うしまぐさ>（通称鮎川）貯水池（写真 1），大谷（通称三名湖）貯水池（写真 2），小宮池貯水池（写真 3），それに高崎市北西の鳴沢貯水池（写真 4）です．これらのような堰堤破損は，より震源地に近づく群馬県内の東側地区や他の地区にはありません．私が知り得た情報ではこの 4 箇所のみです．

これら 4 箇所の堰堤の北西延長部に八ッ場ダムが位置しています（図 1）．

これら 4 堰堤は，いずれも土石を積み上げたダムで，主に戦後まもなく完成し現在に至っています．漏水防止のために貯水池側はコンクリート壁や石垣で補強されています．地質に着目すると，4 堰堤の貯水池は関東平野北西縁断層帯上またはその近接域に存在しています．関東平野北西縁断層帯には，活断層と判断されている平井断層・深谷断層が含まれています．

記憶に新しい事例として，東北地方太平洋沖地震の震源地に近い福島県須賀川市では，上述の堰堤（ダム堤体）群と同形式の藤沼貯水池のダム堤体が決壊し，死者 8 名を出しています．

なお，私の別刷りでもダムと誘発地震や断層に関して検討しております．また，藤岡市南西地区の被害地域と地質の関係の発表要旨が公表されていますので，資料として加えさせていただきます（資料 1）．

以上，ダム建設中止の判断の参考にしていただければと強く願う次第です．

[redacted] ⑤

図１　東北地方太平洋沖地震による県内貯水池の堰堤破損位置
群馬県地質図（内外地図株式会社　1999）より

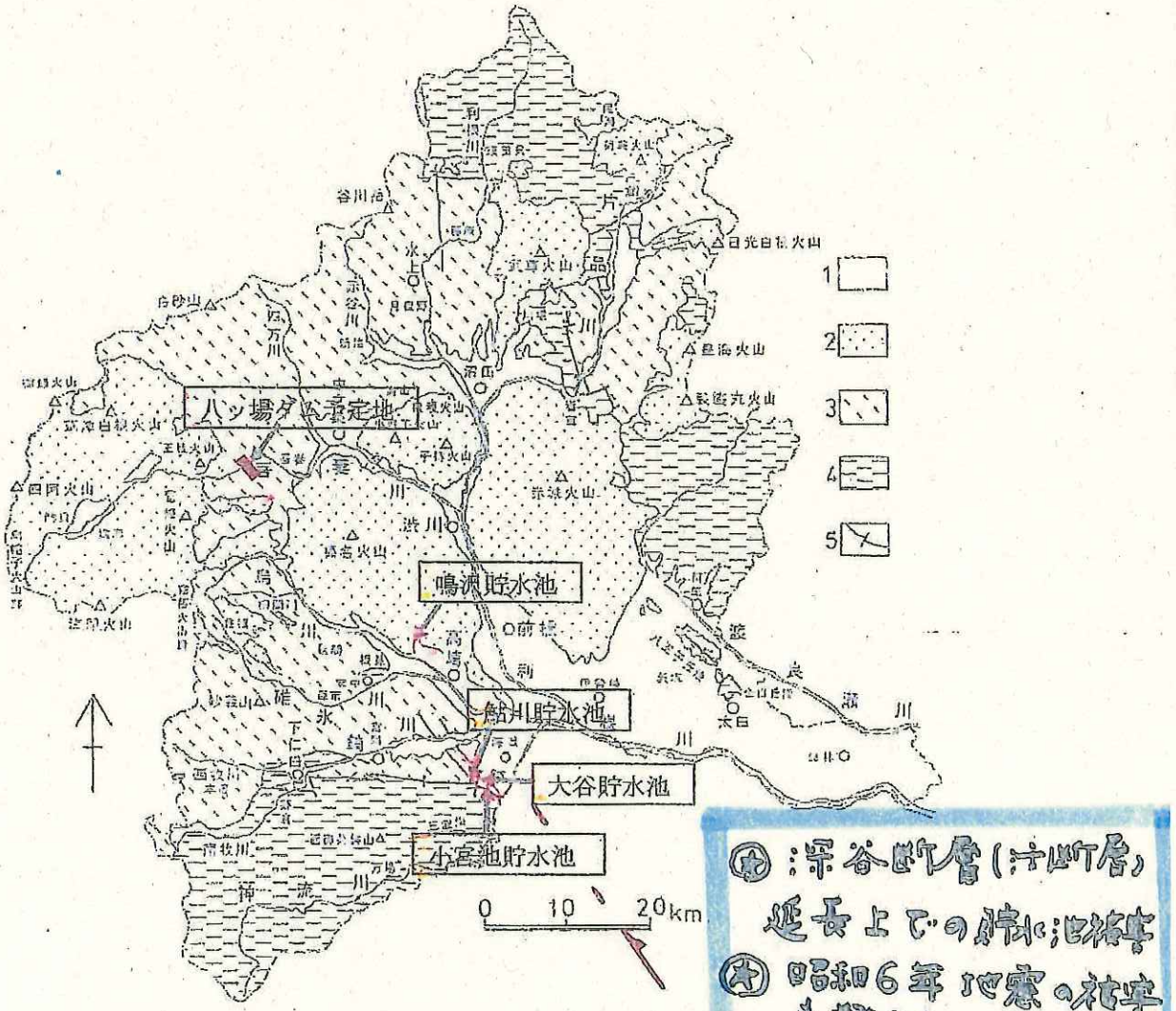

凡例　1 第四系　2 第四紀火山およびその火砕物　3 第三系　4 中・古生界　5 断層

写真１　牛稼<うしまぐさ>（通称 鮎川）貯水池の堰堤破損　撮影 20110513

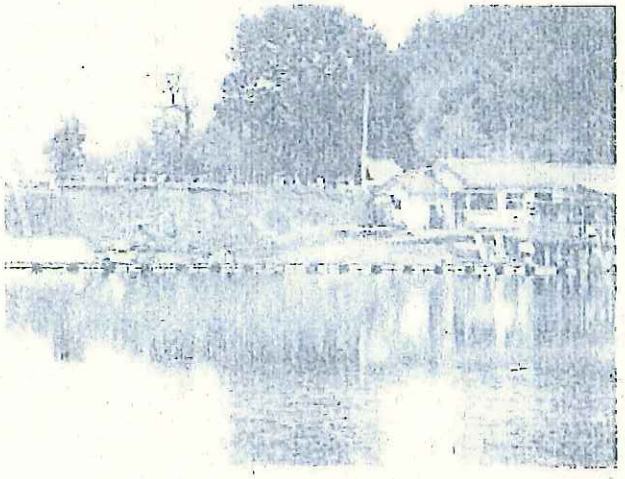

直下に平井断層が存在する

写真 2　大谷（通称 三名湖）貯水池の堰堤破損　撮影 20110513

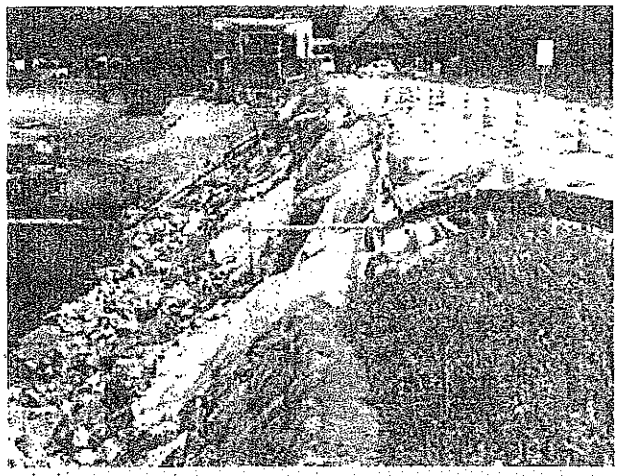

写真 3　小宮池貯水池の堰堤破損（修復済）　撮影 20110814

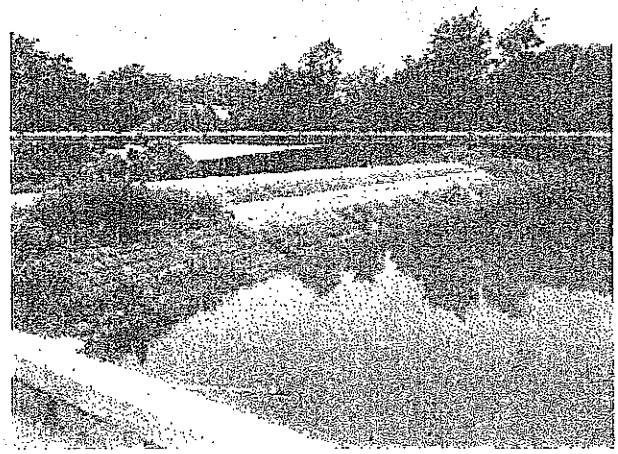

直下に平井断層が存在するとされる

写真 4　鳴沢貯水池の堰堤破損　撮影 201100506
　　コンクリート壁面に長さ 10m 幅 50cm の亀裂（矢印）の発生と漏水で急遽排水開始

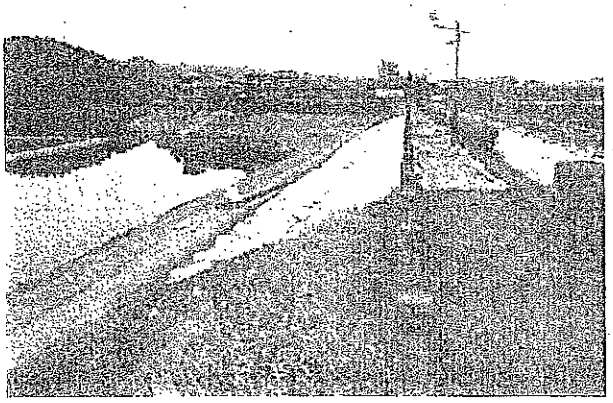

資料１　東北沖地震による藤岡市南西地区の地震被害発表要旨

＜[redacted] (2011) [redacted] より＞

P24

東北地方太平洋沖地震における群馬県藤岡市周辺の家屋被害発生地域の分布について

[redacted]

The Locations of the damaged house by the 2011 off the Pacific coast of Tohoku Earthquake, around the Fujioka City Area, Gunma Prefecture, Japan

[redacted]

震動の概要

本地域周辺では，計測震度は，藤岡市鬼石町で震度４（前橋地方気象台，2011）となっており，半壊以上の被害を被った家屋などは皆無であるが，屋根瓦の落下や墓石の倒壊などの被害が見られた．

地形，地質の概要と家屋被害発生地域の特徴

本調査地域は，関東平野北西縁にあり，おおよそ山地側の北西から平野側の南東向かって，関東山地の北東縁にあたり中・古生界の三波川結晶片岩類からなるやや急傾斜の山地，その縁辺部にやや開析の進んだ中新統から下部更新統の丘陵，さらに，主に第四紀後期更新統の河川・湿地性堆積物が表面を覆う平坦な台地が，ほぼ帯状に分布している（第１図）．

今回の地震による被害について，現地調査や地元自治体が主とめた資料などをもとに検討した結果，家屋被害，特に屋根の「ぐし」の破壊や瓦の落下が発生した地域の多くが，関東山地縁辺部のやや開析の進んだ中新統から下部更新統の丘陵地域に帯状に集中していることがわかった（第２図）．

この丘陵地域には，関東平野西縁部断層帯に属する深谷断層系の平井断層や神川断層が，ほぼ山地に平行に断続して確認されている（第１図）．

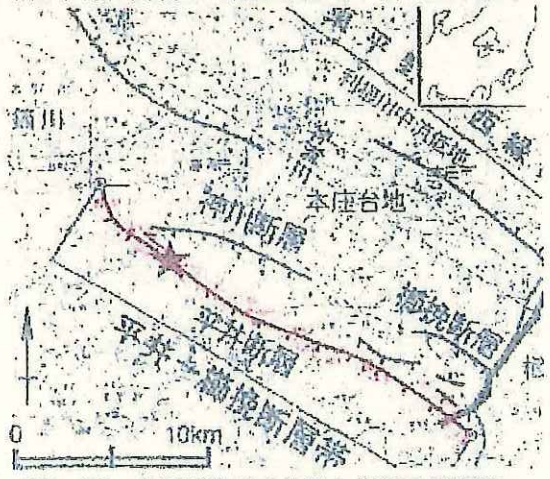

第１図　本調査地域の位置と周辺の活断層．[redacted] (2009) をもとに加筆して使用．

現状では，まだ十分なデータ収集や整理が終わっておらず，本地域に見られる断層と家屋被害との関係について結論を得られる段階ではないが，藤岡市北方の高崎等周辺地域を含め，被害分布を中心に報告する．

引用文献

前橋地方気象台 (2011) 群馬県の気象・地震概況，平成23年3月，p14，前橋地方気象台．

[redacted] (2009) 関東平野北西縁断層帯の地下形状―地形断面と反射断面に基づく推定―，活断層・古地震研究報告，135-158，活断層・地震研究センター．

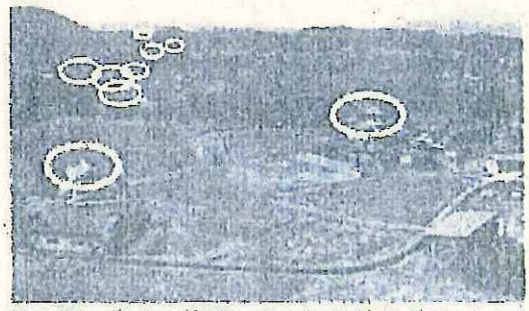

第２図　帯状の範囲に見られる被害家屋（白丸印）鮎川貯水池堤（地図の☆の位置）から北西を見通す（2011/0327 撮影）．

4Ⅱ・⑥

13bに右の記事あり

京新聞
(第3種郵便物認可)

こちら特報部

「噴火しても安全」優先？

⑥

泥流防止 ダムが空なら可能
ヒ素流入 報告で触れぬまま

国交省は、この会議をもってダム建設への〝お墨付き〟を得ようとしたようだが、議論が生煮えに終わった感は否めず、疑問点も浮かぶ。

まずは、天明規模の泥流への対応について「貯水位を事前に下げておけば…」という説明だ。

ここでは、天明泥流の総流量を東京ドーム約八十杯分の約一億立方㍍とし、八ッ場ダムの総貯水容量の約一億七百五十万立方㍍で対応できるとする。一方、財団法人国土開発技術研究センターの一九九三年の報告は、泥流の総量を約一・四億立方㍍と推定し、量に食い違いを見せている。

泥流をダムで防ぎ止めるには、泥流が到達するまでにダムを空にしておくことが前提だ。浅間山と八ッ場の距離は約二十キロ。浅間山噴火報告書では、「天明泥流の流速は八ッ場ダム地点の上流で秒速二十㍍、下流で同八㍍程度で、浅間山から約百キロの距離を四時間で流下した」と、その驚異的な速度を述べている。

噴火の兆候は、数日～数時間前に予知できることもある。とはいえ突然の噴火もあり得る中、短時間にダムの水を抜くことは可能なのか。関東地方整備局は、満水時（総貯水容量分）のダムを空にするまでに要する時間を「そういう運用はせず、想定もしていないため分からない」と話す。

天明噴火は約二百三十年前の出来事。「この規模は特殊なケースで、今後同様の災害が起きることは考えにくい」（複数の専門家）とみる。

ただ、タスクフォースからヒアリングも受けた火山噴火予知連絡会長の藤井敏嗣・東京大名誉教授は「チリやスマトラなど、マグニチュード（M）8・8～9クラスの地震は、直後から数年後にかけて必ず大小規模の噴火活動を誘発してきた」と指摘する。

実際、東日本大震災後の五月末、浅間山に近い群馬県の草津白根山（二、一七一㍍）では一時的に火山性地震が増え、その後も火口の熱活動が活発化していた。

実は、草津白根山を水源として吾妻川に合流する湯川の品木ダムには、高濃度のヒ素が大量に沈殿している。強酸性の水を中和するため投じた石灰の反応物がたまり、ダムは満杯に近い状態だ。

同県の火山活動を研究する竹本弘幸・拓殖大非常勤講師は「草津白根山が噴火して土石流が起きれば、吾妻川に大量のヒ素が流れ出す」と警告する。だが、予断なく全ての災害を検討すべきタスクフォースで「ヒ素問題に一切触れていないのはおかしい」と語る。

十三日に開かれた群馬県議会の八ッ場ダム対策特別委員会では、委員の県議から「タスクフォースでの報告は、『浅間山が噴火しても、八ッ場ダムは大丈夫だ』という結論が先になっており、とても科学的ではない」との批判が上がった。

これまでも地滑りの危険性などが指摘されており、市民団体「水源開発問題全国連絡会」の嶋津暉之共同代表はこう話す。「ダム建設の治水根拠として『二百年に一度の大洪水』を挙げながら、数百年に一度の噴火災害は過小評価する国の姿勢はおかしい。ダムありき、ですべてのつじつまを合わせようとしているのは明らかだ」

そもそもタスクフォースは、想定を超える津波が起き、多数の犠牲者を出した大震災の教訓から▽災害に上限はない▽過去に学ぶ▽災害の連鎖を断ち切る▽透明性を確保する―といった理念を掲げて実施されたはず。洪水時の地震や噴火、地滑りなど「複合災害」の十分なリスク想定は、市民参加による徹底的な議論が求められるだろう。

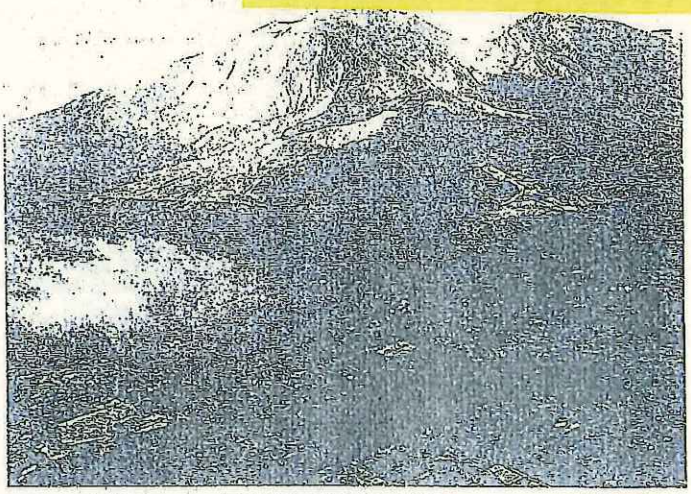

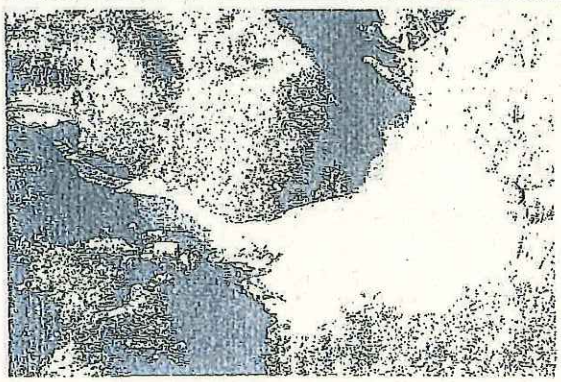

㊤群馬県吾妻郡側から望む浅間山 ㊦強酸性の水を中和する石灰で浅くなっている品木ダム。湖面は薄いコバルトブルーだ＝群馬県中之条町で（いずれも13日、本社ヘリ「おおづる」から）

東京新聞特報部

5.Ⅲ

（パワーポイン集）Ⅲ-①と対照

新聞　2011年（平成23年）7月24日（日曜日）　＊11版S　特報　26

特報部　FAX 03(3595)6911　Eメール tokuho@chunichi.co.jp

国交省河川局の（ねつ造を報道）

1947年 カスリーン台風

高台なのに洪水

「八ッ場」基本高水検証　浸水図の謎



「国土交通省が出した資料は、事実と違うのではないか」。八ッ場ダム（群馬県長野原町）の建設根拠となってきた利根川の基本高水を検証する日本学術会議分科会。ここに国交省が提出した一九四七年洪水時の「浸水図」に、専門家が疑問を投げかけた。現場を歩いてみると―。

（篠ケ瀬祐司）

国交省の資料が、浸水地域として色分けした場所は、とても浸水しそうにない高台だった。

国交省は六月八日の同分科会に、四七年のカスリーン台風時に利根川水系でどれだけ氾濫したかを推定する資料を提出。四九年に群馬県が作成した「群馬県水害被害図」を、今回の資料提出に合わせて国交省が補正した。

その「浸水図」によると、利根川支流の烏川左岸の同県高崎市市街地も、広く浸水したことになっている。

ところがその一帯は「高崎台地」と呼ばれる場所だ。高崎市役所近くの「聖石橋」から下流の城南野球場までを歩いてみると、川沿いの国道17号から百～二百㍍ほどは低地でも、それ以上川から離れると高さ五～六㍍の高台になっていた。

住民に尋ねてみた。カスリーン台風当時、中学生だった男性（七七）は「烏川右岸が氾濫したが、こちら側（左岸）は大丈夫。聖石橋のすぐ脇で床下浸水した家があったかなという程度だった」と振り返る。

国交省の「浸水図」が不正確と指摘したのは、大熊孝・新潟大学名誉教授（河川工学）だ。大熊氏は博士論文を書く際に利根川流域を歩き、カスリーン台風時の洪水状況を詳しく調査した。

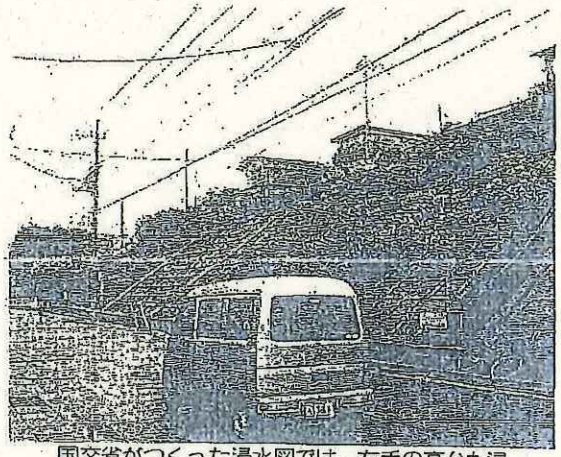

国交省がつくった浸水図では、右手の高台も浸水したと読み取れる＝20日、群馬県高崎市で

国交省資料に矛盾、学者ら批

Ⅲ①

大熊氏は今月七日、市民や学者らでつくる「治水のあり方シフト研究会」のセミナーで問題提起。元資料の「水害被害図」や、国交省利根川ダム統合管理事務所の解析図（七〇年作成）と比べると、今回の「浸水図」は「水があふれていない所をあふれたことにしている」と批判した。

「浸水図」は、同分科会が基本高水を計算する際の参考材料の一つ。これが不正確ならば、同分科会の「回答骨子」に盛り込まれた「基本高水は毎秒二万千百立方㍍」との数字も揺らぎかねない。

本紙の取材に対し、国交省は「『浸水図』は群馬県作成の『水害被害図』から忠実に作業をした結果だ」（河川計画課）と説明する。

同分科会は、この「浸水図」などをもとに、氾濫量は三千九百万～七千九百万立方㍍と試算している。これについても、大熊氏は「国交省が主張するカスリーン台風時洪水のピーク流量と、治水基準点へ到達した水量から計算すれば一億立方㍍以上になるはずだ」と首をかしげる。

これとは別に、利根川流域住民は二十一日、「回答骨子」についての質問状を同分科会へ送った。

国交省はカスリーン台風時、利根川の治水基準点である八斗島（群馬県伊勢崎市）に、毎秒一万七千立方㍍の水が流れたとしている。住民らは、こうした国交省の主張を、分科会として検証したかどうかなどを質問。

さらに「回答骨子」には分かりにくい一文がある。「推定値を現実の河川計画、管理の上で、どのように用いるか慎重な検討を要請する」としており、同分科会が試算した二万千百立方㍍との基本高水の「推定値」に、自信がないのではないかとただしている。

地形図の点検・照合もしない

加減な作業をした証拠の追跡

愛の旅路／東京新聞旅の会

※大熊検証も不十分 → 井野川低地を見落い（[redacted] 2008.1）

別添資料1

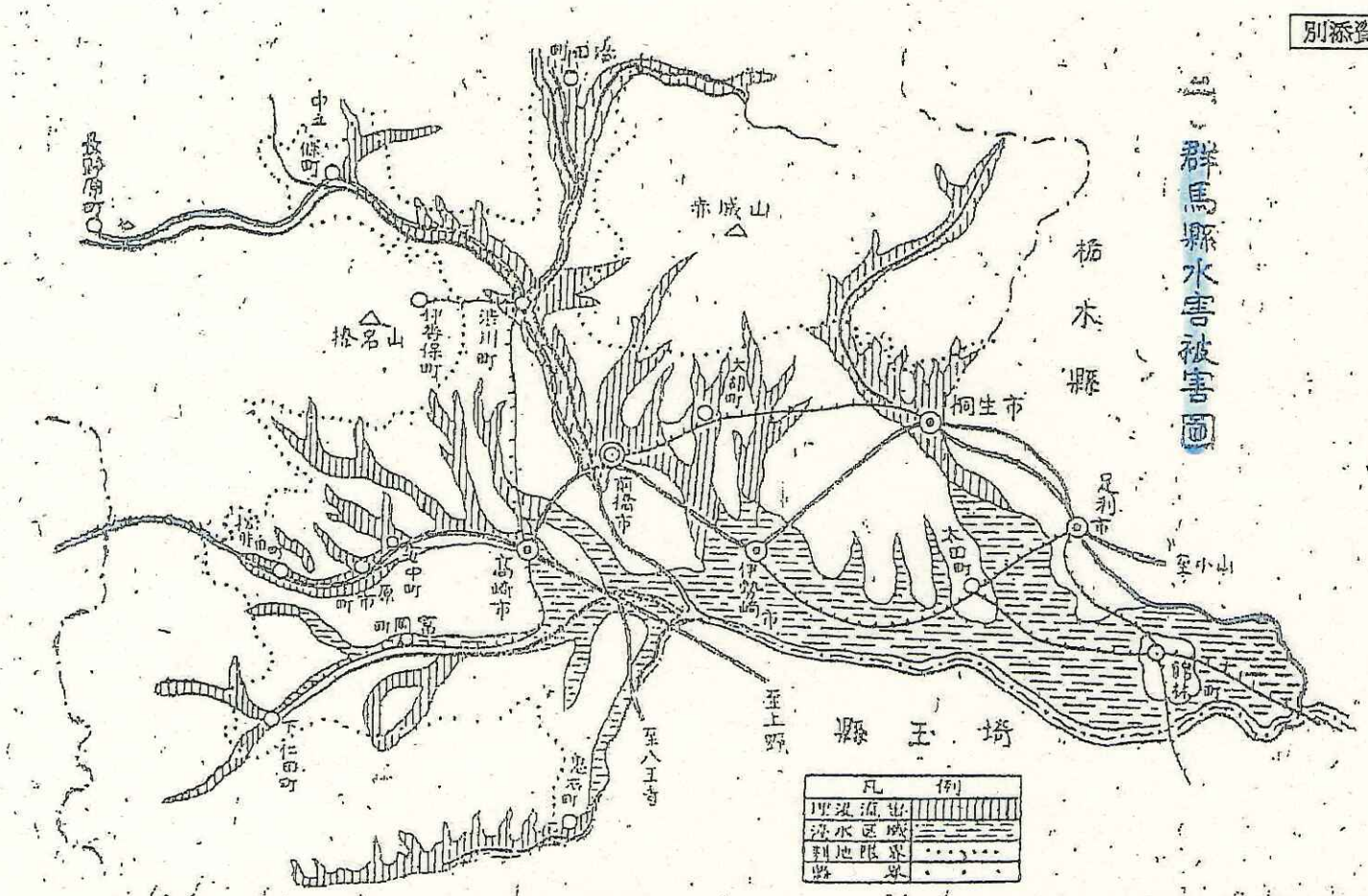

☆ 国交省：河川局のねっ造：氾濫図の下敷

（地形図の標高・過去の文献を普通に検証すれば学生でも不正に気がつく資料）

群馬県水害被害図

チェックしたとされる有識者会議と日本学術会議（土木・建築部門）がズサンなチェック・審査をした証拠

◀パワーポイント集Ⅲ①～④参照▶



ぐんまの大地

生いたちをたずねて

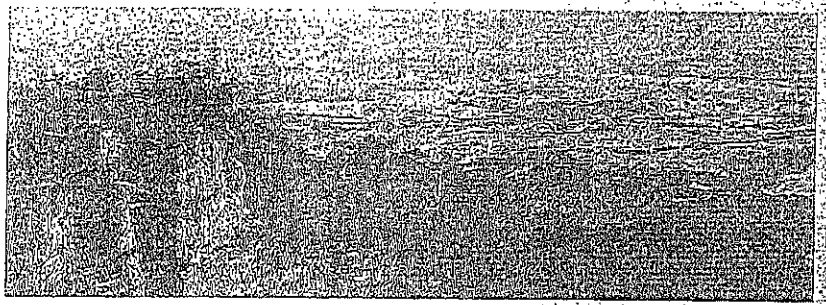

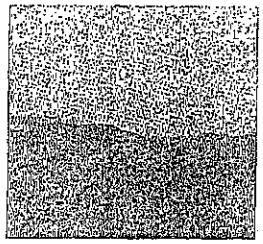

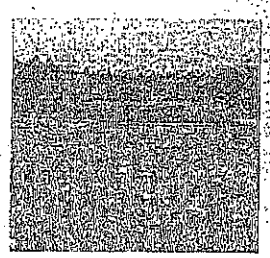



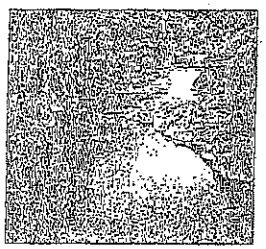





上毛新聞社

ぐんまの大地

「ぐんまの大地」編集委員会 編

上毛新聞社

ISBN978-4-86352-015-8

C0044 ¥1429E

9784863520158

1920044014292

定価 1,500円
(本体 1,429+税)

5・Ⅲ①

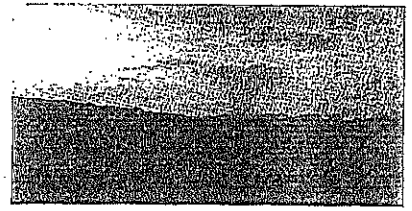

ぐんまの大地

生いたちをたずねて

国立省河川局が氾濫図
をねつ造したことを裏付ける
証拠文献

上毛新聞社

5Ⅲ①

⑤ 高崎台地

―台地の生いたちを示す地形―

高崎市街地がある烏川左岸の台地は、陸橋などの人工的な坂道をのぞいて目だった起伏はほとんどありません。そんな台地の上でも、注意して見ると、自然の坂道を探しだすことができます。

写真は、高崎インターチェンジから市街地に向かう県道27号高崎駒形線の江木町付近の様子です。手前の平らな所から市街地の方向に向かって、道路にゆるい坂道が見られます。周囲を調べると、この坂道をつくる斜面は、とぎれながらも南東の岩鼻町まで続いています。最近の調査から、この連続する斜面は、かつてここを流れていた利根川がつくったもの、と考えられるようになってきました。

およそ二万四千年前、浅間山の西にある黒斑山（くろふやま）付近にあった火山の大噴火で発生した前橋泥流の土砂が、現在の高崎・前橋・伊勢崎の広い範囲を厚く平らにおおいつくしました。その後すぐに、現在の利根川に相当する川が、この高崎の台地の東側に流路を決めたようです。このときの利根川は、激しい水流によって前橋泥流を削り流路の両側に崖（がけ）をつくっていきました。

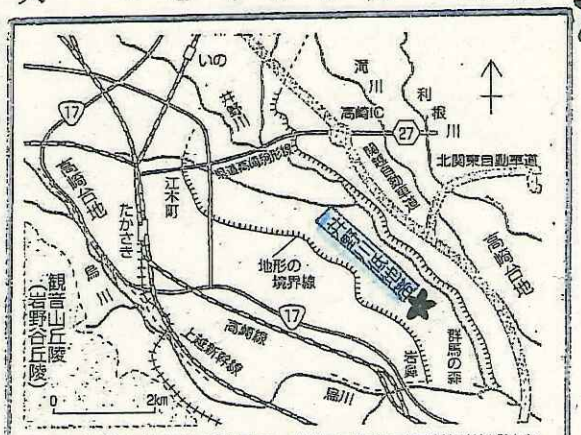

高崎台地は前橋台地の延長で、台地上をかつて利根川が流れていた跡が、井野川低地帯として残っている

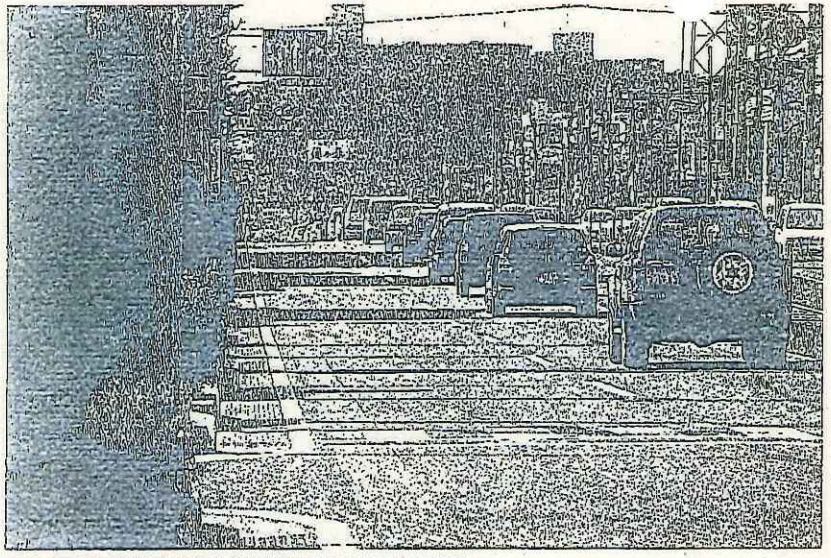

県道27号高崎駒形線江木町付近に見られるゆるい坂道

崖の高さは一〇㍍、川幅は二キロ㍍ほどにもなったようです。県道27号高崎駒形線に現れていた坂道は、旧利根川右岸側の崖があった場所です。左岸側の崖は、現在の井野川の左岸側に続く斜面付近になります。

その後しばらくして、榛名山の噴火に伴って発生した岩なだれが利根川の上流に流れこみ、流路は大きく赤城山側に押しやられました。そのため、高崎の台地を流れていた利根川の流路には、水流がほとんどなくなりました。さらに、一万四千年前ころ、この流路のくぼみに榛名山から大規模な泥流が流れこみ大部分は埋め立てられました。その結果、河岸の崖も分かりづらくなってしまいました。埋めたてが少なかった群馬の森付近には、現在でもはっきりした崖とかつての河床のなごりの幅広い低地があります。

このように、市街化が進み地面の見えなくなった市街地にも、台地の生いたちを示す地形が、まだかろうじて残っていたわけです。

（中村正芳・竹本弘幸）

①

国立省の安全軽視の実態

6

[redacted]

☆（八ッ場ダム工事々務所は、上湯原の土砂災害歴を JR東日本本社・上越工事々務所に伝えていませんでした）（2011.7.時点）

国土交通省関東地方整備局八ッ場ダム工事事務所

河原利幸総務課長殿

[redacted]氏製作DVDを所持（送付）
荒井満設計課長（取材時）に上湯原の土砂災害履歴を知らず、対策も取っていないことを言明。

国交省の不正実態を上越工事々務所の[redacted]氏に伝えましたが、平然とウソまでつく対応をするなどJR側も安全軽視の姿勢でした

先日、伺いました[redacted]です。滞在期間中の対応が頂けなかったことは残念ですが、提示いただいだ 28 日・29 日の両日のうち、29 日の再取材を考えています。東京を朝、出発すると到着は 1 時頃

① 八ッ場ダム建設予定地周辺の「地滑り対策」について
② 代替地の盛り土を支える法面の強度について（宅地防災マニュアル）について
③ 工事事務所の調査設計課長も参加してきた「吾妻川水質改善対策検討委員会」「八ッ場ダム環境検討委員会」の議論の推移と、平成 21 年 9 月に発表予定だった『八ッ場ダム――環境保全への取組み（案）（国土交通省関東地方整備局八ッ場ダム工事事務所）について。

以上の点をご説明いただいた後で、地滑り対策の現場も案内していただきたいと思います。

訪問するのは、私とカメラマン、地質学者で総勢 4～5 人です。なお、取材させていただいた事を自主制作ビデオ以外に雑誌等で執筆することも予定しています。

なにとど宜しくお願いします。

2010 年 10 月 25 日

自民党群馬県連所属議員・流域都県知事の対応も……加減

☆自民党参議院 山本一太氏は、DVDの存在・内容について、[redacted]氏より対談を申し入れられたが、党の方針に反するとして断わっています。地元の支持者の安全を考慮すれば政治家としてどうなのでしょうか。

[redacted]

㊟みんなの党 川田龍平氏
㊟自民党 河野太郎氏
は、反対・慎重な立場で良心的・良識ある政治家ですが…

自・公・みんな・維新の所属議員の皆様は、大切な支持者の方が、将来にわたって不安や危険な状況に置かれる認識もなければ、自ら検証しようという姿勢もないことは不可解です

8:30 環8 オギクボ下 [illegible] 集合

7

[redacted]

差出人: [redacted]
送信日時: 2011年9月26日月曜日 10:57
宛先: [redacted]
件名: 吾妻渓谷の想定災害(簡易版)と国交省見解の誤謬について[redacted]
重要度: 低
添付ファイル: 添付資料1.jpg; 添付資料2.jpg; 国土交通省八ッ場ダム周辺地すべりに関する公式見解に見る20以上の誤謬・対照解説文.doc


添付資料1.jpg (568 KB)


添付資料2.jpg (766 KB)


国土交通省八ッ場周辺地すべりに関す

前田武志 国土交通大臣 殿

[redacted] 様

関東地方整備局による検証委員会が、応桑層の性質と堆積背景を十分に認識しないまま、新たに追加した地すべり対策では、根本的な対策とならないこと、将来必ず起こる噴火による土砂災害が、ダムの存在で大規模に拡大化することを、浅間火山の山体崩壊物(応桑層)と最近1万年間の火山活動履歴を専門的に研究している立場から改めて申し上げます。
地域の自然史(地形発達史)の流れを検討しないで、土木工事で全てコントロールできると考えていることは大きな過信と誤りです。
参考資料として、3枚の添付画像とその解説をお送り致しますので、ご参照ください。

私が想定している被害規模と領域・将来必ず引き起こされる災害の大規模化・火山活動の問題について

奈良県の大滝ダムの地すべり・深層崩壊被害以上に、明瞭な形で応桑層分布地・
造成盛土地・谷埋め盛土地で、崩壊と地すべりが頻発すると考えています。ダムに協力された住民の皆様、ダム周辺を訪れる観光客が最初の罹災者となってしまいます。

(簡易解説) (付せん IV-(1))
「十津川の土砂でせき止められたダム上流側の惨状をイメージください。ダム湖岸・河岸に山地斜面(=浅間山)から崩れ落ちた土砂の塊(=応桑層)が水面から顔を出している場所がありますが、その後、水位が急激に低下すると(=吾妻川が急速に谷を掘り下げた状態)、崩れ落ちずにかろうじて踏みとどまった土地ができます。
現在、吾妻渓谷を埋めた応桑層で作られた場所が、これに相当すると考えてください。湛水と排水を繰り返せば、崩壊が頻発することはお解りになると思います」

(地すべり・深層崩壊やブロック崩壊の仕組など)
応桑層(OkDA)の分布地:応桑層が水につかる部分では、膨張と収縮・凍結と融解が進みます。応桑層で埋められる前の谷壁斜面との間で多量の地下水を上昇と下降を繰り返せば、そこを境に大規模崩壊(地すべりや深層崩壊)が誘発されてしまうことは明らかです。

応桑層の荷重負荷は、渓谷内の断層破砕帯が発達する場所でも影響を与えており、小倉地区・中棚地区などで地すべりを引き起こす原因にもなっています。

林地区の南岸では、応桑層を構成する大規模ブロックが谷頭状に崩壊・欠損していることは今も明瞭ですが、湛水した場合、水面より上位では、応桑層(OkDA)は春・夏季に膨張収縮、秋・冬季には凍結・融解が進みブロック間の細粒物が流失・欠損することで、同じことが繰り返されます。応桑層の崩壊地の現場を見れば、水浸変形実験もあまり意味を成さないことがわかります(林地区JR吾妻線路脇の支流と沢の谷頭崩壊地 1例は、[redacted]氏から出演依頼されて、地質解説をした林地区集落を刻む沢の上から鉄道と国道を見下ろした部分)。
☆[redacted]氏に預けてあります☆

◎ダム湖へ堆積した土砂の振る舞い◎
崩壊土砂でダム提に直接影響がある場合と無い場合でも、崩壊土砂でダムの半分が埋まれば、治水・利水に役立たないだけ

でなく、大規模土砂災害を引き起こす土石流準備層を吾妻渓谷に蓄えることになります。堆砂量の推計値は、上流域に現在も活動中の活火山が2つもある場合、通常河川の平均堆砂量と同じ扱いで計算して比較しても意味がありません。

浅間火山・草津白根火山が中・小噴火をして吾妻川へ土砂が流れ込んだ場合、下流域でも土石流や洪水が襲い、火山災害に加え、大規模土石流災害へと拡大します。将来必ず起きる大規模噴火となればさらに被害が拡大します。
吾妻町・中之条伊勢町・渋川・高崎・藤岡など利根川沿いの低地で被害が拡大することになるでしょう。個人的には、自民党・公明党・みんなの党などダムを推進してきた議員さんの地元、支持者の皆様が被災してしまう可能性があるのに、なぜ、独自に議員の皆さんが災害リスクを本気で検証されないのか理解に苦しみます。

また、国交省の公式見解(八ッ場ダム工事事務所で解説している地すべり問題の解説・回答 5ページ)には、20箇所以上も疑問となる記述や誤りが認められます。3名の地すべり専門家が、本当に現地調査を綿密にしてまとめたとは思えない基礎的誤謬です。機会があれば、その方々や実際に調査結果を検討したであろう方と議論してもかまいません。

■添付資料1の解説■ (さいたま 公聴会 配布資料 画像19番) (付せん1)
この図は、私が、浅間火山の噴出物(軽石)や炭素14年代などを基準に吾妻渓谷の3万年前以降の変遷(地史)をモデル地質断面で表したものです(左上段から右下へ)。
(図中の谷壁斜面を這い降りるBP1,BP4のBPとは、褐色軽石の略号です)
☆3万年前
吾妻川は、関東山地脊梁部という隆起地域を流れるため深いV字谷を刻んでいました。谷の各所には、熱水変質帯(pH1～3)があり、地盤は脆弱です。

☆2.4万年前以前
約2.4万年前に浅間山で大規模な軽石噴火がはじまり、渓谷の谷壁斜面を覆いました。(板鼻褐色軽石層:略号 BP1－4)応桑層(OkDA)の基底に見られる境界層がBP-1－4です。

☆山体崩壊により埋め立てられた吾妻渓谷☆
BP4噴火直後に、浅間山の山体が大規模に崩壊しました。その結果、吾妻渓谷は、数十分以内という短い時間で山体を構成していたメガブロックで構成された応桑層が50-100mの厚さで埋め尽くされました⇒ 平坦化と荷重

☆熱水変質帯とBP(褐色軽石)に荷重負荷☆
不透水層の形成・谷の下刻(浸食)時に、応桑層(OkDA)が露出した河岸の谷頭付近でブロック崩壊が多発

☆1.3万年前の大崩壊・急速な下刻による不透水層への水供給低下と化石化☆
応桑層(OkDA)の下刻過程で、不透水層付近を境界としてずり落ちた部分は
吾妻川の谷が急速に掘られたため、地すべりを誘発する地下水供給量が減少して化石化したため、地すべりや崩壊をせず踏みとどまっている

☆ 湛水した場合☆
2.4万年前以降の下刻、1.3万年前の天然ダムの決壊以降、不透水層で貯留された地下水の供給量が減少・枯渇して、地すべりが止まっていたにもかかわらず、ダムを作り逆に地下水位を上昇させ、止まった崩壊ブロックを崩してしまうことが想定できるダムを、なぜ莫大な予算をかけて造るのか理解に苦しみます。湛水後、排水(開放)は地すべりや土砂崩壊を誘発します。
放流時の振動に加え. 地震が起きれば崩れます。

■添付資料2■ (同上 画像26番)
成長途上にある浅間火山の活動履歴と今後の活動

浅間山の火山活動は、2.5万年前以降、岩石の性質から3つのステージに分かれます(黒斑末期・仏岩期・前掛期)。
各ステージは、降下軽石で比較すると約8～10立方キロ噴出しています。
最新の前掛期(1万年間)の活動は、3立方キロしか噴出していないことから
残り5～7立方キロの軽石を噴火する余力を持っていますので、成長途上といえます。さらに、前掛期は活動期と静穏期から3つに別れ、古墳時代以降、活動頻度と規模が拡大しています。約9千年間に地層に残る大噴火は、25回起きています。
(草津白根火山では、1万年で地層に残る噴火は6回あります)
吾妻川へ直接影響を及ぼす大規模噴火は、2つの火山の履歴から、最短で350年、最長で600年に1回の確率と高いです。
中小の噴火を入れるとさらに短い周期になります。

■添付資料3■ 「八ッ場地すべり地形偽装問題」で検索ください
国交省の地すべり公式見解(八ッ場ダム工事事務所5ページ分)にみる20以上の誤謬・解説・対照文・最近の検証発表・論文

リストを含む
[redacted]

◎　　視察について◎
10月の視察では、役所側だけが事前準備したものでは、ダム建設のリスク実態は全くつかめません。
政権交代直前に発注された工事の進捗状況と災害対策の都合良い部分を見るだけで判断せざるを得なくなります。事前聴取していただいた各専門分野の人が指摘する場所で解説を受けながら必ず見学してください。役所の説明と専門家の解説の両方を現場で聞くことが最善の策と考えます。地質で、リクエストがあれば、お応えいたします(大学の講義は月:午後　火:2時　水:午前中の学部・大学院合同ゼミは、事前にわかれば休めます)。

環境大臣をかつて務められた北川石松先生(自民党)は、長良川河口堰の視察に際して、公式視察の1週間前に秘書とご自身、気心の知れた地元の方と歩かれる事前視察をされています。
事後でも良いことです。長引く問題の解決は、本当に大変かと存じます。しかし、3．11．以降の実状を考えますと、今後の最大余震はM8クラスが数年以内に起きる可能性は高く、いまだに余震活動があることから、日本列島自体も地殻変動の活動期に入ったと考えるのが間違いないと存じます。崩れやすい場所にダムや移転代替地があるのは災害リスクが高すぎますし危険だと考えます。土砂ダムで苦しまれている前田先生ご出身の十津川流域でも大震災後に地震が頻発しており、気が気でないと存じます。

☆私が推奨する見学候補地☆　必用であれば地図に地点を落としたものを送ります
◙八ッ場沢トンネル:入口の修復工事と内部の変形ひずみによる亀裂状況
(国交省が隠蔽・否定した地すべり変形の実態がわかります)
◙県道沿の法面では、強酸性水の湧出による酸化と崩落が随所で見られます。
◙8月7日の豪雨により法面や路肩・道路が崩れた打越代替地の崩壊現場
◙わずか数年で土砂と化した熱水変質した火砕岩を利用した波浪浸食防止用石垣の実態
　代替地住民の安全確保が軽視されていることがわかります(対岸の強固な石垣と比較)
◙新駅上(墓地)の土砂災害履歴
◙上湯原入口の応桑層堆積面(580m)からみた不動大橋「＝橋よりさらに10m高い位置に本来の応桑層の堆積面があった(630m)ので、地すべりや崩壊の実態がわかります。
◙立馬地区(不動大橋　吾妻川左岸側から上湯原地区を見下ろしても良いでしょう)
◙地すべりと崩壊の恐ろしさを実感するには、下田地区から林地区に上がり、神楽橋のかかる沢を覗くのが一番良いでしょう([redacted]のDVDで[redacted]の場所です)。
高さ50m以上の応桑層でつくられた断崖の実態が見て取れます。崩落や落石なども頻発することになる場所です。JR吾妻線や国道は、豪雨による落石に悩まされ続けた場所です◙

ハッ場ダム建設のため、タスクフォース報告書まで悪用した事例とズサンな検証記述

8

山腹斜面のゆっくりとしたすべりが継続的に進行して、ダム貯水位の上昇とともに地すべりの速度の増加が確認されている。その速度は、1960年以降は週当たり約1cmであったものが、1963年9月18日以降は、1日当たり1cmであることが確認されている。その後、9月28日頃から豪雨が降り続き、すべり速度は急増して、10月9日の大規模な滑動に至った[25]。早くから地すべりの兆候が現れていたが、地すべり発生の危険性は、下流の村々には伝えられなかった。

応桑層による地スベリ認識もなく

地域地質の特性も理解せず作られた「貯水地周辺の地スベリ対策指針」もひどい

2．大規模な土砂移動が発生した場合の影響

1）土砂移動により大規模な天然ダムが形成された場合の影響

大規模な土砂移動による土砂が河川に達した場合、河道閉塞により天然ダムが形成されることが多い。これが決壊することにより、その段波（洪水、土石流）により下流に被害が発生する可能性がある。

ダムの上流で天然ダムが形成された場合には、事前にダムの貯水位を下げておくことによって、天然ダムの決壊による段波を捕捉することができる。実際に、岩手・宮城内陸地震では数多くの天然ダムができたが、磐井川以外では下流のダムの水位を下げることにより、十分な容量を確保し、天然ダムの決壊に備える対応をとった。

仮に、ダムの貯水容量を超える大規模な天然ダムが決壊した場合やダムの貯水位を低下させる前に天然ダムが決壊した場合にはダムから越流する可能性がある。

しかしながら、「A.豪雨・洪水に関する知見・情報の整理」で述べたとおり、これまでの越流による被災の事例を見る限り、堤体の側方の土砂が流出した事例を除けば、コンクリートダムが越流によって堤体の安全性やダムの貯水機能を損なった事例は確認されていない。

2）大規模な土砂移動が貯水池へ流入した場合の影響

ハッ場ダムの貯水池周辺は、「地すべり地形分布図」により岩手・宮城内陸地震で大規模な地すべりが発生した荒砥沢ダム周辺と比べると、大規模な土砂移動の履歴は少なく、崖錐堆積物と判明したものを除くと、大規模な地すべり地形は確認されていない。また、「貯水地周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）」[26]に基づく地すべりの調査を行い、対策が必要と考えられる6箇所の地すべりについて対策工の検討を実施しているところである。地すべり

何故地スベリ対策地が3→6に増えたのか。さらに民主党への報告では8に増加しているのはどうしてでしょうか？わずか数日で地スベリ対策地が増加

25 「ダムと公共の安全　世界の重大事故例と教訓」、アメリカ内務省開拓局、東海大学出版会、1983

26 「貯水地周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）・同解説」、国土交通省河川局治水課、平成21年7月

（過去に学ばず最新の成果、公表事例も検証せず）

（ズサンな検証例）

箇所の土砂量は最大でもおよそ300万m³と推定されており、貯水池の規模(1億750万m³)に比べて小さい。

仮に、大規模な地すべりが発生した場合には、滑動速度や貯水地の水位等によってはダムから越流する可能性がある。しかしながら、「A.豪雨・洪水に関する知見・情報の整理」で述べたとおり、これまでの越流による被災の事例を見る限り、堤体の側方の土砂が流出した事例を除けば、コンクリートダムが越流によって堤体の安全性やダムの貯水機能を損なった事例は確認されていない。

なお、豪雨による地すべりの現象は、前兆を把握することが可能と言われている。

(八ッ場ダム1つですべて安全体制が確保されるという不可解な結論 → 複合災害の視点が欠落)

あとがき

本資料は、今後の治水システムの充実を図る観点から、3.11震災の教訓に関する知見・情報を俯瞰的に整理したものである。

ここでは、各種文献の調査と防災・危機管理等の専門家からのヒアリングより得られた教訓を踏まえ、豪雨・洪水、大規模地震、大規模噴火、大規模土砂移動の各事象について、国内外における過去の災害事例等を参考に、八ッ場ダムや利根川流域を題材とした知見・情報の整理を行ったが、危機管理対策について具体的な検討までは行っていない。

したがって、今後の治水システムにおける危機管理を検討する第一歩として本資料をとらえ、危機管理の具体策を検討していくことが望まれる。

八ッ場ダム建設のため、ジャーナリスト、報道機関の皆様、国民の代表である超党派の国会議員・大臣与野党、民主党を組織的にだました報告書

〈国交省、有識者会議座長・天下り法人・官僚OBによる情報操作、創作資料の1つ〉

民主党「八ッ場問題に関する部門意見」に対する

国土交通省の考え方

※裏付けは10にまとめ

P5.㊟ ー ㊟

試験湛水で地スベリや崩壊が起きれば、即、長野原町民の生活基盤を奪うという認識すらありません。又、いずれ、噴火する浅間、草津、両火山が活動した際にダム堤内に崩壊、地スベリによる土石が存在すれば、下流域にとって、大規模洪水、土石流災害が拡大化するという認識もありません。

平成２３年１２月１２日

7．ダム建設事業への参加を前提とした暫定水利権を、中止後には安定水利権に変えられるのでなければ、利水参画者は「推進」の立場を変更できないのは当然である。暫定水利権の延長や「正常流量」の修正など、水利権について柔軟かつ抜本的見直しをすべきである。

（これに対する国土交通省の考え方）

水利用の合理化を進めることは重要なことであり、利根川水系においては、農業用水を合理化し、都市用水に転用する（埼玉合口Ⅱ期 4.26m3/s、利根中央 3.81m3/s 等）など、水利用の合理化に努めてきました。

一方、高度経済成長期以降、人口の急増、産業の集積等により水需要が急増したことから、地下水の取水が増大し、著しい地盤沈下を引き起こしました。これに対応するため、水源を地下水から河川水に早急に切り替える必要が生じました。

しかしながら、急増する水需要に水資源開発施設の整備が追いつかなかったことから、水源確保のために必要な措置を早急に講じることを条件として、やむを得ず、暫定水利権を許可してきたところです（埼玉県における年間最大沈下量を記録したのは昭和 49 年、埼玉県が八ッ場ダムに係る暫定水利権の許可を最初に取得したのは昭和 48 年）。

暫定水利権は、既得の安定水利権に影響を与えないよう、河川の流量が少ない時は取水できないのが原則ですが、利根川水系においては、その社会的影響が極めて大きいため、利根川上流ダム群に水源を有する安定水利権者の理解と協力を得て、同ダム群から貯留水を放流することにより、取水停止を回避しているのが現状です。

一方、これにより、安定水利権を有する者にとっても利水の安全度が低下することとなるため、暫定水利権を安定水利権に切り替えるには、ダム等の水資源開発施設を完成させるか、他の水利権を転用するなど、別途、水源を確保することが必要であると考えています。

正常流量とは、河川環境の保全や安定的な水利用等のために必要な流量であり、河川の維持流量と水利使用者の取水量の双方を満足する流量です。

従って、暫定水利権の取り扱いや正常流量について、特定の利水者の水利権許可のために変更することは河川環境や既存の水利使用に影響を与え、漁業者や既存の水利権者の権利を侵害するおそれがあります。

火山・地質・地形部門の記述と疑問点・情報操作

8．ダム本体および代替地周辺における地質の問題、浅間山大噴火の可能性など、安全についての検証が十分とはいえない。

（これに対する国土交通省の考え方）

一般に、ダムの基礎岩盤の性状把握は極めて重要であり、多くの調査結果を基に、ダム本体の安定性、漏水の可能性などを検討した上で、対策を含めて本体及び本体関連施設の設計を行います。

八ッ場ダムにおいても、経済性を考慮しつつ、これまでに蓄積してきた地質調査データに基づき、多くの専門家による現地調査を含めた検討を経て、現在の掘削形状や必要となる対策を決めています。

これまでに、ボーリング、横坑などによるダムの基礎地盤についての強度や遮水性に関する調査を

地すべり対策地が3箇所(11月関東地方整備局)⇒6箇所(12月8日タスクフォース)⇒8箇所(12月12日民主党部門会議)と急変したずさんな国交省の検証報告

重ねた結果、

①脆弱な断層破砕帯は認められない。

②全般的にダムの基礎岩盤として求められる強度を有している。

③難透水性の岩盤である。

と評価し、ダムの基礎地盤としては支障はないと判断したものです。

国・国交省・群馬県
全てのデータが地すべりを証明しているので
この記述は偽りと断言可能

ダム周辺地域における応桑岩屑流堆積物の分布、性状については、これまでに専門家の助言を得ながら検討を行い、約2.4万年前に浅間火山の前身である黒斑火山の山体崩壊(火山爆発の崩壊)により形成された堆積物で、吾妻川の河岸に段丘面状に砂礫層を覆って分布し、崩壊によってできた礫や砂、粘土などが乱雑に含まれた状態で締固まったものであると認識しています。(偽り)

(地層の上下判定もできない専門家の意見記述)

また、川原湯・上湯原地区にある広い緩斜面は、蛇行した河川の跡である旧河岸段丘面の上に、崖錐堆積物と応桑岩屑流堆積物が覆ってできたもので、ボーリング調査で段丘砂礫とその下の堅硬な岩盤を確認しており、地表にも滑落崖と思われる段差地形などは見られないことから地すべりではないと考えています。(偽りと実態を理解していない指針)

今回の検証においては、最新の全国共通の技術指針(「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)」平成21年作成)に基づき、レーザープロファイラー等により得た調査結果を踏まえ、地すべりや応桑岩屑流堆積物を含めた未固結堆積物による斜面の各箇所の対策の必要性、対策案を改めて検討した結果、従前から対策を予定していた地すべり対策予定の3箇所に加え、新たに地すべりや応桑岩屑流堆積物を含めた未固結堆積物による斜面において8箇所で対策が必要となる可能性があることが分かりました。これらの箇所においては、必要に応じて対策を実施し、安全性を確保することとしています。

応桑岩分布地(貯水池)全てで必要のため、追加が必要

この結果を受けて、地すべり等の対策の追加に伴う工事費の増加分(約110億円)についても、残事業費に反映させた上で、八ッ場ダムを含まない対策案(代替案)とのコスト比較を行っています。

さらに、ダムの供用前にあらかじめ試験的に湛水を行い、実際に湛水された状態における安全性などを確認した上で、供用することとしています。

また、「3.11」から得られる教訓を踏まえて整理した知見・情報によれば、浅間山の噴火を想定した場合、「天明泥流規模の泥流(総流量約1億m3程度)の場合、貯水位を事前に下げておくことによって、泥流の大半は八ッ場ダムの貯水池内で補足されると考えられる」、「天明泥流規模の泥流の流入に対する八ッ場ダムの安定性について検討を行った報告書では、八ッ場ダムが破壊することには結びつかないという結論に達している」とされています。

八ッ場ダム(6千万~1億トン)運用 ≒ 天明泥流(1億トン)

(非除されたデータ)

① 天明噴火の降下軽石量 ⇒ 1km³以上

② 湛水域の地すべり・崩壊・土石流量 } 1億トン以上

③ 押された盛土量

④泥流が補足される前に埋ってしまうことは確実

⑤ 火山が噴火しなくとも、応桑層が飽和状態時(湛水中)に地震があれば、浸透崩壊の危険性が高い

①~⑤を考慮すれば、この防災論は全く役に立たない

超党派　公共事業チェック議員の会の皆様、民主党国土交通部門会議の皆様へ
国交省が行った不正回答について、立法府や党として再検証と追求すべきことを以下に記します.

■■平成23年12月12日　民主党「八ッ場問題に関する部門意見」に対する国土交通省の考え方回答書(p4－5をざっと読んで)の基礎的誤謬と意図的不正回答について■■

【この回答書は、国交省OBの天下り企業で業務委託を受けた地質コンサルタントが提出した誤った内容の報告書を、河川地形・火山および第四紀地質すら理解していない国交省河川部職員が、ただ羅列して作成しただけのものです.
追加として、3. 11. を形式的に踏まえたとしていますが、下記の問題点をみれば全くの偽りです.
結論はほとんど変わりませんといういい加減な形式回答書面です】

【国交省回答に対する反論と追加検証の要求項目について】
◎浅間火山のことを触れていますが、もう一つの活火山でヒ素問題を抱える草津白根火山の噴火とリスクについて全く扱っていません. 3. 11. を受けて、5月に草津白根火山の山頂カルデラで異変があったことは、東京新聞:■■記者の取材報道でも指摘されています. ヒ素汚泥で満杯になっている品木ダムへ泥流が流下した場合やヒ素汚泥が野積みのA～C土捨場地域の安全性についても全く検討と議論すらされていません. 国交省タスクフォースがいかにいい加減な検証をしたかがわかるはずです(本来であれば、最悪の被害想定をした上で、対策も明示されていなければなりません).
◎3. 11. の際、深谷断層(関東平野西縁断層群)の延長部(平井断層など)にあたる群馬県内の地震で起きた4つの貯水池被害について全く論じられていません. この資料については、群馬県の地質学者:■■■■博士が国土交通省・前田国交大臣宛で直接資料を送付しています. これについての解析や回答もここでは触れられていません.
◎昭和6年の西埼玉地震で、震央から遠く離れた長野原町内で起きた石垣の崩壊90箇所、山崩れが200箇所(2つの原因の多くが凝集力の乏しい応桑層にあると思われます)など、吾妻郡内で最も多くの被害があった事実について検証報告では触れられていません. 八ッ場ダムの運用年数・堆砂問題とも関連する重要項目ですから、俎上にあげて議論さえしていないこともいい加減な検証をした証明でしょう.
◎浅間火山の砂防対策発表もダム建設発表後にやる姑息さに呆れています.
http://www.shinmai.co.jp/news/20120112/KT120111ATI090010000.html
これを先にすれば、ダムの堆砂量と運用年数を示した検証資料のごまかしがばれます.
同時に本省は、これを取り繕うネタとして、八ッ場ダムが砂防機能を持つダムとしたのでしょう.

☆このようなズサンでいいかげんな回答を、容認することは絶対にできません☆

☆不正回答例 1～8☆

1. ダムサイトについて ☆ ①脆弱な断層破砕帯は認められない.

□圖ダム堤予定地は、pH1～3の強酸性岩を伴う脆弱な熱水変質帯(一部粘土化が著しい)となっている場所であることがわかっています. また、予定地のすぐ下流に巨大断層が存在します. この2つの件についてまったく触れられていません。この点だけでも3. 11. を受けた検証回答となっていません圖□

2. ☆ダム周辺地域における応桑岩屑流堆積物の分布、性状については、これまでに専門家の助言を得ながら検討を行い☆とあります.

□圖私は、1995年以降、応桑岩屑なだれ堆積物について、分布や性状について記載をはじめ、調査報告や論文を公表してまいりましたが、国土交通省や有識者会議からは、ただ1度も専門研究者として意見聴取も論文に関する問い合わせもいただいたことはありません. いったい国土交通省の言う助言を受けている専門家とはどなたのことでしょうか？当然、浅間火山の活動履歴を調査し、応桑岩屑なだれ堆積物の研究までしている人物でしょうから、是非ご紹介をいただきたい. もしそのような方がいれば、公開の場で検証とご議論ができますので、よろしくお願い致します圖□

☆「国交省側の専門家の方には、浅間火山の活動履歴と応桑岩屑なだれ堆積物に関する研究論文と履歴を提示していただきます. もし提示できない場合は、政府(国交省)が政権をになう与党に対して偽りの回答をしたことになります. 党として、この回答書を作成した官僚と了承した幹部の処分を政府に求めてください. これは、公務員の雇用主(納税者)からの要望です☆

下記は、私が浅間火山と応桑岩屑なだれ堆積物を専門的に研究してきた一人として、国土交通省(大臣秘書官宛)と前田武志国交大臣宛でメールにて正式に報告した研究履歴です。もし、大臣が知らないということであれば、国交省の官僚が握りつぶしていたことになります. 握りつぶした人物がいれば、処分を求めてください.

□■浅間(黒斑・仏岩・前掛)火山、八ッ場ダム周辺地質検証に関する研究履歴■□

■(1995)■

■(1999a)■

■(1999b)■

■(2006)■

■(2006)■

■(2007)■

■(2008)■

■(2010a)■

■(2010b)■

■(2011)■

■(2009)■

【最近の応桑岩屑なだれ堆積物＝中之条・前橋泥流の関する論文と共著書】

■(2007a)■(2005)■

■(2007b)■(2005)■

■(2008)■(2004)■

【共著書】

■(2008)■

■(2009)■

第2章　群馬の平野 第9章 片品川流域の自然 上毛新聞社

【過去に公表した浅間火山関連の科研費報告・論文・講演要旨・共著書・雑誌コラムほか】

[redacted](1992)[redacted]

[redacted](1997)[redacted]

[redacted](2006)

[redacted]

[redacted](2008)[redacted]

【共著】

[redacted](1995)[redacted]

[redacted](1996)[redacted]

[redacted](1996)[redacted]

【一般雑誌・出演DVD】

[redacted](2002)[redacted]

[redacted]

3. p5. 7行目

☆約2.4万年前に浅間火山の前身である黒斑火山の山体崩壊(火山爆発の崩壊)により形成された堆積物で、☆

□囲下線部分は、日本語になっていませんし、意味不明の解説文です。専門家の助言を受けて作成されたものでもありませんし、専門知識のある人物が書いた回答書ではありません囲□

4. P5. 8行目

☆吾妻川の河岸に段丘面状に砂礫層を覆って分布し、

□圖下線部分の説明では、吾妻渓谷(V字谷)を埋め尽くして(平坦化)埋積したという認識すらありません. 段丘面状ということは、何段にも分かれて埋積したことを意味しますので、応桑岩屑なだれ堆積物の流動・堆積機構を全く理解していない人物(専門家?)の回答書面だとわかります圖□

5. p5. 8~9行目

☆崩壊によってできた礫や砂、粘土などが乱雑に含まれた状態で【締固まったもの】と認識しています.

↑文章チェックもいい加減

□圖この文面から回答書の作成者と国交省に助言をした専門家は、応桑岩屑なだれ堆積物の性状を含めて、流動・堆積機構を全く理解していないことがわかります.

「岩屑なだれ堆積物」もしくは「土石なだれ堆積物」とは、山頂から山麓を作っていた地層が堆積した当時の形状を保ったまま分割されたメガブロックとなり、その集合体として流れ下ったものを意味します. 私が2度提出したパブリックコメントを含め、11月6日の公聴会の際にも、このような基礎的誤謬と矛盾点の指摘をしましたが、関東地方整備局は認識すら出来ていません. 3. 11. を受けた国交省タスクフォースによる検証報告書でも、いずれの指摘について何一つ改善されていません. 党の皆様の求めに対して真摯に回答する意思がないのか、回答することすら出来ないいい加減な人物が書面を作成し提示したことになります圖□

□圖乱雑に含まれた状態で【締固まったもの】ではありません. もちろん、各種の巨大ブロック集合体ですから、水浸した際の凝集力も問題となります. 応桑層を水浸して水位を上下すれば、表層崩壊⇒短冊状や柱状崩壊⇒ブロック崩壊(谷頭状)へとつながり、応桑層で埋められた谷壁斜面(基盤岩)との間の地下水位を度々上下させれば⇒深層崩壊へとつながります. 応桑層が残存して分布する土地では、生活基盤に深刻な影響が出ることにつながります. 試験湛水で問題が起これば、即、生活基盤が奪われることになるからです. あとから対応しますなどという場合ではありません. 追加対策費と被害が生じた場合の移転費用は、莫大になります. 追加工事費はいったい誰が負担するのでしょうか. そんなお金があれば、川原湯温泉街の再建・再生と東日本大震災の罹災家庭に個別資金を提供して復興に役立ててほしいくらいです. 役にも立たないインフラ整備などに無駄な資金を投入してほしくありません圖□

6. p5. 10~13行目

☆また、川原湯・上湯原地区にある広い緩斜面は、蛇行した河川の跡である旧河岸段丘面の上に、崖錐堆積物と応桑岩屑流堆積物が覆ってできたもので、☆

上湯原地区の地すべり否定根拠にいたっては矛盾するだけでなく議論以前です.

既にこの見解が100%偽りの不正回答であることは、群馬県企画部(1991);[redacted](1992),防災科学技術研究所(2009);[redacted](2001)の資料検証,[redacted](2011)などのフィールドで検証した事実で指摘

できています．[redacted]博士や私の検証した指摘内容（下記に列記）に対して、国交省側へ個別具体的回答を求めて全ての回答を提示してもらってください．その回答でも偽りや事実と異なる見解を提示するなら、その担当者を処分するよう求めてください．

① 国交省が公式見解として示した地質断面図通りであれば、応桑岩屑なだれ堆積物の年代が2.4万年前、この下位にあるはずの崖錐堆積物が1.3万年前であることが、これを覆う火山噴出物の地層から判明しています．両層の地質年代が上下逆転している理由の説明を求めてください．古い地層が新しい地層の上に乗り上げるのは、逆断層による活動か、古い地層が崩壊もしくは地すべりで崩れ落ちて堆積したかのどちらかでしか説明はできません．国交省が地すべりを否定した根拠が、逆に地すべりを証明したことになります．

◎◉実際は、国交省の公式地質断面図は誤りで、その事実は群馬県企画部（1991）や[redacted]（1992）の資料、川原湯街づくり設計報告書（2008）でも応桑層の上を崖錐堆積物が覆っていることが、国と県のボーリングデータで証明されています◉◎．

② 学会発表や公聴会（さいたま会場8番）で提示した地質断面図で、同一の火山灰に覆われた応桑層の堆積面が、吾妻川を挟んで右岸と左岸で最大50m（最少30m）も高度が食い違う事実の原因説明（堆積面は侵食されていませんので後から河川が浸食して削ったと説明してきたら明白な嘘ですので）を求めてください．

③ 低下した上湯原地区では、その上に約1.3万年前に「瞬時に」厚さ15～20mに及ぶ崖錐性土石が地区全体を襲ったことが、国のボーリングデータと野外の露頭調査でわかっていますのでこれをどのように説明できるのか．

④ さらに、上湯原地区の地すべりブロックにより、吾妻川の河道が北側に押しやられて移動していた事実について認識しているか

以上、4点について回答を求めてください．

私から見れば、第四紀地質のフィールド調査の基礎さえ身についていない人物が、不十分な調査で、ダムをつくりたい国交省河川部側の意向に沿って偽りの見解を提示しただけです．それでも国交省がボーリングデータのみの稚拙な根拠で地すべりを否定した嘘で議員の皆様に説明したなら、いつでも反論と証明を致します．

7．14行目　☆最新の全国共通の技術指針（案）【中略】平成21年作成

□■岩屑なだれ堆積物の性質や特徴すら理解していない段階での指針、さらに地域地質の特性さえ理解していないで作成された「全国共通指針」などこの流域では全く役立ちません．全てダムをつくることが大前提の指針だからです．ダムが有効に働く場所とそうでない場所の区別も出来ない、区別しない指針など無意味です．では、レーザープロファイラー調査で、なぜ、地すべり対策地域が倍以上に増えたのでしょうか？今まで場当たり的でズサンな検証を繰り返しやってきた証拠です．以下に、国交省がとる対策の矛盾点を列記します■□

① 【排土工法】ブロック全体の重量軽減にはなりますが、逆に応桑層がより軽くなるため、崩

① 【排土工法】 ブロック全体の重量軽減にはなりますが、逆に応桑層がより軽くなるため、崩壊しやすくなるでしょう.

② 【押さえ盛土工法】応桑層分布地のほとんどで実施することになりますから、ダムの運用容積は大幅に減少します. 押さえ盛土の安定性も疑問ですが.

③ ①と②と共通する点として、凝集力の乏しい岩屑なだれ堆積物ブロックに、この工法での効果は薄いと考えるのが普通でしょう. 応桑層が脆く崩れた場合にダムは早い段階で埋まりますので対処のしようはありませんし、砂防の視点でもマイナスにしかなりません.

④ 過去に起きている地すべりの認定や深層崩壊の爪あとすら認識できていない国交省河川部のダム官僚と天下先(おそらく[redacted])の技術者の考えは、甘すぎるとみるべきでしょう.

8. p5. 25行目

☆3. 11. の教訓を受けてと書かれた回答書ですが、ほとんど辻褄合わせのいい加減なものと思います. 協力した地域住民の皆さんが、これから先の将来にわたって、地すべりや深層崩壊の危険性と不安を一生背負わされる生活を本当に望むでしょうか？霞ヶ関官僚とOBの悪質さとこれをコントロールしてこなかった長期政権時代の政治の無力さに呆れます.

☆あれもできます。これもできます。対策も万全です。安全です。ダム観光でこんな夢のような将来が約束されています。こんな議論を誰が信用できますか。☆

【これは、何も出来ないといっていることと同じことです。マイナス面すらいわせない有識者会議座長、言わない行政など最悪の選択です】

以上、公共事業チェック議員の会の皆様、民主党の皆様へ、国交省がよこした回答書の欠落した視点4項目と回答の問題点8項目をご参照いただき、通常国会で、無謀で間違いだらけの八ッ場ダムをはじめ多くの無駄な公共事業計画に歯止めをかけてください.

[redacted]

JR東日本　上信越工事事務所　総務課

[redacted]　様

今回同封した資料の一部は、河川局河川計画課に提出した書類を一部含みますが、河川局幹部らに握りつぶされ、JR東日本には全く提供されていないものです。なお、この同封資料を中心に今年度中に指摘した応桑層が引き起こす土砂災害の内容を、学術雑誌に投稿して公表すること、衆参両院の国土交通委員会と行政監視委員会へ提出することにしています。参議院行政監視委員会の理事には既にお話をしてあります。また、私の親族が支持者である西岡武夫参議院議長にも講演要旨など幾つかの資料は事前送付してあります。

私は、水需要予測については専門外ですのでわかりませんが、ダムを造っても水需要確保に全く役に立たないどころか、ダム建設に協力し代替地に移転した方々が最初に罹災してしまうという危険性が高いダムであると調査結果で認識しております。また、罹災と同時にダム提の安全性を含め、ダム湖に蓄積された土砂は、下流地域の土砂災害・洪水災害を拡大してしまうものであることも、現地調査の結果から想定できます。

この結果は、河川局へパブリックコメントとして関連論文と発表要旨なども提供しました。しかし、現在の河川局は、政権が交代しても、長期政権時代の計画当時の御用学者の意向を最優先で働き続けており、見直し作業でも妨害を繰り返しているというのが実状です。

昨年8月に河川計画課に提出したハッ場ダム関連の論文やパブリックコメントも、12月になっても公表されないことから、問い合わせたところ、河川計画課では「そのようなものは提出されていない」と平気で偽りを言われ、ダムをつくり続けたい河川局の幹部らの手で握りつぶされていたこともわかりました。抗議と今回の件を報道機関に提供する旨を伝えると、慌てて調べますと回答したので数日待ちました。その後、河川計画課の舟橋氏から、期限内に届いていた（配達記録あり）にもかかわらず、〆切後に届いた保管箱から見つかったと連絡があり、今後も有識者会議に提供することもないといわれました。このようなことは、舟橋氏レベルで出来ることではなく課長以上の判断と推察できます。

河川局では、ダム建設の裏付けの一つである基本高水の誤謬が指摘されると、裏付けが示せないこと（裏付け資料が見つからなかったことになりました）から、河川局の水に関する有識者会議に丸投げし、その中間報告でも不備を指摘されると、日本学術会議にさらに委ねるなど機能が麻痺しています。ハッ場ダムについては、水需要と洪水問題しか議論されておらず、科学的根拠を丸投げした日本学術会議（建設・土木部会：ダムや土木を事業を推進しる考えの研究者）でも同じ対応です。学術会議での参考人聴取でも地質問題は一切扱わず、ダム官僚の縦割り構造は日本学術会議の研究者Gでも同じでした。

ダム予定地の災害リスク判定に重要な地質条件などでも、国の研究機関（防災科学技術研究所）や複数の研究者の指摘があっても、はじめからどうでもよいという姿勢に変わりがないこともわかりました。

JR東日本　上信越工事事務所では、吾妻線沿線の応桑層（岩屑なだれ）が、雨などで崩れやすい地層であることは十分承知されていることと存じます。吾妻渓谷内をトンネル中心で通すことは、安全確保の点で重要と思いますが、川原湯新駅建設地の地盤が、深刻な地すべりブロックであることの認識、背後の金鶏山が落石頻発地で近世以降も土砂災害に何度となく見舞われた土地であることはご存じないようでしたので、国交省河川局職員に昨年伝えてある事実について、お知らせした次第です。

なお、地域地質の研究者：[redacted]氏（理学博士）によるダムサイト地盤の検証からみますと、ダム堤の周囲には

漏水を引き起こす可能性がある断層を指摘していますが、河川局はこの情報も隠し、地質図上から存在する断層まで消しています。

繰り返しになりますが、ダムを作り湛水した場合、地すべりや崩壊で堆積した多量の土砂は、吾妻川下流の中之条・渋川・前橋はじめ利根川下流域への土砂災害リスクを高めてしまいます。浅間火山が噴火した場合は、取り返しが付かない大規模土砂災害の拡大へとつながります。

河川局側は、地すべりの専門家が関与しているとして八ッ場ダム工事事務所のホームページで、5ページの正式見解を公表していますが、この公式資料でも、河川地形・火山地質の立場から検証した結果、21箇所も首を傾げる記述があり、ほとんどが基礎的誤謬や偽りであることも指摘できました(対照したものは、同封B-1～B2黄色付箋)。

私自身、国家プロジェクトが、こんなにいい加減な形で進められてきたことに火山地質調査者として愕然としています。国・下流都県が協力し税負担をしている以上、独立した組織としてチェック機能を働かせなければなりませんが、下流都県の職員にはそれさえありません。群馬県職員だけでなく流域各都県の職員や選出の議員にいたっては議論以前の状態です。河川局が用意した知事や議員らの視察がどんな内容かは想定ができます。事業協力をされているJR東日本に対しても、その後の説明と情報提供すらない実状は、極めて悪質です。いわゆる「原子力村」同様、「河川局・ダム村」とお考えください。

私は、浅間火山の活動履歴を研究する立場で検証した結果、このダムは、治水・利水上にも役立たないだけでなく、地域再生の要と位置づけて協力している住民の皆様、新駅建設に協力されているJR東日本(株)へ提供している地質情報まで歪めていたことは、大変深刻な事態と感じております。

結局、河川局・八ッ場ダム工事事務所が公式見解としているものは、国の研究機関や民間地質コンサルタントが出したダム建設に不都合な事実(地すべり地形・流れ盤・漏水の可能性が高い断層の存在)を消していることがわかりました。

河川局の意に沿う報告書をまとめている[redacted]の見解を重用していることも疑問です。この企業は、本来指名停止処分が下されなければならないミスや不正を繰り替えしたにもかかわらず、八ッ場ダム周辺の耐震計算ミスではお目こぼしまで見受けられるなど酷い状態です(同封資料　黄緑付箋)。

私が最も恐れている被害想定は、約1.3万年前に浅間火山の第一軽石流が吾妻川を流れ下った際に、渓谷全体が天然ダムとなり、満水状態が解放された直後に谷の両岸に残存していた応桑岩屑なだれ堆積物(OkDA)が大規模に崩落を起こし、上湯原では、巨大地すべりが動きだし、背後に蓄積された土砂が、一気に上湯原地区全体を襲った事実があったことです(パワーポイント画像　桃色付箋)。八ッ場ダムを作り湛水と排水を繰り返すことは、人的にこれと全く同じ状況を作り出し、過去にずり落ちたブロックを含めて、地すべりの再活動と土砂崩壊を発生させるということが想定できるからです。

湛水と排水の繰り返しは、応桑層(OkDA)が分布する各地で土砂災害が誘発され、ダム建設に苦渋の選択で協力された住民の皆様が最初に被害者となってしまいます。また、川原湯温泉再生の要として建設中の新駅でも大きな災害が誘発されます(写真資料12,13)ので、十分な防災対策をとらなければ、観光客・国・県道利用者にも影響が出ることはほぼ間違いないでしょう。現状では、新駅にとってダムをつくらないことが、第一の安全対策です。

新駅建設現場の歴史時代から昭和の土砂災害履歴については、今のダム設計課長(1年前に赴任した荒井満課長)は全く知らず、昨年10月に公共事業チェック議員の会の紹介で取材・調査協力した折に現場を案内したときにも対策工事すらしていないことを荒井　満氏自ら認めています(写真資料⑪ [redacted]のDVDにも一部収録)。

私からすれば、このダム事業は、砂防上も下流域の土砂災害リスクも高めてしまいますので、治水・利水・防災対策にもならない救いようのないダムだと認識しています。県民の生命財産を守るべき群馬県側の検証も、代替地の耐震偽装・強度不足・熱水変質石材の使用など改善すべきにもかかわらず不十分ですさんなものと思います。

既に起債・有利子を含めると9000億円以上が支出されることとなり、吾妻渓谷と長野原町の失った観光資源を考えれば、1兆円をはるかに越える被害ではないかと思っています。川原湯温泉街はその中で、今も放置され続けていますから悲劇です。河川局のダム官僚とこれにぶら下がっている長期政権時代の御用学者、国会・県会の各議員の責任は重いと思います。

JR東日本の皆様には、地域及び利用者・観光客のためにも、河川局に対して地質地盤の再検証の要請と現在の工事に対する万全の安全対策をお願い致します。取り急ぎ、現状報告方々、要請資料の送付まで。

[redacted]

同封資料リスト

A 国交省河川局が握りつぶしたパブリックコメントとその総括集(A-1～A7)

B 八ッ場ダム工事事務所公表の地すべり対策の誤認と偽り解説と群馬県の地質資料
(B-1～B-3 黄色 付箋)

C 新規建設地担当コンサルタントの誤認と河川局の不適切な関係を示す資料集
(C-1～C-3 黄緑色 付箋)

D 吾妻渓谷の地図および応桑層(OkDA:岩屑なだれ堆積物)の分布・高度、地すべり跡

E 吾妻渓谷の地すべり・崩壊・土石流の仕組みとリスク 解説集 (橙色付箋 2010.11.作成)

F 2011年3月発表『八ッ場ダム建設のため、並行地形に偽装された上湯原の巨大地すべり』
の最新データとパワーポイント画像集

G [redacted] 公共事業チェック議員の会 パンフレット
JR東日本 としても映像検証をお願いします。必要であればご案内と説明をいたします。

H 国土交通省関東整備局八ッ場ダム工事事務所 調査設計課 課長 荒井 満氏の名刺

(最新の発表画像 資料解説)

1 表題
この地形図は、地形学・地質学者の誰に見せても、上湯原が「地すべり地形」であることを一義的に認識できます。これを前提に、航空写真判読と地形・地質断面図の作成とその裏付け調査を実施しました

2 八ッ場ダム建設で想定される最悪のシナリオ
ダム(湛水による災害リスク 7項目)と空ダムから想定される被害一覧

3 地すべり検討上の致命的欠陥6項目とその仕組みや過去の土砂災害実例
特に①②④⑤は地すべり専門家が認識すらしていない酷いものです
⑤は全国の皆さんがよく知っている「やんば館」背後の崖が崩れた実態を示す地すべり地形です。

4 応桑岩屑なだれ堆積物(OkDA)の荷重負荷が不透水層を形成する仕組

5 OkDAの高度変化と谷斜面(林層)とBP・泥炭・OkDAの関係(立馬)

3の①②⑤⑥の関係で起きる地すべりの仕組みを示す裏付け写真画像

(上湯原のOkDAの堆積面標高が対岸の立馬にくらべ50mも異常に低いことがわかります)

6 応桑岩屑なだれ堆積面とその後の地すべりによる高度変化

7 (独)防災科学技術研究所による地すべり認定地(2009年公開)と調査位置

8 群馬県の内部秘地質資料から読み取れる地すべり移動の証拠(崖錐と湧水)

B－3資料 群馬県企画部 マル秘扱い 川原湯新温泉源の開発 より抜粋 地すべりと土砂崩壊の裏付

9 8と同じ湧水地点の現状とズサンな工事実態(2010.12.)

谷地形の場所では水が乏しく、尾根地形の直下から複数の湧水が認められた⇒立馬地区との高度差に加えて動いてずり落ちた証拠

10 上湯原地区(応桑層 OkDA 岩屑なだれ堆積物)の流下当時の堆積面高度の復元

11 上湯原の崖錐堆積物から見た土砂災害の履歴(河川局は未調査・未評価)

12 1.36万年前直後に起きた地すべりと大規模土砂災害の実態

13 現在の上湯原地区のダム湖湛水による災害想定

14 地すべり専門家が応桑岩屑なだれ(OkDA)の性質と災害を理解していない事例

15～17 地すべり専門家が応桑岩屑なだれ(OkDA)を理解していない証拠資料

18 代替地と住民の安全を軽視した石垣の実態(波浪浸食防止の嘘と偽りの繰り返し)

19 ダムサイトの地質と熱水変質帯の実態・法面崩壊・落石被害の背景

20 ダムサイトの応桑岩屑なだれ(OkDA)の堆積面高度と熱水変質岩

21 わずか10ヶ月で造んだ国道145号線の法面劣化や落石事故の原因と実態

22 川原畑代替地(上ノ平)で起きた崩壊と道路付け替え変更(S字屈曲)の原因

23 国道145号線で落石が続く地質の実態(今後も続く理由:流れ盤と熱水変質岩)

24 現実と乖離した関係機関の資料と地すべり・土砂災害が想定される地域(上湯原)

25 八ッ場ダムの各種災害リスクの比較表

八ツ場ダム工事事務所とJR東日本上越工事事務所（総務：[redacted]氏）の対応．JR東日本上越工事事務所も安全軽視のダム村でした

昨年10月に荒井　満設計課長を上湯原の露頭へ案内し，新駅上の落石・地スベリ対策を聞いたところ，一切行っていないと明言

6月17日　JR東日本に新駅周辺の安全対策を聞くも河川局からの報告はないとの回答．ダム事務所公表の「地スベリ地ではない」として工事を進めているとの報告．

国や県の調査資料に加え，公表資料5ページに21箇所の誤謬があり，現地検証でも巨大地スベリ地で落石頻発地であることを伝え、国交省に抗議してはと伝える．

裏付け資料を求められたので6月27日に提供．公共交通の安全対策の実施のお願いと国土交通委員会・行政監視委員会にも資料提供することを伝える．

7月1日　JR東日本上越事務所に資料到着確認し，7月4日に回答する約束・連絡なし

7月6日　当方より連絡（資料は検討した後，情報共有のため本社に送付すると約束）

7月14日 JR東日本 本社へ確認するも届いていないと回答（[redacted]氏⇒[redacted]氏への連絡約束）

17時に[redacted]氏より電話（～19時まで）検討するまで本社に送らないとの回答．それでは資料を複写して独自に検討をされ、原本は対応窓口の本社へ情報共有のため送付を再依頼

手紙にコピーをとってよいと書いてあったので、コピーした．原本は、既に[redacted]氏宛で返送したので本社に送れないと偽りの回答（私の書面にそのような記述はなし）．送付が事実なら追跡電話で戻してもらい、本社に送るよう再依頼．

ダム事務所と検討するので本社は関係ないと回答　←[redacted]氏個人の判断で本社に無断で資料の扱いと方針を決定し問題が発生した場合，全責任を被る事になるのではと話す．

7月20日JR本社へ連絡．上越事務所の[redacted]氏より，資料の取り扱いを私に指図される必要は無い．現地は国交省が造成しているのでJRとして関係ないと回答．JR本社：相談窓口の[redacted]氏⇒資料を送付されれば関係部署に伝えるが扱いはわからないと回答．

（JR東日本上越工事事務所の対応について）

(公聴会要旨) 2011.11.6.14:20.さいたま会場

この報告書で応桑層の認識(堆積環境と特性)が根本的に誤っているため、災害対策となっていない。このダムは、土砂災害を誘発するだけでなく、協力住民の生活圏まで奪うことになります。地域再生の要となる新駅建設地(上湯原地区)では 1.3 万年前に大規模地すべりが発生、背後から厚さ 15m以上の山津波が襲い、吾妻川の河道が北へ移動しています。ダムを作り地下水を上昇させることは、応桑層分布域で同じ災害をもたらす状態を人為的につくる可能性が高いと考えます。この場合、鉄道と観光客が罹災します。この問題について、国交省・JR は認識していません。移転代替地の多くが、過去に地すべりを起した崩落土石の上にのっています。地すべりと崩壊で蓄積した土砂は、浅間山が噴火した際、ダム提の存在が下流域の河床上昇と破提のリスクまで高めてしまうことになります。また、八斗島周辺の歴史時代の地震と火山活動(榛名・赤城山の崩壊)による災害履歴は検討すらされておらず、災害対策の視点でも不十分なものとなっています。

今後の治水のあり方について　中間取りまとめ案に関する意見書 (2010)

(昨年8月14日に提出しながら、非公開扱いとされたもの) ← 隠ぺい、されたパブリックコメント

個別ダムの検証のありかたについて(参考資料1～3)

河川の流量問題中心だけの議論では、真の治水・利水対策にはなりえません。

A　個別ダム建設地の地質評価は、過去においても「作ることが大前提で評価されたもの」が中心であったことは、仕事の経験からわかっております。私自身、電力会社や建設会社から受注を受けた系列の地質コンサルタントで調査報告に参加しましたが、建設後の危険性のリスクが高い可能性を示唆するデータがでたことを報告すると、発注者側から作るための報告書への書き直しを命じられ、このまま報告をあげると、今後仕事は回さないという圧力を受けた経験が何度もありました。まず、情報の透明性・客観性・公平性の確保が不十分であったことを改善すべきです。

B　各河川流域で河床の上昇をもたらす土砂供給の観点と評価が欠落していますので、全国のダムの評価では、地域地質(とりわけ気候変動・環境変動に詳しい第四紀地質や地質災害)に詳しい研究者の参加を義務付けてください。

C　国が整備した国土基本図などが災害リスクの公表を含めて、全国の行政でも全く生かされてこなかった事実は重く受け止めるべきです

火山・第四紀の地形地質研究者の立場から実施した「八ッ場ダム」の検証結果から見えてきたもの

D　このダムも前記事項に示したとおり、地質条件の評価が180度異なる結果が出ています(別添資料・③および④発表要旨参照)。同時に、建設工事中に出現した問題点の評価を含め工事現場の管理にも多くの問題を抱えていることを速やかに公表することが大切です。

E　ダム建設には適さない地盤条件にあること、ダム上流に日本でも有数の活動的火山を2つも持つこと、火山体の大規模崩壊の堆積物の存在が、当初の目的である治水利水に大きく影響するだけ出なく、協力された住民の移転先の安全性確保も不十分であることを含めて、下流域の住民の皆さんへの洪水や土砂災

害リスクを高めてしまう可能性があることなどを明らかにすべきではないでしょうか。

F　日本列島の脊梁部には数多くの火山がありますが、今回の浅間火山の事例検証調査でわかったことは、火山の大規模崩壊が流域に大きな影響を与えている事実と、このような堆積物が分布する領域では、ダムを作ることが逆に洪水や土砂災害リスクを高めてしまう可能性が高いという視点で、個別のダムについて評価していただきたい。
洪水対策＝ダム建設が主軸とする考え方は、自然はコントロールできるというスタンスにほかなりません。洪水が起きることを前提として、これを軽減する立場で議論と政策の立案を進めてください。地震に対する免震と同じです。評価においてダムに重点を置きすぎないことが大前提です。流域全体で応分の負担をすることです。具体例は、参考資料に出ていたものをフル活用することですが地道で長期的ですが森林整備のウェートを高くすることが雇用とコストの面で重要と思います。
八斗島の基本水位に関するものとして、河床上昇をもたらす土砂供給源と時代の変遷を表した図(① p361、②p508)と編年表(① p357、②p513)などをまとめた自著の論文を参考に添付しておきます。詳細については、別の機会が設けられればお答えいたします。

添付資料リスト

① [redacted] (2008) 付箋部 (p.361, p.357)
[redacted]

② [redacted] (2008) 付箋部 (p.508, p.513)
討論：[redacted]

③ [redacted] (2010a)
[redacted]

④ [redacted] (2010b)
[redacted]

http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000045313.pdf

第二のふるさと・群馬県が好きな納税者からのお願



あの美しかった吾妻渓谷を元に戻してください。ふるさとを思う方々の手に返してください。

58年以上，ダムに翻弄され続けた皆さんが，幸せに暮らせる生活へ，今すぐ戻してください。

全国の公僕・議員の皆様へ
ご家族で，今の川原湯を公務員研修施設として自費で宿泊され，公共事業の影を見てください。
真の長野原町・川原湯の再生に知恵と法律でご支援ください。

1

開平地方整備局 施行 八ッ場ダム 建設事業 説明会（パブコメ説明会）資料



5

八ッ場ダム建設のため，蛇行地形に「偽装」された上湯原の巨大地すべり

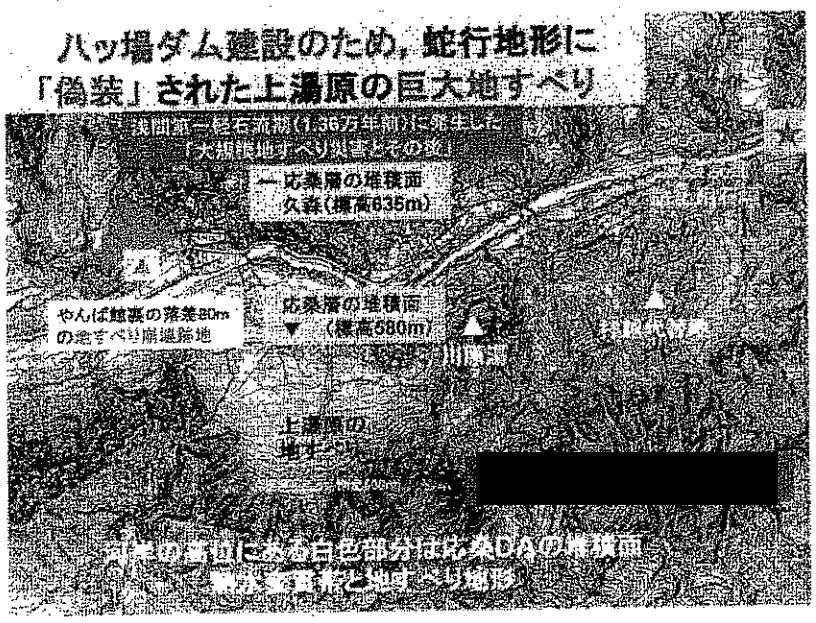

2

応桑岩屑なだれ堆積物（OkDA）の加重負荷に伴う古い地すべり（▼）と活動中の地すべり（▼）・段丘面高度の変化

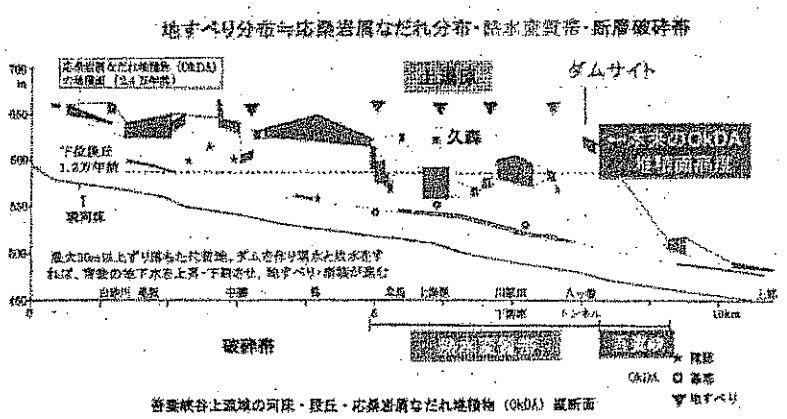

熱水変質帯地域に乗り上げ，数10mすべり落ち，現在の位置に留まったOkDAの堆積面と本来の堆積面高度分布

6

八ッ場ダム建設（起債1兆円）で想定される最悪のシナリオ
浅間山噴火で後世に土砂災害と借金を残す土砂ダム

湛水による被害想定（代替地住民の罹災と下流域の災害リスク⇒増大）

①侵食基準面の上昇⇒上流地域で側方侵食の進行
②熱水変質した基盤岩・応桑岩屑なだれ（OkDA）の間で地下水の上昇と下降の繰り返し→地すべり・深層崩壊・土石流誘発⇒新駅・代替地住民が罹災
③崩壊に伴う湖面津波⇒湖畔住民・観光客が罹災
④ダム湖の埋積⇒砂防機能低下（土石流準備層の蓄積）
⑤集中豪雨・火山噴火⇒吾妻川下流域の土砂災害拡大
⑥利根川河床の上昇⇒洪水被害の拡大・破堤など
⑦水質の悪化・湖底にリン・砒素などを蓄積

空ダムによる被害想定⇒中・小噴火でも住民が罹災

3

河川局による地すべり検討で欠落した「致命的欠陥」と想定被害事例

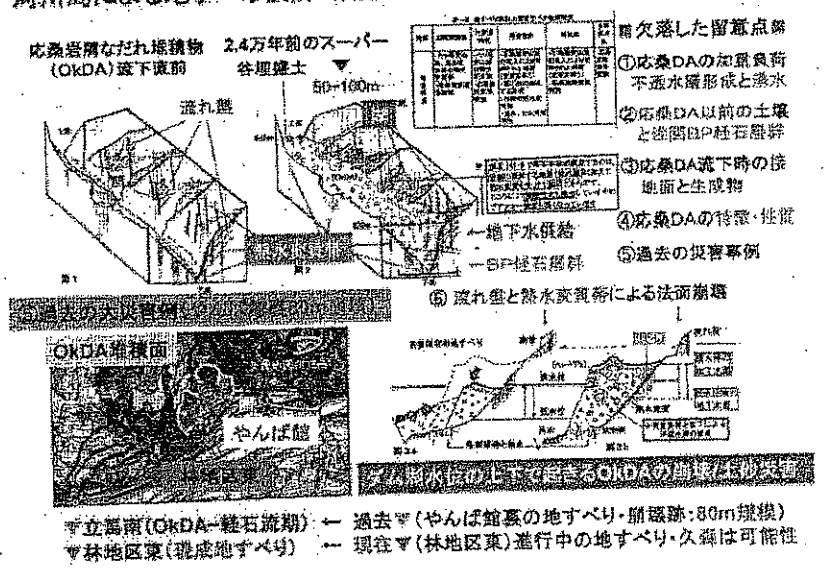

7

4

②吾妻川の谷壁斜面を厚く覆うBP1/2軽石とこれに乗り上げた応桑岩屑なだれ堆積物（OkDA）の関係と堆積面高度の変化（標高635m）



8

ダム建設の為，蛇行地形に偽装された上湯原の巨大地すべ　塊

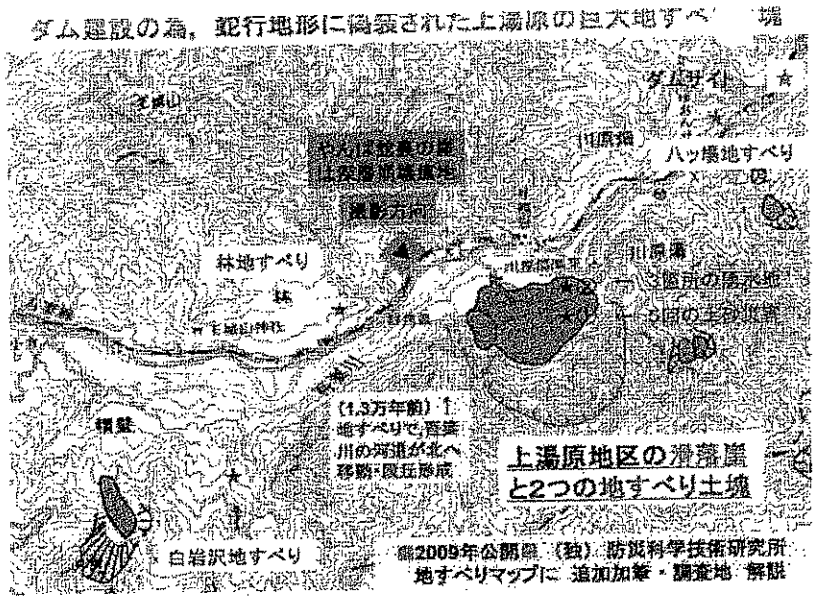

9



10

②上湯原地すべり先端崖の湧水現状（崩壊前の氷の城壁）

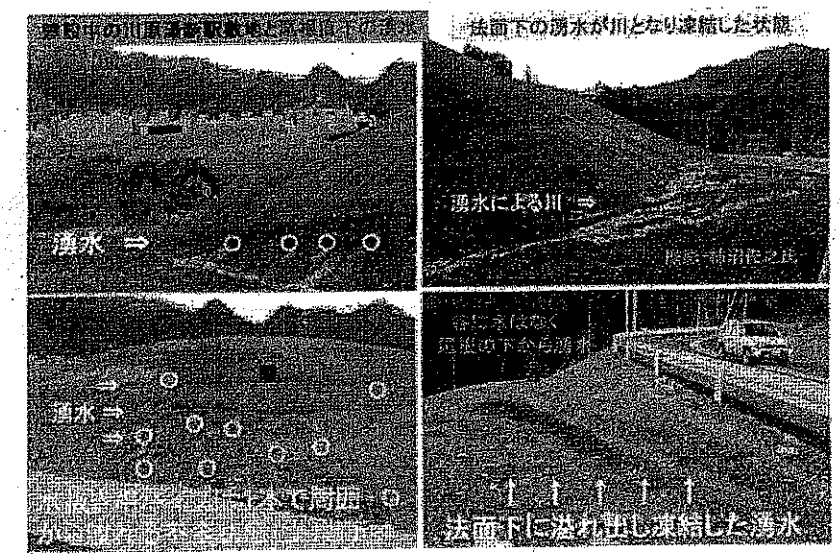

11

(2.4万年前)応桑岩屑なだれ堆積物(OkDA)の流下堆積当時の復元(推定)

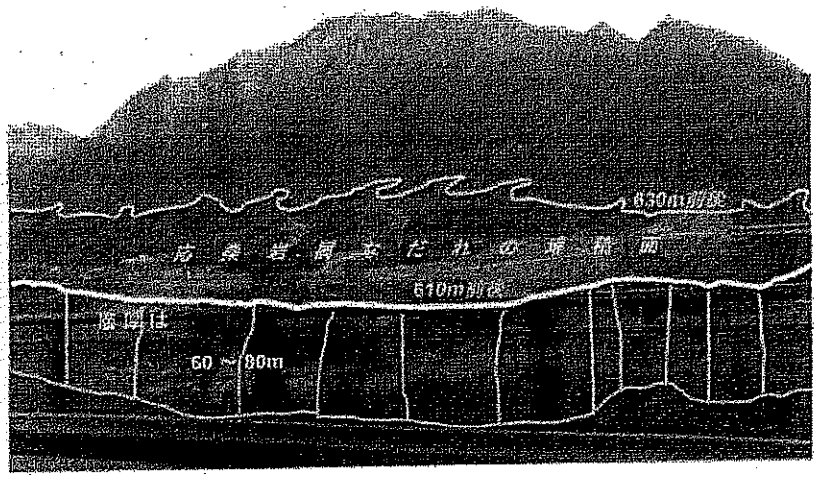

12

(1.36万年前)浅間火山第一軽石流流下直後に上湯原を襲った土石堆積物



1.36万年前　浅間火山第一軽石流下 ⇒ 満水：地下水面上昇 ⇒ ⇒ 排水直後 ⇒ OkDAが地すべり土塊としてずり落ちた結果，背後の崖錐土石が上湯原地区を一瞬で襲った大規模土砂災害

13

上湯原地区全域を襲った大規模土砂災害（代替地・新駅周辺の土砂災害履歴を調査していない実態）

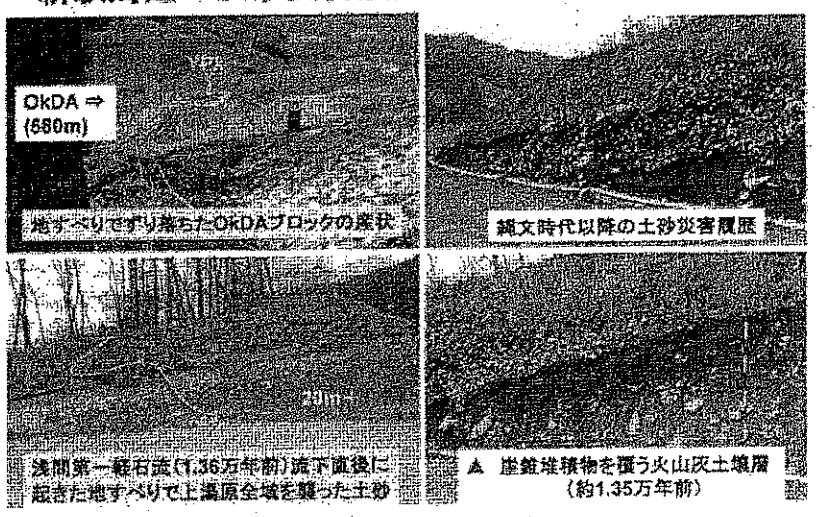

14

国道145号（やんば館上）から見た上湯原の巨大地すべり地全景

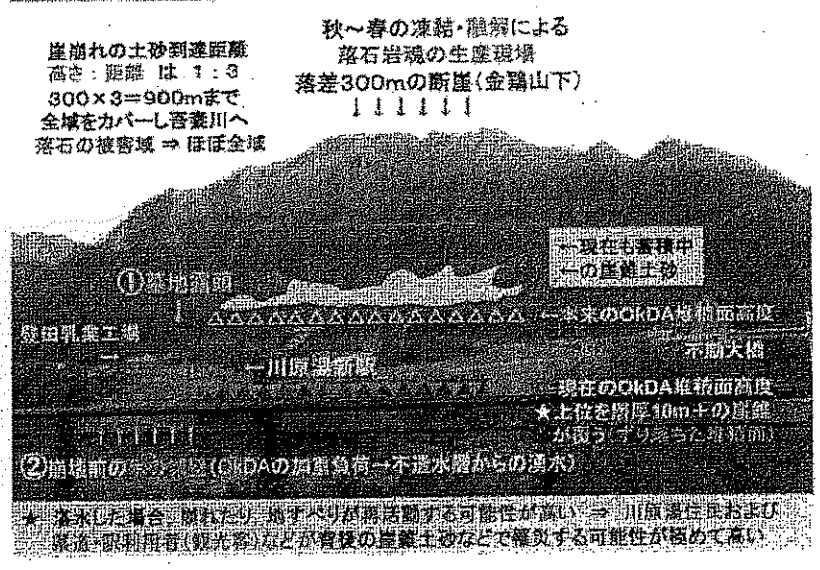
崖崩れの土砂到達距離
高さ：距離 は 1：3
300×3＝900mまで
全域をカバーし吾妻川へ
落石の被害域 ⇒ ほぼ全域

秋～春の凍結・融解による
落石岩魂の生産現場
落差300mの断崖（金鶏山下）
↓↓↓↓↓↓

★ 落水した場合，崩れたり，地すべりが再活動する可能性が高い ⇒ 川原湯住民および渋滞・駅利用者（観光客）などが背後の崖錐土砂などで罹災する可能性が極めて高い

15

応桑岩屑なだれ堆積物(OkDA)に関する
地すべり専門家の誤謬と河川局による偽りの公式見解

★この地層は，崩壊によって出来た礫や砂，粘土などが乱雑に含まれた状態で，締固まったものである

▲崩れた土砂が，乱雑な状態で締め固まったものではありません（ 採点 ⇒ 30点 ）

◎この地層は，火山麓で堆積当時の状態を保持した巨大ブロックが，接地面に流動層を伴い滑下し，途上で分割・堆積したもの

▼

湖成層・土壌・火山灰・土石流・砂礫層・溶岩・火砕流・火砕岩など様々な巨大ブロックで構成され，不均質な特徴を持つ

◎各ブロックは，水浸に強い部分と弱い部分があり，ブロック間の充填物（マトリクス）の粒度組成も異なる（ブロック支持の堆積物）

★粒度分析は，ブロック間のマトリクスを採らず火砕岩ブロック内部をサンプリングしたもの

◎岩屑なだれの流動・堆積機構を理解せず

■国交省出向組（K県土整備部長）■
責任を免れ（人事異動）⇒本省へ戻る

そのほかの地域の応桑層の底部とその下の段丘面や基盤岩との間で性状が変化し地滑り面を形成するかどうか？

★ 水浸沈下試験の結果や各地区の地質の傾斜，形状などから，地滑りが発生すると考えていません⇒（偽り＋ずさん検証）

◎ 熱水変成を受けた火山岩と吾妻渓谷に向かって傾斜した流れ盤の上に，厚さ50m以上で堆積⇒荷重負荷⇒不透水層・すべり面を形成

◎ 過去も現在も既に起きている ⇒ ×
誤字：地滑り × ⇒ 正：地すべり ◎

◎ OkDAは，板鼻褐色軽石（BP）噴火中に発生⇒谷壁斜面や直下にBPが認められます（性状変化調査に不可欠）

▼

★ 河川局と群馬県は隠蔽・検証していない

★ ほダム建設に都合良い解釈データで推進するなど，安全確保を軽視したずさんな検討結果や偽りを公表したもの

16

湖面1号橋川原畑(三平)代替地の法面崩壊と地すべり無対策　実態

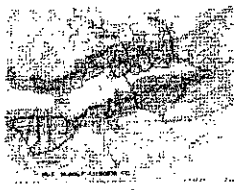

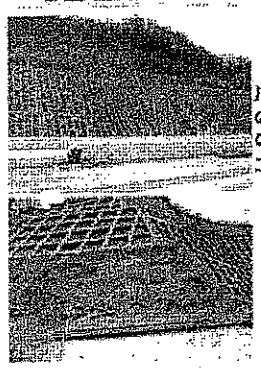

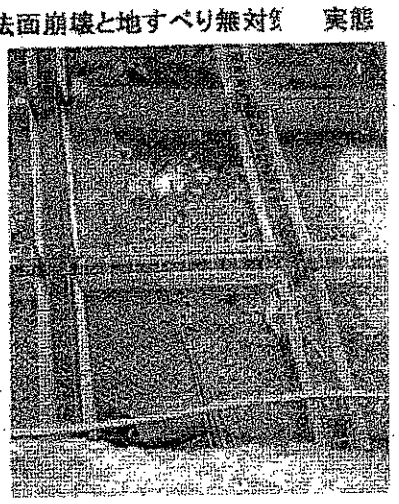

OkDAの荷重負荷による基盤岩の亀裂破砕と湧水、無対策の④地すべりの実態

川原畑と林(湖面3号橋脇)のOkDAの様々な産状(メガブロック)と粒度分析用サンプル採取、分析結果への疑問と矛盾



ハッ場沢トンネル(98年)の亀裂と抽出①地すべりの実態



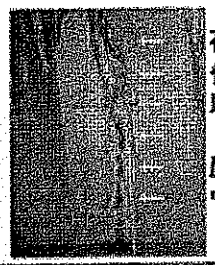

荷重負荷に伴う接合部以外の亀裂・水漏れと炭酸カルシウムの析出

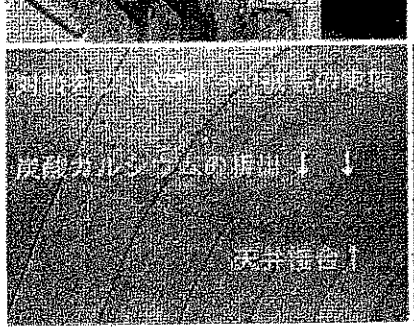

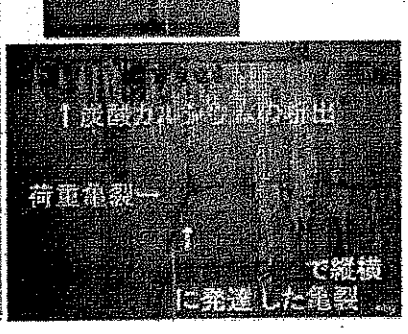

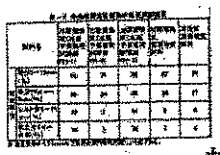

④応桑DAの特徴や性質を反映していない粒度分析上の欠陥・不備
国交省と地スベり専門家の誤謬と誤認識

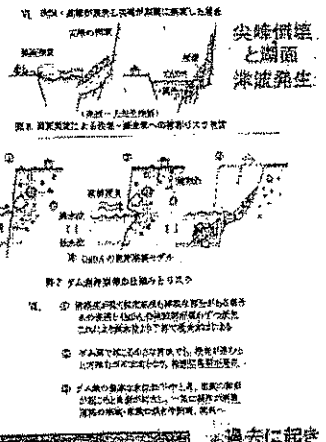

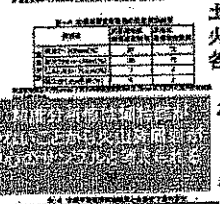

土壌層・火山灰・火砕流・火山砕屑岩・湖成層など各種ブロック認識が欠落

▲

水浸変形と沈下量調査の不備と問題点

▼

崩壊 ⇒湖面津波とブロック崩壊 の認識欠如

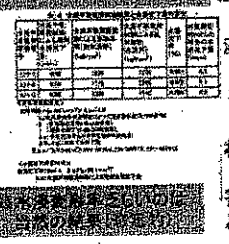

湛水に伴うブロック崩壊の仕組み ①～③ ⇒膨張と収縮の繰り返し 乾燥でも崩壊する

林地区西側で起きたブロック崩壊 を示す 吾妻川左岸の段丘崖と凹凸に富んだ急崖



過去に起きたブロック崩壊の爪痕

JR吾妻線を苦しめた崩壊源

吾妻渓谷（3万年前以降）のモデル地質断面から見た地史

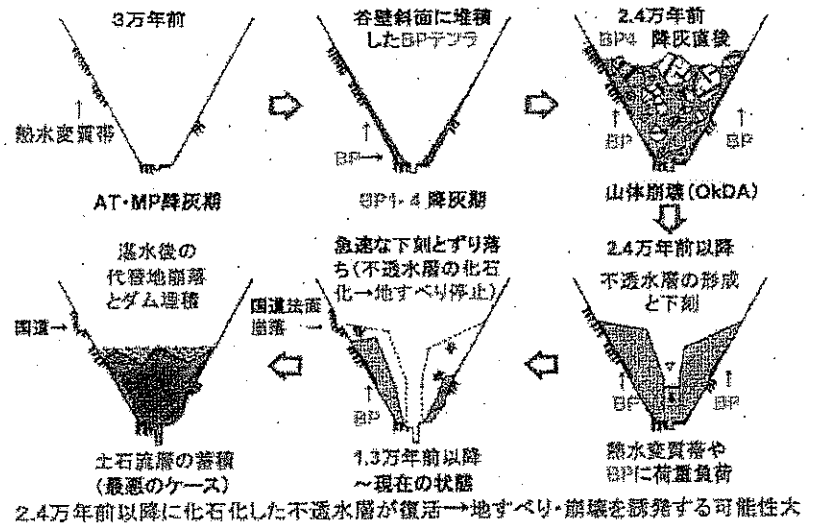

2.4万年前以降に化石化した不透水層が復活→地すべり・崩壊を誘発する可能性大

ダム湖岸の波浪侵食防止用石垣→風化して砂礫化した状態(現在)

完成直後，代替地の安全対策はこれで万全と説明（5年前）．
昨年は代替地景観に配慮した「エコ石垣」です．水は漏りませんし，斜面は安全ですと説明を受けました．
山を削って出た熱水変質した火山砕屑岩を使用した結果，
湛水すれば波浪侵食と地下水上昇で崩れる可能性が高い



理想と現実から乖離した国・関係機関の計画と看板

湖岸崩壊・地すべり・崖錐土砂災害が心配される地域









上湯原地区　新川原湯駅周辺の完成景観

八ッ場ダムサイト上（茂四郎トンネル南）の応桑層堆積面と熱水変質帯の産状 I
下の画像は波浪侵食防止用石垣の様子 総打越代替地より良質な石材使用




■■■

建設中の国道145号線は，なぜ短期間に落石事故が頻発したのか

落石は再び起きるのか⇒可能性高い　理由：1.交通量増加　2.ダム湖水位の影響

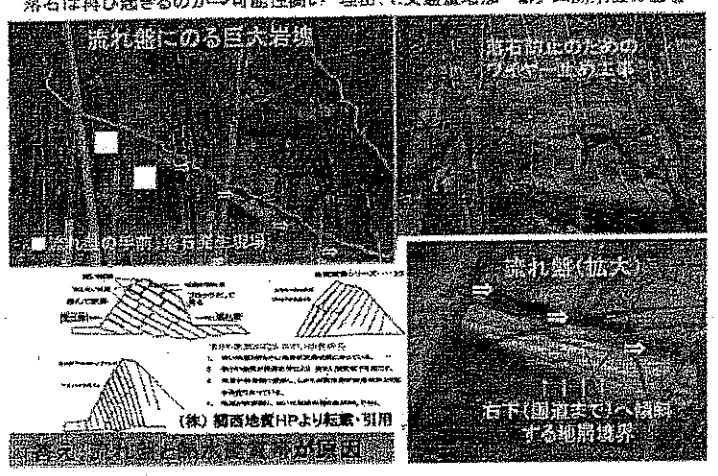

成長途上にある浅間前掛火山の活動履歴とOkDAの層位

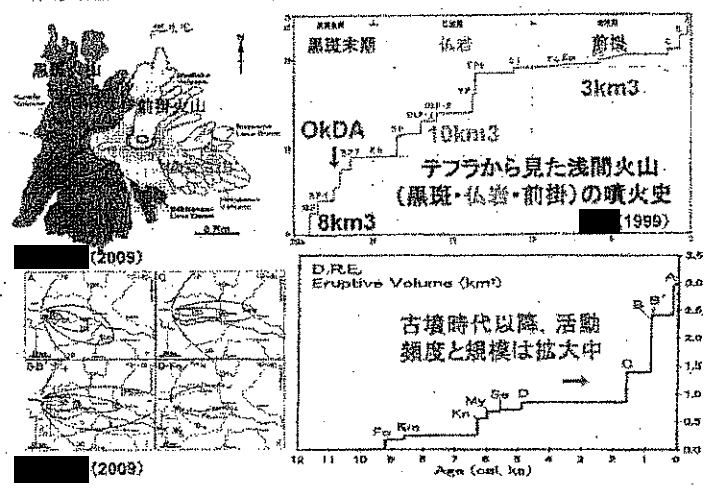

吾妻渓谷と八ッ場ダムの災害リスクと下流への影響

◎非常に高い　○高い　△やや高い　×低い

リスク	地すべり	火山災害	土石流	下流への影響
工事以前	× △	○	×	×
ダム建設	◎	◎	◎	◎
ダム中止（代替地再建）	○	○ △	◎	○ ◎
現地再建（緑化工事）	△ ×	○	△	△ ×

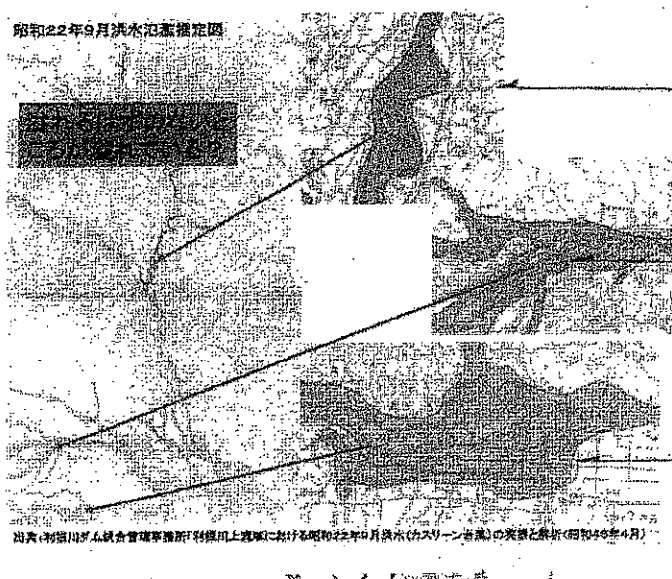

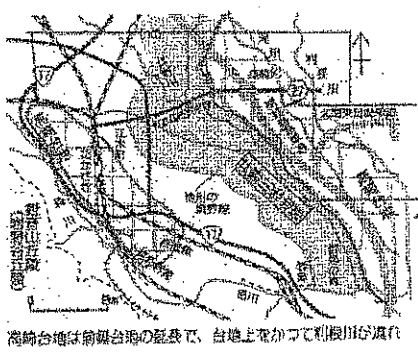

高崎台地は扇状台地の縁辺で、台地上をかつて利根川が流れ

「ふるさと大地」
(上毛新聞社)
2004年 発行

「高崎台地」
P12

利根川統合管理事務所・国交省河川局作成のカスリーン台風の洪水実態解析図は、ねつ造・堆砂量計算も意図的

大熊　孝氏（新潟大名誉教授）による【日本学術会議基本高水評価検討分科会の「検証」を検証する】を追加評価する調査結果

渡川市（旧子持村）長根
河床より30m高い3.5万年前の段丘，この高い位置に水位が上がった記録と痕跡は存在しない．しかも，右岸が30mも水没しながら，左岸は5mでも水没していない図

安中市・駅　精錬所
安中駅及び精錬所が水没したという話は聞いたことも記録もない
「利根川ダム統合管理事務所のねつ造でしょう」と一笑に付されました

上信電鉄　広報部
富岡駅東方の鏑川周辺（福島駅）はじめ各所が水没したという記録があるかとの問い合わせ「上信電鉄100年史」にもそのような記録は無いと回答

高崎台地は氾濫しながら，台地中央・幅2kmの井野川低地帯（高度差7m）は 氾濫していないという稚拙な改ざん図面 [redacted]

ハッ場ダムの堆砂量推定で、最大の土砂供給源：浅間山麓の歴史・砂防実績を除外。運用可能年数を延ばす意図的計算（草津白根山環境）を実施　（辻褄合わせの不正と同じ）

日本学術会議（土木・建築部会）は，文献・資料・地形図・現地検証をしないで結論を出すなど，信頼性を問われかねない審査・検証を行っていたことになる

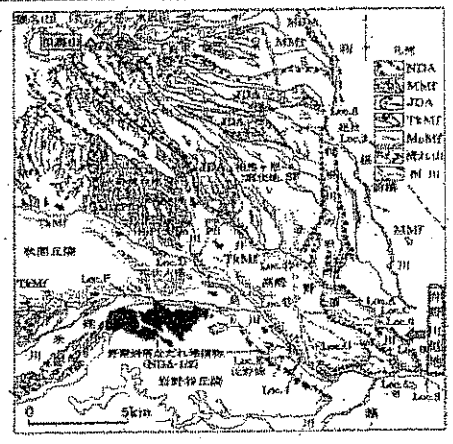

（別添：意見提出様式）

「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する意見

①氏名（フリガナ）	[redacted]				
②住所	（都道府県名）	（市区町村以下）			
	[redacted]	[redacted]			
③電話番号	[redacted]	メールアドレス	[redacted]		
④職業	[redacted]	⑤年齢	[redacted]	⑥性別	[redacted]

意見該当箇所		⑦御意見 （できるだけ200字以内で記載）
頁	行	
0		**パブリックコメント** **（浅間火山の形成史や火山活動が利根川中・上流域の河川地形に与える影響について研究している立場から）** ４－１～８ 全体の評価・意見 １．総事業費・工費の計算の大前提が、防災や運用面でみた場合、基礎データそのものが当初見積もりにあわせるための選択が行われている ①治水と利水に関連する堆砂量評価 吾妻川上流域最大の土砂供給源である浅間火山（活火山）麓の歴史的実績評価を外していること 基礎計算の対象から浅間山麓を流れる河川データ（砂防）を外していること ②草津白根山と浅間山の１万年前以降の活動・土砂災害履歴を含め、明治時代以降の火山活動リスクも反映させていないこと ２．地すべりを引き起こしている原因の一つである応桑岩屑なだれ堆積物（OkDA＝応桑層）の堆積環境（流動・堆積機構）や特性など基礎的認識が根本的に誤っていること 国交省八ッ場ダム工事事務所に示された河川局の公式見解（わずか５頁）に２０箇所以上もの基礎的誤謬と偽りが認められたこと ３．ダム建設に不都合な地質データを改ざんや隠蔽していた事実が認められたこと 国の研究機関（独）防災研や専門研究者が指摘し、巨大地すべり地として認定・公表している事実を、八ッ場ダム建設のため、蛇行地形であると偽装した上で工事を進めてきたこと 過去に起きた地すべり・崩壊・土石流災害の実態を全く把握しようとしていないこと

		さらに、国交省職員の方を現場に案内して具体的に指摘と確認した事例について、検証もせず、公共交通の安全確保をする従事者（JR東日本）に伝えていなかったこと **具体的指摘と事例（意見）**
4.1		4．八ッ場ダム検証に係わる検討の内容 4.1.1　総事業費及び工期 「現在保有している最新のデータ」に基づくとする部分 （意見） 昨年提出されたパブリックコメントは参考にされているのか疑問である。 ※　1の注には、算定した経費について、さらなるコスト縮減と工期短縮について最大限の努力をすることが述べられています。 （意見） ダム湖を作るにあたり周辺部で認められている土砂災害履歴の検証が十分に行われたとはいいがたく、昨年10月国交省職員の方を災害が頻発している履歴のわかる現場へ案内して確認してもらいましたが、はじめて知ったとのこと。川原湯温泉新駅建設現場の真上の地すべり、土石流や落石対策について十分な対策をとっていないことを認めています。 この※1文面は、コスト縮減と工期短縮を前面に出したもので、安全確保の基本である防災の視点を欠いた記述です。同時に、政府の中止方針は考えず、建設推進のための結論ありきの記述と受け止められてもしかたないものです。 （1）総事業費 1）　点検の概要 平成22年度以降残額としては、調査の進展による設計数量の精度向上を反映させた（地質条件、工法変更に伴うものを含む） （意見） 平成19年以降にダム計画に対する慎重あるいは反対する研究や発表に対して真摯に耳を傾けることが行われていれば、地すべりや土砂崩壊・落石問題など地質条件がダム建設に適さない場所であること、災害を誘発する可能性が高い計画であること、土砂対策には莫大な追加措置を繰り返さなければならない地質条件であることなど、基本を見誤る事はなかったものと思われます。
4.3		2）地すべり対策の必要性の点検の概要

		（意見） 最新のデータを用いとしながら、平成２１年作成という古い案で指針を作成しています。その後、パブリックコメントを受け、多くの研究者の指摘や研究発表資料を受領しながら、参照しないまま対策工をしめすことは矛盾しますし、予断なき検証と程遠いものとなっています。
	6行	最大限の地すべり等の範囲を想定した。 （意見） 地すべり対策で重要な構成要素である「応桑岩屑なだれ堆積物（OkDA）＝応桑層」の基礎的認識（堆積環境や流動・堆積機構・堆積物の特性）が根本的に誤っています。 吾妻渓谷の応桑層分布地とは、浅間黒斑火山の山麓域が大規模崩落し、ブロック化した土砂崩壊物の集合体として流れ、谷を埋め尽くして平坦化した場所であること。 しかし、現在の応桑層の堆積面を河床縦断面に投影すると、熱水変質帯地域や断層破砕帯にかかる部分では、最大５０ｍ平均数１０ｍも食い違いずり落ちていることが判明している。 このため、報告書に提示されている安全対策は意味あるものとなっていません。 国交省河川局の公式見解である八ッ場ダム工事事務所のホームページの地すべりに関する記述（わずか５ページの解説文）に、２０箇所以上の基礎的誤謬や偽りの事実が記載されていることも問題です（具体的事実については、機会を設けていただければ詳しくお話いたします）。
4.3		表４－１－２　対策地区一覧　について （意見） 応桑層（OkDA）の堆積環境と特性を把握していれば、「排土工」「押さえ盛土工」「杭工」「アンカー工」のいずれの効果も薄いことがわかります。特に前２者は、応桑層が流下する直前の谷壁斜面や谷底に多量の軽石（浅間板鼻褐色軽石層：As-BP）が堆積している事実、土壌層、流下生成物の存在と未固結の土石であること、水浸するとブッロク崩壊を起こしやすいことなどの認識がない。さらに、「杭工」「アンカー工」は、熱水変質作用を受けた場所や断層破砕帯に乗り上げた応桑層部分で、地すべり現象や崩壊が認められることを見れば、その効果がうすいことが認識できるはずです。
4.4		３）代替地地区の安全対策の必要性の点検の概要 表４－１－３ 川原湯・打越代替地について （意見） 地下水（湧水）の影響で、盛土した部分と地下水面（元の谷・または小滝

		か基盤岩）の接地面あたりから、僅かずつ土砂が下部から流失し、上方の土砂が支えを失った結果、円弧状に盛土が滑落して、下方へ移動します。 ８月７日の豪雨の崩壊パターンも同じです。深刻なことは、地山と盛土の境界部分に多量の水が流れ込んだりしみこみ、境界部分の地下深部から土砂流出が進んだため、支えを失った土砂と地表部分も一気に崩れてしまい、パックリ口を開いたということです。 この境界部分にできた谷や地下の水の道、さらに国交省公開の画像６部分から多量の水と土砂が一気に流れ落ちたと考えます。とくに道路面のアスファルトを板状の飴にたとえれば、たわみに加えて山側に道路面が逆傾斜した現象と段差までできましたから、道路下の盛土（路肩を支える盛り土）と法面からの土砂流出が相当あったと考えられます。一時的に大きな空洞ができているということでしょう。 このような場合、土砂流失に伴う崩壊（路肩崩壊・法面崩壊）といったほうが適切でしょう。 谷埋め盛土地は、打越だけではなく対岸の川原畑でも支流の谷を埋めてしまい平坦地を設けています。ダムをつくらなくても水抜きがうまくいかなければ、どこの谷埋地でも同じことが起きるということです。 一方、谷の前面をコンクリート壁で止めて平坦地を造成している場合、応桑層（OkDA）が支谷の両岸に分布する場所では、応桑層が吾妻渓谷を埋め立てる前の谷壁斜面に地下水を多量に供給し続けてしまうと、ダムをつくらなくても崩壊のリスクが高まってしまいます。 　ダム湖ができた場合は、湖岸は同じ状況におかれますし、さらに応桑層と流下前の谷壁斜面との間の地下水を、湛水と放水の繰り返しで上下させ出し入れしますので、応桑層では接地面に形成された不透水層がスベリ面となり、地スベリを誘発するでしょうし、盛り土地では、表層崩壊、法面崩壊から最悪の場合は、深層崩壊（盛土地全体が一気に崩れ去ること）へ繋がってしまう可能性を考慮しないといけないということです。 ８月７日大雨で起きた法面中段部分の崩壊が、上方の盛り土地の支えに影響すれば、代替地の安全性は、黄色から限りなく赤になるでしょう。このような観点と代替地で崩壊が起きた事実は、代替地の安全性は、湛水する以前でも崩壊の危険性が極めて高い土地だといえます。 安定計算を実施していたはずの場所が、現実に守れていないことは重く受け止めるべきでしょう。 ５年前の打越代替地の造成地見学の際に、波浪浸食防止用の石垣ですと説明し、コスト削減を理由にして熱水変質作用を受けていた土石を使用したため、数年で土砂化がはじまっており、昨年１０月に視察した際に国交省職員の方の説明では、水は張りませんので、景観を考えたエコ石垣ですとの説明を受けました。 これでは、穴あきのダムか空ダムでも作るのでしょうか

		その一方で、対岸の八ッ場沢側では、住民の多くが移り住む打越地区よりも良質な石材を石垣に使用していることが疑問に思えてなりません。
4.6		4.1.2　堆砂計画 八ッ場ダムの堆砂容量（1750 万立方キロ）について、最新の堆砂量推定法を用いた点検 （意見） 流域現場の歴史的実績と最も関係が深い浅間山麓を流れる河川データを反映させていないことは、この堆砂容量計画（1750 万立方キロ）自体が、机上で行われた恣意的なものであるといえます。
	4 行	1) 堆砂容量の考え方 表 4-1-5 吾妻川の既設砂防ダムの実績 堆砂量について 吾妻川で既設砂防ダムとしてあげられた白砂川第一堰堤と根広第一堰堤とは、草津白根火山東山麓末端を流れる白砂川本川と同河川上流の２次支川（長笹沢川）にかかるダムを基準として計算が行われています。 （意見） 吾妻川水系で最大の土砂供給源の浅間山麓を流れる河川の実績土砂供給量を反映していないことは、意図的な選択をしたと言わざるをえません。浅間火山に比べ、土砂排出量が比較的少ない草津側で流域面積も小さい２次支川の堆砂量を基準で全体を比較計算するなど、堆砂量の推計値に幅があるか数値を小さくするために選択していると受け止めざるをえません。 浅間火山の山麓河川の土砂災害履歴を調べた[redacted]（1989）によれば、大日向沢などでは、 （1531年）大雪の後に大規模噴火があり、その後に大雨が降るなど多量の土砂が流下しています。 （1648年）大雪の後の噴火があり、融雪泥流が発生した記録があります。 ２つの噴火で、沢に残存している土砂の層厚は、天明噴火時の規模を上回っています。 一般に、天明噴火のような軽石や火砕流を伴う大規模噴火だけが土砂災害をもたらすと考えがちですが、軽石噴火を伴わない中・小規模噴火（桃山時代から江戸時代のブルカノ式噴火）でも融雪泥流などが発生していますから、計算の基準として反映させなければなりません。 浅間火山水系の谷の災害履歴を計算に入れると、堆砂量が増大しすぎると考えて草津白根火山水系を選んだ可能性さえあり、予断なき検証報告書とはいえません。

（別添：意見提出様式）

4-7	1行 3行	2）堆砂量の推定手法 堆砂量を検討するダムの近傍にあり、気象、地質状況等が類似するダム（以下「近傍のダム」という。） （意見） 選択されたものが近傍類似ダムと果たしていえるのだろうか。 3）八ッ場ダムの堆砂量の点検 「この中には、近傍類似ダムの流域にはあまり含まれていない黒ボク土という火山灰由来の微粒子が多く含まれていると考えられる。 これらの微粒子は、八ッ場ダム貯水池からの放流により流出し、貯水池内に堆積しにくいため、微粒子の挙動を考慮しない手法で堆砂量を計算した場合、堆砂量を過大に見積もる可能性がある。」 （意見） 中部日本で見られる黒土の多くが火山性黒ボク土であり、浅間火山や草津白根火山麓ではいずれも厚くなり、初期条件が同じであれば土壌からの微細粒子の混入率に大きな差異がでることは考えにくい。「近傍類似ダムの流域にはあまり含まれていない黒ボク土という火山灰由来」という表現は、現状の火山性黒ボク土層の等層厚線図（[redacted]1995）から見た場合、適切性を欠いた表現と思われます。 仮に、差異があるならば、草津白根火山の噴火様式と浅間火山の噴火様式の違いもしくは農業や開発に伴う土地利用など人為的要素が強いと考えられます。しかし、微粒子の挙動（放流すれば流出するとされる）をあげて、堆砂量を過大に見積もっている可能性を指摘するだけでは意味はありません。ここでの表記は、計画堆砂量を守るための表現であると誤解を招く可能性さえあります。 過去を含め地質と噴火、気象条件を前提として考慮しなければ中・長期的堆砂実績とはなりえません。ダム周辺の大規模開発に伴う裸地化による土砂流入量の算定や水浸する応桑層（OkDA）からの流出量、崩壊量なども考慮しなければ、真の堆砂量の点検とはいえません。 （吾妻川の堆砂量計算で欠くことが出来ないそのほかの諸点） ① 中・小規模の噴火災害（融雪泥流、土石流ほか） ② 大規模の噴火災害 降下物、火砕流、泥流、土石流 ③ 湛水による地すべり・崩壊・土石流量 ④ 押さえ盛土量と管理 以上、４点を考慮した計算が加味されていなければ、堆砂量推定も信頼性を欠いたものといわざるをえません。ダム建設の正当化のためなら、実態や実績と合わない数字をあげて、羅列したものと判断されます。

※パブリックコメントや発言内容をいい加減に扱っている証拠

12b

「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する関係住民の意見聴取

平成23年11月6日（日）14:00～15:00
さいたま新都心合同庁舎検査棟
発言者：意見発表者8

国交省は、地質、地形用語もわからない方々が文字おこしをしていることがわかります
確認もせらず、問合わせもなし
この文書を公表しています

現在、行われている検証に関連してですけどもパブリックコメントを求められた際に、報告書をチェックしていたところ、かなり中身が誤っていたところがたくさんありましたので、そこを指摘したいと思います。3回ほど実を言うと、この八ッ場ダム問題については学会発表しております。今日お話しする中身については、今年度中に学術雑誌に報告しますので、来年には公表されると思います。それでは始めたいと思います。

八ッ場ダム建設のために蛇行地形に偽装された上湯原の巨大地すべりということを。上湯原の地すべりというのは私の恩師●●●●がですね、八ッ場ダムの検討委員会の小委員会のメンバーの時に、既に懸念されていたものです。この上湯原というのは川原湯温泉の要の再生の非常に重要な拠点であるという。そして駅を造っている場所ということで、この地すべりは見逃してはいけない重要な問題であるということで検証しました。実際に八ッ場ダムを建設した場合、この山の火山活動時の堆積物について研究しておりまして2006年からこの検討を始めました。その結果として、完成による被害がというものが7つ想定されます。1番目としましては、ダムを造ることによって、上流域で側方侵食が進行する。長野原町の役場周辺で河道が横に増えますので側方侵食が起こります。そして、最も私が心配しているのは2番、熱水変質をした基盤があるところに応桑層と言われている山体崩壊物が乗っかっておりまして、それが荷重を受けて、その間の部分で地下水の上昇と下降を繰り返しますと、地すべりあるいは深層崩壊、土石流を誘発します。結果として新駅や代替地住民が罹災をしてしまうという。3番目として土砂が崩壊することによって湖面で津波が起こる。さらにそこの部分の湖畔に住む住民、観光客が罹災をしてしまう。4番目として、これはさらに下流域にとって重要な問題なんですけども、ダム湖の堆砂量というのを考えた場合には、この地すべりの堆砂というのは考えておりませんので、ダム湖が埋まれば、当然砂防機能も低下しますから、土石流準備層が蓄積されます。その結果として、その中で集中豪雨や火山噴火が発生した場合には吾妻川下流域の土砂災害を拡大します。結果として利根川の河床も上昇しますから、治水・利水の議論ではなくて、その前に防災対策が重要な意味合いを持つことになります。7番目として水質の悪化。これはよくご存知のとおり、リンとかヒ素などの蓄積があります。そして空ダム、これは浅川ダムで言われているんですけど、空ダムを造った場合には中小規模の噴火でも浅間山噴火でも住民が罹災してしまうということです。では実際にこの地区でどうして地すべりが起こるか、その仕組みについて簡単にご説明いたします。これは群馬県の応桑層と呼ばれているものの位置図です。この応桑層というのは浅間山のＢＰと言われている軽石噴火中に実際に起きた山体崩壊物で、この土砂のうち、前橋に到達するまでにおそらく推定で1時間ちょっとぐらい。八ッ場地区ですとおそらく数十分以内に到達したとみられます。ここで今みられているのが何かと言いますと、応桑層のすぐ直下に粘土化した軽石がみられ、さらにその重みでもって、荷重でもって下が圧縮されてしまいますから、不透水層が形成されます。しかし、ここは、たまたま段丘の上ですので、もちろん段丘が利水をしておりますので、透水層は化石化しています。しかし、こういう場所に水を入れてやると当然、粘土化しますから地すべりが誘発されるということになります。これは実際に1980年、セント・ヘレンズ火山が噴火した際に起きた深い峡谷を作っていたＶ字谷を埋めた様子です。吾妻渓谷に見られる応桑層というのは、

実はこういう形で堆積をして、既に谷を埋めている。その埋めたところで残ったところが、現在の生活の場であるということが言えます。私はこの図を作って非常に愕然ときたのですけれど、これは八ッ場地区のところですね、長野原町から八ッ場のダムサイトのところまでを河床の縦断、そして今お話しした応桑層の堆積物をプロットしたものですね。このブルーに塗られている部分が、本来であればフラット、まっすぐでなければいけない。ところが、地質で言いますと、熱水変質帯でいきますと堆積面がズタズタに落ちているということが分かります。これはなにかと言いますと、山体崩壊物が2万4千年前に谷を綺麗に埋めたのですが、その後に既に地すべりが崩れ落ちたということを表しています。久森の下のところにあるのが上湯原ですし、川原畑、それから林地区は現在も動いているところですから、地すべり地であることはよくご存知のはずです。つまりこういう形で既に地すべりが起きている、あるいは過去に起きたということがわかっています。こういう崩れた土砂に水を入れますと結果的に大きな被害が出るわけです。もう一つ、私は国交省の報告書を読みまして愕然ときたのはですね、地すべりの専門家という方が3名いらっしゃいますけども、その方達が確実に見落としている致命的欠陥がありました。6つあげておきます。一番目としては応桑層がのっかることによる荷重負荷によって不透水層が出来ている。そしてその不透水層から湧水が出ているということ。2番目として、応桑層が入ってくる前の、V字の谷のところの部分に堆積している土壌層とか軽石層の存在。あるいは大量の土砂が一気に流れますので、その間で接地面と続生成物の、こういうものについての認識が全くありません。4番目として、この山体崩壊物である応桑層の特徴はどうか、性質はどうかということについても、読ませていただきましたけど、全く理解していない。これは私たち火山学を研究している立場からすると、この地すべりの専門家の方のご意見というのは非常に疑問だらけということがあります。そして5番目。過去に既に大規模な災害が起きているということです。一例をあげますとみなさんが良くご存知のやんば館。その裏にある立馬というところがありますが、このやんば館の裏にある綺麗な円弧状の部分というのが実は滑落崖です。堆積面は立馬地区で630mを超えていますから、このやんば館の裏ではですね、実に過去に80m規模の大崩壊が起きていると言うことが分かります。ではどうして、そこでダム湖に水を入れると崩壊が起こるかと言いますと、通常ありますように河床レベルあるいは湖を入れますと、当然このくずれた場所と軟岩の間にはですね、地下水が上昇することになります。で水面よりも地下水が背後ですから、少し高くなります。ここで水を出し入れします。そうするとこの応桑層とかつての谷壁の斜面、この谷の間に既にBPとか生成物がありますから、そこに水を入れてやることになります。繰り返せば崩れるというのは誰にでも分かることです。実際にそれを確認するためにですね、現場を少し見て歩きました。実際にこれは、国交省のなんですけども、応桑層の堆積が640、630、620綺麗に連なっている。ところがその真ん中の部分、川原畑地区を始めとして上湯原では標高が非常に落ちています。そして立馬のところで証拠となる部分が一つありました。基盤岩を直接追って土壌層とBP軽石が間に挟まりまして、応桑が乗り上げているんですね。ですから、ここに水を入れてやれば、これは崩れるということになります。次に、国の研究機関、防災研の方の関係ですが、実際に国は2009年に報告しておりまして、これが上湯原地区で巨大な地すべりであるということを認識しています。私もそうですし、この地域の地質に関わった人間はこれは全て地すべりであるという認識をしております。しかし国交省のホームページでは何故か河川の蛇行地形であるという偽りが書かれております。実際にこれが動いたという証拠をいくつか話をします。一つは、この吾妻川というのは本来であれば直線的に流れているはずです。ところがその直線の部分がこちらの北側のほうに向かって河道が動いています。そしてこのすぐ地すべりの土塊の末端部分ですね、いくつも崩落した土砂が確認できます。しかも、ここは吾妻川が浸食をしてきれいに段丘を作っていることも分かっています。さらにそこの現場、これは群馬県が丸秘

基盤岩

にしている地質の資料です。群馬県の資料を拝見してどういうことが分かったかといいますと、応桑層そのものが実際に動いたということが分かる地質断面図が示されていました。応桑層の間に崖錐堆積物という時間をおかなければ堆積しないようなものが挟まっているということです。そして現地では、湧水が見られます。ここの湧水の特徴は通常河川をやっている人であれば川の谷川に水が出るのは分かります。尾根の下から水が出るなんてことはあり得ないです。尾根の下から水がでるということは、そこに水みちがあるということですね。で、実際にこれがその後の工事現場です。非常にフラットな形で湧水が見られました。水抜きのパイプのところから外れた場所から次々と水がでてきました。さらにこちらの谷の方では水がなくて、尾根の突端部で法面の下から水が溢れて、湧水が見られました。では、その応桑層というのがどれくらいの高さでこの地域を埋め立てているのか検証してみました。この砂防ダム堰堤の背後からずっと類推しまして、ほぼこの状態で応桑層が堆積した。実に 60~80mになります。私が一番心配した最大の理由はこれです。およそ 1 万 3000 年前、この地域に厚さにして 20m という膨大な土砂が一気に到達していることがわかったのです。その土砂がいつ堆積したのかを検証しましたところ、浅間山の第一軽石という 約 1 万 3000 年前に大噴火を起こしまして その火砕流が吾妻渓谷を通って前橋まで到達をしております。その際にこの地域が丁度、土砂ダム状態になりまして、それが決壊した直後、実は崩れて落ちた。しかも崩れ落ちた部分の先端部は、こういう風にいくつもの谷と別れています。明らかにずり落ちています。そして背後の崖錐土石がこの地域を襲ったと。もしこれと同じことが起きた場合には大変になるということで非常に気になりました。これが現場の写真です。実際にブロックとして落ちているものも確認されています。そしてさらに、この落ちた堆積物がボーリングデータにも出ております。そしてさらに、この以降、大体、縄文時代以降、現在に至るまで繰り返しこの地域は背後の金鶏山から土石あるいは土石流、落石が頻発していることが分かっています。これは昨年の 10 月に工事事務所の新しくきた設計課長を直接こういう話をして、ここは新駅を造るすぐ真上であると。しかもこういう地すべりが実際に起きている場所です。落石や土石流対策をキチンとやっておりますかと聞いたら、初めて知りましたという話でした。ですから、当然これは対策をしないとまずいですねということを伝えました。当然、事務所の人は知っていると思います。ところが、今年の 6 月なりましてＪＲ東日本の東京本社に電話を入れまして、この対策はどうなりましたかと聞きましたところ、国土交通省河川局からはそんな話は一度も聞いておりませんと、そういう話を聞いたものですから驚きます。実際にここはどういうふうな経過をたどったかといいますと、かつて 630m 程で埋まっていた場所が、今 580m まで落ちている。そして現在は、この 300m ある断崖から落ちてくる沢沿いの所に溜まっている崖錐堆積物が蓄積しております。ここがもし地すべりを起こしますと、この背後の土砂がこの地域を覆う、あるいは全体を失うことになります。地すべりの専門家の人たちや河川局の公式見解をチェックをしました。基本的に専門家の方たちは先ほど話したように、応桑層というものの性質を全く分かっていません。分かっていないからこのような記述になっています。崩壊によって出来た礫や砂、粘土などが乱雑に含まれた状態で締め固まっているものである。実はこれは全く違いまして、古生層、土壌層、火山灰、土石流、砂礫層、溶岩、火砕流、火砕岩。こういったもので出来た巨大なメガブロックの集合体なんですね。ですから、ブロックごとに水に強い部分もあれば弱い部分もあります。粒度分析をしているといいますけど、この分析も全く意味の無い分析をしてしまっているということですね。他にも水浸沈下試験や各地域の地質の傾斜・形状から地すべりが発生するとは考えていません。ここで僕が驚いたのは、「地すべり」という用語さえ間違っているということです。驚きです。しかもこれは過去に既に起きているということですから、これは間違いなんです。また、この応桑層が流れ下る直前の BP 軽石噴火といのは谷壁斜面に載っていますけど、これについての認識は河川局、群馬県は全く持っ

ていません。次にこれは湖面１号橋の写真です。湖面１号橋というのは既に対策を打ってあるというふう言われていますけど、実は全く打っておりませんで、二社平のみです。三平地区を見ますと応桑層の直ぐ下に、基盤岩が亀裂破砕を起こしまして湧水を伴っております。これはおそらく湖面１号橋の右手になりますけど、ここは湛水した場合には崩れるリスクがあります。次に、これは実際に動いている地すべりです。これを国交省側は動いていないということを言っておりますけれども、現実には動いております。その理由というのは、応桑層のすぐ下にトンネルを造りました。その結果、背後に非常に少ない水系しかないんですけれども、ここで水を溜めております。水が溜まったことによって、応桑層が動き出しまして、実はトンネルが変形しております。トンネルの接合部、こういう部分では、地下水の関連でありますから、そこは問題ないですね。接合部でない部分に縦や横に亀裂が入っております。これは明らかに水を湛水した場合に応桑層が動くということが勝手に表現されていることとなっております。詳しく申しますと、これをモデル化しますと、３万年前以降、谷がありまして、BP が堆積、そして土砂が増える。その結果として熱水変質帯の部分で圧力が加わり、結果として不透水層ができる。こうやっていくことによって、今一気に谷に落ちてくれたお陰で埋められた土砂が滑らないで落ちていかず、ここで踏みとどまっていてくれるというのが実態だということです。仮にここで水を入れますとこれが動き出しますから結果として治水・利水に役立たないどころでなくて生活圏を奪われる事になりかねないことが言えます。では、こういった国の出している図を見ますと具体的に１号橋の右側左手応桑層のあるところです。また、上湯原の所では、ここが崩れると背後から大量の土砂がおそってきます。他にも沢山この応桑層の性質についてわかっていないことがいっぱいあります。時間がありませんので、かいつまんで話しますと、応桑層は水に浸した場合には非常に脆いです。膨張と収縮を繰り返しますから、まず北東部で崩壊が起こります。過去にＪＲ東日本を苦しめた北東崩壊の後が数多くあります。これは、湛水しはじめると最初からこういう事が起きる。また、波浪防止用というふうに説明していたもの、私が聴いた時には、これは水ははりません。エコ石垣と八ッ場ダムの事務所の方はおっしゃっていました。他にも数多くありますけれども時間と言うことで、最後の方まとめておきたいと思います。

実際に、ダムをつくった場合とつくらない場合、あるいは代替地の再建、どれが一番有利かと言いますと現地再建が一番安全であることを申します。申し訳ありません、最後にパワーポイントで言えなかったんで、一番最後のページをご覧下さい。私がこのダムの運用に関して堆砂量という問題にについて国交省側がきちんと認識していないことを指摘しております。まず、右側の方です。各手法による比堆砂量と言うことで、吾妻川の既設砂防ダムを挙げております。根広第一堰堤、白砂川第一堰堤です。実はこれは、草津白根山しかも東の山麓の部分で火山と殆ど縁がないの砂防です。何故この地域で大量の土砂を供給する浅間山ですね。この過去の履歴を、これを入れなければ、結果としてダムは運用する前に埋まる。あるいは、水を湛水した後、大滝ダム以上に悲惨な状態がずっと続くのです。大滝ダム以上に悲惨の状態がずっと続くのです。結局このダムは何の役にも立たない。むしろ災害を生んでしまう可能性がある。しかも検討委員会の関東平野の部分においての洪水の部分、㊞㊞先生が検証されたものを更に私が検証させていただきましたけども、一番下になります。本来溢れてもいないところを溢れさせて、高崎台地が洪水あったと言いながら、その真ん中の部分、井野川低地帯というのは氾濫すらしていない。そういう図を出して河川局の方は学術会議にデータを出している。このような誤ったデータを持って学術会議がちゃんとしたチェックが出来るといいますと全くできないと。そして地元の研究者として㊞㊞先生がいらっしゃいまして、浅間山麓の谷の中の土砂供給量について研究したものがあります。堆砂量も推計できるはずです。こういった浅間山側の砂防データを一切使わないというのは昔から砂防

と利水が犬猿の仲だと研究者の間で良く知られていることです。このようなことまでやってですね、ダムを造ろうというのは非常に間違っていると。これは研究者として明らかに関東地方整備局のこの計画は誤りだということを指摘して終わりたいと思います。

以上

H

13a

(第3種郵便物認可)　2011.11.27 東京新聞　東京　朝

こちら特報部

八ッ場は地滑り多発

追加工事150億円のナゼ

八ッ場ダム（群馬県長野原町）の建設継続の是非について、年内にも前田武志国土交通相が最終判断を下す。ゴーサインが出れば、本体工事の入札が始まることになるが、一方で水没予定地の地滑り対策など約百五十億円の新たな追加工事も計画されている。これまでも複数の研究者が「ダム建設には不向き」と指摘してきたが、一体どのような土地なのか。成り立ちからあらためて考えてみた。（小倉貞俊）



竹本弘幸・拓殖大講師

国が行う地滑りの対策工法

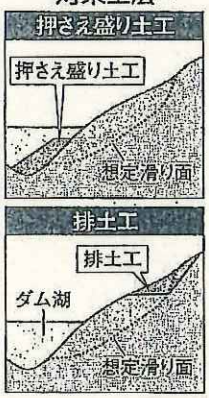

竹本氏が示したのは、米ワシントン州のセントヘレンズ山が一九八〇年五月に噴火した際の写真だ。噴火では、山の不安定な部分がなだれのように高速で崩れ落ちる「岩屑なだれ」という現象が発生。谷は約三十キロもの距離にわたって堆積物に埋め尽くされたという。

「ひと言でいえば、ダムに適さない地質。災害のリスクが少なくない」。群馬県の火山や河川の地形を三十年にわたって研究している竹本弘幸・拓殖大非常勤講師（五三）は、こう話す。

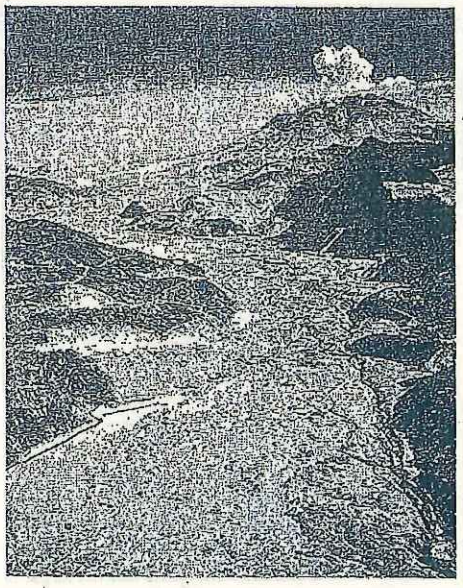

1980年、セントヘレンズ山の噴火で埋められた谷。吾妻渓谷も2万4000年前に応桑岩屑なだれ堆積物で、このように埋まった＝米国地質調査所フォトライブラリーのホームページから

八ッ場ダム建設予定地から約二十キロ離れた長野県境の浅間山（二、五六八㍍）では二万四千年前、大規模な噴火が発生。この際、山の一部が崩壊し、大量の岩屑なだれが吾妻渓谷に流れ下った。渓谷内で最も狭い八ッ場地区から上流は、逆過できなかった土砂で埋め尽くされた。これが「応桑岩屑なだれ堆積物」と呼ばれる地層だ。

その後、長い歳月をかけて浸食され、吾妻川が元通りに流れるようになった後も、吾妻渓谷上流の両岸には、数十㍍もの厚さの堆積物が残される形となった。

「なだれ堆積物は、山の表面が火山噴出物とともにそのままの状態で流れて、固まったもの。土、溶岩、火砕流などさまざまな部分のブロックがくっついている状態で、非常にもろい」

実際、現地を調査したところ、堆積物の地層のある高さや厚さが場所によってばらついており、地滑りが頻発していたことが判明。「地滑りと土砂崩れを繰り返して形成されてきた土地だ」

国交省関東地方整備局も応桑岩屑なだれ堆積物について「土質は締まっているが凝縮力が小さく、水に漬かれば崩れやすくなる」との認識だ。

極めてもろい火山性の地盤

実は、さらに問題視されるのが、なだれ堆積物が乗っかっている火山性の地盤だ。「この地盤は熱水変質帯といい、マグマによる地中内の熱水などで粘土化したり、風化が進んだりして弱くなっている」。地盤はまさに名湯・川原湯温泉の〝源泉〟にも通じる。

八ッ場ダムが建設されれば、ここに水を最大で標高五百八十三㍍地点までためることになるが、安心していいのか。

竹本氏は「堆積物の重みも加わり、地滑りが起こりやすくなる。崩落を誘発する恐れがある」と警鐘を鳴らす。

デスクメモ

前原、馬淵、大畠…二年余で国交相は四代目。八ッ場に関しては誰の時に弾の引き金を引くのかロシアンルーレットで来た。どうやら前田さんになりそうだが、心中はいかばかりか。建設ゴーは公約破りだし、ノーと言うには理由付けが難しい？　ただ地滑り問題は軽視できず、決断をさらに重くする。（旦）

本当にわかっていれば、ダムは作らないし作れない。作らせないでしょう。

・地域地質、火山研究者の最新知見を排除し、予定通りのみと復刊
・ダム建設のため、3.11、を受けても複合災害の視点まで無視
した、中川博次座長、関東地方整備局有識者会議 富村委員
出明委員らの実態
（マニフェスト、議員つるしの手法）

13b

(第3種郵便物認可)　2011.　東京

こちら特報部

八ッ場ダムと自然災害

浅間山リスク 薄い議論

―第一級の活火山―
江戸・天明期に大被害

八ッ場ダム（群馬県長野原町）建設予定地の上流域にある第一級の活火山が浅間山だ。江戸時代の「天明噴火」では、土石なだれが吾妻川に流入し、泥流で多くの犠牲者を出した災害リスク地域でもある。東日本大震災で過去の自然災害が見直される中、ダム建設の是非を判断する前に、国土交通省はどのようなリスク想定論議を行ったのか。（鈴木泰彦、小倉貞俊、前橋支局・伊藤弘喜）

長野県境にある浅間山（標高二、五六八㍍）は二〇〇九年にも噴火するなど、活発な火山活動を続けている。中でも極めて大きな被害をもたらしたのが、天明三（一七八三）年の噴火だ。

中央防災会議の専門調査会が〇六年にまとめた「1783天明浅間山噴火報告書」によると、浅間山は五月九日に噴火活動を開始。その後、三カ月にわたって断続的に中小規模の噴火を繰り返し、八月五日午前、爆発的な噴火によって、崩壊した山体の一部が麓に向かって一気に流れ落ちる「岩屑なだれ」を引き起こした。

岩屑なだれは北麓の鎌原村（現在の嬬恋村）をのみ込んだ後、吾妻川に入って「天明泥流」となり、利根川と合流して百㌔以上も流下、洪水は銚子や江戸にまで達した。この結果、浅間山北麓から関東平野に至る流域の広範囲にわたって甚大な被害をもたらし、約千五百人の生命が失われた。



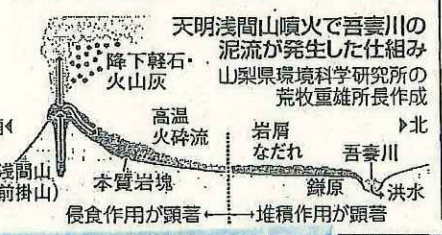

こうした過去の災害事例を踏まえ、事務次官を筆頭にした国交省のタスクフォースが七日、前田武志国交相が諮問した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」に「3・11震災を踏まえた今後の治水システムに関連する知見・情報の整理」と題して報告した。

報告は文献調査に加え、自然災害や防災、危機管理などの専門家に意見を聞いた結果をまとめた。その中で八ッ場ダムは天明泥流と同じ規模の泥流に見舞われた場合であっても、「貯水位を事前に下げておけば大半をダムの貯水池でとどめることができ、なおかつ、ダムの破壊にも結び付かない」というのだ。

八ッ場は治水と利水の多目的ダムだが、さらに専門家八人からもらった「技術的アドバイス」の一例として「土砂災害が発生した場合、ダムがあればそれを受け止めて下流に流さない機能を評価できるのではないか」と砂防ダムとしての役割への言及も紹介された。

「浅間山有事」でもダムの安全性を強調する国交省の主張に対して、委員は慎重な物言いに終始し、明確な評価を避けるコメントが相次いだ。

道上正規・鳥取大名誉教授（河川工学）は「ダムがどうなるかは、いろいろな仮定があるからわからない。これまで大きな公共事業でそういうことをあまり議論していない」と、従来の知見の限界を率直に認めた。

山田正・中央大理工学部教授（土木工学）は、ダムが設計上、想定する力と、想定を超える力を区別し「研究が足りない」と指摘。辻本哲郎・名古屋大大学院教授（同）も噴火泥流に対する八ッ場ダムの効果について「しっかり検証しておかねばならない」とくぎを刺したが、結局〝震災を踏まえた議論〟は二時間で終わった。

国の有識者会議 専門家は「検証必要」

土石流全て排除した治水計画

〇九年二月、真っ白い浅間山が夜空の暗闇を赤く染めて噴火したのは記憶に新しい。その一年余前、一万年前以降、活動をし続ける「前掛山」を外輪山から眼前に望んだ。天明の大噴火からの時間とは、浅間山の十万年前にすれば、一瞬のひと休止だろう。白煙を上げるその雄姿を畏怖しながら思った。（呂）

マスク必至

（降下軽石・地スベリ土石・押さえ盛土 土石流全て排除した治水計画）

（土石流・過去の地スベリ・火山性地震・応力場の変化・層の崩壊などの複合災害の視点から欠落した安全評価）

（地震による崩壊 地スベリ 深層崩壊）

旧政権寄りの官僚、座長、有識者（ダム利権業界）のアリバイ作りに利用された 2時間程度の会議実態

特報部　FAX 03(3595)6911　Eメール tokuho@chunichi.co.jp

八ッ場代替地を歩く

火山の土 風化深刻

山積み土砂、のり面石垣 すぐぼろぼろに

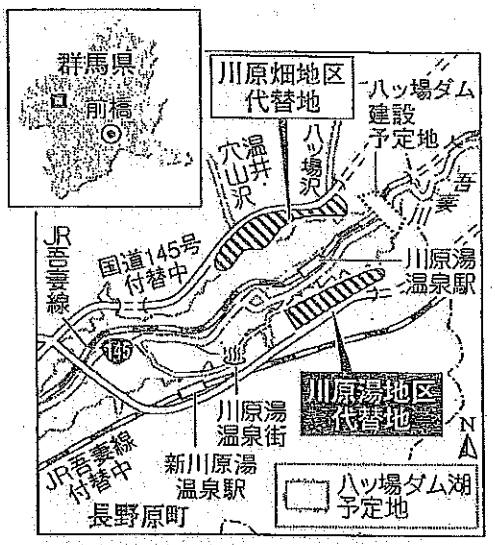



風化が目立つ川原湯地区代替地のり面石垣＝群馬県長野原町で

八ッ場ダム（群馬県長野原町）の水没予定地住民の移転先になる代替地について、専門家らが「国の設計はずさん」と五月十五日付の特報面で指摘したが、別の専門家も代替地周辺での土石流や地滑り発生の危険性に言及した。現場で何が起きているのだろうか。

（篠ケ瀬祐司）

鳩山首相が退陣表明した翌三日も、同ダム建設予定地周辺では、ダム本体以外の付帯工事のつち音が響いていた。

工事車両が行き交うJR吾妻線八ッ場駅近くの代替地「川原畑地区」。この代替地裏の温井・穴山沢脇に、土砂が山積みされていた。人の背丈より高い場所もある。

浅間山の研究を長年続ける竹本弘幸・拓殖大非常勤講師（火山地質）によると、一帯は火山性地盤が地中の熱水などで粘土化したり、風化が進んだ「熱水変質地域」。そこから掘り出されたとみられる土砂は、風雨にさらされて、もろくなっているという。

それなのに、土留め設備は見当たらない。大雨などで代替地に流れ出さないのか。山積み土砂は、近くの八ッ場沢の出口付近にもあった。

竹本氏は先月、地球科学系各学会の連合体「日本地球惑星科学連合」の大会で「ダムができなくても危険な個所がある」と指摘した。山積みの土砂がその一つだという。

心配な場所はほかにもある。川原畑地区の対岸にある「川原湯地区代替地」。温泉街の住民らが移る場所で、山を切り開いたり、盛り土をして造成している。この代替地を支えるのり面の石垣が、ぼろぼろなのだ。

「石垣の大半は火山れきと砂が固まってできた『火山砕屑岩』で、風化が進み、崩れ始めている」と竹本氏。地元関係者も「三年ほど前まではきれいな石垣だった」と言っており、風化が急速に進んでいる。

国はこれらにどう対処しているのか。

国交省八ッ場ダム工事事務所は、山積み土砂について「一時的に置いているだけ。出水がありそうなときは、取り除くか（盛り土を平らに）ならすので問題ない」と説明する。

のり面石垣の風化についても「（代替地の）盛り土はのり面で支えている。のり面は安全性が確保できる勾配で造られている。石垣が風化しても問題ではない。この勾配なら落石もない」との見解だ。

それでも、急な出水時に山積み土砂を確実に取り除くことができるのか、のり面風化が進み土砂が流れ落ちる危険はないのか、疑問が残る。

八ッ場ダム建設中止を打ち出した鳩山内閣は、わずか八カ月で倒れた。今後、同ダム中止の方針が覆されないとも限らない。

竹本氏は「もしダム湖ができれば、地滑りの危険性が高まる」と警鐘を鳴らす。

付近には熱水変質した火山性地盤の上に軽石層が堆積し、浅間山の噴火による「応桑岩屑なだれ」の堆積物が六十㍍以上も積もる。重みの影響もあり、ダム湖につかると熱水変質層や軽石層がさらに弱くなり、そこから地滑りが起こりやすくなるという。

「温泉街や地元住民のことを考えれば、危険個所の対策が急がれる。その上でダム完成後に地滑りの危険性が高まることを、国はよく考えるべきだ」と、竹本氏は指摘する。

ダム湖できれば「地滑りの危険性」

首相の誕生に

富山県　高端、新潟県　清唯校長は「生活が苦しい　れていたことが　ていい　みを語る。

続を公約の一つにした。

特集 日本のブータン人は幸せか／頼れるのは秋篠宮さま

13d

毎週月曜日発行（11月28日発売）通巻1317号

AERA



中学入試「震災異変」

'11.12.5
No.55定価380円

アエラ

女優 尾野真千子

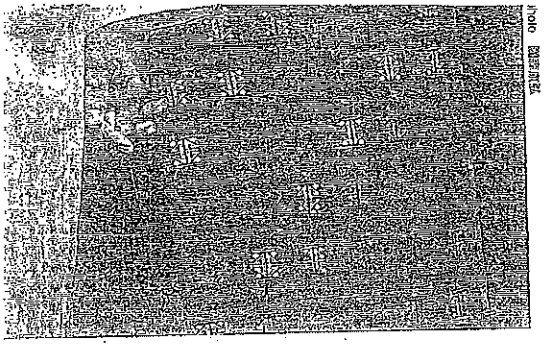

AERA

Asahi Shimbun Extra Report and Analysis
2011.12/5 Vol.24 No.55
©2011 Asahi Shimbun Publications Inc.
【アエラ】とはラテン語で[時代]を意味します。

contents

中高一貫校 **中学入試「震災異変」**
首都圏105校／「放射能」「帰宅困難度」「携帯電話」を調査／徹底除染で人気アップ校／スクールバスで生徒回収……12
北海道・東北・西日本88校最新入試データ……19
17ページに「63ページから北海道、東北、西日本の中高一貫校入試特集」とありますが、制作の都合で「19ページから」に変更しました。

選択 **東京・文京区に住む親の「進路選択」疲れ**
幼稚園から高校まで進路の選択肢「6万4千通り」の前に悩み迷う母親たち……66

皇室 **「女性宮家」は雅子妃あきらめた両陛下の意思？**……22
頼れるのは秋篠宮家
震災後の秋篠宮さまの公務を初めて公開／人知れず4日間もボランティアしていた紀子さま……28

組織 **清武氏独占告白「ナベツネ密室発言をばらす」**
「主筆お言葉メール」社内巡る／「記者会見やめないと身の破滅と脅されました」／江川氏の理由は「無名より悪名」……24

選挙 **橋下徹氏 次のターゲットは総選挙**……26

事業 **八ツ場ダムで山が崩れる**……31

言葉 NHK「カーネーション」の岸和田弁は関西弁やあらしまへん……34

中国 **中国高官は高級腕時計がお好き**……38

対談 最もタオバオを知る日本人対談 中国進出には「淘宝網」を知れ……40

エンタメ **仙台出身の異色パフォーマンス集団「白A」**……47

演劇 第三舞台よ、ありがとう……48

芸能 **赤羽で歌うポール・ポッツ**……53

コレクター 会場は「のだめ」のロケ地 養老孟司プラハの昆虫展へ行く……54

大学 **立教大生が撮った家族ドキュメンタリー「妹はカワイイ自閉症」**……56

リーダー **大人気 落合の「言葉力」を言語学者が読み解く**……63

京電 **国有化「拒絶」の攻防戦**……64

ブータン **日本のブータン人も幸せか**
幸せの「種」はどこにでもある／ブータン「国民総幸福量」指標を大公開……68
ブータン国王夫妻の来日は「皇室外交」のお手本……70

落語 時代と格闘した天才落語家・立川談志……71

事件 **飛ばし「請負人」の正体**……72

今週の1行コピー
ブータン幸せ、大阪府市合わせ。

7 表紙の人◇尾野真千子◎女優
58 現代の肖像◇**市川亀治郎**
◎歌舞伎俳優／千葉 望
74 編集長敬白

好評連載
11 Words◇ウイークリー発言録
大市民講座◇内田 樹
80 つなぐ◇中田英寿
82 ドリトル先生の憂鬱◇福岡伸一
84 前を向いて歩こう◇新浪剛史
86 愛の作法◇姜 尚中
90 はたらく夫婦カンケイ

AERIAL
75 FIGURE マリアノ・ラホイ
76 BOOK 鈴木邦男 評
『世界を語る言葉を求めて』ほか
GOSSIP 業界コンフィデンシャル◇松本佳子
COMIC サブ&お軽の道行◇大橋ツヨシ
78 FILM 映画の記憶◇藤原帰一
『50／50 フィフティ・フィフティ』
MONEY ここだけの話◇ぐっちーさん

表紙
アートディレクター◎戸田正寿
フォトグラファー◎坂田栄一郎

本文
アートディレクター◎福島源之助
デザイナー◎原 睦一／小松史俊／羽多野一道／内藤真理／根本睦子／内藤悠二 チャートデザイナー◎枝常暢子／岡山進矢

ダム建設を進めてはいけない重大理由

八ツ場ダムで山が崩れる

民主党政権になり、まっさきに事業中止が宣言された群馬県の八ツ場ダム。だが、最近の国土交通省の再検討会では、「建設継続」の方針が示された。一方で、脱公共事業の流れとはまったく別に、このダム建設に重大な疑義を唱える声がある。

ライター　長谷川　熙

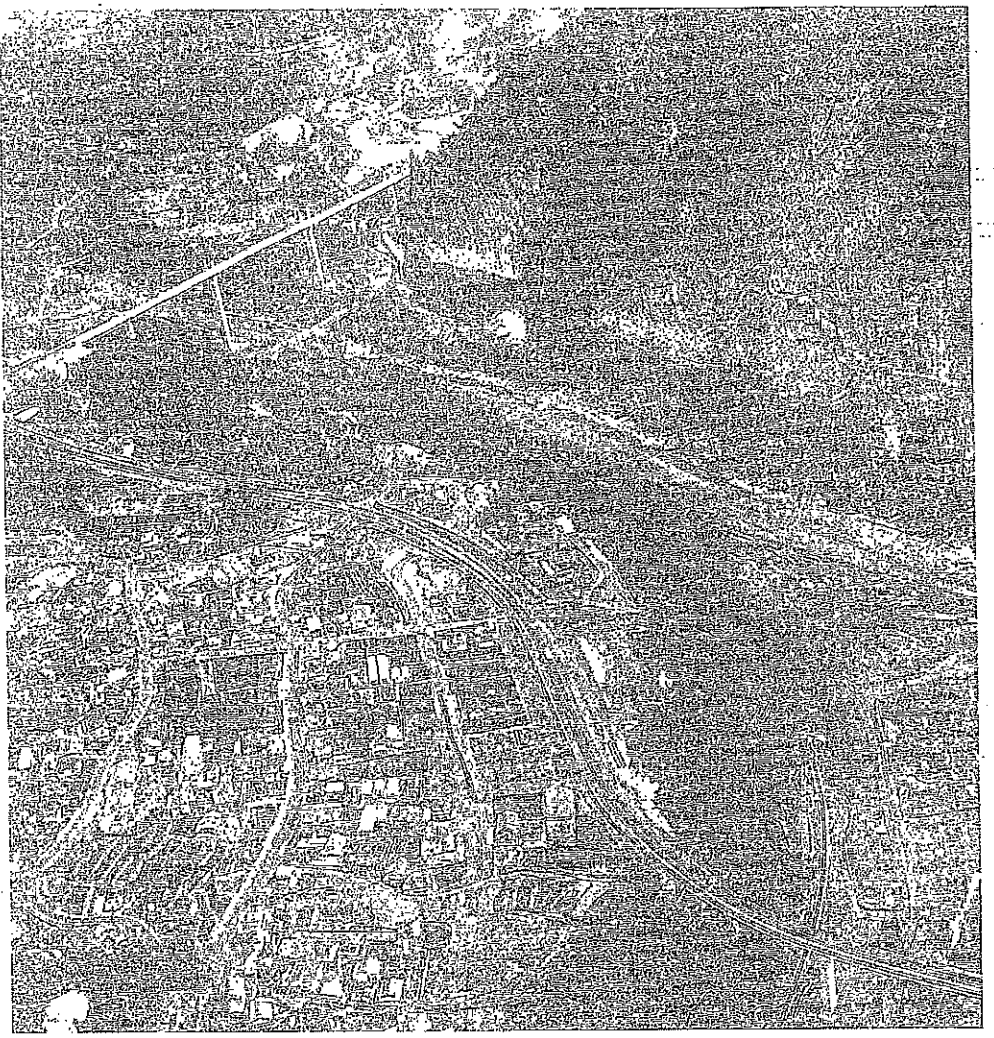

八ツ場ダムの計画地の一部。写真中央、左右に斜めに走る吾妻川沿いがダム湖の建設予定地。左下は群馬県長野原町林地区／2011年2月

群馬県と長野県にまたがる火山、浅間山で突如、頂上から山麓にかけて3分の1ほどが大崩落するという、知られている限り日本最大規模の「山体崩落」が起きたのは、2万4千年ほど前のことだった。

土砂、粘土質、溶岩塊などの巨大な岩屑（がんせつ）なだれが、浅間山の北方から発する吾妻（あがつま）川の峡谷にも押し寄せ、水流を巻き込みながら一挙に高速度で流れ下って、本流の利根川にまでほとばしった。その時の堆積物は流域の群馬県前橋市、埼玉県本庄市でも発見されている。この岩屑なだれの全体量は、有名な1783（天明3）年の浅間山大噴火の際に排出された土石の数十倍にも達したと推定される。

岩屑なだれがとりわけ猛威を振るった吾妻川中流の両岸部には、確認されているだけでも厚さ40～100メートル前後に及ぶ堆積物が連なり、部分的には路頭にも顔を出している。

あっという間に形成されたこの特異な地層は1996年、明治大学卒の地質学研究者で拓殖大学、日本大学講師の竹本弘幸氏(53)により、浅間山山体崩壊で生じた地形がよく観察される群馬県長野原町応桑（おうくわ）の地名を取って、「応桑岩屑なだれ堆積物」と命名された（以下、竹本氏が使う略称の応桑層を用いる）。

水に漬かると崩れる

さまざまな土石塊から成る応桑層は水をよく通し、水に漬かると崩れ、叩けば砕ける。大変脆いこの応桑層で厚く覆われた吾妻峡谷で、吾妻川中流部を塞（せ）き止める八ツ場（やんば）ダムの立地が旧建設省によって計画されたのは1952年である。

09年に誕生した民主党政権は、いったんダム建設中止を打ち出したものの、その後地元や国土交通省の巻き返しなどもあり、まだ最終的な判断は下されていない。今年秋に開かれた関係自治体から意見を聞く検討会では、「事業継続は妥当」という考えが出されたが、最終判断は年内にも下される予定だ。

一方、竹本氏は関東西北部の地質を現地で調査するうちに、応桑層の危険性に突き当たり、関連する論文を学会や学会誌に発表している。以後も、八ツ場ダムが建設され、湛水されると、

photo　朝日新聞社

ダム周辺で湛水に接した応桑層が次々と崩壊、地すべりを起こす危険性を指摘し続けている。地すべりが起きれば、新設の居住代替地も含めて一帯の住民が深刻な被害に遭うばかりか、取り返しのつかない大事態をダム堤にも引き起こす恐れがあると非常に心配している。

実際に、竹本氏に同行してもらって、現地を歩いた。計画されている八ツ場ダム湖の最上流付近のJR吾妻線長野原草津口駅辺りから下流のダム堤予定地に近い同川原湯温泉駅までの吾妻川両岸、つまり計画上のダム湖の両側である。

深層崩壊の危険性

計画地の上流左岸（北岸）に広がる長野原町林地区一帯には、水没予定地の住民が移住する代替地がある。竹本氏によると、この林地区一円の地盤にも応桑層が厚く含まれている。

「あそこにも出ていますよ」

確かにあちこちに応桑層の断面が露出していた。土砂、粘土質、溶岩塊など雑多な岩層から成っている様が目に入る。数十メートルに達する応桑層の斜面で何度も地すべりを起こし、その跡が階段状に残っている一帯も現認した。応桑層という知見はなくても、地下水が危険と察知した群馬県当局は、これまでに地盤から水を抜く集水孔を林地区で約百九十本も掘っている。そのおかげで、かろうじていまは地すべりは食い止められているが、ダム湖が湛水し、応桑層が水漬けになったらどうなるかは明らかだ。

吾妻川に沿った林地区の段丘崖には浸水によって応桑層が凹状に崩れた箇所がずらりと並んでいる。万年単位の中で応桑層の上に新たに別の土石が重なっている場合もあり、応桑層の崩壊、地すべりは所によっては上部の層も必然的に巻き込むと思われる。ダム湖の周りの地盤がダム湖になだれ込めば突然、ダム堤を超える大洪水が吾妻川下流に発生するばかりか、ダム堤自体が破壊される。

「八ツ場ダム湖が湛水したら、先に和歌山や奈良の熊野川流域でも見られたように、林地区も方々で深層崩壊が始まり、移住者の代替宅地も既存のそれもダム湖に呑み込まれてしまう。一帯の地質から起こることがわかっている悲劇を、研究者として何としても食い止めたいのです」（竹本氏）

一方、計画上のダム湖の中流右岸（南岸）に位置する同町上湯原地区の辺りは、標高1072メートルのほぼ絶壁の金鶏山に湾曲状に囲まれ、比較的緩やかに吾妻川へと傾斜しているが、そこにも、厚さ40メートル前後の応桑層が火山灰層や軽石層の下に見られる。

さらにその下には、数百万年前に火山脈から生じた1千度前後の酸性質の熱水で岩盤が化学的、物理的に変質したとみられる熱水変質帯がある。

応桑層に限らず、この熱水変質帯もいかに脆弱かは、別の場所の工事現場に露出していたその地層の中身が大粒のざらめのようだったことからもわかる。

八ツ場ダム計画によれば、水没する吾妻線川原湯温泉駅に代わる新駅は上湯原にできる。竹本氏が恐れているのは、ダムの湛水で同地の応桑層が地すべりを起こせば、吾妻線の駅舎や新造築される周辺施設も押し流されてしまうことだ。さらに、台風12号による奈良の十津川現象のような急激な事態になれば、列車の車両が乗客ごとダム湖に押し流されることも考えられる。

1万年以上前から検討

上湯原の、JR新駅ができる予定地近くで酪農業を営む豊田武夫さん（60）は、ある地点を指さし、こう不安を口にした。

「ここは地すべりが今のところ止まっていると思われる所でしょう。そこにダムの水を差したら、（滑るように）油を入れてやるようなもんじゃないですか」

上湯原地区の問題はそれだけではない。金鶏山の裾野には、この山塊から崩落したとみなされる厚さ20メートルほどもある

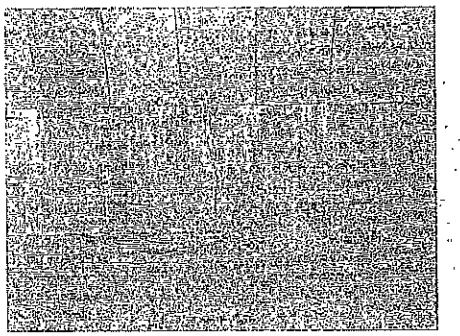

［工事用の八ツ場沢トンネル］
応桑層の下のトンネルは歪み、このように内部には大きな亀裂も入っている

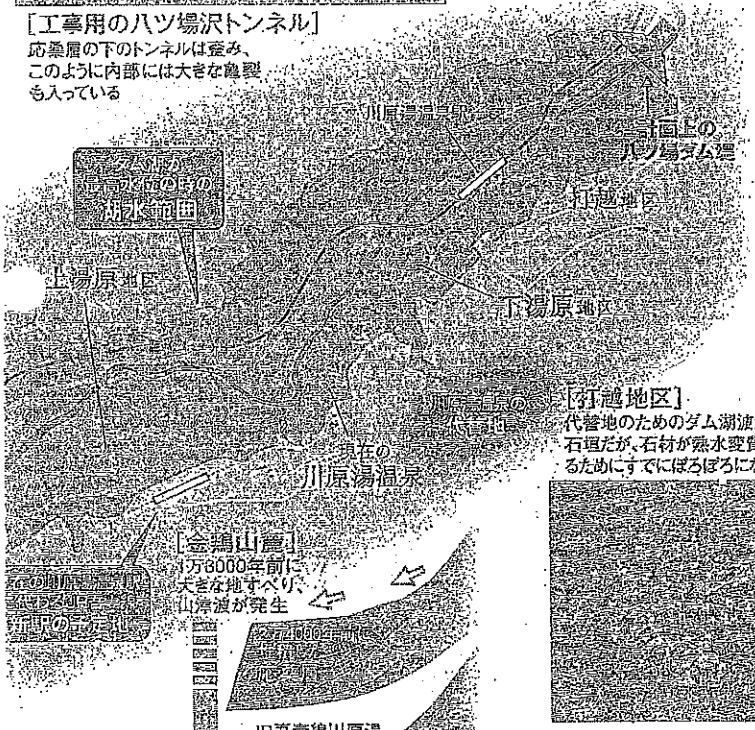

［打越地区］
代替地のためのダム湖波浪浸食防止の石垣だが、石材が熱水変質帯のものであるためにすでにぼろぼろになっている

土石堆積帯が広がっていて、これだけでもいつ山津波となって押し寄せてくるかわからない状態のようだ。

この上湯原地区についてはさらに見逃せない事実がある。竹本氏は今年3月の日本地理学会で、文部科学省所管の独立行政法人で全国地すべりマップを作成している防災科学技術研究所が巨大地すべり地区と指定している場所を、国交省側が河川が蛇行した跡として偽装していたことを発表したのだ。

吾妻線川原湯温泉駅からそう遠くない山腹には水没地住民の打越代替地がある。この地区には応桑層は見られないが、熱水変質帯が分布し、そこに厚さ30メートル以上の盛り土で谷を埋めている。ダム湖の湛水で浸水すれば、移転先の住居も崩れ流される危険をはらむ。

この辺りにはダム湖の最高水面が予定される所に、熱水変質帯から切り出した岩石を使った防波堤石垣が6年前に築かれている。だが、石垣の岩石は見た目にもボロボロなのがわかる。

日本大学文理学部地球システム科学科の遠藤邦彦教授はこう語る。

「地質の研究は過去100～200年の視野では短過ぎ、少なくとも1万年以上遡っての検討が必要だ。山の斜面は一番警戒しないといけないのだが、吾妻川両岸は古い岩盤の斜面に浅間山の山体崩壊の時の岩屑なだれ堆積物が溜まっている。それが今後、どういう災害をもたらすかが大問題なのです」

八ツ場ダムを担当してきた旧建設省や国交省は立地地帯の地質調査結果の全容を開示していないので、応桑層の特性、堆積環境を承知しつつ無視してきたのか、無知だったのかは不明だ。

省庁縦割りの弊害か

竹本氏を暗澹とさせた一つは、政府の地質調査部門が経済産業省系、文科省系、国交省系と分散し、さらに国交省の河川部門内でも治水・利水畑と砂防畑の間の連携、情報交換が乏しいため、適切な判断がなされず、国費を浪費する結果になっていることだ。なかでも、肝心の国交省系の地質学水準が関係他省に比べてひどく見劣りするようにも思えた、という。

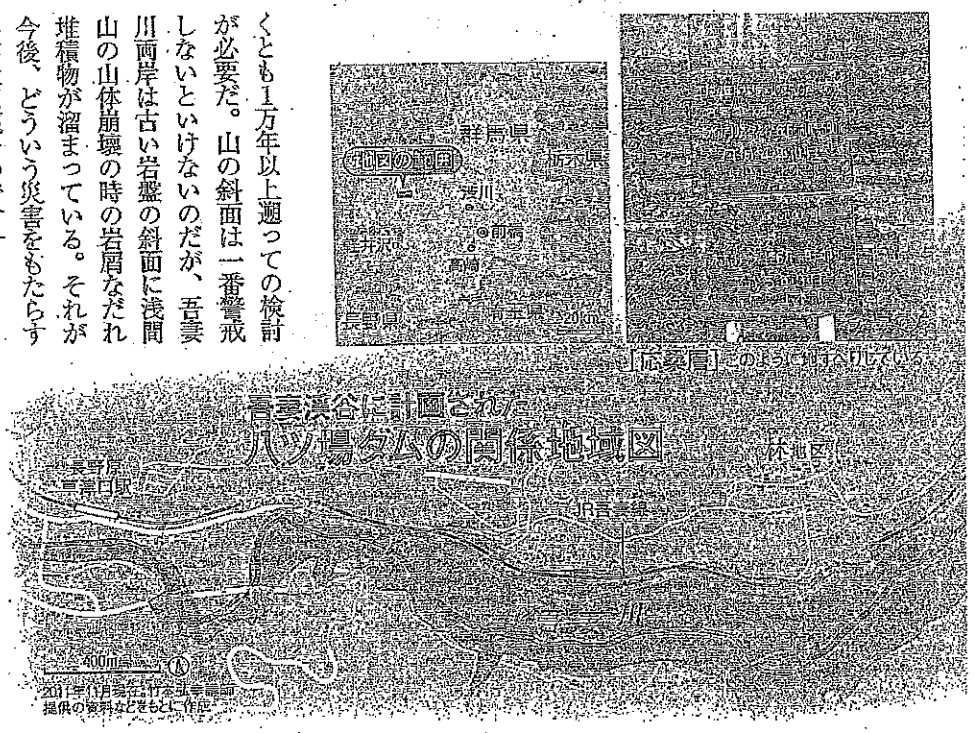

旧建設省と国交省の無知ぶりを示すひとつの例を挙げよう。国交省は13年前、ダム堤予定地近くの八ツ場地区に、工事用の八ツ場沢トンネルを建設した。その内壁にはすでに亀裂が縦横に入り、トンネルそのものに歪みが生じている。このトンネルの上は応桑層で、そこに水が溜まってこの層が動き重圧を加えた結果、と竹本氏はみる。

遠藤教授は憂える。

「あそこまで彼（竹本氏）が調べたことは正しいと思う。応桑層の調査はしていても政府（国交省）はわからなかったのか、そもそも調べていなかったのか。その辺が何も見えてこない。こういう科学の問題は、冷静で客観的な判断ができる場で、正しいデータをもとに検討されなければならず、それが第一歩だ。そこを抜かしていたら問題です」

関係する研究分野のやはり高名な別の専門家はこう述べた。

「私の名前が出なければ楽に話せるのだが……。彼（竹本氏）は優秀な研究者で、言っていることはその通りだが、彼には学閥の背景がないんだ。彼は真面目なので、私は支えたいと思っているが。（検討会類の）人選を見ると、明らかに御用学者を選別している。事実の隠蔽を日常茶飯事にやっている人たちがいることを（ある問題で）知って驚いたことがある」

ダム問題は口にしない

八ツ場ダム計画地付近を竹本氏と歩いていたら、群馬県内のある環境保護団体の活動に協力している自然地理研究者に、ばったり出会った。この人によると、鳥・獣・植物の保全に積極的で厳しい姿勢のその団体の人たちが、八ツ場ダム計画地一帯については一切沈黙し、調査の対象にすらしていないという。このダム問題に関しては、親子、きょうだい、夫婦間でも対立が見られ、自分自身の内部でも葛藤があると、先の豊田さんも述べている。この問題は口にしないようにしている人々が群馬県内では大勢のようだ。

今回、国交省の水管理・国土保全局の関係課に取材を申し入れたところ、八ツ場ダム事業の担当者という岩崎福久水管理・国土保全局治水課事業管理室企画専門官からこう断られた。

「このダム事業についてのパブリックコメント（一般からの意見）を10月6日から11月4日まで再公募し、八ツ場ダム事業の再検証の最中なので当面は……」

特集 日本のブータン人は幸せか／頼れるのは秋篠宮さま

13d

毎週月曜日発行（11月25日発売）通巻1317号

AERA

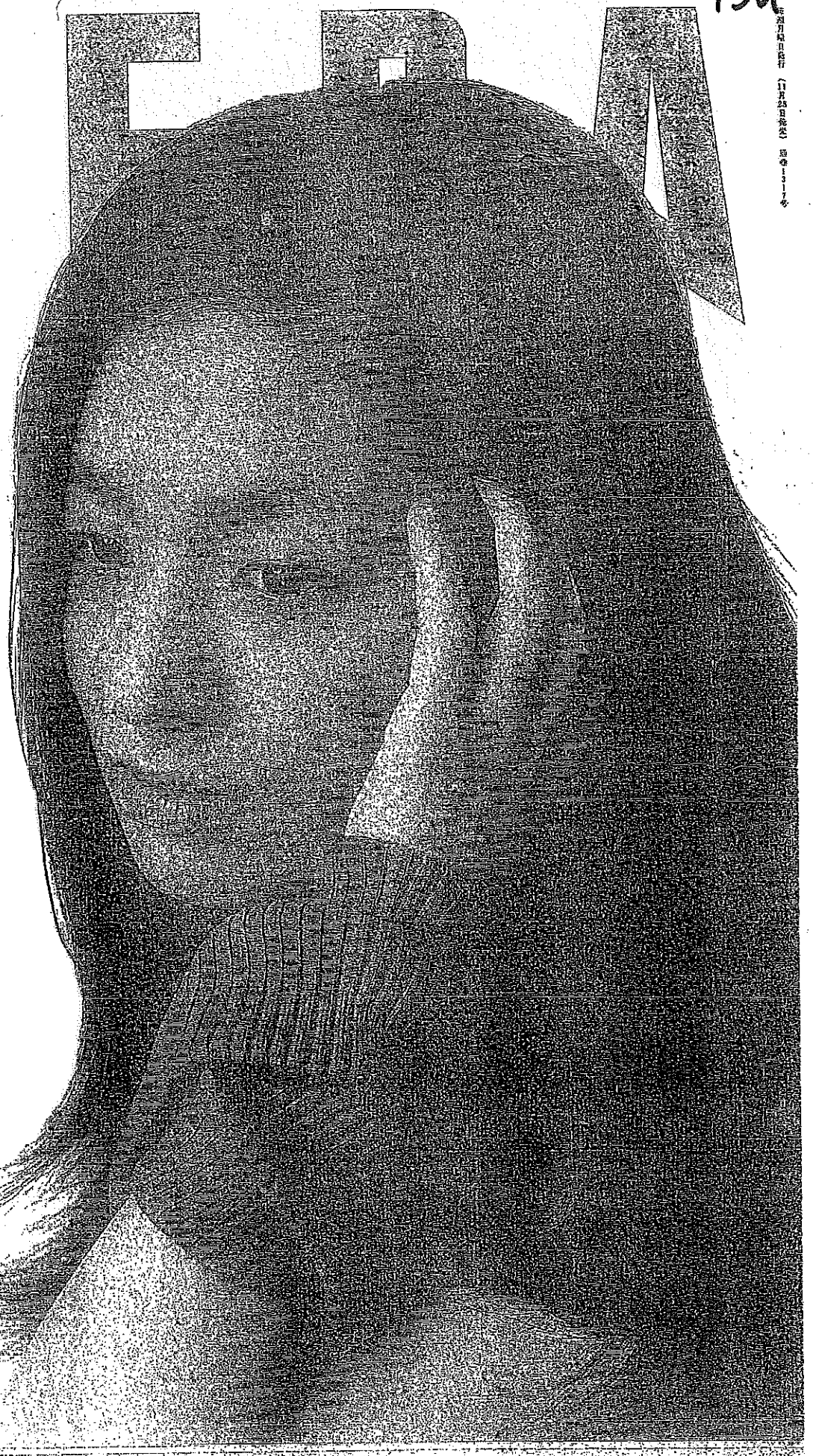

中学入試「震災異変」

'11.12.5
No.55定価380円
アエラ

女優　尾野真千子

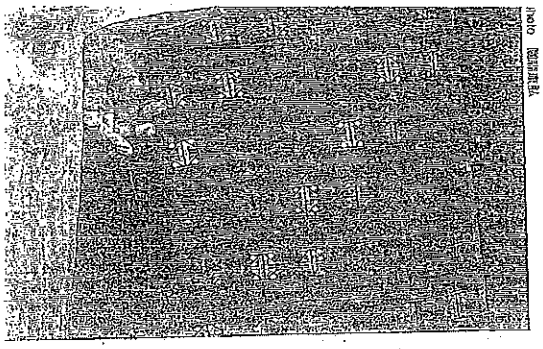

AERA

Asahi Shimbun Extra Report and Analysis
2011.12/5 Vol.24 No.55
©2011 Asahi Shimbun Publications Inc.
【アエラ】とはラテン語で[時代]を意味します。

contents

中高一貫校 **中学入試「震災異変」**
首都圏105校／「放射能」「帰宅困難度」「携帯電話」を調査／徹底除染で人気アップ校／スクールバスで生徒回収……12
北海道・東北・西日本88校最新入試データ……19
17ページに「68ページから北海道、東北、西日本の中高一貫校入試特集」とありますが、制作の都合で「19ページから」に変更しました。

選択 **東京・文京区に住む親の「進路選択」疲れ**
幼稚園から高校まで進路の選択肢「6万4千通り」の前に悩み迷う母親たち……66

皇室 **「女性宮家」は雅子妃あきらめた両陛下の意思？**……22
頼れるのは秋篠宮家
震災後の秋篠宮さまの公務を初めて公開／人知れず4日間もボランティアしていた紀子さま……28

組織 **清武氏独占告白「ナベツネ密室発言をばらす」**
「主筆お言葉メール」社内巡る／「記者会見やめないと身の破滅と脅されました」／江川氏の理由は「無名より悪名」……24

選挙 **橋下徹氏 次のターゲットは総選挙**……26

事業 **八ツ場ダムで山が崩れる**……31

言葉 NHK「カーネーション」の岸和田弁は関西弁やあらしまへん……34

中国 **中国高官は高級腕時計がお好き**……38

対談 最もタオバオを知る日本人対談 中国進出には「淘宝網」を知れ……40

エンタメ **仙台出身の異色パフォーマンス集団「白A」**……47

演劇 第三舞台よ、ありがとう……48

芸能 **赤羽で歌うポール・ポッツ**……53

コレクター 会場は「のだめ」のロケ地 養老孟司プラハの昆虫展へ行く……54

大学 **立教大生が撮った家族ドキュメンタリー「妹はカワイイ自閉症」**……56

リーダー **大人気 落合の「言葉力」を言語学者が読み解く**……63

京電 **国有化「拒絶」の攻防戦**……64

ブータン **日本のブータン人も幸せか**
幸せの「種」はどこにでもある／ブータン「国民総幸福量」指標を大公開……68
ブータン国王夫妻の来日は「皇室外交」のお手本……70

落語 時代と格闘した天才落語家・立川談志……71

事件 **飛ばし「請負人」の正体**……72

今週の1行コピー
ブータン幸せ、大阪府市合わせ。

7 表紙の人◇尾野真千子◎女優
58 現代の肖像◇**市川亀治郎**
◎歌舞伎俳優／千葉 望
74 編集長敬白

好評連載
11 Words◇ウイークリー発言録
大市民講座◇内田 樹
80 つなぐ◇中田英寿
82 ドリトル先生の憂鬱◇福岡伸一
84 前を向いて歩こう◇新浪剛史
86 愛の作法◇姜 尚中
90 はたらく夫婦カンケイ

AERIAL
75 FIGURE マリアノ・ラホイ
76 BOOK 鈴木邦男 評
『世界を語る言葉を求めて』ほか
GOSSIP 業界コンフィデンシャル◇松本佳子
COMIC サブ＆お軽の道行◇大橋ツヨシ
78 FILM 映画の記憶◇藤原帰一
『50／50 フィフティ・フィフティ』
MONEY ここだけの話◇ぐっちーさん

表紙
アートディレクター◎戸田正寿
フォトグラファー◎坂田栄一郎

本文
アートディレクター◎福島源之助
デザイナー◎原 雄一／小松史俊／羽多野一道／内藤真理／根本睦子／内藤悠二 チャートデザイナー◎枝常暢子／岡山進矢

ダム建設を進めてはいけない重大理由

八ツ場ダムで山が崩れる

民主党政権になり、まっさきに事業中止が宣言された群馬県の八ツ場ダム。だが、最近の国土交通省の再検討会では、「建設継続」の方針が示された。一方で、脱公共事業の流れとはまったく別に、このダム建設に重大な疑義を唱える声がある。

ライター　長谷川　熙

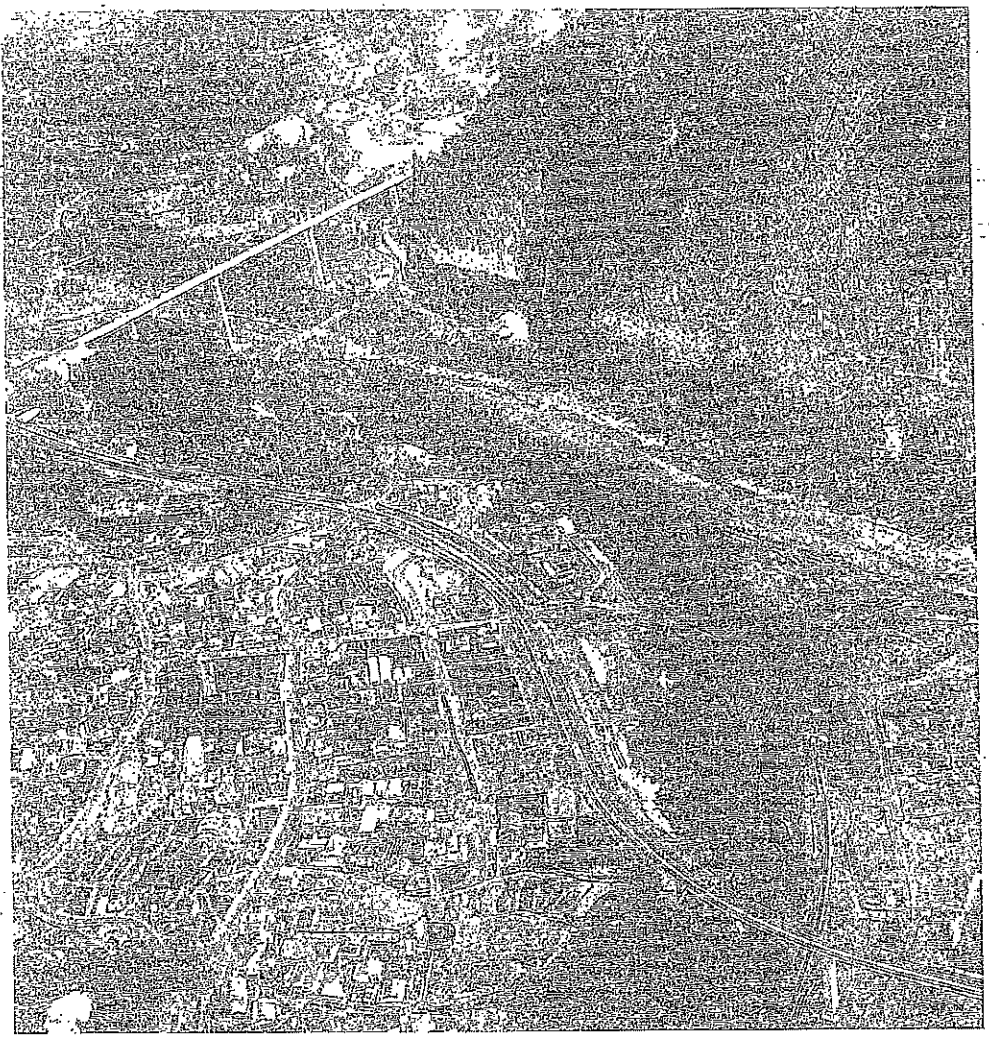

八ツ場ダムの計画地の一部。写真中央、左右に斜めに走る吾妻川沿いがダム湖の建設予定地。左下は群馬県長野原町林地区／2011年2月

群馬県と長野県にまたがる火山、浅間山で突如、頂上から山麓にかけて3分の1ほどが大崩落するという、知られている限り日本最大規模の「山体崩落」が起きたのは、2万4千年ほど前のことだった。

土砂、粘土質、溶岩塊などの巨大な岩屑（がんせつ）なだれが、浅間山の北方から発する吾妻（あがつま）川の峡谷にも押し寄せ、水流を巻き込みながら一挙に高速度で流れ下って、本流の利根川にまでほとばしった。その時の堆積物は流域の群馬県前橋市、埼玉県本庄市でも発見されている。この岩屑なだれの全体量は、有名な1783（天明3）年の浅間山大噴火の際に排出された土石の数十倍にも達したと推定される。

岩屑なだれがとりわけ猛威を振るった吾妻川中流の両岸部には、確認されているだけでも厚さ40～100メートル前後に及ぶ堆積物が連なり、部分的には路頭にも顔を出している。

あっという間に形成されたこの特異な地層は1996年、明治大学卒の地質学研究者で拓殖大学、日本大学講師の竹本弘幸氏（53）により、浅間山山体崩壊で生じた地形がよく観察される群馬県長野原町応桑（おうくわ）の地名を取って、「応桑岩屑なだれ堆積物」と命名された（以下、竹本氏が使う略称の応桑層を用いる）。

水に漬かると崩れる

さまざまな土石塊から成る応桑層は水をよく通し、水に漬かると崩れ、叩けば砕ける。大変脆いこの応桑層で厚く覆われた吾妻峡谷で、吾妻川中流部を塞（せ）き止める八ツ場（やんば）ダムの立地が旧建設省によって計画されたのは1952年である。

09年に誕生した民主党政権は、いったんダム建設中止を打ち出したものの、その後地元や国土交通省の巻き返しなどもあり、まだ最終的な判断は下されていない。今年秋に開かれた関係自治体から意見を聞く検討会では、「事業継続は妥当」という考えが出されたが、最終判断は年内にも下される予定だ。

一方、竹本氏は関東西北部の地質を現地で調査するうちに、応桑層の危険性に突き当たり、関連する論文を学会や学会誌に発表している。以後も、八ツ場ダムが建設され、湛水されると、

photo　朝日新聞社

ダム周辺で湛水に接した応桑層が次々と崩壊、地すべりを起こす危険性を指摘し続けている。地すべりが起きれば、新設の居住代替地も含めて一帯の住民が深刻な被害に遭うばかりか、取り返しのつかない大事態をダム堤にも引き起こす恐れがあると非常に心配している。

実際に、竹本氏に同行してもらって、現地を歩いた。計画されている八ツ場ダム湖の最上流付近のJR吾妻線長野原草津口駅辺りから下流のダム堤予定地に近い同川原湯温泉駅までの吾妻川両岸、つまり計画上のダム湖の両側である。

深層崩壊の危険性

計画地の上流左岸（北岸）に広がる長野原町林地区一帯には、水没予定地の住民が移住する代替地がある。竹本氏によると、この林地区一円の地盤にも応桑層が厚く含まれている。

「あそこにも出ていますよ」

確かにあちこちに応桑層の断面が露出していた。土砂、粘土質、溶岩塊など雑多な岩層から成っている様が目に入る。数十メートルに達する応桑層の斜面で何度も地すべりを起こし、その跡が階段状に残っている一帯も現認した。応桑層という知見はなくても、地下水が危険と察知した群馬県当局は、これまでに地盤から水を抜く集水孔を林地区で約百九十本も掘っている。そのおかげで、かろうじていまは地すべりは食い止められているが、ダム湖が湛水し、応桑層が水漬けになったらどうなるかは明らかだ。

吾妻川に沿った林地区の段丘崖には浸水によって応桑層が凹状に崩れた箇所がずらりと並んでいる。万年単位の中で応桑層の上に新たに別の土石が重なっている場合もあり、応桑層の崩壊、地すべりは所によっては上部の層も必然的に巻き込むと思われる。ダム湖の周りの地盤がダム湖になだれ込めば突然、ダム堤を超える大洪水が吾妻川下流に発生するばかりか、ダム堤自体が破壊される。

「八ツ場ダム湖が湛水したら、先に和歌山や奈良の熊野川流域でも見られたように、林地区も方々で深層崩壊が始まり、移住者の代替宅地も既存のそれもダム湖に呑み込まれてしまう。一帯の地質から起こることがわかっている悲劇を、研究者として何としても食い止めたいのです」（竹本氏）

一方、計画上のダム湖の中流右岸（南岸）に位置する同町上湯原（ゆばら）地区の辺りは、標高1072メートルのほぼ絶壁の金鶏山（きんけいざん）に湾曲状に囲まれ、比較的緩やかに吾妻川へと傾斜しているが、そこにも、厚さ40メートル前後の応桑層が火山灰層や軽石層の下に見られる。

さらにその下には、数百万年前に火山脈から生じた1千度前後の酸性質の熱水で岩盤が化学的、物理的に変質したとみられる熱水変質帯がある。

応桑層に限らず、この熱水変質帯もいかに脆弱かは、別の場所の工事現場に露出していたその地層の中身が大粒のざらめのようだったことからもわかる。

八ツ場ダム計画によれば、水没する吾妻線川原湯温泉駅に代わる新駅は上湯原にできる。竹本氏が恐れているのは、ダムの湛水で同地の応桑層が地すべりを起こせば、吾妻線の駅舎や新造築される周辺施設も押し流されてしまうことだ。さらに、台風12号による奈良の十津川現象のような急激な事態になれば、列車の車両が乗客ごとダム湖に押し流されることも考えられる。

1万年以上前から警鐘

上湯原の、JR新駅ができる予定地近くで酪農業を営む豊田武夫さん（60）は、ある地点を指さし、こう不安を口にした。

「ここは地すべりが今のところ止まっていると思われる所でしょう。そこにダムの水を差したら、（滑るように）油を入れてやるようなもんじゃないですか」

上湯原地区の問題はそれだけではない。金鶏山の裾野には、この山塊から崩落したとみなされる厚さ20メートルほどもある

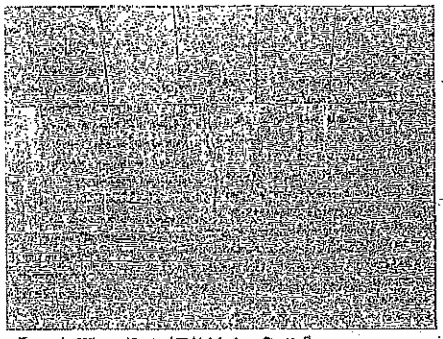

[工事用の八ツ場沢トンネル]
応桑層の下のトンネルは歪み、このように内部には大きな亀裂も入っている

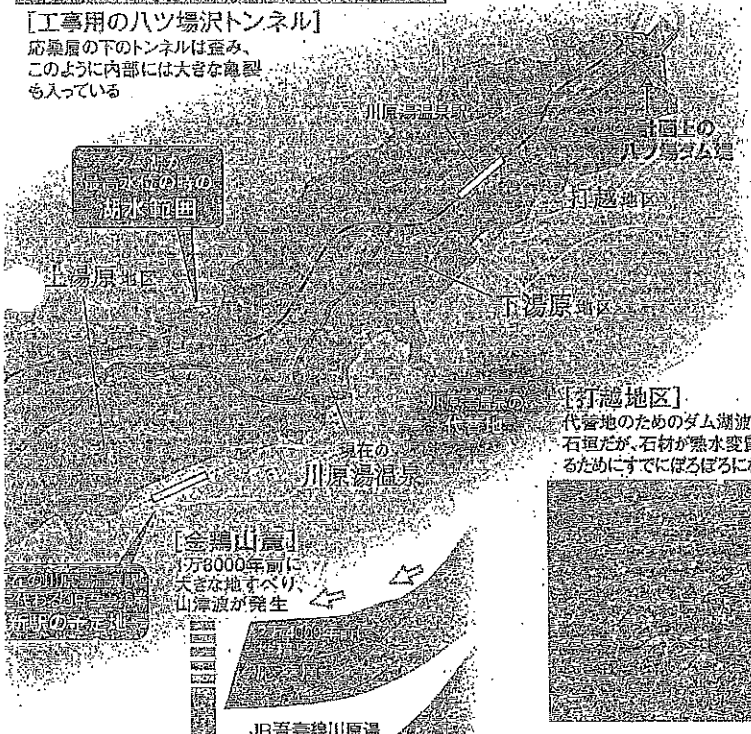

[打越地区]
代替地のためのダム湖波浪浸食防止の石垣だが、石材が熱水変質帯のものであるためにすでにぼろぼろになっている

土石堆積帯が広がっていて、これだけでもいつ山津波となって押し寄せてくるかわからない状態のようだ。

この上湯原地区についてはさらに見逃せない事実がある。竹本氏は今年3月の日本地理学会で、文部科学省所管の独立行政法人で全国地すべりマップを作成している防災科学技術研究所が巨大地すべり地区と指定している場所を、国交省側が河川が蛇行した跡として偽装していたことを発表したのだ。

吾妻線川原湯温泉駅からそう遠くない山腹には水没地住民の打越代替地がある。この地区には応桑層は見られないが、熱水変質帯が分布し、そこに厚さ30メートル以上の盛り土で谷を埋めている。ダム湖の湛水で浸水すれば、移転先の住居も崩れ流される危険をはらむ。

この辺りにはダム湖の最高水面が予定される所に、熱水変質帯から切り出した岩石を使った防波浪石垣が6年前に築かれている。だが、石垣の岩石は見た目にもボロボロなのがわかる。

日本大学文理学部地球システム科学科の遠藤邦彦教授はこう語る。

「地質の研究は過去100～200年の視野では短過ぎ、少なくとも1万年以上遡っての検討が必要だ。山の斜面は一番警戒しないといけないのだが、吾妻川両岸は古い岩盤の斜面に浅間山の山体崩壊の時の岩屑なだれ堆積物が溜まっている。それが今後、どういう災害をもたらすかが大問題なのです」

八ツ場ダムを担当してきた旧建設省や国交省は立地地帯の地質調査結果の全容を開示していないので、応桑層の特性、堆積環境を承知しつつ無視してきたのか、無知だったのかは不明だ。

省庁縦割りの弊害か

竹本氏を暗澹とさせた一つは、政府の地質調査部門が経済産業省系、文科省系、国交省系と分散し、さらに国交省の河川部門内でも治水・利水畑と砂防畑の間の連携、情報交換が乏しいため、適切な判断がなされず、国費を浪費する結果になっていることだ。なかでも、肝心の国交省系の地質学水準が関係他省に比べてひどく見劣りするようにも思えた、という。

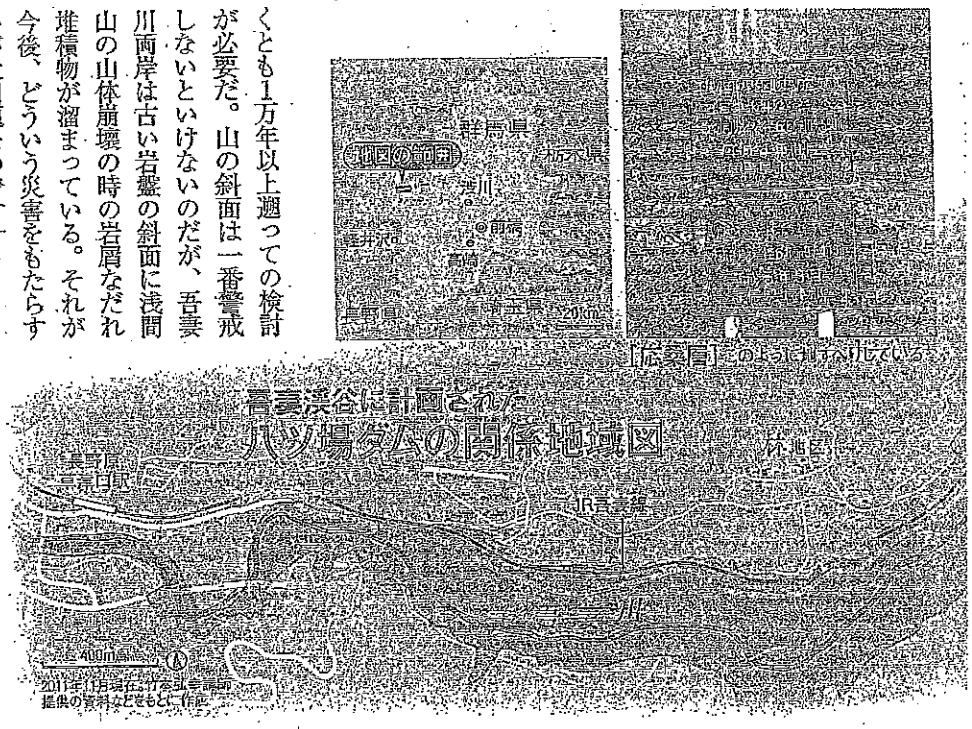

旧建設省と国交省の無知ぶりを示すひとつの例を挙げよう。国交省は13年前、ダム堤予定地近くの八ツ場地区に、工事用の八ツ場沢トンネルを建設した。その内壁にはすでに亀裂が縦横に入り、トンネルそのものに歪みが生じている。このトンネルの上は応桑層で、そこに水が溜まってこの層が動き重圧を加えた結果、と竹本氏はみる。

遠藤教授は憂える。

「あそこまで彼（竹本氏）が調べたことは正しいと思う。応桑層の調査はしていても政府（国交省）はわからなかったのか、そもそも調べていなかったのか。その辺が何も見えてこない。こういう科学の問題は、冷静で客観的な判断ができる場で、正しいデータをもとに検討されなければならず、それが第一歩だ。そこを抜かしていたら問題です」

関係する研究分野のやはり高名な別の専門家はこう述べた。

「私の名前が出なければ楽に話せるのだが……。彼（竹本氏）は優秀な研究者で、言っていることはその通りだが、彼には学閥の背景がないんだ。彼は真面目なので、私は支えたいと思っているが。（検討会類の）人選を見ると、明らかに御用学者を選別している。事実の隠蔽を日常茶飯事にやっている人たちがいることを（ある問題で）知って驚いたことがある」

ダム問題は口にしない

八ツ場ダム計画地付近を竹本氏と歩いていたら、群馬県内のある環境保護団体の活動に協力している自然地理研究者に、ばったり出会った。この人によると、鳥・獣・植物の保全に積極的で厳しい姿勢のその団体の人たちが、八ツ場ダム計画地一帯については一切沈黙し、調査の対象にすらしていないという。このダム問題に関しては、親子、きょうだい、夫婦間でも対立が見られ、自分自身の内部でも葛藤があると、先の豊田さんも述べている。この問題は口にしないようにしている人々が群馬県内では大勢のようだ。

今回、国交省の水管理・国土保全局の関係課に取材を申し入れたところ、八ツ場ダム事業の担当者という岩崎福久水管理・国土保全局治水課事業管理室企画専門官からこう断られた。

「このダム事業についてのパブリックコメント（一般からの意見）を10月6日から11月4日まで再公募し、八ツ場ダム事業の再検証の最中なので当面は……」